令和3年度

外務省政策評価書

令和3年8月 **外 務 省**

目 次

[概 要]		1
令和3年度	政策評価の概要	3
[施策に係る	事後評価]	_ 33
基本目標Ⅱ	分野別外交	_ 35
施策Ⅱ-1	国際の平和と安定に対する取組	37
施策Ⅱ-2	国際経済に関する取組	_163
施策Ⅱ-3	国際法の形成・発展に向けた取組	_223
施策Ⅱ-4	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	_249
基本目標Ⅲ	広報、文化交流及び報道対策	261
施策Ⅲ-1	内外広報・文化交流・報道対策	_263
基本目標Ⅵ	経済協力	329
施策Ⅵ-1	経済協力	_331
施策Ⅵ-2	地球規模の諸問題への取組	_373

⁽注)基本目標 I、IV及びVについては、モニタリングを実施しており、別冊の「令和3年度政策評価事前分析表」に掲載。

[概 要]

令和3年度政策評価の概要

1 はじめに

外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて 良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日 本国及び日本国民の利益の増進を図ること(外務省設置法第3条)です。令和2年度においても限られ た投入資源(予算、定員)を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施 しました。本書は、当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

なお、別冊となる令和3年度外務省政策評価事前分析表において、本書の政策評価を踏まえた令和3 年度目標等を設定しています。

2 外務省の政策評価

(1) 政策評価制度の導入

外務省は、平成13年6月制定、平成14年4月1日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」 (以下、政策評価法)により各府省が自らの行った政策について評価を行うことが義務付けられたこと を受け、平成14年度実施政策から政策評価を実施しています。

(2) 政策評価の実施体制

ア 施策所管部局

外務省が行う政策評価では、個別の施策を所管する各部局が、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの部局が担当する施策について自己評価を行います。施策所管部局は、取組の実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価します。

イ 評価の総合審査

大臣官房総務課、考査・政策評価室、会計課、総合外交政策局総務課及び政策企画室が、施策所管部局が実施した評価に対する総合的な審査を行います。

ウ 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっていますが、同法第3条第2項で、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省では、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、平成15年度から政策評価及び外交に関する有識者から成る「外務省政策評価アドバイザリー・グループ(AG)」を設置しています。AGからは、外務省の評価方法の適正性や基本的な方針などの策定・改定及び評価結果について意見を聴取しています。

今回の政策評価書作成に際しても、令和3年1月及び6月にテレビ会議方式でAG会合を開催し、評価書の形式、記述の在り方等について所見を述べていただくとともに、令和3年6月にAGメンバーに対し各施策の評価の妥当性等についての所見の執筆を求め、同所見を評価書に掲載しています(下記6参照)。

AGメンバーは以下のとおりです。

秋月 謙吾 京都大学法学研究科 教授

遠藤 乾 北海道大学公共政策大学院 教授神保 謙 慶應義塾大学総合政策学部 教授

南島 和久 新潟大学法学部 教授

福田 耕治 早稲田大学政治経済学術院 教授 山田 治徳 早稲田大学政治経済学術院 教授

3 令和3年度政策評価の枠組み及び実施要領

この政策評価は、政策評価法及び関連の閣議決定で作成が定められている「外務省における政策評価の基本計画」(計画期間:平成30年度~令和4年度、以下「基本計画」)、「令和3年度外務省政策評価実施計画」(計画期間:令和3年4月1日~令和4年3月31日、以下「実施計画」)等に基づいて実施されています。

上記基本計画等に基づいて実施する今回の政策評価の実施要領は次のとおりです。

(1) 評価の実施サイクル

外務省では、従来、政策評価体系において7つの基本目標の下に19の施策を設定し、施策を基本的に2つのグループに分けて評価を実施してきました。令和元年度に評価サイクルの見直しを行い、従来2年だった評価周期を試験的に3年に変更し、令和元年度は全施策モニタリングを実施、令和2年度及び令和3年度については、以下ア~ウのサイクルで評価を実施することとしました。さらに令和2年度に政策評価体系を見直し、令和3年度から政策評価体系において6つの基本目標の下に、16施策を設定することとし、令和3年度は7施策について評価を実施しました。

- ア 2つのグループのうち、平成29年度に評価を行った9施策(基本目標VII(分担金・拠出金)の3施 策を除く。)については、令和2年度に、過去3年間の実績を基に評価。
- イ もう一方の令和2年度に評価を実施しないグループの7施策については、過去1年間の実績を測定 (モニタリング)し、令和3年度に3年間分の実績を基に評価。
- ウ 基本目標**WI**(分担金・拠出金)の下に掲げる3施策については、令和2年度に、過去2年間の実績を基に評価(以下(5)参照)。

(2) 客観的な評価のための測定指標の設定及び達成状況の判定

評価の客観性を高めるため、定量的な測定指標及び参考指標を可能な限り設けましたが、その多くは 多面的な外交政策の一側面を示すにとどまります。このため、定性的な測定指標を中心としつつ、各施 策の進捗状況に関するより客観的な評価が可能となるよう、年度ごとに目標を達成できたか否かを判断 しやすい具体的な目標の設定に努めました。

また、評価に際しては、国際情勢の変化の影響を受けやすいなどの外交政策の特性も踏まえ、定性的、定量的いずれの指標についても、年度ごとの具体的な目標に照らしてどの程度目標を達成できたかとともに、国際情勢や関係国の動向等も勘案して十分な成果が得られているかも含め、厳しい目で評価を行いました。その根拠となる主な実績や理由等については「施策の進捗状況・実績」や「施策の分析」に具体的に記載するよう努めました。

(3) 評価結果の判定方法

ア 施策毎に設定した測定指標について、年度目標の平成30・令和元・2年度の3年度分の達成状況を 次の判定基準に沿って5区分で表示しています。年度目標の3年度の達成状況の判定に当たっては、 上記(2)のとおり、国際情勢や関係国の動向等も勘案して厳しい目で評価する観点から、判定の目 安として「b」を標準としました。

目標の達成状況	判定基準
S	目標超過達成
a	目標達成
b	相当程度進展あり
С	進展が大きくない
d	目標に向かっていない

イ 各測定指標における平成30・令和元・2年度目標の達成状況(上記ア)を踏まえ、施策ごとの目標 達成度合いを次の基準に沿って5区分で表示しています。

目標の達成度合い	判定基準
目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要な
	ものが目標を大幅に上回って達成されたと認められる。
目標達成	全ての測定指標で目標が達成されたと認められる。
相当程度進展あり	一部(又は全部)の測定指標で目標が達成されなかったが、
	主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示したと考えられ
	る。
進展が大きくない	一部(又は全部)の測定指標で目標が達成されず、主要な測
	定指標についても目標に近い実績を示さなかったと考えられ
	る。
目標に向かっていない	主要な測定指標の全部(又は一部)が目標を達成しなかった
	ため、目標の達成に向けて進展していたとは認められない。

(4) 政府開発援助(ODA)に関する政策評価

政府開発援助(ODA)に関しては、外務省では政策評価法が施行される前から、国際的な評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国の ODA に関する評価は、主に外務省と独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施しています。外務省は、ODA 政策の企画・立案を行う役割を有していることから、外務省組織令に基づき実施する ODA 評価において、主に国別評価、課題別評価等の政策レベルの評価を行っています。一方、ODA の実施機関である JICA は、主に個々のプロジェクトの事業評価を実施しています。

ODA 評価に関する外務省及び JICA のホームページは以下のとおりです。

(外務省) https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html

(JICA) https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html

政策評価法に基づく本政策評価では、ODA 政策全体についての評価(施策VI-1)を行っています。また、政策評価法第7条第2項第2号イ及び口により事後評価が義務付けられている ODA に係る未着手・未了案件について、当該案件を引き続き実施するか、中止するかを明らかにする形のプロジェクト・レベル評価を行うとともに、政策評価法第9条により実施が義務付けられている個々の ODA に関する事前評価を実施しています。これら事前・事後評価結果は、下記外務省ホームページで公表しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

(5) 分担金・拠出金の評価

分担金・拠出金の評価は、これまで、外務省が拠出する国際機関への分担金・拠出金を政務及び安全保障分野、経済及び社会分野並びに地球規模の諸問題の3つの施策に分け、施策ごとに主要な分担金・拠出金を毎年度順次取り上げて評価することにより、各施策全体の評価に代えてきました。

分担金・拠出金については、各国際機関の設置目的や経緯、その規模や活動内容に応じて基本目標 I ~VIに関連する様々な外交上の目的達成を目指していることから、令和3年度からは政策評価上の位置付けを見直し、各分担金・拠出金が直接関連する他の施策の一環として評価を実施することとして、基本目標 I ~VIの中に組み込んでいます。

(6) 政策評価と行政事業レビューとの連携

平成 25 年度から実施されている政策評価と行政事業レビューとの連携強化については、引き続き政 策評価対象施策を構成する達成手段と行政事業レビュー対象事業との対応関係を明確化するとともに、 行政事業レビューでの指摘等も踏まえた評価に努めました。

4 令和3年度政策評価結果の概要

(1) 本年度評価を実施した7施策の目標の達成度合い

本年度評価を実施した7施策の目標の達成度合いは次のとおりです。

基	基本目標Ⅱ:分	野別外交	
	施策Ⅱ-1	国際の平和と安定に対する取組	相当程度進展あり
	施策Ⅱ-2	国際経済に関する取組	相当程度進展あり
	施策Ⅱ-3	国際法の形成・発展に向けた取組	相当程度進展あり
	施策Ⅱ-4	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決 定ラインへの提供	相当程度進展あり
麦	基本目標Ⅲ:広	報,文化交流及び報道対策	
	施策Ⅲ-1	内外広報・文化交流・報道対策	相当程度進展あり
麦	基本目標VI:紹	经济協力	
	施策VI-1	経済協力	相当程度進展あり
	施策VI-2	地球規模の諸問題への取組	相当程度進展あり

(2) 各施策における測定指標毎の目標達成状況及び主な施策分析

本年度評価を実施した7施策について、測定指標ごとの目標の達成状況及び主な施策分析は次のとおりです。

ア 施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

(ア) 測定指標の平成 30・令和元・2年度目標の達成状況 (*は主要な測定指標)

個別分野1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	
*1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携	b
強化	
*1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化	b
個別分野2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策	
*2-1 ARFや各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	b

2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保	b
2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画	b
2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進	b
2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率	b
個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備	
*3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進	b
*3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献	b
3-3 平和構築分野における人材育成	b
3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合	b
3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグロー	b
バル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数	~
個別分野4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進	
*4-1 国際的なテロ対策協力の強化	b
*4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展	b
*4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化	b
個別分野 5 宇宙に関する取組の強化	D
*5-1 宇宙空間における法の支配の確立	b
5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築	b
5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数	b
5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数	b
個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現	
*6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展	b
6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進	b
6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進	
個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	a
*7-1 人権・民主主義の保護・促進	b
*7-1 八催・戊王王義の休暖・佐姫 *7-2 人道分野での取組(難民等への支援)	b
7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況	b
個別分野8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進	D
*8-1 女性の権利の保護・促進	b
8-2 国連女性機関 (UN Women) に対するコア拠出額の順位	b
個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組	b
*9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組	l _b
	b 1-
*9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組	b b
9-3 生物兵器祭正条約(BWC)及び化子兵器祭正条約(CWC)の美旭強化のための取組 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取	b b
9-4 通常共命の単価官理・単軸の促進及の単争関連情報の透明性同上に関する取 組	Ŋ
個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進	
*10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化	b
10-2 東電福島第一原発事故後の対応	b b
10 2 米電価品第 原光事成後の対応 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施	a
10 3 原 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	b b
個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進	D
同かカル II 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	b
11-1 一国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・サナ	U
11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推	
11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推	b
11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進	b
11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推	

(イ) 主な施策分析

i 個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

● 平成30年度から令和2年度の期間において、9のシンクタンクが16の事業を実施した。いずれの企画も、事前に公表された審査要領・基準に基づき外部有識者により構成された委員会が、事業計画の内容のみをもって審査が行われており、透明性の高い方法により採択された。さらに令和元

年度開始事業については倍率8倍、令和2年度開始事業については倍率4倍となり、競争性のある審査となり、質の高い企画が採択された。令和2年度開始事業においては、過去に交付実績のない事業者の企画が採択されるとともに、これまで予算規模の小さい事業を実施していた事業者が、より予算規模の大きな事業において企画が採択されるなど、当該制度の下、様々なレベルにある国内シンクタンクの育成・強化につながった。さらに、令和2年度事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により海外出張や招へいによる海外シンクタンクとの交流は困難になったものの、各事業者ともに速やかにオンラインセミナー等の実施やホームページの整備などを精力的に行い、通常時と同等以上に海外有識者とのネットワークや対外発信強化が進んだ。このように補助金制度による柔軟かつ着実な事業推進の結果、ペンシルバニア大学が、研究成果の質や情報発信力等を基に毎年公表する世界シンクタンク・ランキングにおいて、補助金事業者である(公財)日本国際問題研究所が「2020シンクタンク・オブ・ザ・イヤー」を受賞するとともに、順位を13位から8位へと大幅に引き上げた。(公財)未来工学研究所も、科学・技術分野ランキングにおいて順位を4位から3位へと上げている。これら成果は本補助金により国内の情報収集・分析・発信政策提言能力が強化されたことの表れであり、政府及びシンクタンクの力を結集した全員参加型の外交の促進につながった。

国際共同研究支援事業費補助金事業(領土・主権・歴史調査研究支援事業)では我が国の領土・主権・歴史に関する国内外での一次資料の収集・整理・分析・公開(英語等への翻訳含む)、領土・主権・歴史に関する海外での動向(政策・研究・世論等)に係る調査、招へいした海外フェローとの共同研究の実施、海外調査研究機関と協力した研究会、国内外での公開シンポジウムの実施、研究成果の国内外への発信(領土・主権・歴史に関するレポートの発出・製本やメディア及びウェブの活用等)を通じて領土・主権・歴史に関して客観的な視点を国内外に共有・発信することで、国際社会における促進することができた。

有識者を招いた研究会においては、平成30年度は、平成28年度及び平成29年度に実施した有識者研究会の成果を土台とした報告書の執筆を進めた。また、令和元年度においては、新たな動きも踏まえた報告書とするため、一部有識者に加筆修正を行ってもらった。さらに、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、少人数での意見交換の形で5回実施した。これらの取組を通じて、中堅及び若手有識者を中心とする有識者の多様な意見を報告書に取り込むことができた。

● 平成 30 年度から令和 2 年度の期間において、毎年 1 月の通常国会における外務大臣の外交演説について、外務省ホームページにおいて日本語版を即日掲載し、英語版も後日公表した。また、令和元年度及び令和 2 年度には、日本国際問題研究所主催の東京グローバル・ダイアログにおいて、茂木外務大臣の政策スピーチを実施し、外務省ホームページにおいて日本語版と英語版を即日掲載するとともに、令和 2 年度においては英語字幕付きのスピーチ動画も外務省公式ユーチューブに後日掲載した。このように迅速な対外発信を行うことにより、一般の閲覧者の利便性向上に効果があった。

また、この3年間、外交青書が対外発信のツールとしてより高い効果を発揮できるよう、巻頭特集の創設、フランス語及びスペイン語訳概要版の作成など新たな取組を行ってきた。その結果、平成30年から令和2年にかけてホームページアクセス数が約66%増加し、国内においては若年層を含む幅広い読者層に、また、国外においては、これまでの英語圏に加え、アフリカや中南米などフランス語・スペイン語圏においても関心が高まったと考えられ、内外における戦略的外交政策の対外発信の強化に寄与した。

ii 個別分野2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

● ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合については、3年間を通じて積極的に参加し、地域の信頼醸成の促進のための活動を行うことができた。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、一部の ARF 関連会合は実施されなかった。

平成30年度及び令和元年度のミュンヘン安全保障会議にはそれぞれ河野外務大臣及び茂木外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」の推進等について発信した。一方で、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のためミュンヘン安全保障会議は開催されなかった。日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組むべく、ARFのトラック2(アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP))の枠組みにおいても、有識者の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック1の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)、北東アジア協力対話(NEACD)、豪地域安全保障協会(IFRS)主催戦略対話、ハリファックス安全保障フォーラムや、ARFのトラック1.5であるASEAN地域フォーラム・専門家/賢人(ARF・EEPs)会合に出席した。これらの取組により関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化することがで

きた。なお、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大のため、上記のうち一部の国際会議は実施されなかった。

二国間の安全保障対話としては、平成30年度にフランス及び英国との間で外務・防衛当局間(PM)協議をそれぞれ開催しており、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化した。また、令和2年度には対面にて日米豪印外相会合が、その後、日米豪印外相電話会談が開催された。同年度の日米豪印首脳テレビ会議においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、様々なパートナーと協力していくことで一致し、日米豪印の下、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援を始め、様々な分野で実践的な協力が進展していることを歓迎するとともに、ワクチン、重要・新興技術、気候変動について、それぞれ作業部会を立ち上げることで一致した。これらのことは、地域及び国際社会の平和と繁栄のための基盤となる信頼醸成を促進することにつながった。

iii 個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備

● 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) へ派遣されている4名の司令部要員は、新型コロナウイルス感染症の対策に留意しつつ、UNMISS 司令部において業務を遂行し、令和2年2月に成立した新国民統一暫定政府の下で進められる「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした南スーダンの安定と国づくりに貢献し、UNMISS 関係者から高い評価を受けている。

多国籍部隊・監視団 (MF0) へ派遣されている2名の司令部要員は、シナイ半島南部に所在するMF0 司令部の連絡調整部において、MF0 の停戦監視活動の実施に関するエジプト及びイスラエルとの連絡調整等を実施することで、我が国の平和と繁栄の土台である中東の平和と安定に貢献しており、MF0 関係者等から高い評価を受けている。MF0 への派遣は、国際平和協力法に基づく国際連携平和安全活動への初めての貢献事例であり、このように高い評価を受ける貢献を実現したことは、国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充することができた好例となった。

物資協力については、特に、令和元年度に実施した物資協力において我が国が譲渡したテント等の物資は、南スーダンの政府・反政府勢力双方を集めて選別や訓練等を行うための一時的な宿営場所において用いられており、同国における国軍や警察等の治安部門の整備に貢献した。

● 毎年開催されている国連総会第4委員会 PKO 特別委員会の報告書交渉会合に出席し、国連 PKO の 効果的な推進にかかる議論に参加するとともに、米・英などの PKO 分野における同志国との間で連携強化を図ることができた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定されていた訓練は延期となり実施されなかったが、ポストコロナを見据えた事業方針について、国連事務局と協議した結果、加盟国への広報に力を入れることが決定されるなど、三角パートナーシップ・プログラムの効果的な推進に向けた議論を進展させることができた。また、様々な機会を捉え、日本が積極的に取り組んでいる三角パートナーシップ・プログラムについて広報に力を入れてきた。このような努力もあり、今次報告書には、PKOへの要員派遣国や英国などから三角パートナーシップ・プログラムの意義を強調する文言が盛り込まれた。

近年、国連平和維持活動 (PKO) では、派遣される要員・装備品等の輸送力が不足し、PKO 部隊の早期展開が課題となっているところ、輸送力強化を支援するため、国連平和維持活動即応能力登録制度 (PCRS) に、自衛隊の固定翼航空機 (C-2 及び C-130H) を新たに登録した。

iv 個別分野4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

● 国際的なテロ対策協力の強化については、特に、我が国が議長国を務めたG20大阪サミットにおいて「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義によるインターネットの悪用の防止に関するG20大阪 首脳声明」を取りまとめたことで、テロ等へのインターネットの悪用防止問題に対する国際的なコミットメントを強化し、国際的な議論を促進することとなり、その後 ASEAN 地域フォーラム (ARF) 等の他の国際枠組みから発出された文書にもこの問題への対処が盛り込まれるなど、一定の効果があった。こうした成果を得たことは、当省の取組に加え、令和元年5月にフランスやNZ等により立ち上げられたクライストチャーチ・コールにより、国際社会としてこの問題に取り組む機運が高まっていたことによるところが大きかったと考える。

令和2年度の二国間及び多数国間のテロ対策協議については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、実施できなかった。しかし、令和元年度以前に実施したテロ対策協議において相手国との間で合意した協力案件の進捗について、相手国の在京大使館等と緊密なフォローアップを実施した結果、各協力案件における今後の連携の在り方について相互に確認できたほか、新型コロナウイルスの感染拡大が国際的なテロ情勢に及ぼしている影響等について情報共有及び意見交換を行うことができた点で有益であり、一定の効果があった。また、安保理決議第1267号、第1988号、

第 1989 号及び第 2253 号に基づく外務省告示の発出の短縮化を促進し、迅速な官報発出により我が 国内の当該資産凍結措置が遅滞なく実施されるよう取組を強化した。

■ 国際組織犯罪対策における国際協力の進展に関しては、特に、京都コングレスの実施に向けた議論を主導することや、各国と議論を行うことが、国際協力を進展させる上で効果が高かった。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会(FATF)会合(例年、6月、10月及び翌年2月に全体会合)及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)各種会合にオンライン参加しFATF相互審査等の進め方等に関する方針策定等において貢献した。特にFATFにおいては、FATF第4次対日相互審査において我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう、オンサイト審査(令和元年10月・11月、於:東京)や他の協議の場において、省内及び関係省庁(財務省、金融庁、法務省等)と協力し、当省の所掌事項についての説明、資料提供等を行った。また、ハイリスク国で活動するNGOがテロ組織に悪用されうるとの指摘を踏まえ、NGO連絡協議会等の場を通じてNGO等に対して留意事項等を説明するなど国内におけるテロ資金対策に係る意識向上に努めた。また、令和元年にFATF相互審査の審査員資格を正式に取得した当省登録の審査員が令和2年に新たに当該業務を開始し、同分野における我が国の貢献の幅が拡充した。

マネーロンダリング・テロ資金対策が十分に整っていない国々の対処能力向上のため、国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC) を通じて南アジア・東南アジア諸国を対象としたプロジェクトを支援し、国際的なマネーロンダリング・テロ資金対策強化に貢献した。

● 途上国等に対する能力向上支援の強化については、主として補正予算により、国際機関が策定した能力向上に資する各種プロジェクトを支援しており、特に、外国人テロ戦闘員 (FTF) の帰還・移転対策を含む航空保安分野での支援の効果が大きかった。同分野では平成29年12月に安保理決議第2396号が採択され、外国人テロ戦闘員の帰還及び移転問題への対応が広く要請されていたところ、我が国は、平成31年2月に我が国主催でアジア諸国に対しソフトターゲット対策をテーマに実施したテロ対策地域協力会合、令和元年5月に開催されたGCTFのテロリスト渡航対策に関するワークショップへのASEAN諸国の参加支援、国際機関への拠出を通じたアジア諸国の実務家に対する乗客予約記録の活用等に係る能力構築支援といった取組を実施した。こうした取組により、我が国はアジア諸国による同決議の履行に大きく貢献し、アジアの一員、さらには国際社会の一員として重要な役割を果たすことができた。

一方で、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、対面でのプロジェクトは延期ないしオンラインでの実施に切り替えざるを得なかったため、我が国主催でアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を開催することはできなかった。しかし、アジア諸国からテロ対策の実務家が参加するオンラインでの事業には当省からも積極的に出席し、テロ対策の各分野における重点や、我が国の支援方針、具体的施策等について情報発信を行う等、支援の質を落とさないよう努力した。令和3年度以降においては、新型コロナウイルスの感染拡大が継続した場合にも、より効果的な方法で、我が国がイニシアティブをとる形でアジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信や能力構築支援を行うことが課題である。

v 個別分野5 宇宙に関する取組の強化

● 令和元年、国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS) にて、宇宙活動に関する長期的持続可能性 (LTS) ガイドラインが採択された。我が国は、有志国と協調し、非公式協議等を通じ、LTS ガイドラインの採択に貢献した。また、採択後も有志国と連携を行い、右ガイドラインの実施を働き掛けてきた。 宇宙活動に関する国際的なルール作りについては、我が国の政策に反せず、かつ宇宙新興国を含む全ての宇宙活動国が遵守すべき規範が策定されるよう、交渉に積極的に関与し続ける必要がある。また、策定後も、各国における着実な実施が重要であり、そのような観点から、我が国として LTS ガイドラインの採択及び実施の働きかけを行ったことは、安定的かつ持続的な宇宙環境を確保する上で重要と考える。

vi 個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

● 安保理改革については、平成30年度から令和2年度にかけて、各種ハイレベルの協議で安保理改革を扱うとともに、平成30年度及び令和元年度に担当大使の各国への派遣を実施したことは、テキスト・ベース交渉開始の重要性を各国と共有する上で有用であった。日本はこうした認識を広げるべく政府間交渉に関与した結果、第73回国連総会の政府間交渉においては次会期に引き継ぐ文書を2つの文書に絞り込む議論を行うことができ、交渉の土台となる単一文書の作成に向けて一定の効果があった。令和元年度のTICAD7を含む各国との協議におけるハイレベルの働き掛けの実施は、取り分けアフリカを含む広範な国と安保理改革に関する連携を確認することができ、有意義であった。G4としてもアフリカ諸国を含む幅広い関係国との協力を強化するとの姿勢を明確に示せたことも、こうした連携の強化に寄与した。また、G4間では、テキスト・ベース交渉開始や政府間交渉(IGN)のプロセス改善といった具体的進展を得るための今後の方針について実質的な議

論を行うことができ、具体的な取組の準備及び実施に役立った。政府間交渉の共同議長を日本に招へいするとの試みは、政府間交渉の会合開始前に、日本の考えを共同議長に明確に伝達し、理解を促進する上で効果があった。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でNYにおける政府間交渉が中断したため、第74回国連総会中は政府間交渉において具体的進展は得られなかった。一方で、日本がG4と協力しつつ、政府間交渉の早期再開を求め、第75回国連総会において同交渉が対面で開始されたことは、今後の議論の前進に向けた環境整備につながった。また、国連創設75周年の機会を捉えたグローバルな働き掛けの展開は各国との連携強化に効果があり、現に第75回国連総会では一般討論演説、安保理改革に関する総会討論、政府間交渉会合等の様々な機会において、改革の進展やテキスト・ベース交渉の開始を求めて発言する加盟国の数が増加した。

行財政改革については、平成30年度に2019-2021年国連分担率を各国の「支払い能力」の原則に沿って改定したほか、令和元年度以降は、国連マネジメント改革のもと、従来の二か年予算に代わり2020年から試験的に導入された単年予算について、国連事務局の要請額を抑制しつつ承認、成立させてきた。こうしたことは、第3位の国連分担金負担国である日本として、国連の財政規律の強化とともに、国連の活動がより効果的・効率的に実施されることを重視して、他の主要財政拠出国と緊密に連携して国連総会における交渉に当たってきた結果といえる。

安保理非常任理事国選挙については、各種ハイレベルの協議で安保理選挙を扱ったが、とりわけ令和元年度のTICAD7において、ほぼ全てのアフリカ諸国との協議において安保理選挙の支持要請を行ったところ、多くのアフリカ諸国から支持を得ることができ、有意義であった。また、平成30年度から令和元年度にかけて計11か国の常駐代表を日本へ招へいし、担当大使を計9か国へ派遣したことは、各国からの支持を獲得する上で有用であった。令和2年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響で安保理非常任理事国選挙の支持要請を目的とした各国要人の日本への招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行ったことは、各国からの支持を獲得する上で有用であった。

国連平和構築基金については、平成30年度から令和2年度にかけては、当初予算または補正予算による拠出を行い、我が国として継続的に国際社会の平和と安全の維持に対して貢献する意思を示した。取り分け令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、特にアフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされたりしていることにより、情勢の不安定化や暴力が起こる可能性が高まっていることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出を行うことにより、我が国の国際社会の平和と安全の維持に対する意思がより強固に示され、プレゼンス向上に寄与した。

政務案件支援信託基金については、世界各地における紛争予防、危機対応、平和の持続等の活動を行っている国連政務平和構築局 (DPPA) の活動に対する需要は年々増えているものの、DPPA の通常予算は減少傾向にあり、信託基金への依存が高まっている。我が国は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて、信託基金への拠出を通じて DPPA の活動を支援し、国際的平和への貢献を行っている。また、本件拠出は、我が国の国連政策の効果的活用に資するものとなっている。

● 国際機関における日本人職員増強に向けた取組については、JPO や中堅職員の派遣スキームを活用するのみならず、JPO に対するオンライン講座を開始したり、在外公館や国際機関主管課、各省庁との連携を強化したりした結果、正規ポスト獲得の後押しとなり、国際機関における日本人職員の増加に極めて高い効果があった。

vii 個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

● 各国の人権状況の改善に向けたステートメントの実施、決議の対応を行い、例えば人権理事会においてカンボジア人権状況決議やハンセン病差別撤廃決議をそれぞれ主提案国として提出し、いずれも全会一致で採択されたほか、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況については、国連総会及び人権理事会において、それぞれ全会一致で採択され、人権・民主主義の保護・推進等のための国際社会の認識の向上につながった。加えて、香港・新疆ウイグル自治区の人権状況に関しては、人権理事会・国連第三委員会における共同ステートメントにアジアから唯一の参加国として参加し、国連人権高等弁務官等による新疆への早急で効果的で自由なアクセスを許可することを含め改善を要求し、こうした我が国の対応について、各国から高い評価を得ている。

また、任意拠出金を通じ、我が国人権外交の重点政策に関する各種プロジェクトに関し OHCHR への援助を行ったほか、日・OHCHR 政策協議等の実施を通じ関係を強化した。加えて、様々なイベントの共催や参加、特別報告者来日の際の意見交換等を通じ、障害者や子ども等の社会的弱者の権利の保護と促進に貢献したほか、民主主義に関する議論に積極的に参加し、国際的な議論に大きく貢献した。特に子どもの権利については、補正予算にて「子どもに対する暴力撲滅基金(GPeVAC)」に

イヤマーク拠出した 6.5 億円を活用し支援を継続し、特にボコ・ハラム等から 1,900 人以上の子どもが救出されるなど、我が国拠出金が有意義に活用され、国際社会から評価された。

さらに、3年間を通じ、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定に取り組み、成果として令和2年10月に同行動計画を策定。政府として、企業活動における人権尊重の重要性を示すことで、責任ある企業行動の促進を後押しすることとなり、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献という観点から、大きな意義があった。本行動計画は、これまで各省庁が人権分野で取り組んできた個別の措置を「ビジネスと人権」という横串で捉え、関係府省庁間の一貫性の確保を図った観点からも、我が国では新しい分野である企業活動における人権尊重の推進につながった。さらに、企業活動における人権尊重は、日本企業への信頼・評価を高め、海外からの投資呼び込みにも資することから、本行動計画の策定は、日本企業の国際競争力強化や持続可能性の確保にも寄与していくと考えている。また、行動計画の策定過程で、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置し、また、幅広い意見を聴取することを目的として、諮問委員会及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学識経験者、市民社会、消費者団体等、さらには海外の有識者の間でも議論をしたほか、パブリック・コメントの募集も行うなど、様々な意見を聴取し、関係省庁とも共有した。これにより、関係省庁における「ビジネスと人権」に関する意識啓発・連携の強化にもつながったことも今後、取組を推進するにあたり大きな意義があったと考えている。

二国間関係については、カンボジア、イラン、ミャンマーとの二国間人権対話、また EU との間でも人権対話を実施し、それぞれ人権分野における双方の取組について情報を交換するとともに、多国間の場における協力について意見交換を行い、我が国から各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行い、我が国の「対話」「協力」を中心とする人権外交の推進において非常に有意義であった。また、第 45 回人権理事会においてフィリピンの人権状況の改善のための技術協力決議案が提出された際、我が国は、主提案国のフィリピン及びアイスランドと連携しつつ議論に建設的に関与し、同決議案の共同提案国となり、高く評価された。

主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信に関しては、平成30年6月の自由権規約委員会委員選挙で古谷修一早稲田大学法科大学院教授が、令和2年11月の児童の権利委員会委員選挙で大谷美紀子弁護士がそれぞれ当選、再選を果たし、主要人権条約体での議論に積極的に貢献している。

各条約体の日本政府報告審査については、新型コロナウイルスの影響を受けて、令和2年度に予定されていた自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査は延期されたものの、平成30年8月人種差別撤廃委員会対日審査、同年11月強制失踪委員会対日審査においては代表団が出席し、各条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した上でそれぞれ令和元年にフォローアップ回答を提出する等、我が国はこれまで政府報告の提出や審査への対応、各条約体の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施し、我が国の立場を正確に発信し、理解促進を図る上で有意義であった。

また、国際人道法(IHL)の履行強化についても、政府間プロセスの会合への参加、赤十字・赤新月国際会議への参加、同会議でのステートメントやプレッジの実施、IHL 国内委員会の開催等を通じ、積極的な意見交換や国内における国際人道法の普及に大きく貢献した。

さらに、「世界人権宣言・人権擁護委員制度 70 周年記念シンポジウム」や人権理事会ハイレベルセグメント等において、外務大臣等から日本の人権外交におけるこれまでの取組を積極的に発信した。特に人権理事会における外務大臣のステートメントは史上初であり、国際的に人権への関心が高まるタイミングで、外務大臣から我が国の人権外交の立場をしっかりと発信したことは、人権外交上、極めて有意義であった。

● 第三国定住による難民の受入れについては、令和元年6月に改正された閣議了解において、過去 10年間における受入れや難民定住支援の実績を踏まえ、受入対象国及び受入人数のいずれについても拡大することが決定された。閣議了解改正後、最初の受入れ年度となる令和2年度においては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により受入れには至らなかったものの、国際的な難民受入れに係る負担分担の観点から、引き続き、第三国定住難民の受入れに取り組んでいく必要がある。

国内に滞在する難民等への支援については、インドシナ難民、第三国定住難民、条約難民及びその家族らを対象に各種相談や定住支援プログラムを始めとした各種の自立定住支援を実施しており、我が国における難民の社会統合の観点から大きな役割を果たしている。昨今の難民認定申請者の増加傾向を受け、生活に困窮する難民認定申請者からの支援要望が増加し、また新型コロナウイルス感染拡大の影響下における難民条約上の難民に対する定住促進支援への対応も急務となっているところ、今後も引き続き、国際機関や国内難民支援機関と協調しながら、国内難民支援事業の実施に適切に取り組んでいく。

vii 個別分野8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

● 女性のエンパワーメントの促進に関して、様々な国際会議体を通してコミットメントを確認し、 支援を行うことで、また、「女性・平和・安全保障」行動計画の策定・実施・(外部有識者による) 評価を通じて、さらに、コロナ禍においてもオンラインを駆使してジェンダー平等と女性のエンパ ワーメントに関する議論を行うことで、国際社会におけるジェンダー平等の実現及び女性のエンパ ワーメントの促進に貢献するとともに、日本の取組と姿勢を国際社会に示すことができた。

例えば、G7の枠組みでは、平成30年のG7シャルルボワ・サミット(カナダ)において、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認された。この中で、日本は、途上国の女児・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のために2億ドルのコミットメントを発表した。

また、G20 の枠組みにおいては、令和元年度のG20 大阪サミットで我が国が議長国を務め、首脳宣言に、女性の労働参画、STEM 分野を含む女子教育支援、女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映等が盛り込まれた。また、公式プログラムの一部として「女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベント」を開催し、ムランボ=ヌクカ国連女性機関事務局長を招へいした。令和2年のサウジアラビア議長国下では、G20 大阪サミットで立ち上げが歓迎された「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス (EMPOWER)」の円滑な運営に資するよう、日本の民間代表がサウジアラビア、イタリア及びカナダと連携して進めるための側面支援(内閣府、厚生労働省及び経済産業省等、国内関連省庁と事前に調整・働きかけする等)を行い、日本国内企業における女性の意思決定層への参画等、女性のエンパワーメントの促進に弾みをつけることに貢献した。

紛争下の性的暴力への対応に関して、令和2年度には、令和元年のG7ビアリッツ・サミットで採択された「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する宣言」において奨励された紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)に対し、200万ユーロを拠出し、また我が国は第1回理事会から理事国としてオンライン定期会合・緊急会合等に参加し発言することで積極的に運営に関与し、同基金の生存者救済を目的とする取組に貢献している。令和元年度には、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所に対して初めて18.6万米ドルのコア拠出を行い、人件費や維持運営費の財政支援としつつ、さらなる連携強化を図った。

国連安保理決議で求められている女性の平和・安全保障への参画推進に関する取組として、我が 国は平成 27 年に初めて「女性・平和・安全保障(WPS)」行動計画を策定したが、平成 31 年 3 月の 国際女性会議 WAW!に合わせて日本の WPS 行動計画を改訂し、外務省ホームページで公表した。改 訂版では国連 PKO 要員だけでなく、人道支援、開発援助及び災害派遣に関わる全ての支援者による 性的搾取虐待(SEA)の防止を盛り込み、政府側実施主体に海上保安庁を加えるなど、国内外での WPS 行動計画の実施案件を通して、決議 1325 号及び関連決議が定める WPS アジェンダの更なる実 施に尽力した。そうした日本の WPS 行動計画の実施目標に含まれる他国への WPS 分野における支 援の一環として、また、G 7 WPS パートナーシップ・イニシアティブが外相コミットメントとして 立ち上げられたことに基づき、日本はスリランカをパートナー国として、平成 31 年4月からスリ ランカの WPS 行動計画策定及び関連分野の実施を支援していくこととなり、着実に成果を上げてい る。さらに、バングラデシュにおける行動計画策定を支援したほか、東ティモールではオーストラ リアと協力して WPS アジェンダ関係者に対するトレーニングの実施等を行うなどの貢献を行った。 その結果、令和3年4月に発出された外部有識者による評価報告書において、取組の質・量ともに 向上が見られたとされ、とりわけ、女性を紛争解決や予防、復興と開発に重要な役割を果たす「主 体」と位置づけて、その役割や能力を強化する事業が明らかに目立つようになっていることは大き な進展と評価された。また、保護・救済の対象者という立場にある女性・少女への支援が、栄養改 善やリプロダクティブヘルス、生計向上、ジェンダーに基づく暴力(GBV)予防教育等、女性・少 女たちの安全保障の構築につながる取組が拡充されたことも評価すべき点とされた。これらは、我 が国のジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの推進に係る政策がより質的に向上し ているとともに、国外において我が国の支援対象となっている裨益者の女性たちの権利の保護・促 進にもより一層資するものとなっていると評価できる。

国際女性会議 WAW!に関して、平成31年3月には、5回目となる国際女性会議 WAW!を、内閣府を始めとする関係省庁の協力を得つつ、G20のエンゲージメント・グループの一つであるW20と同時に開催した。女性活躍推進を支援する民間団体であるW20と連携し、「WAW! for Diversity」をテーマに、民間の視点も取り入れつつ、経済界、学術界、男性、若者を含む多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論したところ、2日間で約3,000人という過去のWAW!の来場者数の倍の来場者を得るなど、第5回 WAW!はジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関する啓発を行うとともに、日本の取組を世界に発信する機会として、有益な取組となった。

さらに、令和2年3月には、外務省主催のウェビナーを開催し、「女性のエンパワーメントをよりよい社会の原動力に」、「スポーツ界における女性のエンパワーメント」、「女性・平和・安全保障って何?」という3つのテーマについて国内外の専門家や内閣府男女共同参画局長による意見交換の場を設け、500人以上の視聴者の参加を得た。コロナ禍において、不釣り合いな影響を受けた女性・女児の現状が浮き彫りになる中で、女性の権利の促進につながる非常に時宜を得たテーマであったとの高い評価を登壇者及び視聴者から受けた(事後のアンケートでは9割以上が「非常に満足」「満足」と回答。)。

このほか、女性の活躍推進に関するセミナーを、平成30年度は在トロント総領事館、令和元年度は在タイ大使館及び在カナダ大使館において、さらに、令和2年度は、在モンゴル大使館、在バングラデシュ大使館及び在インド大使館において、開催し、当該国のジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの推進に一定の貢献をしたほか、我が国の女性関連政策の広報をする機会となり、有益なものとなった。

ix 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

● NPT 運用検討会議の意義ある成果に向けては、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた核兵器廃絶決議の提出、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)やストックホルム・イニシアティブを通じた地域横断的な取組と立場の異なる国々の間での共通の基盤の提示、賢人会議及び1.5トラック会合の実施を通じて、具体的な提案や取組を数多く実施し、NPT体制の維持・強化に向けて有効な成果を収めてきた。他方、新型コロナウイルス感染症の影響により会議自体が延期となったため、令和2年度の年度目標については未達成となっている。

NPDI については、第 10 回 NPT 運用検討会議に向け、平成 30 年から令和 2 年の間に、計 15 本の作業文書を提出し、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信してきた。令和元年 11 月には、名古屋で第 10 回 NPDI 外相会合を主催し、NPT 体制の維持・強化の重要性に関する NPDI のコミットメントを示す NPDI 外相共同声明を発出し、引き続き NPDI として緊密に連携していくことが確認された。

「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」について、令和3年3月に開催された第2回1.5トラック会合は、次回の核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議に向けた極めて有意義な取組だった。特に、同会議が意義ある成果を収める上で重要な役割を担っているスラウビネン同会議議長候補に対して有識者から提言を行う場を提供するというイニシアティブは他にないものであり、日本独自の貢献として極めて有意義であった。核兵器廃絶決議については、令和2年の国連総会に、第10回 NPT 運用検討会議を見据え、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた決議を提出した。同決議は12月の国連総会本会議で150か国の支持を得て、27年連続で採択された。

包括的核実験禁止条約 (CTBT) については、発効促進会議やフレンズ外相会合等の取組を通じ、 我が国の CTBT にかかる取組を発信するとともに発効促進に向けた世界的な気運を高めることができ、この3年間において、タイ、ツバル、ジンバブエ、キューバ及びコモロが新たに CTBT を批准するなど、早期発効に向けた効果があった。

核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) については、核兵器廃絶決議において、FMCT の交渉開始に向けて、核兵器用核分裂性物質生産禁止モラトリアムの宣言や軍縮会議 (CD) における実質的議論の深化を含めた措置を働きかけ、関連パラグラフが 158 か国から支持を得たことは、本件の重要性を改めて強調するとともに今後の議論の後押しとなった。

核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) では、具体的なシナリオに基づく核軍縮検証の演習や検証技術にかかる検討等が行われる中で、複数の作業文書を提出し、IPNDV の作業に貢献した。

「非核特使」及び「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が令和2年NPT運用検討会議第2回及び第3回準備委員会へ派遣されたほか、高校生平和大使が国連欧州本部等を訪問し、各国外交団との意見交換を行った。また、令和2年NPT運用検討会議第3回準備委員会や、国連総会第一委員会において、軍縮・不拡散教育に関するステートメントを行った。これら取組は、我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解を促進する上で有益であった。

● 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組については、北朝鮮の核・ミサイル問題等が我が国を含む国際社会全体にとって脅威となる中、アジア不拡散協議(ASTOP)やアジア輸出管理セミナーの開催は、不拡散・輸出管理分野の諸問題について包括的に情報・意見交換する場を提供することによって、アジアにおける不拡散の取組及び輸出管理を強化し、参加者間の理解を促進する上で、有益であった。令和2年度のアジア輸出管理セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期せざるを得なかった。

拡散に対する安全保障構想 (PSI) については、各国主催訓練やオペレーション専門家グループ (OEG)会合、PSI15 周年記念ハイレベル政治会合等に出席するなど、PSI の取組に積極的に参加し、特に、平成30年に我が国主催訓練「Pacific Shield 18」を実施したことは、参加各国及び関係機関の連携強化及び能力向上につながり、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組の強化に大きく貢献した。

保障措置に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月の IAEA 総会は規模が縮小された形での開催となったが、我が国は一般討論演説(ビデオ演説)を実施し、予定された決議が全て採択される等、開催の成功に寄与した。アジア保障措置ネットワーク(APSN)については、令和2年12月にオンラインで開催され、参加国と保障措置についての情報共有等を行うことができた。

x 個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

● 核セキュリティの分野では、平成30年4月及び令和元年11月に、日本原子力研究開発機構(JAEA) の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)の協力の下、核物質及びその他の放射性物質の輸送セキュリティに関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムには、IAEA等の国際機関や核物質等の輸送セキュリティに関心を有する37か国から100名以上の専門家が参加し、輸送セキュリティに関するグッドプラクティスの共有や共通の課題について意見交換を行った。さらに令和3年3月にヨーロッパ対象の輸送セキュリティに関するウェビナーにおいて、我が国からは輸送セキュリティに関する日本のイニシアティブ及び本シンポジウムに関してプレゼンテーションを行った。これら活動は、輸送核セキュリティ向上に貢献する上で大きな意義があった。

また、令和2年2月には、IAEA 核セキュリティに関する国際会議が開催され、我が国から政府代表として、若宮外務副大臣が出席し、政府代表演説において、核セキュリティ分野における我が国の取組や国際貢献についてアピールしたほか、グロッシーIAEA 事務局長やブルイエット米エネルギー省長官等との会談を行い、グローバルな核セキュリティ対策を更に強化するための方策や各国の知見の共有を促進することができたことは、世界的な核セキュリティの向上に大きな意義のあることであった。

令和2年12月、議長国である米国のリーダーシップの下、G7の原子力安全及び核セキュリティグループ会合(NSSG)が開催、さらにグローバル・パートナーシップの核・放射線セキュリティ作業グループ会合(NRSWG)もオンラインにて開催され、関係省庁と連携しつつ、核セキュリティ分野における議論に参加することで、情報共有や意見交換を行い、核セキュリティ強化に向けた国際的連携を進める上で大きな意義があった。

令和2年12月及び令和3年2月、改正核物質防護条約の運用検討締約国会議の準備委員会がオンラインで開催された。本条約は、核セキュリティ分野における中心的な条約であり、令和4年3月に第1回目の運用検討締約国会議の開催を予定しているところ、我が国からも同会議の準備のための委員会に出席し、検討を進めた。改正核物質防護条約の普遍化を進める上で重要なことであり、引き続き取り組んでいく必要がある。

原子力安全の分野では、令和2年6月に原子力事故早期通報条約及び原子力事故援助条約の締約国会合がオンライン形式で実施され、日本から東電福島第一原発事故から得た教訓を踏まえた取組についてプレゼンテーションを実施し、国際的な原子力安全の向上に貢献した。また、我が国の締結により平成27年4月に発効した原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)の締約国数拡大に向け、令和3年2月に各国のウィーン代表部に対して、オンライン形式での説明会を開催した。説明会の開催を通じ、CSC締結の意義や我が国の取組を各国に紹介し、締結を奨励した。これは、IAEA等国際社会で累次その重要性が確認されている、国際的な原子力損害賠償制度の強化に資する取組であり、国際的な原子力安全の強化・国際的な原子力損害賠償制度構築への貢献という目標を達成する上で効果が高かった。

また、欧州復興開発銀行(EBRD)が管理するチェルノブイリ新シェルター建設プロジェクト等の効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し、G7を始めとする拠出国及びEBRDとの国際的な取組を推進したことにより、チェルノブイリ・サイトの安全と安定化及び世界的な原子力安全の向上・強化に大きく貢献できた。チェルノブイリ原発及びその周辺の安全のみならず、国際的な原子力安全の強化の観点からも極めて重要であるため、福島第一原子力発電所事故の当事国である我が国として、主体的な貢献を行うことの意義は極めて大きい。

● 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施については、IAEA 技術協力基金(TCF)、平和的利用 イニシアティブ(PUI)及び原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA) を利用し、アジア・大洋州、アフリカ、中南米等の開発途上国に対して、発電分野及び保健・医療、 食糧・農業、環境等の非発電分野における人材育成や技術移転などの開発協力を実施したことは、 原子力の平和的利用の促進及び国際的な原子力安全の向上に貢献する上で効果があった。 加えて、PUI を通じて、グロッシー事務局長の支援要請に基づく IAEA による新型コロナウイルスを含む感染症対策支援や IAEA サイバースドルフ原子力応用研究所の改修(ReNuAL)事業に取り組んだ点は、途上国支援という観点に加え、適時適切な支援を行うことによる IAEA 加盟国や IAEA 事務局との関係強化や IAEA における我が国のプレゼンス強化という観点からも大きな効果があった。なお、ReNuAL 事業により新たに建設された研究棟は、故天野前事務局長の名前を冠し、天野之弥研究棟と命名され、国際社会における我が国のプレゼンス強化にも貢献した。

また、グロッシー事務局長が新たに立ち上げた IAEA マリー・キュリー奨学金に対する支援を通じて、インドネシア、マレーシア、フィリピン及びタイの奨学生を支援することで、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献し、ジェンダーの観点も踏まえた原子力の平和的利用の促進に貢献したほか、我が国が支援する研修生は日本国内の大学にて修学予定であり、我が国知見の国際社会への共有と我が国の国際的なプレゼンス強化にも貢献した。

さらに、グロッシー事務局長が民間組織との協力強化を重視している点を踏まえ、日本国内の8つの製薬会社と IAEA の間での意見交換の実施を支援し、双方の考え方やニーズについて理解を深めるなど、IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向けて進展があった。

RCA の枠組みにおいては、日本人専門家の参画の場を更に拡大し、我が国の優れた知見を活用して開発途上国に対する IAEA の活動を支援したことは、我が国の技術協力活動への関与拡大の観点から効果が高かった。こうした我が国の取組を含む加盟国からの支援を通じ、IAEA は、原子力の平和的利用の促進に向けた活動を効果的・効率的に実施しており、IAEA 総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEA の活動の重要性や PUI の有用性などが言及されており、その成果が評価されている。

xi 個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

● 科学的知見の外交への活用促進に関し、外務大臣科学技術顧問を座長とし、科学技術外交推進会議において、関係分野の学識経験者である委員の知見を集め、今後の科学技術外交の方向性を見出した。その上で、主要なテーマについて、今後の外交機会も見据えながら、科学的知見の外交への活用を図ってきた。特に科学技術推進会議が作成した「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」はTICAD 7における総理大臣スピーチや成果文書に反映されており、またSTI for SDGs ロードマップに関する提言等を基に、令和元年、我が国はG20議長国として、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方」をとりまとめ、G20大阪サミット首脳宣言の附属文書として採択された。その後も関連する国際会議等で適切にフォローアップを行っている。

令和2年4月、二代目の外務大臣科学技術顧問が就任した時期は、コロナ禍の中ではあったが、科技外交推進会議の委員を一新し、女性の割合を増やし、若手や民間・事業経営経験のある委員の先生方にも就任いただき多様性を確保し、積極的な助言・提言活動のためテーマ別に議論を進めている。また、オンライン形式の会合を最大限活用することにより、省員への科学技術セミナーを国内のみならず、在外公館職員にも配信することが可能となり、広範かつ効果的な省員の科学技術リテラシー向上・知見の蓄積や意見交換の促進につながった。

加えて、外務省科学技術顧問ネットワーク(FMSTAN)や政府に対する科学的助言に関する国際ネットワーク(INGSA)等の国際的な科学技術外交ネットワークに積極的に参加し、平成 30 年度に INGSA 年次会合を東京で開催し、その後も継続して米国、英国、EU、NZ、カナダ等、主要各国の科学技術顧問との関係強化を図るとともに、同ネットワークのキーパーソンであるグルックマン INGSA 議長(現・国際学術会議会長)との個別の意見交換等を行うとともに、在京外交団や、関係省庁幹部・産官学の研究所関係者らとの意見交換を行う等、有意義な人脈形成を図ることができた。

さらに、各種シンポジウムやセミナー等において、日本の科学技術外交の在り方、日本の科学技術イノベーションの動向・成果や国際協力の事例等について積極的に発信を行い、国内外にアピールするとともに、特に、科学技術国際交流センター(JISTEC)と在京科学技術外交官サークル主催のオンラインセミナーにおいては、米国国務省科学技術顧問との対話を通じ、日米の科学技術政策の現状や優先順位を説明し、科学技術分野における日米の協力・連携が今後も継続することを効果的に発信できたことは極めて有益であった。また、各種招へい案件においても、科技顧問の講演・参加者との対話は非常に満足度が高いとのフィードバックを得ている。

イ 施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

(ア) 測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況(*は主要な測定指標)

個別分野1	多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	
* 1 - 1	国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用	b
* 1 - 2	経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展	a
1 - 3	経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階	a

個別分野 2 日本企業の海外展開支援	
*2-1 日本企業支援強化に向けた取組	b
2-2 対外・対内投資の戦略的な支援	b
2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組	b
	D
個別分野3 資源安全保障の強化	_
*3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保	b
3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化	b
3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確	b
保	
3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・	b
協議への出席件数(注)	
3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数(注)	b
個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等	
*4-1 G7・G20 サミットにおける我が国の貢献	S
4-2 OECD における我が国の貢献	b
4-3 APEC における諸活動への貢献	b
4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組	a

(注)本測定指標は令和元年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は平成30・令和元年度のみを対象としたもの。

(イ) 主な施策分析

i 個別分野1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

● 多角的貿易体制の維持・強化については、日本は非公式閣僚会合・有志国会合及び WTO 一般理事会での議論に建設的に貢献した。特に、電子商取引交渉においては、日本は共同議長国として交渉を主導し、令和2年12月にこれまでの条文交渉の成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、その概要を共同議長報告として発表した。また、新型コロナに関連する貿易制限的な措置について、日本を含む有志国で一般理事会に提案を行った。これらは、日本が重視する WTO 改革を明確にし、確実に推進していくことを示すものとなった。

協定の履行監視については、WTO 会合や各種委員会等での議論に参画し、各国の問題ある措置等の是正・撤回を求めたことは、WTO 協定の履行監視を促し、より円滑な経済活動に資することができた。

紛争処理については、当事国案件の処理を進め、日本の主たる申立て事項が認容されたものとしては、平成30年度は上級委員会報告書(ブラジルの税制恩典制度)が1件及びパネル報告書が2件(インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置、韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置)が発出され、令和元年度は上級委員会報告書(韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置)が1件、令和2年度もパネル報告書(韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置)が1件発出された。第三国として参加した案件(3年間で40件以上)と合わせ、個別案件への積極的な参加を通じ、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献することができた。また、国際経済紛争処理体制の整備については、令和2年8月、国際法局の下に「経済紛争処理課」を新設し、法務省及び民間法律事務所から検事(1名)及び弁護士(3名)を、在外公館に弁護士(1名)を新規に配置すること等を通じ、国際法及び国内法に基づく経済紛争解決の処理に精通した人材を集約し、更なる人的体制強化を図った。また、個別の紛争案件への対応においては、国内関連業界などとの窓口である主管省庁はもとより、豊富な国内訴訟対応実務の知見を有する法務省とも緊密に連携することで、政府が一体となった組織的な対応体制を強化している。

● 経済連携協定の取組は、新型コロナウイルス感染症の拡大や、世界で保護主義や内向き志向が強まる中で、日本企業の積極的な海外展開や世界の経済成長の取り込みを後押しする上で極めて重要な進展となり、有効であった。TPP11 協定については、日本はメキシコに次いで2番目に国内手続を完了させ、その後も、日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果、平成30年12月に発効した。平成31年2月から4月に署名が行われ、令和2年8月に発効したAJCEP協定第一改正議定書は、サービスの貿易、人の移動及び投資に係る規定を追加するものであり、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの関係で、サービスの貿易及び人の移動に係る初めての経済連携協定となるほか、これまでのASEAN各国との二国間EPA等にはない規定や自由化約束が含まれた。

RCEP 協定の署名については、約8年にわたる交渉が結実し、令和2年11月の第4回首脳会議において、我が国を含む15か国で署名に至った。同協定について、市場アクセスを改善するととも

に、知的財産、電子商取引などのルールを、WTOにおけるルールを上回るものを含めて整備し、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化を促すことを目的としており、この協定により、我が国と世界の成長センターである地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待される。平成31年2月に発効した日EU・EPAは、世界GDPの約1/4、世界貿易の約1/3を占める日EU間の法的基盤として経済連携を大きく前進させた。さらに、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル(国有企業、知的財産、規制協力等)である本協定は、日EUが貿易自由化の旗手として世界に範を示すものとなった。また、EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和3年1月に日英EPAが発効した。英国のEU離脱の移行期間終了という時間的制約の中、電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールを規定しつつ、交渉開始から約4か月半という短期間での署名の実現に至ったことは、日系企業のビジネスの継続性を確保するとともに、本協定を重要な基盤として良好な日英関係を更に強化していく観点から非常に有益だった。

また、この地域における新たなルール作りを進展させる上でも、AJCEP 協定第一改 正議定書の発効、RCEP 協定署名・早期締結に向けた取組や、日英 EPA の署名・発効に向けた取組に同時並行的に取り組むことは、有効であった。

● 測定指標 1 − 3 に関し、RCEP 協定の署名並びに TPP11 協定の発効を始め、日 EU・EPA、AJCEP 協定第一改正議定書及び日英 EPA の署名及び発効により、④署名数及び⑤発効数の達成等に至った。指標の②交渉会合開催数及び③交渉の妥結数については、未達成に終わった年度もあるが、いずれも④署名及び⑤発効数に向けた取組であることから、これら指標の成果は指標④と⑤の成果に照らして評価する必要がある。右観点からは、指標④と⑤はいずれも3年間を通じて大きな成果を得ることができたことから、指標全体としては3年間を通じて大きな成果を達成したと考える。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、委員会等開催数について令和2年度数値目標が未達成となった一方で、テレビ会議を活用し、交渉会合開催数に成果が見られた。具体的には、日英 EPA の交渉に際しては、新型コロナウイルスの影響で対面交渉には制約があったため、交渉開始から署名まで約4か月半という短期間の中で、ビデオ会議を活用し交渉を行った。3年間の総数では目標値を大幅に上回る結果となった。

こうした取組の結果、日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合が、約80.4%に至ったことは実質的には大きな成果と考える。

ii 個別分野 2 日本企業の海外展開支援

● 在外公館を通じたビジネス環境の整備や官民共催での在外公館施設を活用した日本産品のPRは、 日本の持つ優れた技術や日本産品等の輸出促進、日本企業やインフラシステムの海外展開、日本企 業の活動を支援する上で、日本の技術力や品質の理解促進につながるとともに、日本企業の海外展 開意欲を更に高めるなど有効であった。また、日本産品への輸入規制については、各国との会談や 国際会議等様々な外交機会を活用し、各国の在外公館及び総理大臣・大臣等のハイレベルからも早 期撤廃に向けた働きかけを行った。この結果、平成30年度は、ニューカレドニア、ブラジル、オマ ーン及びバーレーンの4か国・地域が規制を完全撤廃し、ロシアが7県産の輸入停止を解除、UAEは 放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付義務を福島県以外解除、シンガポールが輸入停止対象 地域を縮小、香港が4県産の輸入停止を解除、中国においては新潟県産の米に対する輸入停止を解 除する等、各国・地域で大きな緩和につなげた。令和元年度はコンゴ(民)、ブルネイ及びフィリピ ンの3か国が規制を完全撤廃し、フィリピンが輸入停止を解除、UAE が水産物・野生鳥獣肉以外の 全ての福島県産品に対する規制を撤廃、マカオが9都県産の食品に対する輸入停止を解除、EUが規 制対象地域及び品目を縮小、シンガポールが輸入停止を解除、インドネシアが水産物に対する規制 を撤廃する等、各国・地域で大きな緩和につなげた。令和2年度はモロッコ、エジプト、UAE、レバ ノン及びイスラエルの5か国が規制を完全撤廃し、インドネシアが農産物・加工食品に対する規制 対象を 47 都道府県から7県に縮小するという動きを得られ、中東地域の規制は全て撤廃されるに 至った。

外務省・在外公館全体として日本企業のニーズに即した支援を行っていくために開始している日本企業支援担当官会議については、平成31年3月に「ASEAN日本企業支援担当官会議」を、令和元年12月に「中南米日本企業支援担当官会議」を開催し、それぞれの地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題としてJICA、ジェトロ、JBIC等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。在外公館の知見・能力の向上、本省における今後の日本企業支援の活動方針・内容の検討、改善に有効であった。令和2年度は、新型コロナ感染拡大により、中断を余儀なくされた海外でのインフラプロジェクトもあり、政府として支援方針を取りまとめ、在外公館にも周知したことは、日本企業の海外展開支援に係る業務の質向上にとって有効であった。

英国のEU離脱に関しては、これまで政府タスクフォースを定期的に開催する等、英・EUの交渉状況や英国内政等についての情報収集を行い、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行うなど、日系企業が英国のEU離脱に備えるための支援を推進した。また、英国において、英国のEU離脱や日英 EPAに関する日系企業向けセミナーを平成30年度から令和2年度までの3年間を通じて、計25回実施した。これらは、EU離脱をめぐる現状や企業活動への影響等留意すべき点について日系企業の理解を促進し、EU加盟国や英国で事業を展開する日系企業が引き続き円滑な経済活動を継続するために必要な対応を行う観点から有意義だった。

iii 個別分野3 資源安全保障の強化

● 我が国及び世界の資源・エネルギーの安定確保については、世界のエネルギー情勢に構造的な変 化が起きている中、主要な国際機関を積極的に活用することを通じて、我が国への資源・エネルギ 一の安定供給につながる取組を強化できた。特に平成31年1月からは、大江経済協力開発機構(OECD) 日本政府代表部特命全権大使が日本人として 24 年ぶりに IEA 理事会議長を務め、我が国の立場と の整合性を確保しつつ世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を主導した。また、平 成30年10月にIEAのファティ・ビロル事務局長が訪日し、河野外務大臣への表敬を行い、エネル ギー安全保障分野における日本と IEA との一層の関係強化を確認することができたことは、我が国 のエネルギー安全保障強化の観点から有益だった。令和2年度においては、新型コロナの影響によ り世界のエネルギー需要の大幅減に伴い、原油の上流への投資が大幅に減少した。この状況はコロ ナ禍からの経済の回復局面におけるエネルギー需要に供給が追い付かないことが危惧されること から、我が国として新型コロナで財政的困難に直面しているエネルギー生産国等支援として 6.3 億 円を拠出した(第三次補正予算)。また、我が国として2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現 を表明し、再生可能エネルギー分野での外交的取組の一層の推進が求められるなか、令和3年1月 の第 11 回 IRENA 総会において、鷲尾外務副大臣から、カーボンニュートラルへの道筋と再生可能 エネルギー大量導入に向けた課題と我が国の取組に関するスピーチを行い、技術とイノベーション の必要性と途上国の脱炭素化のための支援の重要性を指摘することに加え、蓄電池やモーター等に 使われる鉱物資源の確保の重要性という新しいトレンドについても指摘を行い、エミレーツ通信社 から取材を受けた。カーボンニュートラル実現のため、日本が再生可能エネルギーの発展と課題を 多層的に検討していることを広報する観点で有意義であった。

iv 個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画等

- G7・G20 サミットにおける我が国の貢献に関し、気候変動、貿易、世界経済といった国際社会が抱える課題のほか、各年の議長国がその年のトピックとして例年以上に重視する課題等、広範なテーマについて、G7及びG20の双方で日本として議論に貢献し、課題解決に向けた進捗を示すことができた。特に、令和元年度以降は、新型コロナの感染拡大により、世界の主要国が一堂に会する枠組みであるG7及びG20での議論がこれまで以上に重視され、日本としてのリーダーシップを発揮する重要な機会となった。
 - (1) 平成30年度は、6月のG7シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣が、国際社会のけん引役として普遍的価値を共有するG7がこれまで以上に役割を果たしていくべきと力強く訴えるとともに、貿易、イノベーションと雇用、北朝鮮などに関する議論を主導した結果、これらの点を首脳コミュニケに反映させることができ、日本の考え方を最大限発信できた。

4月のG7トロント外相会合でのG7外相コミュニケの発出に当たっては、河野外務大臣は、 国際情勢が目まぐるしく変化する中、ルールに基づく国際秩序のけん引役としてのG7の連帯が 重要であることを強調しつつ、力強いメッセージの発出に向けて議論を主導した。

また、11 月のG20 ブエノスアイレス・サミットでは、日本は、トロイカ(次期議長国)として首脳間の議論をけん引するとともに、全てのセッションで発言を行い、G20 内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与し、G20 が首脳宣言を通じて結束した力強いメッセージを出すことに大きく貢献することができた。同外相会合では、「G20 の貢献、期待及び性質」、「マルチラテラリズムとグローバルガバナンス」、及び「公正で持続可能な開発のための行動」の議題の下、議論が行われ、河野外務大臣は、G20 の場が異なる意見を理解し相互に協力していく場として機能している点やG20 では持続可能な未来の創出に向けた方策につき議論すべきである旨強調した。これらの機会を通じ、トロイカの一員として議論を積極的に主導するなど、国際社会における存在感を示した。

(2)令和元年度は、6月のG20大阪サミットにおいて、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長のけん引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献などについて議論が行われ、日本は議長国として議論を積極的に主導し、「大阪首脳宣言」を発出し、G20の力強い意思を世界へ発信した。また、この大阪サミットの機会において、日本は「大阪トラック」、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」など多くのプロセ

ス・原則・ビジョンを打ち出すことができた。日本が議長を務めたG20の1年間の締めくくりとして令和元年11月に開催されたG20愛知・名古屋外務大臣会合では、①自由貿易の推進とグローバルガバナンス、②SDGs、③アフリカの開発をテーマとした議論が行われた。同会合は、茂木外務大臣の議長の下、G20大阪サミットや、TICAD7の成果を確認し、今後の実施に向けた具体策を議論するための「跳躍台」とすることができた。大阪サミット及びその関連会合において、日本は議長国としての立場をいかし、デジタル化や環境問題等の分野において、望ましい国際秩序形成に向けて議論を大きく前進させた。令和元年8月のG7ビアリッツ・サミットでは、「不平等との闘い」とのテーマの下、G7の主要議題である、世界経済・貿易や外交・安全保障、特に拉致問題を含む北朝鮮問題、「大阪トラック」に基づくWTOでのルール作りの促進、アフリカにおける開発協力等について、G7首脳間で率直な議論を行い、日本としてG20大阪サミットでの成果を土台として議論をリードすることができた。

令和2年3月に急遽開催された米議長国下でのG7首脳テレビ会議は、G7首脳間で行われた初のテレビ会議となり、新型コロナの世界経済への影響を食い止めるためにG7があらゆる政策的手段を用いることや、治療法及びワクチンの迅速な開発などで協調していくことで一致し、G7首脳宣言を発出した。安倍総理大臣は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証として、完全な形で実施したいと述べ、他の首脳の支持を得た。

また、同3月に議長国サウジアラビアが主催したG20首脳テレビ会議においては、公衆衛生及び財政措置の協調、貿易やサプライチェーンの混乱の最小化などを決意することを明記した首脳宣言を採択した。日本は、トロイカとして、治療薬などの開発を加速させるとともに、G20として強大な経済財政政策を実施すべきと呼びかけ、各国の支持を得ることができた。首脳宣言では、人類の力強さの証として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を完全な形で主催するという日本の決意を称賛することが記載された。

(3) 令和2年度におけるG7及びG20の首脳会議は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、対面で開催することはできなかったが、テレビ会議形式で活発な議論を行ったことで、政策面での協力に積極的に参画・貢献し、国際経済秩序形成の上で重要な信頼関係醸成を図ることができた。

4月のG7首脳テレビ会議では、ワクチン・治療薬の開発、開発途上国支援の重要性などについて一致し、安倍総理大臣が、治療薬の開発及び普及、医療体制・保健システムのぜい弱な国への支援、危機に関する支援や情報の国際的な共有、世界全体の感染症予防体制強化や危機に強い経済の構築などについて発言を行い、G7として一致したメッセージを出す上で存在感を示した。

9月3日に開催されたG20 臨時外相テレビ会議では、「国際的な人の移動の再開に向けた国際協力の在り方」がテーマとなり、茂木外務大臣から、日本の水際措置などの感染対策や緊急経済対策の概要を紹介した上で、世界経済の回復には、感染抑止と両立した上での国際的な人の移動の再開が不可欠である旨述べつつ、ワクチンの開発・普及、途上国支援、情報共有の面での協力について発言し、議論に貢献した。

11月21日及び22日にテレビ会議形式で開催されたG20リヤド・サミットでは、「感染症との戦い及び成長と雇用の回復」及び「包括的、持続可能で強靱な未来の構築」を議題として議論が行われた。菅総理大臣は、G20として、新型コロナへの対応、世界経済の回復、国際的な人の往来の再開、更にはポスト・コロナの国際秩序作りを、国際社会において主導していくとのメッセージを明確に発信すべきと述べ、首脳間の議論をリードした結果、議論の総括として、G20リヤド首脳宣言が発出された。

● 2025 年国際博覧会の誘致に当たっては、政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨み、政府は総理大臣を先頭に、関係閣僚・政務が二国間会談や国際会議等のあらゆる機会を活用し、各国要人に対して支持要請を行い、各国首都においては在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行った。地方自治体も経済界と共に 2025 年日本万国博覧会誘致委員会を組織し、国会議員は超党派の誘致議員連盟を立ち上げ、それぞれの人脈等を活用した働きかけを行った。このようなオールジャパンで重層的な誘致活動を進めたことが、立候補から約1年半の厳しい選挙戦での勝利という大きな成果をもたらした。

令和元年度は、万博特措法の制定等、万博開催に向けた体制整備が着実に進められ、12月20日、「第2回2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」が開催され、その後に開催された閣議において、2025年日本国際博覧会のBIEに対する登録申請について閣議決定され、同年12月27日に登録申請書をBIEに提出した。令和2年12月に開催されたBIE総会において登録申請書が承認されたことを受け、直ちに各国・国際機関に対し正式参加招請状を送るともに、参加招請活動を開始し、外務大臣ほか各省の政務による各国要人への働きかけ、在外公館による各国政府への働きかけ、在京大使館への働きかけ等、オールジャパンで重層的な働きかけを行ったことは早期の参加表明を得

る上で効果的だった。さらに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素(SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等)についても様々な広報機会やツールを用いて積極的に説明を展開したことは、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する観点から有意義だった。

ウ 施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

(ア) 測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況(*は主要な測定指標)

個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 *1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 a *1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 b *1-3 国際法の普及活動の推進 b 個別分野2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 b *2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 b *2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 b 個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施 *3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(※国際法局の所掌に係 a	NI/CIH IV. > 1 /M a a	THE TOTAL COLUMN TO THE TENT OF THE TENT O	
する我が国の貢献 *1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 b *1-3 国際法の普及活動の推進 b 個別分野2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 b *2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 b *2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 b 個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施	個別分野1 国際法	規の形成への寄与と外交実務への活用	
*1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 b *1-3 国際法の普及活動の推進 b 個別分野2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 *2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 b *2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの b b 整備の推進・強化 個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施	*1-1 国際法	に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対	a
*1-3国際法の普及活動の推進b個別分野2政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施*2-1我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化b*2-2諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの b 整備の推進・強化b個別分野3経済・社会分野における国際約束の締結・実施	する我が	3国の貢献	
個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 *2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 b *2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの b 整備の推進・強化	*1-2 国際法	についての知見の蓄積・検討	b
*2-1我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化b*2-2諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの b 整備の推進・強化b個別分野3経済・社会分野における国際約束の締結・実施	*1-3 国際法	の普及活動の推進	b
*2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの b 整備の推進・強化 個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施	個別分野2 政治・	安全保障分野における国際約束の締結・実施	
整備の推進・強化 個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施	*2-1 我が国]の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化	b
個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施	*2-2 諸外国	国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの	b
	整備の推	進・強化	
*3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(※国際法局の所掌に係 a	個別分野3 経済・	社会分野における国際約束の締結・実施	
	*3-1 多角的	1貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(※国際法局の所掌に係	a
るもの)	るもの)		
*3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活 b	*3-2 日本国	民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活	b
に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画	に影響を	- 与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画	

(イ) 主な施策分析

i 個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

● 我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所(ICJ)、国際刑事裁判所(ICC)、国際海洋法裁判所(ITLOS)、国連国際法委員会(ILC)等、国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官及び委員等を輩出してきている。特に、令和2年度のICJ裁判官選挙において日本が擁立した岩澤雄司裁判官が再選したことは、同裁判官の優れた資質及びこれまでICJ裁判官として積み重ねてきた実績に対する国際社会の高い評価、そしてICJを重視する日本の姿勢への支持の表れであると考えられ、国際社会における「法の支配」の推進に対する日本の貢献を印象づける効果があった。ICCでは、その活動強化のための改革が進められており、日本は主要締約国として改革に関する議論を積極的に推進している。平成30年から開始された国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関する国際約束作成のための政府間会議における新たな条約交渉については、令和元年度までに計3回の会合が開催され、日本としてBBNJの保全と持続可能な利用という二つの側面の間のバランスを重視するという日本の立場が新たな国際約束に反映されるよう積極的に議論に参加し、新たな国際法規形成に向け貢献することができた。

また、国際私法分野においても、ハーグ国際私法会議(HCCH)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)、私法統一国際協会(UNIDROIT)において、政府代表として研究者や政府担当官を各作業部会等に派遣し、条約等の作成に貢献した。特に UNCITRAL では、令和元年に構成国の拡大を提案し、令和2年に紛争解決の実情調査を提案するとともに、非公式協議やワークショップを開催するなどしてこれらの議論を積極的に推進しており、委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。さらに、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所 (PCA) といった国際司法機関の主要な分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。

このように我が国は、国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、議論への参加などサブ面での貢献に加えて、人材面及び財政面でも貢献することで、国際社会における法の支配の推進に効果的に寄与してきた。

● 国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加、英、米、仏、国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた関連国際法に関する最新の知見は、我が国が抱える課題や我が国の関心事項に関する問題を検討する上で有益であった。特に令和2年度には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でオンライン会議が普及したことを受け、オンラインによる二国間の国際法局長協議を計9回開催するなど、効率性の高い意見交換を実施することができた。これらの取組は、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題へ対処するために必要不可欠であるほか、こういった知見の蓄積に従来から取り組んできた結果として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態にあっても迅速に国際法上の課題について検討し、政策に反映することができたという点においても、有効性が高かったと言える。

また、令和2年8月の経済紛争処理課の設置を受け、他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し、国際経済紛争処理の手続について分析・研究に取り組むなど、国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。

● 複数の大学における講義の実施に加え、国内の大学や研究機関、関連団体等における講演会や意見交換会(3年間で延べ66回)、外務省内におけるセミナーや意見交換会(3年間で延べ51回)を実施し、日本国内における国際法の普及活動の推進に一定の効果があった。日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を実施したことは、国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的として、日本の法曹関係者の国際法に対する知識と理解を高め、国際的な支援で活躍できる人材育成・発掘を進める上で、効果的であった。また、国際法模擬裁判大会の共催・後援に加え、将来的に国際裁判機関等でインターンシップを行う日本人を積極的に支援することも開始した。その他、インターネット上での情報発信の重要性が高まっていることを踏まえ、外務省 HP に掲載している国際裁判機関等に関する情報が古くならないよう随時更新を行ったことは、国際法への幅広い理解促進に有効であったと考えられる。

平成30年度、令和元年度と、海外の国際法の研究者を招へいした際に実施していた各種講演会や意見交換会、国際法学会と外務省共催の国際法模擬裁判大会「アジア・カップ」については、我が国及び諸外国における国際法人材の育成にとって有益であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により令和2年度は実施できなかった。

ii 個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

● 物品役務相互提供協定 (ACSA) については、カナダ及びフランスとの間で協定が署名 (カナダは 平成 30 年 4 月、フランスは同年 7 月)、発効 (カナダは令和元年 7 月、フランスは同年 6 月) に至り、防衛装備品・技術移転協定については、マレーシア及びインドネシアとの間で協定に署名し(マレーシアは平成 30 年 4 月、インドネシアは令和 3 年 3 月)、イタリアとの間で協定が発効した(平成 31 年 4 月) ほか、ベトナムとの間でも実質合意に至った(令和 2 年 10 月)。情報保護協定については、ドイツとの間で協定が大筋合意 (平成 31 年 2 月) 及び署名 (令和 3 年 3 月) に至った。また、ロシアとの間でも有意義な交渉が行われ、北方領土問題の解決に向け進展が見られた。

これらの取組は、外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとの目標の達成に向けて効果的であった。

● 二国間原子力協定については、英国との間で、原子力協定を改正する議定書に署名(令和2年12月)した。また、ベトナムとの間で受刑者移送条約に署名し(令和元年7月)、同条約が発効した(令和2年8月)ほか、刑事共助条約の条約締結交渉についても累次にわたって実施された。中国との間でも、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の条約締結交渉が累次にわたって実施された。さらに、世界観光機関(令和2年7月)及び国際獣疫事務局(令和2年9月)との間でも、特権・免除に関する国際約束が発効した。

これらの取組は、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する上で有益であった。

iii 個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

● WTO 協定について、令和元年6月のG20 大阪サミットの機会に、デジタル経済に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立ち上げを宣言し、共同議長国として、豪州及びシンガポールとともに交渉を主導した。こうした成果を得たことは、多角的貿易体制の強化に極めて有効であった。

TPP11 協定や日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定改正議定書、地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定といった多国間の経済連携協定や、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、日 EU・EPA、日英 EPA を始めとする二国間協定の署名・発効を順調に進められたことは、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に極めて有効であった。

● 各国・各地域との投資協定、租税条約及び社会保障協定は、平成30・令和元・令和2年とも着実に交渉を続け、複数の協定締結及び発効につなげた。今後協定を締結すべき国についても、検討を進めた。

以上の成果は、日本国民・日系企業の国内外における利益を保護・促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ積極的に参画するという中期目標の達成に向けて極めて有効であり、今後も取り組んでいく必要がある。

漁業分野においては、令和元年度に、中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止するための中央北極海無規制公海漁業防止協定を締結した。同協定は、海洋生態系の保護や魚類

資源の保存及び持続可能な利用の確保に資するものであり、同協定の締結は、このような目的に積極的に協力し、我が国の漁業の安定した発展を図る上で有意義であった。

海事分野においては、平成30年度に船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)を、また、令和2年度に燃料油汚染損害の民事責任条約(バンカー条約)及び難破物除去ナイロビ条約(ナイロビ条約)を締結した。世界有数の海運国である我が国がバンカー条約及びナイロビ条約に加入することは、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害に対する適切な対応の促進や難破物の迅速かつ効果的な除去を通じて、航行の安全及び海洋環境の保全に寄与するとの観点から有意義であった。

その他、航空分野においては、令和2年度に民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定に署名し、暫定的適用が開始された。環境分野においては、平成30年度にオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(モントリオール議定書2016年改正)を締結した。

以上のように、国民生活と密接な関連を持つ社会分野において、新たな多国間の国際的枠組みに 積極的に参加した。今後も、グローバル化が進展する中で多岐にわたる社会分野における国際的な ルール作りのニーズは高まっていくため、国民の要請に応えるべく、締結に向けて積極的に取り組 んでいく必要がある。

エ 施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

(ア) 測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況(*は主要な測定指標)

* 1	情報収集能力の強化	b
* 2	情報分析の質の向上	b
* 3	政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供	b

(イ) 主な施策分析

● 情報収集能力の強化に関しては、近年の我が国を取り巻く地域情勢の変化や経済安全保障の重要性の増大など、安全保障環境に新たな変化がみられる中で、公開情報収集体制の強化を図ったこと、定期的な意見交換のほかに、積極的な公開情報の共有も通じて政策部門の日々の情報関心の把握を行ったことは、時宜を得てニーズに応じた情報収集を行う上で効果が高かった。また、関係省庁との意見交換、外国政府機関や専門家との意見交換の一層の充実、先端技術を活用した専門性の高い分野での情報収集能力の強化、研修・各種会合の実施等は、政策部門のニーズに即した情報収集を行うための体制・能力の更なる強化に効果があった。

一方、特に令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在外公館・本省担当官等による研修や主要課題等に関する会議等への参加は、会議そのものが中止となったり、出張が不可能となって実施できなかったことから、特に在外公館担当官の情報分析収集能力の強化については、保秘に配慮した形での実施方法の検討が課題である。

● 情報分析の質の向上に関して、国内情報コミュニティ内における情報共有・意見交換の促進、外 国政府機関や内外の専門家との意見交換といった取組は、分析の質の向上を図る上で効果があった ほか、職員を対象とする先端技術の導入・活用に関する研修は、特に、新たな分析手法等の研修の 成果を分析にいかすこと等、分析プロダクトの質の向上に高い効果があった。

一方、令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、招へいや出張等含め、各種研修・会議などの機会が減少したこともあり、これらへの参加を通じての分析能力向上に対する効果には制約があった。

● 政策決定ラインのニーズに応え、適時に情報・情報分析を提供するため、在外邦人の安全対策強化の観点から省内外の関連会議に出席し、また、総理大臣官邸や国家安全保障会議(NSC)等を含む政策決定ラインの政策判断に資する情報提供を確保する観点から、省内の関連政策部局との意見交換・連携強化を引き続き図ったことは効果が高かった。また、政策部門が関連情報を入手しやすくするための各種改善策(分析成果物のアーカイブの改善、分析プロダクトの作成法の見直し等)を行ったことは、情報・情報分析をニーズに応じて適時に提供する上で効果が高かった。

一方、令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症防止のため、対面ブリーフの実施については 制約があった。

才 施策Ⅲ-1 内外広報·文化交流·報道対策

(ア) 測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況(*は主要な測定指標)

個別分野1	国内広報の実施		
*1-1	国民に対する直接発信、	ホームページを通じた情報発信	b
個別分野2	海外広報の実施		

*2-1	海外広報の推進	b
*2 - 2	ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施	b
個別分野3	IT 広報の実施	
3 - 1	IT 広報手段の強化、多様化	b
3 - 2	IT 広報システムの強化	b
3 - 3	コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組	b
* 3 - 4	外務省ホームページ等へのアクセス件数(ページビュー数)の合計及び外務	b
省	i公式ツイッター・フェイスブックの閲覧回数の合計	
個別分野4	国際文化交流の促進	
* 4 - 1	文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進	b
4 - 2	大型文化事業(周年事業関連)の実施	b
* 4 - 3	人物交流事業の実施	b
4 - 4	在外公館文化事業についての事業評価	b
個別分野 5	文化の分野における国際協力の実施	
5 - 1	文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献	a
5 - 2	文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成	b
個別分野6	国内報道機関対策の実施	
6 - 1	国内報道機関等を通じた情報発信	b
6 - 2	外務大臣、外務報道官による記者会見実施回数	b
6 - 3	外務省報道発表の発出件数	b
6 - 4	外務大臣記者会見の報道件数(通信社、新聞、及びテレビ)	b
個別分野7	外国報道機関対策の実施	
7 - 1	日本関連報道に関する情報収集・分析	b
* 7 - 2	外国メディアに対する情報発信・取材協力	b
7 - 3	外国記者招へいの戦略的実施	b

(イ) 主な施策分析

i 個別分野1 国内広報の実施

● 「外務大臣と語る」は実施できなかったが、「車座ふるさとトーク」は新型コロナの影響で実施を 見送った令和2年度を除き、平成30年度と令和元年度にそれぞれ2回ずつ実施した。外務大臣政務 官が地域の方々と直に接し日本外交に対する理解を深める一助になったと考える。その様子は外務 省ホームページで動画配信し、計2,000回以上の視聴があった。

令和2年度は、新型コロナ感染症の流行を踏まえ、これまで対面形式で実施していた講座事業やセミナー、講演会等全ての国内広報イベントをオンライン形式に切り替える試みをした。

「高校講座」や「外交講座」では、オンライン形式で開催したことにより、世界各国の在外公館で働く現役の外交官を講師とすることも可能となり、講義の質を高めることにもつながった。いずれの事業においても、事後アンケートでは、海外で実際に勤務している外交官から話を聞けたことは非常に有意義であったとの高い評価が多数寄せられた。

「学生と語る」は、オンライン形式での開催により、海外を含む遠隔地からの参加も可能となり、 応募数も前年度の倍以上に上った。事後アンケート結果でも、オンライン形式で参加しやすくなっ たと好評を博した。

外務省パンフレットのデジタル化については、ページ内に QR コードを貼付し世界各国で勤務する外交官のメッセージ動画が閲覧できる機能を付加し全国の小中学校に配布したところ、動画により世界の様子を詳細に理解することができ、学習効果が高いといった評価が寄せられた。

令和2年度に新型コロナ感染症の流行を受けて外交専門誌『外交』の記事を期間限定でオンライン全文公開したところ、1日当たり最大6千件を超えるアクセスがあり、より広範な読者層に外交や国際関係の諸問題を考察する機会を提供することができた。

評価対象期間を通して、変化する社会情勢に柔軟に適応した広報事業を展開し、より広範な層に 我が国の外交政策及び外務省の諸活動について発信することができた。

ii 個別分野 2 海外広報の実施

● 政策広報の実施に係る施策の分析は以下のとおり。

(1) 対外発信強化事業

以下の各種事業実施を通じて、我が国に関連する情報の第三者による発信が 2,628 件(過去3年目標2,150 件以上)実施された。

①講師派遣事業では、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため有識者の海外派遣に代え、

延べ 50 都市で 50 回、計 26 名の有識者によるオンライン形式の講演事業を行った。安全保障や東アジア情勢に関わる政策発信、サイバーセキュリティや人工知能(AI)の分野における日本の取組について発信した。平成 30 年度、令和元年度はそれぞれ延べ 71 都市 125 回、50 都市 90 回の講演会を各地で実施し、継続的に日本の政策に関わる発信を行った。

②海外研究機関等支援事業では、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため日本からの有識者の直接参加に代え、20都市でオンライン形式の講演会等を支援した。平成30年度及び令和元年度には、14か国で大学・シンクタンク等主催の37件の講演会、セミナー、シンポジウム等の開催を支援し、延べ約2,300人が参加した。

③内外発信のための多層的ネットワーク構築事業招へいでは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により訪日を通じた意見交換や被招へい者による海外での事後報告会への有識者派遣等は実施困難であったが、オンライン形式での招へい事業(意見交換等)を12件実施した。その他にも内外の有識者が参加するウェビナー・オンライン講座等計5件を実施し、これらを通じて計36件の発信が実現した。平成30年度及び令和元年度には、227件の招へいを実施し、計963件のメディア等を通じた発信を実現した。また被招へい者が現地にて帰国後に事後報告会などを計18回開催するなど、機会を捉えて各国の世論形成に影響力のある有識者等に対して我が国の政策・取組・立場を発信し、事実に基づく正しい認識の形成に貢献した。

④ソーシャルメディア招へいでは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により実施できなかったが、平成30年度及び令和元年度は、23件の招へいを実施し、計1029件の発信を実現した。現地人気歌手、TV司会者、大学教授、作家等幅広い分野で活躍する被招へい者を通じ、各国の多様な層に対して我が国の政策・取組・立場を発信し、事実に基づく正しい認識の形成に貢献した。

(2) 戦略的な対外発信強化のための環境整備

在外公館で外部専門家を活用(過去3年延べ数にて在外公館74公館でPRコンサルタントと契約、117公館で業務補助員への業務委嘱を実施)した結果、従来接点がなかったメディアとのコネクション形成、在外公館のウェブサイト及びSNSによる発信拡充により、在外公館の発信力強化が達成された。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受けた各種広報文化行事のオンライン実施により効果的な発信を行うことができた。

- 一般広報の実施に係る施策の分析は以下のとおり。
- (1) 日本ブランド発信事業では、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため専門家の海外派遣は見送った。平成30年度及び令和元年度は、計24名の専門家を派遣し、延べ43か国63都市にて事業を行った。伝統から現代まで幅広い文化関連の発信、工芸、技術、デザイン、建築、鉄道やサイクルツーリズム、温泉・旅館等のインバウンド促進に資する案件形成を行った。特に令和元年度は、東京2020大会の機運醸成を図るべく、パラリンピアン(射撃選手)で日本パラリンピアン協会副会長の田口亜希氏を、パラスポーツが発展途上のラオス及びバングラデシュに派遣し、パラ障害者スポーツの意義やパラリンピックの歴史、共生社会に向けた取組等について、現地の政府閣僚やスポーツ交流関係者等に向け発信した。
- (2) 印刷物資料では、日本事情発信誌『にぽにか』を年2号(各号20万部)発行した。令和元年度にはオリンピック及び東京の食を紹介する特集号を制作し、東京2020大会の広報を強化した。また、視聴覚資料ジャパン・ビデオ・トピックスを年6号制作し、日本の伝統文化、生活文化、技術、ポップカルチャー、東日本大震災、日本農産物輸出振興等に資するテーマ等を取り上げ、世界各国のテレビ局による放送、Webサイト配信、在外公館上映会、教育広報活動等を通じて数多くの海外一般市民に視聴された。特に、ジャパン・ビデオ・トピックスのWeb再生数は、過去3年目標値合計の840万回を超え、1,600万回再生された。
- (3) 若年層を対象に日本文化を紹介するコンテンツを掲載するウェブサイト「Web Japan」は、平成30年度及び令和元年度は21トピック、令和2年度は26トピックの新規記事を制作した。令和元年度以降のページビュー数減少(過去3年目標値合計の6,000万回に対し、実績は4,411万回)に対応するため、令和2年度は人気コンテンツである Kids Web Japan の中の CookBook 及び Virtual Culture を更新し、ウェブサイトの充実を図っている(令和3年度に公開予定)。また、週間投稿数を増やすなど発信を強化した結果、Web Japan Facebookのフォロワー数は、平成31年3月29日時点の32,699から142,992(令和3年3月16日時点)に増加した。
- (4)2020年東京大会を控え我が国への国際的な関心が高まっている機会を捉えた一般広報を強化すべく、イベントや SNS 発信に活用可能な動画等のコンテンツを作成し、本省及び在外公館での発信に活用した。特に新型コロナウイルス感染症に関する日本の状況や取組については、政府広報動画、海外訴求力の高いインフルエンサーや日本の人気アニメキャラクターも活用した動画や記事を通じた発信など積極的な国際広報を行っている。

- (5)テレビ国際放送発信力強化に向けた取組として、テレビ国際放送関係機関である総務省、NHK、外務省の3者間で協議を実施(平成30年6月)するなど、関係機関の連携を強化し、在外公館を活用したNHK ワールド JAPAN 番組上映会(延べ118公館、延べ169回)や在外公館SNSを活用した発信等を行った。
- ジャパン・ハウスに係る施策の分析は以下のとおり。
 - (1) 平成30年度~令和2年度の中期目標「日本の多様な魅力や政策・取組の発信を通じ、これま で日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹きつけ、親日層の裾野を拡大する」達成のため、 ①政府、民間企業、地方公共団体連携によるオールジャパンでの発信、②現地ニーズを踏まえた工 夫及び③ワンストップ・サービスの提供に取り組んだ。①では、国税庁と協力した日本酒紹介イベ ント、農林水産省と連携した和食ワークショップ、復興庁と連携した復興セミナー等で日本への関 心・共感・親日感情を喚起した。また、中小企業を含む日本企業の製品・工芸品を紹介し現地企業 との取引につなげたり、展示を通じて日本と現地の間の学術交流につなげたりするなど、日本経済 の活性化に貢献した。②では、日本での公募及び専門家による選定を経た3拠点共通開催の巡回企 画展に加え、現地のニーズを汲み各現地事務局が企画する現地企画展を開催し、各拠点とも高い来 場者数レベルを維持した。この結果、例えば、平成30年の「燕三条 金属の進化と分化」(ロンド ン)では約6万人、令和元年の「NIPPON の 47 人 CRAFT」(サンパウロ)では約 18 万人の来場者を 得た。③では、各拠点で専用のタブレットを設置し日本に関する様々な情報にアクセスできるよう に工夫している。また、図書スペースを設け、幅広い分野の書籍や日本政府の広報用パンフレット を開架している。政策広報も年々充実させ、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため各拠点 でのセミナーに代え、有名シンクタンクと連携したウェビナーをシリーズ化し、日本の様々な政策・ 取組について発信した。政策広報の積極的な実施が、知的交流、ビジネスチャンス、そしてインバ ウンドの促進に大きく貢献している。

令和2年度で全ての拠点が開館して2年が経過したが、3拠点とも各所在都市における「主要文化施設」として定着し、新型コロナウイルス感染症による休館の影響もある中で親日層の裾野の拡大に大きく貢献できたと考えられる。

- (2) 平成30年度は、3拠点全てでKPI(年間来館者数及びメディア掲載回数)目標値を上回って達成した。各都市でジャパン・ハウスが好意的に迎え入れられた証左と考えられる。令和元年度は、サンパウロの来館者数及びロサンゼルスのメディア掲載回数がわずかに目標に届かなかったが、その他は3拠点とも目標値を上回った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため各拠点とも長期休館や開館時間短縮、来館者数制限、拠点内での実施イベントが減少のためKPI未達を余儀なくされた。他方で、オンライン発信を強化し、各拠点のホームページ、フェイスブック、ユーチューブ、ツイッター、インスタグラムも活用して休館中の活動継続を確保した。
- (3) 平成30年度~令和2年度は、ジャパン・ハウス事業が「創生期」を終えて「巡航期」に入った。各拠点の開館以来、クオリティーの高い展示や企画を継続的に実施し、ファン獲得のための施策にスタッフが一丸となって取り組んだ。今後は、日本の政策広報、ビジネスマッチング、インバウンド促進、人的・文化交流などを強化し、副次的効果の向上も図る、また、国内(特に地域)のコンテンツホルダーに訴求効果の高い「足がかり」として認識してもらえるよう工夫していく方針。このためにも、SNSを使った企画を令和2年度以上に実施し、来館者数の増加だけではなく、SNSフォロワー・「いいね」の数、ニュースレター登録者数・開封率などの他の量的指標のモニターも継続する。

iii 個別分野3 IT 広報の実施

● 外務省ホームページ等のアクセス件数は増加傾向にある。これは、新型コロナウイルス感染症のため、オンラインによる会談、会議、ビデオメッセージの発出等、ネットでの情報収集、発信がより活発に行われたためと考えられる。

近年、SNS のアルゴリズム上、行政機関を含む組織・企業アカウントの投稿が表示されにくくなっている影響等もあり、外務省 SNS (ツイッター・フェイスブック) の閲覧回数が減少傾向にある。

iv 個別分野 4 国際文化交流の促進

● 在外公館文化事業に係る施策の分析は以下のとおり。

日本の祭り関連事業として、エクアドルの「キト日本祭 2018」(平成 30 年 8 月)やポルトガルの「第 9 回リスボン日本祭り」(令和元年 6 月)、2020 年東京機運醸成事業としてオーストリアの「オンライン夏祭り」(令和 2 年 9 月)、スポーツ関連事業として、マラウイの「第 5 回日本大使杯剣道選手権大会」(平成 30 年 10 月)やミャンマーの「第 15 回柔道ジャパンカップ及び柔道デモンストレーション」(令和元年 9 月)、和食を通じた日本の魅力紹介事業として、ストラスブールの「和牛を用いた日本食レクチャー&デモンストレーション」(令和元年 2 月)、リヨンの「和食レクチャー&デモンストレーション」(令和元年 2 月)、リヨンの「和食レクチャー&デモンストレーション」(令和元年 10 月)、フィジーの「和食クッキングショー」(令

和2年9月)等を実施した。令和2年度は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大のため集客型事業に代え、オンラインやSNSを活用した事業を企画・実施し、フィジーでは、同国で最も多く視聴されている地上波テレビで在外公館文化事業を放送する等の工夫もみられた。これら事業で高い広報効果を得て、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に寄与した。

- 国際交流基金事業に係る施策の分析は以下のとおり。
 - (1) 「文化の WA」 プロジェクト
 - ① "日本語パートナーズ"派遣事業

アジア地域での日本語教育支援のため、日本語パートナーズを3か年で1,150人、12の国・地域の機関へ派遣した(令和2年度末までに延べ2,375人を派遣)。特に、地方自治体及び国内大学との候補者募集に関する連携や、地方都市での募集説明会開催、広報に努めた。また、受入校対象の調査によれば、日本語パートナーズから指導を受けた学習者数及び日本文化紹介等の参加者数は合計781,967人に達し、日本語教育支援、対日理解促進及び親日感醸成に貢献した。令和2年度については、世界的な新型コロナウイルス感染拡大のため全ての派遣を断念せざるを得なかったが、各地のIT環境等に応じ、オンライン等による日本語教育支援を行った。

②双方向の芸術・文化交流事業について

平成30年度は、過去5か年の事業の集中的かつ継続的実施の結果、成果が目に見える形で現れた。映画分野では、平成28年開始の「JFF(日本映画祭)アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想」の一環で実施したタイでの事業のオープニングイベントをテレビ局14媒体が取材し、延べ60分の報道が為され同年度に商業上映された日本映画作品数が前年比125%と、日本映画の海外展開に貢献した。また、スポーツ分野では、青少年混成サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流で、ASEAN各国から関係者招へい研修を行い、現地で294名の選手育成に貢献した。

令和元年度は、日本及び東南アジアの3都市(ジャカルタ、ハノイ、バンコク)を中心に実施した「響きあうアジア2019」で24件の主要事業に2万人を動員し、報道件数は約1,350に上った。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、オンラインを活用した事業形態で国際文化交流に貢献し、「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」で計53事業を実施・支援した。「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」で計121事業を実施し、アジア諸国との双方向の交流を促進・強化した。

令和2年10月、ベトナムの日越大学における菅総理大臣の政策スピーチで「文化のWA」プロジェクトの後継文化交流事業を打ち出していきたい旨表明され、同11月には、日ASEAN首脳会議(議長国ベトナム)議長声明に、日ASEANのスポーツ・文化交流及び人的交流を促進するアジアセンターの努力に対する評価及び将来にわたる本プログラムの延長に対する期待が明記される等、これまでの事業の評価と事業継続への期待が示されている。

(2) 放送コンテンツ紹介事業

対日理解促進、親日感醸成を目的に、継続的に日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し放送枠を維持することで、延べ104か国・地域で、1,646番組の放送を実施した。ロシアで手塚プロダクションと国際交流基金が共同制作したアニメ『鉄腕アトム』及び『ブラック・ジャック』ロシア語版の配信権を現地 VOD 配信サイトが購入する等、商業ベースで日本のコンテンツが放送されにくかった国・地域での販売を促進した。

海外での放送反響、番組購入への関心、番組放送に関わる商習慣及び放送局の特徴等、日本の放送コンテンツ市場開拓に有益な情報を日本のコンテンツホルダーに還元し、将来的な商業展開への基盤整備の一助となった。

● 人物交流事業に係る施策の分析は以下のとおり。

(1) 留学生交流

外国人留学生在籍者数が令和元年 5 月には目標の 30 万人を超えたが、令和 2 年度はコロナ禍の下、留学生の入国が困難となった。令和 2 年は在外公館での対面での留学説明会開催や帰国留学生交流会の開催をオンライン形式の実施に切り替えた。平成 30~令和 2 年度の 3 年間で帰国留学生会が新たにアゼルバイジャン、トルクメニスタン、モーリシャス、モザンビーク、シエラレオネ、アラブ首長国連邦、ロシア、アルメニアで発足し、会員総数は目標の 9 万 8 千人から令和 3 年 1 月には 10 万人を超え、帰国留学生会の組織化が進展し、親日派・知日派の育成の観点から有益であった。

(2) 招へい事業

平成30年度及び令和元年度は、戦略的実務者招へいの枠組みで260人、閣僚級招へいの枠組みで22人を招へいし、ハイレベルとの有意義な意見交換や視察を行い、対日理解促進につながった

ほか、国際機関の選挙協力や邦人職員増強、我が国国民の現地における経済活動への支援等につながった。招へい目的の達成度は、事後調査において目標とした高い評価を得た。

令和2年度は、新型コロナの影響により、オンラインを用いた面会やウェビナー形式のセミナー等を実施するなどの工夫を行い、オンラインによる戦略的実務者招へい事業として7件(42名参加)実施し、コロナ禍の人物交流の様式として有益であった。

(3) IET プログラム

平成30年度から令和元年度は、自治体の要望に応え約5,500~5,800名のプログラム参加を実現した。また、非英語圏からの招致国の増加等もあり参加国が57か国にまで増えたことは、JETプログラム参加者への需要増加の証左であり、在外公館での候補者発掘による広報活動の成果と考えられる。令和2年度は、新型コロナの感染拡大のため、新規参加者134名の入国が実現し、コロナ禍にもかかわらず応募者数は400名以上増加した

(4) スポーツ交流事業

平成30年度及び令和元年度は、スポーツ外交推進事業で、外国人選手、指導者、スポーツ関係者等の招へい(23件・21か国)と、日本人指導者の派遣(16件・15か国)を実施した。日本で指導を受けた海外の指導者が、その経験を自国選手に伝えるなどの二次的効果もあり、スポーツを通じた国際貢献(SFT)の促進に貢献している。派遣・招へいの各事業参加者へのフォローアップでは、多くの参加者から「最先端のトレーニング技術や日本での経験を自国の選手や指導者に還元した」とのコメントを得るなど、意義のあるものとなった。在外公館では、日本選手団派遣の機会を捉え、現地のスポーツ当局や関係者との交流レセプションを実施し、東京大会に向けた機運醸成、日本のスポーツ施策の広報に貢献した。日本人が立候補している国際競技連盟の役員選挙では官民連携で候補者を支援し、国際スポーツ界における日本のプレゼンス向上に寄与した。令和2年度は、新型コロナの世界的な感染拡大のため、人の移動を伴う事業(スポーツ選手・指導者等の派遣、招へい)及び人が集まる事業(在外公館におけるレセプション)は実現できなかったものの、器材輸送支援を通じて、相手国の競技力向上及び国際スポーツ界の日本人のプレゼンス拡大に資する支援を行った。

(5) 対日理解促進交流プログラム

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響のため人の往来に代え、オンラインによる交流を継続し、日本に関する対外発信を強化した。オンライン交流に参加した3,500人以上が日本と各国・地域との関係についてのウェビナーに参加し、活発な意見交換を行い、対日理解を促進し、訪日への期待と日本に対する関心を高め、親日派・知日派の発掘に資した。日本と北米、中国、韓国、東南アジア、フランス、ドイツ、スペイン、中南米諸国においてオンライン同窓会等を実施し1,100人以上が参加し、過去参加者と日本とのつながりの強化、親日感の醸成による親日派・知日派の形成に有益だった。

v 個別分野5 文化の分野における国際協力の実施

● ユネスコについては、「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うものとなるよう、我が国として積極的に取り組んできた。平成30年10月には加盟国の参画を中心とする制度改善の行動計画が採択され、平成31年初頭に立ち上げられた加盟国ワーキンググループにおいて、我が国の主張の結果、審査登録プロセスに加盟国の関与を強める内容で議論が進み、令和元年第207回執行委員会で加盟国の関与を強める統合報告書が採択された。同執行委員会の決定に基づき、メンバー国を制限した参加制限型ワーキンググループが設置され、我が国もメンバーに加わり議論を主導した結果、加盟国間で政治的に対立する案件の扱いについても加盟国の意見を尊重する考えがメンバー国の間に広がり、加盟国政府が「世界の記憶」事業に責任をもって関与することを主な内容とする合意が成立した。右合意においては、案件申請や登録決定に加盟国が関与できるようになっただけでなく、加盟国間で対立する案件については期限なく当事国間で対話を行うことができるようになり、我が国が主張した主要な改善点が盛り込まれ、政治的な対立案件が当事国の意思に反して一方的に登録される可能性が完全に払拭された。ユネスコにおいては、人事部長及び教育局課長級ポストなどの邦人職員増強でも成果を挙げた。

ユネスコを通じた日本信託基金事業(累計件数:有形文化遺産46件、無形文化遺産108件、人的244件、その他、文化・防災・文書遺産分野等での支援・事業10件)は、これに裨益する国の国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援として関心を集めやすく、各国で高い評価を受けた。30か国・7つの国際機関の間でアンコール遺跡救済に関する国際協力についての「東京宣言」を採択した国際会議(平成5年)で日仏が共同議長を務め、その中で、アンコール遺跡保存開発国際調整委員会(ICC)設置が決定され、その後、毎年ICCにて日仏が共同議長を務め、令和2年も各国・機関の支援を調整する重要な役割を果たした。信託基金の事業実施では、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護技術や手法を活用し、こうした技術の我が国専門家

から裨益国の文化遺産保護関係者への移転に重点を置き、事業の効果は、事業終了後も長期間継続している。この結果、国際会議等において裨益国の閣僚級から我が国への謝意が示され、これを支える日本人専門家の存在も、我が国プレゼンスの向上に大きく貢献している。

以上のほか、国連大学との緊密な意思疎通や学生募集の広報、百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群の世界遺産登録及び「来訪神:仮面・仮装の神々」、「伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の無形文化遺産登録等においても成果を挙げており、本指標については所定の目標を達成したと認めることができる。

vi 個別分野 6 国内報道機関対策の実施

● 外務大臣及び外務報道官による定期的な記者会見、国民の関心が高いと考えられる外交事案・緊急事態が発生した場合等の臨時記者会見を実施した。会見実施後は、国民への迅速な情報提供の観点から、速やかに外務省 HP に会見記録を掲載した。また、より正確かつ中身の濃い報道につなげるため、ブリーフやオープンルームを実施するなど、効果的な情報発信の取組を行った。

また、外務大臣談話、外務報道官談話、外務省報道発表の発出等、文書による情報発信を的確かつタイムリーに実施した。

令和元年度は、G20大阪サミットやTICAD7等の大型国際会議、即位礼正殿の儀が行われ、記者会見やブリーフの実施、報道発表の発出を行い、国民に対する分かりやすい政策発信に努めた。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のための会見参加人数抑制を補完すべく、外務省の公式ツイッター・アカウントでの外務大臣定例記者会見のライブ配信(日・英)を実施した。

以上を通じて、効率的かつ効果的な情報発信を行うことができ、我が国外交政策に対する国民の理解と信頼の増進が図られたと考える。

vii 個別分野 7 外国報道機関対策の実施

● 総理大臣及び外務大臣等の外国訪問や要人往来の機会に総理大臣及び外務大臣等のインタビューや寄稿を通じて日本政府の考え方や取組を紹介し、外国メディアの正確な対日理解促進、迅速かつ効果的な対外発信に寄与する観点から有益であった。新型コロナウイルス感染症に係る日本の対応に外国メディアの関心が集まった際、記者会見等を通じて日本の対応を正確に発信し情報発信の透明性を確保し、外国メディアの理解を一定程度得られた。

カ 施策VI-1 経済協力

(ア)測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況(*は主要な測定指標)

* 1	「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅	b
* 2	普逼的価値の共有、平和で安全な社会の実現	b
* 3	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	b
* 4	連携の強化	b
5	国民の理解促進、開発教育の推進	b
6	国際協力事業関係者の安全対策の強化	a
7	主要個別事業の事後評価結果	b

(イ) 主な施策分析

● 我が国の重要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性強化支援は大きな柱の一つであり、G20大阪サミットで「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認されたことを始め、G7ビアリッツ・サミットやTICAD7、G20リヤドサミットなどにおける成果文書への反映、OECDによる「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」や「質の高いインフラ投資に関するハンドブック」の作成、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブや日・ASEAN連結性イニシアティブの立ち上げなど、国際スタンダード化の推進に大きな進展があった。これを実現する取組として、インフラプロジェクトへの資金供与や人材育成など、ハード・ソフトの両面において多くの協力を実施した。その際、事業・運営権対応型無償資金協力やEBF円借款などのツールも活用して開発分野への民間資金の動員を進めた。

また、地方自治体・中小企業等の海外展開支援として、「草の根技術協力(地方活性化特別枠)」や「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を採択・実施し、我が国の技術・ノウハウの途上国開発への活用を進め、我が国の地方活性化にも貢献した。令和2年度は「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」について一般型に加え遠隔実施型を設定するなど、新型コロナ感染拡大の中でも民間企業との連携に適切に対応した。

産業人材育成に関し、平成30年11月の日ASEAN首脳会議において、平成30年度からの5年間でアジア地域において8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」の立ち上げを発表し、高専型教育を含む日本型工学教育など日本の強みを活用しながら、67,201人

の産業人材を育成した。イノベーティブ・アジア事業では、平成30年度から令和2年度までにアジア各国のトップレベルの大学より428人を受け入れ、日本企業での就労も視野に将来の自国の産業発展を担う高度産業人材の育成に貢献した。TICAD7においてアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)」の継続を発表した。

新型コロナの感染拡大を受け、令和2年度には、2年間で最大5,000億円の新型コロナ危機対応 緊急支援円借款を創設し、アジア太平洋地域を中心とする途上国の経済活動を支えた。

● 法制度整備支援や公務員の能力強化を始め、途上国のガバナンス強化の取組を継続的に実施した。この結果、ラオスでは、6年以上の起草支援を経た民法典が平成30年に国民議会で承認されるなど、具体的な成果が見られた。また、FOIPの実現に重要な法執行能力強化支援として地域警察活動、サイバー犯罪対処、刑事司法等の各分野で人材育成を行った。海上法執行能力の強化に関しては、アジアやアフリカ東岸を中心とする各国の沿岸警備隊等に対する船舶等の機材供与及び専門家や研修等を通じた能力構築を行い、航行の自由及び海上安全の確保を促進した。フィリピン沿岸警備隊に対し、ODAで供与した巡視船を活用した技術支援を行うなど、ソフト・ハードの相乗効果にも留意し、効果的・効率的な協力という観点から有益であった。

難民支援を含む人道支援として、国際機関等とも連携し、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援や、難民受入れによる負担が増しているホストコミュニティ支援等を行った。長期化する人道危機に加え、新型コロナ感染拡大や、自然災害に起因する食料危機といった突発的な課題に対しても緊急支援等を通じて迅速に対応した。若年層に対する職業訓練・起業教育、行政官や復興を担う人材の育成など、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」を推進し、フィリピン・ミンダナオの平和構築の取組や、地雷・不発弾対策支援を継続した。

テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策に関しては、国境管理、薬物対策、テロ・治 安対策等の分野で機材供与や能力構築を進めたほか、若者の過激化防止等に向けた職業訓練や生計 向上支援等を実施した。

● 「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン」に基づき、二国間の支援を継続的に実施し、地球規模課題の解決に向けた取組に貢献した(国際機関等、多国間の枠組みに係る取組については「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」を参照)。「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」、「メコン・SDGs 出融資パートナーシップ」など、途上国の SDGs 達成努力を後押しする枠組みが新たに発表されたほか、「SDGs グローバルリーダー・コース」を通じた日本への留学生受入れ、JICA 開発大学院連携を通じた日本の開発経験等の共有など、人材育成にも貢献した。

保健分野では、新型コロナ感染拡大を受け、長年ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進してきた日本の経験と知見をいかし、保健・医療体制が脆弱なアジア、アフリカ、太平洋島嶼国等に対する機材供与や人材育成等の支援をかつてないスピードで進めた。気候変動分野では、「美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)」達成に向け、再生可能エネルギー導入支援や防災支援を積極的に行った。食料、女性、教育、防災・津波対策、水・衛生、地球環境問題といった様々な分野において、SDGsの達成に向けた協力を推進した。

● NGOとの連携・協働の強化に対する取組として日本NGO連携無償資金協力事業、ジャパン・プラットフォーム事業(緊急人道支援事業)、JICA草の根技術協力事業等を実施した。ボランティア事業については、広報や帰国後支援等を通じ応募拡大の取組を行っているが、引き続き応募者の拡大が課題である。令和2年度には、新型コロナ感染拡大により、隊員の一時帰国、新規派遣の延期、募集や選考の中止といった影響が生じた。日本国内での待機を余儀なくされた隊員の日本国内での社会貢献活動、遠隔での隊員活動継続、再赴任に備えた自己研鑽等、待機期間の有効活用を側面支援した。

国際機関との連携については、各機関幹部と継続的に意見交換を行った。また、マルチ・バイ連携の必要性の高まりを受け、新型コロナの感染拡大の中、保健・公衆衛生分野を中心に具体的な取組につき協議を開始している。

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する途上国への協力として、クック諸島、バハマ、バルバドス、トリニダード・トバゴ、セントクリストファー・ネービス、チリ、ウルグアイ、セーシェル等に対し、必要な支援を継続した。中南米地域においては、日系社会の存在にも留意し、草の根・人間の安全保障無償資金協力や日系社会ボランティアの派遣、海外投融資を通じた日系人が創設した信用組合を介する支援など、日系社会との関係強化に資する協力を行った。また、令和2年度においては、新型コロナ感染拡大の中、ブラジルの日系人経営の病院に対して医療機材の整備を行うなどした。

● 外務省では、初動対応マニュアルの整備、JICAでは緊急事態対応オペレーションルームの開設など態勢整備を図り、事業関係者に対する安全対策研修及び情報発信を継続的に実施し事業関係者の危機管理意識向上に寄与した。JICA安全対策研修は、平成28年10月の研修開始以降、延べ27,296

人(内訳:渡航者向け4,197人、管理者向け591人、テロ対策実技訓練2,035人、ウェブ版20,473人)が参加し、平成30年からは企業・団体の安全管理責任者/担当者向けの研修導入など、メニューの拡充を図った。令和2年度はコロナ禍の影響により、対面式での各種研修実施が困難となったものの、令和元年10月に導入したウェブ版の安全対策研修やオンライン形式での研修に感染症防止対策のコンテンツを追加するなど内容の充実化を図った。

こうした不断の努力は、新型コロナへの対応においても効果を発揮した。新型コロナの感染拡大を受けた JICA 海外協力隊や専門家等を含む多数の国際協力事業関係者の退避及び渡航等の複雑なオペレーション(例えば令和2年3月末から4月末にかけての約6,000名の事業関係者の本邦帰国)で、短期間での多数の関係者の移動が可能となったのは、平時より整備されてきた情報収集や意思疎通の体制、マニュアル等の存在が重要な役割を果たしたためと考えられる。また、コロナ禍で国際協力事業を継続する上で、新型コロナ感染事例発生時の緊急対応シナリオの検討や、感染情報の収集・分析のほか、引き続き感染症以外の通常の危機対応が疎かにならないための体制整備など、国際協力事業者の安全確保のための取組も進めた。

キ 施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

(ア) 測定指標の平成 30・令和元・2年度目標の達成状況 (* は主要な測定指標)

U - 47 4 F- 1 U - 1	77	
個別分野1	人間の安全保障の推進と我が国の貢献	
* 1 - 1	持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及	b
	び人間の安全保障への具体的貢献	
1 - 2	人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進	b
* 1 – 3	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進	a
個別分野2	環境問題を含む地球規模問題への取組	
* 2 - 1	地球環境問題の解決に向けた取組の推進	b
* 2 – 2	気候変動問題の解決に向けた取組の推進	b
* 2 - 3	国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進	b

(イ) 主な施策分析

善にも貢献した。

i 個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

- 総理大臣が本部長を務める SDGs 推進本部は、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間で 5 回開催され、SDGs アクションプランの策定(平成 30 年度第 6 回、令和元年度第 8 回、令和 2 年度第 9 回)、「SDGs 実施指針改定版」作成(令和元年度第 8 回)など、SDGs 達成に向けた具体的取組の強化、拡充を図り、国内における SDGs の地位向上、各施策における浸透を達成した。 G 20 大阪サミット、TICAD 7、SDG サミット、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)等の多国間フォーラムにおいて継続的に SDGs 及び人間の安全保障の重要性について発信し、国際社会における機運向上に貢献した。また、評価対象期間にわたって、UNDP、UNICEF、人間の安全保障基金などの国際機関・基金を活用し、SDGs 及び人間の安全保障の実現に資する具体的なプロジェクトを推進し、地球規模課題の改
- 新型コロナ感染症の世界的な拡大により、UHC の重要性が再認識される中、国連一般討論演説等の国際的なイベントにおいて、我が国のハイレベルから、UHC の重要性を発信し、各国、関係機関の啓発につながった。UHC フレンズグループ有志国代表(ケニア、セネガル、ガーナ、ウルグアイ、印、仏、英及び EU)、グテーレス国連事務総長、テドロス WHO 事務局長、フォア UNICEF 事務局長、バークレーGavi 事務局長、ハチェット CEPI 事務局長等の出席を得て、茂木外務大臣が UHC フレンズ閣僚級会合を主催し、新型コロナ感染症対策を推進する上での UHC の重要性の確認や国際社会への啓発の上で効果的であったほか、国際社会における UHC の達成に向けた我が国のリーダーシップを強く印象付ける有意義な機会となった。石兼国連日本政府代表部大使が、令和5 (2023) 年国連総会 UHC ハイレベル会合に向けたモダリティ決議案のファシリテーターの一人に任命されたのは、新型コロナ感染症の顕現以前からの保健分野における我が国の一連の取組が国際社会で高い評価を受けていることの何よりの証左である。

UHC の推進については、保健・医療体制が脆弱な途上国に対する無償資金協力(保健医療機材供与)や JICA による技術協力等を通した二国間支援、グローバルファンド、Gavi、GHIT、ユニットエイド(Unitaid)、UNFPA、IPPF等の国際機関を通じた支援を実施した。新型コロナ感染症の世界的な拡大で、各国において、UHC の達成に向けた取組が悪影響を受ける中で、基礎的保健システムの強化を含めたG20 大阪サミットや TICAD 7 の合意内容及び 2019 国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言に掲げられている各目標の達成に寄与した。

「栄養サミット 2020」は、世界的な新型コロナ感染症の拡大が継続している状況に鑑み、1年延

期された。

ii 個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

● 生物多様性分野では、生物多様性条約第14回締約国会議(COP14)、カルタへナ議定書第9回締約国会合(MOP9)及び名古屋議定書第3回締約国会合(MOP3)において、令和2(2020)年以降の生物多様性に関する世界目標の策定プロセス等の重要課題への議論に積極的に参加し、73本の決定採択に主要な役割を果たした。ポスト2020生物多様性枠組公開作業部会及び国連生物多様性サミットにおいても効果的かつ効率的な枠組及びその実施の設計に貢献するなど、この3年間で生物多様性関連の様々な機会、議論に貢献した。

ワシントン条約締約国会議(COP18)での象牙の国内市場に関する議論では、国内市場の閉鎖を求める決議案の提案などに対し、我が国代表団の積極的な関与の結果、国内市場の存在が象牙の密猟や違法取引の要因となることを防ぐための取組について報告する内容に修正することができた等具体的成果が得られた。

横浜に本部が所在する国際熱帯木材機関(ITT0)の第 56 回理事会において、持続可能な森林経営 や合法的に伐採された木材の貿易促進に資するプロジェクトを効率的に実行するための新しい枠 組み等の議論に貢献し、組織改革推進などの成果をあげた。

化学物質、廃棄物については評価対象期間を通して円滑な運用等所期の目標を達成した。海洋プ ラスチックごみ問題については、平成 31(2019)年の第4回国連環境総会において 30 本近い決議 案の主要な交渉に参加し、関連決議案をノルウェーと共同提案し、決議内容の調整等主導権を発揮 し存在感を示した。G20 大阪サミットでは海洋プラスチックごみ問題が主要議題となり、海洋プラ スチックごみによる新たな汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・ オーシャン・ビジョン」及び同ビジョンの実現に向けて各国で協調して実効的な対策を進めるため の「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をまとめる等の成果をあげた。加えて、日本独自の 取組として、途上国における廃棄物管理の向上を目的に、ODA などを活用して、①廃棄物管理 (Management of Wastes)、②海洋ごみの回収 (Recovery)、③イノベーション (Innovation)、 ④能力強化 (Empowerment) を支援する「マリーン (MARINE) イニシアティブ」の立ち上げを表明し、 日本の取組姿勢を広く知らしめた。マリーンイニシアティブについてはアジア地域におけるプラス チックごみの排出防止策実現のための UNEP の取組 (流出源・経路の特定や対策の効果の査定等) に 我が国から6億2,700万円、また UNEP 国際環境技術センター (IETC) による環境上適正な廃棄物管 理・処理技術支援に1億円を支出などの実績を積んだ。バーゼル条約において、我が国がノルウェ ーと共同提案した汚れたプラスチックごみのバーゼル条約の規制対象への追加が採択され、有害廃 棄物の適正管理を前進させた。 廃棄物管理の中心である大阪の UNEP 国際環境技術センター (IETC) では、地球環境行動会議(GEA)国際会議 2020、持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・ パネル関連イベントにおいて IETC による海洋プラスチックごみ対策を紹介し、廃棄物管理も含め た海洋プラスチックごみ対策の重要性を訴える等の実績をあげた。

● 平成 27 年に発表した「美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)」(令和 2 年に官民合わせて 1 兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明)は、令和元年において、約 1.37 兆円の気候変動に係る支援を実施し、着実に達成している。COP24、COP25 で合意に至らなかった論点は、COP26 の延期により未だ積み残しであるが、我が国は、主催したG20 適応及び気候強靭性ワークプログラムや気候持続可能性作業部会、オンラインで開催された「ジューン・モメンタム」等マルチのフォーラムの議論に参加し、国際社会における気候変動対策に対する機運向上に貢献した。

評価対象期間中、国連気候変動枠組条約や気候技術センター・ネットワーク (CTCN) などの国際機関を活用しつつ、パリ協定の目指す脱炭素社会の実現にも貢献した。

● 我が国は、防災先進国として、世界の強靭化に大いに貢献できる立場にある。平成 30 年度には「仙台防災協力イニシアティブ」の目標である「2015 年から 2018 年までの4年間で、防災関連分野で計 40 億ドルの協力、4万人の人材育成を実施」の目標値を上回る支援実施を達成した(実績値:2015 年から 2018 年までの4年間で計 50 億ドルの協力、7.8万人の人材育成を実施)。令和元年度には「仙台防災協力イニシアティブ」の後継である「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表し、その後も評価対象期間にわたって途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダー及び次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を実施するなど、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

5 今後に向けた取組

外交政策を効果的かつ効率的に推進するとともに、同政策を国民の皆様により分かりやすく説明するため、引き続き具体的かつ適切な水準の目標の設定、各施策の評価結果を踏まえた今後の施策への反映の方向性のより明確な記述等に努めていきたいと考えています。

6 評価対象施策に関連する学識経験を有する者(AGメンバー)の所見

AG メンバーによる所見のうち、複数の評価対象施策に関連する所見は以下のとおりです。なお、個々の施策別評価に関する AG メンバーの所見は、各施策の「学識経験を有する者の知見の活用」欄を参照願います。

- ・ 新型コロナウイルス感染症は 10 年に一度の災禍であるが、今後も同様の事態は予見されること から、これを契機として感染症下の外交上の脆弱性を洗い直す良い機会としていただきたい。そ の観点からの外務省としての総点検は手がける価値があるのではないかと思われる。
- 新型コロナウイルス感染症によって外交上のパフォーマンスが落ちたものについては積極的に低い評価を付し、外交上の弱点を確認・共有するということも考えられる。あるいは、新型コロナウイルス感染症に直面し、広報など、対応を柔軟化したものについては積極的に高い評価を付し、これを慫慂するということもアイデアとなるのではないかと思われる。
- ・ 中期目標(の記述)は機能していない。評価の実施を3年周期にした際に、この枠に期待したが、 ほぼ全体にそうだが、たとえば施策Ⅱ—1、施策Ⅱ—4など、担当課が長期の全体的目標を一文 で再掲すれば足りると考えている例が多々見受けられる。やめるのならやめるか、やるのなら評 価室が各課にきちんと意識付けをするよう指導すべき。
- SDGs 関連で複数の府省が関わっていることから、対外関係に関わるものや外交上の意義という観点から、他府省の取組であっても外務省として点検し、府省間の連携をより強化していくべきである。
- ・ 総合外交政策局に協力を仰ぎながら、評価書に総論を付し、外交イヤーなどの特別なトピックや 新型コロナウイルス感染症などの外交を取り巻く変化についての注釈(外交政策に影響を与える 外部要因にのうち大きなもの)を、評価書を読み解く際のまとめとして付しておくということも 考えられそうである。
- ・ 政務三役や指定職がこれらの評価書を見た際に分かりやすいものになっているだろうか。そうした視点での見直しについても、引き続き継続してすすめていただきたい。

[施策に係る事後評価]

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組

					(713)	
施策名(※)	国際の平和	と安定に対する取	組			
施策目標	め1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 10 1 2 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	平なと及太で)国間会の基と際間協始際会権壊際のとのび和努のび平開。際をの取盤し的の力め社に利兵社国と国家に見信地れ国会保和・整国連全推す共け保、全機に社間を種交す域た間ですと議備際携及進る通る護ミ体関原会関係の及。平洋びプた定に強ロ協宇る際利権促イ平び力のの繁にび(和秽多レめに積化対力宙。機益・進ル和関の科増	寄研①と字国ゼの向極す策を活(関に民に及と孫平学与究②定維でスイてに。貢化の、おす主け通全と的術の)を維のをバ我貢(献す長②いる義た常をの利の)果。確・国確一が献②する期)て望を国兵確共用取すを、保強協するのと、	を さい さい さい さい さい さい さい さい でいまい でい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でいまい でい でい でい でい でい でい でい でい でい で	達的 同じ、た(をら を 保 上に。を不)子。成か 地り北、①推を 越 す さ貢(推拡 力(すつ 域、極自、進実 え る せ献②進散 安②る総 に海を由②・現 る 。 るす)すへ 全。合 お上め、)拡す 組 ま とる るの ・のぐ公 充る 織 た と。 。取 核な る安る正 すた 狐 、 も	・外交の支離保の全 を制 を を と と と と と と と と と と と と と と と と
14 W 0 7 W		区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施策の予算	7 th a	当初予算(a)	2,879	2, 970	3, 052	3, 006
額・執行額	予算の	補正予算(b)	0	0	220	
等(分担金・	状況	繰越し等(c)	0	0	△217	
拠出金除	(百万円)	合計(a+b+c)	2,879	2,970	3, 055	
<)	執行額(百万円)		2,709	2, 632	2, 259	
	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	マ歩っ	当初予算(a)	_	_	85, 077	85, 448
同 (分担金・	予算の	補正予算(b)	_	_	20, 221	
拠出金)	状況 (百万円)	繰越し等(c)	_	_	0	
		合計(a+b+c)	_	_	105, 298	
	執行	額(百万円)	_	_	105, 015	
(※) 木梅笙)			「佐竿の畑田」	 関連する内閣	の手曲が突し	「測字投海」「封

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果	目標達成度 合いの測定 結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠) 相当程度進展あり(B) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したこと から、左記のとおり判定した。	
注	測定指標	個別分野1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	
1	の平成 30・	*1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクと b	
<u> </u>	令和元・2	の連携強化	
	年度目標	*1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 b	

2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保 b 2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画 c 2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進 c 2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率 c 個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備 c *3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 c *3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 c	b b b
2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保 と 2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画 と 2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進 と 2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率 と 個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備 *3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 と *3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 と	b b b
保 2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画 b 2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進 c 2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率 c 個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備 *3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 c *3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 c	b b
2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画 2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進 2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率 個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備 *3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献	b
の推進 2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率 b 個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備 *3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 b	
2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率 b 個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備 *3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 b *3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 b	b
個別分野3国際平和協力の拡充、体制の整備*3-1国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進*3-2国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献	Ь
*3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 と *3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 と	
*3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 b	
	b
313 平和構筑公邸にわける人材会比	b
	b
	b
答の割合	
	b
及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数	
個別分野4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進	
	b
*4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 1	_
	b
個別分野 5 宇宙に関する取組の強化	
*5-1 宇宙空間における法の支配の確立 b	_
5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築 b	
5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出した。 席回数	b
5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数 b	b
個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連	車
の実現	
	b
6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更な b る増進	b
	a
個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	隹
*7-1 人権・民主主義の保護・促進	b
*7-2 人道分野での取組(難民等への支援) l	b
7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況 b	h
個別分野8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進	U
ID 44/454 0 SULT SUELT SUPER DEVELOPMENT OF THE PROPERTY OF TH	
*8-1 女性の権利の保護・促進 lt	
	b
*8-1 女性の権利の保護・促進 l	b
*8-1 女性の権利の保護・促進 b 8-2 国連女性機関(UN Women) に対するコア拠出額の順位 b 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組	b
*8-1 女性の権利の保護・促進 b 8-2 国連女性機関(UN Women) に対するコア拠出額の順位 b 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 b *9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 b *9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 b	b b
*8-1 女性の権利の保護・促進 b 8-2 国連女性機関(UN Women) に対するコア拠出額の順位 b 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 c *9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 c *9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 c 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のた c	b b
*8-1 女性の権利の保護・促進 は 8-2 国連女性機関(UN Women)に対するコア拠出額の順位 は 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 *9-1 事際的な核軍縮を追求するための取組 は *9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 は 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組	b b b
*8-1 女性の権利の保護・促進 b 8-2 国連女性機関(UN Women) に対するコア拠出額の順位 b 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 c *9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 c *9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 c 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組 c 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に c	b b b b
*8-1 女性の権利の保護・促進 E 8-2 国連女性機関(UN Women)に対するコア拠出額の順位 E 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 E *9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 E *9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 E 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組 E 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組 E 個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進	b b b b
*8-1 女性の権利の保護・促進 E 8-2 国連女性機関(UN Women) に対するコア拠出額の順位 E 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 E *9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 E *9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 E 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組 E 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組 E 個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 *10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 E	b b b b b
*8-1 女性の権利の保護・促進 E 8-2 国連女性機関(UN Women) に対するコア拠出額の順位 E 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 E *9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 E *9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 E 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組 E 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組 E 個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 *10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 E 10-2 東電福島第一原発事故後の対応 E	b b b b b
*8-1 女性の権利の保護・促進 b 8-2 国連女性機関(UN Women) に対するコア拠出額の順位 b 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 b *9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 c *9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 c 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組 c 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組 c 個別分野10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 c *10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 c 10-2 東電福島第一原発事故後の対応 c 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施 a	b b b b b b b b b b b b b b b b b b b
*8-1 女性の権利の保護・促進 は 8-2 国連女性機関(UN Women)に対するコア拠出額の順位 は 個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 と *9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 と *9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 と 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組 と 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組 と 個別分野10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 *10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 と 10-2 東電福島第一原発事故後の対応 と 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施 よ	bbbbbbbbbbbbaa

	11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた 協力の推進	b
	11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進	b
	*11-4 科学的知見の外交への活用促進	a

- (注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
- (注2)「測定指標の平成30·令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30·令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- ・外交安全保障調査研究事業費補助金制度は、適切な審査・評価体制の下、事業規模、実施団体、参加者の多様化、事業成果として分析・政策提言機能が強化されていることは評価できる。引き続き事業実施団体の多様化、地方の研究機関や研究者の活用、若手・女性研究者の活躍支援など留意して欲しい。
- ・「自由で開かれたインド太平洋」構想の推進にあたり、ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障、海上交通の安全確保の推進、日米豪印閣僚協議の開催等から同構想の発展を支えた。また「経済安全保障の確保」が新たな測定指標となることは適切であり、何を達成目標にするかという基準は十分協議して欲しい。
- ・経済安保が測定指標に位置付けられた点は一歩前進といえよう。ただ、他のセクションでもなされるそれへの言及はまだ総花的で、問題の重大・切迫性に比して弱いと言わざるを得ない。今後については、科学技術や国際経済にかかわる記述(担当課)ともすり合わせ、インフラ、新興技術、そして経済強制外交に至るまで、課題と対策について、方向性だけでも記すべきではなかろうか。
- ・経済安全保障上の課題解決について、新たに測定指標として追加する趣旨には賛成である。ただし、科学技術の視点を優先するのか、外交の視点を優先するのか、安全保障の 観点を優先するのかという視点については整理した方がよいかもしれない。
- ・測定指標2-1の見直しには賛成である。
- ・平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業でコース修了者の多数が国連ミッション、国際機関、研究機関、民間企業で活躍していることは優れた成果であり、今後も発展が期待される。国際平和協力法に基づく要員派遣は派遣数の低迷が続いており、積極的な要員派遣・物資協力の調査実施を進めて欲しい。
- ・UNMISS 及び MFO への司令部要員派遣について、まったく同様の説明を内閣府でも伺っており、PR できる内容であることについては異存はない。
- ・平和構築分野における人材育成の取組に関し、他の分野でも同様の取組は援用可能であるように思われる。
- ・世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合に関して は、重要なのは肯定評価の割合が目標を達成したかどうかではなく、肯定評価の割合が 落ちた場合の要因分析ではないか。誤差の範囲であれば何も問題ない。
- ・測定指標3-5に関し、コロナ禍にあって会議出席回数が達成できなかったことは問題であるとは思われない。
- ・国連安保理改革が中心にあるなか、この点の努力にもかかわらず改革が進んでいないことは残念ながら認めざるを得ないのではないか。
- ・国際機関における日本人の比率を向上する作業が着実に進展していることについては、 積極的な評価に値する。また、学識者の送り込みについて努力が続いているのもよくわ かる。a評価も首肯できるものである。そこでも触れられているが、幹部及び枢要なセ クションでの活躍に向けて、質的な進展も並行して探るべき。
- ・測定指標 6-3 は「十分な成果があった」とのことであるので、可能な限りの情報を示し、積極的に PR しつつ国民にも理解を求めていただく方向がよいのではないかと思われる。
- ・国際機関への優秀な若手日本人職員を増やす観点から、JPO 制度についての広報活動の 強化が施策目標に掲げられている。報告書等の巻末に単に掲載場所を増やすだけではな く、広報の仕方と広報媒体の抜本的な見直しや、本制度自体の拡充も含めた改善策も検 討されたら良いと考える。大学生や20歳代後半の総合商社、金融、IT 関連外資系企業 に勤める人々の間で、国際公務員などの夢を持ち、国際協力部門の職業に興味を持ち、

転職を考える人々も増えてきているが、どのような準備をすればよいのか、具体的な準備と応募にかかわる情報にアクセスする方法がわからない人々も少なくない。各国際機関での待遇、勤務地での生活などワークライフ・プランの全体像がわからないために、機会を逸している場合も少なくないように思われる。一般に考えられているよりも長い準備期間を要するだけに、求められる要件を考慮しつつ、各自にあったキャリア計画を立て、着実に準備し、チャレンジするのに役立つ、多様なWebサイト情報の提供なども考えられる。

- ・測定指標 7-1 の成果は顕著であることから、外務省全体としての PR の機会を十分に用意されたい。
- ・人権・民主主義をめぐる状況が停滞・後退している現況において、外務省でも施策目標 に人権・民主主義をめぐる状況変化にいかに対応したか、また施策がそれら改善にどの 程度寄与したか、といった具体的な指標を定めるべきではないだろうか。
- ・日本における難民の定住について、自立定住支援が測定指標で意識されている点を評価 したい。
- ・日本におけるジェンダー差別の問題がこれだけ国際的に認知されているなか、外交で旗 を振ってもあまり実効性はないのではなかろうか。
- ・測定指標 10-2 及び 10-3 については、外務省として十分な対応を取られたということであるから、高い評価を付してもよいように思われる。「特に、原子力安全の分野において、福島第一原発事故の経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国が果たすべき責務である。」との指摘は重要である。
- ・測定指標 11-4 について、STI for SDGs については、内閣府とのデマケーションが十分でないようである。本件は第6期科学技術イノベーション基本計画において、明確に科学技術外交の一環として位置づけられていることから、外交政策上の評価を必要としている。なお、科学技術政策の観点からは、日本の優れた科学技術が諸外国の社会課題の解決に貢献しているか、社会実装につながっているのかという議論となる。この場合には個別の科学技術の社会実装や日本企業の参加可能性に焦点が当たることとなり、評価の際には各論を積み上げなければならなくなる。SDGs が明確なターゲットと評価を重視していることから、また長年にわたる取組となることから、どのような視点で STI for SDGs にかかる評価の視点を持つのかという点については、外交政策側からの議論の主導を期待したい。

担当部局名 総合外交政策局 政策評価 実施時期 令和3年8月

個別分野1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

- 1 補助金事業、研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ·国家安全保障戦略(平成25年12月17日 閣議決定)
 - IV 6 (2)情報発信の強化
 - (4) 知的基盤の強化
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年6月21日 閣議決定)
 - 第2章 5. (6) 外交·安全保障①外交
- 第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化

中期目標(--年度)

中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国内シンクタンクの育成強化を引き続き図る観点から、平成29年度とほぼ同規模の補助金事業を 実施する。また、同補助金事業を通じ、政府関係者が研究会やシンポジウムに積極的に参加しつつ、 調査報告書や政策提言の提供を受けることで、有益な情報を随時収集する。
- 2 平成 28 年度及び平成 29 年度に実施した有識者研究会の成果を土台として、報告書を取りまとめる。また、同報告書を活用し、同研究会メンバーと協力し、在京の外国政府関係者及び有識者との意見交換の場を設ける等、戦略的に発信を行う。同時に、新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げ、平成 30 年度内に報告書を取りまとめる。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、平成29年度に採択した11件の事業を継続案件として実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究生の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また、国際共同研究支援事業費補助金制度の下、歴史国際研究支援事業においては、外国の研究者も参加する形で歴史の共同研究を進め、成果として20世紀の東アジアに関する論考集をまとめるに至った。領土・主権・歴史調査研究支援事業においては、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③国内外でのシンポジウムの実施(於:東京(10月)、パリ(平成31年1月)、ロンドン(平成31年2月)、及び京都(平成31年3月))、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の4分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会の報告書については、平成30年度の新たな動きも踏まえたものとするため、各有識者で加筆修正を行い、令和元年度に引き続き報告書の取りまとめを行うこととした。

令和元年度目標

- 1 引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、企画の公募を経て、外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で、平成30年度と同規模の補助金事業を実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信とともに、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。
- 2 引き続き有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに、新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げる。完成した報告書はマスメディアや外務省ホームページを通じて広報する。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、平成29年度から開始された10件の事業を継続するとともに、令和元年度から新たに1件の事業を実施した。国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究生の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信の強化につながった。また、国際共同研究支援事業費補助金制度の下、領土・主権・歴史調査研究支援事業においては、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③国内外でのシンポジウムの実施(於:サンフランシスコ(5月)、京都(11月)、ワシントンD.C.(11月)及び東京(12月に2件及び令和2年1月))、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携、の4分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会の報告書については、原稿の一部が未執筆である。令和元年度の新たな動きも踏まえたものを、令和2年度に取りまとめることとした。

令和2年度目標

- 1 引き続き国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、新たな分野として「新領域(サイバー・宇宙・AI)をめぐる問題」を含む5分野13件の事業を実施する。企画の公募を経て、外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で、令和元年度と同規模の補助金事業を実施する。諸外国シンクタンク・有識者との連携強化を図るとともに日本人研究者(特に若手・中堅)の英語での発信力強化を目指す。また、補助金事業の成果(報告書等)については、迅速かつ分かりやすい形でインターネットなどを通じ一般公開する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、領土・主権・歴史問題に関する調査及び対外発信を進めるとともに、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化を引き続き進めていく。
- 2 引き続き、有識者研究会の報告書の取りまとめを行うとともに、可能な限り、令和2年度中に新たな有識者の選定及び研究会のテーマ設定を行い、後継の有識者研究会を立ち上げる。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の下、12 事業を新たに開始した。事業の採択は、競争性・透明性のある方法により行われた。事業実施に当たって、各事業者は、若手・女性・地方在住研究者の活用、英語での発信能力強化、政策提言能力強化を重視した。本年度事業については、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて海外渡航が困難になったことにより、計画していた事業の一部の実施が困難となったが、各事業者それぞれが工夫を行い、オンラインセミナーの充実などにより調査研究を進めた。その結果、全事業合計で英語論文発表 316 本、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等の主催・共催 149 回等となった。これら成果については、各事業者がそれぞれのホームページ等において随時発表した。国際共同研究支援事業費補助金制度の下、領土・主権・歴史調査研究支援事業において、①翻訳事業、②英文ジャーナルの発行など研究成果の国内外への発信、③オンラインのシンポジウムの実施(於:東京(令和3年2月に1件))、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携、の4分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会の報告書につき、有識者との少人数での意見交換を5回実施した上で、報告書のとりまとめを行い、令和3年2月に「動揺する国際秩序と日本の外交」と題する報告書(情勢認識、日米関係、各国・地域情勢など)を完成させた。後継の有識者研究会の立上げについては、今後、状況を見極めつつ検討することとなった。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

中期目標(--年度)

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。

- (1) 効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載、一般的で的確な表現を用いることを通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。そのために、業者選定の際、デザイン力も審査の対象とする。
- (2) 英語全訳版を作成・公表する。
- (3) 利用者の利便性を向上させるため、索引、略語集の掲載及びホームページを通じた発信を強化する。ホームページを通じた発信は、具体的には①ホームページ上でのリンク掲載、②可能な部分については、データの二次利用が簡易となる CSV 形式での掲載、及び③スマートフォンの閲覧が容易になるよう、レスポンシブ・ウェブ形式で掲載する。
- (4) 有識者から外交青書に関する意見等を入手し、より質の高い、読者の目線に立ったものとする。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化する中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を対外発信することに重点を置いた(第 198 回国会外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)、「ラウンドテーブル・ジャパン」(注)における河野外務大臣スピーチ(7 月 19 日)等)。第 198 回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- (注)民間主催による国際会議で、日本の政策決定に関わる政界、財界及び学界の有識者のほか、海外の企業関係者等が参加した。河野外務大臣は「激動する世界の中の日本」をテーマにスピーチを行った。
- 2 平成 29 年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した平成 30 年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。
- (1) 平成30年度から業者の入札方法を一般競争入札(総合評価落札方式)に変更し、編集能力のほか、デザイン力も審査の対象とすることにより、能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの充実を図り、分かりやすい内容となるよう配慮した。
- (2) 英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信を行った。
- (3) 外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。また、可能 な部分についてデータの CSV 形式での掲載及び全体についてレスポンシブ・ウェブ形式で掲載し た。
- (4) 外交関係雑誌の編集長とより魅力的な誌面作りについて意見交換を行った。

令和元年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的 な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
- (1) 外交をより身近に感じてもらえるよう、写真を活用した巻頭特集を新たに掲載する。
- (2) 主な外交課題について、我が国のこれまでの取組や主張に対し理解を深められるよう、分かりやすくまとめた囲み記事及び関連資料を新たに掲載する。
- (3) 巻末の資料編に、外務省採用情報や JPO 制度(国際機関への若手日本人派遣制度)情報を新た に掲載し、外交に関心を有する若年層への情報発信を強化する。
- (4) 巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を新たに掲載し、国際社会における 我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。
- (5) 英語全訳版に加え、フランス語要約版及びスペイン語要約版を新たに作成し、外務省ホームページ上で公表する。

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化する中、中長期的かつ大局的視点から外交 政策を対外発信することに重点を置いた(第 201 回国会外交演説(令和 2 年 1 月 20 日)、日本国際 問題研究所主催「第 1 回東京グローバル・ダイアログ」における茂木外務大臣外交政策演説(12 月 2 日)等)。第 201 回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開 し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 平成30年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和元年版外交青書を刊行した。 特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。
 - (1) 令和元年度も引き続き一般競争入札(総合評価落札方式)で業者入札を行い、編集能力のほか、 デザイン力も審査の対象とすることにより、能力の高い業者選定に努めた。効果的な図表や写真 の活用、特集・コラムの充実を図り、分かりやすい内容となるよう配慮した。

- (2) 英語全訳版の作成・公表のほか、新たにフランス語及びスペイン語の概要を作成し外務省ホームページに掲載することにより対外発信を行った。
- (3) 外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。可能な部分についてデータの CSV 形式での掲載及び全体についてレスポンシブ・ウェブ形式で外務省ホームページに掲載した。

令和2年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
 - (1) 外交をより身近に感じてもらえるよう、巻頭特集では、写真を活用し、G20 大阪サミットや TICAD 7 始め外交イヤーとなった 2019 年の大型外交行事等を取り上げる。巻末の資料編に、外務 省採用情報や JPO 制度(国際機関への若手日本人派遣制度)情報を掲載し、外交に関心を有する 若年層への情報発信を強化する。
 - (2) 巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにする。
 - (3) 英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を引き続き作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチ (例:第204回国会外交演説(令和3年1月18日)、大臣の第2回東京 グローバル・ダイアログにおける基調講演(令和3年2月25日))については、国際情勢が目まぐ るしく変化する中、我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさやポストコロナ時代に向けたルール作 りの主導等につき、中長期的かつ大局的視点から外交政策を戦略的に対外発信することに重点を置いた。第204回国会外交演説や第2回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演のように対外 的に公表可能なスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策 について対外発信を行った。
- 2 令和元年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和2年版外交青書を刊行した。特に、以下の取組を通じ、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。
- (1) 外交をより身近に感じてもらえるよう、即位の礼、G20 大阪サミット、TICAD 7、「自由で開かれたインド太平洋」の4テーマについて写真や図表を多用して巻頭特集を掲載した。
- (2) 英語全訳版の作成・公表のほか、令和2年版については、第1章に加え、巻頭特集4件についてもフランス語及びスペイン語の概要を作成し、外務省ホームページに掲載することにより、日本外交の取組について対外発信を行った。
- (3) 巻末の資料編に、主な国際機関に対する拠出金額等の一覧を掲載し、国際社会における我が国の貢献をデータで一目で分かるようにした。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

参考指標1:調査研究委託、補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書 等の件数

	実績	漬 値		
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
61 件	38 件	38 件	27 件	

参考指標 2:民間研究者との研究会の開催回数 実績値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 4回 3回 0回 3回

参考指標3:外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数/採択企画数)							
(注) 平成30年度は事業	実 績 値						
としては新規公募の実	実 平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度						

施なし。 3.7倍 - (注) 8.0倍 4.0倍

参考指標4:米国ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本 の研究所の数

(出典:米国ペンシルバニ		実績値					
ア大学「世界のシンクタン	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
ク調査 2017~2020」)	4	4	4	4			
				※(公財)日本			
				国際問題研究			
				所は本件調査			
				において「2020			
				Think Tank of			
				the Year」を受			
				賞			
				※右数は「総合			
				ランキング」に			
				ランクインし			
				ている数(地域			
				別、分野別ラン			
				キングも含め			
				ると29)。			

参考指標 5:外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数								
(出典:外務省)	実 績 値							
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度				
①日本語版	7,400 部	7, 100 部	7,000 部	7,000 部				
②英語版	4,500 部	4,100 部	4,000部	4,000部				
③アクセス数	125 万件* 157 万件* 179 万件* 266 万件*							

^{*} 暦年でカウント

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標 1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化*】

1 平成30年度から令和2年度の期間において、9のシンクタンクが16の事業を実施した。 いずれの企画も、事前に公表された審査要領・基準に基づき外部有識者により構成された委員会が、 事業計画の内容のみをもって審査が行われており、透明性の高い方法により採択された。さらに令和 元年度開始事業については倍率8倍、令和2年度開始事業については倍率4倍となり、競争性のある 審査となり、質の高い企画が採択された。令和2年度開始事業においては、過去に交付実績のない事 業者の企画が採択されるとともに、これまで予算規模の小さい事業を実施していた事業者が、より予 算規模の大きな事業において企画が採択されるなど、当該制度の下、様々なレベルにある国内シンク タンクの育成・強化につながった。さらに、令和2年度事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に より海外出張や招へいによる海外シンクタンクとの交流は困難になったものの、各事業者ともに速 やかにオンラインセミナー等の実施やホームページの整備などを精力的に行い、通常時と同等以上 に海外有識者とのネットワークや対外発信強化が進んだ。このように補助金制度による柔軟かつ着 実な事業推進の結果、ペンシルバニア大学が、研究成果の質や情報発信力等を基に毎年公表する世界 シンクタンク・ランキングにおいて、補助金事業者である(公財)日本国際問題研究所が「2020 シン クタンク・オブ・ザ・イヤー」を受賞するとともに、順位を13位から8位へと大幅に引き上げた。 (公財)未来工学研究所も、科学・技術分野ランキングにおいて順位を4位から3位へと上げている。 これら成果は本補助金により国内の情報収集・分析・発信政策提言能力が強化されたことの表れであ り、政府及びシンクタンクの力を結集した全員参加型の外交の促進につながった。(平成30・令和元・ 2年度:外交・安全保障調査研究事業費補助金 (達成手段②))

国際共同研究支援事業費補助金事業(領土・主権・歴史調査研究支援事業)では我が国の領土・主

- 権・歴史に関する国内外での一次資料の収集・整理・分析・公開(英語等への翻訳含む)、領土・主権・歴史に関する海外での動向(政策・研究・世論等)に係る調査、招へいした海外フェローとの共同研究の実施、海外調査研究機関と協力した研究会、国内外での公開シンポジウムの実施、研究成果の国内外への発信(領土・主権・歴史に関するレポートの発出・製本やメディア及びウェブの活用等)を通じて領土・主権・歴史に関して客観的な視点を国内外に共有・発信することで、国際社会における促進することができた。(平成30・令和元・2年度:国際共同研究支援事業費補助金(達成手段③))
- 2 有識者を招いた研究会においては、平成30年度は、平成28年度及び平成29年度に実施した有識者研究会の成果を土台とした報告書の執筆を進めた。また、令和元年度においては、新たな動きも踏まえた報告書とするため、一部有識者に加筆修正を行ってもらった。さらに、令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、少人数での意見交換の形で5回実施した。これらの取組を通じて、中堅及び若手有識者を中心とする有識者の多様な意見を報告書に取り込むことができた。(平成30・令和元・2年度:中長期的及び総合的な外交政策の企画立案(達成手段①))

【測定指標1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化*】

- 1 平成30年度から令和2年度の期間において、毎年1月の通常国会における外務大臣の外交演説について、外務省ホームページにおいて日本語版を即日掲載し、英語版も後日公表した。また、令和元年度及び令和2年度には、日本国際問題研究所主催の東京グローバル・ダイアログにおいて、茂木外務大臣の政策スピーチを実施し、外務省ホームページにおいて日本語版と英語版を即日掲載するとともに、令和2年度においては英語字幕付きのスピーチ動画も外務省公式ユーチューブに後日掲載した。このように迅速な対外発信を行うことにより、一般の閲覧者の利便性向上に効果があった。(平成30・令和元・2年度:中長期的及び総合的な外交政策の企画立案(達成手段①))
- 2 また、この3年間、外交青書が対外発信のツールとしてより高い効果を発揮できるよう、巻頭特集の創設、フランス語及びスペイン語訳概要版の作成など新たな取組を行ってきた。その結果、平成30年から令和2年にかけてホームページアクセス数が約66%増加し、国内においては若年層を含む幅広い読者層に、また、国外においては、これまでの英語圏に加え、アフリカや中南米などフランス語・スペイン語圏においても関心が高まったと考えられ、内外における戦略的外交政策の対外発信の強化に寄与した。(平成30・令和元・2年度:中長期的及び総合的な外交政策の企画立案(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄を確保するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化することが引き続き必要であり、多様な見解を入手する、また外交政策の発信力を強化するため、有識者、研究機関やシンクタンクとの連携強化が重要である。特に、シンクタンクや有識者が国際世論に与える影響が高まっており、日本の外交シンクタンクの更なる育成・強化が必要となっている。

また、日本の外交政策を効率的に推進するため、外務大臣等の政策スピーチで日本外交の基本方針等を明確に打ち出すとともに、日本の外交政策、取組等に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、外交青書等を通して一層効果的に対外発信を行っていくことが必要である。

上記のとおり有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案・発信するとの施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 *

1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度においては、引き続き、日本人研究者(特に若手・中堅・女性・地方在住者)の裾野拡大、英語による対外発信強化をより強化を重視した国内シンクタンクの育成強化を図る。さらに、政策提言能力の強化のため、令和3年度から、より外務省の政策立案につながる提言能力の強化を重視した事業を1件実施する。同事業は、従来と同様、公募企画競争及び外部有識者審査・評価委員会が採択審査を行う形式で実施するが、これまでと異なる点としては、募集時に外務省が関心を持つ具体的テーマを提示し、また、事業完了時には外務省に対する政策提言プレゼンテーションの実施を必須としている。これにより、国内シンクタンクの育成強化を実現するとともに、その研究成果は外交政策に資するものとなることが期待される。

国際共同研究支援事業費補助金事業(領土・主権・歴史調査研究支援事業)については、上記の施策の分析のとおり、領土・主権・歴史に関して客観的な視点を国内外に共有・発信することで、国際社会において促進することができたが、令和3年度が5年事業の最終年度であるため、これまでの各種研究会における研究成果を取りまとめ、客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対

して行うことを通じ、国際社会における相互理解を一層促進することを目標とする。

2 有識者研究会の報告書については、引き続き、緊密に外部有識者と連携することを目的に、令和3年2月に完成した報告書のフォローアップを行った上で、同フォローアップの結果を踏まえ、後継の有識者研究会の立上げやテーマにつき、状況を見極めつつ検討していく。

1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

外務大臣の外交演説等による中長期的視点に立った戦略的な対外発信や、外交青書における巻頭 特集の創設やフランス語・スペイン語要約版の作成は対外発信の面から重要であり、平成30年度、 令和元年度及び令和2年度目標の設定は適切であった。

外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼を得ることが重要であり、中長期的な視点に立った戦略的な外務大臣のスピーチによる発信及び外交青書における効果的な巻頭特集の掲載や多言語化の取組を継続しより分かりやすい内容の外交青書の編集に引き続き努め、より質の高いものとなるよう PDCA の在り方についても検討していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

第204回国会外交演説(令和3年1月18日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_002995.html)

令和2年版外交青書(外交青書2020)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2020/html/index.html)

個別分野2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム(ARF)、ミュンヘン安全保障会議等の国際会議、また、二国間対話の実施や民間レベル(トラック 2)の枠組みへの参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。
- 2 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、 海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題 に対する取組を行う。
- 3 北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。
- 4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

·第201回国会施政方針演説(令和2年1月20日)

六 外交・安全保障

(積極的平和主義)、(安全保障政策)、(国際社会の課題解決)

- ・第 201 回国会外交演説(令和 2 年 1 月 20 日)
 - 日米同盟、北朝鮮をめぐる諸懸案への対応、近隣諸国との外交、緊迫化している中東情勢への取 組
- ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日 閣議決定)
 - Ⅱ 2 我が国の国益と国家安全保障の目標
 - Ⅲ 1 グローバルな安全保障環境と課題
 - 2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
 - Ⅳ 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
 - 3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化
- ・第3期「海洋基本計画」(平成30年5月15日 閣議決定)
 - 第1部 2.2-2.(4) 北極政策の推進
 - 第1部 2.2-2(5)国際連携・国際協力
 - 第2部 1. (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保
 - 第2部 1. (3) 国際的な海洋秩序の強化
 - 第2部 7. (2) 国際協力
- ・「我が国の北極政策」(平成27年10月16日 総合海洋政策本部決定)
 - 3 北極問題に対する取組の必要性
- ・「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日 閣議決定)
 - 1. 策定の趣旨・背景
 - 2. サイバー空間に係る認識
 - 4. 目的達成のための施策

測定指標2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 *

中期目標(--年度)

平成28年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

平成 30 年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)、北東アジア協力対話(NEACD)等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、我が国の考え方を積極的に発信していく。
- 3 二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進すると ともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に開催された ARF 閣僚会合を始め、海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合 (ISM)、ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては、4月に、ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国 (平成29年8月~令和2年夏)として、不拡散をテーマに第10回 ARF 不拡散・軍縮 ISM (於:ソウル)を開催した。令和元年は原子力の平和的利用をテーマにインドネシアで、令和2年は軍縮をテーマに我が国において ISM を開催することが決まった。
- 2 平成 31 年 2 月のミュンヘン安全保障会議に河野外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」のビジョンに対する支持の拡大、欧州諸国も含むインド太平洋地域における防衛協力の進展等について日本の立場を説明した。また、ARFのトラック 2 (アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP))及びトラック 1.5 (ASEAN 地域フォーラム・専門家/賢人 (ARF・EEPs) 会合)の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。ARF・EEPs 会合については、平成 31 年 2 月に、共同議長国として初めて日本で第 13 回会合を開催し、ARF に対する提言を採択した。このほか、政府としてアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)(6 月)、豪地域安全保障協会 (IFRS) 主催戦略対話 (9 月)、ハリファックス安全保障フォーラム (11 月) に出席した。なお、北東アジア協力対話 (NEACD) は、前回開催が平成 30 年 3 月だったため、平成 30 年度の開催はなかった。
- 3 12 月にフランス、平成31年2月に英国との間で外務・防衛当局間協議を開催するなど、事務レベルにおける二国間対話を数多く開催し、活発な意見交換を行う等、各国との間で協力を強化した。

令和元年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)、北東アジア協力対話(NEACD)等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、省庁間・部局間で連携しながら、我が国の考え方を積極的に発信していく。
- 3 二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進すると ともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に開催された ARF 閣僚会合を始め、海上安全保障や不拡散・軍縮等の各分野の会期間会合 (ISM)、ARF 関連関係会合に出席した。地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動としては、4月に、ARF 不拡散・軍縮 ISM の共同議長国(平成 29年8月~令和 2年夏)として、原子力の平和利用をテーマに第 11回 ARF 不拡散・軍縮 ISM (於:インドネシア)を開催した。令和 2年は軍縮をテーマに 我が国において ISM を開催する予定。また、ICT セキュリティ ISM では、2018年から継続して共同 議長国を務めた。更に 2020年 2月には、日本はベトナムと共に、海賊、違法漁業、テロといった具体的な分野に関する各国の MDA 能力の現状と課題につき明らかにし、国際連携につなげることを目的として、「MDA の国際連携に関する第 2回 ARF ワークショップ」を東京において開催した。
- 2 令和2年2月のミュンヘン安全保障会議に茂木外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」構想の推進、特に3つの連結性(物理的連結性、人的連結性、制度的連結性)の改善の重要性等を発信した。また、ARFのトラック2(アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP))の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック1の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、政府として省庁間で連携し、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)(5月)、豪地域安全保障協会(IFRS)主催戦略対話(9月)、ハリファックス安全保障フォーラム(11月)に出席し、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んだ。
- 3 9月に日米豪印閣僚級協議を実施し、自由で開かれ繁栄し、包括的なインド太平洋を推進するための共同の努力等について活発な意見交換を行い、各国との間で協力を強化した。

令和2年度目標

- 1 ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべく イニシアティブを発揮する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)、北東アジア協力対話 (NEACD) 等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及

びトラック2の国際会議に参加し、省庁間・部局間で連携しながら、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るととともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。

3 各国との外務・防衛当局間 (PM) 協議や日米豪印協議等の二国間及び多国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

施策の進捗状況・実績

1 9月の ARF 閣僚会合に加え、高級事務レベル会合(SOM)、課長級会合(ISG)及び海上安全保障やサイバーセキュリティの分野における会期間会合(ISM)に出席した(いずれもオンライン形式)。その他の会合は、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。ただし、不拡散・軍縮 ISM 及び ICT セキュリティ ISM に関しては、日本は共同議長国を務め、会合は開催されなかったものの、新型コロナ禍における各種活動の調整等においてイニシアティブを発揮した。

ARF 閣僚会合では、議長声明が発出されたほか、①感染症発生の予防・対応の協力強化に関する声明、②テロリスト及び暴力的過激派グループに雇用された又は関連する児童の扱いに関する声明、③国際安全保障における ICT の安全及び使用の協力に関する声明の 3 つの個別声明が採択された。さらに、平成 21 年に採択された ARF ビジョン・ステートメントを実施するために平成 22 年に採択されたハノイ行動計画を更新し、ASEAN を中心的な地域協力枠組みとする ARF プロセスを強化するために、ハノイ行動計画 II が採択された。これらすべてについて、日本はその採択に積極的に貢献した。地域・国際情勢に関しては、新型コロナへの対応における国際連携のあり方に加え、北朝鮮や東シナ海、南シナ海問題を含む海洋安全保障、香港情勢や軍備管理・軍縮等が議論され、日本としても我が国の立場を効果的に発信した。

- 2 オンライン形式で開催された ARF のトラック 2 (アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP))への有識者の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。また、オンライン形式で開催されたハリファックス安全保障フォーラム (11 月) や北東アジア協力対話 (NEACD) (令和 3 年 2 月) に出席し、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んだ。なお、ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)、豪地域安全保障協会 (IFRS) 主催戦略対話や、ARF のトラック 1.5 である ASEAN 地域フォーラム・専門家/賢人(ARF・EEPs)会合は、新型コロナウイルス感染症拡大のため開催されなかった。
- 3 新型コロナウイルス感染症の発生・拡大後、初めて日本で行われる閣僚レベルの国際会議として、10月に第2回日米豪印外相会合が開催され、令和3年2月には日米豪印外相電話会談が開催された。令和3年3月には、日米豪印首脳テレビ会議が開催され、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、様々なパートナーと協力していくことで一致し、日米豪印の下、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援を始め、様々な分野で実践的な協力が進展していることを歓迎するとともに、ワクチン、重要・新興技術、気候変動について、それぞれ作業部会を立ち上げることで一致した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標(--年度)

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

平成 30 年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
- (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
- (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。

- 2 アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における 海賊対策に貢献する。
- (1) アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
- (2) 我が国の立場が国際社会における議論に反映されるために、ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合) を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、ジブチ地域訓練センター(日本も拠出した世界海事機関(IMO)の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設)でのセミナー開催や、日本国内での JICA の課題別研修を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。
- (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合に参加し、関係国との意見交換等を通じて、我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし、引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与した。
- 2 (1) 5月に ReCAAP 情報共有センターと共催で、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで、両国の ReCAAP 加入を働き掛けるとともに、ReCAAP の活動の活性化に向けて米国や英国等の対 ReCAAP の政府代表の訪日の機会を利用して積極的に意見交換を実施した。また、海上保安庁等と協力してシーレーン沿岸国への能力構築支援を実施した。
- (2) ARF 海上安全保障 ISM の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して3回参加し、我が国の立場を発信した。また、12月の第6回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合(EAMF)において、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた地域の海上法執行機関への能力構築支援を含む我が国の取組を積極的に発信するとともに、会合のフリンジ等において、同会合の活性化に向けた今後の方向性等につき意見交換を実施した。

令和元年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対 策に貢献する。
- (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国へ の海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
- (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア海域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
- (1) アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
- (2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合) や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。

- 1 (1) ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、ジブチ地域訓練センター(日本も拠出した世界海事機関(IMO)の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設)でのセミナー開催(9月、10月及び令和2年3月、合計約80名参加)や、6月の日本国内でのJICAの課題別研修(周辺地域からはジブチ及びソマリアが参加)を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。
 - (2) 6月のソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び5月の作業部会会合に参加し、関係国との意見交換等を通じて、我が国の立場や海賊対処への貢献を適切にインプットし、引き続き海賊への対処が必要との国際的な議論の流れの形成に寄与したほか、国際社会の動向につき必要な情報収集を行った。

- 2 (1) ReCAAP 情報共有センターに拠出し、同センターによる締約国に対する能力構築支援活動を支援した。9月にシンガポール及び ReCAAP 情報共有センターとの共催で、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いて海上法執行能力向上のための研修を実施した。ReCAAP 未締約国であるインドネシア及びマレーシアの関係者も招待することで、両国との協力実績を作るとともに、両国に対して ReCAAP 加入を働きかけた。
- (2) ARF 海上安全保障 ISM (会期間会合)の枠組みで実施される海洋安全保障等に関するワークショップに関連省庁とも協力して4回参加し、我が国の立場を発信した。さらに、令和2年2月には東京において「第2回海洋状況把握 (MDA)の国際連携に関するARFワークショップ」を開催し、ベトナムとともに共同議長を務めた。日本からは、外務省、内閣官房国家安全保障局、内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び総合海洋政策推進事務局、文部科学省、防衛省、海上保安庁等の関係者が参加した。ASEANを中心とする参加者からは、海賊、テロ、違法漁業等の海洋をめぐる課題への対処におけるMDAの活用や国内関係機関間の協力体制、国際連携の取組等について発表があった。日本からは、海上保安庁が衛星を用いた海洋監視体制等について紹介した。各セッションでの活発な議論を通じ、MDAに関するベストプラクティス等を共有するとともに、今後、国際的な連携を更に強化していくことで一致した。

令和2年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対 策に貢献する。
- (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
- (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、情報収集を行うとともに、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
- (1) アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
- (2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合(EAMF)を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。また、他国主催の海洋安全保障に関するワークショップに積極的に参加して、我が国のプレゼンスを示すとともに、我が国においても関連のワークショップを開催してリーダーシップを発揮する。EAMF については、有識者の関与を強化すべく海洋法・海洋安全保障政策の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、有志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

- 1 (1) ジブチを活動拠点とする自衛隊の海賊対処行動への支援を行い、同行動の円滑かつ確実な実施に貢献した。また、JICA の課題別研修(オンライン形式で実施。周辺地域からはジブチ及びケニアが参加。)を通じ、周辺国の海上保安能力向上支援を行った。なお、ジブチ地域訓練センター(日本も拠出した世界海事機関(IMO)の基金によって建設された海上法執行能力向上のための訓練施設)でのセミナー開催が当初計画されていたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施が見合わされた。
- (2) 12月のソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ全体会合や海賊訴追能力向上のための国際信託基金理事国会合、9月の準備会合等に参加し、引き続き海賊対処を推進していくという国際的な議論に寄与したほか、国際社会の動向につき必要な情報収集を行った。
- 2 (1) ReCAAP 情報共有センターに拠出し、同センターによる締約国に対する能力構築支援活動を支援した。9月に実施を調整していた豪州及び ReCAAP 情報共有センターとの共催による、ReCAAP 締約国、インドネシア及びマレーシアを招いての海上法執行能力向上のための研修は新型コロナウイルス感染症のため中止となった。
- (2) ARF 海上安全保障 ISM の枠組みでは、第3回海洋状況把握(MDA)の国際連携に関する ARF ワークショップ(於:東京、フィリピンと共催。)が2020-21年会期間の公式行事として承認された。しかし、新型コロナウイルス感染症の現状に鑑み、次期会期間への延期が決定した。オンラインで実

施された12月の第8回ASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)において、我が国からは南シナ海の現状について深刻な懸念を表明するとともに、法の支配に基づく海洋秩序の重要性や自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた日本の取組等について発信した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標(--年度)

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

平成 30 年度目標

- 1 我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会 (AC) を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国と北極海沿岸国、その他の関係国・機関を含む 10 か国・機関による、中央北極海の魚類資源の保存及び持続可能な利用確保に向けた「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」に署名した。AC 関連会合や北極に関する日中韓ハイレベル対話においては、北極に関する国際的なルール形成及び諸課題に関与していくこと、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。
 - 10月の北極サークルでは、日本の外務大臣として初めて出席した河野外務大臣が、北極をめぐる課題の対応に積極的に参画する旨を強調した。また、同月の第2回北極科学大臣会合では、柴山文部科学大臣が北極における研究分野の取組や、北極の変化を理解するためには観測データの共有も必要であることを、科学研究を含む我が国の強みを交えつつ発信した。
- 2 EU、デンマークとの北極協議では、北極研究の具体的な取組等に関する意見交換を行い、相互の 北極政策の理解促進や協力関係を強化した。
- 3 河野外務大臣は、北極サークルにおける基調講演で、(1)科学研究、(2)持続可能な経済利用、(3)法の支配に関する我が国の具体的な取組を紹介し、国際社会にとって「望ましい北極」を実現するために、我が国が全てのステークホルダーと協力を進めることを国際社会に対して発信した。また、第3回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和2年に日本で開催することについて参加国の了承を得て、開催に向けた準備を開始した。

令和元年度目標

- 1 我が国は、地球環境問題・航路・資源開発などに関心を有していることから、北極評議会 (AC) を始めとする国際会合に参加し、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進 し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

- 1 AC 関連会合や6月の北極に関する日中韓ハイレベル対話においては、北極に関する国際的なルール形成及び諸課題への関与や、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を発信した。
- 2 10月の北極サークルでは、第3回北極科学大臣会合を我が国とアイスランドの共催により令和2年に日本で開催することを踏まえ、北極担当大使から日本の北極に係る科学的な取組等などについてスピーチを行った。

また、9月にアイスランドからグンナルソン AC 高級北極実務者会合議長を、12月にアラスカ先住民グループを日本に招へいし、日本の北極への取組に対する理解促進等のため、日本の北極研究者等との意見交換や交流の機会を設けた。

- 3 我が国は、11 月に開催された AC 高級北極実務者会合にオブザーバー国として出席し、国家的プロジェクト「北極域研究推進プロジェクト」(ArCS)の下での調査活動による北極域研究への地道な貢献、9 月の国立極地研究所ニーオルスン新基地の開所式等、我が国の北極に係る取組について発信した。
- 4 6月のAC「緊急事態回避、準備及び対応作業部会」(EPPR)第1回会合に、我が国から初めて海上保安庁が傍聴参加した。同庁では、今後同作業部会でどのような貢献ができるか検討が進められている。12月の第2回会合に際しては、引き続き海上保安庁が傍聴参加したほか、内閣府(原子力防災)が、我が国の東電福島第一原子力発電事故の経験に基づく原子力災害時の危機管理体制、法的枠組み、災害対策訓練及び会議の実施状況につき報告を行った。

令和2年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会(AC)を始めとする国際会合に参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。AC 議長国アイスランドと東京で今後共催予定の第3回北極科学大臣会合において、関係省庁とも連携しつつ、北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進、科学協力の更なる促進進化をはかる。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、第 3回北極科学大臣会合やその機会を捉えて開催予定であるサイドイベント等を通じて、北極圏国を 含む関係各国へ積極的に発信し、北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの 一つであるという国際社会の認識を高める。そのことにより、北極における「法の支配」の確保と 平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 9月の AC 北極圏汚染対策プログラム作業部会(ACAP: Arctic Contaminants Action Program)の オンライン会合に、我が国から「北極域研究加速プロジェクト」(ArCSII) の研究者が初めて参加し、 今後、我が国が同作業部会への参加を通じて AC に対しどのような貢献が可能か、情報収集を実施した。
- 2 9~10月に計6回にわたりオンラインで開催された AC 海洋専門家会合 (SAO Marine Mechanism) に、外務省職員と共に出席した ArCSII の研究者が「海洋問題に係る地域協力とグローバルな関与」をテーマとした分科会において、日本の北極政策や現地調査における国際協力や地元コミュニティとの協力について報告を行った。
- 3 令和3年1月の在京ノルウェー大使館主催北極関連ウェビナーに北極担当大使が登壇し、日本の 北極政策の歩みや国際貢献の実績に関して発信を行った。
- 4 令和3年2月の米ウィルソンセンター主催北極関連ウェビナーの個別セッションに北極担当大使 が登壇し、北極における我が国の取組につきスピーチを実施したほか、中・韓の代表と共にモデレーターとして討論に参加した。
- 5 令和3年3月、アイスランド政府主催の「北極プラスチックごみ関連国際会議」(オンライン形式) において、日本の専門家の登壇機会を確保し、海洋プラスチックごみ汚染に係る研究の現状と日本 の取組に関するプレゼンテーションを実施するとともに質疑に対応した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

|中期目標(--年度)

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

平成 30 年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、様々な国際会議の場において、日本のサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 サイバーセキュリティに関する政府専門家会合(GGE)を立ち上げるための米国主導の国連決議の 共同提案国となったほか、国連の下でのオープン・エンド作業部会に向け、引き続き各国と連携し ていくことを確認した。また、G 7 伊勢志摩サイバーグループ会合及び二国間協議等の機会を捉え、 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国との間で緊密に意見交換を行い、サ イバー空間における脅威認識等を共有するとともに、これまでの GGE で合意されたサイバー空間に おける責任ある国家としての行動規範の履行に向け一層努力し、第三国に対して本規範に関する理 解を促進していくことの重要性を確認した。
- 2 平成 29 年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合においては、マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案について ARF メンバー間での合意形成に貢献した。
- 3 フランス、米国、韓国、イスラエル、豪州及びインドとの間でサイバー対話・協議を行い、うち 3 か国との間で共同ステートメントを発出した。英国との間では、平成 31 年 1 月の日英首脳会談を 受けて、第 5 世代移動通信システム(5 G)等のセキュリティ等に関する協力を含む事項について 議論することで一致した。また、サイバー対話・協議を行っている国及び ASEAN 加盟国の計 27 か国 の在外公館に内閣サイバーセキュリティーセンター (NISC) 作成のサイバーセキュリティ戦略の広報パンフレットを配布し、日本のサイバーに係る取組について発信した。

令和元年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組を進めていく。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

- 1 我が国は、令和元年に設置されたサイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合(GGE)のメンバーとして選出され、サイバー空間における国際法の適用や責任ある国家の行動に関する規範などに関する議論をリードするとともに、同じく同年に新たに設置された国連オープン・エンド作業部会(OEWG)においても、GGEでの議論との相互補完性にも留意しながら積極的に法の支配の推進、信頼醸成措置及び能力構築支援等サイバーセキュリティに関する幅広い課題に対処するための議論に貢献している。9月には、米国が主催したサイバーセキュリティに関する閣僚級会合に出席し、サイバー空間における責任ある国家の行動の枠組みに反して行動する国家に責任を負わせるために協力するとの共同声明に支持を表明し、責任ある国際社会の一員として、各国と連携しながら自由、公正かつ安全なサイバー空間の維持のために主導的な役割を果たしていくとの日本政府としての立場を発信した。
- 2 平成 29 年度に我が国が主導して立ち上げたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合においては、マレーシア及びシンガポールとともに共同議長国を務め議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案について ARF メンバー間での合意形成に貢献し、令和元年には、コンタクトポイントの設置に係る新たな信頼醸成措置について一致するなど、その取組が着実に進展した。

3 EU、フランス、ロシア、米国及び英国との二国間、並びに中国・韓国との三国間でサイバー協議を実施し、うち EU 及びフランスとの間では、開かれた、自由、公正かつ安全なサイバー空間へのコミットメントを支持する共同ステートメント及び声明を発出した。

令和2年度目標

- 1 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 2 平成 29 年度設立されたサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合を活用し、次回開催予定の第3回 ARF 会期間会合及び第6回専門家会合にて、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
- 3 各国と相互の立場の共有を行うべく、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合(GGE)や国連オープン・エンド作業部会(OEWG)に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献している。6月に開催された OEWG では、日本を含む6か国が医療サービスと医療施設に対するサイバー攻撃に重大な懸念を表明し、医療サービスと医療施設を電力や水道分野と同様に重要インフラとしてサイバー攻撃から適切に保護すべきとの提案を行った。9月には、国家の行動に関する規範などを実践していくことに焦点を当てた定期的な会合の開催などを内容とする行動計画(Program of Action)の策定について共同提案国入りするなど、サイバー空間における規範などの実践にも積極的に取り組んだ。また、12月に開催された OEWG マルチステークホルダー会合では、国際法をテーマとしたセッションの共同議長として、学者、政府関係者、民間企業などを中心に多数の参加者を招いて議論を行い、サイバー空間における国際法の適用について理解を深めることに貢献した。
- 2 サイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合のための第6回専門家会合にて、地域的・国際的なサイバーセキュリティ環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った上で、今後取り組むべき信頼醸成措置について議論した。また、GGE 及び OEWG における議論も含め、ARF の枠組みにおいても国際社会におけるサイバーセキュリティに関する議論に積極的に貢献していくべきことを確認した。
- 3 日中韓でサイバー協議を行い、最近のサイバー環境やサイバー分野における各国の施策、新型コロナウイルス感染症がサイバーセキュリティに及ぼす影響等について意見交換を行うとともに、GGEやOEWGを始めとする国際的なプロセス、サイバー問題等に関する日中韓協力が可能な分野について議論を行った。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標 2 - 5	ARF 関連	会合への	我が国の出	席率(注)				
(注)外務省及 び防衛省主管の	中期目 標値	平成3	80 年度	令和元	年度	令和	2年度	平成 30·令和 元・2年度目標
会期間会合 (ISM) や、会期	年度	年度目 標値	実績値	年度目 標値	実績値	年度目 標値	実績値	の達成状況
支援グループ高会 (ISG)、ループ高会 事務レベル閣僚が、閣僚が 会との効果が、大有ができる にとの効果ででする 場を合(年10回 度)の出席率。	_	100%	100%	100%	100%	100%	100%	b

評価結果(個別分野2)

施策の分析

【測定指標2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 *】

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合については、3年間を通じて積極的に参加し、地域の信頼 醸成の促進のための活動を行うことができた。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡 大のため、一部の ARF 関連会合は実施されなかった。(平成30・令和元・2年度: ARF トラック1.5 及び2関連経費(達成手段②))
- 2 平成30年度及び令和元年度のミュンヘン安全保障会議にはそれぞれ河野外務大臣及び茂木外務大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋」の推進等について発信した。一方で、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のためミュンヘン安全保障会議は開催されなかった。日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組むべく、ARFのトラック2(アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP))の枠組みにおいても、有識者の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック1の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)、北東アジア協力対話(NEACD)、豪地域安全保障協会(IFRS)主催戦略対話、ハリファックス安全保障フォーラムや、ARFのトラック1.5であるASEAN地域フォーラム・専門家/賢人(ARF・EEPs)会合に出席した。これらの取組により関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化することができた。なお、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大のため、上記のうち一部の国際会議は実施されなかった。(平成30・令和元・2年度:安全保障政策全般に係る外交政策立案(達成手段①)、ARFトラック1.5及び2関連経費(達成手段②)、我が国安全保障政策の理解促進経費(達成手段③))
- 3 二国間の安全保障対話としては、平成30年度にフランス及び英国との間で外務・防衛当局間(PM)協議をそれぞれ開催しており、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化した。また、令和2年度には対面にて日米豪印外相会合が、その後、日米豪印外相電話会談が開催された。同年度の日米豪印首脳テレビ会議においては、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、様々なパートナーと協力していくことで一致し、日米豪印の下、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援を始め、様々な分野で実践的な協力が進展していることを歓迎するとともに、ワクチン、重要・新興技術、気候変動について、それぞれ作業部会を立ち上げることで一致した。これらのことは、地域及び国際社会の平和と繁栄のための基盤となる信頼醸成を促進することにつながった。(平成30・令和元・2年度:安全保障政策全般に係る外交政策立案(達成手段①))

【測定指標2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保】

- 1 ソマリア沖・アデン湾における海賊事案件数は、平成30年は3件、令和元年及び2年は0件と低い水準に抑えられた。同海域における海上自衛隊護衛艦及びP-3C 哨戒機による船舶の護衛及び警戒監視活動といった取組が海賊事案の抑止に貢献したものであり、我が国が海賊対策を進める上で非常に有効であった。(平成30・令和元・2年度:海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費(達成手段④))
- 2 アジア海域においては、ReCAAP・ISC による迅速で効果的な情報共有強化や関係国・機関との協力強化を通じて、アジア海域における民間船舶の安全な航行に貢献した。特に ReCAAP・ISC の統計によると、平成 19 年に ReCAAP・ISC が統計を取り始めて以来、平成 30 年の海賊等事案発生件数は最も低い件数となったほか、平成 28 年に船員の誘拐事案が多数発生し船舶の航行における脅威となったスールー海・セレベス海においては、事案発生件数は平成 30 年 3 件、令和元年 2 件、令和 2 年は1件と低い水準に抑えられている。これには、我が国が ReCAAP・ISC に派遣する事務局長による取組や我が国が支援する締約国等の海上法執行能力等の能力構築研修が寄与している。また、ReCAAP・ISC による情報共有を受け、海賊・海上武装強盗被害に遭遇する危険性についての注意喚起を当省から発出するなど、日本関係船舶の航行の安全に資する情報を提供することができた。(平成 30・令和元・2 年度:海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費(達成手段④))
- 3 ジブチ地域訓練センターにおけるソマリア沖・アデン湾の沿岸国の沿岸国の海上法執行能力等の向上のための研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度は実施できなかった。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況も見据えつつ、オンラインでの実施の可能性も含めた効果的な実施方法を検討する。(平成30・令和元・2年度:海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費(達成手段④))

【測定指標2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画】

令和2年度は、当初11月に開催が予定されていた第3回北極科学大臣会合については、新型コロナ感染症の影響で、半年間延期となった。しかし、同会合の開催に向けたPRについては、令和元年10月の北極サークル、同11月のAC高級北極実務者会合等の機会に、北極担当大使による発信機会を確保し、効果的な発信を行うことができた。特に、日本を含むオブザーバーに発言権が原則認められていない後者の会合で、北極担当大使がプレゼンを実施したできたことは、AC議長国アイスランドとの信頼関係があってこそのものであり、日本のプレゼンスを示す絶好の機会となった。(平成30・令和元・2年度:我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費(達成手段⑤))

【測定指標2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進】

我が国は米国主導の国連決議の共同提案国として、サイバーセキュリティに関する政府専門家会合 (GGE) の立ち上げ時点から、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出に向け、国際的なルール形成 に務めてきた。令和元年に設置されたサイバーセキュリティに関する国連政府専門家会合(GGE)では、 我が国はメンバーとして選出され、サイバー空間における国際法の適用や責任ある国家の行動に関す る規範などに関する議論をリードした。同年に新たに設置された国連オープン・エンド作業部会(OEWG) においても、GGE での議論との相互補完性にも留意しながら積極的に法の支配の推進、信頼醸成措置及 び能力構築支援等サイバーセキュリティに関する幅広い課題に対処するための議論に貢献した。令和 2年度は新型コロナウイルスによりテレワーク等オンライン空間の利活用が進んだが、その一方でサ イバー空間を悪用する行為も世界で散見された。このような中、6月に開催された OEWG では、 日本 を含む6か国が医療サービスと医療施設に対するサイバー攻撃に重大な懸念を表明し、医療サービス と医療施設を電力や水道分野と同様に重要インフラとしてサイバー攻撃から適切に保護すべきとの提 案を行った。本提案は、各国による医療用関連施設に対するサイバー攻撃を許容できないというメッ セージを国際社会に訴えた点で効果があった。 また、9月には、国家の行動に関する規範などを実践し ていくことに焦点を当てた定期的な会合の開催などを内容とする行動計画(Program of Action)の策 定について共同提案国入りするなど、サイバー空間における規範などの実践にも積極的に取り組んだ。 このように、本施策はサイバー外交における我が国の国際社会におけるプレゼンスを高めることにつ ながっている。(平成 30・令和元・2年度:サイバー政策専門員(平成 30・令和元年度達成手段⑥、令 和2年度達成手段(7)))

各国との協力・信頼醸成の推進については、本3年度間で米国、英国、フランス及びEUの二国間、日中韓3か国の枠組みでの協議・対話を実施し、双方のサイバー分野における政策及び取組について情報交換を行っており、双方の相互理解を深め、協力強化や信頼醸成の促進につながった。また、ASEAN地域フォーラム(ARF)の枠組みにおいてマレーシア、シンガポールとともにサイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合(ARF-ISM on ICTs Security)を立ち上げ議論をリードするとともに、我が国提案を含む複数の信頼醸成措置に関わる提案について ARF メンバー間での合意形成に貢献してきた。一方で、第3回 ARF 会期間会合については、新型コロナウイルス感染症のまん延により、令和2年度内の東京での開催には至らなかった。次年度以降において引き続き関係国等への効果的な働き掛けを行い東京での開催を実現することが課題である。(令和2年度:サイバーセキュリティに関するアセアン地域フォーラム会合経費(達成指標⑥))(平成30・令和元・2年度:サイバー政策専門員(平成30・令和元年度達成手段⑥、令和2年度達成手段⑦))

【測定指標2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率】

ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合への我が国の出席率は、3年間を通じて100%であった。会合出席により、引き続き ARF において日本のプレゼンスを十分に確保することができ、我が国の安全保障政策を積極的に発信し、理解促進とともに信頼醸成を図る上で一定の効果があった。ただし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、一部の ARF 関連会合は実施されなかった。(平成30・令和元・2年度: ARF トラック1.5 及び2関連経費(達成手段②)

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

1 各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

インド太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化などに伴って安全保障環境が厳しさを増している一方、各国の政治・経済・社会体制が多様であるため、地域における安全保障面の協力の枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。そのため、日本は日米同盟の強化に加え、二国間及び多国間の安全保障協力を多角的・多層的に組み合わせることで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を進めている。こうした観点から、地域における安全保障に

関連した多国間の会合に積極的に参加・貢献するとともに、二国間の安全保障対話の実施を通じ、我が国の安全保障政策に対する理解の確保、信頼醸成の促進、具体的な協力に向けた検討を進めたことは適切であった。今後も同様の取組を通じて、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいくことが重要である。我が国にとって特に重要な会合への出席に重点を置いて参加したことは適切であり、今後も同様の取組を続ける必要がある。また、ミュンヘン安全保障会議やシャングリラ・ダイアローグといった国際社会やメディアの関心を集め発信力があるフォーラムは、我が国の立場を発信し、関係各国の理解を深め、信頼醸成や協力強化を図る格好の機会であることから、我が国として参加したことは適切であり、今後も引き続き積極的に活用していく必要がある。さらに、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、基本的価値を共有し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化に深くコミットしている日米豪印4か国で様々な分野で実践的な協力を進めていき、より多くの国々と共にこのビジョンを推進していくことが重要であり、この日米豪印の取組を引き続き進めていく必要がある。なお、これまでARFは独立の測定指標を設定していたが、省内の所掌変更により、測定指標2-5ARF関連会合への我が国の出席率の設定は終了し、測定指標2-1についても測定指標名を変更する。

- 2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保
 - 我が国は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む、国民生活にとって必要な原材料のほとんどを、海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより海上交通の安全を確保することは、我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。
- (1) 我が国にとって重要なシーレーンの一つであるソマリア沖・アデン湾における海賊等事案は、我が国のみならず国際社会全体にとっても脅威である。海賊事案の発生件数は、ピークであった平成23 年と比較すると近年低い水準に抑えられているが、海賊による脅威は引き続き存在している。我が国としては、海賊は平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会が海賊行為に対処しなければならない状況には依然として変わりないとの認識の下、自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援や沿岸国の海上法執行能力向上支援等、重層的な取組を継続することが必要である。
- (2) アジア海域においても、我が国にとって重要なシーレーンが多く存在しており、同海域における海賊等事案は、海上交通の安全にとって脅威である。従来、海賊等事案が頻発していたマラッカ海峡における事案発生件数は、ピーク時に比べると低い水準であるが、スールー海・セレベス海において、船員誘拐の脅威は引き続き存在するほか、近年シンガポール海峡における事案が増加しており、注意が必要である。我が国は、東南アジア諸国への巡視船及び海上保安関連機材等の供与や研修を実施し、各国の海上法執行能力向上を支援するとともに、アジア海域の海上交通の安全の確保に資するよう、人的及び財政的貢献を通じ ReCAAP・ISC の活動を支援している。アジア海域における海上交通の安全確保のためには、我が国が主導して立ち上げた ReCAAP・ISC を通じた地域協力の強化も重要であり、この施策を継続する必要がある。
- 3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

北極圏では、環境変化に伴い、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている一方、先住民を始めとする北極圏の人々の生活への影響や、北極環境の保全と持続的な発展の重要性、潜在的な安全保障環境の変化が生じる可能性も指摘されている。海洋国家である我が国としては、国際公共財である海の一部である北極海をめぐる課題に適切かつ積極的に関与していくことが重要であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益である。

第3期「海洋基本計画」(平成30年5月15日 閣議決定)において、「北極政策の推進」は主要施策の一つに位置づけられ、「我が国の北極政策」(平成27年10月16日 総合海洋政策本部決定)を基本として、今後取り組むべき具体的な施策が記載された。「我が国の北極政策」の下、我が国は、北極に潜在する可能性と、環境変化へのぜい弱性が適切に認識され、持続的な発展が確保されるよう、我が国の強みである科学技術を基盤として、国際社会において全てのステークホルダーと協調しながら、先見性を持って積極的に主導力を発揮することが求められている。これを踏まえつつ、国際社会にとり「望ましい北極」を実現するためには、北極評議会(AC)を始めとする北極関係の国際会合への参加や北極圏諸国を含む関係国との対話を通じた北極をめぐる国際秩序形成や国際協力への参画が引き続き重要である。特に、令和3年5月には、アジア初となる北極科学大臣会合の日本での開催、我が国のAC オブザーバー資格の2度目の延長決定(4年毎に審査)という、我が国の北極における貢献に対する国際的な注目が集まり、またその実績が正当に評価される重要な出来事が相次いだこともあり、そうした追い風的な環境をいかして、我が国の北極における信頼やプレゼンスの向上につながる施策を地道に継続していくことが重要である。

4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進 テレワークやオンライン教育などが普及し、今後デジタルトランスフォーメーションが進展して いくなど、サイバー空間と実空間が一体化し、サイバー空間が経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、サイバー攻撃の規模や影響は年々拡大しており、国際社会の平和と安定のため、自由や民主主義といった普遍的価値に則った国際的なルールや規範作りがサイバー空間にも求められる。また、容易に国境を超えるサイバー攻撃に対しては、もはや一国で対処することはできず、こうしたなか、各国との間で定期的に情報や意見を交換し、密接な連携を取ることが重要であるとともに、国相互間の透明性を向上させ、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を防ぐ必要がある。

また、安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化するなど、近年、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大しているところ、経済安全保障上の政策課題について、安全保障上の利益と経済的利益、そして外交上の影響を総合的に勘案する立場から、新たに測定指標2-5として追加する。

【測定指標】

2-1 二国間や多国間の対話・会合を通じた地域安全保障の促進及び日米豪印の取組推進 *

インド太平洋地域の平和と安全のため信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことは引き続き重要であることから、こうした目的の達成のために設けた平成30年度、令和元年度及び令和2年度目標は適切であった。こうした取組の重要性は引き続き変わらないことから、今後も、各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換、安全保障や防衛分野の会合への積極的な参加を行う。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

四方を海に囲まれた我が国にとって、海上交通の安全を確保することは重要であるため、海洋安全保障に関連する国際会合への出席や関係各国との対話を引き続き実施する等、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化に資する取組を継続する。

ソマリア沖・アデン湾においては、海賊事案の発生件数は近年低い水準で推移しているが、海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、その脅威は引き続き存在している。こうした認識の下、今後も我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、周辺国への海上保安能力向上支援の実施、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合を含む関連会合への参加等を通じて、引き続き同海域における船舶の安全な航行の確保に努める。

また、アジア海域においては、一般的な海賊事案のみならず、船員誘拐事案も発生しており、海上交通の安全が脅威にさらされている。ReCAAP・ISC による情報共有の促進、関係国・機関との連携強化及び沿岸国の海上法執行能力の向上支援等を通じて、引き続き同海域における船舶の安全な航行の確保に努める。

2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

「北極域研究推進プロジェクト」(ArCS)の後継として「北極域研究加速プロジェクト」(ArCSII)が発足したことを受け、政府内で従来以上の我が国の北極研究の対外発信やネットワーク構築の強化方針が掲げられる中、外務省としては、北極評議会やその下部組織(作業部会やタスクフォース)において、研究者がより一層活躍できる機会を確保し、日本の強みである精度の高い観測データの提供や科学的知見に基づく専門的な議論を通じて、ACの意思決定に資する貢献を目指す。

2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

我が国及び国際社会の平和と安定にとって、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保は必要不可欠であり、今後とも、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出するためのサイバー外交を推進していく。加えて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施を通じて、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出を目指す。

2-5 我が国の経済安全保障の確保

わが国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・振興技術分野に急速に拡大している。わが国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上でわが国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観

点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 内閣官房ホームページ

国家安全保障戦略について(平成25年12月17日)

(http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf)

・ 外務省ホームページ

第2回日米豪印外相会合(令和2年10月6日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000682.html)

日米豪印外相電話会談(令和3年2月18日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000427.html)

日米豪印首脳テレビ会議(令和3年3月13日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_000939.html)

(海賊対策関連)

外務省ホームページ

海上の安全保障

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo.html)

· 国際商業会議所国際海事局

(http://www.icc-ccs.org/piracy-reporting-centre)

・アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター

(https://www.recaap.org)

(北極関連)

外務省ホームページ

北極評議会の概要

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/arctic/hokkyoku_hyougikai.html)

・北極評議会ホームページ

(https://arctic-council.org/en/)

・北極域研究加速プロジェクト

(https://www.nipr.ac.jp/arcs2/)

(サイバー関連)

外務省ホームページ

サイバーセキュリティに関する ARF 会期間会合のための第 6 回専門家会合の開催(結果)(令和 3 年 1 月 26 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000409.html)

・令和2年版外交青書(外交青書2020)

第3章 第1節 3サイバー

個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備

施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする 国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日 閣議決定) IV4(4)国際平和協力の推進
- ・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について(平成27年9月19日 閣議決定)
- ・「第2回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ(平成 27 年 9 月 28 日)
- ・第70回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成27年9月29日)
- ・第71回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成28年9月21日)
- ・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について(平成28年2月9日、10月21日、11月15日、平成29年3月22日、平成30年2月16日、平成30年5月18日、令和元年5月17日、令和2年5月22日 閣議決定)
- ・第 193 回国会外交演説 (平成 29 年 1 月 20 日) グローバルな課題への一層の貢献
- 第193回国会施政方針演説(平成29年1月20日)
 - 二 世界の真ん中で輝く国創り

(積極的平和主義)

- ・シナイ半島国際平和協力業務の実施について(平成31年4月2日 閣議決定)、シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について(令和元年11月12日 閣議決定)
- ・南スーダン共和国における政府間開発機構 (IGAD) の活動に係る物資協力の実施について (令和元年 12月20日 閣議決定)
- 第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

中期目標 (--年度)

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

平成 30 年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5月に実施計画の変更を閣議決定し、令和元年5月末まで延長した。
- 2 シナイ半島におけるエジプト・イスラエル間の停戦監視活動等、国連 PKO と類似の活動を行う多国籍部隊・監視団 (MFO) からの要請を受け、新規派遣としては8年ぶりに、国際平和協力法に基づき、司令部要員として自衛官若干名の派遣の可能性を検討することになり、平成31年2月、2名を派遣する方向で準備する旨の発表をし、派遣実現に向けた準備を行った。

令和元年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。 具体的には、多国籍部隊・監視団 (MFO) への自衛官派遣を実施し、中東の平和と安定に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5月に実施計画の変更を閣議決定し、令和2年5月末まで延長した。
- 2 (1) 4月に多国籍部隊・監視団 (MFO) に司令部要員として自衛官 2名を派遣することを閣議決定し、同月、派遣を開始した。
- (2) さらに、12月には、南スーダンの平和と安定のための取組を仲介してきた政府間開発機構 (IGAD) に対し、一時的な宿営場所の設置のために使用されるテント等の物資を無償譲渡することを閣議決定し、令和2年1月、これを実施した。

令和2年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解 決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続す る。
- 2 多国籍部隊・監視団 (MF0) への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視 活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継 続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS に対しては、引き続き4名の司令部要員の派遣を継続し、令和2年2月に国民統一暫定政府が樹立された後も多くの課題を抱える南スーダンの安定と国づくりに貢献した。また、5月に実施計画の変更を閣議決定し、令和3年5月末まで延長した。
- 2 MF0への司令部要員の派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中、6月に初めての要員交代を実施した。2名の要員は、新型コロナウイルス感染症対策を十分に取りながら、引き続き、エジプト及びイスラエルと MF0 との間の連絡調整に係る国際平和協力業務を実施し、中東地域の平和と安定に貢献した。また、11月に実施計画の変更を閣議決定し、令和3年11月末まで延長した。
- 3 新規要員派遣及び物資協力等の可能性についても、継続的に検討を行っている。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

中期目標(--年度)

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

平成 30 年度目標

- 1 国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別 委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に貢献する。
- 2 国連アフリカ早期展開支援プロジェクト (ARDEC) への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力 (パートナーシップの拡大) を国連と協力しつつ追求する。さらに、医療分野やインド太平洋諸国における PKO 分野の能力構築支援への協力を目指す。国連によるプロジェクトの企画・実施に協力しつつも、国連によるプロジェクト管理を適切に監督することにも尽力する。
- 3 国連 PKO 通信学校プロジェクトにつき、国連 PKO の通信要員に対する訓練の着実かつ効果的な実施のため、企画・実施に引き続き協力する。

施策の進捗状況・実績

1 平成29年12月に作成された「国連PKO要員の安全性の向上に関する報告書」(いわゆる「クルス報告書」)を受けて、国連事務局は、国連PKOミッションの本部及び現場レベルの実施計画(アクション・プラン)を作成した。また、より包括的な国連のイニシアチブとして、グテーレス国連事務総長は平成30年3月に「PKOのための行動」(Action for Peacekeeping: A4P) イニシアチブを発表し、9月の第73回国連総会ハイレベル・ウィークにおいて、A4Pに関するハイレベルイベントを主催、共同コミットメント宣言を発表した。これについて、我が国を含む約150か国が承認し、河野

外務大臣は、同事務総長の下での PKO 改革の努力を支持し、我が国の PKO 分野の取組についてステートメントを行った。

また、平成31年2月から3月にかけて開催されたPK0特別委員会において、国連で重視されているPK0要員の安全確保、オペレーション能力の向上、警察、アフリカPK0の能力、フィールド支援、訓練とベストプラクティス等について議論したほか、我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクト(注)の実績を紹介しつつ、パートナー国の拡大を各国に呼び掛け、多くの賛同を得た。なお、これまで、スイスとブラジルが教官派遣を通じてパートナー国となっているが、今回、イスラエルが医療分野の訓練のために財政支援を行った。

- (注) 国連と支援提供国(例:日本)が連携(例:財政支援、人的支援等)し、要員派遣(予定)国の要員に対し、訓練を実施するもの。
- 2 国連 PKO の能力構築支援について、平成 29 年度補正予算を得て、「国連アフリカ早期展開支援プロジェクト (ARDEC)」をアジア及び同周辺地域に拡大するとともに、医療分野の能力構築支援を行うことが決まった。これに伴い、プロジェクト名を「国連 PKO 支援部隊早期展開プロジェクト(RDEC)」に変更した。

平成 29 年度に引き続き、国連 PKO が抱える課題の一つであるアフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため、国連フィールド支援局(平成 31 年 1 月から国連オペレーショナル支援局に改称)と協力して、RDEC におけるアフリカの財政支援及び人的支援を実施した。具体的には、必要な重機等のリース及び施設整備に加え、6 月から 10 月にかけて計 2 回(各回 12 週間)、自衛官等計42 名を教官としてケニア国際平和支援訓練センターに派遣した。また、対象国を西アフリカ諸国にも拡大し、ガーナ、シエラレオネ及びナイジェリアの施設要員80名を対象に国連PKOの展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

また、11 月から 12 月にかけてハノイ(ベトナム)近郊で実施したアジア及び同周辺地域を対象とした試行訓練に自衛官等 20 名を教官として派遣し、9 か国 16 名の施設要員(ベトナム、インドネシア、カンボジア、シンガポール、ネパール、東ティモール、フィジー、ブータン及びミャンマー)を対象に、国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。

医療分野の訓練については、その内容や実施場所について引き続き国連と協議するとともに、別途財政支援を行った国連応急救護上級訓練コースに陸上自衛官を教官として派遣した。

- 3 PKO で活動する各国通信要員の育成を行う「国連 PKO 通信学校」において、463 名(9月時点)の 訓練実施を支援した。また、女性の PKO 参加の推進の一環として、10 月に女性通信要員を対象とす るアウトリーチ・セミナーを実施し、20 か国から 25 名の女性軍人・警察官が参加した。
- 4 国連からの要請に基づき、国連平和活動局が実施する「国連 PKO 即応性向上事業」を、平成 30 年度補正予算によって支援した。これにより、国連の求める高い能力と即応性を確保するための取組を支援し、国連 PKO における各国部隊のパフォーマンス向上の基盤となった。

令和元年度目標

- 1 国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、第 74 回国連総会の機会を活用して議論に参加するほか、国連総会第 4 委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に貢献する。
- 2 三角パートナーシップ・プロジェクトの下での国連 PKO 支援部隊早期展開支援プロジェクト (RDEC) への貢献を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のための他国からの協力 (パートナーシップの拡大) を国連と協力しつつ追求する。さらに、RDEC の下でのアジア及び同周 辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を本格化するとともに、対象分野を拡大して 支援を決定した医療分野の訓練を具体化する。
- 3 国連平和活動局による「国連 PKO 即応性向上事業」をより効果的に実施するため、我が国の能力 構築支援事業との連携を図り、能力不足が明らかになった部隊に対する助言や支援の実施につなげ ていく。

施策の進捗状況・実績

1 第74回国連総会での議論を見据えて、国連総会に先立ち、国連PKO関係者との意見交換を行うとともに、令和2年2月から3月にかけて開催されたPKO特別委員会において、「PKOのための行動(A4P: Action for Peacekeeping)」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の8分野について議論し、報告作成に向けた協議を行った。特に、我が国が主導する三角パートナーシップ・プロジェクトの実績を紹介しつつ、パートナー国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言が報告書に記載されるなど多くの賛同を得た。

- 2 国連三角パートナーシップ・プロジェクト (TPP: Triangular Partnership Project) の下での訓練として、8月から11月にかけてウガンダの工兵要員31名に対する訓練を実施、11月から12月にかけては、ベトナムの工兵要員20名に対して、令和2年2月から3月にかけてはアジア諸国の工兵20名に対する訓練を実施した。また、10月には、国連コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO) 及び国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) の一般要員29名を対象としてウガンダにおいて野外衛生救護補助員訓練(UN Field Medics Assistant Course) を実施した。
- 3 国際連合平和維持活動局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO 即応性向上事業」を財政支援し、国連 PKO 派遣を準備する各国の多岐にわたる軍種を対象とした部隊能力の評価及び助言のための訪問 (AAV:Assessment and Advisory Visit) や早期展開レベルの検証のための訪問 (RDLVV:Rapid Deployment Level Verification Visit) の実施を実現した。

令和2年度目標

- 1 国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方について、国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別 委員会での国連 PKO 改革などの議論に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 三角パートナーシップ・プロジェクト (TPP) の下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大 (パートナーシップの拡大) を国連と連携しつつ追求する。さらに、同プロジェクトにおけるアジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、対象分野を拡大して支援が決定された医療分野の訓練を本格化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年2月24日から3月12日に開催された、国連総会第4委員会PKO特別委員会の報告書交 渉会合(オンラインによる開催)に出席し、国連PKOの効果的な推進にかかる議論に参加するとと もに、米国及び英国等PKO分野における同志国との間で連携強化を図ることができた。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定されていた訓練は延期となり実施されなかったが、ポストコロナを見据えた事業方針について、国連事務局と協議した結果、加盟国への広報に力を入れるなど、三角パートナーシップ・プログラムの効果的な推進に向けた議論を進展させることができた。
- 3 近年、国連平和維持活動 (PKO) では、派遣される要員・装備品等の輸送力が不足し、PKO 部隊の早期展開が課題となっているところ、輸送力強化を支援するため、国連平和維持活動即応能力登録制度 (PCRS) に、自衛隊の固定翼航空機 (C-2 及び C-130H) を新たに登録した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標3-3 平和構築分野における人材育成

中期目標(--年度)

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

平成 30 年度目標

平成 27-29 年度の3か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえつつ、以下を実施する。

- 1 より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それにあたり、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を強化し、修了生への情報提供を行うほか、各種コース内容等の見直しに活用する。

施策の進捗状況・実績

1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。平成30年度は、マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し、それぞれにつき定員以上の参加が得られた(全コースの修了者数:計67名)。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画(UNV)との連携により、平成30年度に実施した各種コース(主と

して若手人材を対象としたもの)の修了生 16 名程度を約1年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNV との調整等を行った。

2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを3回実施した。また、各コース 参加者及び修了者に対して、一斉にアンケート調査を実施して支援ニーズの綿密な把握に努めつつ、 国際機関の求人情報などの情報提供を行った。そのほか、受託業者を通じて有識者複数名のニュー ヨーク出張を実施し、平和構築分野の人材ニーズや求人状況等について、国際機関の日本人職員や 人事担当の上級職員からの聞き取り調査を行った。

平成28年度の日本人修了生15名((注)平成28年度に国内研修修了、平成29年度にUNVとして 国連諸機関等へ派遣、平成30年度までに派遣終了。)は、国際機関(11名)、JICA(1名)、大学(1名)等へ就職した(平成31年2月末時点)。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連 PKO ミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO))や国連特別政治ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)及び国連コロンビア支援ミッション(UNMC、平成 29 年から国連コロンビア検証ミッション(UNVMC)に移行))及び平和構築に関連する国際機関(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した(平成 19 年度から平成 28 年度までのプライマリー・コース累計修了者数:149 名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数:120 名)。

令和元年度目標

平成30年度から3か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の1年目の結果を踏まえ、2年目は以下を実施する。

- 1 より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり、各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生への情報提供を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。令和元年度も、マネジメントレベルのコースを国際機関勤務経験者向けと未経験者向けの二つに分けて実施し、様々なキャリアを有する参加者を集めることができた(全コースの修了者数:計34名)。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画(UNV)との連携により、令和元年度に実施した若手人材向けコースの修了生14名を約1年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNVとの調整等を行った。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを1回、令和2年2月 18 日から 19 日にかけて広島市内で実施した。また、受託業者を通じて有識者数名を国連 PKO に関する海外の シンポジウムやフォーラムに派遣し、平和構築分野の世界的な潮流(含む人材ニーズ)の把握に努める一方で、コース内容の充実化や講師の発掘という観点から、他の人材育成機関との接触を重ねた。さらには、受託業者を通じて有識者のニューヨーク出張を実施し、国際機関の日本人上級職員 から事業内容の改善や充実化に向けた提言等の聞き取り調査を行った。

平成29年度の日本人修了生15名((注)平成29年度に国内研修修了、平成30年度にUNVとして 国連諸機関等へ派遣、平成31年度/令和元年度までに派遣終了。)は、国際機関(10名)、政府機関 (3名)、シンクタンク(1名)等へ就職した(令和2年2月末時点)。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連 PKO ミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO))や国連特別政治ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)及び国連コロンビア支援ミッション(UNMC、平成 29 年から国連コロンビア検証ミッション(UNVMC)に移行))及び平和構築に関連する国際機関(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した(平成 19 年度から平成 29 年度までのプライマリー・コース累計修了者数:164 名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数:117 名)。

令和2年度目標

- 1 平成30年度から3か年で実施している「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の2年目までの結果を踏まえ、3年目は以下を実施する。
- (1)より幅広い分野から平和構築・開発に資する人材が集まるようコース内容や応募方法の改善を 図りつつ、若手対象のコース及び実務経験者対象のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行

う。

- (2) 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。それに当たり、各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生への情報提供を行う。具体的には、これまでに実施した若手対象のコースの修了生(日本人)について、国際機関等、平和構築及び開発分野における80%以上の就職率を達成する。
- 2 開発途上国で新型コロナウイルス対策に取り組む国際機関の現地事務所に、日本人 15 名を国連ボランティアとして派遣し、保健、衛生、社会経済回復といった様々な分野に従事させることを通じて、世界各地で感染が拡大している新型コロナウイルスの影響の低減に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った(全コースの修了者数:計36名)。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国連ボランティア計画(UNV)との連携により、令和2年度に実施した若手人材向けコースの修了生10名を約1年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNVとの調整等を行った。
- 2 本事業の若手人材向けコース修了生ほか日本人の国際機関職員を対象としたオンラインセミナーを3回(7月23日、8月26日及び令和3年2月5日)実施し、新型コロナウイルスの影響下におけるキャリア構築の在り方について情報を提供し、助言を与えた。平成30年度の日本人修了生15名((注)平成30年度に国内研修修了、平成31年/令和元年度にUNVとして国連諸機関等へ派遣、令和2年度までに派遣終了。)は、国際機関(11名)及び民間(1名)へ就職した(令和2年7月末時点)。

本事業による日本人修了生の半数以上が、国連 PKO ミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO))や国連特別政治ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)及び国連コロンビア支援ミッション(UNMC、平成 29 年から国連コロンビア検証ミッション(UNVMC)に移行))及び平和構築に関連する国際機関(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した(平成 19 年度から平成 30 年度までのプライマリー・コース累計修了者数:160 名(調査未回答者などの不明者を除く)、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数:135 名)。修了生における就職率は80 パーセントを超える(84.4%)。

3 開発途上国の新型コロナウイルス感染症対策に貢献するため、10名の日本人が国連ボランティアとして現地(ウズベキスタン、エチオピア、ケニア、ジンバブエ、ナミビア、ネパール、東ティモール、マダガスカル、マラウイ及びミャンマー)の国際機関事務所に派遣されている。

平成 30・令和元・ 2 年度目標の達成状況: b

測定指標 3 - 4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合 (出典:内閣 中期目 平成30年度 令和元年度 令和2年度 平成 30. 令和 府実施「外交 標値 元・2年度目標 に関する世論 年度目標 年度目 年度目 --年度 実績値 実績値 実績値 の達成状況 調査」) 標値 標値 値 82% 80.2% 78.3% 83% 83% 82%

測定指標3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人 材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

中期目 標値	平成 3	0 年度	令和え	元年度	令和2年度		平成 30.令和
年度	年度目 標値	実績値	年度目 標値	実績値	年度目 標値	実績値	元・2年度目標の達成状況
_	20	21	21	14	16	10	b

評価結果(個別分野3)

施策の分析

【測定指標3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *】

- 1 UNMISS へ派遣されている4名の司令部要員は、新型コロナウイルス感染症の対策に留意しつつ、UNMISS 司令部において業務を遂行し、令和2年2月に成立した新国民統一暫定政府の下で進められる「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした南スーダンの安定と国づくりに貢献し、UNMISS 関係者から高い評価を受けている。(平成30・令和元・2年度:国際平和協力の拡充(達成手段①))
- 2 MFO へ派遣されている2名の司令部要員は、シナイ半島南部に所在する MFO 司令部の連絡調整部 において、MFO の停戦監視活動の実施に関するエジプト及びイスラエルとの連絡調整等を実施することで、我が国の平和と繁栄の土台である中東の平和と安定に貢献しており、MFO 関係者等から高い評価を受けている。MFO への派遣は、国際平和協力法に基づく国際連携平和安全活動への初めての貢献 事例であり、このように高い評価を受ける貢献を実現したことは、国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充することができた好例となった。(平成 30・令和元・2年度: 国際平和協力の拡充(達成手段①))
- 3 物資協力については、特に、令和元年度に実施した物資協力において我が国が譲渡したテント等の物資は、南スーダンの政府・反政府勢力双方を集めて選別や訓練等を行うための一時的な宿営場所において用いられており、同国における国軍や警察等の治安部門の整備に貢献した。(平成 30・令和元・2年度:国際平和協力の拡充(達成手段①))

【測定指標3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *】

毎年開催されている国連総会第4委員会 PKO 特別委員会の報告書交渉会合に出席し、国連 PKO の効果的な推進にかかる議論に参加するとともに、米・英などの PKO 分野における同志国との間で連携強化を図ることができた。(平成30・令和元・2年度:国際平和協力の拡充(達成手段①))

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定されていた訓練は延期となり実施されなかったが、ポストコロナを見据えた事業方針について、国連事務局と協議した結果、加盟国への広報に力を入れることが決定されるなど、三角パートナーシップ・プログラムの効果的な推進に向けた議論を進展させることができた。また、様々な機会を捉え、日本が積極的に取り組んでいる三角パートナーシップ・プログラムについて広報に力を入れてきた。このような努力もあり、今次報告書には、PKOへの要員派遣国や英国などから三角パートナーシップ・プログラムの意義を強調する文言が盛り込まれた。(令和2年度:国際連合平和維持活動局信託基金拠出金(達成手段③))

近年、国連平和維持活動 (PKO) では、派遣される要員・装備品等の輸送力が不足し、PKO 部隊の早期展開が課題となっているところ、輸送力強化を支援するため、国連平和維持活動即応能力登録制度 (PCRS) に、自衛隊の固定翼航空機 (C-2 及び C-130H) を新たに登録した。 (令和 2 年度:国際連合平和維持活動局信託基金拠出金(達成手段④))

【測定指標3-3 平和構築分野における人材育成】

平成30年度から令和2年度までの間、「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を実施し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った。各種コースの講師として、多数の現役の国連職員(例:国連事務局や国連機関本部に勤務する高位の人事担当者やアフリカの国連PKOミッションの官房長)を招へいした。このような講師は、コース参加者の国際機関でのキャリア形成にとり有益な示唆を与えてくれる存在であるとともに、これら講師とのネットワーキングを通じたキャリア形成の機会が与えられるという点で有益であった。(平成30・令和元・2年度:平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(達成手段②))

若手人材向けコースでは、10 名程度の外国人研修員の参加枠を設けており、あらかじめ出身国を指定して募集を行ってきたが、令和元年度以降、過去の参加実績にとらわれることなく、世界の耳目を集める紛争との関りが深い国々を優先的に選定した。このことは、コースに参加する日本人研修員が、外国人研修員との研修活動や交流を通じ、平和構築の現場で求められる心構えやスキルを習得する上で励みとなり、その後国連ボランティアとして高いパフォーマンスを発揮することに資す有効な取組となった。今後とも日本人研修員の国際機関での活躍に資するとの観点から、外国人参加枠の選定には工夫を追求していく。(平成30・令和元・2年度:平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(達成手段②))

【測定指標3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合】

世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合に関しては、毎年一回内閣府が実施している「外交に関する世論調査」の測定値を援用しており、平成30年度、令和元年度及び令和2年度の3年間にわたり、わずかに目標値を下回る結果であったが、直近の肯定的回答率は着

実に上向いている。今後も国民の理解を深めるための取組を続けることが国際平和協力の推進・拡充 を達成する上で重要である。(平成30・令和元・2年度:国際平和協力の拡充(達成手段①))

【測定指標3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル 人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数】

国際の平和と安定に対する取組の一環としての国際会議やセミナー等の開催/出席は、経費縮減に努めつつ国際的な議論をフォローし、国内の政策立案に役立てることができた。一方で、他業務への対応や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、予定されていた国際会議が中止になった影響で、目標出席回数には達しなかった。令和3年度以降は、オンライン開催の会議等へ積極的に参加することで、目標値の達成を目指したい。(平成30・令和元・2年度:国際平和協力の拡充(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国連 PKO は、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結以降は、民族・宗教・歴史などに根ざす対立が世界各地で顕在化し、地域・国内紛争が多発するなどの環境の変化に伴い、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、治安部門改革、選挙、人権、法の支配などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護など、多くの任務を与えられている。現在、13の国連 PKO ミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は令和2年12 月末時点で8万1千人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で国連 PKO のより効果的・効率的な実施に関する議論が行われており、能力ギャップの克服、PKO 要員の能力・パフォーマンスの向上等が必要とされている。このため、我が国としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国連のこうした取組を今後とも支援していくことが、国際の平和と安定に対する取組を進める上で重要である。

また、国連 PKO、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。平和構築及び開発分野の国際機関における日本人のプレゼンスを強化することが求められている。

上記を踏まえ、国際社会の安定に向けた国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充という施策目標は適切であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

PKO を通じた国際社会の平和と安定という観点から、UNMISS 及び MFO への要員派遣の継続は、施策目標を実現する上で重要であり、それぞれの実施計画を延長するというこれまでの目標の設定は適切であった。

施策を進めるにあたり、引き続き UNMISS 及び MFO への要員派遣継続を目標とするとともに、新規要員派遣や物資協力の調査についても実施していく。

3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

- 1 国連総会第4委員会 PKO 特別委員会を始めとする国連における会合への参加等を通じて、関係国との連携を図りつつ、国連 PKO 等に対する今後の協力の在り方に関する議論に参画し貢献を継続する。
- 2 国際社会の平和と安定のため、国連 PKO への協力拡大等の積極的取組が必要とされており、更なる貢献の実施が重要である一方、近年我が国の国連 PKO への要員派遣は1つのミッションにとどまっている。このような現状を踏まえ、我が国としては、日本の目に見える貢献策として、国連三角パートナーシップ・プロジェクトの枠組みを通じ、国連やアジア・アフリカの主要な PKO 要員派遣国と協力して、工兵、医療、通信分野での訓練を通じて、PKO 要員の能力構築を支援してきた。これからも訓練を継続するとともに、同プロジェクトに参加する国を増やしパートナーシップの拡大を更に進めていく。また、コロナ禍において、PKO 活動が制約される中、リモート訓練の実施の可能性も含め、効果的な能力構築支援を継続する。

3-3 平和構築分野における人材育成

引き続き、平和構築及び開発の分野で活躍できる若手の人材及びマネジメントレベルを含む中堅の

人材を育成し、また、これらの人材の国際機関等への就職の拡大を目指す。具体的には、以下の目標を達成する。

「若手対象の初級コースの修了生(日本人)について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者(JPOや国連ボランティアを含む)の割合が右修了生総数の50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGOや大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の80%以上になること」

3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

世論の支持は、施策目標を実現する上で重要であり、世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答が83%という令和2年度目標の設定は適切であった。

施策を進めるに当たり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため、最低限の望ましいラインとして引き続き83%を目標値として設定する。

3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO 及びグローバル人材育成に 関する国際会議やセミナー等出席回数

オンライン形式を含めたセミナー等の開催数及び国際平和協力調査員を含む職員の PKO に関する国際会議やセミナー等への出席を通じた国連を始めとする国際社会の議論への積極的な知的貢献は、日本の多様な協力の在り方の一つとして重要である。令和 3 年度も国連平和活動の見直しに関するフォローアップのための国際会議等の開催は引き続き予定されており、我が国の PKO 政策策定に資するものとして出席すべき会議の優先順位を付けながら、会議の場での貢献を維持することが適切であることを踏まえ、年度目標を 10 回(オンライン含む)とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更(令和2年5月22日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008450.html)

シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更(令和2年11月10日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/ipc/page24_001195.html)

・内閣府ホームページ

外交に関する世論調査

(https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-gaiko/index.html)

個別分野4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土の ISIL からの解放宣言がなされた(平成 29 年 12 月)が、ISIL の影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters、FTFs)の母国への帰還(return)や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

・第 201 回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

中期目標(--年度)

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

平成 30 年度目標

- 1 G 7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム (GCTF) 等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信するとともに、アジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識を醸成する。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてこれら多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間のテロ対策対話を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に 連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 GCTF については、9月の GCTF 閣僚級会合(於:ニューヨーク)では、途上国の水際対策や法執行機関の能力強化とともに、テロの根本原因たる暴力的過激主義対策にもしっかり取り組んでいる姿勢を示した。GCTF 関連会合には、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI、我が国(法務省)と国連が共同運営。)及び警察庁からも参加を得て、関係省庁や関連機関と連携した関与を強めた。
- 2 日露テロ対策協議(4月)、日中テロ対策協議(7月)、日トルコ・テロ協議(12月)及び日 ASEAN テロ対策対話(平成31年1月)を実施し、各国や各地域のテロ情勢に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国とは我が国によるテロ対策協力の可能性について、より具体的に活発な議論を行った。
- 3 (1) 安保理決議第1267 号、第1988 号、第1989 号及び第2253 号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。4月には米国からの要請を受け、ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会のリストにフィリピン人2名を掲載する共同提案国となった。
- (2) 厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法(外国為替及び外国貿易法)及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和元年度目標

1 G 7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信する。また、令和元年に開催される各種国際会議の成果文書にアジアにおけるテロの脅威に対する国際社会の認識が適切に反映されるようインプットを積極的に行う。また、関係省庁や国内テ

- 口対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

1 GCTF については、9月の GCTF 閣僚級会合(於:ニューヨーク)では、我が国は、帰還 FTF 対策の ための ASEAN 諸国への支援、テロリストによるインターネット悪用防止等に積極的に取り組んでい る姿勢を示した。GCTF 関連会合には、法務省や警察庁からも参加を得るなど、関係省庁と連携した 関与を強めた。

平成 31 年 3 月のクライストチャーチ(ニュージーランド(NZ))で発生したテロ事案(銃乱射事件。銃撃による生々しい殺りくの様子が SNS 上でライブ配信された。)を受けて、インターネット悪用防止を目的に、フランスや NZ 等により 5 月に立ち上げられたクライストチャーチ・コール及び 9 月の NY でのリーダーズ・ダイアログといったハイレベル・イニシアティブに協力し、また、本件問題に対する国際社会の危機意識の高まりを受け、G20 大阪サミットにおいて「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義によるインターネットの悪用の防止に関するG20 大阪首脳声明」の策定に貢献した。 さらに、我が国は、インターネット上でのテロ・暴力的過激主義コンテンツの拡散を共同で防止する目的で設立された IT 企業によるフォーラムである GIFCT の諮問委員会メンバーになった。国内では、官民連携の取組の一環としてプラットフォーム企業との間で、情報共有のための勉強会を立ち上げた。

- 2 日米豪テロ対策協議(4月)及び日英テロ対策協議(12月)を実施し、各国や各地域のテロ情勢 に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国と、より強固なるテロ対策協力の可能性 について、具体的な議論を行った。
- 3 (1) 安保理決議第1267号、第1988号、第1989号、第2253号及び第2255号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。また、11月には、安保理決議1373号に基づき、テロリスト等5団体(新人民軍、アル・シャバーブ、ISILシナイ州、ISIL東アジア及びマウテ・グループ)を資産凍結措置の対象として指定した。
- (2) 厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

令和2年度目標

- 1 平成31年3月来、特にアジアにおいて、大規模なテロが頻発。アジアにおいてテロの形態、背景の多様化が進んでいるとみられるところ、G7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、強化する。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与していく。
- 2 二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進する。
- 3 安保理決議に基づく迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

1 GCTF については、9月にオンライン開催された GCTF 調整委員会会合において、我が国は、新型コロナウイルス感染拡大による新たな傾向として、一部地域でのガバナンスのぜい弱化、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大といった点を指摘した上で、依然としてテロ情勢の厳しい国や地域を含むアジア地域に対する GCTF による支援の必要性を訴えた。

また、我が国は、平成31年3月のNZクライストチャーチで発生したテロ事案に端を発し、インターネット上でのテロ・暴力的過激主義コンテンツの拡散を共同で防止する目的で設立されたIT企業によるフォーラムであるGIFCTの諮問委員会メンバーとなっており、6月、10月、12月及び令和3年2月の計4回、諮問委員会会合等に出席し、新型コロナウイルスの感染拡大によるインターネットやSNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散等の問題に関し、情報共有や意見交換を行った。さらに、GIFCT等における国際的な議論を踏まえ、サービスプロバイダー等我が国の民間企業への情報共有を行った。

2 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、テロ対策協議の実施は延期となったが、過去のテロ対策協議において合意した協力案件の進捗について、イギリス等の在京大使館等と緊密なフォロー

アップを実施した。

- 3 (1) 安保理決議第1267号、第1988号、第1989号、第2253号及び第2255号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。また、令和3年3月には、安保理決議1373号に基づき、新たにテロリスト等3団体(インディアン・ムジャヒディン、インド亜大陸のアル・カーイダ及びネオJMB)を資産凍結措置の対象として指定したほか、同決議に基づき平成14年4月20日に資産凍結等の措置を講じた1個人(アル・モフタル・ベン・モハメド・ベン・アル・モフタル・ブシュシャ)につき、当該措置を解除した。
- (2) 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、関係省庁との連絡・調整を行い、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出、制裁リストの整理及び金融機関への通知を実施した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

中期目標(--年度)

国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会や国連麻薬委員会、G7及びG20腐敗対策関連会合、金融活動作業部会(FATF)関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
- 2 令和2年に我が国で開催される第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通称京都コングレス)に向けた準備を進める。特に、5月に開催する第27会期国連犯罪防止刑事司法委員会においてコングレスの開催地や日程等を決定する決議案を提出する。
- 3 国際移住機関(IOM)への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国連犯罪防止刑事司法委員会(5月)、国連麻薬委員会(平成31年3月)、国際組織犯罪防止条約 締約国会議(10月)等に積極的に参加し、犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等 に貢献した。また、G20 腐敗対策作業部会(6月、10月及び平成31年1月)に積極的に参加し、G20による腐敗対策の指針を示した成果文書等の策定に向け各国の取組状況を取りまとめ、発表することにより、各国の腐敗対策の取組の促進に貢献した。特に、平成31年1月には、G20腐敗対策 作業部会第1回会合を議長国として主催し、我が国G20議長下における成果文書策定に向けた議論を主導した。

サイバー犯罪対策分野では、サイバー犯罪条約関連会議等(5月、7月、9月、11月、平成31年2月及び平成31年3月)に積極的に参加し、我が国の能力構築支援の取組を発表するなどして各国のサイバー犯罪対策強化等に貢献した。また、平成29年9月から欧州評議会で議論が開始されている同条約第2追加議定書の起草作業に関して、起草メンバー国として条文案の起草を行うなど積極的に議論に貢献した。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会(FATF)会合(6月、10月及び平成31年2月)及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)(7月)に積極的に参加し、特に FATF においては、イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求める FATF 声明の策定等に貢献した。

- 2 5月の第27会期国連犯罪防止刑事司法委員会において、第14回国連犯罪防止刑事司法会議(通 称京都コングレス)の開催日程を決定する決議案を提案し、採択された。また、第28会期国連犯罪 防止刑事司法委員会(CCPCJ)の機会を利用し、京都コングレスを広報すべく、法務省と協力し、準 備を進めた。
- 3 平成 31 年 3 月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し、同国政府当局、州政府、現地 NGO 及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス、関係機関との効果的な協力の在 り方等について情報共有するとともに、日米両国の連携強化につき意見交換を行った。また、IOM への拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(就業支援、医療費の提供等の社

会復帰支援)を行うとともに、密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

4 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については、11月に開始した我が国に対する同条約実施レビュー第1サイクルに対応するため、関係省庁と連携の上、外務省が取りまとめを行う形で同条約各条項の履行状況を自己申告する自己評価チェックリストへの回答を、6月に提出した。その後、条約事務局による回答の確認及び翻訳作業を経て、平成31年3月に我が国と条約事務局、審査担当国との間で協議が行われ、審査担当国が回答内容の精査を開始し、必要に応じ、今後予定される我が国における対面審査に向け、我が国回答への追加質問を作成することとなった。また、我が国は、条約事務局である国際連合薬物・犯罪事務所への拠出を通じ、後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。

令和元年度目標

- 1 国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G 7 及びG 20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会(FATF)関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。特に、我が国議長下で開催されるG 20 腐敗対策作業部会において、G 20 大阪サミットまでに腐敗対策に関する成果文書を採択・公表できるよう、必要な準備・調整を進める。
- 2 第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(通称京都コングレス)に向けた準備を進めるとともに、同会議の全体テーマ「2030 アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」に即した成果文書の作成に向けて、ホスト国として法務省とともに加盟国間の調整を主導する。また、第 28 会期国連犯罪防止刑事司法委員会において京都コングレスの充実を図るための準備に係る決議案を提出する。
- 3 国際移住機関(IOM)への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書、国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用して国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国連犯罪防止刑事司法委員会 (CCPCJ) (5月)、国連麻薬委員会 (CND) (令和2年3月) 等に参加し、犯罪防止刑事司法分野及び麻薬対策分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また、G20 腐敗対策作業部会 (ACWG) (5月、10月及び令和2年2月) に参加し、特に、5月の ACWG 第2回会合では議長国として、腐敗対策の強化に向けた具体的な取組の指針を示し、大阪サミット首脳宣言の付属文書として公表される成果文書策定に向けた議論を主導し、G20 腐敗対策の強化に向けたコミットメントの発信に貢献した。また、5月に行われた CND 委員国選挙で委員国に再選され、2020-2023 年の間、引続き委員国として CND の活動に貢献していくことになった。

サイバー犯罪対策分野では、第2追加議定書起草会合等(5月、7月、9月、10月、11月及び令和2年2月)に参加し、第2追加議定書が普遍的なものとなり、サイバー犯罪対策のための国際協力に資する内容となるよう議論に貢献した。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会(FATF)会合(6月、10月及び令和2年2月)及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)(8月)に参加し、特に FATF においては、イランのテロ資金対策に向けた取組の継続を求める FATF 声明の策定等に貢献した。また、第4次対日審査に財務省、金融庁、法務省等と共に対応した。

2 5月の第28会期 CCPCJ において、第13回国連犯罪防止刑事司法会議(カタール・コングレス) のフォローアップと第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コングレス)の準備に関する決議案を 提案し、採択された。また、第28会期 CCPCJ の機会を利用し、京都コングレスを広報すべく、法務 省と協力し、サイドイベントを実施するなどした。

京都コングレスの成果文書の作成については、地域準備会合(4月)及び専門家会合(9月)に参加し、また、10月以降5回にわたり開催された非公式会合では、議長国として加盟国間の議論をリードした。さらには、法務省及び京都コングレス事務局である国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)と共に、開催に向けて積極的に取り組んだ(令和2年3月、世界的な新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、会議事務局であるUNODCから開催延期が発表された)。

3 人身取引対策分野では、令和2年3月に人身取引対策の政府協議調査団を米国に派遣し、同国政府当局、現地NGO及び学識経験者と人身取引対策の課題やグッドプラクティス、関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに、日米両国の連携強化につき意見交換を行った。

また、IOMへの拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(就業支援、医療費の提供等の社会復帰支援)を行うとともに、密入国・人身取引等に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

4 国際組織犯罪防止条約及びサイバー犯罪条約に基づいて、他の締約国との間で法律上の相互援助を複数実施するなど国際協力を推進した。国連腐敗防止条約については、12 月に開催された第8回締約国会議において、条約の履行及び腐敗対策の強化に関する各種決議案の交渉に積極的に参加し、条約の効果的履行に向けた方策の検討、国際協力の強化等に貢献した。また、我が国は、国連腐敗防止条約の事務局である UNODC への拠出を通じ、後発開発途上国による同条約実施レビューへの対応を支援した。

国際組織犯罪防止条約については、令和2年12月から開始されるレビューメカニズムの設置に向けた準備に関し、同メカニズムが実務家にとって有益かつ効率的なものとなるよう、レビューに使用される自己評価質問票について積極的に意見を提出するなどして議論に貢献した。

令和2年度目標

- 1 国連の犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G 7 及びG 20 腐敗対策関連会合、金融活動作業部会(FATF)関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
- 2 第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(通称京都コングレス)は当初 4 月開催を予定していたが、世界的なコロナウイルスの拡大感染のため開催時期は延期されたが、引き続き、ホスト国として、京都コングレスの実施とそこで採択される予定の政治宣言(京都宣言)のフォローアップを主導することにより、同会議の全体テーマ「2030 アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」に向けた取組を推進する。
- 3 国際移住機関(IOM)への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書、国連腐敗防止条約等の国際的な法的枠組みを適切に活用 して国際協力を推進する。特に国際組織犯罪防止条約については効果的なレビューメカニズムの設 置に向けて引き続き積極的に活動する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度前半に予定されていた犯罪防止刑事司法委員会における決議案交渉等の実施は見送られた。ただし、次第にビデオ会議方式を活用した議論の推進が図られるようになり、これを活用して国際組織犯罪防止条約締約国会議やサイバー犯罪に関する政府間専門家会合、サイバー犯罪条約関連会合などに参加し、決議の採択や議定書の策定など国際的な連携の強化に貢献した。また、マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会(FATF)会合(6月、10月及び令和3年2月)及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)各種会合(8月及び令和3年1月)にオンライン参加し、コロナ禍におけるFATF相互審査等の進め方等に関する方針策定等において貢献した。特に FATF においては、令和元年にFATF 相互審査の審査員資格を正式に取得した、当省が登録した審査員が新たに当該業務を開始し、同分野における我が国の貢献の幅が拡充した。また、第4次対日審査に、引き続き財務省、金融庁、法務省等と共に対応した。
- 2 世界的な新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ開催延期となっていた第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コングレス)が、令和3年3月7日~12 日の6 日間、国立京都国際会館において開催された。京都コングレスにおいては菅総理大臣が参加し、刑事司法分野における我が国の取組や今後同分野においてリーダーシップを発揮していく旨を発信した。さらにコロナ禍における大型国際会議の開催のあり方を示す意味でも、京都コングレス開催は国内及び国際社会に1つのモデルを示す機会となった。京都コングレスの成果文書の作成においても非公式会合において議長国として加盟国間の議論をリードし、各国で立場が異なる多くの複雑な問題に解決策を示しコンセンサスの成立に導くとともに、刑事司法分野における今後5年間の国際的な指針作りに大きく貢献した。
- 3 令和2年度中も国際移住機関(IOM)への拠出等を通じて、我が国内で認知された外国人の人身取引被害者への支援等に貢献した。具体的には、6人の外国人被害者に対し、本人の希望に基づき帰国支援等を実施。コロナ禍に伴う渡航便の休便や出入国手続等の新たな状況における被害者の支援につき、IOM及び関係省庁と緊密に連携して対応した。
- 4 国際組織犯罪防止条約、麻薬新条約およびサイバー犯罪条約に基づいて、他の締約国との間で法 律上の相互援助を複数回実施するなど国際協力を推進した。国際組織犯罪防止条約に関しては、第

10回締約国会議の第1副議長国として、議長の議事進行を支援するとともに、決議案交渉の議長として議論をリードし、対面とオンラインとのハイブリッドという初めての環境の下で、過去最多の決議案の採択に貢献した。

また、レビューメカニズムの設置に向けた準備に関し、引続き同メカニズムが実務家にとって有益かつ効率的なものとなるよう、レビューに使用される自己評価質問票について積極的に意見を提出するなどして議論に貢献した。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

中期目標(--年度)

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国の テロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必 要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐ ための国際的な不正資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G 7 伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関する G 7 行動計画」に関しては、平成 29 年の G 7 タオルミーナ・サミットにおいても、テロ及び暴力的過激主義との闘いに関する声明において、同行動計画の完全な実施に引き続きコミットする旨明記されたところ、このフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)、世界関税機構(WCO)、 国際刑事警察機構(ICPO、インターポール)等に平成29年度補正予算にて総額約3,800万ドルを拠 出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイ バー犯罪分野における途上国支援、さらには暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 我が国主催で、平成31年2月にアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施した。東南アジア地域6か国からテロ対策に携わる実務レベルの政府関係者各2名、計12名招待し、一般市民の身体及び生命を守るソフトターゲット・テロ対策をテーマに議論を行った。また現場視察において、テロ対策に関する官民連携の取組や、テロ対策に応用できる最先端技術の紹介を行った。これらを通じて、我が国の取組に関する理解を深め、参加国との間で知見や経験の共有を図るとともに、関係者間のネットワーキング構築を図った。
- 3 G 7 伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG 7 行動計画」に基づき、安倍総理大臣が平成28 年の日・ASEAN 首脳会議において、①テロ対処能力の向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策、及び③穏健な社会を下支えする社会経済開発の取組からなる、総合的なテロ対策強化策を表明したこと、また、平成29 年のG 7 タオルミーナ・サミットでの声明を受け、①及び②については、UNODC、ICPO、UNDP等の国際機関と連携し、個別のプロジェクト(トレーニング、ワークショップ、リサーチ等)を実施した。同プロジェクトにおいては、我が国の政府関係者によるセッションを設けることにより、我が国におけるテロ対策の現状、経験等について積極的に発信し、被支援国のテロ対処能力向上や暴力的過激主義対策に貢献した。③については、フィリピンのミンダナオ島のマラウィ市及び紛争影響地域における社会の安定化に貢献するため、人々の生活の土台となる道路整備、職業訓練学校の再建等の支援を開始した。

令和元年度目標

- 1 国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。

4 上記1~3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や専門家等との関係を強化し、その 知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC)、国連教育科学文 化機関 (UNESCO)、世界関税機構 (WCO)、国際刑事警察機構 (ICPO、インターポール) 等に平成 30 年 度補正予算にて総額約 2,500 万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力 向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、さらには暴力的過激主 義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 5月には、マレーシアで開催された GCTF のテロリスト渡航対策イニシアティブ (安保理決議第 2396 号の履行を確保するためのイニシアティブ) の活動の一環として東南アジア地域を対象に開催 されたワークショップに ASEAN 諸国の治安対策担当官が参加できるよう、日・ASEAN 統合基金 (JAIF) を活用して参加を支援した。
- 3 G 7 伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関する G 7 行動計画」においては、①ICPOのデータベースや乗客予約記録の活用を始めとする具体的なテロ対策、②暴力的過激主義を防止するための対話を通じた「寛容」の促進及び、③開発途上国への能力構築支援の重要性が掲げられているところ、①については、生体データのほか、ICPO 紛失・盗難旅券データベース、航空会社が保有する事前旅客情報、乗客予約記録等の活用促進のためのプロジェクトについて国際機関を通じて実施した。また、②については、教育を通じた子供・若者の過激化防止対策、帰還 FTF対策や、そのための刑務官の能力向上(受刑者管理・脱過激化支援等)等を UNESCO、UNICRI、UNDP、UNODC 等の国際機関の個別プログラムへの拠出を通じ、重点的に実施した。③については、UNODC などへの拠出を通じて、インド洋沿岸諸国における海上法執行当局に対する研修、刑事司法関係者に対する法律研修、治安確保のための警察能力向上研修、アフガニスタンにおいてテロリストの資金源ともなり得る麻薬対策を目的として、警察を対象とした薬物取引対処能力の向上等を支援した。
- 4 国内外のテロ対策・暴力的過激主義について研究する有識者や専門家等との関係を強化した。

令和2年度目標

- 1 国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC) 等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
- 4 上記1~3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や専門家等との関係を強化し、その 知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、国際連合薬物・犯罪事務所 (UNODC)、国連教育科学文 化機関 (UNESCO)、国連テロ対策オフィス (UNOCT) 等に令和元年度補正予算にて総額約 2,500 万ドルを拠出し、これにより、テロ・暴力的過激主義対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、さらにはテロ資金対策のプロジェクトを実施した。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大により、我が国主催による会合は実現しなかったが、アジア諸国からテロ対策の実務家が参加する会合には積極的に出席し、情報発信を行った。例えば、令和3年1月にオンライン開催された APEC の航空保安に関するワークショップにおいて、我が国は、アジア諸国を含む APEC 加盟国の法執行機関職員等に向けたスピーチの中で、平成30年に東京で開催したAPECのソフトターゲット対策ワークショップで取りまとめられた勧告において、官民連携の推進や国連安保理決議2396号の履行促進の重要性が強調されたことを指摘した上で、我が国が世界関税機構(WCO)への拠出等を通じ航空保安分野でアジア太平洋地域の国々への支援を行ってきたことを発信した。
- 3 G 7 伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関する G 7 行動計画」においては、①ICPOのデータベースや乗客予約記録の活用を始めとする具体的なテロ対策、②暴力的過激主義を防止するための対話を通じた「寛容」の促進及び、③開発途上国への能力構築支援の重要性が掲げられているところ、①については、生体データのほか、ICPO 紛失・盗難旅券データベース、航空会社が保有する事前旅客情報、乗客予約記録等の活用促進のためのプロジェクトについて国際

機関を通じて実施。また、②については、教育を通じた子供・若者の過激化防止対策、帰還 FTF 対策や、そのための刑務官の能力向上(受刑者管理・脱過激化支援等)等を UNODC、UNESCO、UNOCT 等の国際機関の個別プログラムへの拠出を通じ、重点的に実施した。③については、UNODC などへの拠出を通じて、インド洋沿岸諸国における海上法執行当局に対する研修、刑事司法関係者に対する法律研修、治安確保のための警察能力向上研修、アフガニスタンにおいてテロリストの資金源ともなり得る麻薬対策を目的として、警察を対象とした薬物取引対処能力の向上等を支援した。

4 国内外のテロ・暴力的過激主義対策について研究する有識者や専門家等との関係を強化した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況:b

参考指標:国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績(国際機関は除く)							
①国際テロ・組織犯罪関連	実 績 値						
条約に関するワークショ	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
ップ(平成 29 年度:東南							
アジア地域、平成30年度:							
アジア地域) (単位:参加							
国数)							
②平成29年度:穏健主義育				(1) (1) (1) (1)			
成のための教育関係者ワ	① 3 か国	①6か国	①0か国	① 0 か国			
ークショップ (単位:参加	②4か国	②12名	②10名	②0名			
国数)				注:新型コロナ			
平成30、令和元年度:「穏				ウイルス感染拡			
健主義育成のための文明				大の影響によ			
間対話」事業(単位:参加				り、実施を見送し			
人数)				った。			

評価結果(個別分野4)

施策の分析

【測定指標4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *】

国際的なテロ対策協力の強化については、特に、我が国が議長国を務めたG20 大阪サミットにおいて「テロ及びテロに通じる暴力的過激主義によるインターネットの悪用の防止に関するG20 大阪首脳声明」を取りまとめたことで、テロ等へのインターネットの悪用防止問題に対する国際的なコミットメントを強化し、国際的な議論を促進することとなり、その後 ASEAN 地域フォーラム (ARF) 等の他の国際枠組みから発出された文書にもこの問題への対処が盛り込まれるなど、一定の効果があった。こうした成果を得たことは、当省の取組に加え、令和元年5月にフランスやNZ 等により立ち上げられたクライストチャーチ・コールにより、国際社会としてこの問題に取り組む機運が高まっていたことによるところが大きかったと考える。(平成30・令和元・2年度:国際的なテロ対策協力の強化(達成手段①))

令和2年度の二国間及び多数国間のテロ対策協議については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、実施できなかった。しかし、令和元年度以前に実施したテロ対策協議において相手国との間で合意した協力案件の進捗について、相手国の在京大使館等と緊密なフォローアップを実施した結果、各協力案件における今後の連携の在り方について相互に確認できたほか、新型コロナウイルスの感染拡大が国際的なテロ情勢に及ぼしている影響等について情報共有及び意見交換を行うことができた点で有益であり、一定の効果があった。また、安保理決議第1267号、第1988号、第1989号及び第2253号に基づく外務省告示の発出の短縮化を促進し、迅速な官報発出により我が国内の当該資産凍結措置が遅滞なく実施されるよう取組を強化した。(平成30・令和元・2年度:国際的なテロ対策協力の強化(達成手段①))

【測定指標4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *】

国際組織犯罪対策における国際協力の進展に関しては、特に、京都コングレスの実施に向けた議論を主導することや、各国と議論を行うことが、国際協力を進展させる上で効果が高かった。

マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会(FATF)会合(例年、6月、10月及び翌年2月に全体会合)及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)各種会合にオ

ンライン参加し FATF 相互審査等の進め方等に関する方針策定等において貢献した。特に FATF においては、FATF 第 4 次対日相互審査において我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう、オンサイト審査(令和元年 10 月・11 月、於:東京)や他の協議の場において、省内及び関係省庁(財務省、金融庁、法務省等)と協力し、当省の所掌事項についての説明、資料提供等を行った。また、ハイリスク国で活動する NGO がテロ組織に悪用されうるとの指摘を踏まえ、NGO 連絡協議会等の場を通じて NGO 等に対して留意事項等を説明するなど国内におけるテロ資金対策に係る意識向上に努めた。また、令和元年に FATF 相互審査の審査員資格を正式に取得した当省登録の審査員が令和 2 年に新たに当該業務を開始し、同分野における我が国の貢献の幅が拡充した。

マネーロンダリング・テロ資金対策が十分に整っていない国々の対処能力向上のため、UNODC を通じて南アジア・東南アジア諸国を対象としたプロジェクトを支援し、国際的なマネーロンダリング・テロ資金対策強化に貢献した。(令和2年度:経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金(達成手段⑪)、アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金(達成手段⑫))

【測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *】

途上国等に対する能力向上支援の強化については、主として補正予算により、国際機関が策定した能力向上に資する各種プロジェクトを支援しており、特に、外国人テロ戦闘員(FTF)の帰還・移転対策を含む航空保安分野での支援の効果が大きかった。同分野では平成29年12月に安保理決議第2396号が採択され、外国人テロ戦闘員の帰還及び移転問題への対応が広く要請されていたところ、我が国は、平成31年2月に我が国主催でアジア諸国に対しソフトターゲット対策をテーマに実施したテロ対策地域協力会合、令和元年5月に開催されたGCTFのテロリスト渡航対策に関するワークショップへのASEAN諸国の参加支援、国際機関への拠出を通じたアジア諸国の実務家に対する乗客予約記録の活用等に係る能力構築支援といった取組を実施した。こうした取組により、我が国はアジア諸国による同決議の履行に大きく貢献し、アジアの一員、さらには国際社会の一員として重要な役割を果たすことができた。

一方で、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、対面でのプロジェクトは延期ないしオンラインでの実施に切り替えざるを得なかったため、我が国主催でアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を開催することはできなかった。しかし、アジア諸国からテロ対策の実務家が参加するオンラインでの事業には当省からも積極的に出席し、テロ対策の各分野における重点や、我が国の支援方針、具体的施策等について情報発信を行う等、支援の質をおとさないよう努力した。令和3年度以降においては、新型コロナウイルスの感染拡大が継続した場合にも、より効果的な方法で、我が国がイニシアティブをとる形でアジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信や能力構築支援を行うことが課題である。

(平成 30・令和元・2年度:国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費(達成手段③)、令和2年度:コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金(GCERF)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑧)、国際連合テロ対策委員会執行事務局(CTED)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑨)、国際連合薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑩)、国際連合テロ対策事務所(UNOCT)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑮)、関税協力理事会(世界税関機構:WCO)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑯)、国際刑事警察機構(ICPO)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑰)、国際連合開発計画(UNDP)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑱)、国際連合地域間犯罪司法研究所(UNICRI)拠出金(達成手段⑲)、国際暴力的過激主義対策センター(ヘダヤセンター)拠出金(達成手段⑳)、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)拠出金(達成手段㉑))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters、FTFs)の母国への帰還や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。また、新型コロナウイルスの感染拡大・まん延が継続する中、テロリスト等によるオンライン上での違法行為の増大や、アジア地域の一部の国・地域を含む一部地域でのガバナンスのぜい弱化によるテロリスト等の活動領域の拡大といった新たな傾向も確認されている。こうした中、我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深いアジア地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、同地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間や三国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪への対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過

激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

【測定指標】

4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため国際社会との連携・協力を強化するという中期目標の達成に向け、多国間協議における情報発信、二国間・三国間や多数国間でのテロ対策協議の実施及び安保理決議に基づく資産凍結措置の実施に取り組むことは、いずれも有効であったが、上記の施策の分析のとおり、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大によりテロ対策協議を実施することができなかった。そこで、テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため国際社会との連携・協力を強化するという中期目標は維持しつつ、令和3年度は特に、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした新たなテロの傾向への対処について多国間協議の場で十分な議論を行うとともに、新型コロナウイルスの感染拡大が継続した場合にも実現可能な形態で二国間等での情報共有を促進することを目標とする。

4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

国際組織犯罪対策における国際協力の進展に関して、令和2年度の京都コングレスの実施や、各条約のレビューメカニズムの策定やその実施に向けた準備などにおいて一定の成果を得た。

今後は、京都コングレスで採択された京都宣言の履行や各条約のレビュー実施による問題点の把握と国際協力の向上を中心としつつ、これまで実施してきた各フォーラムにおける国際協力の推進の取組を継続発展させていくことが必要である。

4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化するという中期目標のため、専門的な知見を有する国際機関への拠出や、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合の開催等を通じ、各国政府のテロ対策等関係者の能力向上支援を行うことは、いずれも有効であったが、上記の施策の分析のとおり、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施することができなかった。そこで、中期目標は維持しつつ、令和3年度は特に、国際機関を通じた支援の内容を、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした新たなテロの傾向への対処や感染対策に資するものとするほか、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を、新型コロナウイルスの感染拡大に適応したより効果的な形態により実施することを目標とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hanzai.html)

日本の国際テロ対策協力

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/index.html)

テロ及びテロに通じる暴力的過激主義 (VECT) によるインターネットの悪用の防止に関するG20 大阪首脳声明

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/osaka19/jp/documents/final_g20_statement_on_preventing_terrorist_and_vect.html)

第26回 ARF 閣僚会合議長声明(骨子)(平成元年8月3日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000504695.pdf)

・GIFCT ホームページ

(https://gifct.org)

・FATF ホームページ

(https://www.fatf-gafi.org)

個別分野5 宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・「宇宙基本計画」(平成28年4月1日 閣議決定)
 - 2.(1)③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 - 2.(3)①宇宙産業関連基盤の維持・強化
 - 4.(1)①i)宇宙空間の安定的利用の確保
 - 4.(1)①iii)宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 - 4.(2)③ ii)調査分析・戦略立案機能の強化
 - 4.(2)③iv)法制度等整備
 - 4.(2)④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化
 - i)宇宙空間における法の支配の実現・強化
 - ii)国際宇宙協力の強化
- · 宇宙基本計画 工程表(令和元年度改訂)
- 「国家安全保障戦略」(平成25年12月17日)
- Ⅲ 1(4)国際公共財(グローバル・コモンズ)に関するリスク
- IV 1(9)宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
- IV 4(2)法の支配の強化
- ・ 米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針(令和元年 10 月 18 日 宇宙開発戦略本部決定) ○外交・安全保障
 - ○国際競争力・国際的プレゼンス

測定指標5-1 宇宙空間における法の支配の確立 *

中期目標(--年度)

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

平成 30 年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作りに貢献する。具体的には、6月のCOPUOS本委員会でガイドラインに関する合意の形成を目指し、法の支配の確立に役立てる。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。特に、国連総会第一委員会等を活用し、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し、共通認識を醸成することで、ルール作りのプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル(MILAMOS: Manual on International Law Applicable to Military Uses of Outer Space)策定プロジェクトの本格化に伴い、同マニュアル策定プロセスへの関与を深める。

施策の進捗状況・実績

1 宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、6月の COPUOS 本委員会において、ワーキング・グループにおいて既に合意済みの21件の宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン(LTS ガイドライン)及びその前文について承認を目指したが、コンセンサスが形成されないまま、ワーキング・グループのマンデート終了に伴い、ガイドラインの交渉が終了した。LTS ガイドラインについては、平成31年2月に開始された COPUOS 科学技術小委員会において、我が国は有志国と共に、合意済みの21件を実施することの重要性を指摘しつつ、他の COPUOS 加盟国にも実施を促す内容のステートメントを行った。また COPUOS 法律小委員会において、令和2年及び令和3年の議長を青木

節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

6月の COPUOS 本委員会の際、宇宙の平和利用のための国際協力の将来について検討する機会として、「第1回国連宇宙会議」開催 50 周年記念会合(UNISPACE+50)のシンポジウム及びハイレベル・セグメント(各国の主要な代表者による会合)が開催され、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保へ向けて、宇宙の平和利用のための国際協力の将来及び持続可能な開発の推進力としての宇宙の役割について確認された。10月の国連総会ではUNISPACE+50に関する決議が採択された。

2 二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、7月に宇宙に関する包括的日米対 話第5回会合、また、平成31年3月に第1回日印宇宙対話及び第4回日EU宇宙政策対話を実施し、 国際ルール作り、民生分野(衛星航法、地球観測、産業協力等)及び安全保障に関する情報交換並 びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については、11 月にシンガポールにて開催された第 25 回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF-25)において、LTS ガイドラインの履行の重要性を含む、宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施した。また、平成 31 年 3 月に内閣府宇宙開発戦略推進事務局が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」(東京)に参加し、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に向けた国際的な議論の進展に貢献していく姿勢を示すとともに、宇宙状況把握、宇宙交通管理(STM)等、新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行った。

MILAMOS の策定については、関連する会合にオブザーバー参加し(10 月及び平成31年2月)、議論を把握するとともに、情報交換を行った。

令和元年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和元年6月のCOPUOS 本委員会及び令和2年2月のCOPUOS 科学技術小委員会において、合意済みのLTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS 加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 宇宙ゴミや宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。 また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、6月の COPUOS 本委員会において、9 年間にわたる議論を経て 21 件の「宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン」(LTS ガイドライン)が日本、米国、カナダ及びフランスの4か国の共同提案を契機として採択された。また、採択されたガイドラインの実施などを議論する5年間のワーキング・グループを COPUOS 科学技術委員会に設置することが決定された。また COPUOS 法律小委員会において、令和2年及び令和3年の議長を青木節子慶應義塾大学大学院法務研究科教授が務めることとなった。

令和2年2月のCOPUOS 科学技術小委員会において、合意済みのLTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行った。さらに、持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクに対処するため国連宇宙部とスペースデブリ問題に関して共同声明を署名した。

また、5月の日米首脳会談において月探査における協力について議論を加速することで一致したことを踏まえ、米国が提案する月周回有人拠点(ゲートウェイ)の整備を含む月探査を国際協力の下で実施する計画について、10月、宇宙開発戦略本部において日本の参画が決定され、同計画について参画機関間で調整を進めた。

2 二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、7月に宇宙に関する包括的日米対 話第6回会合を実施し、国際的なルール作り、民生分野(衛星航法、地球観測、産業協力等)及び 安全保障に関する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。

多国間の機会活用については、11 月に名古屋にて開催された第 26 回アジア・太平洋地域宇宙機 関会議 (APRSAF-26) において、LTS ガイドラインの履行の重要性を含む、宇宙空間における法の支 配の実現・強化に向けた国際ルール作りの推進の必要性に関する発表を実施し、アジア太平洋地域 における宇宙協力の枠組みの一層の強化が図られた。

また、6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、安倍総理大臣は、スペースデブリの増加は宇宙の安定的利用にとってリスクとなっており、国際社会が協力して取り組む必要があること、日本は令和元年から世界に先駆けて大型デブリ除去プロジェクトを開始し、今後もこの分野における取組をリードしていくことを表明した。

令和2年度目標

- 1 宇宙空間の持続的かつ安定的な利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS) 等における国際的な議論に参加し、国際的なルール作りに積極的に関与する。また、COPUOS 加盟国 に同ガイドラインの実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用し、宇宙空間における法の 支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成する。また、宇 宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュ アル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 スペースデブリや宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的なルール作りに積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。
- 4 米国提案の国際宇宙探査に戦略的に関与すべく、月周回有人拠点(ゲートウェイ)の整備を含め、 適切な法的枠組みの検討・策定を始めとして、米国を中心とする国際的なパートナーとの間で協力 を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年6月に採択された「宇宙活動の長期的持続可能性ガイドライン」(LTS ガイドライン)の 実施を議論するため、科学技術小委員会の下に新たに設置されるワーキング・グループに係る議論 に積極的に参加した。有志国(日本、米国、カナダ、フランス、イタリア及びナイジェリア)から 共同提案書を提出し、ワーキング・グループの議論の進展に貢献した。
- 2 二国間の対話の機会を活用したルール作りの推進については、宇宙に関する包括的日米対話第7 回会合や日仏包括的宇宙対話準備会合を通じて、国際的なルール作り、民生分野及び安全保障に関 する情報交換並びに宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を行った。
- 3 10 月、日英等 22 か国(追加共同提案国を含めると 43 か国)は、「責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減」決議案を国連総会第一委員会に提出し、11 月、同決議は 150 か国の賛成を得て採択された。さらに 12 月、同決議案は国連総会本会議にて 164 か国の賛成を得て採択された。
- 4 10月、アルテミス計画を念頭に、宇宙探査・利用を行う際の諸原則について定めたアルテミス合意を、日本を含む8か国が署名した。また、12月、日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局(NASA)との間で「民生用月周回有人拠点のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の了解覚書」を締結した。

|平成 30・令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標 (--年度)

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

平成 30 年度目標

- 1 米国、豪州、EU、フランス等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付けていく。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、インド等、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間や宇宙機関間の対話を促進していく。
- 3 衛星航法システム (GNSS) に関する国際委員会 (ICG) 等への参加を通じ、他 GNSS 運用国との協力を深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月に、宇宙に関する包括的日米対話第5回会合及び第8回日米宇宙政策協議(民生・商業利用) を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論した。また、平成31年3月に、第4回日EU宇宙政策対話を実施し、国際ルール作りや民生分野(衛星航法、地球観測、産業協力等)等に関する情報交換及び日EU間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。
- 2 宇宙主要国との新たな対話・協議の設立の可能性について、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。インドとの間で宇宙対話を新たに立ち上げ、平成31年3月、第1回日印宇宙政策対話を実施し、民生分野(衛星航法、地球観測、産業協力等)等に関する情報交換及び日印間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。
- 3 11 月の衛星航法システム (GNSS) に関する国際委員会 (ICG) 第 13 回会合 (於:西安) に出席し、 衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和元年度目標

- 1 米国、豪州、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国と の間で、宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を促進し、新規対話国を発掘する。
- 3 衛星航法システム (GNSS) に関する国際委員会 (ICG) 等への参加を通じ、他 GNSS 運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月に、宇宙に関する包括的日米対話第6回会合を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論するとともに、宇宙分野での日米協力を更に強化し、現在及び未来の世代のために継続的、安全かつ安定的な宇宙空間の利用の確保に向けて、国際社会と緊密に協力していくという強固かつ共有された意思を示す共同声明を発出した。また、国際会議等の場で、主要国との対話を実施し、宇宙政策に関する情報共有や、今後の協力可能性等につき議論を実施した。
- 2 フランス、インド及び EU 等既に対話・協議を実施している国との間で次回開催に向けた調整を行うとともに、英国、ニュージーランド等現在対話・協議を実施していないが、高い宇宙能力を有する諸外国についても様々な機会を捉えて情報収集・意見交換を行った。 対話・協議の立ち上げという形式ではなく、国際会議の際などに継続して意見交換を実施していくとの方法も積極的に取り入れた
- 3 12 月の衛星航法システム (GNSS) に関する国際委員会 (ICG) 第 14 回会合 (於:ベンガルール) に出席し、衛星航法システムの運用状況や今後の整備計画等に関する意見交換を行った。

令和2年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 衛星航法システム (GNSS) に関する国際委員会 (ICG) 等への参加を通じ、他の GNSS 運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に、宇宙に関する包括的日米対話第7回会合を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論するとともに、宇宙安全保障、国際的なルール作り、宇宙状況把握(SSA)、宇宙探査、商業宇宙活動、全球測位衛星システムを含む多様な分野における二国間協力を拡大し、第三国との協力及び国際社会における協力の機会を追求するとの強い決意を新たにした共同声明を発出した。また、11月に、日仏包括的宇宙対話準備会合を実施し、日仏双方の宇宙政策に関する情報交換を行ったほか、安全保障及び民生分野を含む様々なテーマについて意見交換を実施した。
- 2 インド及び EU 等既に対話・協議を実施している国との間で次回開催に向けた調整を行うととも

に、現在対話・協議を実施していないが、高い宇宙能力を有する諸外国とも様々な機会を捉えて情報収集・意見交換を行った。

3 9月に開催予定だった衛星航法システム (GNSS) に関する国際委員会 (ICG) 第 15 回会合 (於:ウィーン) は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

平成 30・令和元・ 2 年度目標の達成状況: b

測定指標	測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数								
中期目標値	平成 30 年	年度	令和元	年度	令和:	2年度	平成 30・令和 元・2年度目標の 遠 成状況		
年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	b		
_	9回	9回	9 回	9回	9回	2回	۵		

測定指標	測定指標5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数								
(注)令 和元年	中期目標 値	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		平成 30·令 和元·2年	
度の実績値か	年度	年度目標 値	実績値	年度目標 値	実績値	年度目標 値	実績値	度目標の達 成状況	
ら会場け公見等く国議にる式交を。		10 回	10 回	10 回	4回	7回	3回	Ъ	

評価結果(個別分野5)

施策の分析

【測定指標5-1 宇宙空間における法の支配の確立 *】

令和元(2019)年、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)にて、宇宙活動に関する長期的持続可能性(LTS)ガイドラインが採択された。我が国は、有志国と協調し、非公式協議等を通じ、LTSガイドラインの採択に貢献した。また、採択後も有志国と連携を行い、右ガイドラインの実施を働き掛けてきた。

宇宙活動に関する国際的なルール作りについては、我が国の政策に反せず、かつ宇宙新興国を含む全ての宇宙活動国が遵守すべき規範が策定されるよう、交渉に積極的に関与し続ける必要がある。また、策定後も、各国における着実な実施が重要であり、そのような観点から、我が国として LTS ガイドラインの採択及び実施の働きかけを行ったことは、安定的かつ持続的な宇宙環境を確保する上で重要と考える。(平成 30・令和元・2 年度:宇宙に関する取組の強化(達成手段①))

【測定指標5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築】

対話の枠組みを有している国である米国とは、宇宙に関する包括的日米対話をこの3年間、毎年実施しており、重層的な協力関係の構築に尽力してきた。また、フランスとは、令和2年度においては、コロナ禍のため、オンラインでの日仏包括的宇宙対話準備会合という位置づけであったが、日仏双方の宇宙政策に関する情報交換を行ったほか、安全保障及び民生分野を含む様々なテーマについて意見交換を実施することができ、コロナ禍においても、オンラインでの実施により、継続的に協力関係を構築できることが示された。(平成30・令和元・2年度:宇宙に関する取組の強化(達成手段①))

【測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数】

国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)等の国際会議への出席を通じて、宇宙活動に関する国際的なルール作りの議論に参加し、LTS ガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献したこ

とは、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で有効であった。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた国際会議がキャンセルまたは延期となり、例年よりも国際会議への出席回数が減少したが、LTS ガイドラインの実施に係るワーキング・グループの議論に積極的に参加し、議論の進展に貢献することができた。(平成30・令和元・2年度:宇宙に関する取組の強化(達成手段①))

【測定指標5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数】

各国政府との宇宙対話を実施することにより、情報収集や協力の促進につながった。令和元年度の実績値から国際会議における非公式意見交換を含まない測定方法になったこと、及び令和2年度は新型コロナウイルスの影響を受けたことにより、実績値は目標値よりも少ないものとなった。そのような状況下でも、令和2年度は、対話の枠組みを有している国である米国とは、宇宙に関する包括的日米対話第7回会合を実施した。フランスとは、コロナ禍のため、今後開催予定の第3回日仏包括的宇宙対話に向けた準備としてオンラインで日仏包括的宇宙対話準備会合を実施した。その他の国とも意見交換を実施した。これらの対話を通じて、双方の宇宙政策などに関する共通認識を醸成し、個別の協力分野の推進について、政府間にて確認することが出来た。(平成30・令和元・2年度:宇宙に関する取組の強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

近年、宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊(ASAT)実験や人工衛星同士の衝突等によるスペースデブリの増加等の問題が発生し、持続的かつ安定的な宇宙環境の確保に関するリスクが増大している。このような問題を解決するためには、時代に適応した新たな国際法規範を策定すること等を通じて、宇宙空間における「法の支配」を確立していくことを始めとして、国際社会が共同して課題に対処していくことが必要である。我が国としても、各国との二国間対話を推進し、プレゼンスを向上させるとともに、国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)等の国際的な議論に積極的に参加し、国際的なルール作りに貢献していくことが重要である。このような状況を踏まえれば、本施策の目標設定は妥当であった。よって、中期及び令和3年度度目標設定において、基本的にその方向性を維持しつつ、令和2年12月に宇宙基本計画工程表が改訂されたことを踏まえ、宇宙空間における法の支配の確立に一層取り組んでいくこと、二国間対話のみならず科学面・産業面での協力を含め国際宇宙協力をより総合的な観点から推進していく。

【測定指標】

5-1 宇宙空間における法の支配の確立 *

宇宙活動に関する国際的なルール作りに積極的に関与することは、安定的及び持続的な宇宙活動を確保する上で重要である。近年の宇宙活動の活発化及び多様化に鑑み、新たな国際法規範策定の必要性、及び各国における国際法の実施の必要性が増大しており、今後も国際的なルール作り及び特にアジア太平洋地域に焦点を当てた宇宙法のキャパシティ・ビルディングへの貢献の取組を更に推進する。具体的には、令和3年度は、国連宇宙部に対し、アジア太平洋地域への宇宙関係法令整備運用能力構築支援事業に係る拠出を予定しており、国連宇宙部と共同して同地域の新興国に対する宇宙空間における法の支配の実現を図る。

5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

宇宙先進国である米国、仏等との対話を行ったことは効果的であり、今後も我が国の安全保障政策との整合性を踏まえ、重層的な協力関係の構築を目指すべく、高い宇宙活動能力を有する又は戦略的な重要性が高い諸外国など、宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。

5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

宇宙空間における国際ルールの実現に向けた関連会合への出席は引き続き重要であり、今後も必要な会合への出席を目標とする。また、新型コロナウイルスの影響を受け、オンライン会合に変わる例が増えたがオンラインでも我が国の取組を効果的に発信できるよう、関係府省と協力して対応を進める。

5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数

宇宙先進国である米国、EU 及びフランスとの対話を継続し、内容を深めていくことが重要であり、 今後も同程度の回数の実施を目標とするとともに、他の宇宙主要国との間で対話実現の可能性を模索 する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

国連宇宙部ホームページ

Fifteenth Meeting of the International Committee on Global Navigation Satellite Systems (ICG-15)

(https://www.unoosa.org/oosa/en/ourwork/icg/meetings/icg-15/icg15.html)

外務省ホームページ

「宇宙に関する包括的日米対話」第7回会合の開催(結果) (令和2年8月26日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008704.html)

・日仏包括的宇宙対話準備会合の開催(結果) (令和2年11月30日) (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000382.html)

個別分野6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増強を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第74回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(令和元年9月24日) 1 段落目
- ・未来投資戦略 2017 Society5.0 の実現に向けた改革- (平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定) 中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑪
- ・女性活躍加速のための重点方針 2019 (令和元年6月 18 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年 6 月 21 日 閣議決定) 第 2 章 5 . (6) ①外交・安全保障
- ・第 201 回国会外交演説(令和 2 年 1 月 20 日) 地球規模課題への対応

測定指標6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

中期目標 (--年度)

国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革(日本の常任理事国入りを含む安保理改革等)の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和4年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

平成 30 年度目標

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国として以下を達成する。
- (1) グテーレス事務総長の優先課題である国連のマネジメント改革が加盟国の追加的な財政負担を求めることなく実現するよう働き掛けを行う。
- (2) 2019-2021 年国連分担率交渉においては「支払い能力」の原則に基づき、経済力に見合った応分の負担を反映した算定方式に基づく分担率を追求する。
- (3) 国連総会第5委員会での 2018-2019 年度 PKO 予算審議と 2018-2019 年度二か年通常予算の執行において、合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
- (4) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- 2 安保理改革については以下の取組を行う。
- (1) NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種 国際会議や各国との首脳・外相会談及び安保理改革担当参与派遣の機会を捉え、安保理改革等につ いての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
- (2) 平成30年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働き掛けを積極的に行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
- 3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及 び安保理非常任理事国選挙担当参与派遣の機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する我が国へ の支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

- (1) グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、7月にマネジメント関連の国連事務 局組織の改革案が加盟国に追加的な財政負担を求めることなく国連総会で承認された。また、8月 の同事務総長の訪日時の安倍総理大臣及び河野外務大臣との会談において、国連の機能の実効性と 効率性の向上を目指す同事務総長の取組を支持する旨を表明し、国連改革と並行して安保理改革を 進めることについての働きかけを行った。
- (2)2019-2021 年国連分担率については、米国の PKO 分担率にシーリングを導入する提案を含め様々な交渉が繰り広げられたが、我が国が米国を始めとする各国との緊密な意思疎通に努めた結果、「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が 12 月に国連総会で承認された。我が国の 2019-2021 年分担率は 2016-2018 年の分担率 (9.680%) から 1.116 ポイント低下した 8.564%となった。
- (3)国連総会第5委員会でのPKO予算及び二か年通常予算については、我が国として国連予算における財政規律の原則を重視し各国と連携して働き掛けた結果、国連総会で7月に承認された2018-2019年PKO予算及び12月に承認された2018-2019年二か年通常予算のいずれについても、国連事務局から要請された金額を抑制することができた。
- (4) ジュネーブ・グループの会合(4月及び10月)への参加や、米国(4月)及びドイツ(5月) との二国間国連協議の実施により、主要財政貢献国との緊密な関係の維持・強化に努めた。

2 安保理改革

(1) 9月の第73回国連総会では、安倍総理大臣の一般討論演説において、国連の意義が問われている今こそ、日本は変わらず安保理改革に取り組むとの決意を国際社会に再度表明した。また、河野外務大臣は、G4外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに、日・カリコム外相会合やその他の会談でも、安保理改革について各国と協力していくことを確認した。

河野外務大臣、佐藤外務副大臣、山田外務大臣政務官及び辻外務大臣政務官が出席した 10 月の TICAD 閣僚会合では、19 か国の閣僚等と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強 化の必要性等を確認した。

また、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)を東南アジア(6月)及び東欧(7月)に派遣する等して、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに、日本の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するための働き掛けを実施した。

G4各国との間では、9月にG4外相会合(於:NY)を開催したほか、局長級会合を3回(6月、9月及び11月)開催した。G4外相会合においては、今会期の政府間交渉でテキスト・ベース交渉を開始すべくG4の取組を強化すること、この点、アフリカ共通ポジションがテキスト・ベース交渉に反映されることを支持すること等で一致し、安保理改革前進に向けた今後の取組に関する検討作業を各国の事務方に指示することで合意した。局長級会合においては、政府間交渉でのテキスト・ベース交渉を開始するべくあらゆる手段を講じると同時に、政府間交渉開始から10年となる令和元年や国連創設75周年の令和2年といった節目で新たな取組を検討していくことで一致した。

- (2) アフリカやカリコム諸国等に対し、政府要人の招へいの機会に、安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに、立場の収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。
- 3 安保理非常任理事国選挙

我が国が立候補を表明している令和4年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう、二国間の 首脳・外相会談等の機会を活用し、支持要請を行い、他国からの支持を獲得した。加えて、同選挙 における我が国への支持拡大に向け、各国の国連常駐代表を招へいする一方、安保理改革及び安保 理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)の東南アジア(6月)、東欧(7月)等への派遣を通じ、 我が国の外交政策への理解を促進すると同時に、同選挙への支持を要請した。

令和元年度目標

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たす組織となるよう、我が国としては以下を達成する。
- (1) グテーレス事務総長の国連のマネジメント改革については、同事務総長の提案に基づいて平成29年12月に導入が承認された単年度の通常予算が令和2年1月から試験的に導入される機会に、現行の二か年通常予算から単年度予算への円滑な移行を確保するとともに、同移行の過程で大幅な予算増が生じないよう国連総会第5委員会において国連事務局及び加盟国に働き掛け、予算の抑制を図る。
- (2) 国連総会第5委員会での2019-2020年PKO予算審議において、合理化・効率化の取組拡大を働きかけ、予算の抑制を図る。

- (3) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- 2 安保理改革については以下の取組を行う。
- (1) NY での安保理改革に関する政府間交渉においてテキスト・ベース交渉を開始するために、各種 国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え、我が国の立場や取 組に関する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
- (2) 改革を前進させるために広範なプラットフォームを構築し、令和元年度中に具体的進展を得るべく、改革推進派との連携強化を目指し、グローバルな働き掛けを行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行う。
- 3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及 び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への 支持を拡大する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連における行財政改革
- (1) グテーレス事務総長によるマネジメント改革のもと試験導入された単年度通常予算の初年度となる 2020 年予算案は、2019 年秋の国連総会第5委員会における交渉を経て、同年末に成立した。我が国は、二か年予算から単年度予算に円滑に移行するよう年内の予算成立に向けて加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働き掛けた結果、最終的に、建設関連経費の増加や新規特別政治ミッションの設立による追加経費等を含め、対前年比5%の増加にとどめ、年内に成立した。
- (2) PKO 予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年8%の減で妥結した。
- (3) ジュネーブ・グループの会合(5月及び9月)への参加等を通じ、主要財政貢献国との関係強化に継続して取り組んだ。
- 2 安保理改革
- (1) 9月の第74回国連総会では、安倍総理大臣の一般討論演説において、国連設立から四半世紀が経つ今こそ安保理改革の早期実現に取り組むべきであるとの決意を国際社会に改めて表明した。また、茂木外務大臣は、G4外相会合で安保理改革の今後の方針について議論を深めるとともに、その他の会談でも、安保理改革について各国と協力していくことを確認した。

8月に横浜で開催された TICAD 7 では、各国要人と安保理改革を前進させる必要性や日本とアフリカの協力強化の必要性等を確認した。また、安保理改革及び安保理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)を東欧(10月)に派遣する等して、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して安保理改革に関する日本の立場を説明するとともに、国連創設 75 周年の機会に向けてテキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するための働きかけを実施した。

加えて、NYにおける安保理改革に関する政府間交渉(IGN)の共同議長を招へい(令和2年1月)し、安保理改革の実現に向けた連携を確認した。

(2) G 4 各国との間では、9月にG 4 外相会合(於:NY)を開催したほか、局長級会合を4回(4月、6月、9月及び令和2年1月)開催した。G 4 外相会合においては、未だ実質的な進展が得られていないことに対して懸念を表明し、①ムハンマド=バンデ総会議長と連携して、IGNのプロセス改善に取り組むこと、②令和2(2020)年の国連創設 75 周年を念頭に、G 4 が緊密に連携しつつ、アフリカを含む他の有志国に対する関与を継続していくことで一致し、今後の取組に関する事務レベルでの調整・検討を加速させることを確認した。局長級会合においては、テキスト・ベース交渉の開始といった具体的進展を得るための戦略について議論し、G 4 間でそのための今後の方針を定めた。

アフリカや中南米諸国等に対し、政府要人の招へいの機会に、安保理改革における日本の立場への理解促進及び早期の常任理事国入りに向けた支持要請を行うとともに、立場の収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働き掛けを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

我が国が立候補を表明している令和4年安保理非常任理事国選挙にて当選できるよう、二国間の 首脳・外相会談等の機会を活用し、支持要請を行い、他国からの支持を獲得した。加えて、同選挙 における我が国への支持拡大に向け、各国の国連常駐代表を招へいする一方、安保理改革及び安保 理非常任理事国選挙担当大使(外務省参与)の東欧(10月及び令和2年2月)等への派遣を通じ、 我が国の外交政策への理解を促進すると同時に、同選挙への支持を要請した。

令和2年度目標

- 1 国連における行財政改革
 - 国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以 Fを達成する。
- (1)マネジメント改革による効率化として具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働き掛ける。また、国連総会第5委員会において、通常予算については単年予算試行の2年目となる2021年予算及びPKO予算については2020-21年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
- (2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- 2 安保理改革については以下の取組を行う。
- (1) テキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談並びに安保理担当参与派遣の機会を捉え、我が国の立場や取組に関する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
- (2) これまでのG4間での議論を踏まえつつ、NYでの安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善や他の改革推進派との一層の連携強化を目指し、令和元年度と同様に引き続きグローバルな働き掛けを行うとともに、安保理改革に関する率直かつ実質的な意見交換を行う。
- 3 安保理非常任理事国選挙に向けた我が国への支持拡大については、二国間の首脳・外相会談等及 び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への 支持を拡大する。
- 4 国連平和構築基金拠出金や政務案件支援信託基金拠出金等を通した支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連における行財政改革
- (1) グテーレス事務総長によるマネジメント改革のもと試験導入された単年度通常予算の2年目となる2021年予算が、2020年秋の国連総会第5委員会における交渉を経て、同年末に成立した。我が国は、単年度予算試験導入の目的である予算プロセスの効率化及び直近のニーズへの即応性が確保された形で円滑に実施されるよう年内の予算成立に向けて加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働き掛けた結果、最終的に、新規特別政治ミッションの設立による追加経費等を含め、対前年比4%の増加にとどめ、年内に成立した。
- (2) PKO 予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年3%の減で妥結した。
- (3) ジュネーブ・グループの会合(4月及び10月)への参加等を通じ、主要財政拠出国との関係強化に継続して取り組んだ。
- 2 安保理改革
- (1) 第74回国連総会の政府間交渉は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で4月以降会合が開催されなかった。一方で、国連創設75周年記念宣言の採択に向けた加盟国間の交渉において、日本は安保理改革の重要性を強調し、他の改革推進派との連携を図りつつ、積極的に文言交渉に参加した。交渉の結果9月に採択された同宣言では、全世界の首脳が「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」ことを誓約した。
- 9月の第75回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、国連創設75周年の今、21世紀の現実を反映した形での安保理改革を含め、国連改革は、待ったなしの課題であると述べた。また、茂木外務大臣は、一般討論演説に先立ち行われた国連創設75周年記念ハイレベル会合においてビデオメッセージを発出し、安保理改革をこれ以上先送りにしてはならないことを強調した上で、重責を担う能力と意思を持つ国が拡大された安保理にその席を占めるべきであり、日本は、常任理事国として、真摯にこの責務を果たし、平和で安定した国際社会の実現に貢献していく覚悟があることを表明し、全ての加盟国に対し、テキストに基づく交渉を開始することを呼び掛けた。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理改革の働きかけを目的とした各国政府要人の招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は 多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保 理改革における日本の立場への理解促進や日本の常任理事国入りに向けた支持要請を行った。また、 政府間交渉は、第75回国連総会において令和3年1月に対面形式にて会合が再開された。

(2) G4各国との間では、9月にG4外相会合をオンライン形式で開催したほか、局長級会合を3回 (5月、9月及び令和3年2月) 開催し、コロナ禍においても協力関係を強化した。G4外相会合 においては、第75回国連総会における政府間交渉の早期開始を求めるとともに、引き続き政府間交 渉のプロセス改善及び文書に基づく具体的交渉の開始を目指すことを確認した。また、G4の外相 は、国際社会が直面する課題に対応する安保理の能力を強化するため、国際の平和及び安全の維持 に責任を負う能力と意思を有する国やアフリカの代表性向上が不可欠である点を強調し、安保理の早期改革に向けて他の有志国との緊密な連携を更に強化することで一致した。

また NY や各国首都において、有志国・グループとの意思疎通を強化し、国連創設 75 周年の機会を 捉えてテキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進するとと もに、今後の方針や立場の収れんを目指した率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理非常任理事国選挙の支持要請も目的とした各国要人の日本への招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行った。

- 4 国連平和構築基金拠出金·政務案件支援信託基金
- (1) 国連平和構築基金拠出金

令和2年度当初予算及び第3次補正予算による拠出を行った(令和2年度当初予算による拠出額: 110,000 千円、令和2年度第3次補正予算による拠出額: 132,000 千円)。新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、特にアフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされたりしていることにより、情勢の不安定化や暴力が起こる可能性が高まっていることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出の必要性が一層高まった。

(2) 政務案件支援信託基金

我が国は「国連と ASEAN の関係強化」プロジェクトに 24,750 千円を拠出。同拠出金は、ジャカルタにおけるリエゾンオフィス関係費用に使用された。コロナ禍の困難な状況の中でも、オンライン上で WPS 及び YPS の概念に基づき、ASEAN 地域内の 100 名以上の若者や女性リーダーが参加する平和フォーラムの実施等を行った。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標(--年度)

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

平成 30 年度目標

G20やTICAD 7等の大型行事が控えていることも踏まえつつ、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。

施策の進捗状況・実績

1 奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催、国連に対する興味関心の強い中

高生による NY 訪問に対する側面支援、模擬国連への後援名義付与、国連英検(国連協会主催)の広報強化(パンフレットの改訂など)、東京国連広報センター(UNIC 東京)に対する活動支援(若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など)等を実施した。また、国連でのインターンについて若者が具体的なイメージを持てるよう、UNIC 東京と連携して、UNIC 東京及び国連本部でのインターン活動を紹介する動画を作成・周知した。

- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関する講演会(平成30年度中15回)等を実施した。
- 3 「日本と国連」パンフレットについては、平成29年3月に作成したバージョン(当初1,000部作成後、300部増刷)を、国際機関人事センター主催の大学生向けガイダンス等を中心に配布し、平成31年3月末時点で1,300部を配布した。また、国連の活動及び日本の国連への貢献に関する最新動向を反映した改訂版1,000部を平成31年3月に作成した。
- 4 外務省ホームページにおける国連関係情報拡充の一環として、国連調達に関する情報提供及び理解促進を目的に、「国連外交」のページ内にある「国連調達」ページを更新した。また、若者を対象とする国連協会と外務省の共催事業である「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」に関する広報を促進するため、「国連外交」内に「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」ページを新たに立ち上げた。
- 5 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を平成31 年3月に開催し、国連を研究する有識者に対して日本の安保理政策等について情報提供した上で、
 闊達な意見交換を行うことにより、連携して諸課題の検討を行った。

平成31年2月、駐日国連機関代表及び国連調達の実績がある日本企業関係者を講師として招き、 国連調達に関する国連・マルチ外交研究会を実施した。同研究会では、国連関係機関における日本 企業の受注拡大に向けた実践的な助言を講師から受け、省内関係者間で共有するとともに、国連調 達に関する支援体制拡充の取組に活用した。

令和元年度目標

G20 や TICAD 7 等の大型行事等の機会を捉え、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と 支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連協会を始めとする国連関連の民間団体とも協力しつつ、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものと する。
- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催(本年度は新型コロナ感染症拡大を受け、渡航中止のため、代替案としてオンラインセッションを令和2年3月に実施。)、模擬国連への後援名義付与、東京国連広報センター(UNIC東京)に対する活動支援(若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など)等を実施した。その結果、58回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ26,900人の参加があった(UNIC東京集計)。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関する講演等を様々な機会を捉えて実施した。
- 3 「日本と国連」パンフレットを廃止する代わりに、より広い読者に情報を発信するため、SNS やマスコミを通じて有効的な広報活動を行った。国連広報局部長、管理戦略・政策・コンプライアンス担当事務次長等の来日の機会を捉えて、朝日新聞、日本経済新聞を始めとする大手プレスを活用した発信を行った。また、事務次長来日の際には国連創設 75 周年記念講演会を行ったほか、有識者との意見交換を行った。その結果、プレス対応・記事・インタビューの実施回数は、延べ 230 回であった (UNIC 東京集計)。
- 4 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を令和2年3月に開催し、諸課題の検討を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、やむを得ず今年度は開催を見送ることとなった。なお、令和3年度以降は例年どおり実施する予定。

令和2年度目標

国連創設 75 周年の機会を捉え、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層 増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させ、整理して全体像を把握しやすく 内容的にも分かりやすいものとする。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対し て国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 安保理学界ネットワーク会合等を開催し、有識者との連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業の国連協会との共催(本年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、オンラインセッションを令和3年3月に実施)、模擬国連や国連75周年記念行事等への協力や後援名義付与、東京国連広報センター(UNIC東京)に対する活動支援等を実施した。その結果、50回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ351,496人の参加があった(UNIC東京集計)。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われているオンライン講演会やイベントに協力した。
- 3 外務省ホームページにおける国連関係情報拡充の一環として、第75回国連総会ハイレベル・ウィークの機会に合わせ、「国連外交」ページの項目を整理・更新し、同ページ内の各情報も簡潔でわかりやすい文章にすべく改訂した。また、国連創設75周年の機会を捉え、より広い層に情報発信するため、UNIC東京と連携したSNS発信など有効的な広報活動を行った。その結果、UNIC東京のフェイスブック「いいね数」は45,361となり、ツイッターフォロワー数は27,158であった(UNIC東京集計)。
- 4 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を令和2年度中に開催して、諸課題の議論を行うことを検討したが、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着かないことを受け、昨年度同様今年度も開催を見送ることとなった。なお、令和3年度以降状況を見て実施可能性を検討する予定。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

中期目標(令和7年度)

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする。

平成 30 年度目標

国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関に対する人的貢献を推進するため、以下の取組を実施し、国連を始めとする国際機関で勤務する日本人職員を増強する。

- 1 国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20 名強の純増を達成すべく、優秀な日本人JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関 (特に、我が国の外交上、重要な国際機関)に送り込む。
- 2 国際機関で勤務するにふさわしい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施を含め、ガイ ダンスの積極的な実施や外部有識者による候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対 話や国際機関への働きかけを強化する。

施策の進捗状況・実績

1 国連関係機関における日本人職員数は 850 名 (平成 29 年度実績) から 882 名に増加し、平成 30 年度目標である「20 名強の純増」を達成した。平成 30 年度の JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率((注)3年度前に派遣手続をとった者の採用率)は令和元年6月時点で 75.0%であり、家庭

事情等により一旦国際機関を離職した JPO がいたこと等から前年度より採用率こそ下がったものの、人数としては 42 名が採用されており、日本人職員数全体の増加に貢献した。また、中堅派遣により、当初見込みどおり、平成 29 年度派遣者(任期 2 年目)と合わせ 5 名を派遣した。

- 2 国際機関の仕事を紹介するガイダンス活動を国内外で 214 回実施し、対前年比約 1.3 倍の延べ 13,140 名が参加した。このうち海外でのガイダンスは 48 回であり、対前年比約 1.5 倍の 1,323 名 が参加した。また、外部有識者による CV 添削・面接指導を 19 名に対して実施した結果、幹部ポストも含め採用につながった。
- 3 平成 29 年度に設置した省内のタスクチームの会合を定期的に開催し、タスクチーム全体として各国際機関の日本人職員の在籍状況や獲得すべきポスト等の情報収集・集約を行い、JPO の正規採用や、日本人職員の採用・昇進を含むより戦略的な日本人職員増強に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20名強の純増を達成すべく、優秀な日本人JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関(特に、我が国の外交上、重要な国際機関)に送り込む。
- 2 国際機関で勤務するにふさわしい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施、小中高生を対象とする形式を含め、ガイダンスを積極的に実施する。また、多様な国際機関の存在を知ってもらうため、国際機関人事センターの SNS による発信、ガイダンスへの講師派遣等により、国際機関が個別に実施するガイダンスに積極的に協力する。また、外部有識者による CV 添削・模擬面接、オンライン講座等を通じた候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対 話や国際機関への働きかけを強化する。
- 4 日本人の職員増だけでなく、幹部職員の強化を図るため、リボルビングドア方式により将来の幹部職員を育成すべく、現職国家公務員を JPO として派遣する制度を復活させる。また、マルチ外交分野の人材育成の観点から外務省員の博士号又は修士号取得を促進する取組を開始する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連関係機関における日本人職員数は912名(令和元年末時点)であり前年比30名増加し、令和元年度の目標である「20名強の純増」を達成した。令和元年度のJP0派遣者の派遣後の国際機関への採用率((注)3年度前に派遣手続をとった者の採用率)は令和2年7月時点で78.0%であり、日本人職員数全体の増加に貢献した。
- 2 国際機関を目指す層の裾野を広げるべく、国内外で国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力 を紹介するセミナーを実施、ないしは外部イベントに参加した。新型コロナウイルス感染症拡大の 影響により一部のイベントが中止になるなどの影響があったが、前年同様、1万人を超える対象に 直接発信を行った。また、国際機関広報ツール(ホームページ、SNS 及びメーリングリスト)を活用 して、日々情報を発信した。
- 3 競争力のある日本人候補者を育成するため、従来からの有識者による CV 添削・面接指導を実施したほか、令和元年度から新規に JPO 向けのオンライン講座を開始し、幹部を含むポスト獲得につながった。(CV 添削・面接指導:13 名、JPO 向けのオンライン研修:約 90 名。)
- 4 日本人職員増強に向けて省内タスクチーム会合を定期的に開催。日本人職員増強に向けた情報の 集約や知見の共有を行った。
- 5 日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化した。結果として、 幹部を含むポスト獲得や、国際機関によるアウトリーチ活動(ポラード国連事務局管理戦略・政策・ コンプライアンス担当事務次長及びホンソク・クウォン同人的資源部戦略人材管理課長の訪日時の 講演等)の実施につながった。
- 6 現職国家公務員を JPO として派遣する制度を復活させ、1名を派遣した。外務省員の博士号又は 修士号取得支援制度を開始した。

令和2年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、毎年、20名程度の純増を達成すべく、優秀な日本人JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関(特に、我が国の外交上、重要な国際機関)に送り込む。
- 2 国際機関を目指す層の裾野を広げるべく戦略的広報を強化する。従来から行っているセミナーへの参加や広報ツールを活用した情報発信に加え、職能団体との協働や転職市場へのアプローチ等、「即戦力」となり得る層への広報も強化する。

- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対 話や国際機関への働きかけを強化する。
- 4 競争力のある人材育成に向けた取組、省内タスクチーム会合の定期開催、現職国家公務員の JPO の派遣、外務省員の博士号又は修士号取得支援といった日本人職員増強に向けた諸施策を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年末時点における国連関係機関における日本人職員数は、新型コロナ情勢の影響等もあって918名と前年比6名増加に止まったが、過去最多を更新できた。
- 2 「若手職員」の増加にとって効果的なツールである JPO 派遣制度については、より我が国外交上の重要性を意識した戦略的な実施のためにスキームを改善した(各国際機関の主管課や在外公館と連携した重点分野・ポストの特定等)。令和2年度の派遣後の国際機関への採用率 ((注) 3年度前に派遣手続をとった者の採用率) は令和3年7月時点で85.2%であり、日本人職員数全体の増加に貢献した。この採用率の向上を目的として令和元年度に開始した JPO 向けのオンライン講座 (応募書類添削・面接指導等) も継続し、約80名が参加した。さらに、令和元年に復活させた現職国家公務員の JPO 派遣についても継続して募集を受け付けたが、令和2年度試験では合格者が出なかった。ため派遣者はいなかった。
- 3 「中堅・幹部職員」の増加にも取り組んだ。「中堅職員」については、平成29年度に新たに創設された「国際機関幹部候補職員派遣制度」の枠組みでの派遣者が、派遣終了後も国際機関に正規ポストを獲得し、幹部を目指して国際機関に定着するケースが出てきた。また、「幹部職員」の増加に向け、引き続き省内関係課室によるタスクチーム会合も開催し、日本人職員増加に向けた情報の集約や知見の共有を行ったことに加え、関係省庁連絡会議を初開催し、関係省庁間におけるコミュニケーション及び連携を強化した。加えて、従来から実施している国際機関人事経験者等有識者による応募書類添削・面接指導を計14名に対して実施した結果、化学兵器禁止機関(OPCW)や世界気象機関(WMO)などで複数の幹部ポストの獲得につながった。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に向け、新型コロナウイルス感染症の流行という状況に鑑み、オンライン広報を強化した。国際機関人事センターのロゴの作成を通じたブランディングを強化したほか、専門家を雇用して国際機関人事センターホームページ(HP)のコンテンツ強化、見やすさの改善に取り組んだ。ターゲティング広告を活用して国際機関人事センターSNSをプロモーションした結果、令和3年3月末時点でフェイスブックのフォロワーは47,555人、ツイッターのフォロワーは9,615人となり、これは過去最多である。また、従来から課題であった「即戦力」へのアプローチを実施すべく、転職市場への広告掲出を行った。さらには、オンラインセミナーを複数回開催し、東京在住者に限らず、地方や、世界中の日本人に向けて、国際機関で働く魅力を訴求することに成功した。取り分け、国連事務局への働き掛けを行った結果、国連事務局と共催のオンラインセミナーの実施につながった。また複数の動画を作成し、常時HPからセミナーの内容等にアクセスできるよう志望者の便宜を図った。これらの施策が奏功し、令和3年度JP0試験の応募者は352名となり、前年度比で8.3%増加した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: a

参考指標1:JP0 派遣者の派遣後の国際機関への採用率							
(注) 3年度前	実績値						
に派遣手続きを	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
とった者の採用 率	82.9%	75.0%	78.0%	85. 2%			

参考指標2:国連関係機関で勤務する日本人職員数(12月現在)							
	実績値						
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
	850	882	912	918			

評価結果(個別分野 6)	
施策の分析	

【測定指標6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *】

1 安保理改革・行財政改革

安保理改革については、平成30年度から令和2年度にかけて、各種ハイレベルの協議で安保理改 革を扱うとともに、平成30年度及び令和元年度に担当大使の各国への派遣を実施したことは、テキ スト・ベース交渉開始の重要性を各国と共有する上で有用であった。日本はこうした認識を広げるべ く政府間交渉に関与した結果、第73回国連総会の政府間交渉においては次会期に引き継ぐ文書を2 つの文書に絞り込む議論を行うことができ、交渉の土台となる単一文書の作成に向けて一定の効果 があった。令和元年度の TICAD 7 を含む各国との協議におけるハイレベルの働き掛けの実施は、取り 分けアフリカを含む広範な国と安保理改革に関する連携を確認することができ、有意義であった。G 4としてもアフリカ諸国を含む幅広い関係国との協力を強化するとの姿勢を明確に示せたことも、 こうした連携の強化に寄与した。 また、G 4 間では、 テキスト・ベース交渉開始や IGN のプロセス改 善といった具体的進展を得るための今後の方針について実質的な議論を行うことができ、具体的な 取組の準備及び実施に役立った。政府間交渉の共同議長を日本に招へいするとの試みは、政府間交渉 の会合開始前に、日本の考えを共同議長に明確に伝達し、理解を促進する上で効果があった。令和2 年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で NY における政府間交渉が中断したため、第74回 国連総会中は政府間交渉において具体的進展は得られなかった。一方で、日本がG4と協力しつつ、 政府間交渉の早期再開を求め、第75回国連総会において同交渉が対面で開始されたことは、今後の 議論の前進に向けた環境整備につながった。また、国連創設 75 周年の機会を捉えたグローバルな働 き掛けの展開は各国との連携強化に効果があり、現に第75回国連総会では一般討論演説、安保理改 革に関する総会討論、政府間交渉会合等の様々な機会において、改革の進展やテキスト・ベース交渉 の開始を求めて発言する加盟国の数が増加した。(平成30・令和元・2年度:国連政策(達成手段 (1))

行財政改革については、平成30年度に2019-2021年国連分担率を各国の「支払い能力」の原則に沿って改定したほか、令和元年度以降は、国連マネジメント改革のもと、従来の二か年予算に代わり2020年から試験的に導入された単年予算について、国連事務局の要請額を抑制しつつ承認、成立させてきた。こうしたことは、第3位の国連分担金負担国である日本として、国連の財政規律の強化とともに、国連の活動がより効果的・効率的に実施されることを重視して、他の主要財政拠出国と緊密に連携して国連総会における交渉に当たってきた結果といえる。(平成30・令和元・2年度:国連政策(達成手段①))

2 安保理非常任理事国選挙

各種ハイレベルの協議で安保理選挙を扱ったが、とりわけ令和元年度の TICAD 7 において、ほぼ全てのアフリカ諸国との協議において安保理選挙の支持要請を行ったところ、多くのアフリカ諸国から支持を得ることができ、有意義であった。また、平成 30 年度から令和元年度にかけて計 11 か国の常駐代表を日本へ招へいし、担当大使を計 9 か国へ派遣したことは、各国からの支持を獲得する上で有用であった。令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症拡大の影響で安保理非常任理事国選挙の支持要請を目的とした各国要人の日本への招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行ったことは、各国からの支持を獲得する上で有用であった。(平成 30・令和元・2 年度:国連政策(達成手段①))

3 国連平和構築基金

平成30年度から令和2年度にかけては、当初予算または補正予算による拠出を行い、我が国として継続的に国際社会の平和と安全の維持に対して貢献する意思を示した。取り分け令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、特にアフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされたりしていることにより、情勢の不安定化や暴力が起こる可能性が高まっていることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出を行うことにより、我が国の国際社会の平和と安全の維持に対する意思がより強固に示され、プレゼンス向上に寄与した。(令和2年度:国際連合平和構築基金(PBF)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑨))

4 政務案件支援信託基金

国連政務平和構築局 (DPPA) は、世界各地における紛争予防、危機対応、平和の持続等の活動を行っており、DPPA の活動に対する需要は年々増えているものの、DPPA の通常予算は減少傾向にあり、信託基金への依存が高まっている。我が国は、平成30年度から令和2年度にかけて、信託基金への拠出を通じてDPPA の活動を支援し、国際的平和への貢献を行っている。また、本件拠出は、我が国の国連政策の効果的活用に資するものとなっている。(令和2年度:政務案件支援信託基金拠出金(達成手段⑩))

【測定指標6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進】

グテーレス国連事務総長の訪日(平成30年8月(長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典出席)、令和元年6月(G20大阪サミット出席)及び8月(TICAD7出席))は、市民社会や学生・青少年にもアウトリーチし、広く報道され、国連の活動や日本の国連政策について広く周知する機会となり、国民の理解や支持を一層増進する上で有益であった。また、平成30年8月のエスピノサ第73回国連総会議長の訪日や令和2年2月のポラード国連管理戦略・政策・コンプライアンス局長の訪日に際し、講演会や国際機関への就職に役立つセミナー等の実施に協力し、大手報道機関を活用した発信が行われたことは、若者を始めより多くの日本人に国連や国際機関勤務への関心を喚起する上で有用であった。令和2年度に中高生、若者、企業関係者等を対象に、国連における日本の取組に関するオンラインセッションやセミナーを実施したことは、若者の国連や国際機関勤務への関心を高め、また、国連調達への日本企業の参入促進に資する機会となり、有意義であった。

安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を平成31年3月に開催し、国連を研究する有識者に対して日本の安保理政策等について情報提供した上で、闊達な意見交換を行うことにより、諸課題の検討を行ったことは、国連政策を立案する上での参考情報を得るとともに安保理に関する研究を更に発展させる上で有意義であった。

(平成30・令和元・2年度:国連政策(達成手段①))

【測定指標6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進】

JPO や中堅職員の派遣スキームを活用するのみならず、JPO に対するオンライン講座を開始したり、在外公館や国際機関主管課、各省庁との連携を強化したりした結果、正規ポスト獲得の後押しとなり、国際機関における日本人職員の増加に極めて高い効果があった。令和2年度は新型コロナ感染症の影響等で増加数が6名と年度目標の20名を下回ったが、過去3年間平均では22名と年度目標を上回っており、国連関係機関で勤務する日本人職員数を増加するとの目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。(平成30・令和元・2年度:国際機関邦人職員増強(達成手段②)、令和2年度:国際機関職員派遣信託基金(JPO)拠出金(達成手段④)、国際機関幹部職員増強拠出金(達成手段⑥))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

1 国連改革の進展に向けた働き掛けの強化

193 か国が加盟する国連は、普遍性と正統性を有し、世界の平和と安全の維持を始め、多岐にわたる課題において、国際社会の意思形成及び規範構築に重要な役割を果たしている機関である。国連を通じて国際社会共通の利益を実現し、その中で日本の国益を確保していくためには、グローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが不可欠である。特に国際の平和と安全の維持に主要な責任を負う安保理の早期改革は、日本が安保理で扱われる重要な国際課題等に対してより継続的かつ直接的に関与していく上で必要である。

日本は、安保理の意思決定に今後も参画し、国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるために、日本の常任理事国入りを含む安保理改革が実現するまでの間、可能な限り頻繁に非常任理事国となるべく努めていく考えであり、この観点から、11回目の非常任理事国としての任期が終わる平成29年12月、日本は令和4年安保理非常任理事国選挙(任期は令和5~6年)への立候補を発表しており、支持獲得のための働き掛けを積極的に行っていく必要がある。

また、米国及び中国に次ぐ第三の分担金拠出国として、国連が効率的・効果的に運営されることは、我が国の政策目標の実現及び我が国の分担金の活用に直結する。それゆえ、我が国としては、引き続き、マネジメント改革を含む国連改革に関する議論に積極的に参加し、主要財政拠出国との連携を強化しながら、予算抑制を図りつつ、効率的・効果的な組織運営の具体的な成果の実現に向けて働き掛けを強化していく。

2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

日本の国連政策及び国連の活動に関する国民の理解を深めることは、我が国として重要視するアジェンダを国連を始めとする国際機関において国民の理解を得つつ効果的に進めるため、また、日本が国連に対して多大な分担金、拠出金の拠出を行っている点につき、国民への説明責任を果たすという観点からも必要である。引き続き、日本の国連を活用した国際貢献及び国連の活動について積極的な情報発信や広報活動を行うことで、国内外において、日本の国連外交に対する理解の促進と支持の拡大を図る。

3 国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進 国際機関における日本人は、国際機関と我が国とをつなぐ存在であり、その増加は、国際機関と我 が国との連携を深め、国際機関と協働してグローバル課題に対処していく上で非常に重要である。国際機関における日本人職員数は着実に増加しており、令和元年末には、幹部88名を含む912名の方が国連関係機関で専門職以上のポストに就いて活躍しており、これは過去最多の数字であることから、着実な成果を上げているといえよう。しかしながら、依然としてG7中で最も少ないという状況は変わらないことから、令和7年までに1,000名とするとの平成27年度成長戦略ほかに書き込まれた政府目標を視野に入れ、積極的に日本人職員の増加に努める必要がある。一方で、職員数という「数」だけでなく、どのような国際機関のどのようなポストを得ていくことが国際機関と我が国との関係を深める上で重要かという長期的・戦略的観点も必要であり、次期目標については当該戦略性も評価に含めることが望ましい。

【測定指標】

6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

1 日本の常任理事国入りを含む安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。 特に安保理改革については、テキスト・ベース交渉開始や政府間交渉のプロセス改善といった具体 的進展を得ることを求めていく。

安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理 事国として席を占める必要があるところ、日本が立候補している令和4年安保理非常任理事国選挙 において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談のほかにも安保理非常任理事国選挙担当参与を 始めとする政府ハイレベルの各国への派遣や各国国連常駐代表の日本への招へいを実施し、相手国 要人との会談などの機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する日本支持を拡大する。

- 2 国連平和構築基金拠出金や政務案件支援信託基金拠出金等を通した支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。特に、我が国は令和4年安保理非常任理事国選挙に立候補しており、令和5年から理事国を務めることを目指していることから、国連平和構築支援事務局(PBSO)及びDPPAとの協力が一層重要なものとなることに鑑みて、中期的観点から国連平和構築基金拠出金及び政務案件支援信託基金を引き続き拠出するのみならず、同額を増加させ我が国のプレゼンスを確保することが不可欠である。そのためにも令和3年度には、国際社会の平和と安全の維持と密接に関係する支援を実施する国連平和構築基金拠出金を積極的に支援し、安保理の活動に直結するDPPAのプロジェクトを支援すべく優良案件を選出することが重要である。
- 3 行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対してアカウンタビリティを果たす組織となるよう、事務総長が推進する国連諸改革の実現をサポートするとともに、引き続き主要財政拠出国と連携しつつ、通常予算及びPKO予算の抑制に努めていく。

令和3年度は、令和4(2022)年に予定されている単年度予算のレビューに向けて加盟国の議論が進むことが見込まれる中、国連予算の増額を抑えながらマネジメント改革が国連運営の効率化・効果の向上という目的を達成するよう議論に参加するとともに、国連事務局に対しては、改革が加盟国にとって具体的な成果として現れるよう働き掛ける。

6-2 我が国の国連を活用した外交及び国連の活動に対する国民の理解と支持の更なる増進

新型コロナウイルス感染症拡大を受け増加したオンライン広報の利点をいかしつつ、国連協会や国連広報センターなどの国連関連の団体と協力し、若者世代を中心に、広く国民に対して、日本の国連を活用した国際的取組等について周知する広報活動を継続し、日本及び日本国民にとって国連を始めとする国際機関と連携しその関係を活用することがいかに有用であるかを周知していく。また、奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業等の継続事業について、より効果的かつ効率的な実施を促進していく。

6-3 国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進

国際機関との連携を深める上で、国際機関と我が国とをつなぐ存在である日本人職員の存在は重要であり、その増加を掲げた前回の目標設定は妥当であった。

平成30年度行政事業レビューで指摘された、派遣後JPOの採用率向上についてはJPOオンライン研修が創設され、他省庁との連携強化については関係省庁連絡会議が創設され、また、広報の強化については特にオンラインを活用した広報強化が実施されている。

今後は、職員「数」だけでなく、どこの機関の職員を増やすべく取り組むかという「戦略性」も考慮しつつ、引き続き、JPO 拠出金や幹部増強拠出金を活用した若手・中堅職員の増加、関係省庁とも連携した幹部ポストの獲得、そしてオンラインツールも活用して日本だけでなく世界中で活躍する日本人に向けた国際機関志望者の裾野を広げるための広報に取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

国連改革・安保理改革

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/index.html)

国連外交

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un.html)

・外務省 国際機関人事センター

(https://www.mofa-irc.go.jp) ・令和2年版外交青書(外交青書 2020)

第3章 第1節 5 国際連合(国連)における取組

・令和元年版外交青書(外交青書2019)

第3章 第1節 5 国際連合(国連)における取組

・国連政務平和構築局ホームページ

(https://dppa.un.org/en)

個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会、人権理事会等)における議論への積極的参加 や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これ らの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)との連携を深める。
- 2 主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係 省庁、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国際移住機関(IOM)、NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標7-1 人権・民主主義の保護・促進 *

中期目標(--年度)

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

平成 30 年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。
- (2) 特に、国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択に引き続きイニシアティブを取る。具体的には、内容に我が国の考えを反映するとともに、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合には、可能な限り多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。そのほか、我が国が主提案国及び共同提案国となっている決議等についても、多数の国の支持を得て、採択されることを目指す。
- (3) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。
- (4) 民主主義共同体における議論への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主化の促進に貢献する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

- 3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信
- (1) 政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2) 関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、検討等を行う。
- (3) 人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

(1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、アジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

(2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第73回国連総会にて北朝鮮人権状況決議案(北朝鮮の深刻な人権侵害を非難し、北朝鮮に対し、その終結を強く要求するとともに、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性並びに拉致被害者及び家族の多大な苦しみに留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国の可能な限り早期の実現を期待する内容)をEUと共同で提出し、無投票で採択された。なお、平成31年3月の第40回人権理事会決議における北朝鮮人権状況決議については、諸情勢を総合的に検討した結果、決議案の提出国とならなかったが、EUが提出した同決議は無投票で採択され、我が国も採択に参加した。

平成31年2月の人権理事会ハイレベルセグメントに辻外務大臣政務官が出席し、拉致問題を含む 北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、国内外における人権保護・促進の取組等に関し ステートメントを実施し、国際社会にアピールした。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に 関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

(3) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、人権条約体改革への支援を行った。また、9月に就任したバチェレ人権高等弁務官を平成31年3月の第5回国際女性会議(WAW!/W20)の機会に我が国に招待し、安倍総理大臣表敬、阿部外務副大臣との会談、第二回日・OHCHR政策協議等の実施を通じ、関係を強化した。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、国連における障害者関連の様々なイベントを共催し、障害者の権利の保護と促進の取組を行った。

子どもの権利の分野に関しては、我が国は、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)」(SDGs のターゲット 16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み。)の理事国及び「パスファインディング国」(GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国。)として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。また、GPeVAC の活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への初の拠出国として、平成 29 年度補正予算にてイヤマーク拠出した 6.5 億円を活用し、ナイジェリア及びウガンダの紛争下の子ども保護事業を引き続き実施した。

さらに、我が国は、第 17 回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則:国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」の履行に向けて、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の策定に向けて取り組んだ。そのための第一段階として、企業活動における人権保護に関する既存の法制度や施策についての現状を確認するため、関係府省庁間でベースラインスタディ(現状把握調査)を実施し、その過程でステークホルダーとの意見交換会を第 10 回まで開催し、12 月末に結果報告書を公表した。同報告書を踏まえ、国別行動計画に盛り込むべき優先分野を特定していく上で、平成 31 年 1 月末までパブリック・コメントを実施した。

(4) 9月の国連総会の機会に開催された民主主義共同体のサイドイベントに参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。

2 二国間関係

カンボジア(5月)、イラン(平成31年1月)及びミャンマー(平成31年3月)との二国間人権対話を開催した。それぞれ人権分野における双方の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場における協力について意見交換を行い、我が国から各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行った。

- 3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信
- (1) 6月、第36回自由権規約締約国会合において、自由権規約委員会委員選挙が行われ、我が国から立候補した古谷修一早稲田大学法科大学院教授が当選を果たした。我が国は、昭和62年から現在まで、自由権規約委員会に継続して委員を輩出しており、古谷教授は我が国出身の3人目の委員となる。

各条約体の日本政府報告審査に関しては、ジュネーブにおいて、8月に人種差別撤廃委員会による審査が、11月に強制失踪委員会による審査が、平成31年1月に児童の権利委員会による審査がそれぞれ行われた。いずれの審査においても、外務省を含む関係省庁から成る代表団が出席し、各条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

- (2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。
- (3) 国際人道法の履行強化に関する政府間プロセスの会合(5月及び12月)に参加し、積極的な意見交換を行った。また、5月に国際人道法国内委員会を開催し、国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。
- (4)世界人権宣言の採択70周年を記念して、国内外での様々な会合に出席した。例えば、12月に法務省等と共催した「世界人権宣言・人権擁護委員制度70周年記念シンポジウム」においては、鈴木

外務大臣政務官がスピーチを行う等、日本の人権外交におけるこれまでの取組を国内及び国連を始めとする国際社会に積極的に発信した。

令和元年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。
- (2) 特に、アジアにおける人権状況に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。
- (3) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、企業行動に係る国別行動計画を策定し、日本企業に先進的な取組を促すことにより、企業活動における人権の保護・促進を推進するとともに、日本企業の競争力の確保及び向上を図っていく。
- (4) G7即応メカニズム (RRM) (注) の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際 社会における民主主義の促進と保護に貢献する。
- (注) G 7 シャルルボワ・サミット (6月) の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの 民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G 7 各国は、民主主義の 介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための 機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

- 3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信
- (1) 政府報告の提出、審査対応や条約委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2) 関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、研究会の実施を含めて検討等を行う。
- (3) 人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。
- (2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第74回国連総会にEUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議(拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供、さらには、日本人拉致被害者の帰国の問題の早期解決等に言及する内容)が無投票で採択された。令和2年3月の第43回人権理事会においても、北朝鮮人権状況決議(拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確な情報提供、さらには、日本人拉致被害者の即時帰国等に言及する内容)が提出された。同人権理事会は、新型コロナウイルスの影響で一時中断されていたが、令和2年6月に再開され、同決議は同月採択された。

また、9月の第42回人権理事会において、カンボジア人権状況決議(カンボジアにおける最近の 人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジアの人権状況に関する特別報告者のマン デートを2年間延長することを決定する内容)を主提案国として提出し、全会一致で採択された。

(3) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援及びアフリカ

における紛争予防に関する若者意識調査プロジェクトへの援助を行った。また、9月の第42回人権理事会において、人権理事会諮問委員会(研究の結果と調査に基づく助言を主に行うことにより、人権理事会に専門的意見を提供している委員会)委員選挙が行われ、我が国から立候補した中井伊都子甲南大学法学部教授が当選を果たした。さらに、10月に人権理事会理事国選挙が行われ、令和2年1月から引き続き理事国を務めることとなった。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、令和2年2月に国連ハンセン病差別撤廃特別報告者が来日し、尾身外務大臣政務官を始めとする政府関係者、ハンセン病療養所職員及び入居者、市民社会関係者等と意見交換を行った。また、12月に北朝鮮人権状況特別報告者が来日し、拉致被害者御家族及び政府関係者を始めとする関係者と意見交換を行った。

子どもの権利の分野に関しては、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC) (SDGs のターゲット 16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み)の理事国及びパスファインディング国 (GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国) として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画の策定に取り組んでおり、7月には第1回子どもに対する暴力撲滅円卓会議を開催した。また、同行動計画に子どもの意見を取り入れるため、8月から10月までインターネット上で子どもパブコメ (パブリック・コメント) が実施され、900を超える意見が寄せられた。

さらに、第 17 回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則:国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定に引き続き取り組んだ。同行動計画の策定に向けて、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置、また、幅広い意見を聴取することを目的とし、諮問委員会、及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学術界、市民社会、消費者団体等からの意見を踏まえつつ、議論を重ね、7月に同行動計画の優先分野を特定した。令和2年2月には、同行動計画の原案を公表し、広く国民からの意見を募るため、同年3月までパブリック・コメントを実施した。同行動計画の策定過程においては、国連「ビジネスと人権」作業部会委員を含む国外からの有識者との意見交換や、大阪で「ビジネスと人権」に関する周知を図ることを目的とした国内セミナーを開催するなど、様々な意見交換の場を設けることに努めた。

(4) 7月にフランスで開催された民主主義共同体のサイドイベントや9月の国連総会の機会に開催されたサイドイベントに参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。11月にカナダで開催されたG7即応メカニズム(RRM)関連会合及びシンポジウムに参加し、選挙介入等の民主主義への介入について議論を行った。また、令和2年1月及び3月に開催された電話会議に参加し、G7諸国と民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。

2 二国間関係

8月、カンボジアにおいて、第10回日・カンボジア人権対話を開催した。本人権対話では、政治活動の自由、表現、集会、結社の自由及び司法の独立等の一般的な人権分野における課題のほか、カンボジアに対する日本の能力強化支援、人権分野における国際社会での協力等について意見交換を行った。また、令和2年2月、ミャンマーにおいて、第7回日・ミャンマー人権対話を開催した。本人権対話では、ラカイン州の状況改善及び避難民帰還の進展に向けた協議を行ったほか、ミャンマーの少数民族地域における和平プロセスや人権分野における国際社会での協力等についても議論した。

- 3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信
- (1) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。具体的には、人種差別撤廃条約第 10 回・11 回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見に対するフォローアップ回答、及び強制失踪条約第 1 回政府報告審査に関する強制失踪委員会の総括所見に対するフォローアップ回答を OHCHR に提出した。また、自由権規約第7回政府報告を OHCHR に提出した。
- (2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、4月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほかに外部講師が出席し、児童の権利委員会における活動や個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。
- (3) 12 月に第33回赤十字・赤新月国際会議に参加し、国際人道法(IHL)の国内履行強化に関する 決議の採択に向けた文言交渉に関与したほか、IHLを巡る最近の動向に関する議論に参加した。さらに、本国際会議では、政府としてステートメントを実施し、国際社会に対して、医療従事者及び 人道支援関係者の保護や、サイバー空間を用いた戦闘及び自律型兵器システムの使用に関する IHL

- の履行強化を訴えた。また、10月及び令和2年2月に国際人道法国内委員会を開催し、国内における国際人道法の普及及び実践についての意見交換を行った。
- (4) 令和2年2月の人権理事会ハイレベルセグメントに尾身外務大臣政務官が出席してステートメントを実施し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

令和2年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。特に、ハンセン病差別撤廃決議に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)」と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、企業活動における人権の尊重に係る行動計画の策定を通じ、責任ある企業活動の促進を図ることにより、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の信頼・評価を高め、国際的な競争力及び持続可能性の確保及び向上を図っていく。
- (3) G7即応メカニズム (RRM) (注)の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的に実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。
- (注) G 7 シャルルボワ・サミット (平成 30 年 6 月) の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。 G 7 各国は、民主主義への介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

- 3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信
- (1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和2年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。
- (2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法制度との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、研究会の実施を含めて検討等を行う。
- (3) 国際事実調査委員会 (IHFFC) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた、IHFFC の活動の支援 や国際人道法 (IHL) の履行強化に関与する等、IHL の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に 参加する。また、日本赤十字社と共同した IHL 国内委員会の開催等を通じて国内での人道法の普及 に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

(1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアにおける人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。特に7月には、第44回人権理事会において、ハンセン病差別撤廃決議(全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者の任期を3年間延長することを決定する等の内容が記載)を主提案国として提出し、全会一致で採択された。また、6月には第43回人権理事会において、10月には第75回国連総会第三委員会において香港・

新疆に関する共同ステートメントにアジアからの唯一の参加国として参加した。

- (2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第75回国連総会にEUが提出し、日本が共同提案国となった北朝鮮人権状況決議(拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報提供、さらには、全ての日本人拉致被害者の即時帰国等に言及する内容)が無投票で採択された。令和3年3月の第46回人権理事会においても、北朝鮮人権状況決議(拉致被害者及び家族の高齢化の中での拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続けている多大な苦しみ、被害者の家族に対して被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供、さらには、日本人拉致被害者の即時帰国の実現等に言及する内容)が無投票で採択された。
- (3) OHCHR の活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援への援助を行った。社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、以下のとおり、子どもの権利やビジネスと人権の分野において取組を行った。

子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)(SDGs のターゲット 16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み)の理事国及びパスファインディング国(GPeVAC において、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国)として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画の策定に取り組んでおり、令和3年2月には第2回子どもに対する暴力撲滅円卓会議を開催した。また、これに先立つ7月には、NPO法人チャイルド・ファンドと共に、新型コロナウイルス感染症と子どもに対する暴力撲滅のテーマで国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)サイドイベントを共催した。

第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則:国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、積極的に取り組んでいる。そのコミットメントの一つとして、企業活動における人権尊重の促進を図るため、10月、関係府省庁連絡会議において、「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)を策定した。幅広い意見を聴取することを目的として設置された諮問委員会及び作業部会からの意見や、パブリック・コメントで寄せられた意見を踏まえて作成された行動計画においては、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策を記載するともに、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス(企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと)導入促進への期待を表明した。策定後には、国際会議等の場では、11月、ジュネーブで開催された国連ビジネスと人権フォーラムにおいて宇都外務副大臣がビデオステートメントを実施し、行動計画の周知を実施した。また、12月には、在タイ日本大使館とタイ法務省の共催で、「ビジネスと人権」に関する日タイ・ジョイントセミナーを開催するなど、アジアにおける「ビジネスと人権」の理解の促進に努めた。国内においては、経済団体やステークホルダー団体が開催した会合など様々な機会において、行動計画の周知に努めた。

(4) 6月にオンラインで開催された民主主義共同体設立 20 周年記念閣僚級会合に参加し、民主主義 に関する様々な議論を行った。オンラインで定期的に開催されるG7即応メカニズム (RRM) 関連会合に参加し、G7諸国と民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。

2 二国間関係

5月、第24回日・EU 人権対話をオンラインで開催し、人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

10 月、第 45 回人権理事会において、フィリピンの人権状況の改善のための技術協力決議案が議論され、フィリピンの人権状況改善に資するような決議内容とするべく、主提案国のフィリピン及びアイスランドと連携しつつ、議論に関与した。また、令和 2 年 3 月の第 43 回人権理事会及び 11 月の第 75 回国連総会第 3 委員会において採択されたミャンマー関連決議案では、我が国は、バングラデシュに逃れた避難民の人権・人道状況に関する国際社会の懸念を共有しつつ、ラカイン州における人権侵害疑惑については、ミャンマー自身による国内の取組を後押しするとの立場から、決議案の議論に積極的に関与した。

- 3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信
- (1) 11 月、ニューヨークの国連本部で開催された第 18 回児童の権利条約締約国会合において、児童の権利委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した大谷美紀子氏(弁護士)が再選を果たした。
- (2) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。なお、令和2年に予定されていた自由権規約委員会及び障害者権利委員会による日本政府報告審査のための準備を行ったが、新型コロナ感染拡大により審査は延期された。

- (3) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、8月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほかに外部講師が出席し、自由権規約委員会及び女子差別撤廃委員会における活動やこれら条約における個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。
- (4) 11 月、赤十字国際委員会 (ICRC) が主催する国際人道法 (IHL) 模擬裁判大会に裁判官役として参加し、特に学生間における IHL の普及に寄与した。また、令和3年2月、日本赤十字社 (日赤)が主催による IHL セミナーにおいて、日赤職員に対し、IHL 分野の外交実務における日本政府の取組について紹介した。
- (5) 令和3年2月には、人権理事会ハイレベルセグメントに茂木外務大臣がビデオメッセージによってステートメントを実施し、我が国が開催予定の国際行事を紹介するとともに、アジア地域及び国際社会の人権状況の改善に貢献し、「対話」と「協力」を重視した取組を進めていくとの決意を述べた。また、ミャンマー情勢への重大な懸念を表明し、関係者の解放と民主的な政治体制の早期回復を強く求めるとともに、中国について、香港や新疆ウイグル自治区の人権状況を含め、昨今の情勢を深刻に懸念しており、建設的で具体的な行動を強く求めた。加えて、菅内閣の最重要課題である拉致問題の早期解決を求めた。さらに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標7-2 人道分野での取組(難民等への支援)*

中期目標(--年度)

国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

平成 30 年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れに当たり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるような施策を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民(5家族22名)の受入れを行い、さらに受入れ難民に対する定住支援を行った。また、平成29年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、平成30年度は第三国定住で受け入れた難民を兵庫県神戸市に定住させることを実現した。加えて、10月以降、「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房とともに主催し、第三国定住制度に基づく受入れ対象等の拡大について議論を行った。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援(月平均 172 人)を実施した。
- 3 国連難民高等弁務官の訪日や IOM 及び難民支援を行う NGO との協議の機会を活用して UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、必要な情報交換等を行い、円滑な難民支援を実施した。

令和元年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れに当たり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。加えて、令和2年度から実施する第三国定住の受入れ対象等の拡大に向けて、適切な準備を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民(6家族 20名)の受入れを行い、受入 れ難民に対する定住支援を行った。また、平成29年度から、難民問題への理解が全国規模で広がる ことを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針としており、令和元年度は第三国定住で受け入れた難民を愛知県名古屋市及び春日井市に定住させることを実現した。

平成30年10月から「第三国定住による難民の受入れ事業の拡大等に係る検討会」を内閣官房と 共に主催し、その報告を受け、令和元年6月、第三国定住による難民の受入拡大が決定された。

- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(月平均 186 人) を実施した。
- 3 9月には UNHCR 保護局長との難民保護における協議を実施したほか、IOM 及び難民支援を行う NGO との定期的な協議の機会を活用して UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、必要な情報交換等を行い、円滑な難民支援を実施した。

令和2年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入 れを行う。また、第三国定住難民の受入れに当たり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見 直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度は、当初、第1回目の受入れ(第11陣)を9月に、第2回目の受入れ(第12陣)を 令和3年3月に予定していた。しかしながら、昨年から続く世界的な新型コロナウイルス感染症の 感染拡大により、我が国とマレーシアとの間の出入国が制限され、また、国内における受入準備も 困難であったことから、関係省庁や UNHCR 及び IOM といった国際機関等からの意見を踏まえ、7月、 受入れスケジュールを変更することとした。すなわち、令和2年2月に面接調査を実施し、9月に 受入予定であった第11陣の受入れを令和3年3月以降とし、また、令和3年3月に受入予定であっ た第 12 陣に係る面接調査の実施を令和3年1月から2月に実施するべくスケジュール変更を行っ た。その後した変更スケジュールでの受入れ等を目指してきたが、昨年末以降、国内外において、 新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、マレーシアでは活動制限令が発令され、個人の国内 での移動が制限されたことから、面接調査の対象となる第三国定住難民の候補者を面接会場へ来さ せることができず、面接を行うことが困難となった。また、我が国においても緊急事態宣言の発令 に伴い厳格な感染防止措置が実施されたことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によ り国内における受入準備も困難な状況にあったこと等の事情から、関係省庁や UNHCR 及び IOM とい った国際機関等からの意見聴取を行った結果、変更後のスケジュールでの受入れ及び面接調査の実 施も困難であると判断し、令和3年1月、再度受入れスケジュールを変更することとなり、その結 果、令和2年度には第三国定住難民を受け入れるには至らなかった。しかしながら、国内及びマレ ーシアでの感染状況を見据えながら、必要な感染対策と両立させた対象者への選定プロセス、入国 や研修の方法などを検討し、準備を進めてきたところ、今後の受入再開に際しても必ず有益となる 知見が蓄積された。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(月平均 230 人) を実施した。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響はあったものの、従来から UNHCR、IOM 及び難民支援を行う NGO との定期的な協議についてはオンラインで実施することで国内難民支援に係る必要な情報交換等を行い、連携の強化に努めた。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況								
中期目標 値	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		平成 30· 令和元·	
年度	年度目標値	実績 値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	2年度目 標の 達 成 状況	

多くの国	平成 29 年度同	無投	人権理事会	全会一致採	人権理事会に我	全会一	b
の賛成を	様、無投票採択	票 採	に我が国が	択(カンボ	が国が提出・提	致採択	
得て採択	を目指しつつ、	択	提出・提案	ジア人権状	案する決議に関	(ハン	
されるこ	本決議が投票		する決議に	況決議)	し、同決議が幅	セン病	
とを確保	に付される場		関し、同決		広い支持を得て	差別撤	
する。	合は、26 年度		議が幅広い		採択されること	決議)	
	(注:27,28 年		支持を得て		を確保する。		
	度は無投票採		採択される				
	択) より多くの		ことを確保				
	賛成票を確保		する。				
	する。						

(注) 平成30年度の測定指標「人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況」における 年度目標値及び実績値

評価結果(個別分野7)

施策の分析

【測定指標7-1 人権・民主主義の保護・促進 *】

1 国際社会

各国の人権状況の改善に向けたステートメントの実施、決議の対応を行い、例えば人権理事会においてカンボジア人権状況決議やハンセン病差別撤廃決議をそれぞれ主提案国として提出し、いずれも全会一致で採択されたほか、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況については、国連総会及び人権理事会において、それぞれ全会一致で採択され、人権・民主主義の保護・推進等のための国際社会の認識の向上につながった。加えて、香港・新疆ウイグル自治区の人権状況に関しては、人権理事会・国連第三委員会における共同ステートメントにアジアから唯一の参加国として参加し、国連人権高等弁務官等による新疆への早急で効果的で自由なアクセスを許可することを含め改善を要求し、こうした我が国の対応について、各国から高い評価を得ている。(平成30・令和元・2年度:人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(達成手段①))

また、任意拠出金を通じ、我が国人権外交の重点政策に関する各種プロジェクトに関し OHCHR への援助を行ったほか、日・OHCHR 政策協議等の実施を通じ関係を強化した。加えて、様々なイベントの共催や参加、特別報告者来日の際の意見交換等を通じ、障害者や子ども等の社会的弱者の権利の保護と促進に貢献したほか、民主主義に関する議論に積極的に参加し、国際的な議論に大きく貢献した。特に子どもの権利については、補正予算にて「子どもに対する暴力撲滅基金(GPeVAC)」にイヤマーク拠出した 6.5 億円を活用し支援を継続し、特にボコ・ハラム等から 1,900 人以上の子どもが救出されるなど、我が国拠出金が有意義に活用され、国際社会から評価された。(平成 30・令和元・2年度:国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金(任意拠出金)(達成手段②)、令和2年度:児童に対する暴力撲滅基金拠出金(達成手段⑦))

さらに、3年間を通じ、「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定に取り組み、成果として令和2年10月に同行動計画を策定。政府として、企業活動における人権尊重の重要性を示すことで、責任ある企業行動の促進を後押しすることとなり、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献という観点から、大きな意義があった。本行動計画は、これまで各省庁が人権分野で取り組んできた個別の措置を「ビジネスと人権」という横串で捉え、関係府省庁間の一貫性の確保を図った観点からも、我が国では新しい分野である企業活動における人権尊重の推進につながった。さらに、企業活動における人権尊重は、日本企業への信頼・評価を高め、海外からの投資呼び込みにも資することから、本行動計画の策定は、日本企業の国際競争力強化や持続可能性の確保にも寄与していくと考えている。また、行動計画の策定過程で、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置し、また、幅広い意見を聴取することを目的として、諮問委員会及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学識経験者、市民社会、消費者団体等、さらには海外の有識者の間でも議論をしたほか、パブリック・コメントの募集も行うなど、様々な意見を聴取し、関係省庁とも共有した。これにより、関係省庁における「ビジネスと人権」に関する意識啓発・連携の強化にもつながったことも今後、取組を推進するにあたり大きな意義があったと考えている。(令和元・2年度:「ビジネスと人権」に関する国別行動計画策定経費(令和元年度達成手段④、令和2年度達成手段⑥))

2 二国間関係

二国間関係については、カンボジア、イラン、ミャンマーとの二国間人権対話、また EU との間でも人権対話を実施し、それぞれ人権分野における双方の取組について情報を交換するとともに、多

国間の場における協力について意見交換を行い、我が国から各国の人権の保護・促進に向けた働き掛けを行い、我が国の「対話」「協力」を中心とする人権外交の推進において非常に有意義であった。 (平成30・令和元・2年度:人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(達成手段①)) また、第45回人権理事会においてフィリピンの人権状況の改善のための技術協力決議案が提出された際、我が国は、主提案国のフィリピン及びアイスランドと連携しつつ議論に建設的に関与し、同決議案の共同提案国となり、高く評価された。(平成30・令和元・2年度:人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(達成手段①))

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

平成30年6月の自由権規約委員会委員選挙で古谷修一早稲田大学法科大学院教授が、令和2年11月の児童の権利委員会委員選挙で大谷美紀子弁護士がそれぞれ当選、再選を果たし、主要人権条約体での議論に積極的に貢献している。(平成30・令和元・2年度:人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(達成手段①))

各条約体の日本政府報告審査については、新型コロナウイルスの影響を受けて、令和2年度に予定されていた自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査は延期されたものの、平成30年8月人種差別撤廃委員会対日審査、同年11月強制失踪委員会対日審査においては代表団が出席し、各条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した上でそれぞれ令和元年にフォローアップ回答を提出する等、我が国はこれまで政府報告の提出や審査への対応、各条約体の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施し、我が国の立場を正確に発信し、理解促進を図る上で有意義であった。(平成30・令和元・2年度:人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(達成手段①))

また、国際人道法(IHL)の履行強化についても、政府間プロセスの会合への参加、赤十字・赤新月国際会議への参加、同会議でのステートメントやプレッジの実施、IHL 国内委員会の開催等を通じ、積極的な意見交換や国内における国際人道法の普及に大きく貢献した。(平成 30・令和元・2年度:人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(達成手段①))

さらに、「世界人権宣言・人権擁護委員制度 70 周年記念シンポジウム」や人権理事会ハイレベルセグメント等において、外務大臣等から日本の人権外交におけるこれまでの取組を積極的に発信した。特に人権理事会における外務大臣のステートメントは史上初であり、国際的に人権への関心が高まるタイミングで、外務大臣から我が国の人権外交の立場をしっかりと発信したことは、人権外交上、極めて有意義であった。(平成 30・令和元・2年度:人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(達成手段①))

【測定指標7-2 人道分野での取組(難民等への支援)*】

第三国定住による難民の受入れについては、令和元年6月に改正された閣議了解において、過去10年間における受入れや難民定住支援の実績を踏まえ、受入対象国及び受入人数のいずれについても拡大することが決定された。閣議了解改正後、最初の受入れ年度となる令和2年度においては、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により受入れには至らなかったものの、国際的な難民受入れに係る負担分担の観点から、引き続き、第三国定住難民の受入れに取り組んでいく必要がある。((平成30・令和元:第三国定住による難民の受入れ(達成手段③)、令和2年度:難民等定住者支援業務委託事業(達成手段④)、令和2年度:国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)(任意拠出金)(達成手段⑤))

国内に滞在する難民等への支援については、インドシナ難民、第三国定住難民、条約難民及びその家族らを対象に各種相談や定住支援プログラムを始めとした各種の自立定住支援を実施しており、我が国における難民の社会統合の観点から大きな役割を果たしている。昨今の難民認定申請者の増加傾向を受け、生活に困窮する難民認定申請者からの支援要望が増加し、また新型コロナウイルス感染拡大の影響下における難民条約上の難民に対する定住促進支援への対応も急務となっているところ、今後も引き続き、国際機関や国内難民支援機関と協調しながら、国内難民支援事業の実施に適切に取り組んでいく(平成30・令和元・2年度:難民等救援業務委託事業(平成30・令和元年度達成手段②、令和2年度達成手段③))

【測定指標7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況】

人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況について、平成30年度は北朝鮮人権 状況決議が、令和元年度はカンボジア人権状況決議が、令和2年度はハンセン病差別撤廃決議が、いず れも全会一致で採択されたことは、我が国にとって特に重要なアジアにおける人権状況の改善や社会 的弱者の権利の保護・促進の上で有意義であった。今後も引き続き、これらの決議が全会一致で採択さ れることを目指すと同時に、より幅広い支持を得て採択されることを目指し、取り組んでいく必要が ある。(平成30・令和元・2年度:人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進(達成手段①)、令和2年度:国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)拠出金(任意拠出金)(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

人権は普遍的な価値であり、また、国連においても「人権の擁護と推進」は「国際の平和と安全の維持」、「経済社会開発の推進」と並ぶ三本柱の1つとされている。その一方で、昨今の国際情勢を見ると、人権状況が深刻に懸念される事案が引き続き多数発生している。そのような状況下で、国内外において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性を強化する上で変わらず重要である。そのため、上記のとおり、多国間及び二国間での意見交換を取り込みつつ、国際社会における人権及び民主主義の保護・促進に取り組むとの施策目標は引き続き妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

7-1 人権・民主主義の保護・促進 *

上記の施策の分析のとおり、本政策評価において設定した各年度の目標を着実に実施することで、各国から日本の取組が高く評価され、我が国の人権分野での取組は成果を上げてきており、OHCHR の活動支援を含め、社会的弱者の権利の保護・促進に向けた現在の取組を継続する。また、国際人道法(IHL)の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での IHL の普及に努める。

近年、国内外において人権分野への関心が高まっていることや、令和5年は世界人権宣言採択75周年の節目の年であることに留意しつつ、既存の取組を始めとして、より一層我が国の人権分野への貢献を加速させていく。

7-2 人道分野での取組(難民等への支援)*

近年の国際社会における難民問題への関心の高まりを受け、難民及び難民認定申請者等への支援や第三国定住事業を着実に実施していくことは、人道分野における重要な国際貢献であり、我が国の社会的安定にとっても重要であることからこれらの取組の着実な実施を継続する。また、平成29年度から新たに実施している第三国定住の定住先の地方展開については、この取組により、難民問題への理解が全国規模で広がることが期待されることから、取組の成果や課題の検討を含め、より適切な第三国定住事業のあり方を追求する。さらに、令和元年の閣議了解改正により第三国定住難民の受入拡大が決定されたことを踏まえ、今後とも国際的な難民問題の解消に向けた取組を進めていく。

7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

上記の施策分析のとおり、人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況について、 平成30年度は北朝鮮人権状況決議が、令和元年度はカンボジア人権状況決議が、令和2年度はハンセン病差別撤廃決議が、いずれも全会一致で採択されたことは成果であり、令和3年度以降も引き続き全会一致で採択されることを目指すと同時に、より幅広い支持を得て採択されることを目指す。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

ビジネスと人権

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr ha/page22 001608.html)

- ・令和元年版外交青書(外交青書 2019)
 - 第3章 第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 7 人権
- ・令和2年版外交青書(外交青書2020)
 - 第3章 第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 7 人権
- ・令和3年版外交青書(外交青書2021)
 - 第4章 第2節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 7 人権

個別分野8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、 女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 201 回国会施政方針演説(令和 2 年 1 月 20 日) 五 (一億総活躍社会)
- 「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」における安倍総理大臣スピーチ(平成 29 年 9 月 20 日)
- ・第5回国際女性会議 WAW! / W20 における安倍総理大臣開会挨拶(平成31年3月23日)

測定指標8-1 女性の権利の保護・促進 *

中期目標(--年度)

女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を引き続き推進するとともに、我が国が「女性が輝く社会」を国内外で実現するために行っている取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。

平成 30 年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議 WAW!2018 の開催等を通じて我が国の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。
- 2 我が国の女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、また、WINDS 大使なども活用しつつ、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るため、我が方在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、令和元年のG20及びW20の我が国開催を見据えて、G20及びG7の議論・対話に積極的に参加する。また、国際機関や我が方在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、女性分野における我が国の取組について理解を深めるべく、サイドイベントの開催や我が国代表の派遣を行う。
- 3 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連女性機関(UN Women))や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。
- 4 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会と評価委員による年次報告書を策定する。また、行動計画見直しのための枠組みやスケジュールを含めた意見交換を市民社会とも行い、同行動計画の初めての改訂版を策定する。
- 5 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内省庁と連携しつつ取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成31年3月に、5回目となる国際女性会議WAW!を、内閣府を始めとする関係省庁の協力も得つつ、G20のエンゲージメント・グループの一つであるW20と同時に開催した。「WAW! For Diversity」をテーマに、W20とWAW!の合同セッションを設け、民間の視点も取り入れつつ、経済界、学術界、男性、若者を含む多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論し、2日間で約3,000人が来場した。また、2日間にわたる議論の結果を取りまとめた総括文書を作成した。
- 2 6月のG 7シャルルボワ・サミット(カナダ)では、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認されたほか、「途上国の女児・思春期の少女・女性のための質の高い教育の推進に関するシャルルボワ宣言」、「デジタル文脈におけるジェンダーに基づく暴力の撲滅に対するシャルルボワ・コミットメント」などが採択された。日本はこの機会に、途上国の女児・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のために2億ドルのコミットメントを発表した。

12月のG20ブエノスアイレス・サミット(アルゼンチン)では、女性のエンパワーメントについて、女性の労働参画推進、デジタル化や理系分野への参画におけるジェンダーギャップの解消、職業や育児休暇へのアクセス、女性起業家への継続的な支援などの観点から議論が行われた。平成29

年7月のG20 ハンブルク・サミット (ドイツ) の際に立ち上げが発表され、日本が 5,000 万米ドルの拠出を行った女性起業家資金イニシアティブ (We-Fi) については、継続的な実施を歓迎することがブエノスアイレス・サミットの首脳宣言の中に盛り込まれた。

女性活躍推進に向けたネットワーク構築のためのフォローアップセミナーとして、平成31年3月に在トロント総領事館が日本政府の取組紹介や STEM 分野で輝く女性の活躍についてビデオ上映を実施し、約500名の女性起業家が参加した。このほか、女性政策に関する発信のため、平成31年1月の欧州評議会に大崎麻子関西学院大学客員教授を派遣し、講演会及び意見交換会を実施した。

3 国連女性機関 (UN Women) に対して約2,366 万米ドルを拠出し、特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」(LEAP) のチャンピオン国 (指導的役割を果たす国) として同分野を重点的に支援した。具体的には、シリア難民女性のエンパワーメントやアフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。12 月には「G20、女性活躍、そして SDGs ゴール5へ~ジェンダーギャップを解消するためにできること」をテーマにした女性活躍を国際的に推進する議員連盟と国連女性機関日本事務所共催のシンポジウムに西村女性担当大使が出席し、挨拶を行うなど連携した。

また、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所に対し、110 万米ドルの財政支援を行い、支援対象国の警察・司法能力強化などに貢献した。また、国際刑事裁判所の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク (使途指定) し、被害者保護対策に取り組んだ。

4 女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security: WPS)について、平成27年に策定した国連 安保理決議第1325号の履行に向けた「行動計画」の実施状況について、モニタリング及び評価結果 をまとめた第3回の年次報告書の公表に向けた作業を行った。また、同計画には策定から3年後に 改訂を行うことが明記されているところ、関係省庁との調整、有識者、NGO・市民社会との意見交換、パブリック・コメントを経て、平成31年3月のWAW!に合わせて改訂版を策定し、外務省ホームページで公表した。改訂版では国連PKO要員だけでなく、人道支援、開発援助及び災害派遣に関わる全ての支援者による性的搾取虐待(SEA)の防止が盛り込まれた。また、それにより、実施主体に海上保安庁も新たに含まれた。

6月のG 7シャルルボワ・サミットにおいて、G 7WPS パートナーシップ・イニシアティブが外相コミットメントとして立ち上げられたことを踏まえ、また、行動計画の実施目標に含まれる他国へのWPS 分野の支援の一環として、日本はスリランカをパートナー国として、平成31年4月からスリランカのWPS 行動計画策定及び関連分野の実施を支援していくこととなった。

- 5 第5回 WAW! / W20 の機会に、国連人権条約体対日理解促進プログラムの一環として、ニコル・アムリーヌ女子差別撤廃委員会副委員長及びバンダナ・ラナ委員を招へいした。来日中、片山内閣府担当大臣や内閣府男女共同参画局長から女性活躍推進のための日本の施策・取組について説明し、日本政府の女性分野の施策に対する理解を促進した。また、松川るい参議院議員(女性活躍を国際的に推進する議員連盟事務局長)と面会し、女性の政治参画等について意見交換した。両委員からは、「女子差別撤廃条約の信条を理解いただけた」、「安倍総理大臣は目的にかなった具体的な施策を多数実行しており、女性のエンパワーメントについて非常に重要に考えている」と好評価を得た。また、6月にニューヨークの国連本部で開催された第20回女子差別撤廃条約締約国会合において、女子差別撤廃委員会委員選挙が行われ、秋月弘子亜細亜大学教授が当選を果たした。
- 6 国連女性の地位委員会 (CSW)

平成31年3月の第63回CSWに、田中由美子日本代表(城西国際大学招へい教授)、各府省庁、国際協力機構(JICA)及びNGOから成る代表団が出席した。「ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラストラクチャーへのアクセス」を優先テーマに議論が展開され、田中代表は、一般討論演説で、保育・介護受け皿の拡大、性犯罪・性暴力対策の推進といった国内の取組をアピールした上で、海外における安全で快適な公共交通機関への支援を紹介したほか、閣僚級ラウンドテーブルでは、雇用における男女の均等機会・待遇の確保を実現するための取組や、ひとり親家庭への支援の重要性を強調した。

令和元年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議 WAW!の開催等を通じて国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。
- 2 (1) 女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジ

ウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。

- (2) G20 大阪サミット開催に向けて、G20 及びG7の議論・対話に積極的に参加する。G20 では、女性の労働参画・STEM 分野を含む女子教育支援、女性ビジネスリーダー・女性起業家の声の反映について議論し、特に女性の労働参画については各国の進捗を把握できるような仕組みの構築を主導する。
- 3 国連女性機関(UN Women) や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障、女性に対する性暴力の防止などといった女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。
- 4 女性・平和・安全保障(WPS)に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成する。また WPS に関する行動計画実施の強化につながるよう、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。評価委員とは今後の取組や次の行動計画策定に向けて引き続き意見交換を続ける。
- 5 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、また、令和2年3月に提出が予定されている政府報告の 作成に向けて、関係省庁と連携しつつ作業を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 第6回 WAW! については、前回が平成31年3月末に開催されたことから、令和元年度には開催せず、令和2年4月3日及び4日に開催することを決定し、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、開催を延期することとした。
- 2 6月28日及び29日に大阪にて開催されたG20大阪サミットでは、我が国は議長国としてリーダーシップを発揮し、首脳宣言に(a)女性の労働参画、(b)STEM分野を含む女子教育支援、(c)女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映等が盛り込まれた。また、6月29日に公式プログラムの一部として、日本政府は、「女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベント」を開催し、22 か国・機関の首脳(メキシコのみ代理として外相)、特別ゲストとしてマキシマ開発のための金融包摂に関する国連特使(オランダ王妃)及びイバンカ・トランプ米国大統領補佐官等が参加した。

8月24日から26日にかけて、G7ビアリッツ・サミットが開催され、「不平等との闘い」をテーマとしてジェンダー平等が議論された結果、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関するG7宣言」が採択された。日本の制度として、幼保無償化がグッドプラクティスとして掲載された。アフリカのセッションでは、アフリカにおける女性の起業の促進も議論され、付属文書として「女性起業家支援」が発出された。また、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)について議論されたことを受け、令和2年度に拠出を行うべく予算確保に尽力した。

12 月9日から 13 日までの間、向井千秋東京理科大学特任副学長をタイに派遣し、アジア工科大学及びサシン経営大学院において教育機関や研究におけるジェンダー平等の重要性につき講演会を開催したほか、在タイ日本国大使公邸において、西本伴子 ILO アジア太平洋総局長及びバンコクで働く日本人女性 108 名との交流会を兼ねた講演会を開催。いずれも、参加者から有意義であったとの好評を得た。また、令和2年2月25日に国連女性機関(UN Women)主催G7国際女性の日イベントに、川村駐カナダ大使が出席し、我が国の女性活躍推進に向けた取組につき、広く発信・広報するとともに、海渡千佳(株)フロークリエイション代表取締役を派遣し、日本人女性起業家の視点から見た日本のジェンダー平等の事情につき参加各国の関係者と情報共有・議論が行われた。このほか、在フランス大使館、在ストラスブール総領事館、在バルセロナ総領事館、EU代表部等が、それぞれ、現地の関係機関との共催、あるいは、現地の関係機関に対する支援(資金的支援、人材派遣等)をすることで、ジェンダー平等に関する広報・啓発活動を行った。

3 国連女性機関(UN Women)との協力を通じた女性のエンパワーメント促進については、同機関に対して約1,750万米ドルを拠出し、特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」(LEAP)のチャンピオン国(指導的役割を果たす国)として同分野を重点的に支援した。具体的には、中東における女性の経済的エンパワーメントやアジア・アフリカにおける暴力過激主義対策などを実施した。また、6月のG20大阪サミットにおける「首脳特別イベント」へのムランボ=ヌクカ同機関事務局長を招へいしたほか、同事務局長に上智大学と共催のキャリアセミナーへの出席の機会を作り、啓発活動を行った。さらに9月には、第1回日・国連女性機関政策協議を実施し協力関係を深化させた。

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所に対しては、153.5 万米ドルの財政支援を行い、支援対象国であるイラク、コンゴ民主共和国及び中央アフリカの警察・司法能力強化などに貢献した。また、国際刑事裁判所 (ICC) の被害者信託基金への拠出の一部を紛争下におけ

る性的暴力対策にイヤーマーク(使途指定)し、被害者保護対策に取り組んだ。

- 4 平成31年3月、女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security: WPS)に関する「行動計画」を改訂した第2次行動計画を策定し、市民社会・NGOに対して周知説明及び意見交換を7月と12月に開催した。また、7月には別途、評価委員と市民社会・NGOとの意見交換も実施し、同会合において外務省から0DAを使っての具体的な案件形成の際にもWPSの視点を入れることや、国際機関との連携を視点の1つとして取り入れることの重要性につき説明を行った。年次報告書の作成が隔年となったため、モニタリング作業として、政府モニタリング作業部会による行動計画の実施状況報告書を作成し外務省ウェブサイトで公表した(日本語のみ)。
- 5 女子差別撤廃条約の報告は簡易報告手続で行うことが決定され、女子差別撤廃委員会から令和2 年3月に国内実施状況に関する事前質問票が送付された。

令和2年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードすることを目的とし、国際女性会議 WAW!の開催等 を通じて日本政府の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民 社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- 2 (1) 女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら日本国政府の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るとともに、女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- (2) G20 大阪サミットの結果を踏まえて、G20 (サウジアラビア) 及びG7 (米国) における議論・対話に積極的に参加する。取り分け、G20 では、G20 大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス (EMPOWER)」の円滑な運営をサウジアラビア、イタリア及びカナダと連携して進める。その際、EMPOWER の設立目的であるG20 各国の民間セクター代表間の自発的・自立的なネットワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家やW20 関係者等と緊密に連携する。
- 3 国連女性機関(UN Women) や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所への拠出等を通じ、主に中東・アフリカにおいて女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障、紛争下の性的暴力の防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。
- 4 女性・平和・安全保障(WPS)に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会によるモニタリング実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書を策定する。また、行動計画実施の強化につながるよう、実施主体となりうる日本の国際 NGO との意見交換等を実施する。平成30年のG7シャルルボワ・サミットにおいて立ち上げられたG7WPSパートナーシップ・イニシアティブを引き続き実施する。また、紛争関連の性的暴力生存者の国際基金への拠出及び運営の参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 5 女子差別撤廃委員会から令和2年3月に送付された質問票に過不足なく回答するよう、関係省庁 と連携しつつ、準備を進める。

- 1 第6回 WAW!については、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、開催を延期することとした(令和2年度中は開催できず)。他方で、令和2年は、北京宣言採択25周年、女性・平和・安全保障安保理決議採択20周年、国連女性機関創設10周年、SDGs採択5周年など女性課題にとって特別な年であったため、そうした年であることを記念して、令和3年3月末にジェンダー平等に関する意識啓発を目的としたウェビナーを開催した。その際、林伴子内閣府男女共同参画局長がパネリストとして出席し、日本国内のジェンダー平等に向けた取組、とりわけ、新型コロナウイルス感染症が拡大する中での現状と取組につき紹介を行う等、内閣府と連携・協力して、ウェビナーの内容に幅を持たせた。
- 2 G20では、G20大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス (EMPOWER)」の円滑な運営を、日本の民間代表 2 名がサウジアラビア、イタリア及びカナダと連携して進めるための側面支援を行った。令和 3 年 1 月からは、インドネシアも共同議長国として参画し、意思決定層への女性の参画促進に向けた活発な議論と活動を行っている。EMPOWER の設立目的である G20 各国の民間セクター代表間の自発的・自立的なネッ

トワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家やW20 関係者等と緊密に連携しており、EMPOWER の日本代表による各種会合への参加や EMPOWER の国内活動の展開に際し、内閣府を始めとする関係省庁と連携し、様々な形で支援している。

G7サミットでは、議長国である米国の事情により、ジェンダー分野においては特段の進展はなかったが、令和3年のG7サミットに向け、議長国である英国主導の下で、全ての閣僚トラックにジェンダー平等の視点を取り入れるとし、新型コロナウイルス感染症からの回復の中心に女性を据えるとの観点から議論が行われた。

令和3年3月には、在バングラデシュ大使館、在モンゴル大使館及び在インド大使館にて、女性のエンパワーメント・ジェンダー平等に関する我が国の政策の広報・啓発活動の一環として、現地の関係機関との共催を含むウェビナーが開催された。女性の起業や政治参画に関する各国の有識者と日本の有識者との議論を通して、ジェンダー平等に関する議論の契機を作るとともに、各国の講師及びセミナー視聴者の日本に対する親近感が醸成された。

3 国連女性機関(UN Women) との協力を通じた女性のエンパワーメント促進については、同機関に対して約2,580 万米ドルを拠出し、特に人間の安全保障を重視する観点から重点的に支援した。具体的には、この拠出を通じて、UN Women が、アジア、中東、アフリカ、欧州及び中央アジアにおける新型コロナウイルス感染症拡大により経済的・社会的影響を受けた女性や女児に対し、感染症対策、感染予防の啓発活動、職業訓練及びジェンダーに基づく暴力対策等を行った。さらに11月には、第2回日・国連女性機関政策協議をオンラインで実施し、同機関のニューヨーク本部の関係者のみならず、各地域事務所の関係者とも協力関係を深化させた。

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所に対しては、18.6万米ドルのコア拠出に加えて、3件のプロジェクトに対し109万米ドルの財政支援を行い、支援対象国であるソマリア、コンゴ民主共和国及び中央アフリカの警察・司法能力強化などに貢献した。また、新型コロナウイルス感染症への対応に係るイラク、ヨルダン及びレバノンでのプロジェクトに対し89.5万米ドルの支援を行った。

- 4 平成31年3月、女性・平和・安全保障(Women, Peace and Security: WPS)に関する「行動計画」を改訂した第2次行動計画を策定したことに基づき、令和2年度も市民社会・NGOに対して周知説明及び意見交換を7月と12月に開催した。また、12月には別途、評価委員と市民社会・NGOとの意見交換も実施し、その際、外務省から0DAを使っての具体的な案件形成の際にもWPSの視点を入れることや、国際機関との連携を視点の1つとして取り入れることの重要性につき説明を行った。また、評価委員会は、隔年の評価報告書を作成した。今後、評価報告書(和文)を英訳し、双方について外務省ホームページに掲載予定。
- 5 女子差別撤廃条約の報告は簡易報告手続で行うことが決定され、女子差別撤廃委員会から令和2年3月に国内実施状況に関する事前質問票が送付されたことに基づき、書面回答を、国内政策のとりまとめ役である内閣府を始めとする関係省庁と連携し作成している。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標8-2 国連女性機関(UN Women)に対するコア拠出額の順位								
中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		平成 30.令	
年度	年度目標値	実績値	年度目標 値	実績値	年度目標 値	実績値	和元・2年 度目標の達 成状況	
_	8位以内	9位	8位以内	14 位	8位以内	13 位	b	

(出典:国連女性機関 (UN Women) ホームページ)

評価結果(個別分野8)

施策の分析

【測定指標8-1 女性の権利の保護・促進 *】

女性のエンパワーメントの促進に関して、様々な国際会議体を通してコミットメントを確認し、支援を行うことで、また、「女性・平和・安全保障」行動計画の策定・実施・(外部有識者による) 評価を通じて、さらに、コロナ禍においてもオンラインを駆使してジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する議論を行うことで、国際社会におけるジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に貢献するとともに、日本の取組と姿勢を国際社会に示すことができた。

例えば、G7の枠組みでは、平成30年のG7シャルルボワ・サミット(カナダ)において、分野横断的なテーマとしてジェンダーが取り上げられ、首脳宣言でジェンダー平等に向けた取組の継続が確認された。この中で、日本は、途上国の女児・思春期の少女・女性に対する質の高い教育、人材育成支援のために2億ドルのコミットメントを発表した。

また、G20 の枠組みにおいては、令和元年度のG20 大阪サミットで我が国が議長国を務め、首脳宣言に、女性の労働参画、STEM 分野を含む女子教育支援、女性起業家を含む女性ビジネスリーダーの声の反映等が盛り込まれた。また、公式プログラムの一部として「女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベント」を開催し、ムランボ=ヌクカ国連女性機関事務局長を招へいした。令和2年のサウジアラビア議長国下では、G20 大阪サミットで立ち上げが歓迎された「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス(EMPOWER)」の円滑な運営に資するよう、日本の民間代表がサウジアラビア、イタリア及びカナダと連携して進めるための側面支援(内閣府、厚生労働省及び経済産業省等、国内関連省庁と事前に調整・働きかけする等)を行い、日本国内企業における女性の意思決定層への参画等、女性のエンパワーメントの促進に弾みをつけることに貢献した。

紛争下の性的暴力への対応に関して、令和2年度には、令和元年のG7ビアリッツ・サミットで採択された「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する宣言」において奨励された紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)に対し、200万ユーロを拠出し、また我が国は第1回理事会から理事国としてオンライン定期会合・緊急会合等に参加し発言することで積極的に運営に関与し、同基金の生存者救済を目的とする取組に貢献している。令和元年度には、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所に対して初めて18.6万米ドルのコア拠出を行い、人件費や維持運営費の財政支援としつつ、さらなる連携強化を図った。(令和2年度:紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑥)、紛争関連の性的暴力生存者のための国際基金拠出金(達成手段⑦)

国連安保理決議で求められている女性の平和・安全保障への参画推進に関する取組として、我が国 は平成 27 年に初めて「女性・平和・安全保障(WPS)」行動計画を策定したが、平成 31 年 3 月の国際女 性会議 WAW!に合わせて日本の WPS 行動計画を改訂し、外務省ホームページで公表した。 改訂版では国 連 PKO 要員だけでなく、人道支援、開発援助及び災害派遣に関わる全ての支援者による性的搾取虐待 (SEA) の防止を盛り込み、政府側実施主体に海上保安庁を加えるなど、国内外での WPS 行動計画の実 施案件を通して、決議 1325 号及び関連決議が定める WPS アジェンダの更なる実施に尽力した。そうし た日本の WPS 行動計画の実施目標に含まれる他国への WPS 分野における支援の一環として、また、G 7 WPS パートナーシップ・イニシアティブが外相コミットメントとして立ち上げられたことに基づき、 日本はスリランカをパートナー国として、平成31年4月からスリランカのWPS行動計画策定及び関連 分野の実施を支援していくこととなり、着実に成果を上げている。さらに、バングラデシュにおける行 動計画策定を支援したほか、東ティモールではオーストラリアと協力して WPS アジェンダ関係者に対 するトレーニングの実施等を行うなどの貢献を行った。その結果、令和3年4月に発出された外部有 識者による評価報告書において、取組の質・量ともに向上が見られたとされ、とりわけ、女性を紛争解 決や予防、復興と開発に重要な役割を果たす「主体」と位置づけて、その役割や能力を強化する事業が 明らかに目立つようになっていることは大きな進展と評価された。また、保護・救済の対象者という立 場にある女性・少女への支援が、栄養改善やリプロダクティブへルス、生計向上、ジェンダーに基づく 暴力(GBV)予防教育等、女性・少女たちの安全保障の構築につながる取組が拡充されたことも評価す べき点とされた。これらは、我が国のジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの推進に係 る政策がより質的に向上しているとともに、国外において我が国の支援対象となっている裨益者の女 性たちの権利の保護・促進にもより一層資するものとなっていると評価できる。(平成30・令和元・2 年度:女性・平和・安全保障に関する行動計画関連経費(達成手段①))

国際女性会議 WAW! に関して、平成 31 年 3 月には、5 回目となる国際女性会議 WAW! を、内閣府を始めとする関係省庁の協力を得つつ、G 20 のエンゲージメント・グループの一つであるW 20 と同時に開催した。女性活躍推進を支援する民間団体である W 20 と連携し、「WAW! for Diversity」をテーマに、民間の視点も取り入れつつ、経済界、学術界、男性、若者を含む多様な背景を持つ参加者が国内外の課題について議論したところ、2 日間で約 3,000 人という過去の WAW! の来場者数の倍の来場者を得るなど、第 5 回 WAW! はジェンダー平等・女性のエンパワーメントに関する啓発を行うとともに、日本の取組を世界に発信する機会として、有益な取組となった。(平成 30・令和元・2 年度: 女性関連国際シンポジウム開催経費(達成手段③)))

さらに、令和2年3月には、外務省主催のウェビナーを開催し、「女性のエンパワーメントをよりよい社会の原動力に」、「スポーツ界における女性のエンパワーメント」、「女性・平和・安全保障って何?」という3つのテーマについて国内外の専門家や内閣府男女共同参画局長による意見交換の場を設け、500人以上の視聴者の参加を得た。コロナ禍において、不釣り合いな影響を受けた女性・女児の現状が

浮き彫りになる中で、女性の権利の促進につながる非常に時宜を得たテーマであったとの高い評価を 登壇者及び視聴者から受けた(事後のアンケートでは9割以上が「非常に満足」「満足」と回答。)。(令和2年度:女性関連国際シンポジウム開催経費(達成手段③))

このほか、女性の活躍推進に関するセミナーを、平成30年度は在トロント総領事館、令和元年度は在タイ大使館及び在カナダ大使館において、さらに、令和2年度は、在モンゴル大使館、在バングラデシュ大使館及び在インド大使館において、開催し、当該国のジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの推進に一定の貢献をしたほか、我が国の女性関連政策の広報をする機会となり、有益なものとなった。(平成30・令和元・2年度:在外公館における女性関連セミナー開催経費(達成手段④))

【測定指標8-2 国連女性機関(UN Women)に対するコア拠出額の順位】

令和2年は、北京宣言採択25周年、女性・平和・安全保障安保理決議採択20周年、国連女性機関(UN Women)創設10周年、SDGs採択5周年など女性課題にとって特別な年であったことから、女性の権利の保護・促進に向けた国際社会における動きをリードすべく、UN Women 主催の各種オンライン会議に積極的に参加することで、UN Women との連携を強化し、右分野における我が国の国際社会におけるプレゼンスを更に高めた。

我が国は、平成 28 年に実施された執行理事国選挙において、平成 29 年から 3 年間引き続き執行理 事国を務めることとなったところ、主要ドナーとしてプロジェクト実施能力向上の必要性につき機会 を捉えて指摘した。また、非公式協議の場においても効果的な資源配分や資金調達の改善等に向けた 働きかけを行い、執行理事会の運営に重要な役割を果たした。

また、第63回国連女性の地位委員会(CSW63)では、NGOへのブリーフィング会合等を開催すると同時に、NGOが主催するサイドイベントの開催支援を行った。

令和元年度及び令和2年度にUN Women との更なる連携の強化を図るため、政策協議を実施し、課題を共有するとともに、現状認識及び相互理解を深めた。また、コア拠出を続け、主要なドナー国の一つとしてUN Women の運営およびプロジェクトの実行に貢献した。コア拠出額の順位は、平成30年度は9位、令和元年度は14位、令和2年度は13位となっており、いずれも目標を達成できていないが、我が国の同機関に対するノンコア拠出と合わせた合計拠出額の順位では、平成30年度は4位、令和元年度が7位、また、令和2年度は6位となっており、この順位を踏まえて目標達成状況を「b」とした。(令和2年度:ジェンダー平等と女性のためのエンパワーメントのための国連機関(UN Women)拠出金(任意拠出金) (達成手段⑤))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国際社会において、女性のエンパワーメントや性暴力を含むジェンダーに基づく暴力といった課題は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で一層重要性を増しており、我が国において、女性のエンパワーメント・ジェンダー平等は引き続き重要な政策課題の一つである。我が国は国内外での女性のエンパワーメントの促進・ジェンダー平等の実現に向け、引き続き国際機関や諸外国と協力しながらジェンダー分野の諸課題の解決に寄与するとともに、我が国の取組を国外に発信し、世界におけるエンパワーメント・ジェンダー平等の動きをリードする。

現在の施策目標「女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。」の「女性の権利の保護・促進」という表現は、女性をただ優遇するかのように受け止められかねず、現状のジェンダー不平等な社会を「ジェンダー平等の観点から正していく」という方向性を明確にするため、次期施策目標は「ジェンダー平等の実現に向けた国際的な連携・協力を推進する。」に変更する。

また、国際社会において、あらゆる分野においてジェンダー平等を主流化していくという動きが年々活発化している中で、外務省が担うジェンダー平等の実現に向けた政策も多様化しており、単に国際協力の推進や国連女性機関(UN Women)に対する拠出額という指標では十分に測定できない状況となっている。コロナ禍において、従前からのジェンダー不平等が一層浮き掘りとなり、ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント推進の重要性が重みを増す中、外務省としては、国際的な対外発信と国際的動向の国内政策・取組への反映、そして、国際協力案件実施や国内でのジェンダー平等定着に向けた啓発活動の着実な実施をも政策評価の対象に含めることが適当と考える。そうした観点から、測定指標については、以下のとおりとする。

【測定指標】

8-1 ジェンダー平等の実現に向けた国際的議論への参画・対外発信 *

各国・国際機関との多国間及び二国間での議論・対話は、女性のエンパワーメントの促進・ジェンダー平等のための政策や課題について議論を行う場であると同時に、我が国の取組をアピールする上で

非常に重要な場である。また、我が国のジェンダー平等の促進に資する国際的な取組を国内向けに発信する上でも、こうした議論に参画することは非常に重要である。このことから今後も、我が国は引き続きジェンダー平等の実現に向けた多国間・二国間の議論・対話により積極的に参加する。

国際会議等の開催に関しては各国、国際機関等と連携して、ジェンダー分野の国際的な課題に関する最新のトピックに注意を払いつつ、一層活発な議論を行うとともに、国際社会に対し日本の取組を積極的に発信していくとともに、国内のジェンダー平等実現に資すると考えられる国際的な取り組みについては、関係省庁と連携しつつ国内向けにも発信していく。

8-2 「女性・平和・安全保障(WPS)行動計画」に資する政策の推進 *

女性を平和構築の主体者としてとらえ、紛争予防や平和構築における女性の参画を確保し、また、紛争関連の性的暴力及びジェンダーに基づく暴力からの保護・予防や様々な分野における女性のエンパワーメントを実施して、平和な社会の実現に取り組むことを趣旨とする「女性、平和・安全保障(WPS)」に関する国連安保理決議に基づく行動計画の実施は、我が国の外交政策におけるジェンダー平等推進の要となるものである。とりわけ、国連女性機関(UN Women)への拠出を通じた国際協力はWPSアジェンダの実施のみならず、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に資する我が国の女性関連重要政策となっており、同機関との協力を質量ともに拡充させることが重要である。我が国では、平成27年に初めて行動計画を策定して以降、国際協力及び国内での取組の両面から行動計画の実施に努めているが、引き続き、国連女性機関(UN Women)や紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所との協力や紛争関連性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)での理事国としての活動を始め、国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

ジェンダー平等と女性のエンパワーメント

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html)

- ・令和2年度版外交青書(外交青書2020)
 - 第3章 第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 8 女性
- ・国連女性機関 (UN Women) ホームページ

(http://www.unwomen.org/en)

・第5次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会へ~ (令和2年12月25日閣議決定) (https://www.gender.go.jp/about danjo/basic plans/5th/index.html)

個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。
- 4 通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器 分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

・第 201 回国会・衆議院安全保障委員会における茂木外務大臣所信(令和2年3月5日) 「核兵器のない世界の実現」

測定指標9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

中期目標(--年度)

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 2020 年核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議の第2回準備委員会において、NPT 体制の維持・強化及び2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく積極的に議論に貢献する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出している核兵器廃絶決議 を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡し役として、国際社会が一致 して取り組むことのできる「共通の基盤」を提供する。
- 4 CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、日本と豪州が主導する CTBT フレンズ外相会合の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。特に、国連でのハイレベル専門家準備会合に出席し、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献をする。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な 取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、国連軍縮会議等の国際会議を活用する。

施策の進捗状況・実績

1 4月にジュネーブで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第 2 回準備委員会に、河野外務大臣が出席し、核軍縮をとりまく厳しい国際環境の中、重要な成果を上げてきた NPT 体制の維持・強化が引き続き日本の取組の中心であることを強調するとともに、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の提言(効果的な核軍縮への橋渡し-2020 年 NPT 運用検討会議のための提言)(平成 30 年 3 月

- 提出)に示されている取組として、透明性、検証や対話型討論を紹介し、国際社会に具体的な行動を呼びかけた。また、河野外務大臣はサイドイベントにおいても、「賢人会議」の提言を紹介した。
- 2 NPDIとして、上記第2回準備委員会に、4本の作業文書(透明性、北朝鮮、NPT運用検討プロセス強化、保障措置)を提出した。また、透明性・報告に関するサイドイベントを開催し、具体的な議論に資するよう貢献した。その他、韓国(6月)、豪州(7月)、インド(7月)、イスラエル(11月)及びロシア(12月)との間で軍縮・不拡散協議を実施し、二国間の軍縮・不拡散に関する様々な問題につき意見交換を行った。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」第3回会合を11月に長崎で開催した。日本人委員7名のほか、核兵器国、中道国、核兵器禁止条約推進国の外国人有識者8名の計15名が参加した。同会合では、平成30年3月の「賢人会議」の提言を踏まえて、核兵器の廃絶に向けた道筋において解決すべき、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題等について活発な議論が行われた。

また、12 月、第73回国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議案が162か国の幅広い支持を得て採択された。同決議案は、核軍縮を実質的に前進させるべく、国家間の信頼関係を再構築し、立場の異なる国々の間の橋渡しを行い、国際社会が一致して取り組むための共通の基盤の形成に貢献することを目指したものであり、核兵器国である英国が共同提案国となった。また、核兵器禁止条約に賛成した122か国中、101か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。

- 4 4月の2020年 NPT 運用検討会議第2回準備委員会及び7月のゼルボ CTBT0 事務局長との共同アピールにおいて北朝鮮に、また、10月の日印首脳共同声明においてインドに、CTBT 批准・署名を求めた。5月には、第8回太平洋・島サミットにおいて発出された首脳宣言で CTBT の重要性を確認した。9月には、ニューヨークで河野外務大臣が第9回 CTBT フレンズ外相会合をペイン豪外相と共同議長として主催し、約30か国の外相が参加するなど CTBT の発効に向けた幅広い国のハイレベルのコミットメントを確認した。また、同外相会合の機会に、タイが CTBT を批准し、ツバルが署名した。さらに、10月に開催された TICAD 閣僚会合の際、我が国ハイレベルからアフリカの未署名・未批准国に働きかけを行い、このうちジンバブエが平成31年2月に CTBT を批准した。
- 5 5~6月、ジュネーブの国連欧州本部において、FMCT ハイレベル専門家準備グループの第2回会合が開催され、将来の条約の要素について考えうる選択肢等を盛り込んだ報告書が採択された。我が国からは佐野外務省参与(前軍縮代表部大使)を専門家として派遣し、条約の実質的な要素と勧告の議論に貢献した。
- 6 IPNDV については、7月にソウルで行われた作業部会及び12月にロンドンで行われた全体会合・作業部会において、核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ、検証技術や方途、課題を洗い出す作業について、既存の軍縮条約の現地査察を含む検証措置等の経験に基づく作業文書等を提出し、議論に貢献した。
- 7 7件 12 名に「非核特使」、5件 40 名に「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が 2020 年 NPT 運用検討会議第2回準備委員会等へ出席した。また8月に、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため、ユース非核特使としてジュネーブを訪問した高校生平和大使と各国外交官との意見交換会を軍縮代表部大使主催により実施した。なお、国連軍縮会議の開催はなかった。

令和元年度目標

- 1 2020 年核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議の第3回準備委員会において、NPT 体制の維持・強化及び2020 年 NPT 運用検討会議に向けた機運を高めるべく、NPT 体制の維持・強化に貢献する作業文書を提出するとともに、少なくとも2020 年 NPT 運用検討会議の開催において重要な議題選定や議長の選任等の手続き事項を決定すべく、積極的に議論に貢献する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が国連総会に提出する核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に貢献する。
- 4 CTBT 早期発効に向け、未批准国及び未署名国に対する働きかけを行うとともに、令和元年に開催 予定の第11回 CTBT 発効促進会議に向けて議長を補佐する等、同会議の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に取り組み、種々の会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、現実的かつ実践的な 取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を 2020 年 NPT

運用検討会議第3回準備委員会等に派遣するとともに、国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する理解促進に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月にニューヨークで開催された 2020 年 NPT 運用検討会議第3回準備委員会に辻外務大臣政務 官が出席。会議初日に一般討論演説を行い、2020 年が NPT 発効 50 周年であるとともに、核兵器が 最後に使用されてから 75 年という節目の年であることを述べた。加えて日本は、「賢人会議」の「京都アピール」や透明性向上に関するサイドイベントを開催した。NPDI としては、透明性や軍縮・不 拡散教育を含む計5本の作業文書を提出するなど、各分野別の議論に積極的に貢献した。また、同 委員会では、同運用検討会議の議題、手続規則等に合意した。
- 2 11 月、愛知県名古屋市において第 10 回 NPDI 外相会合を開催した。同会合では、茂木外務大臣がペイン豪外相とともに共同議長を務めた。本会合では、NPT 体制の維持・強化の重要性に関する NPDI のコミットメントを示す NPDI 外相共同声明が発出され、2020 年 NPT 運用検討会議に向けて、NPDI として引き続き緊密に連携していくことが確認された。また、令和 2 年 1 月の日露軍縮・不拡散協議、日エジプト軍縮・不拡散協議を初めとする二国間協議において、軍縮・不拡散における現下の諸課題について議論した。
- 3 「賢人会議」については、平成31年3月に京都で第4回会合を開催し、現下の状況において核軍縮を進めるために必要な国際社会の取組について議論した結果として、4月、白石座長から河野外務大臣に「京都アピール」を提出。同月のNPT運用検討会議第3回準備委員会において、辻外務大臣政務官が同アピールの内容を紹介した。さらに、7月、東京で第5回会合を開催。核兵器の廃絶に向けて真に乗り越えなければならない、軍縮と安全保障の関係に関する困難な問題に焦点を当てながら、2020年NPT運用検討会議及びその後を見据えて、国際社会として核軍縮の進展をどのように図っていくかについて議論が行われた。上記の議論の結果、これまでの賢人会議における議論を総括する報告書を作成することで委員の間で意見が一致。10月、白石座長から若宮外務副大臣に「議長レポート」を提出した。令和2年3月には、核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合を東京にて開催した。

また、11月2日、我が国が国連総会第一委員会に提出した核兵器廃絶決議案が148か国の支持を得て採択され、12月13日には、国連総会本会議において160か国の支持を得て採択された。同決議案は、核兵器国と非核兵器国の共通基盤の構築に資するものとして、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てたものであり、2020年NPT運用検討会議を見据え、各国共通の基盤形成に寄与した。

- 4 9月にニューヨークで開催された第11回 CTBT 発効促進会議に茂木外務大臣が出席し、CTBT の発効促進に向けた日本の取組を紹介するとともに、核軍縮・不拡散の取組が着実に進展することへの期待と決意を表明した。また、参加国の総意として、発効要件国を中心とする未署名国・未批准国に対する早期の署名・批准の呼び掛け、核実験モラトリアムの維持の呼び掛け、検証体制構築に関する支援の確認、さらに北朝鮮による核実験への非難及び全ての関連安保理決議の遵守及び完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な朝鮮半島の非核化の重要性の表明等を盛り込んだ最終宣言が採択された。
- 5 我が国が国連総会第一委員会に提出した核兵器廃絶決議において、直ちに取り組むべき措置の一つとして、FMCTの交渉開始を呼び掛けた。また、ジュネーブ軍縮会議や軍縮・不拡散協議を始めとする関係国との二国間協議の機会に FMCTの交渉開始に向けた取組を求めた。
- 6 IPNDV の全体会合及び作業部会に本省担当者及び専門家を派遣し、軍縮条約違反の疑いが生じた場合の解決メカニズムに関する作業文書の提出、演習計画等の策定、技術的デモンストレーション等への参加を通じた貢献を行った。また、平成28年の国連総会決議で設置が決定された核軍縮検証政府専門家会合においては、専門家を派遣し、作業文書の提出等を通じて議論に参加し、核軍縮の推進における検証の役割に関する報告書の作成に貢献した。
- 7 4件延べ6名に「非核特使」、3件延べ40名に「ユース非核特使」を委嘱し、ユース非核特使の 被委嘱者が2020年NPT運用検討会議第3回準備委員会へ派遣された。また、高校生平和大使が国連 欧州本部等を訪問し、各国外交団との意見交換を行った。なお、我が国は2020年NPT運用検討会議 第3回準備委員会において軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントに参加した。

令和2年度目標

- 1 来たるべき NPT 運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、作業文書の提出等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の枠組みを通じ、国際的な核軍縮

を追求するための現実的かつ具体的な取組の重要性を国際社会に対し発信していく。また、その他 多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不 拡散の問題に迅速かつ適切に対処する。

- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」や我が国が例年国連総会に提出している核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBTO 準備委員会に拠出金を通じて大きく貢献している我が国として、CTBT 発効促進に向け、未 批准国及び未署名国に対する働き掛けを行うとともに、令和2年に開催予定の第10回 CTBT フレン ズ外相会合に向け、共同議長として、同会議の成功に向けて取り組む。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、 我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を 通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論 に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連総会第一委員会での軍縮不拡散教育に関するステートメント等を通じて我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の促進に取り組む。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、4月下旬からの開催が予定されていた NPT 運用検討会 議の延期が令和2年3月に決定し、今年度中は開催されなかった。そのため、提出済みの履行報告 書は未公表であり、また提出予定であった作業文書の調整も停止している。他方で、NPT 運用検討会 議に向けての議論は継続している。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) では、4月には、高級実務者レベルで共同メッセージを発出し、延期となった第10回 NPT 運用検討会議が開催されるまでの間、核兵器国と非核兵器国に対して、NPDI が橋渡し役として前向きな関与を深めていくことを表明したほか、5月、9月及び令和3年2月に高級実務者会合を実施し、第10回 NPT 運用検討会議に向けて作業文書を提出すべく、協議を行った。また、6月及び令和3年1月には、ストックホルム・イニシアティブの閣僚会合に若宮外務副大臣及び鷲尾外務副大臣が各々出席し、日本の方針・政策に関するステートメントを実施した。このように、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献すべく、現実的で具体的な取組を継続している。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」については、令和2年3月に続き、令和3年3月に、同会議における議論の成果のフォローアップ及び更なる発展を目的として、第2回1.5トラック会合を開催した。核兵器国及び非核兵器国を含む各国の有識者及び政府関係者に加え、中満泉国連事務次長・軍縮担当上級代表やグスタヴォ・スラウビネン核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議議長候補が参加し、令和3年8月に開催が見込まれる同会合において意義ある成果を得るべく、有識者からの提言を得るとともに政府関係者も含めた意見交換を行った。また、第10回NPT運用検討会議を見据え、国連総会に核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた核兵器廃絶決議を提出し、同決議は12月の国連総会本会議で150か国の支持を得て採択された。
- 4 CTBT については、9月に開催予定であった第10回 CTBT フレンズ外相会合は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、会合開催の代わりに、CTBT フレンズ各国外務大臣がビデオメッセージを発出することとなり、10月、日本からも茂木外務大臣のビデオメッセージを発出し、我が国の CTBT にかかる取組を発信した。その他、7月に開催されたオランダ主催の CTBT にかかるオンライン閣僚級会合等様々な場でも日本の CTBT に関する取組等を発信した。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉開始に向け、我が国が国連総会第一委員会に 提出した核兵器廃絶決議において、直ちに取り組むべき措置の一つとして、FMCTの交渉開始を呼び 掛けた。また、ジュネーブ軍縮会議(ハイレベルセグメントを含む)や軍縮・不拡散協議を始めとす る関係国との二国間協議の機会に FMCT の交渉開始に向けた取組を求めた。
- 6 IPNDV では、具体的なシナリオに基づく核軍縮検証の演習や検証技術にかかる検討等が行われた。 我が国は、作業文書の提出やオンライン会議への出席等を通じて我が国の知見を提供する等積極的 に参加した。
- 7 新型コロナの影響により NPT 運用検討会議が延期となったほか、「非核特使」及び「ユース非核特 使」を委嘱することはできなかったが、国連総会第一委員会において軍縮不拡散教育に関するステ ートメントを行った。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

中期目標(--年度)

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。
- (1) 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を行い、また、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援(会合の開催等)する。また、イランの核合意(イランの核問題に関する最終合意(包括的共同作業計画(JCPOA)))履行及び北朝鮮の核問題への対応のため、以下を実施する。
 - ア イランの核合意履行支援のため、IAEA との協力の下、平成 29 年度にイラン向け保障措置トレーニングを行ったのに引き続き、イラン向けのトレーニング・セミナー等を実施する。
 - イ 北朝鮮の核問題については、IAEA が関係国間での政治的合意がなされた後の北朝鮮における 査察活動再開を見据え、準備体制を強化していることを踏まえ、IAEA に対する資金面・人材面で の協力を行う方向で準備を進める。
- (2) 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するための イニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機 関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続し、円滑な運営に協力する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、以下を実施する。
- (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締約国の増加を図る。
- (2) IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、IAEA 保障措置シンポジウム (4年に一度開催) や、アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 等、保障措置関連の国際・地域会議に我が国として参加し、成功裏の開催に貢献する。
- (3) IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、我が国として、IAEA の保障措置体制の強化に貢献すべく、保障措置局における日本人職員増強を図る。
- 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
- (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
- (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議(ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行う。
- (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のハイレベル政治会合及びオペレーション専門家(OEG)会合
- (2) 我が国主催 PSI 訓練「Pacific Shield 18」

- 1 (1) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、関連国連安保理決議の履行を含め、米国、インド、パキスタン各国との軍縮・不拡散協議の実施やその他の機会を捉え、関係国と緊密に協議した。また、第15回アジア不拡散協議(ASTOP)(平成31年3月)や第26回アジア輸出管理セミナー(平成31年2月)等を通じて、国際的な義務の履行のための各国の取組の共有等により、アジアを中心とした途上国の能力向上支援を実施した。
 - ア 7月に日本原子力研究開発機構(JAEA)の協力の下、IAEA 主催のイラン向け保障措置トレーニング・セミナーを支援した。イラン国内の保障措置実施に関与する担当者及び管理職等 26 名に対し、追加議定書に基づく申告等に関するセミナーを実施し、具体的な形で核合意履行支援を実施し、IAEA 及びイラン側から高い評価を受けた。
 - イ 7月の河野外務大臣のウィーン訪問や 12 月の天野 IAEA 事務局長の訪日等を始め、様々なレベルで、不拡散上の課題について IAEA との意思疎通を重ねた。
- (2) NSG 総会(6月)、オーストラリア・グループ総会(6月)、ミサイル技術管理レジーム拡大ポイント・オブ・コンタクト会合(12月)、ワッセナー・アレンジメント総会(12月)を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、各国の輸出管理の在り方について議論したほか、無形技術移転対策に関する我が国の取組や懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行い、さらにキャッチオール規制の重要性について意見交換を行って他国の

取組を促すなど様々な国際的取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理、会議場提供等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した

- 2 保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書の締結 に向けた働き掛けを行ったところ、締約国数は2か国増加し(リベリア及びセルビア)134か国となった。また、アルジェリアが署名、タイが批准した。
- (1) 第 15 回アジア不拡散協議 (ASTOP) (平成 31 年 3 月) では追加議定書 (AP) に関するセッションを設け、原子力の平和的利用を行う上での保障措置の着実な実施を働き掛けるとともに東南アジア諸国に対する我が国のキャパシティ・ビルディングの取組につき紹介した。その上で、今後の実効性あるキャパシティ・ビルディングに向け、新たに AP 締約国となったタイや未締結国のラオスやミャンマー等の経験や課題につき参加国間での共有を行った。また、イラン向け保障措置トレーニングについては、AP に基づく申告を取り上げ、イランによる AP 履行の能力の向上を支援した。
- (2) 年5回開催される IAEA 理事会において、指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、IAEA 事務局の取組を支援するとともに、北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場を表明した。9月の IAEA 総会に松山内閣府担当大臣が政府代表として参加し、政府代表による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。また、10月から11月にかけて開催された IAEA 保障措置シンポジウム及び APSN 年次会合に、原子力規制庁等の関係政府機関とともに参加し、アジア太平洋諸国に対するキャパシティ・ビルディングに関するプレゼンテーション等を実施したほか、地域の保障措置関係者のデータベース構築など作業計画を明確化し、地域における保障措置体制強化に貢献した。さらに、IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、平成31年2月に、IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、平成31年2月に、IAEA 理事国(英国、エジプト及びインドネシア)の在ウィーン代表部大使を招へいし、東電福島第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力の平和的利用の状況につき理解を促すとともに、同理事国との一層の関係構築を進めた。
- (3) IAEA 理事会等の場を通じて、指定理事国として、保障措置の実効性向上・効率化に向けた IAEA の取組を支持する旨を表明した。12月の天野事務局長の訪日や平成31年1月のヘイワード事務次長(予算計画担当)訪日といった機会を捉え、保障措置局を含む IAEA における日本人職員増強に向け、辻外務大臣政務官を始め様々なレベルで意見交換等を実施した。
- 3 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、インドネシア政府関係者の能力構築支援(11月) や米国等の関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働き掛けや情報交換を実施した。
 - (2) 第15回アジア不拡散協議(ASTOP)(平成31年3月)や第26回アジア輸出管理セミナー(平成31年2月)を開催し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに、体制強化に係る取組の促進を働き掛けた。
- 4 (1) 5月に、拡散に対する安全保障構想(PSI)の 15 周年記念ハイレベル政治会合及びオペレーション専門家(OEG)会合に参加した。ハイレベル政治会合では、今後の取組方針を確認した4つの共同声明を採択する際の共同議長を務めるなど、PSI の取組に積極的に参加した。
 - (2) 7月に、我が国主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を実施した。国内からは、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁、防衛省等が参加した。また、豪州、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国が艦船や哨戒機、人員等を派遣したほか、アジア太平洋地域を中心に、19か国がオブザーバーとして参加し、各国の拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和元年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、以下を実施する。
- (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じた同議定書の締結を促進するためのトレーニング・セミナー等を開催し、締約国の増加を図る。
- (2) IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 等、保障措置関連の国際・地域会議に参加し、成功裏の開催に貢献する。
- (3) IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員増強を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。

- (4) イランの核合意については、国際情勢を踏まえつつ、イランによる履行の支援を然るべく行う。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
- (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
- (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼン テーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、米国、ロシア、豪州、中国、イラン、インド及びエジプトとの間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議やG7不拡散局長級会合(NPDG)等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA 理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど関係国・IAEA等と緊密に意思疎通を図った。
- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書(AP) の締結に向けた働き掛けを行い、令和元年に締約国数は2か国増加し(エチオピア及びボリビア)、136 か国となった。また、AP 未締結国やAP 普遍化への関心国(フレンズ国)等が参加する8月のアジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)や9月の IAEA 総会の場を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場をあらゆるレベルで発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化へのフレンズ国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。
 - (2)年に5回開催される IAEA 理事会や年次総会の場において、指定理事国として、重要な不拡散 問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置 の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表 部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。8月に インドネシアで開催されたアジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)には、原子力規制庁等の 関係政府機関とともに参加し、アジア太平洋諸国に対するキャパシティ・ビルディングに関する ワーキング・グループにおいて調整役を務めるなど、会合における議論を主導することを通じて、 地域における保障措置体制強化に貢献した。9月の IAEA 総会には、竹本内閣府特命担当大臣が 政府代表として参加し、政府代表演説や IAEA 加盟国のカウンターパートとの会談を実施した。 IAEA 理事会での意思決定に我が国の考え方がより反映されるようにするため、令和2年2月に は、IAEA 理事国(モンゴル、ドイツ、スウェーデン、パラグアイ及び南アフリカ)の在ウィーン 代表部大使を我が国に招へいし、東電福島第一原発事故の我が国の取組や放射線医療等の原子力 の平和的利用の状況につき理解を促すとともに、同理事国との一層の関係構築を進めた。さらに、 12 月に IAEA 事務局長に新たに就任したグロッシー事務局長と我が国との強固な関係を構築する ため、令和2年2月に同事務局長の早期の訪日を実現させ、安倍総理大臣表敬、茂木外務大臣と の会談、原子力関係閣僚等との会談を通じ、日 IAEA 間の一層の協力関係強化に向けた連携を確 認した。
 - (3) IAEA の効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化を支援することが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEA サイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家の派遣を行った。また、同基金を通じた分析用機材調達支援について調整を行い、IAEA の保障措置活動及び体制強化を支援している。
 - (4) イランが核合意のコミットメントの低減などを行う中で、年5回の IAEA 理事会において、指定理事国である我が国から、イランに対して核合意のコミットメントへの復帰や遵守、IAEA との完全な協力を求めるステートメントを行った。
- 3 原子力供給国グループ (NSG) 総会 (6月)、オーストラリア・グループ (AG) 総会 (6月)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR) 総会 (10月)、ワッセナー・アレンジメント (WA) 総会 (12月) を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方について議論したほか、アジア諸国へのアウトリーチ活動や無形技術移転対策に関する我が国の取組や、懸念国が調達を企図する品目・技術について情報共有を行うなど、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局と

- して、参加国との連絡・調整、文書管理、会議場提供等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSGの強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。
- 4 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、インドネシア政府関係者の能力構築支援(7月) を実施したほか、米国等の関係国との協議を通じてアジア諸国へのアウトリーチの取組について 意見交換を行うなど、二国間レベルの働き掛けや取組を実施した。
 - (2) 第27回アジア輸出管理セミナー(令和2年2月)を開催し、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識を醸成するとともに、体制強化に係る取組の促進を働き掛けた。また、同セミナーのマージンで輸出管理レジームによるアウトリーチ会合を開催し、アジア諸国に対してより高いレベルでの輸出管理の実施を促した。令和2年3月に予定していた第16回ASTOPについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、開催を延期することとした。
- 5 12 月に、大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、拡散に対する安全保障構想 (PSI) に関して本年度新たに開催されたフィリピン主催「東南アジアワークショップ (SAWS)」に参加した。我が国からは「瀬取り」に関するプレゼンを行うことで、輸出管理レジームに参加しておらず輸出管理体制が未整備の東南アジア諸国の不拡散の重要性への認識を高めるとともに、アジア地域での阻止事例に関する実際の取組等について情報共有を行うことで、参加国間の相互理解を深めた。同ワークショップに加え、以下の枠組みに参加した。
 - (1) 9月に、拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合に参加し、我が国からは「瀬取り」に関するプレゼンテーションを行ったほか、机上訓練や各種分科会に出席するなど、PSI の取組に積極的に参加した。
 - (2) 7月に、韓国主催 PSI 訓練「Eastern Endeavor 19」に参加し、外務省、警察庁、海上保安庁及び防衛省・自衛隊が参加した。米豪のほかアジア太平洋地域を中心とする各国とともに拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和2年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国 と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 令和元年に新たに就任したグロッシー事務局長下の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡 散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金、任意拠出金等も 活用し、以下を実施する。
- (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会及び総会に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 等、保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、開催の成功に貢献する。
- (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
- (3) イランの核問題については、イランによる核合意のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
- (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
- (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練
 - (3) 東南アジアワークショップ (SAWS)

施策の進捗状況・実績

1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、豪州、ドイツ及びインドとの間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議やG7不拡散局長級会合(NPDG)等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮

やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど関係国・IAEA等と緊密に意思疎通を図った。

- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書 (AP) の締結に向けた働き掛けを行った (令和2年末時点の AP 締約国数は 136 か国)。 9月の IAEA 総会の場を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場を発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化へのフレンズ国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。
 - (2)年に5回開催されるIAEA 理事会の場において、指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段であるIAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。9月のIAEA 総会では、井上信治内閣府特命担当大臣が一般討論演説(ビデオ録画)を行った。12月にはアジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)がオンラインにて開催され、我が国は設立国の一つとして議論に積極的に参加した。
 - (3) IAEA の効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化を支援することが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEA サイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家派遣や分析用機材調達支援を行った。
 - (4) イランが核合意上のコミットメントの低減などを行う中で、IAEA 理事会において、指定理事 国である我が国から、イランに対してコミットメントの遵守、IAEA との完全な協力を求めるステートメントを行った。
- 3 原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) の各輸出管理レジームのオンライン会合や情報共有システムを通じ、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方や取組について議論したほか、機微な品目・技術の移転に関する情報交換などを実施し、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。
- 4 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、ミャンマー政府関係者等に対するオンラインセミナー(12月)を実施した。
 - (2) 12月に第16回アジア不拡散協議(ASTOP)をオンラインで開催した。新たにEUが参加し、北朝鮮の核・ミサイル問題や輸出管理の強化について議論を行い、参加者間の情報共有を図るとともに共通認識を醸成した。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、毎年2~3月頃に開催しているアジア輸出管理セミナーは、開催を延期することとした。
- 5 8月に米国主催 PSI 訓練「Fortune Guard 20」、9月にイタリア主催オペレーション専門家グループ (OEG) 会合が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期となった。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標9-3 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の実施強化のための取組

中期目標(--年度)

生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

平成 30 年度目標

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛け、締約国・地域の増加に努める。
- (2) BWC の締約国会合、専門家会合及びG 7 の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種 関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実 施強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
- (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内外関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
- (4) BWC に関係する省庁との連携強化をしつつ、年2回関係省庁や有識者との関係者会合を開催する。

- (5) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN諸国の能力構築(キャパシティ・ビルディング)を支援し、BWCの実施強化に貢献する。
- 2 化学兵器禁止条約 (CWC) に関し以下を実施する。
- (1) 米露のストックパイル化学兵器や申告された化学兵器の廃棄は着実に進んでいるが、シリア等において化学兵器の使用事案が度々発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための国際的メカニズムの設置の提案や、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議、執行理事会(定期的に年3回、及び必要に応じて随時開催)、条約実施のための各種協議などの定例会合及び5年に1回開催される第4回運用検討会議(11月)において積極的に議論に参加する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威に関する各国の理解を深め、北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する 各国の理解の拡大にも取り組み、非締約国・地域(北朝鮮、イスラエル及びエジプト)の加入に関す る働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) OPCW 締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの定例会合及び第4回運用検討会議へ積極的に参加し、我が国として化学兵器のない世界の実現を目指す。特に、第4回運用検討会議は5年に1回開催され、今後の方向性を定める節目の会議であることを踏まえ、CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献を行うべく、積極的に準備会合等での議論に参加し、OPCW の化学兵器のない世界を目指した取組を促進する。
- (4) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。
- (5) OPCW による査察(対遺棄化学兵器(ACW)、対国内産業等)を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

- 1 生物兵器禁止条約 (BWC)
- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けた結果、南アフリカが新たに締約国・地域となった。
- (2) 8月の専門家会合に専門家とともに参加し、信頼醸成措置の段階的アプローチ、国際機関との連携強化、条約の制度的強化などの提言をまとめた作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また年に複数回開催される、G7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し、関連分野の情報交換を行った。
- 12月の締約国会合では、生物案件への迅速な対応に係る取組に関する作業文書等を提出して議論に貢献したほか、成果文書の採択に尽力した。
- (3) バイオセキュリティに関わる民間企業社員、学術関係者、政府関係者等を対象とする会合において、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展についてのプレゼンテーションを実施するなど、国内研究者への啓蒙を行った。
- (4) 国内関係省庁や専門家との情報共有のための意見交換会を外務省において3回開催し、バイオセキュリティについての情報共有及び啓蒙を行った。意見交換会での議論を踏まえ、条約の制度的強化などに関する作業文書を作成し、締約国会合において提出した。
- (5) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、我が国の専門家を派遣して我が国の対応準備に関する発表を行い、BWC 締約国による条約実施の促進に貢献した。また、ASEAN 諸国のキャパシティ・ビルディングに向けた事業の準備も行った。
- 2 化学兵器禁止条約 (CWC)
- (1) 第4回特別締約国会議で、我が国も共同提案国となり、有志国とともに他国に支持要請を行った化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定が採択された。この決定により、シリアにおける化学兵器使用の抑止につながる「使用者特定チーム」が設置されることになり、令和元年早期に活動を開始すべく準備を進めた。その後、関係国と連携した働き掛けにより、同チームの設置を含む予算案の OPCW 締約国会議(11月)での採択、運用検討会議(11月)での同仕組みに関する議長テキストへの反映に貢献した。
- (2) 非締約国・地域(イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン)に対する CWC 加入の呼び掛けを OPCW と共に実施した。北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会での我が国からの働きかけの結果、各国の理解を深めており、北朝鮮加入に向けた少数関係国と OPCW の協議を平成 31 年 3 月に開始することにつなげた。
- (3) OPCW 運用検討会議、締約国会議、執行理事会(年3回開催)に参画し、作業文書の提出などを 通じて我が国のプレゼンスを示しつつ、遺棄化学兵器の廃棄やシリアの化学兵器の廃棄に関する声 明の発出など国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献した。

- (4) OPCW との協力の下、ネパール及びスリランカからの研修生各1名を国内の化学事業所に受け入れ、化学プラントの保安体制、事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し、締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。また、国内実施当局である経済産業省から、国際的セミナーに職員を専門家として派遣し、国内実施措置の促進に関するプレゼンテーションを行った。
- (5) 25 件の OPCW による査察を滞りなく受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼 醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察制度の適切な運営に貢献した。
- (6)「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合」(5月)や同専門家会合(11月)に参加し、CWCの各締約国の国内実施体制の強化及びCWCの普遍化が重要である旨声明を発出し、我が国のプレゼンスを示しつつ、国際社会の化学兵器の使用者への不処罰との闘いに積極的に貢献した。

令和元年度目標

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。
- (2) BWC の締約国会合、専門家会合及びG 7 の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の各種 関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、条約の実 施強化に向けて、我が国の提案を作業文書として提出し、BWC の実施強化に貢献する。
- (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
- (4) 国連軍縮部が実施するバイオセキュリティ対応能力強化のプロジェクトにおいて、国内の専門家による発表や我が国のベスト・プラクティスの共有を行い、ASEAN 諸国等の対応能力の強化などを通じてBWCの実施強化に貢献する。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
- (1) シリア等において化学兵器の使用事案が引き続き発生しており、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みの安定的な運用開始に向けて、また、より効果的な査察検証体制の実現に向けて、OPCW 締約国会議、執行理事会(定期的に年3回、及び必要に応じて随時開催)、条約実施のための各種協議などの定例会合で積極的に議論に参加する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組み、非締約国・地域(北朝鮮、イスラエル及びエジプト)の加入に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) OPCW 締約国会議、執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、化学 兵器のない世界の実現に向けて、特に CWC の各締約国の国内実施措置の強化への貢献などの取組を 促進すべく、積極的に議論に参加する。
- (4) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し、各国の条約の実施強化を目指す。
- (5) OPCW による査察(対遺棄化学兵器(ACW)、対国内産業等)を適切かつ効率的に受け入れ、我が国の CWC 履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)
- (1)他の締約国と共同し、非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果、タンザニアが新たに締約国となった。
- (2) 8月の専門家会合に専門家とともに参加し、「信頼醸成措置の提出向上に向けたアプローチ」、「エボラ出血熱流行を踏まえた日本の対策」及び「バイオセキュリティ対応能力強化に関するワークショップ」に関する作業文書3本を提出したほか、同ワークショップの成果に関するサイドイベントを実施し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また、グローバル・パートナーシップ等の生物兵器関連の国際会合に積極的に参加し、各国と意見交換及び情報収集を行った。12月の締約国会合では、BWC の場での課題や提案に関する我が国の立場を積極的に発信するとともに、各締約国の立場の相違に留意しつつ、合意に向けて関係国と調整、文言の提案を行うことで同会合報告書の採択に向けて尽力した。
- (3) バイオセキュリティ分野の国内学術関係者や政府関係者等から情報収集し、我が国方針の形成 に役立てるとともに、最新科学技術の進展と BWC との関わり合いなど、生物兵器に関する国際的議 論のすう勢について情報共有し、国内研究者への啓蒙を行った。
- (4) 我が国の国連軍縮部拠出金により国連軍縮部が実施するプロジェクト(ジュネーブにおけるセミナー2回及びアジア諸国でのワークショップ3回)に関し、効果的な実施に努め、我が国専門家の知見やベスト・プラクティスをセミナーで共有し、国際的な対応の在り方や重要事項について理

解を深めるとともに、ワークショップを通じて東南アジア諸国等の対応能力の強化を図り、BWC 体制の強化に貢献した。

- 2 化学兵器禁止条約 (CWC)
- (1) 平成30年6月の第4回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定の確実な履行及び同決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム(IIT)の安定的活動を支援するため、関係国と連携した働き掛けにより、関連予算案が締約国会議(11月)で採択され、締約国会議報告書に同決定及びIITに関する記載が反映された。また、IITの分析活動を支援するため、化学兵器禁止機関(OPCW)ラボラトリー改修事業に拠出した。
- (2) 非締約国・地域(イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン)に対する CWC 加入の呼び掛けを OPCW と共に実施した。また、北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会で発信した。
- (3) OPCW 締約国会議及び執行理事会(年3回開催)の議論に参加し、我が国の遺棄化学兵器の廃棄事業の説明やシリアの化学兵器の廃棄の重要性の発信など、国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に関する議論に貢献した。また、国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方などに関する議論に積極的に貢献した。さらに、アリアス OPCW 事務局長を外務大臣賓客として招へいし、遺棄化学兵器廃棄事業やシリアにおける化学兵器問題に関する我が国の立場につき理解を得るとともに、化学兵器の廃絶及び再出現の防止に向け、今後の連携・協力を確認した。
- (4)国内実施当局である経済産業省から、6月の第17回アジア国内当局者会合で国内実施の重要性に関するプレゼンテーションを行い、我が国の知見を提供し、他の締約国の国内実施を支援した。
- (5) 20 件以上の OPCW による産業査察及び 6 件の遺棄化学兵器廃棄査察を滞りなく受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察制度の適切な運営に貢献した。

令和2年度目標

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
- (1) BWC 非締約国・地域に対して、二国間協議などを通じて加入を呼び掛け、締約国・地域の増加を通じた条約の普遍化に努める。
- (2) 12月のBWC 締約国会合、8月の専門家会合等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、条約の実施強化に関する我が国の提案を作業文書として提出し、サイドイベントも実施することで、BWC 体制強化に係る議論に貢献する。同時に、締約国との議論を通じて来年の運用検討会議において合意しうる事項を特定し、同会議が意義ある成果を収めるよう努める。
- (3) 最新科学技術の進展と BWC の関わりなど、BWC の議論を国内の議論や検討につなげるため、国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
- (4) 我が国の国連軍縮部拠出金により、国連軍縮部が実施する東南アジア地域における国内対応強化(1回)、BWC 国内実施促進ワークショップ(1回)及び国連事務総長調査メカニズムの強化事業(複数回)を効果的に実施し、生物兵器の不拡散及び生物兵器使用の際の国際的な対応体制の強化を図る。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
- (1)11月の締約国会議、7月、10月及び令和3年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮の CWC 加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組むとともに、二国間協議などにおいて非締約国・地域の加入に関する働き掛けを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCWへの拠出を通じて、OPCWが実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC 体制の強化に貢献する。
- (4) OPCW による、年12回程度行われる遺棄化学兵器関連査察や、約20件行われる国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国のCWC 義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

- 1 生物兵器禁止条約 (BWC)
- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けており、南スーダンが批准準備を行っている。

- (2) 本年は新型コロナウイルス感染症の影響により、BWC 関連会合が中止となった。他方で、次回専門家会合に提出予定の作業文書2本を作成し、議論の深化の貢献するために、すでに締約国に共有したほか、サイドイベントの準備も進めた。また、運用検討会議に向けて、締約国間で合意しうる事項を見出すために、我が国のイニシアティブで主要国や提案国を集めた会合を開催し、合意事項の調整を図っている。
- (3) バイオセキュリティに関わる学術関係者、政府関係者等に対して、国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論を共有した。また、G 7研究所バイオリスク管理強化専門家会合やBWC 事前専門会合などの国際会議において、国内関係者を参加させ、目下の国際的議論を理解してもらうとともに、我が国の知見及び意見をいかせる機会にもした。
- (4) 新型コロナウイルス感染症により、予定された国連軍縮部拠出金事業が延期となったが、少しでも進捗を図る観点から、東南アジア地域諸国を対象とした BWC 国内実施促進ワークショップをオンラインで2週間まで実施期間を拡大して実施し、BWC 体制の強化に貢献できた。
- 2 化学兵器禁止条約 (CWC)
- (1) 平成30年6月の第4回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者の特定のための仕組みに関する決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム(IIT)に対して、我が国は拠出金も用いて活動支援を行い、4月、無事にIIT第1回報告書が発出された。また、同報告書が、シリアが化学兵器使用事案3件で責任を有すると結論付けたことから、有志国と連携し、シリアに説明責任を課す決定の採択に貢献した。さらに、シリアが説明責任を果たさなかったことから、条約上の権利・特権を停止する決定の採択に向けて、有志国とともに連携した。このほか、IIT活動経費を含む予算案のOPCW締約国会議(11月)での採択、IITの客観性や信頼性を支持し、活動継続を可能にする取組を行った。
- (2) 非締約国に対する CWC 加入の呼び掛けを実施した。北朝鮮の CWC 加入の重要性について、OPCW 会合等の機会で主張し、締約国からの理解を深めることができた。また、非締約国が CWC に加入することを想定した OPCW の準備作業を支援した。
- (3) OPCW 締約国会議及び執行理事会(年3回開催)の議論に参加し、化学兵器のない世界の実現に向けた取組に関する議論に貢献した。また、国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方などに関する議論に積極的に貢献した。
- (4) 9件の OPCW による我が国内での査察を滞りなく受け入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCW の検証査察の履行に貢献した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標(--年度)

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

平成 30 年度目標

- 1 武器貿易条約 (ATT) については、我が国は平成 29 年 8 月から第 4 回締約国会議議長を務めているところ、締約国の拡大に向けた各種働き掛け、条約の実効的な履行について、引き続き建設的かつ積極的に議論に参画する。特に、国連加盟国 (193 か国) の半数を超える 97 か国の締結に向けた働きかけを実施する。
- 2 対人地雷禁止条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働き掛けを継続する。締約国会議においては、国際社会の中での条約の効率的な実施を確保できるよう、条約の履行及び運用に関する議論に積極的に参加する。また、会議の場を通じて、我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について発信し、地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談、 国際機関及び NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働き掛けを行う。関連 会議においては、将来のクラスター弾の廃絶を目指して、締約国だけでなく、未締結国を含む国際社 会が受入れ可能な目標を提示すべく、建設的なインプットを行う。また、会議の場を通じて、世界第 2位のドナー国である我が国の国際協力について発信する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) の枠組みでは、我が国が既に締結している附属議定書に定められた特定通常兵器の使用の禁止・制限や報告義務の適切な履行に加えて、自律型致死兵器シス

- テム (LAWS) に関する政府専門家会合において、LAWS に関連しうるロボット技術や人工知能 (AI) は、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で利用され、今後も急速な発展が見込まれていることから、我が国の経済や社会の健全な発展の阻害や、安全保障に対する負の影響が生じないよう指摘しつつ、建設的に議論に参画する。
- 5 小型武器については、我が国は長らく主導的役割を果たしており、毎年、南アフリカ、コロンビアと共に小型武器決議案を提出している。平成30年の国連第一委員会及び国連総会においても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに積極的かつ建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 武器貿易条約に関し、8月に第4回締約国会議をアジア太平洋地域で初めて東京にて主催し、締約国・地域、オブザーバー国、産業界、有識者、NGO等、世界各地から約400名の参加を得た。同会議では、条約の実効的履行や普遍化、透明性の促進等に関する議論とともに、条約事務局の強化、国際協力の推進等についても活発な意見交換が行われた。また、在外公館を通じ、未締結の21か国への働き掛けを実施した。平成30年末の時点で締約国・地域数は100に達した。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、締約国会議(11月)等の条約関連会合を含め、対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し、同条約の履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。 また、平成30年度においては、シリア向け人道的地雷対策支援プロジェクト等、対人地雷対策に関して総額約41.7億円の支援を実施した。
- 3 クラスター弾に関する条約に関し、締約国会議(9月)において、国内履行の重要性につき指摘しつつ、条約の普遍化を働き掛けるとともに、国際機関等を通じた日本の支援について説明した。また、国連総会第一委員会において、ラオス政府とサイドイベントを共催し、我が国の NGO 等を通じた不発弾対策に関する支援について説明した。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) に関し、4月及び8月に開催された政府専門家会合へ代表団を派遣し、各議題において積極的に発言し、議論に建設的に貢献した。河野外務大臣主催による有識者との意見交換会を3回 (7月、10月及び平成31年3月) 開催し、自律型致死兵器システム (LAWS) に関する政府としての理解増進に努めた。
- 5 6月に開催された国連小型武器行動計画第3回履行検討会議において、アジア大洋州地域選出の 副議長国として、成果文書のコンセンサス採択に向け、建設的に議論へ参加した。また、12月、コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会へ提出した小型武器決議がコンセンサスで採択された。 小型武器の問題に取り組んできた日本として、同問題について国際社会が一丸となって取り組む機 運を醸成すべく、これらの国際的枠組みに積極的かつ建設的に参加した。

令和元年度目標

- 1 武器貿易条約 (ATT) 普遍化に関する作業部会の共同議長として、 平成 30 年末時点で締約国・地域数が 100 に達したモメンタムを維持すべく、条約の効果的な履行の議論と、アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。
- 2 発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。また、令和元年 11 月に予定される検討会議では、条約の普遍化とともに今後 5 年間における行動計画等の議論に積極的に貢献する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び 多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化(締結国・地域の更なる拡大)に取り組む。また、被害者 支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター 弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、3年間の議論を踏まえた成果をまとめる段階において、特に、自律型致死兵器システム(LAWS)に関する国際的なルール作りに建設的に参画する。
- 5 小型武器問題については、令和2年の国連小型武器行動計画(UNPOA)第7回隔年会合(7BMS)の開催に向け、令和元年を通じ開催が見込まれる非公式会合において、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器決議案についても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

1 ATT 普遍化に関する作業部会共同議長として、アジア地域の主要な武器貿易国を中心に、ATT への加入を呼び掛けた結果、令和元年末時点で、締約国・地域数は 105 に達した。また、締約国として

- のみならず管理委員会メンバーとしても、条約の効果的な履行、透明性向上と報告等、条約に関する諸分野につき提案やコメントを行い、議論に積極的に貢献した。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、第4回検討会議(11月)には尾身外務大臣政務官が出席し、ハイレベル・セッションでステートメントを行い、我が国の長年にわたる地雷対策支援の実績を強調するとともに、地雷除去支援に加えて、地雷リスク教育や地雷被害者支援等も含む包括的な支援を実施してきた旨述べた。さらに同会議においては、東北大学との共催により、同大学が開発する先進型地雷探知器やその活用について紹介するとともに、カンボジア及びコロンビアの地雷対策関係者も招き、同地雷探知器活用の経験や見通し等につき当事者から紹介するサイドイベントを実施した。また、その他条約関連会合を含め、対人地雷対策に係る種々の国際会議に出席し、同条約の新たな行動計画や履行を含めた対人地雷対策に係る国際的な議論に積極的に参加した。また、令和元年度においては、対人地雷対策に関して総額約40.5億円の支援を実施した。
- 3 クラスター弾に関する条約に関し、第9回締約国会議(9月)において、国内履行の重要性につき指摘しつつ、条約の普遍化を働き掛けるとともに、二国間や、国連地雷対策サービス部(UNMAS)や赤十字国際委員会(ICRC)等の国際機関等を通じた日本の支援について説明した。
- 4 LAWS をめぐる議論について、我が国が平成31年3月に国際社会に示した作業文書は、我が国が主要論点での共通認識を形成すること及び人道と安全保障との間でのバランスの取れた議論をすることが重要であるとの立場を表明し、令和元年度のLAWS専門家会合での国際的な議論をすることの方向性を提示し、国際社会から好評価を得た。
- 5 国連総会や、国連小型武器行動計画(UNPOA)第7回隔年会合(BMS7)に向けた非公式会合等の議論に積極的に参加し、小型武器問題に取り組む機運の醸成に努めた。国連総会においては、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器に関する決議案を提出し、本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器のテロリスト等への移転を含む非合法な取引の根絶、各国が国連小型武器行動計画を効果的に実施することの重要性を強調し、さらに、国連内に新たに設立された小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮」基金(SALIENT fund)を歓迎する内容となっており、国際社会が同問題への取組を促進する上で意義を有するものとなった。

令和2年度目標

- 1 武器貿易条約 (ATT) について、令和元年末時点で締約国・地域数が 105 に達したモメンタムを維持すべく、条約の効果的な履行の議論と、アジア大洋州地域を中心とした条約普遍化に積極的に関与する。
- 2 発効から 20 年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。11 月に予定されている第 18 回締約 国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び 多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化(締結国・地域の更なる拡大)に取り組む。また、被害者 支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター 弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。11 月に予定されている第2回検討会議においては、我が 国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・ 強化のための取組を実施する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、令和2年及び3年の議論を踏まえて成果をまとめることとなっているところ、我が国としても、特に自律型致死兵器システム (LAWS) に関する国際的なルール作りに建設的に参画するとともに、アジア諸国への議論の普遍化を行っていく。
- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器非合法取引に関する決議案についても、実質的な内容をもつ決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

- 1 ATT について、締約国としてのみならず管理委員会メンバーとしても、条約の効果的な履行、透明性向上と報告等、条約の諸分野につき提案やコメントを行い、議論に積極的に貢献した。ATT 締約国・地域数は、令和2年末時点で110に達し、アジア地域では、中国及びアフガニスタンが新たに加入した。
- 2 対人地雷禁止条約に関しては、11 月に開催された第 18 回締約国会議において、我が国の取組を

国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施した。また、令和3年2月に開催された対人地雷禁止条約第6回プレッジング会合には、鷲尾外務副大臣がビデオメッセージの形で参加し、我が国の対人地雷対策の取組等を紹介した。

- 3 クラスター弾に関する条約に関しては、第2回検討会議準備会合における議論に積極的に参加するとともに、11月に開催された第2回検討会議第一部において、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施した。
- 4 LAWS をめぐる議論について、9月に行われた LAWS 専門家会合において、国際的なルール作りの 在り方について、我が国から積極的に意見発信を行うとともに、議長国や主要国との調整等を通じ て令和3年の議論を見据えて準備を行った。アジア諸国への議論の普遍化については、新型コロナ ウイルスの影響が鎮静化した後を見据えつつ、現下の状況において段階的に実施した。
- 5 小型武器については、国連総会において、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器非合法取引決議案を第一委員会に提出し、同決議案は本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器の非国家主体等への移転を含む非合法な取引の根絶や、各国が国連小型武器行動計画(PoA)を効果的に実施することの重要性を強調し、さらに小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮」基金(SALIENT fund)を歓迎する内容となっており、国際社会が同問題への取組を促進する上で意義を有する。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *】

- 1 NPT 運用検討会議の意義ある成果に向けては、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた核兵器廃絶決議の提出、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) やストックホルム・イニシアティブを通じた地域横断的な取組と立場の異なる国々の間での共通の基盤の提示、賢人会議及び 1.5 トラック会合の実施を通じて、具体的な提案や取組を数多く実施し、NPT 体制の維持・強化に向けて有効な成果を収めてきた。他方、新型コロナウイルス感染症の影響により会議自体が延期となったため、令和2年度の年度目標については未達成となっている。(令和2年度:核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議分担金(達成手段®))
- 2 NPDI については、第 10 回 NPT 運用検討会議に向け、平成 30 年から令和 2 年の間に、計 15 本の作業文書を提出し、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信してきた。令和元年 11 月には、名古屋で第 10 回 NPDI 外相会合を主催し、NPT 体制の維持・強化の重要性に関する NPDI のコミットメントを示す NPDI 外相共同声明を発出し、引き続き NPDI として緊密に連携していくことが確認された。(平成 30・令和元・2 年度:軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」について、令和3年3月に開催された第2回1.5トラック会合は、次回の核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議に向けた極めて有意義な取組だった。特に、同会議が意義ある成果を収める上で重要な役割を担っているスラウビネン同会議議長候補に対して有識者から提言を行う場を提供するというイニシアティブは他にないものであり、日本独自の貢献として極めて有意義であった。核兵器廃絶決議については、令和2年の国連総会に、第10回NPT運用検討会議を見据え、核軍縮について国際社会として直ちに取り組むべき共同行動の指針と未来志向の対話の重要性に焦点を当てた決議を提出した。同決議は12月の国連総会本会議で150か国の支持を得て、27年連続で採択された。(平成30・令和元・2年度:核軍縮の実質的な進展のための賢人会議(達成手段④))
- 4 CTBT については、発効促進会議やフレンズ外相会合等の取組を通じ、我が国の CTBT にかかる取組を発信するとともに発効促進に向けた世界的な気運を高めることができ、この3年間において、タイ、ツバル、ジンバブエ、キューバ及びコモロが新たに CTBT を批准するなど、早期発効に向けた効果があった。(令和2年度:包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会分担金(達成手段⑩))
- 5 FMCT については、核兵器廃絶決議において、FMCT の交渉開始に向けて、核兵器用核分裂性物質生産禁止モラトリアムの宣言や軍縮会議 (CD) における実質的議論の深化を含めた措置を働きかけ、関連パラグラフが 158 か国から支持を得たことは、本件の重要性を改めて強調するとともに今後の議論の後押しとなった。
- 6 IPNDV では、具体的なシナリオに基づく核軍縮検証の演習や検証技術にかかる検討等が行われる

中で、複数の作業文書を提出し、IPNDVの作業に貢献した。

7 「非核特使」及び「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が令和2年NPT運用検討会議第2回及び第3回準備委員会へ派遣されたほか、高校生平和大使が国連欧州本部等を訪問し、各国外交団との意見交換を行った。また、令和2年NPT運用検討会議第3回準備委員会や、国連総会第一委員会において、軍縮・不拡散教育に関するステートメントを行った。これら取組は、我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解を促進する上で有益であった。(平成30・令和元・2年度:軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

【測定指標9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *】

北朝鮮の核・ミサイル問題等が我が国を含む国際社会全体にとって脅威となる中、アジア不拡散協議 (ASTOP) やアジア輸出管理セミナーの開催は、不拡散・輸出管理分野の諸問題について包括的に情報・意見交換する場を提供することによって、アジアにおける不拡散の取組及び輸出管理を強化し、参加者間の理解を促進する上で、有益であった。令和2年度のアジア輸出管理セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期せざるを得なかった。(平成30・令和元・2年度:軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

拡散に対する安全保障構想 (PSI) については、各国主催訓練やオペレーション専門家グループ (OEG) 会合、PSI15 周年記念ハイレベル政治会合等に出席するなど、PSI の取組に積極的に参加し、特に、平成 30 年に我が国主催訓練「Pacific Shield 18」を実施したことは、参加各国及び関係機関の連携強化及び能力向上につながり、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組の強化に大きく貢献した。(平成 30・令和元・2 年度:軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

保障措置に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年9月の IAEA 総会は規模が縮小された形での開催となったが、我が国は一般討論演説(ビデオ演説)を実施し、予定された決議が全て採択される等、開催の成功に寄与した。アジア保障措置ネットワーク(APSN)については、令和2年12月にオンラインで開催され、参加国と保障措置についての情報共有等を行うことができた。(平成30・令和元・2年度:軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

【測定指標9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組】 1 生物兵器禁止条約(BWC)

- (1) BWC 実施強化の議論への貢献については、主に作業文書の提出、サイドイベントの提出などにより、我が国のプレゼンスを示しつつ、締約国の議論の深化に貢献できたと考える。また、その取組を通じて関係国から得た信頼を基に、関係国を集めて、5年に1度の運用検討会議で合意しうる事項を模索する協議を主導することができ、同会議での成功の確保に向けて目に見える貢献を行うことができた。
- (2) 国連軍縮部拠出事業に関しても、我が国が国際協力の推進及び生物事案の対応の在り方に関する議論の推進に積極的である姿勢を示すことができ、BWC 体制の強化に貢献できる効果的事業となった。実務能力及び専門的知見の高い BWC 履行支援ユニット(ISU)と効果的に連携協力できたことが、事業の成功の一因でもあると考える。(令和2年度:国連軍縮部拠出金(達成手段®))
- (3) BWC の普遍化については、近年は少数国が批准しているものの、未だ 14 か国が未締約国となっている。新型コロナウイルス感染症の発生により、普遍化に向けた働きかけが困難となったものの、 我が国を含む多国間による取組や ISU の取組の支援など、今後の取組についての議論を推進した。
- 2 化学兵器禁止条約 (CWC)
- (1) CWC 関連会議に積極的に参加し、CWC 体制を維持・強化することに関しては、昨今の化学兵器使用事案に対応する必要性を踏まえ、締約国に働き掛けた上での必要な措置の決定の採択、共同声明の発出に貢献することができた。同様の問題意識を持つ関係国との連携を密にし、効果的に取組を行ったことが成功の一因と考える。また、化学兵器使用事案の対応のためには、OPCW の活動強化が重要なところ、我が国は財政的にも支援を提供することができ、安定的な活動に貢献できた。(令和2年度:化学兵器禁止機関(OPCW)任意拠出金(達成手段②))
- (2) OPCW 検証活動、CWC 実施の促進及び国際協力の推進に関しては、我が国として OPCW での議論に 積極的に貢献してきており、また、実際に知見のある経済産業省とともに他締約国による CWC 実施 を支援する国際協力を実施すべく取り組んだ。

【測定指標9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組】

 締約国会議開催経費(達成手段⑤)、令和2年度:武器貿易条約締約国会議等分担金(達成手段冏))

- 2 対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約に関しては、条約履行の上での国際協力を積極的に実施するとともに、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化(締結国・地域の更なる拡大)に取り組んだ。検討会議及び締約国会議等の関連会合の場においては、条約の履行を一層推進する観点から国際的な議論に積極的に参加するとともに、我が国の取組を国際社会にアピールすることができた。(令和2年度:対人地雷禁止条約締約国会議等分担金(達成手段⑰)、クラスター弾に関する条約締約国会議等分担金(達成手段⑲)、対人地雷禁止条約拠出金(達成手段⑳)、クラスター弾に関する条約履行支援ユニット拠出金(達成手段⑳))
- 3 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) に関しては、自律型致死兵器システム (LAWS) をめぐる国際的な規制の在り方を始めとする諸課題について議論が行われ、我が国としては、国際社会が LAWS に関して人道と安全保障の観点も勘案したバランスの取れた議論を行い、将来目指すべき取組の方向性を示すことに貢献すべく、我が国の考え方等を取りまとめた作業文書を提出する等、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加したことは、議論への建設的な前進に貢献した。 (令和2年度:特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW) 締約国会議等分担金 (達成手段⑤)、特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW) 締約会議等拠出金 (達成手段②))
- 4 小型武器対策では、国連やシンクタンクを通じて、小型武器対策向上のための案件を、補正予算を通じて支援した。特に、グテーレス国連事務総長が「軍縮アジェンダ」内でコミットした「人命を救う軍縮」基金(SALIENT fund)については、ニューヨークでの立ち上げイベントに国連代表部大使が参加してスピーチを行うなど、小型武器問題に対する日本の協力を一層アピールした。また、毎年、コロンビア及び南アフリカとともに、国連総会に小型武器非業砲取引決議案を提出し、本会議においてコンセンサスで採択された。同決議案の採択は、小型武器の非国家主体等への移転を含む非合法な取引の根絶や、各国が国連小型武器行動計画(PoA)を効果的に実施することの重要性を確認する機会となり、同時に我が国のプレゼンス向上にもつながった。(令和2年度:国連軍縮研究所拠出金(達成手段③)、ジュネーブ国際開発研究大学院拠出金(達成手段③)、国連軍縮部拠出金(SALIENT)(達成手段④)、国連軍縮部拠出金(SARCOM)(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮及び不拡散の進展は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つであることから、現在の施策目標は妥当であり、引き続きその達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

- 1 唯一の被爆国として、国際的な核軍縮の取組を主導する責任を有する日本政府にとって、国際的な核軍縮・核不拡散体制の礎石である NPT 体制の維持・強化は引き続き極めて重要であり、日本の安全保障にとっても有益。その観点から、NPT 運用検討会議の準備委員会においては、我が国政務を派遣するのみならず、作業文書の提出やサイドイベントの実施、積極的なステートメントの実施等で会議に貢献するとともに、我が国の核軍縮・不拡散政策を効果的に説明することに努めたところ、新型コロナウイルス感染症の影響で、第 10 回 NPT 運用検討会議が延期となってはいるが、準備委員会で積み重ねてきた議論や取組を引き続き継続し、核兵器廃絶決議、NPDI、ストックホルム・イニシアティブ、賢人会議等を通じ、運用検討会議に向けた取組・議論を推進していく。また、第 10 回 NPT 運用検討会議以降は、同会議の結果も踏まえながら、今後の中期・長期的な取組の方向性を見直した上で、取組を引き続き推進していく。
- 2 我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の枠組みを通じた、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ具体的な取組は、多国間軍縮における日本のコミットメントとしてその重要性を国際社会に対し示しており、極めて有効である。今後とも、NPDIを通じた取組とともに、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題への迅速かつ適切な対処に努めていく。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」及び「核軍縮の実質的な進展のための 1.5 トラック会合」については、次回 NPT 運用検討会議を見据え、令和 3 年 3 月に開催された第 2 回 1.5 トラック会合の議論の成果をしっかりと活用していく。また、核兵器廃絶決議についても、核軍縮の進め方をめぐる立場の異なる様々な国々が一致して取り組むことのできる「共通の基盤」を提供すべく、引き続き提出していく。
- 4 CTBT は核兵器国と非核兵器国の双方が参加し協力できる現実的かつ実践的な取組であり引き続

き我が国にとって重要である。CTBT の早期発効に向けて、一部の発効要件国の批准の見通しは立っていないが、令和3年2月にはキューバやコモロが批准するなど、CTBT の普遍化に向けた前向きな成果も出てきている。引き続き CTBT 発効促進会議や CTBT フレンズ外相会合等のあらゆる取組を通じて発効促進に向けた機運を醸成していく。

- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、 我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向けた機運を高めるような具体的な 議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を 通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論 に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を引き続き 委嘱するとともに、国連軍縮フェローシッププログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等 を招待することや、軍縮不拡散教育に関するステートメント等を積極的に行うことにより、我が国の 核軍縮政策に対する幅広い理解の促進に向けた取組を引き続き推進する。

9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

北朝鮮の核・ミサイル問題、イランの核合意及び保障措置協定上の義務の履行の重要性及びアジア 諸国における不拡散の取組強化の必要性等を踏まえ、引き続き関係国との緊密な協議や情報収集を行 う。北朝鮮の核問題については、アジア諸国における北朝鮮関連国連安保理決議の完全な履行及び IAEA に北朝鮮が復帰する際の迅速な初動を支援する。

イランの核問題については、我が国は国際不拡散体制と中東の安定に資する核合意(包括的共同作業計画(JCPOA))を支持しており、イランに対し、核合意を遵守し、核合意上のコミットメントに即座に戻るよう求める我が国として、IAEAの取組に更に協力していく。イランの保障措置関連の問題については、IAEAやIAEA理事国と協力しつつ、イランに対してIAEAとの完全な協力を求めていく。

追加議定書の普遍化について、締結国増加は、未締結国の意識向上や法整備等キャパシティ・ビルディングが必要とされるため容易ではないが、地域におけるセミナー等を通じた能力構築や情報共有を引き続き実施することにより、保障措置体制強化に向けた着実な取組を継続する。

近年、アジア諸国が、その経済発展に伴い、大量破壊兵器開発に転用可能な物資・技術の生産能力を獲得してきている一方、北朝鮮を始めとする懸念国による違法な調達活動が巧妙化している。アジア諸国が不拡散の「抜け穴」にならないよう、懸念主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理を推進していくことが必要であることから、これら取組の強化に向け、引き続き途上国を中心とした輸出管理制度が未整備又は執行能力の向上が必要な国に対する息の長い働きかけや国際社会との協力を推進する。

9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組

1 生物兵器禁止条約(BWC)

BWC 実施強化については、我が国のプレゼンスを示した効果的な貢献ができていると考えるが、新型コロナウイルス感染症により運用検討会議等が延期されたことを踏まえ、同会議までに時間があることから、さらに我が国として合意しうる事項を模索する取組を行い、同会議の成功を確実なものにする必要がある。

また、国連軍縮部拠出金事業についても、これまで着実な成果が得られているが、新型コロナウイルス感染症を受けて、物理的開催が困難になる中でも、BWC 体制の強化につながるように効果的に実施を促進するため支援していく。

BWC 非締約国に対しては、新型コロナウイルス感染症の発生を機に、多国間の取組や BWC 履行支援 ユニット (ISU) の取組を支援するなど、より効果的に取り組む必要がある。

2 化学兵器禁止条約 (CWC)

今後の化学兵器の使用を抑止するためにも、昨今の化学兵器使用事案に引き続き毅然と対応し、 関係国としっかり連携して必要な措置を採択できるようにすることが必要である。また、CWC 体制の 維持及び強化のため、OPCW の活動を維持及び強化できるようにすることも必要であるところ、引き 続き、我が国の知見を活用し、我が国として国際協力を実施し、または、OPCW による国際協力を支 援することで、我が国の顔が見える形で CWC 体制の強化に貢献していく。

9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

1 ATT については、引き続き管理委員等の役職を担うことから、条約に関する国際的な議論において 我が国のプレゼンスを示すべく、しっかりと対応していく。また、条約履行に関する議論が深まって いく見込みであることから、我が国としても議論に積極的に参加・貢献していく。

- 2 発効から20年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び 多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化(締結国・地域の更なる拡大)に取り組む。また、被害者支 援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスター弾 の問題に取り組む環境の醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピー ルするとともに、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。
- 4 LAWS を含む CCW については、国際的な規制の在り方を始めとする諸課題について引き続き議論が 行われる見込みであることから、我が国としては、国際社会が LAWS に関して人道と安全保障の観点 も勘案したバランスの取れた議論を行い、将来目指すべき取組の方向性を示すことに貢献すべく、 国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加する。
- 5 小型武器対策分野は紛争やテロとの関係で国際的な関心の高い分野であることから、国連総会に おける小型武器非合法取引決議案の提出・採択等の貢献を通じ、同分野への日本の役割をアピールし ていく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html)

個別分野10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際 機関との協力を推進する。
- 2 東電福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・2015 年 NPT 運用検討会議における岸田外務大臣一般討論演説(平成 27 年 4 月 28 日)
- ・第5次エネルギー基本計画(平成30年7月3日 閣議決定) 第2章
 - 第2節4.(3)原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立
 - 第2節11.(1)②二国間エネルギー協力体制の高度化
 - 第4節4.(5)③世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献

測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

中期目標(--年度)

- 1 IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの 確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

平成 30 年度目標

- 1 IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの 確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施 支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づき、令和 2 年に向け、日 IAEA 間の核テロ対策協 力を具体化していく。

施策の進捗状況・実績

1 平成30年9月にIAEA総会が開催され、政府代表として松山内閣府担当大臣が参加し、政府代表 による政府代表演説や米国及びフランスのカウンターパートとの会談を実施した。

平成30年5月にIAEA本部(ウィーン)で開催された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の検討会合に出席し、国別討議において日本の活動及び今後の取組や、前回の検討会合(平成27年5月)で言及された課題(廃炉によって生じる放射性廃棄物の処分に関する規制の制定、人材育成の強化、総合規制評価サービス(IRRS)ミッション(注)からの提案の実施)への取組などを報告した。

(注) IAEA 加盟国の原子力規制機関の専門家等によって構成され、規制の枠組みのほか、原子力、放射線、放射性廃棄物等に係る安全を含む幅広い課題について総合的に調査を行う。

5月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ(NSWG)を東京にて開催し、過去1年間の核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認し、現状認識及び今後の取組の方向性等について、具体的なイメージを両国間で共有した。

また、核セキュリティ関連条約の普遍化のため、局長級の軍縮・不拡散協議やその他国際会議等の場を用いて、未加入国(パキスタン等)に対し、加入に際しての障壁を照会するとともに加入の重要性について働き掛けを行い、さらに、G7各国と共に共同デマルシュを実施した。

2 平成30年2月に署名した「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に基づくIAEAとの協力具体化のため、オリンピックや主要競技の世界大会等の開催国とIAEAとの間の協力事例を関係省庁に共有するとともに、関係省庁・機関のニーズの聞き取り及び国内の具体的ニーズの指定作業を実施した。

令和元年度目標

- 1 IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの 確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施 支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」等を念頭に、核テロ対策協力の具体化に向けて日 IAEA 間で更に緊密に協議していく。
- 3 IAEA 核セキュリティに関する閣僚級国際会議(令和2年2月開催予定)に向け、関係省庁と共に、 前回会合以降の日本の核セキュリティ強化に向けた取組や、更なる取組が必要な分野の特定を行い、 国内外の核セキュリティ強化に向けた機運を高める。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月に日米核セキュリティ・ワーキング・グループ (NSWG) が米国で開催され、過去1年間の核 セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認するとともに、現状認識及び今後の 取組の方向性等について両国間で議論した。また、4月にはNSWGの下での協力として、外務省にお いて国内関係省庁と米国関係機関との間での意見交換を実施した。
- 2 平成30年2月に署名された「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に基づき、10月にIAEA及び米国の専門家の参加を得て、国内関係機関より約45名の出席の下、大規模公共行事における核セキュリティ対策に関する机上訓練を外務省で実施し、大規模公共行事における核セキュリティ事案を想定したシナリオに基づいて、各関係機関がどのような対応をするか等について議論を行った。
- 3 11 月に、日本原子力研究開発機構(JAEA)の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)の協力の下、核物質及びその他の放射性物質の輸送セキュリティに関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムには、IAEA 等の国際機関や核物質等の輸送セキュリティに関心を有する 37 か国から 100 名以上の専門家が参加し、輸送セキュリティに関するグッドプラクティスの共有や共通の課題について意見交換を行った。
- 4 令和2年2月に、IAEA 核セキュリティに関する国際会議が開催され、我が国から政府代表として、 若宮外務副大臣が出席し、政府代表演説において、核セキュリティ分野における我が国の取組や国 際貢献についてアピールしたほか、グロッシーIAEA 事務局長やブルイエット米エネルギー省長官等 との会談を行った。

令和2年度目標

- 1 東京オリンピック・パラリンピック大会が令和3年夏に延期されたことを受け、今年度の核セキュリティ強化の取組は極めて重要となる。IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。また、令和2年中に日本で開催予定の日米核セキュリティ作業グループ等の機会を通じ、核セキュリティ分野における日米間での協力を更に深化・拡大させていく。
- 2 令和3年度に開催予定の改正核物質防護条約のレビュー締約国会議に向けて、準備委員会の会合 が令和2年度中に予定されているところ、関係省庁と連携を取りながら我が国の対応について検討 し、これらの会合に向けて然るべく準備していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 議長国である米国のリーダーシップの下、12月にG7の原子力安全及び核セキュリティグループ会合 (NSSG) がオンラインにて開催、さらに5月、7月、10月及び12月にグローバル・パートナーシップの核・放射線セキュリティ作業グループ会合 (NRSWG) もオンラインにて開催され、関係省庁と連携しつつ、人材育成を始めとした核セキュリティ分野における議論に参加し、引き続き日本からも協力を継続する旨、発言した。なお、今年度開催される予定であった日米核セキュリティワーキンググループの開催は新型コロナウイルス感染症拡大のため延期となった。さらに令和3年3月にヨーロッパ対象の輸送セキュリティに関するウェビナーにおいて、我が国からは輸送セキュリティに関する日本のイニシアティブおよび本シンポジウムに関してプレゼンテーションを行った。
- 2 12 月及び令和3年2月、改正核物質防護条約の運用検討締約国会議の準備委員会がオンラインで開催された。本条約は、核セキュリティ分野における中心的な条約であり、令和4年3月に第1回目の運用検討締約国会議の開催を予定しているところ、我が国からも同会議の準備のための委員会に出席し、運用検討締約国会議開催に向けて必要となる事項について検討を進めた。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標 10-2 東電福島第一原発事故後の対応

中期目標(--年度)

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、SNS 等多様な 情報発信ツールを活用して積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

1 東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を6月に IAEA 事務 局へ提供した。我が国が提供した情報は、IAEA 事務局の評価コメントが付された形で、IAEA のホームページ(HP)に掲載された。また、11月に東電福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第4回 IAEA レビューミッションを実施した。本レビューミッションの最終報告書(平成31年1月に受領)を反映した包括的な情報提供を行い、IAEAのHPで公開予定。

放射線モニタリングと除染分野における IAEA と福島県との協力プロジェクトに関し、平成 25 年から平成 29 年までの活動成果の最終報告書が完成し、11 月に福島県の HP に公開(英語版)された。また、一般広報用のリーフレット(日本語版及び英語版)も福島県の HP 上で公開された。

東電福島第一原発の汚染水発生量を低減する目的で、東電福島第一原発の手前で汲み上げ海洋放出している地下水(地下水バイパス及びサブドレン水)の放射性物質濃度、及び放出地点近傍の海洋中の放射性物質濃度のデータを、毎月 IAEA 及び各国の在京大使館へ送付した。

2 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、10月に IAEA の専門家の訪日を得て、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和元年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、積極的な情報 発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

- 1 平成30年11月にIAEAにより行われた、東電福島第一原発の廃炉に向けた取組についての第4回IAEAレビューミッションの最終報告書が取りまとめられ(平成31年1月に受領)、平成31年1月にIAEAのHPで公開された。この報告書において、分かりやすい情報発信の重要性が言及されたこともあり、東電福島第一原発における汚染水の処理状況について、特に混同さやすい汚染水とALPS処理水(注)の違いにつき国際社会に対し分かりやすく説明する観点から、英文広報資料を作成し、9月にウィーンで開催されたIAEA総会を始めとする国際会議において配布した。また、8月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報をIAEA事務局へ提供したほか、原則毎月1回の在京外交団及びIAEA向けの現状の通報を実施し、原発事故以来100回以上に上る在京外交団向け説明会を開催する等在外公館を通じた積極的な情報提供なども行った。
 - (注) ALPS 処理水: ALPS (Advanced Liquid Processing System) を含む複数の浄化設備で浄化処理した水。
- 2 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、6月に IAEA の専門家の訪日を得て、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。
- 3 令和2年2月10日に公表された「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」による報告書について、同日、ウィーン訪問中の若宮外務副大臣から同報告書の英訳版をグロッシーIAEA事務局長に手交するとともに、在ウィーン代表部を通じてIAEAによる同報告書のレビューを要請した。
- 4 令和2年2月26日、訪日中のグロッシーIAEA事務局長が東電福島第一原発を視察し、同事務局長からは、同原発の廃炉に向けた我が国の取組への評価と、IAEAによる協力について言及があった。また、IAEAのHPにも我が国の取組への評価が掲載された。

令和2年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、IAEA 総会や IAEA 理事会等の関連会合、在京外交団向け説明会等を通じて、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等で IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 第4回 IAEA レビューミッション最終報告書を踏まえ、今年度も引き続き、東電福島第一原発における汚染水の処理状況や同原発の敷地内でタンク保管されている ALPS 処理水の状況等について、国際社会に対して透明性を持った説明を行ってきた。具体的には 12 月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報を IAEA 事務局へ提供したほか、4 月及び 10 月に在京外交団向けの説明会を実施し、原則毎月 1 回の在京外交団及び IAEA 向けの現状の通報を実施するなど、積極的な情報提供などを行った。
- 2 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、11月 に IAEA によって指名された国内の独立した研究機関の環境放射能の専門家を受け入れ、国内の分析 機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。
- 3 令和2年2月10日に公表された「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」による報告書について、IAEAによる同報告書のレビューを要請し、4月2日にIAEAによるレビュー報告書が公表された。同レビュー報告書中では、(処分方法として検討されている)海洋放出と水蒸気放出の2つの選択肢について、技術的に実行可能であり、時間軸上の要求も満たす等の所見及び助言が示された。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標(--年度)

IAEA との連携を通じて効果的・効率的に国際的な課題に取り組み、原子力の平和的利用の促進を図る。また、これらの連携強化を通じて、国際社会における日本の更なるプレゼンス強化を図る。

平成 30 年度目標

- 1 技術協力基金 (TCF) 及び平和的利用イニシアティブ (PUI) 拠出金を通じた IAEA の原子力の平和 的利用分野における活動強化
- 2 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みなどを通じた、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、 IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大
- 3 IAEA の原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援

- 1 我が国は、TCF に対して、平成 30 年度に 797 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI 拠出金により、IAEA に対して 374 万米ドルを拠出、アフリカ、東南アジア、中南米カリブ地域を中心とする 57 の IAEA 加盟国に対するがんや感染症対策、農業支援、水資源管理、原子力安全等の 12 の IAEA プロジェクトを支援した。
- 2 IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
- IAEA が実施する技術協力活動に係る研修員の受入れや専門家の派遣、会合の開催について、国内 組織の協力強化を支援するため、IAEA に対する国内の人材や組織の提示、国内機関との調整を行っ た。
- ・ 日本国内の 11 大学・医療機関によるコンソーシアムと IAEA との間の核医学分野における協力強化に向けた実施取決めの署名(11月)を側面支援したほか、この分野の IAEA プロジェクトに対してPUI 拠出金を割り当て、同コンソーシアムによる研修の開催等の IAEA との協力強化を促進した。
- ・ 平成31年1月に、ヘイワードIAEA事務次長を日本に招へいし、国内の研究機関や大学等における意見交換や講演等を実施して、日本国内の人材や組織のIAEAへの理解を強化し、IAEAとの協力関係構築やIAEAでの勤務に対する関心を高めた。また、各訪問先との意見交換や原子力関連施設の視察等を通じて、原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務次長にインプットし、IAEA

における日本との協力強化に向けた関心強化を図った。

- ・ IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を図るため、我が国が開催した国連ビジネスセミナー(7月)に際する IAEA への働き掛け・調整、IAEA と企業間の連絡・調整の側面支援を行った。同セミナーでは、IAEA による参加企業に対するプレゼンテーションや個別相談が行われ、相互理解が深まった。
- ・ RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に出席し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、平成30年度に実施されたRCA プロジェクト12件のうち11件に日本人専門家の参画や、日本人専門家のIAEA講師としての派遣が行われたほか、医療分野3件及び水資源管理分野1件の関連会合の国内開催に至った。
- 3 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs (特に、目標 2 (飢餓)、3 (保健)、6 (水・衛生)、7 (エネルギー)、9 (イノベーション)、13 (気候変動)、14 (海洋資源)、15 (陸上資源)、17 (パートナーシップ))の達成に向けて取り組んでおり、 TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。

11 月に、原子力の平和的利用、特に保健・医療、農業・食料、環境、水資源等の分野における原子力科学技術の応用と SDGs 達成に向けた取組促進を目的とした IAEA 原子力科学技術閣僚会議が開催され、辻外務大臣政務官が出席し、コスタリカと共に共同議長を務めた。

令和元年度目標

- 1 技術協力基金(TCF)、平和的利用イニシアティブ(PUI)拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。
- 2 1を含む IAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。

- 1 (1) TCF に対して 802 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業及び原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI に対して 160 万米ドルを追加拠出。PUI を通じて、アジア、アフリカ及び中南米カリブ地域を中心とする IAEA 加盟国に対して、がんや感染症対策、農業支援、水資源管理、原子力安全等様々な分野にかかる 59 の IAEA プロジェクトを支援した。
- (2) IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
 - ・ IAEA が実施する技術協力活動への国内の人材や組織の協力(研修員の受入れ、専門家の派遣、 会合の開催等)を強化するため、IAEA に対する国内の人材や組織についての情報提供や、IAEA と 国内機関による協力に向けた調整を支援した。
 - ・ 日本国内の11大学・医療機関によるコンソーシアムとIAEAとの間の核医学分野における協力強化に向けて、PUIを通じて、IAEAの関連プロジェクトを支援することで活動強化を促したほか、同コンソーシアムによるIAEA会合の開催やIAEA研修員の受入れを支援した。
 - ・ IAEA のサイバースドルフ原子力応用研究所の改修 (ReNuAL) 事業に対して、PUI を通じて 130 万ユーロを支援し、IAEA による原子力応用分野における活動強化に貢献した。同事業により新設された研究棟の一つは、9月の IAEA 総会において、故天野前 IAEA 事務局長の名を冠して「ユキヤ・アマノ・ラボラトリー」と命名された。
 - ・ 令和2年2月のグロッシーIAEA 事務局長の訪日に際しては、大阪大学などの教育機関及びサイバースドルフ研究所に質量分析計を提供した島津製作所への訪問、経団連主催の原子力関連企業・団体との意見交換などの機会を設け、日本国内の人材や組織の IAEA への理解を深め、IAEA との協力関係構築・強化や IAEA での勤務に対する関心向上を促した。また、各訪問先での意見交換や視察等を通じて、原子力の平和的利用分野における我が国の取組を同事務局長にインプットし、日本との協力強化に向けた IAEA の関心向上を図った。
 - ・ RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に出席し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、 令和元年度に実施された RCA プロジェクト 12 件すべ

- てにおいて、日本人専門家の参画を実現したほか、医療分野2件及び農業・食糧分野1件の関連会 合の国内開催に至った。
- 2 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs (特に、目標 2 (飢餓)、3 (保健)、6 (水・衛生)、7 (エネルギー)、9 (イノベーション)、13 (気候変動)、14 (海洋資源)、15 (陸上資源)、17 (パートナーシップ)) の達成に向けて取り組んでおり、日本の TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。

令和2年度目標

- 1 技術協力基金 (TCF) 拠出金、平和的利用イニシアティブ (PUI) 拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA)」等の枠組みを通じて、IAEA による原子力の平和的利用促進に向けた活動を支援する。また、これら支援等を通じ、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大、IAEA の調達活動への日系企業の参画拡大を後押しし、平和的利用分野における日本の国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。
- 2 1を含む IAEA の原子力の平和的利用にかかる活動の支援を通じ、SDGs 達成に向けた取組を促進する。
- 3 グロッシーIAEA 事務局長は、加盟国に対する新型コロナウイルス感染症対策を IAEA の最優先事項と位置づけて取り組んでおり、この取組を支援することで、日・IAEA 協力を強化しつつ、国際的な新型コロナウイルス感染防止の取組を支援する。
- 4 令和2年3月にグロッシーIAEA 事務局長が立上げを発表したマリー・キュリー・フェローシップ・ プログラムを支持し、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献する。

- 1 (1) IAEA 技術協力基金 (TCF) に対して 725 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業及び原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、平和的利用イニシアティブ (PUI) を通じて 15 億円以上を追加拠出し、以下の取組を実施し、原子力の平和的利用の促進やこれを通じた新型コロナウイルス感染症対策やSDGs の達成といった地球規模課題へ取組を支援した。IAEA は、関連会合や IAEA ホームページ (HP)、グロッシー事務局長のツイッターやスピーチ等を通じて、こういった我が国支援について対外的に発信している。
 - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、グロッシー事務局長の下で新たに開始された IAEA による新型コロナウイルス感染症対策や同ウイルスを含む感染症対策能力強化に向けた取組である統合的人畜共通感染症行動事業 (ZODIAC) に対して、グロッシー事務局長からの緊急支援要請に基づく支援を行ない、各国の PCR 検査体制確立等に大きく貢献するなど、時宜にかなった機動的な支援を実施した。
 - ・ グロッシー事務局長が新たに立ち上げた IAEA マリー・キュリー奨学金に対して 50 万ユーロを 拠出し、これによりインドネシア、マレーシア、フィリピン及びタイの奨学生を支援した。このうち 1 名は、群馬大学での修学が予定されている。
 - ・ 天野 IAEA 事務局長が開始したサイバースドルフ原子力応用研究所の改修 (ReNuAL) 事業の後継事業として、9月、グロッシー事務局長は ReNuAL 2 を立ち上げた。我が国は、原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA による取組の支援や天野前事務局長が開始した同研究所改修事業の完遂といった観点から、PUI を通じて、ReNuAL 2 に対して、100 万ユーロを支援した。
- (2) IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向け、以下のような様々な取組を実施した。
 - IAEA が実施する技術協力活動への国内の人材や組織の協力(研修員の受入れ、専門家の派遣、 会合の開催等)を強化するため、IAEA に対する国内の人材や組織についての情報提供や、IAEA と 国内機関による協力に向けた調整を支援した。
 - IAEAと日本の8つの製薬会社の間で、双方の協力強化に向けた意見交換を実施した。
 - ・ 日本国内の11大学・医療機関によるコンソーシアムとIAEAとの間の核医学分野における協力強化に向けて、PUIを通じて、IAEAの関連プロジェクトを支援することで活動強化を促したほか、同コンソーシアムによるIAEA会合の開催準備やIAEA研修員の受入れ準備を支援した。
 - ・ RCA に基づく活動推進のため、日本政府として、RCA の政府代表者会合、総会、各種ワーキング・グループ等に出席し、RCA の戦略策定やプロジェクト形成及び実施に貢献した。また、本件に係る政策決定に資するよう、関連分野の日本人専門家の RCA プロジェクトへの参画や関連会合への出席、関連会合の開催を支援した。これにより、令和2年度に実施された RCA プロジェクト 14件において、日本人専門家の参画を実現したほか、医療分野1件のオンライン会合を主催した。

2 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs (特に、目標 2 (飢餓)、3 (保健)、6 (水・衛生)、7 (エネルギー)、9 (イノベーション)、13 (気候変動)、14 (海洋資源)、15 (陸上資源)、17 (パートナーシップ))の達成に向けて取り組んでおり、日本は、TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による同取組を支援した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: a

測定指標 10-4 二国間協定の交渉・協議

中期目標(--年度)

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

平成 30 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

交渉中のメキシコとの二国間原子力協定等については引き続き交渉を継続した。また、10月に、日英原子力協定の改正について交渉を開始することで一致した。

令和元年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

英国の EU 離脱に伴い必要となった現行の日英原子力協定の改正について、6 月に東京で英国との間で交渉を行って以降、妥結に向け、交渉を継続した。

令和2年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定の交渉を行う。現在交渉中の日英原子力協定の改正については、年内の署名及び締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

英国の EU 離脱に伴い必要となった現行の日英原子力協定の改正について、英国政府との間で協議を重ねた結果、最終的な合意に至り、12 月に同協定改正議定書の署名を行った。同協定改正議定書は、その締結について国会の承認を求めるため、令和3年常会に提出されている。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

評価結果(個別分野 10)

施策の分析

【測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *】

核セキュリティの分野では、平成30年4月及び令和元年11月に、日本原子力研究開発機構(JAEA)の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)の協力の下、核物質及びその他の放射性物質の輸送セキュリティに関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムには、IAEA等の国際機関や核物質等の輸送セキュリティに関心を有する37か国から100名以上の専門家が参加し、輸送セキュリ

ティに関するグッドプラクティスの共有や共通の課題について意見交換を行った。さらに令和3年3月にヨーロッパ対象の輸送セキュリティに関するウェビナーにおいて、我が国からは輸送セキュリティに関する日本のイニシアティブ及び本シンポジウムに関してプレゼンテーションを行った。これら活動は、輸送核セキュリティ向上に貢献する上で大きな意義があった。

また、令和2年2月には、IAEA 核セキュリティに関する国際会議が開催され、我が国から政府代表として、若宮外務副大臣が出席し、政府代表演説において、核セキュリティ分野における我が国の取組や国際貢献についてアピールしたほか、グロッシーIAEA 事務局長やブルイエット米エネルギー省長官等との会談を行い、グローバルな核セキュリティ対策を更に強化するための方策や各国の知見の共有を促進することができたことは、世界的な核セキュリティの向上に大きな意義のあることであった。

令和2年12月、議長国である米国のリーダーシップの下、G7の原子力安全及び核セキュリティグループ会合(NSSG)が開催、さらにグローバル・パートナーシップの核・放射線セキュリティ作業グループ会合(NRSWG)もオンラインにて開催され、関係省庁と連携しつつ、核セキュリティ分野における議論に参加することで、情報共有や意見交換を行い、核セキュリティ強化に向けた国際的連携を進める上で大きな意義があった。

令和2年12月及び令和3年2月、改正核物質防護条約の運用検討締約国会議の準備委員会がオンラインで開催された。本条約は、核セキュリティ分野における中心的な条約であり、令和4年3月に第1回目の運用検討締約国会議の開催を予定しているところ、我が国からも同会議の準備のための委員会に出席し、検討を進めた。改正核物質防護条約の普遍化を進める上で重要なことであり、引き続き取り組んでいく必要がある。(平成30・令和元・2年度:原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

原子力安全の分野では、令和2年6月に原子力事故早期通報条約及び原子力事故援助条約の締約国会合がオンライン形式で実施され、日本から東電福島第一原発事故から得た教訓を踏まえた取組についてプレゼンテーションを実施し、国際的な原子力安全の向上に貢献した。また、我が国の締結により平成27年4月に発効した原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)の締約国数拡大に向け、令和3年2月に各国のウィーン代表部に対して、オンライン形式での説明会を開催した。説明会の開催を通じ、CSC締結の意義や我が国の取組を各国に紹介し、締結を奨励した。これは、IAEA等国際社会で累次その重要性が確認されている、国際的な原子力損害賠償制度の強化に資する取組であり、国際的な原子力安全の強化・国際的な原子力損害賠償制度構築への貢献という目標を達成する上で効果が高かった。(平成30・令和元・2年度:IAEA、G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②)

また、欧州復興開発銀行 (EBRD) が管理するチェルノブイリ新シェルター建設プロジェクト等の効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し、G7を始めとする拠出国及びEBRDとの国際的な取組を推進したことにより、チェルノブイリ・サイトの安全と安定化及び世界的な原子力安全の向上・強化に大きく貢献できた。チェルノブイリ原発及びその周辺の安全のみならず、国際的な原子力安全の強化の観点からも極めて重要であるため、福島第一原子力発電所事故の当事国である我が国として、主体的な貢献を行うことの意義は極めて大きい。

【測定指標 10-2 東電福島第一原発事故後の対応】

平成30年度から令和2年にかけて、東電福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して、権威ある国際機関であるIAEAの評価を得た包括的情報レポートを継続して定期的に発出したことは、我が国の対応について、国際社会からの信頼醸成に有益だった。また、ALPS 処理水の取扱いに関し、令和2年4月に公表された ALPS 小委員会報告書に係るIAEA レビュー報告書において、(処分方法として検討されている)海洋放出と水蒸気放出の2つの選択肢について、技術的に実行可能であり、時間軸上の要求も満たす等の所見が示された点は、国際社会に対する透明性をもった情報発信を継続する上で非常に有益であった。その他、サブドレン(注:建屋まわりの井戸)及び地下水バイパスによる地下水の排水実績に係る外交団通報を平成30年度から令和2年にかけて定期的に発出したこと、平成30年10月、令和元年9月、11月、令和2年2月、4月及び10月に在京外交団向け説明会を実施し、国際的にも関心が高いALPS 処理水の検討状況等について情報提供を行うことにより、ALPS 処理水の取扱いについて国際社会から理解を得る上で大きな意義があった。

海洋モニタリング・レビューについては、我が国の信頼性及び透明性の向上を目的として、毎年1回 IAEA の専門家もしくは IAEA の指名する国内専門家の受入れを実施した。(平成30・令和元・2年度:東電福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整(達成手段③))

【測定指標 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施】

IAEA 技術協力基金(TCF)、平和的利用イニシアティブ(PUI)及び原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)を利用し、アジア・大洋州、アフリカ、中南米等の開発途上国に対して、発電分野及び保健・医療、食糧・農業、環境等の非発電分野における人材育成や技術移転などの開発協力を実施したことは、原子力の平和的利用の促進及び国際的な原子力安全の向上に貢献する上で効果があった。(令和2年度:国際原子力機関(IAEA)技術協力基金拠出金(達成手段④))

加えて、PUI を通じて、グロッシー事務局長の支援要請に基づく IAEA による新型コロナウイルスを含む感染症対策支援や IAEA サイバースドルフ原子力応用研究所の改修 (ReNuAL) 事業に取り組んだ点は、途上国支援という観点に加え、適時適切な支援を行うことによる IAEA 加盟国や IAEA 事務局との関係強化や IAEA における我が国のプレゼンス強化という観点からも大きな効果があった。なお、ReNuAL事業により新たに建設された研究棟は、故天野前事務局長の名前を冠し、天野之弥研究棟と命名され、国際社会における我が国のプレゼンス強化にも貢献した。(令和2年度:平和的利用イニシアティブ拠出金(達成手段⑤))

また、グロッシー事務局長が新たに立ち上げた IAEA マリー・キュリー奨学金に対する支援を通じて、インドネシア、マレーシア、フィリピン及びタイの奨学生を支援することで、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献し、ジェンダーの観点も踏まえた原子力の平和的利用の促進に貢献したほか、我が国が支援する研修生は日本国内の大学にて修学予定であり、我が国知見の国際社会への共有と我が国の国際的なプレゼンス強化にも貢献した。(令和2年度:平和的利用イニシアティブ拠出金(達成手段⑤))

さらに、グロッシー事務局長が民間組織との協力強化を重視している点を踏まえ、日本国内の8つの製薬会社と IAEA の間での意見交換の実施を支援し、双方の考え方やニーズについて理解を深めるなど、IAEA と国内人材、企業及び機関の協力強化に向けて進展があった。

RCA の枠組みにおいては、日本人専門家の参画の場を更に拡大し、我が国の優れた知見を活用して開発途上国に対する IAEA の活動を支援したことは、我が国の技術協力活動への関与拡大の観点から効果が高かった。こうした我が国の取組を含む加盟国からの支援を通じ、IAEA は、原子力の平和的利用の促進に向けた活動を効果的・効率的に実施しており、IAEA 総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEA の活動の重要性や PUI の有用性などが言及されており、その成果が評価されている。(平成 30・令和元・2 年度:原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

以上のとおり、平成30年度から令和2年度を通じ、IAEAに対する拠出を通じた原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施や、その促進に向けての国内企業、研究機関及び大学との協力強化など、目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。(令和2年度:国際原子力機関(IAEA)技術協力基金拠出金(達成手段④)、平和的利用イニシアティブ拠出金(達成手段⑤))

【測定指標 10-4 二国間協定の交渉・協議】

二国間原子力協定等に基づき、平成30年度から令和2年度にかけて、各年度約100件の二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施したことは、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する上で有効であった。(平成30・令和元・2年度:原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性等から、原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加しており、東電福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方、原子力発電に利用される核物質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、また一国の事故が周辺国にも大きな影響を与え得ることから、原子力の平和的利用の促進に当たっては、保障措置(Safeguards)、原子力安全(Safety)、核セキュリティ(Security)の「3S」を確保する必要がある。特に、原子力安全の分野において、福島第一原発事故の経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国が果たすべき責務である。

上記を踏まえれば、国際協力を通じて、我が国は国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に 貢献していく必要がある。また、福島第一原発事故を経験した我が国は、IAEA 等から知見や協力を得 て同原発の廃炉・汚染水対策を進めるとともに、国際社会に対する我が国の取組に関して積極的に情 報発信を行うことにより、国際社会に対して開かれ、かつ透明性をもった形で事故対応を進めていく ことが重要である。

また、二国間原子力協定の締結、協定等に基づいた核物質・原子力関連品目の適切な移転の確保、及び放射性物質の安全かつ円滑な輸送の実施は、「3S」を確保しつつ原子力の平和的利用に係る国際協力を促進する上で不可欠である。

さらに、発電分野に加え、非発電分野においても原子力の平和的利用を促進していくことが重要である。特に、非発電分野において IAEA が実施する技術協力活動への支援は、ニーズが高く、TCF、PUI 及び RCA 等の枠組を通じて支援を行うことは、原子力の平和的利用にかかる国際協力を推進し、ひいては日本が重視する SDGs への貢献につながるため非常に重要である。

以上を踏まえ、本施策は今後も継続的・恒常的な取組を要するものであり、令和3年度以降も各施策目標を維持し、これらの達成に向けて取り組んでいく。

【測定指標】

10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進することが引き続き重要であり、今後もIAEAやG7各国との関連会合への積極的な参加、人材育成を通じた国際協力等を実施する。また、IAEAとの間で、令和元年に実施した「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に基づく机上訓練の成果を踏まえ、今後の核セキュリティ関連の政策策定及び関連する会合に出席し、情報収集及び関係機関に共有することを目標とする。

10-2 東電福島第一原発事故後の対応

東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、引き続き積極的な情報発信を行っていくとともに、事故後の対応に関し、IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

原子力の平和的利用の促進や原子力安全の向上に向けた国際協力の実施は引き続き重要であり、IAEA 等の国際機関やG 7を始めとする関係国との協力を通じ、原子力分野における国際協力に取り組み、また、開発途上国への開発協力や SDGs の達成といった地球規模課題に貢献するため、TCF や PUI による財政的支援や、IAEA と国内の大学、研究機関、企業等の組織との協力を強化し、RCA の枠組みの活用等を通じて、原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA の活動を支援していく。

10-4 二国間協定の交渉・協議

二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めることは引き続き重要であり、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の我が国への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案しつつ、個別具体的に検討していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

原子力の平和的利用

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/index.html)

原子力の平和的利用/核セキュリティ

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/n_s_ne/page22_000968.html)

個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 201 回国会施政方針演説(令和 2 年 1 月 20 日) 四 成長戦略(イノベーション)
- ・統合イノベーション戦略 2019 (令和元年 6 月 21 日 閣議決定) 第 II 部
 - 第1章(3)エビデンスに基づく政策立案/大学等法人運営の推進
 - 第4章 知の国際展開
 - 第5章 特に取組を強化すべき主要分野
- ・第 193 回国会外交演説(平成 29 年 1 月 20 日) 科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進
- ・第 201 回国会外交演説(令和 2 年 1 月 20 日) 重要技術の流出への対処
- ・第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日 閣議決定) 第7章(3)科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開

測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標 (--年度)

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定(EPA)等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク(STDN)の一層の活用を図る。

- 1 ロシア、シンガポール、ノルウェー、中国、スウェーデン、カナダ及びドイツの計7か国それぞれとの間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。これら政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。また、スペイン、豪州、英国等とも開催へ向けて調整を行っていたが、総選挙実施その他の相手国側の事情により日程が合わず、令和元年度に持ち越すこととなった。
- 2 新興国との科学技術協力関係の強化については、8月に第16回日中科学技術協力委員会を東京で 実施した。EPAに基づく政府間会合としては初めて、4月にシンガポールとの第1回科学技術合同 委員会を実施し、両国間の科学技術協力の現状や、バイオメディカル、ICT、宇宙及び北極分野での 協力等について意見交換を行った。
- 3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議(平成31年2月)においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和元年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会 を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定(EPA)等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク(STDN)の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 オランダ、米国、豪州、EU、南アフリカ及びセルビアの計6か国・機関との間で政府間合同委員会を実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や量子技術等各種分野の協力について議論した。
- 2 令和2年1月に実施された南アフリカとの合同委員会等、新興国も含めた政府間会合の実施を通じて各国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。なお、米国(実務級)やベトナム等とも開催へ向けて調整を行っていたが、新型コロナウイルス感染の状況も踏まえ、令和2年度に持ち越すこととなった。
- 3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議(令和2年1月)においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和2年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会 を開催する。令和2年度に持ち越しとなった米国やベトナム等との協議実現に向け調整を継続する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定(EPA)等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、戦略会 議を開催するなど国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク(STDN)の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 フィンランド、インド及び米国の計3か国との間で政府間合同委員会を実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や量子技術等各種分野の協力について議論した。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、関係者が一同に会す対面形式での開催を希望する国とは合同委員会の開催が延期となり、令和3年度に持ち越すこととなった。
- 2 11 月に実施されたインドとの合同委員会では、新興国との科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。
- 3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議(令和3年1月)においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、各国の科学技術政策情報の共有を行うとともに、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標(--年度)

国際熱核融合実験炉(ITER(イーター))計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動(核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動)への参加を通じ、多国間の科学技術協力に貢献するとともに、参加国との関係を増進する。

平成 30 年度目標

多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標に向け、イーター計画とブローダー・アプローチいずれも、限られた予算での効率的なプロジェクトの実施に取り組む。

- 1 イーター計画については、今後本格的な建設期に移行していくことを踏まえ、同計画参加極として実験炉の建設計画に沿った建設に着実に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU との協力の下、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間の協力・信頼関係の一層の構築に尽力した。イーター理事会等各加盟極が出席する定例会議等の機会を捉え、他の加盟極やイーター機構との間で個別の会談等を行うことにより、コミュニケーションの向上を図った。また、実験炉の建設計画について、平成29年11月時点では約50%の建設が完了していたのに対し、11月時点では約60%まで建設が進む等、着実な進展を見せた。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と連携し活動を進めた。同計画の国内サイト地である茨城県那珂市及び青森県六ヶ所村において、JT-60SA(サテライト・トカマク(核融合実験装置))の建設等が引き続き順調に進められた。令和2年4月以降のブローダー・アプローチの新たなフェーズの協力活動内容について、政府レベルを含め、議論が進められた。

令和元年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。特に、令和2年以降の新たなフェーズの協力について、日 EU 間の協力内容の調整に引き続き取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け加盟極間で緊密に連携し、実験炉の建設計画に沿った取組に尽力した。また、定例理事会や下部委員会での議論を通じ、各極とのコミュニケーションの強化に貢献した。実験炉の建設計画の進捗については、11 月時点で全体の約 65%まで建設が完了したほか、令和 2 年 1 月末には、日本が制作において貢献しているトロイダル磁場コイル初号機の完成式典が明石市で行われるなど、着実な進展を見せた。また、同完成式典出席のため来日したビゴ・イーター機構長は、尾身外務大臣政務官と意見交換し、日本とイーターとの間で引き続き協力を進めることを確認した。
- 2 ブローダー・アプローチについては、茨城県那珂市にて行われている JT-60SA (サテライト・トカマク (核融合実験装置)) の建設が順調に進んだ。また、EU との連携が進展し、令和2年4月から始まるブローダー・アプローチの新たなフェーズにおける協力活動内容について政府間の議論が断続的に進められた。

令和2年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、4月以降の新たなフェーズの協力が順調に行われるよう、日 EU 間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。さらに、JT-60SAの建設完了に向け、EUと一層緊密に連携し調整に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 イーター計画の進展に向け、加盟国間で緊密に連携の上、実験炉の建設計画に沿った取組に引き続き尽力した。新型コロナウイルス感染拡大への対処が必要となる中、我が国は定例理事会や下部委員会ほか様々な議論の場を通じて、各極とのコミュニケーションの強化を図り、加盟極間の連携強化に貢献した。そのような中、実験炉の建設計画の進捗については着実に進展を見せ、7月には、実験炉が主要機器の組立・据付を開始できる新たな段階に入ったことを祝う「ITER 組立・据付開始式典」が南仏サン・ポール・レ・デュランスに所在するイーター本部で開催された。同式典では各

極要人から祝意が述べられたほか、萩生田文部科学大臣によるビデオメッセージが上映され、その中で安倍総理大臣のメッセージが代読されるなど、日本政府としてイーター計画の進展への祝意を述べた。

2 ブローダー・アプローチについては、4月から日 EU 間の協力フェーズが新たな段階に入るとして、令和2年3月ブリュッセルにて、日 EU 間の引き続きの協力関係を確認する共同宣言への署名が開催された。署名式には、日本側から児玉 EU 代表部特命全権大使が、EU 側からシムソン欧州委員(エネルギー担当)が出席し、署名を行った。また、4月には、日 EU 間の取組の一つである JT-60SA の建設が完了するなど、日 EU 間の協働プロジェクトの着実な進展が見られた。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標(--年度)

国際科学技術センター(ISTC)への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、 大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

平成 30 年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働きかけを行い、 ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比 25%減の予算 の枠内で活動を実施した。平成 30 年の事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費は 11% の見込み(平成 29 年は 15%)であり、10%目標達成へ向けて着実に進んだ。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員1名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国はEU との共同ファンディングを含め新規に6件のプロジェクトを開始した。これらを通じ、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化、また、ISTC を支援する米国やEU と日本との政策協調を進めた。

令和元年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、 ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比同額の予算の 枠内で活動を実施した。令和元年度の事務局運営費の対プロジェクト・プログラム事業費は 10%の 見込みであり、10%目標を踏まえて活動している。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員1名を群馬大学重粒子線医学研究センターから派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国はEU との共同ファンディングを含め新規に3件のプロジェクトを開始した。これらを通じ、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化、また、ISTC を支援する米国やEU と日本との政策協調を進めた。

令和2年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、 ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務局運営経費は前年比同額の予算の 枠内で活動を実施した。令和2年度の事務局運営費のプロジェクト・プログラム事業費に対する割合はコロナ禍で事業の執行率が低下したことを受け上昇する見込みであるが、10%目標を踏まえて 活動している。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、令和元年度に群馬大学重粒子線医学研究センターから派遣した事務局職員1名が引き続き勤務し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は新規に3件のプロジェクトの支援を決定し、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化に取り組んだ。さらに、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んできた ISTC の知見を同地域以外でもいかし、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させるべく、ISTC を支援する米国やEU と日本との政策協調を進めた。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進 *

中期目標(--年度)

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通じ、産学官の関係主体との連携を通じ、各種知見や取組を結び付け、助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を通じ、外交上の成果に結び付けていく。特に、今後予定される主要外交機会(大阪G20、TICAD7及びSDGs首脳級レビュー)に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組を進める。
- 2 科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを一層明確にすることにより、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動
- (1)提言について、持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション(STI for SDGs)に関しては、科学技術外交推進会議の下でスタディグループを立ち上げ、2回の会合結果を踏まえ、5月に、「SDGs 達成のための科学技術イノベーションとその手段としての STI ロードマップ~世界と共に考え、歩み、創るために~」を提言として取りまとめ、同顧問から中根外務副大臣に提出した。また、6月に国連本部で開催された SDGs と科学技術との関係を討議する第3回 STI フォーラムの STI ロードマップに関するセッションにて、同提言について発信した。また TICAD 7 に向けてアフリカ・スタディグループを立ち上げ、2回の会合結果を踏まえ、平成31年3月に、TICAD 7 に向けた提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」を策定し、阿部外務副大臣に提出した。さらに、デジタル技術に関する取組に関して、7月に安西祐一郎氏(慶應義塾 学事顧問・同大学名誉教授、独立行政法人日本学術振興会 顧問・学術情報分析センター所長)が国連「デジタル協力に関するハイレベルパネル」のメンバーに選任された機会を捉えて、同推進会議の下で、「STI for SDGs を支える人材育成に関する考察」を策定した。
- (2) ネットワーク構築活動については、同顧問が11月に東京で開催された第6回外務省科学技術顧問ネットワーク (FMSTAN) に出席し、STI for SDGs に関する提言について発信した (第5回会合 (5月、於:スイス)及び第7回会合 (平成31年2月、於:オマーン)は代理が出席。)。また、科学技

術外交推進会議を3回開催(5月、12月及び平成31年3月)し、産学官の関係者との意見交換を行ったほか、科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために、国内のほか、米国、カタール、中国、フランス、スペイン、アルゼンチン及びブラジルにおいて、科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や、大学及び研究所等の視察を行った。

- (3) G20 大阪サミットに向けての取組としては、5月に策定された SDGs 達成のための科学技術イノベーション (STI for SDGs) に関する提言を基に作成された、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方(案)」をG20 大阪サミットの成果物とすべく、G20 作業部会の中で2回議論を行った。
- 2 外務大臣科学技術顧問による対外発信については、科学技術イノベーションの対外発信事業(「SIPキャラバン」)を11月にカタール(第10回)にて、平成31年2月にフランス(第11回)、同3月にアルゼンチン(第12回)及びブラジル(第13回)にて実施した。また、国内外で他機関が主催する11回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施した。また、外務省内において、若手職員を対象とする研修における講義(5月)及び省内セミナー(4回)を開催した。

令和元年度目標

- 1 (1) 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結びつけていく。
- (2) 特に、主要外交機会(G20大阪サミット、TICAD 7 及び SDGs 首脳級会合等)に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。具体的には、STI for SDGs の発信について、G20 開発作業部会において議論を行った後、シェルパ会合において議論を行い、G20大阪サミットの成果物に盛り込むことを目指す。また、国連の下でも、STIフォーラム、ハイレベル政治フォーラム(HLPF)及び SDGs 首脳級会合等において発信を行うことにより、科学技術外交に係る対外発信を効果的に実施する。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 外務大臣科学技術顧問の活動

(1) 提言

科学技術外交促進会議が、平成30年5月に策定した提言「SDGs 達成のための科学技術イノベーションとその手段としてのSTIロードマップ~世界と共に考え、歩み、創るために~」等を基に、我が国はG20の議長国として、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方」を取りまとめ、同「基本的考え方」は、G20大阪サミット首脳宣言の附属文書として採択された。

また、TICAD 7 に向けて平成 31 年 3 月に策定した提言「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」に盛り込まれた要素は、TICAD 7 における安倍総理大臣のスピーチや成果文書に反映された。また、同提言を受けて、SATREPS(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)の令和 2 年度分の研究提案募集では、アフリカ地域において ICT を積極的に活用することにより社会課題の解決を目指す提案を奨励することになった。

(2) ネットワーク構築活動

11 月にウィーンにて開催された第8回外務省科学技術顧問ネットワーク (FMSTAN) 会合に出席し、STI for SDGs ロードマップ策定方法等について提言した。科学技術外交推進会議を3回開催 (7月、11 月及び令和2年3月) し、産学官の関係者との意見交換を行ったほか、科学技術関係者とのネットワーク構築及び強化のために、国内のほか、イスラエル、パレスチナ、エジプト、ハンガリー、英国、中国、オーストリア、シンガポール及び米国において、科学技術担当大臣や科学技術顧問等との意見交換や、大学及び研究所の視察を行った。

(3) 発信

科学技術イノベーションの対外発信事業(「SIP キャラバン」)を5月にエジプト(第14回)にて実施した。また、国内外での他機関が主催する13回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施した。外務省内において、職員を対象とするセミナー(3回)を開催した。

さらに、12 月、外務省は政策研究大学院大学と共催で、第2回科学技術外交シンポジウムを開催し、これまでの顧問活動を振り返り、今後の顧問制度の方向性について議論を行い、方向性を示す提言を行った。

2 外務大臣次席科学技術顧問の活動

4月に、同顧問の活動を補佐するために、外務大臣次席科学技術顧問を設置した。本年度におい

ては、国内外での他機関が主催する6回の講演会等に招待され、科学技術外交に関する講演を実施 したほか、ラオス、ベトナム及びインドにおいて、科学技術担当の政府要人や科学技術顧問等と意 見交換を行い、特に南・東南アジア諸国を中心とした科学技術関係者とのネットワークを強化した。

令和2年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結びつけていく。特に、主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みをいかしていく取組及び発信を進める。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術を通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国のソフトパワーを高めるべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動
- (1) 助言·提言

4月1日、二代目の外務大臣科学技術顧問として松本洋一郎・東京理科大学学長が就任し、同顧問の下に、9月、委員を新たにした科学技術外交推進会議を立ち上げ、様々な科学技術分野における専門的な知見を集め、科学技術外交の企画・企画立案に活用している。具体的には、①科学技術と安全保障の連関、②地球の健康:食料システム転換のための科学技術、③デジタル・AI 国際連携、④科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化といったテーマに沿って議論を深めている。

また、外務省員の科学技術リテラシー向上のために、科学技術外交推進会議委員等の専門家を招き、科学技術外交セミナーを開催してきている。コロナ禍のためオンライン開催としたことで、在外公館の幹部や科学技術担当官らの聴講が可能となり、様々なテーマでセミナーを開催し、活発なやりとりが行われている。

(2) ネットワーク構築活動

7月及び10月にオンラインで開催された第9、10回外務省科学技術顧問ネットワーク (FMSTAN) 会合に出席し、ポスト COVID 時代の科学的助言及び科学外交等について議論した。政府に対する科学的助言に関する国際ネットワーク (INGSA) 会合への参加や、グルックマン INGSA 議長 (国際学術会議次期会長)、米国国務省科学技術顧問等との意見交換を行ったほか、在京大使館科学技術外交サークルのメンバーや、産学官の研究所関係者と意見交換を行った。

(3) 発信

10 月に開催した日本工業アカデミー主催ポストコロナ検討委員会、11 月に開催された JST 主催日スウェーデン合同シンポジウム、科学技術国際交流センター(JISTEC)・在京科学技術外交官サークル共催セミナー、日仏財団主催日仏シンポジウム等において、日本の科学技術外交や科学技術イノベーションの動向・成果について発信した。令和3年2月には、アジア中南米協力フォーラム若手リーダー招へいプログラム参加者に、日本の科学技術外交や持続可能な社会と環境のための日本の科学技術等について発信した。また、令和3年3月には、日独若手専門家交流事業参加者に、日本の科学技術外交や水素社会実現に向けた取組等について発信した。

2 外務大臣次席科学技術顧問の活動

INGSA ウェブサイトにおいて、新型コロナウイルス感染症パンデミックに係る各国の公共政策をトラッキングし情報共有しているところ、日本政府の基本政策について投稿した。また、12月及び令和3年3月に開催された FMSTAN 会合においては、COVID-19 への対応等を中心に議論されたところ、医学を専門とする外務大臣次席科学技術顧問が本会合に対応した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: a

参考指標:ISTC 事務局の職員数				
(出典:ISTC 理事会文書)		実 績	値	
注:ISTC 事務局の職員数(ヌル	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
スルタン本部+4支部事務所) の合計人数	32	31	30	32

評価結果(個別分野 11)

施策の分析

【測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大】

日本はその優れた科学技術・イノベーションをいかし、二国間関係に基づく科学技術協力によって、 日本と世界の科学技術の発展に寄与し、各国との関係増進に務めてきており、国際社会の平和と安定 及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献してきた。

3年間で、新興国5か国を含む計16か国・機関との間で、科学技術協定に基づく合同委員会を実施した。セルビアやシンガポールとは初めての開催となるなど、多様な国との間で、科学技術協力関係を強化した。

合同委員会は、双方の科学技術政策等に関する共通認識を醸成し、協力関係を確認する場として高い効果を上げることができ、双方の科学技術関係者(関係省庁や資金配分機関)が一堂に会する会合でもあることから、個別の協力分野について更なる協力を推進する有益な機会となっている。我が国のムーンショット型研究開発制度は、主要国の科学技術政策も踏まえており更なる連携が期待され、また、令和元年の米国との合同委員会で採り上げた量子技術は、同年末の日米欧量子シンポジウムにつながることで主要国間の更なる連携強化に帰結した。

毎年年始には関係府省の参加を得て、戦略会議を開催し、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した上で、各国との合同委の調整・実施を行っており、その時々の外交的効果も念頭に、時宜を得た形で効率的に合同委員会を実施してきた。令和元年のEUとの合同委員会の議論を素地とした双方の関心分野の特定作業は、令和2年5月の日EU首脳テレビ会議の成果の一つにつながった。(平成30・令和元・2年度:科学技術に関する二国間政府間対話の推進(平成30・令和元年度達成手段①、令和2年度達成手段②))

【測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進】

我が国は他の加盟極と連携しながらイーター計画の実現に向けて取り組んでおり、実験炉の運転開始に必要な工程は、平成30年に約60%の達成具合だったところが、令和2年秋時点では約70%と確実に進展してきている。令和2年来コロナ禍による各極への影響も懸念されているが、定例理事会等の機会を通じて加盟極間の緊密な連携が確認されており、その中で我が国も着実に協力関係の強化を図ることができている。令和2年7月には、実験炉の主要機器の組立開始を祝う式典が開催されるなど、我が国と各加盟極との連携が適切に進捗に結びついている。

ブローダー・アプローチ活動についても、日EU間の緊密な連携の下、令和2年3月に新たな協力フェーズにおける長期的な協力関係を掲げる共同宣言への両政府による署名が実現し、同年4月から予定どおり新たな協力フェーズに入った。また、令和2年4月には実験炉 JT-60SA の組立が完了し、運転開始に向けた統合試験運転に移行するなど、日EU間の協働プロジェクトは円滑に進められていることから、効果的な連携が図られていると言える。(平成30・令和元・2年度:イーター計画等の推進(平成30・令和元年度達成手段②、令和2年度達成手段③))

【測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進】

我が国は ISTC への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた取組を効果的に推進してきている。同センターはG 8 グローバル・パートナーシップの優先分野である科学者の雇用への取組として評価を得ていることから、当該機関への支援は我が国の不拡散に対する取組として適切と考える。また、近年は旧ソ連圏の大量破壊兵器に関わる科学者・技術者に限定せず、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させる事業を実施してきており、ISTC への支援を継続する意義は大きい。

我が国は、他の加盟国とともに、運営理事会等を通して、同センターの運営の効率化や経費削減を求めてきており、事務局経費総額に関し、平成29年は前年度比23%減、平成30年は前年度比25%減、令和元年は前年比0.2%減とし、令和2年も同規模の予算を維持するなど、合理化を着実に進めてきた。事務局運営費の執行面では、事務局経費の事業比に対する割合が、平成30年及び令和元年の2年連続で目標10%ラインを下回る等、効率的運営を着実に実現させている。財政のスリム化を受け、我が国分担金請求額が想定より小さくなり、予算要求額に対する執行実績が低くなったことを受け、近年は予算要求額を精査した結果、令和2年度執行率は95%に達するなど、改善傾向にある。

支援事業を審査する科学諮問委員会 (SAC) 議長職に我が国関係者が選出されてきたほか、事務局にはシニアプロジェクトマネージャー (SPM) を継続的に1名派遣してきた。同センターの事業に継続的に拠出・支援してきているが、支援事業候補を審査する SAC において我が国の考えが反映され、また

案件形成や執行にも SPM が関与していることから、効率的な運用が確保されてきたと評価できる。(令和2年度:国際科学技術センター(ISTC)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑤))

【測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進】

外務大臣科学技術顧問を座長とし、科学技術外交推進会議において、関係分野の学識経験者である委員の知見を集め、今後の科学技術外交の方向性を見出した。その上で、主要なテーマについて、今後の外交機会も見据えながら、科学的知見の外交への活用を図ってきた。特に科学技術推進会議が作成した「イノベーション・エコシステムの実現をアフリカと共に」はTICAD 7における総理大臣スピーチや成果文書に反映されており、またSTI for SDGs ロードマップに関する提言等を基に、令和元年、我が国はG20議長国として、「STI for SDGs ロードマップ策定の基本的考え方」をとりまとめ、G20大阪サミット首脳宣言の附属文書として採択された。その後も関連する国際会議等で適切にフォローアップを行っている。

令和2年4月、二代目の外務大臣科学技術顧問が就任した時期は、コロナ禍の中ではあったが、科技外交推進会議の委員を一新し、女性の割合を増やし、若手や民間・事業経営経験のある委員の先生方にも就任いただき多様性を確保し、積極的な助言・提言活動のためテーマ別に議論を進めている。また、オンライン形式の会合を最大限活用することにより、省員への科学技術セミナーを国内のみならず、在外公館職員にも配信することが可能となり、広範かつ効果的な省員の科学技術リテラシー向上・知見の蓄積や意見交換の促進につながった。

加えて、FMSTAN や INGSA 等の国際的な科学技術外交ネットワークに積極的に参加し、平成 30 年度に INGSA 年次会合を東京で開催し、その後も継続して米国、英国、EU、NZ、カナダ等、主要各国の科学技 術顧問との関係強化を図るとともに、同ネットワークのキーパーソンであるグルックマン INGSA 議長 (現・国際学術会議会長) との個別の意見交換等を行うとともに、在京外交団や、関係省庁幹部・産官 学の研究所関係者らとの意見交換を行う等、有意義な人脈形成を図ることができた。

さらに、各種シンポジウムやセミナー等において、日本の科学技術外交の在り方、日本の科学技術イノベーションの動向・成果や国際協力の事例等について積極的に発信を行い、国内外にアピールするとともに、特に、JISTECと在京科学技術外交官サークル主催のオンラインセミナーにおいては、米国国務省科学技術顧問との対話を通じ、日米の科学技術政策の現状や優先順位を説明し、科学技術分野における日米の協力・連携が今後も継続することを効果的に発信できたことは極めて有益であった。また、各種招へい案件においても、科技顧問の講演・参加者との対話は非常に満足度が高いとのフィードバックを得ている。(平成30・令和元・2年度:科学技術顧問関係経費(平成30・令和元年度達成手段③、令和2年度達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

科学技術・イノベーションは、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、 平和と繁栄の基盤的要素であり、国力の要である。科学技術・イノベーションを外交に活用する「科学技術外交」の推進を通じて、各国との関係を増進し、協調しながら、国際社会の平和と安定、様々な地球規模の課題の解決、さらに日本と世界の科学技術の発展に一層貢献することが可能となる。

「科学技術外交をより一層推進すべき」という認識の下、平成27年9月、岸田外務大臣は、初めて外務省参与として外務大臣科学技術顧問を任命し、岸前顧問・東京大学名誉教授が同顧問として、令和2年3月まで活動し、知見提供や提言作成、各国政府科学技術顧問らとのネットワーク強化、対外発信活動等に成果があった。

令和2年4月、岸前顧問に代わり、松本洋一郎・東京理科大学学長を外務大臣科学技術顧問に任命した。松本顧問の下においても、様々な科学技術分野における専門的な知見を集め外交政策の企画・立案に活用するため、委員を新たにした「科学技術外交推進会議」を立ち上げ、令和2年9月に第1回会合及び令和3年1月に第2回会合を開催した。今後、(1)科学技術と安全保障の連関、(2)地球の健康:食料システム転換のための科学技術、(3)デジタル・AI国際連携、(4)科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化、といったテーマに沿って、科学技術外交の推進の方途について議論し、国際的な議論や取組をリードしていく。

【測定指標】

11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

二国間科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会は、専門性の高い科学技術分野において、情報 交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国科学技術の発展に欠かせない手段であるため、 今後ともこれらの取組を維持し、諸外国との科学技術協力強化を推進していく。毎年8か国との合同 委員会の実施を目標としてきたが、相手側の日程上の都合もあり、実績は約7割となっている。特に新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、上述の合同委の有効性に鑑み、関係者が一堂に会する対面形式を各国が重視した証左であるが、コロナ禍においても時宜を得た形で一定の成果を上げるよう、相手国と合意できる範囲でオンラインによる開催を引き続き追求していく必要がある。

11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

イーター計画では令和7年の初運転に向けて加盟極間で詳細な調整を行いながら計画を遂行しており、予定されたスケジュールに沿って作業を進めるには各極との円滑な調整が不可欠であるところ、引き続き良好な関係の増進に取り組んでいく。

また、ブローダー・アプローチについても、令和2年4月から新たな協力フェーズに入り、日EU間の協力関係の増強が重要になっている。特に JT-60SA の運転開始に係る調整や協力は大きく進捗しており、日EU間の緊密な連携は不可欠であるところ、引き続き協力関係の強化に取り組んでいく。

11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

ISTC は、旧ソ連圏で大量破壊兵器及びその運搬手段の研究開発に従事していた研究者や技術者を始めとし、これまで多くの科学者等を支援してきたが、設立から 25 年以上が経ち、被支援国の経済状況等も設立当初と異なり、大量破壊兵器の研究開発に直接的に従事した経験のある科学者の数が減少した。また、平成 29 年の継続協定の発効後は、大量破壊兵器に適用可能な技術や知識等を有する非加盟国においても事業実施ができることで合意する一方、実施事業の主要分野について CBRN (化学、生物、放射性物質及び核)を維持しており、大量破壊兵器の拡散に世界的に対応し得る機関となっている。

そのため、今後とも ISTC への支援を通じた協力を推進していくが、今後は、同センターの活動を旧 ソ連圏の大量破壊兵器に関わる科学者・技術者に限定せず、食料安全保障やエネルギー・環境問題を 含む平和的取組に様々な地域の科学者が従事することを支援する同センターの活動の現状も視野に入 れた目標設定を検討し取り組んでいく。

11-4 科学的知見の外交への活用促進 *

外務大臣科学技術顧問の活動は、(1)各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言、(2)国内外のネットワークの強化・人材育成、(3)積極的な対外発信、に大別されるところ、今後も同顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通して、産学官の関係主体との連携を通じ、各種知見や取組を連携させ、助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を図り、外交上の成果に結び付けていく。特に、今後予定される主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に我が国の科学技術・イノベーションの強みをいかす観点から取組及び発信を進める。

また、こうした科学技術顧問の活動を通じ、科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを明確にすることにより、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用し、我が国及び世界の平和と安定、繁栄に貢献する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

科学技術

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/isc/index.html)

・令和2年版外交青書(外交青書2020)

第3章 第2節 3 科学技術外交

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組

施策名(※)	国際経済に	 関する取組			(714)		
<u>жеже</u> (ж)							
施策目標	日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本産品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 5 我が国の経済活性化のため、2025 年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進め						
	る。	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
施策の予算	予算の 状況	当初予算(a)	1,688	27, 282	627	712	
額・執行額		補正予算(b)	347	△5, 754	0		
等(分担金・		繰越し等(c)	7, 291	248	0		
拠 出 金 除		合計(a+b+c)	9, 326	21, 775	627		
\)	執行額(百万円)		4, 929	20, 809	281		
	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	子質の	当初予算(a)	_		9, 097	8,942	
同(分担金・	予算の 状況 (百万円)	補正予算(b)	_	_	2,804		
拠出金)		繰越し等(c)	_	_	0		
		合計(a+b+c)	_		11, 900		
	執行	額(百万円)	_		11, 896		

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

	日無済代庫	(夕/完計後則井)孟豆八)	/水川林♥井田 井川 /	
評	目標達成度	(各行政機関共通区分)	(判断根拠)	
価	合いの測定	相当程度進展あり(B)	主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したこ	_ 2
結	結果		から、左記のとおり判定した。	
果				
注	測定指標	個別分野1 多角的貿易	体制の維持・強化と経済連携の推進	
1	の平成 30・	*1-1 国際貿易ルー	-ルの強化及び既存ルールの実効的運用	b
÷	令和元・2	*1-2 経済連携協定	この締結数の増加、交渉の進展	a
	年度目標	1-3 経済連携協定	E(EPA)が締結に至るまでの重要段階	a
	の達成状	個別分野2 日本企業の	海外展開支援	
	況(注2)	* 2-1 日本企業支援	受強化に向けた取組 おおり はない こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう	b
		2-2 対外・対内投	と 資の 戦略的な 支援	b
		2-3 海外における	知的財産保護強化に向けた取組	b
		個別分野3 資源安全保障	障の強化	
		*3-1 我が国への資		b
		3-2 我が国及び世	世界の食料安全保障の強化	b
		3-3 海洋生物資源	原の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国	b
		権益の確保		
		3-4 資源・エネル	ギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における	b
		国際会議・協議	養への出席件数(注3)	
		3-5 地域漁業管理	提製の年次会合等への出席件数(注3)	b
		個別分野4 国際経済秩	序形成への積極的参画等	
		* 4 - 1 G 7 · G20 †	ナミットにおける我が国の貢献	S
		4-2 OECD における	る我が国の貢献	b
		4-3 APEC における	る諸活動への貢献	b
		4-4 2025 年国際博	専覧会の大阪開催に向けた取組	a

- (注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
- (注2)「測定指標の平成30·令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30·令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。
- (注3) 本測定指標は令和元年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は平成30・令和元年度の みを対象としたもの。

学識経験を有する者の知見の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- ・個別分野1における日本外交の活躍は、この数年目覚ましい。CPTPPの主導をはじめ、日 EU、日英、RCEPといった経済連携協定の締結など、粘り強い外交は高い評価に値しよう。したがって測定指標1-2、1-3における「a」評価も妥当といえる。他方、自由貿易が正義だという価値観が揺らぎ、覇権競争が激しくなる中、ややもすると、以前の価値観の延長上で測定指標が組み立てられている印象を受ける。たとえば、測定指標1-1の次期目標においては、保護主義に対抗して自由貿易をどう広げるのかという問題関心が語られるが、喫緊の問題である技術覇権競争下で具体的にそれをどう維持するのかという点は語られず、旧来式の自由貿易協定路線を維持しているように映る(測定指標1-2)。より矛盾が激しいのは、経済強制外交への対処(と自由貿易との間の関係)であるが、二国間、有志連合、WTOなどどの場で何をするのかなどの方向性が見えないまま、ここでも自由貿易(経済連携)が語られる。自由・連携の帰結として生ずる相互依存を逆手に取られて成り立つのが経済強制外交だとすると、自由や連携(の増進)という指標だけでは不十分なのではないか。
- ・環太平洋パートナーシップ協定(TPP)は、米政府離脱後の困難な状況において、交渉参加国と連携し TPP11 協定の発効を主導した外交成果は高く評価できる。また地域的な包括的経済連携(RCEP)協定は、現代的・包括的・質の高い・互恵的という原則を堅持しRCEP協定をまとめ、離脱したインドの将来的な加入を働きかけたことも高く評価でき、「a」評価は妥当である。
- ・測定指標1-2及び1-3について顕著な成果があったという点は重要である。なお、 測定指標1-2と1-3は相互連携の度合いが強いことから1つの指標にまとめることもできるのではないかと思われる。実績については高く評価したい。
- ・EU 離脱後の英国との日英 EPA 交渉では、英国の EU 離脱期間終了の時間的制約、新型コロナウイルスの感染拡大という困難な状況下でビデオ会議も活用し、4 か月半で交渉を妥結させたことも特筆して評価する。
- ・測定指標3-1~5については、日本人の IEA の理事会議長の活躍、新型コロナ感染拡大に対する的確な対応、G20 大阪サミットでの水産資源管理にかかる日本のイニシアティブ、サンマの保存管理に関する採択など見るべき成果が多い。
- ・測定指標4-1の「s」評価は妥当である。
- ・「次期目標等への反映の方向性」では、総合外交政策局の掲げる「経済安全保障の確保」 に関する施策目標及び指標の策定に際し、よく連携して欲しい。また「日本企業支援強 化」においては、米国及び中国におけるエコノミック・ステイトクラフトの動向をよく 把握し、経産省やジェトロとも連携しながら日本企業支援を強化して欲しい。

担当部局名 経済局 政策評価 実施時期 令和3年8月

個別分野1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、 同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・成長戦略フォローアップ (令和元年6月21日)
 - I 10. 海外の成長市場の取り込み
- ・第200回国会所信表明演説(令和元年10月4日)
 - 四 外交・安全保障(自由貿易の旗手)
- ・第201回国会施政方針演説(令和2年1月20日)
 - 六 外交・安全保障(国際社会の課題解決)
- 第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標(--年度)

多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。

世界貿易機関(WTO)紛争処理、EPA 紛争処理、投資仲裁について、国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積しつつ、政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

平成 30 年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、第 11 回 WTO 閣僚会議(MC11)の結果を踏まえ、WTO での電子 商取引、零細・中小企業 (MSMEs)、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO 非公式閣僚会合や我 が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、 環境物品協定 (EGA) 及びサービス貿易に関する新たな協定 (TiSA) についても早期の交渉再開に向 けて積極的に貢献する。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討(TPR)制度(注1)や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会(CRTA)(注2)での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の 処理や制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。
 - (注1) 貿易政策検討制度:加盟国の貿易政策・慣行につき透明性を確保し、理解を深める観点から、WTO協定に基づき、加盟国の貿易政策等について審査する制度。
 - (注2)地域貿易協定審査:WTOの地域貿易協定委員会(CRTA)において行われる地域貿易協定がWTO協定に整合的であるか否かの審査を行う制度。

施策の進捗状況・実績

1 ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 非公式閣僚会合(5月及び平成 31 年 1月)の機会等、WTO 改革の議論に積極的に取り組んだ。WTO の機能改善に向け、我が国は、カナダ主催 WTO 改革関連プロセス(10 月にカナダの発案により会合を開始した 13 の WTO 加盟国による取組)において閣僚級会合での議論に積極的に貢献するとともに、11 月には、一般理事会にて、日米 EU 等が共同で「通報制度」の改革について提案した。また、ルール交渉分野においても、例えば、MC11 にて 71 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し、共同議長国として平成 30 年度は9回の有志国会合を実施したほか、平成 31 年 1 月にはダボス(スイス)で有志国の閣僚級会合を開催し、76 の加盟国の参加を得て交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出するなど存在感を発揮した。令和 2 年 6 月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議(MC12)までに一定の進展が得られるよう、日本、豪州及びシンガポールが議論を主導した。平成 29 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会議(MC11)で有志国共同声明が発出された後、MSMEs の直面する課題(市場アクセス、輸送コスト、管理運営、流通能力、貿易金融アクセス等)を特定するため、平成 30 年 3 月に作成されたロードマップに基づき、平成 31 年 2 月には非公式作業部会が開催され、各テーマ毎

に各国からの具体的提案に基づいた議論がなされており、その結果が MC12 に報告される見込みである。

また、EGA 及び TiSA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を 模索している。

- 2 協定の履行監視に関し、平成30年度は、15か国のTPR会合及び4回のCRTA審査に参加した。特に、TPR会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。
- 3 WTO 紛争解決に関し、平成30年度、日本は(1)ブラジルの税制恩典制度(DS497)について上級委員会による最終的な違反認定を勝ち取り、現在勧告の履行状況を確認中。また、(2)インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置(DS518)及び(3)韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置(DS504)において、いずれの案件についても我が国の主張を認めるパネル判断を得た。平成29年度にパネル審査を終えた(4)韓国による日本産水産物等の輸入規制(DS495)を含め、上記(2)~(4)はいずれも上級委員会手続中である。さらに、新たに(5)韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置(DS553)及び(6)韓国による自国造船業に対する支援措置(DS571)につき紛争処理手続を開始した。また、新たに23件の第三国案件に参加を表明した。

また、上級委員会をめぐっては、委員の空席の補充に加盟国が合意できない状況にあり、平成31年1月に伊原一般理事会議長の下、本問題について集中的に議論する枠組み(非公式プロセス)が立ち上がっており、我が国も同プロセスでの議論に積極的に貢献している。

令和元年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。令和2年6月に開催予定の第12回WTO 閣僚会議 (MC12)に向け、第11回WTO 閣僚会議 (MC11)の結果を踏まえ、WTOでの電子商取引、国内規制、零細・中小企業 (MSMEs)、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のほか、サービス国内規制の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定 (EGA) 及びサービス貿易に関する新たな協定 (TiSA) についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討(TPR)制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿 易協定委員会(CRTA)での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理やそれらを通じた制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。上級委員会問題についても、紛争解決制度が機能停止に陥らないよう積極的に議論に貢献していく。

- 1 ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能なWTOを目指し、WTO非公式閣僚会合(5月、11月及び令和2年1月)の機会等、国際社会におけるWTO改革の議論を主導した。特に、日本議長下のG20の枠組みでは、5月のG20貿易デジタル経済大臣会合及び6月のG20大阪サミットで、自由、公正、無差別、開かれた市場、公平な競争条件といった自由貿易の基本的原則を明確に確認したほか、WTO改革についての支持を再確認した閣僚声明及び首脳宣言の発出を実現した。WTO改革に政治的な後押しを与えるべく、WTOルール交渉分野において、83の加盟国が共同声明に署名した電子商取引交渉に関し、共同議長国として令和元年度は8回の有志国会合を実施したほか、令和2年1月24日にはダボス(スイス)で有志国の閣僚級会合を開催し、第12回WTO閣僚会議において統合交渉テキスト作成を目指すことに合意する共同声明を発出するなど存在感を発揮した。平成29年12月の第11回WTO閣僚会議(MC11)で有志国共同声明が発出された零細・中小企業(MSMEs)、投資円滑化での有志国交渉やサービス国内規制交渉については、交渉会合、関心国会合等での議論に積極的に貢献した。なお、平成28年12月以来交渉が中断している環境物品協定(EGA)及びサービス貿易に関する新たな協定(TiSA)につき、これまでのところ、早期交渉再開のめどはたっていない。
- 2 協定の履行監視に関し、令和元年度は、12 か国の TPR 会合及び4回の CRTA 審査に参加した。特に、TPR 会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求め、日本の国益にそぐわない措置の解消を促した。
- 3 (1) 紛争解決機関 (DSB) において勧告・裁定が行われた事案
 - ア 令和元年度、日本は「韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置 (DS504)」について、韓国の措置は WTO 協定に非整合的であるという上級委員会の判断を獲得し、

紛争解決機関 (DSB) による是正勧告を得た。平成30年度にDSBにおいて是正勧告が行われた「ブラジルの税制恩典措置 (DS497)」について、ブラジルによる履行状況について確認中。

- イ 「韓国による日本産水産物等の輸入規制(DS495)」では、パネルは国際機関の委員を含む5名の専門家の意見を検討し、綿密な事実認定を行い、韓国の措置はWTO協定に非整合的であると判断したが、上級委員会はこうしたパネルの判断を軽視するとともに、日本側が訴えた韓国の規制措置のWTO協定整合性については合法とも違法とも判断しなかった。このように上級委員会は紛争解決に資する判断を行わなかったが、日本産食品中のセシウム濃度が国際的な基準を踏まえて韓国により設定された数値基準値を下回る旨のパネルの事実認定については、争いなく確定した。我が国は、輸入規制を継続している国・地域に対し、これらパネルの事実認定についての説明を行いつつ、措置の緩和・撤廃についてあらゆる機会を捉えて働きかけを行った。
 - (注)輸入規制撤廃の取組については、個別分野2「日本企業の海外展開支援」の測定指標2-1「日本企業支援強化に向けた取組」にて記載。
- (2) 紛争解決手続が継続中の事案

「韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置 (DS553)」(平成30年度にパネル設置)については、パネル手続中。

- (3) 紛争解決手続において日本が新たに当事国となった事案
- ア 「インドによる ICT 製品の関税上の取扱い (DS584)」について協議要請を行った。さらに、既 に平成 30 年に韓国に対して協議要請を行っていた「韓国による自国造船業に対する支援措置 (DS571)」(パネル未設置) について、新たに協議要請を行った (DS594)。
- イ 被申立事案として、韓国は、日本によるフッ化ポリイミド、レジスト及びフッ化水素の3品目の韓国向け輸出管理運用の見直しについて日本に対する二国間協議を要請し(DS590)、2度の協議を実施(その後、韓国は、当局間の政策対話が正常に行われている間、本件に係る手続を中断する旨発表。)。
- (4) 第三国参加

新たに12件の第三国参加を行った。

(5) 上級委員会に関する問題

空席となった委員の選任プロセスの開始について加盟国間で合意ができずにいる上級委員会については、12月、残っていた3名の委員のうち2名の任期が満了し、事実上の機能停止に陥った。日本は、一般理事会の下での上級委員会問題に係る非公式プロセスにおいて積極的に議論に貢献し、4月には上級委員会問題の恒久的解決に向け、豪州及びチリとともに紛争解決制度改革に関する提案を紛争解決機関(DSB)に提出した。

(6) その他

WTO 紛争解決手続では、対韓国案件を筆頭に数件の当事国事案が引き続き動いているほか、ISDS(投資協定等に基づく投資家と国家の紛争解決)への備えに万全の体制を遅滞なく構築する必要に迫られ、外務省として、経済紛争対策(いわゆる訴訟への対応)の一層の強化を喫緊の課題として、組織的な在り方の見直しに向けた検討を全省的に本格的に進めた。現在の国際経済紛争処理については、令和元年夏以降、配置を含む室の管理体制の見直し、法的知見を有する職員の一時的な補充、個別事案への対応に当たっては、課室横断的に省内の知見を集約する取組等、一層の人的拡充と知見の向上に取り組んだ。令和2年度予算では、ISDSを含む国際経済紛争処理への対応強化を目的として、国内外の弁護士事務所への法的助言委託や弁護士等の国際通商に知見のある専門員の雇用等の予算を計上した。

令和2年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。第12回 WTO 閣僚会議(MC12)に向け、電子商取引交渉、漁業補助金交渉に加えて、投資円滑化及びサービス国内規制といった有志国交渉の進展を目指し、取組に参加し、これを推進していく。具体的な成果としては、電子商取引交渉においては、MC12 までの統合交渉テキストの作成、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12 後も具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討(TPR)制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会(CRTA)での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争及び今後発生する紛争案件について、問題の適切な解決を目指し、万全に取り組む。 さらに、上級委員会を含む WTO 紛争解決制度の改革については、暫定的なものではなく、恒久的な 問題解決が達成されるよう、日本から提案を出し、主体的に取り組む。また、ISDS を含む国際経済 紛争処理全般への対応強化に向け、一層の体制拡充を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 第12回 WTO 閣僚会議 (MC12) は新型コロナの影響により延期となったが、オンライン形式の非公式閣僚会合やG20等フォーラムにおいて多角的貿易体制の維持・強化に貢献した。令和2年度は豪州主催 WTO 非公式閣僚会合 (10月) 及びスイス主催 WTO 非公式閣僚会合 (令和3年1月) に参加し、WTO 改革において日本が重視する点を強調することで WTO 改革を推進する政治的モメンタムを形成した。また、G20 においては自由、公正、無差別、開かれた市場、公平な競争条件といった自由貿易の基本的原則を明確に確認したほか、WTO 改革についての支持を再確認した閣僚声明及び首脳宣言の発出を実現した。また、5月のアゼベド前 WTO 事務局長の退任表明ののち、選出プロセスを経て、令和3年3月にオコンジョ=イウェアラ氏が事務局長に就任した直後に事務局長と茂木外務大臣との電話会談を行い、MC12 に向け WTO 改革を進めていくことを確認した。
- (2) カナダ主催有志国会合(オタワ・グループ)では、11月及び令和3年3月に開催した閣僚級会合を始めとして15以上の会議を行い、WTO一般理事会に「貿易と保健」に関する提案(新型コロナに関する貿易制限的な措置に関する提案)を提出した。
- (3) 年4回(通常5回だが、5月会合は新型コロナのため中止。)のWTO 一般理事会では、MC12の延期もあり合意に至っていない漁業補助金交渉等について議論され、積極的に発言を行い、対立の解消や議論の促進に貢献した。
- (4) MC11での4つの共同声明イニシアティブ(電子商取引、中小零細企業、国内サービス及び投資円滑化交渉)についても大きな進捗がみられ、12月に、それぞれ進捗とMC12に向けた目標がWT0ウェブサイト上で公表された。特に、電子商取引交渉においては、日本は共同議長国として交渉を主導し、12月、これまでの条文交渉の成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、その概要を共同議長報告として発表した。
- 2 協定の履行監視に関し、令和2年度は、13か国のTPR 会合に参加した。それぞれの会合において関係省庁や在外公館から聴取した各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求めた。また、7月には新型コロナにより一時延期されていたTPR 審査の再開後の初の会合として対日TPR審査会合が行われ、事前書面質問だけでも25の加盟国からの600以上の質問に回答した。再開後初の会合としてTPRの重要性を国際社会に示すと同時に、日本の政策への各国の理解を促した。

さらに、第96回会合から第99回会合まで4回のCRTA審査に参加した。また事前書面質問という形で他国の経済連携協定における不明な点について質問した。日本からも日英経済連携協定を通報し、透明性の向上に貢献した。

- 3 (1) WTO 紛争解決手続では、2 案件につき、パネル設置が決定され(インドによる ICT 製品の関税上の取扱い (DS584)、日本の韓国向け輸出管理の運用見直し (DS590)。ともに7月29日にパネル設置。)、1 案件につき、日本の主たる申立て事項を認容するパネル報告書が発出された(韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置 (DS553)。11月30日に報告書発出、その後、令和3年1月22日に韓国側が上訴。)。
- (2) 国際経済紛争処理に関する体制強化の取組の一環として、8月3日、従来経済局に置かれていた国際経済紛争処理室を改組し、国際法局の下に「経済紛争処理課」を新設し、国際法に基づく経済紛争解決の処理に精通した人材を集約することとした。さらに、令和2年度は、新規の予算項目として国内弁護士事務所への法的助言委託経費(約2,500万円)及び外国法律事務所への意見書等作成委託経費(約2,000万円)が認められ、また、3名(新規2名、時限撤廃1名)の定員増加が認められた。
- (3) WTO 紛争解決制度については、11 月に最後の上級委員が退任し、上級委員会が協定上存在するのみとなった。日本は、かかる深刻な状況を改善すべく、一般理事会の下での上級委員会問題に係る非公式プロセスにおいて積極的に議論に貢献し、また、非公式閣僚会合等において問題の解決を訴えた。

平成 30・令和元・ 2 年度目標の達成状況: b

測定指標1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標(--年度)

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

平成 30 年度目標

- 1 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定については、11 か国による早期発効を目指して各国と緊密に連携するとともに、まずは日本が率先して「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」(TPP11 協定)の国内手続きを完了する。TPP から離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。また、TPP の新規加盟については、まずは TPP11 協定を早期に発効させた上で、関心国との協議を行っていく。
- 2 日 EU・EPA について、早期署名・発効を目指し、翻訳確認や署名・発効に向けた段取り等 EU 側との調整を進めつつ、法制局審査や国会承認に向けた手続等必要な作業を進める。
- 3 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) については、平成29年11月のRCEP 首脳会議においてRCEP 交渉の妥結に向けて平成30年に一層努力するよう首脳の指示が出されたこと、及び、平成30年3月の中間閣僚会合で市場アクセス、ルール分野及び協力のバランスを取りつつ、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目指すASEANを支持する旨を我が国が表明したことを踏まえて、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。
- 4 その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携、日コロンビア EPA や日トルコ EPA など、小規模経済を含む二国間の経済連携を戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11協定については、日本はメキシコに次いで2番目に国内手続を完了させ、その後、日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果、発効に必要な6か国の締約国が出揃い、12月30日に発効した。平成31年1月19日には、我が国が議長国となり、日本で閣僚級による第1回TPP委員会を開催し、協定の運用方針や新規加入国・地域に関する方針について議論を行った。また、TPPから離脱を表明した米国については、9月に日米物品貿易協定の交渉開始に合意したが、同時に、TPPの経済的・戦略的重要性を強調しつつ米国への働きかけを継続した。
- 2 日 EU・EPA については、7月の第 25 回日 EU 定期首脳協議の際に署名を行い、12 月、日本側では 国会承認を、EU 側では欧州議会本会議にて可決された後に理事会の承認を得て、平成 31 年 2 月に 発効に至った。
- 3 RCEP については、首脳会議を1回(11月)、閣僚会合を5回(7月、8月、10月、11月、平成31年3月)、交渉会合を4回(4月、7月、10月、平成31年2月)開催した。交渉開始(平成25年5月)から11月までに計7つの章(経済技術協力章、中小企業章、税関手続・貿易円滑化章、政府調達章、制度的規定章、衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章)が妥結し、そのうち5つの章は平成30年に妥結した。また、11月に開催された第2回RCEP首脳会議においては、「RCEP交渉に係る共同首脳声明」が発出され、同首脳声明では、平成30年におけるRCEP交渉の実質的な進展が歓迎され、令和元年に妥結する決意が表明された。
- 4 日中韓 FTA については、交渉会合を1回(12月)開催した。トルコとの間では5回(4月、6月、9月、12月、平成31年2月)開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、非公式に細部についてのやり取りを実施した。
- 5 既存の協定の関連では、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定、日フィリピン EPA、日インド EPA、日スイス EPA、日ペルー EPA、日豪 EPA、TPP11、日 EU・EPA について、より経済連携を強化するため実施状況につき意見交換を行うため、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を平成30年度を通じて計92回開催した。

令和元年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、TPP が定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導していく。同時に、TPP から離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。
- 2 日 EU・EPA を適切に実施し、必要に応じて適切な措置を採り、日 EU 経済関係を一層進展させる。 また、同 EPA の活用を促進し、同 EPA から最大限の利益を引き出すべく、日系企業に対し、同 EPA について適切な形で説明及び情報の提供を行う。
- 3 RCEP については、平成30年11月の第2回RCEP 首脳会議において発出された「RCEP 交渉に係る 共同首脳声明」に、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的なRCEP を令和元年に妥結する決意 が表明されたことを踏まえ、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結に向けて交渉を加速化さ せる。

- 4 その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携協定、日トルコ EPA などの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成30年12月30日に発効したTPP11協定については、10月に、第2回TPP委員会がニュージーランドにて開催され、TPP委員会の手続規則及び紛争処理のパネル議長の登録簿の2つの委員会決定文書が採択された。また、日本は、4か国の未締結国(チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー)に対して早期締結を働きかけるとともに、英国等の加入関心国への必要な情報提供等の支援を行った。
- 2 日 EU・EPA については、4月に第1回合同委員会を開催し、日 EU・EPA のそれまでの運用状況の確認や日 EU 間の貿易を一層促進するための今後の取組等に関する議論を行い、合同委員会の手続規則等を採択した。また、原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会第1回会合(令和元年6月)、物品の貿易に関する専門委員会第1回会合(令和元年11月)等、12分野ある専門委員会・作業部会の各第1回会合を実施した。専門委員会等を通じ、協定の運用について当局間で緊密な意思疎通と問題解決がなされた。協定の利活用促進のための情報提供として、協定第20章に基づき、中小企業への関連情報をまとめて外務省ホームページ上で発信し、随時改訂する等の取組を行っている。
- 3 RCEP については、首脳会議を1回(11月)、閣僚会合を4回(8月、9月、10月及び11月)、交渉会合を3回(6月、7月及び9月)開催した。11月に開催された第3回RCEP 首脳会議においては、「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され、安倍総理大臣から、令和2年の議長国ベトナムと協力して16か国によるRCEP 署名を令和2年に実現させるべく、引き続き主導的な役割を果たす決意を表明した。同首脳声明では、交渉不参加を表明したインドの未解決の課題の解決のために、全てのRCEP 参加国が共に作業していくこととなった。
- 4 日中韓 FTA については、交渉会合を 2回(4月及び 11月)開催し、首席代表会合、局長・局次長 級会合に加え、各交渉分野に関する専門家レベルのワーキング・グループも開催し、個別具体的な 議論を行った。トルコとの間では 4回(4月、6月、8月及び 10月)開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でのやり取りを実施した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済 連携(AJCEP)協定、日フィリピン EPA、日ベトナム EPA、日インド EPA、日ペルーEPA、TPP11 及び日 EU・EPA について、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは 協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和元年度を通じて計 67 回開催した。

令和2年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、令和3年 TPP 議長国として、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、TPP11 協定が定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導するとともに、加入関心国に対して支援を継続する。
- 2 日 EU・EPA の着実な実施のため、必要に応じて適切な措置を採るとともに、本協定を法的基盤として、日 EU 経済関係を一層進展させる。また、令和2年1月末に英国が EU を離脱したことを受け、日 EU・EPA を踏まえ、英国との新たな経済的パートナーシップの構築に速やかに取り組む。
- 3 RCEP については、令和元年 11 月の第3回 RCEP 首脳会議において発出された「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」を踏まえ、令和2年中の署名を目指し、引き続き各国と緊密に連携していく。
- 4 その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携協定、日トルコ EPA などの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 TPP11 協定については、8月に、第3回 TPP 委員会がテレビ会議形式で議長国メキシコの下で開催され、「第3回 TPP 委員会に際しての環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定声明」が発出された。また、協定各章の規定の着実な実施のため、物品貿易、衛生植物検疫措置(SPS)、貿易の技術的障害(TBT)、競争力及びビジネス円滑化等15の小委員会等の会合が順次開催され、各国専門家(日本からは関係省庁担当官)の間で意見交換がなされた。また、日本は、4か国の未締結国(チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー)に対する早期締結の働きかけや、令和3年2月に

正式な加入申請を提出した英国を始めとする加入関心国への必要な情報提供等を通して、令和3年のTPP委員会の議長国として、TPP11の着実な実施及び拡大に取り組んだ。

- 日 EU・EPA については、令和3年2月に第2回合同委員会をテレビ会議方式にて開催し、平成31 年2月に発効した同協定の適正かつ効果的な運用を確保するための議論を行った。合わせて、協定 に基づく保護の対象となる地理的表示(GI)を日 EU それぞれ 28 件ずつ追加すること等を内容とす る附属書14-A及び14-Bの改正、並びに協定発効後の自動車及び部品関連の国際連合規則の適用 状況を踏まえた付録2-C-1及び2-C-2の改正が発効した。加えて、データの自由な流通に 関する規定を日 EU・EPA に含める必要性を再評価すべく、予備的協議を行うことで一致した。また、 日 EU・EPA ぶどう酒に関する作業部会第2回会合(12月)、日 EU・EPA 貿易及び持続可能な開発(TSD) に関する専門委員会第2回会合(令和3年1月)等、12分野ある専門委員会・作業部会の各第2回 会合を実施した。日英包括的経済連携協定(日英 EPA)については、英国の EU 離脱の移行期間終了 (令和2年末)による日EU・EPAの英国への適用終了を踏まえ、6月9日、日EU・EPAに代わる日 英間の新たな貿易・投資の枠組みを構築すべく、本協定の交渉が開始された。新型コロナウイルス 感染症が拡大する中で、テレビ会議を最大限活用して交渉が行われ、週に1回程度の首席交渉官会 合を中心に、両政府の交渉官は連日のようにテレビ会議を行った。閣僚級では、茂木外務大臣とト ラス国際貿易相との間で、6月9日の交渉立上げの際や9月11日の大筋合意の際にテレビ会議が行 われたほか、交渉の重要な局面では対面での協議が不可欠であったため、茂木外務大臣が8月5日 に訪英し丸2日間、膝詰めでトラス国際貿易相と交渉し、主要論点の一致に至った。本協定は、9 月11日の大筋合意、10月23日の両大臣による署名を経て、第203回臨時国会において承認され、 令和3年1月1日に発効に至った。
- 3 RCEP については、首脳会議を1回(11月)、閣僚会合を3回(6月、8月及び10月)、交渉会合を3回(4月、5月及び7月)、テレビ会議形式で開催した。約8年にわたる交渉の後、11月に開催された第4回RCEP 首脳会議の機会に、我が国を含む15か国で署名に至った。また、我が国が積極的に取り組んだ結果、RCEP 協定署名にあわせて、署名に参加しなかったインドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認などを定める「インドの地域的な包括的経済連携(RCEP)への参加に係る閣僚宣言」が発出された。
- 4 その他、交渉中の経済連携協定について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、交渉国間での公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でのやり取りを実施した。
- 5 既存の協定の関連では、日メキシコ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定、日インド EPA、日ペルーEPA、TPP11 及び日 EU・EPA について、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和2年度を通じて計38回開催した。AJCEP協定については、8月に、我が国、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムの間で、サービスの貿易、人の移動及び投資に係る規定を追加する日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書が発効し、その後、必要な国内手続を完了したブルネイとカンボジアにおいて発効した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: a

測定指標1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階								
①共同研究が終了	中期 目標値	平成 3	80 年度	令和え	元年度	令和:	2年度	平成 30・ 令和元・2
した数 ②交渉会合開催数	年度	年度目 標値	実績値	年度目 標値	実績値	年度目 標値	実績値	年度目標の 達成状況
③交渉が妥結した数④署名した数⑤発効した数⑥委員会等開催回数	_	①: 0 ②: 25 ③: 1 ④: 1 ⑤: 1 ⑥: 35	①: 0 ②:15 ③: 0 ④: 1 ⑤: 2 ⑥:92	①: 0 ②:15 ③: 1 ④: 0 ⑤: 0 ⑥:45	①: 0 ②:21 ③: 0 ④: 0 ⑤: 0 ⑥:67	①: 0 ②: 20 ③: 1 ④: 1 ⑤: 1 ⑥: 58	①:0 ②:17 ③:2 ④:2 ⑤:2 ⑥:38	a

参考指標:我が国の輸出入額(単位:千億円)				
(財務省貿易統計 HP より		実 績	責 値	
引用)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度

①輸出額 ②輸入額 ②輸入額	①81. 5 ②82. 7	①76. 9 ②78. 6	①69. 5 ②68. 2
----------------------	------------------	------------------	------------------

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *】

多角的貿易体制の維持・強化については、平成30年度から令和2年度の3年間についても、日本は非公式閣僚会合・有志国会合及びWTO一般理事会での議論に建設的に貢献した。特に、電子商取引交渉においては、日本は共同議長国として交渉を主導し、令和2年12月にこれまでの条文交渉の成果を統合交渉テキストとして取りまとめ、その概要を共同議長報告として発表した。また、新型コロナに関連する貿易制限的な措置について、日本を含む有志国で一般理事会に提案を行った。これらは、日本が重視するWTO改革を明確にし、確実に推進していくことを示すものとなった。(平成30・令和元・2年度:多角的自由貿易体制の維持・強化(達成手段①)、令和2年度:世界貿易機関(WTO)分担金(達成手段⑤))

協定の履行監視については、WTO会合や各種委員会等での議論に参画し、各国の問題ある措置等の是正・撤回を求めたことは、WTO協定の履行監視を促し、より円滑な経済活動に資することができた。

紛争処理については、当事国案件の処理を進め、日本の主たる申立て事項が認容されたものとしては、平成30年度は上級委員会報告書(ブラジルの税制恩典制度(DS497))が1件及びパネル報告書が2件(インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置 (DS518)、韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置 (DS504))が発出され、令和元年度は上級委員会報告書(韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置 (DS504))が1件、令和2年度もパネル報告書(韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置 (DS504))が1件、令和2年度もパネル報告書(韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置 (DS553))が1件発出された。第三国として参加した案件(3年間で40件以上)と合わせ、個別案件への積極的な参加を通じ、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献することができた。また、国際経済紛争処理体制の整備については、令和2年8月、国際法局の下に「経済紛争処理課」を新設し、法務省及び民間法律事務所から検事(1名)及び弁護士(3名)を、在外公館に弁護士(1名)を新規に配置すること等を通じ、国際法及び国内法に基づく経済紛争解決の処理に精通した人材を集約し、更なる人的体制強化を図った。また、個別の紛争案件への対応においては、国内ステークホルダー(関連業界など)との窓口である主管省庁はもとより、豊富な国内訴訟対応実務の知見を有する法務省とも緊密に連携することで、政府が一体となった組織的な対応体制を強化している。(令和2年度:多角的自由貿易体制の維持・強化(達成手段①))

【測定指標1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *】

平成30年度から令和2年度における経済連携協定の取組は、新型コロナウイルス感染症の拡大や、世界で保護主義や内向き志向が強まる中で、日本企業の積極的な海外展開や世界の経済成長の取り込みを後押しする上で極めて重要な進展となり、有効であった。TPP11協定については、日本はメキシコに次いで2番目に国内手続を完了させ、その後も、日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果、平成30年12月に発効した。平成31年2月から4月に署名が行われ、令和2年8月に発効したAJCEP協定第一改正議定書は、サービスの貿易、人の移動及び投資に係る規定を追加するものであり、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの関係で、サービスの貿易及び人の移動に係る初めての経済連携協定となるほか、これまでのASEAN各国との二国間EPA等にはない規定や自由化約束が含まれた。

RCEP 協定の署名については、約8年にわたる交渉が結実し、令和2年11月の第4回首脳会議において、我が国を含む15か国で署名に至った。同協定について、市場アクセスを改善するとともに、知的財産、電子商取引などのルールを、WTOにおけるルールを上回るものを含めて整備し、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化を促すことを目的としており、この協定により、我が国と世界の成長センターである地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国の経済成長に寄与することが期待される。平成31年2月に発効した日EU・EPAは、世界GDPの約1/4、世界貿易の約1/3を占める日EU間の法的基盤として経済連携を大きく前進させた。さらに、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデル(国有企業、知的財産、規制協力等)である本協定は、日EUが貿易自由化の旗手として世界に範を示すものとなった。また、EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みとして、令和3年1月に日英EPAが発効した。英国のEU離脱の移行期間終了という時間的制約の中、電子商取引、金融サービス等の一部分野では、より先進的かつハイレベルなルールを規定しつつ、交渉開始から約4か月半という短期間での署名の実現に至ったこ

とは、日系企業のビジネスの継続性を確保するとともに、本協定を重要な基盤として良好な日英関係を更に強化していく観点から非常に有益だった(平成30・令和元・2年度:経済連携協定(達成手段②))。こうした取組の結果、日本の貿易の EPA/FTA 比率 (日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合) は約80.4%(注)に至った。

また、この地域における新たなルール作りを進展させる上でも、AJCEP協定第一改正議定書の発効、RCEP協定署名・早期締結に向けた取組や、日英EPAの署名・発効に向けた取組に同時並行的に取り組むことは、有効であった。(平成30・令和元・2年度:経済連携協定(達成手段②))

(注) 出典:財務省貿易統計、令和3年3月公表。小数点第2位四捨五入。

【測定指標1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階】

平成30年度から令和2年度は、RCEP協定の署名並びにTPP11協定の発効を始め、日EU・EPA、AJCEP協定第一改正議定書及び日英EPAの署名及び発効により、④署名数及び⑤発効数の達成等に至った。指標の②交渉会合開催数及び③交渉の妥結数については、未達成に終わった年度もあるが、いずれも④署名及び⑤発効数に向けた取組であることから、これら指標の成果は指標④と⑤の成果に照らして評価する必要がある。右観点からは、指標④と⑤はいずれも3年間を通じて大きな成果を得ることができたことから、指標全体としては3年間を通じて大きな成果を達成したと考える。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、委員会等開催数について令和2年度数値目標が未達成となった一方で、テレビ会議を活用し、交渉会合開催数に成果が見られた。具体的には、日英EPAの交渉に際しては、新型コロナウイルスの影響で対面交渉には制約があったため、交渉開始から署名まで約4か月半という短期間の中で、ビデオ会議を活用し交渉を行った。3年間の総数では目標値を大幅に上回る結果となった。(平成30・令和元・2年度:経済連携協定(達成手段②))

こうした取組の結果、日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合が、約80.4%に至ったことは実質的には大きな成果と考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国はGATT/WTOの多角的貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきた。引き続きこの体制を維持・強化することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要な施策である。

また、WTOを中心とする多角的貿易体制における交渉が膠着状態である中、主要国との二国間あるいは地域内での経済連携を推進することが、我が国の国益増進にとっても一層重要であり、主要貿易国・地域との間で経済連携を戦略的に推進し、引き続き、我が国の外交力を駆使して、国益にかなう経済連携を戦略的に進め、自由で公正な経済圏を拡大する必要がある。

上記のとおり、多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、自由で公正な経済圏を拡大するとの目標の達成に向けた施策を引き続き実施していく。

【測定指標】

1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

多角的貿易体制の維持・強化のため、令和3年開催予定のMC12に向けWTO改革を進めていく。さらにMC12の結果のフォローアップを行う。電子商取引交渉を始めとする新しい分野でのルールメイキングやWTOでの各種会合を通じたWTO協定履行監視を積極的に行い、またWTO紛争解決制度についても機能回復を図る。なお、紛争解決制度改革については引き続き目標として設定するが、体制変更により個別の紛争解決事案については次期中間目標及び年度目標からは設定しないこととする。新型コロナウイルス感染症に関連する貿易制限的な措置の要件のルール化にも取り組む。

1-2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

上記の施策の分析のとおり、TPP11協定、日EU・EPA、AJCEP協定第一改正議定書及び日英EPAが発効に至り、RCEP協定は署名に至った。新型コロナウイルス感染症の拡大や、世界で保護主義や内向き志向が強まる中で、引き続きTPP11協定、日EU・EPA、そのほかの経済連携を推進して自由で公正な貿易・投資ルールを地域や世界に広げていくことは、地域や世界の平和や繁栄にとって極めて重要である。上記の観点から、経済連携を戦略的に推進するため、まずTPP11協定については、令和3年のTPP委員会議長国として、各国と緊密に連携しながら、未締結国への早期締結に向けた働きかけ等を通じて着実な実施及び拡大に取り組むとともに、日EU・EPA及び日英EPAについては、合同委員会や各種専門委員会の開催等を通じて着実な実施を確保し、必要に応じて適切な措置を採るとともに、各協定を法的基盤として、日EU経済関係及び日英経済関係を一層進展させる。

また、RCEP については、協定の早期発効に取り組むとともに、発効後には、協定の履行の確保に取り組むとともに、インドについても、RCEP 協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていくほか、交渉中の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、引き続き戦略的かつスピード感を持って推進する。

1-3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

上記の施策の分析のとおり、特に令和2年度には経済連携協定締結に向けて大きな成果が得られた。まずは、署名に至った協定の早期発効を目指すとともに、発効に至った経済連携協定の着実な履行を確保すべく、引き続き一定のペースで委員会等の開催を目指す。世界で保護主義や内向き志向が強まる中で、自由で公正な貿易・投資ルールを広め、深化させることが、引き続き地域や世界の平和と繁栄にとって重要である。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

世界貿易機関 (WTO)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000003.html)

我が国の経済連携協定 (EPA/FTA) 等の取組

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html)

日 EU 経済連携協定 (EPA)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html)

日英包括的経済連携協定 (EPA)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_003344.html)

・令和3年版外交青書(外交青書2021)

第3章 第1節 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進

• 財務省貿易統計

(https://www.customs.go.jp/toukei/info/)

個別分野2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、我が国製品(特に農林水産品)の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、我が国産業界のニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、交渉相手国・地域を戦略的に検討する。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- 第 198 回国会外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)
- 第201回国会外交演説(令和2年1月20日)
- ・インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版)(令和元年6月3日)
 - 第2章 具体的施策
- ・成長戦略フォローアップ (令和元年6月21日閣議決定)
 - I. 10. 海外の成長市場の取り込み
 - I. 10. (2) iii) ①対日直接投資の促進
- ・知的財産推進計画 2019 (令和元年6月21日 閣議決定)附表 工程表「知的財産推進計画 2017」からの継続項目 22番及び99番

測定指標2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標 (--年度)

日本経済の成長を後押しするべく、日本企業支援を効果的に推進する。

平成 30 年度目標

- 1 令和2年に在外公館の日本企業支援件数 10 万件/年の目標を達成するため、平成 30 年の日本企業支援件数は7万件を目標とし、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、外務本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。また、外務省だけでなく、経済産業省、ジェトロ、JICA等の個々の取組を「見える化」するための努力を行う。
- 2 政府は令和2年インフラ受注約30兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を更に積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有しインフラプロジェクト受注に向けて有効活用する。
- 3 政府による、令和元年の農林水産物・食品の1兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、平成30年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官(食産業担当)の活用や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の

- 外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国の EU 離脱に関して、きめ細やかな情報収集を行い、日系企業への情報提供を積極的に行う。 日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策を採るよう働きかけを強め、中小 企業を含めた所管業界の経済活動が英国の EU 離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外 公館施設を活用した日本産品のPRを積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につな がったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等 に広く情報提供するため、日本企業支援パンフレットを改訂し、新しい支援事例を掲載するととも に、幹部の講演等で広く活用した。さらに、平成31年3月に「ASEAN 日本企業支援担当官会議」を 実施し、同地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援な どを議題としてJICA、ジェトロ、JBIC等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題 等の共有及び意見交換を行った。(日本企業支援件数については、参考指標1を参照)
- 2 日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官(平成31年3月末時点で73か国、191名)及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー(平成30年度末現在17公館)を配置し、収集する情報を関係省庁と共有、インフラシステム輸出戦略の策定や、安倍総理大臣、河野外務大臣によるトップセールスに活用した。

安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果、平成22年に約10兆円であったインフラ受注実績は平成27年に20兆円、平成28年に21兆円となるなど令和2年に約30兆円との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる(平成29年以降については集計中(平成31年3月現在))。

- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本産品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また、国連食糧農業機関(FAO)等の関係国際機関との関係構築を更に進め、第三者機関の我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、平成30年度は新たに4か国・地域(ニューカレドニア、ブラジル、オマーン及びバーレーン)、これまでに計31か国・地域が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、平成30年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大(9,068億円、前年度比12.4%増)に貢献した。
- 4 11 か国 18 公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した(平成 29 年度は 11 か国 15 公館)。
- 5 英国の EU 離脱に関する政府タスクフォースを 9 月、11 月、平成 31 年 1 月及び 3 月 (2回)と定期的に開催し、英・EU の交渉状況や英国内政に関する情報収集を行い、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また、現地において、EU 離脱をめぐる現状や企業活動への影響等留意すべき点についてのセミナーを計 12 回実施し、日系企業支援に努めた。

令和元年度目標

- 1 令和元年の日本企業支援件数は7万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和2年インフラ受注約30兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。
- 3 政府による、令和元年の農林水産物・食品の1兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、令和元年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官(食産業担当)の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品

の輸出促進を図る。

- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の 外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度に ついて情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国の EU 離脱に関して、きめ細やかな情報収集を行い、日系企業への情報提供を積極的に行う。 日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策をとるよう働きかけを強め、中小 企業を含めた所管業界の経済活動が英国の EU 離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外 公館施設を活用した日本産品の PR を積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につな がったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等 に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した。さらに、12 月に「中 南米日本企業支援担当官会議」を実施し、同地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ 海外展開、中小・中堅企業支援などを議題として JICA、ジェトロ、国際協力銀行(JBIC)等と共に、 外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。(日本企業支援件 数については、参考指標 1 を参照)
- 2 日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官(令和2年3月末時点で74か国、200名)及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー(令和元年度末現在12公館)を配置し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。また、インフラ担当として活動する他省庁の在外公館赴任予定者向けに赴任前にインフラ輸出研修を実施した。

安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果、平成22年に約10兆円であったインフラ受注実績は平成28年に21兆円、平成29年に23兆円となるなど「令和2年に約30兆円」との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる(平成30年以降については集計中(令和2年3月現在))。

- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本産品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また、国連食糧農業機関(FAO)等の関係国際機関との関係構築を更に進め、国際機関幹部の訪日の機会などを捉え日本の食の安全性をアピールするとともに、日本産農林水産物・食品に対する我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、令和元年度は新たに3か国(コンゴ民主共和国、ブルネイ及びフィリピン)、これまでに計34か国・地域が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和元年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大(9,121億円、前年比0.6%増)に貢献した。
- 4 12 か国 16 公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した(平成 30 年度は 11 か国 18 公館)。
- 5 英国の EU 離脱に関する政府タスクフォースを、7月の英国新政権発足を受け8月に、また、令和 2年1月31日に英 EU 間で署名された離脱協定の発効を受け、同日に、開催する等、英 EU の交渉状況や英国内政に関する情報収集を行うとともに、離脱後の日本政府の対応も含め、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また、現地において、EU 離脱をめぐる現状や企業活動への影響、法律上のポイント等留意すべき点についてセミナーを計3回実施し、日系企業支援に努めた。

令和2年度目標

- 1 令和2年の日本企業支援件数は7万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和2年インフラ受注約30兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で

得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。

- 3 政府による、農林水産物・食品の一層の輸出拡大目標(令和12年に輸出額5兆円)に寄与すべく、 令和2年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官(食産業担当) の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水 産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の 外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度に ついて情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国の EU 離脱に伴う各種コストを最小限に抑えるため、英国の EU 離脱後の英 EU 間の将来関係交 渉や英国内政等に関して、きめ細やかな情報収集や、日系企業への情報提供等を行い、中小企業を 含めた所管業界の経済活動が移行期間終了後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本産品のPRをオンライン等も活用しつつ積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した。さらに、コロナ感染拡大により、中断を余儀なくされた海外でのインフラプロジェクトもあり、政府として支援方針を取りまとめ、在外公館にも周知し、現地で日本企業からの要望事項を受け、相手国政府に働きかけを行った。(日本企業支援件数については、参考指標1を参照)。例年開催している「日本企業支援担当官会議」は、コロナの影響により、開催を見送った。
- 2 日本企業のインフラシステム海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官(令和 2年12月末時点で75か国、200名)及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー(令和 2年度12公館)を配置し、コロナの影響により、対面の会議等が難しい中、オンライン会議等も活 用し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用し た。また、インフラ担当として活動する他省庁の在外公館赴任予定者向けに赴任前にインフラ輸出 研修を実施した。

総理大臣、閣僚などのトップセールス等の働きかけの結果、平成22年に約10兆円であったインフラシステム受注実績は平成28年に21兆円、平成29年に23兆円、平成30年には約25兆円に到達した。政府は12月に、令和3年から5年間の目標を掲げた「インフラシステム海外展開戦略2025」(以下、新戦略)を策定し、令和7年のインフラシステム受注約34兆円を成果目標として掲げた。

- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本産食品に対する輸入規制や風評被害への対策については、会談や国際会議等様々な外交機会を活用し総理大臣・大臣等ハイレベルから撤廃の働きかけを行うとともに、国内外にて SNS 等も活用し日本の食の安全性等に関する情報発信に努め、日本産農林水産物・食品に対する我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、令和2年度は新たに5か国(モロッコ、エジプト、UAE、レバノン及びイスラエル)、これまでに計39か国・地域が規制を完全撤廃した。また、全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、オンライン等実施方法を工夫しつつ、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、農林水産物・食品の輸出額増大に貢献した。令和2年の日本産農林水産物・食品の輸出額はコロナ禍にもかかわらず9,223億円と前年比1.1%増となった。
- 4 13 か国 17 公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した(令和元年度は 12 か国 16 公館)。
- 5 英国の EU 離脱に伴う悪影響を最小化し、EU 加盟国や英国で事業を展開する日系企業の円滑な経済活動を確保すべく、EU・英国間の貿易及び協力に関する協定の交渉状況や英国内政に関する情報収集を行うとともに、同協定について、8月の日英外相会談、9月の日英首脳電話会談や、10月の茂木外務大臣とドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長兼貿易担当欧州委員との電話会談等の際に、EU 及び英国双方に、英国の EU 離脱の移行期間が終了する令和2年中の交渉妥結を強く働きかけた。また、現地において、EU 離脱をめぐる現状や企業活動への影響、日系企業が引き続き円滑な経済活動を継続するために必要な対応等の情報提供、また、日英 EPA について実務にも触れつつ解説を行うセミナーを計10回実施し、日系企業支援に努めた。同セミナーの多くはオンラインでの開催となったため、欧州や日本からも多数の参加者を得て、各回200~500名程度が参加した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標(令和2年度)

平成28年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を踏まえ、投資関連協定について、令和2年までに、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ、海外における投資環境の整備を促進し、また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、新たに6か国との間で新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の19本の協定(アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ、タンザニア、アルゼンチン、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン)については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。
- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼びかけ、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制(注)を推進する。
 - (注) 平成28年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣による面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関(ジェトロ)の職員が同席し、相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成30年度は3か国(アラブ首長国連邦、ヨルダン及びアルゼンチン)との間で投資協定に署名したほか、16か国(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン)との間で投資協定交渉を継続させた。また、EU(7月)、パラグアイ(10月)及びアゼルバイジャン(平成31年2月)との間で正式交渉を開始するとともに、新たな正式交渉の開始に向け、チュニジア及びキューバと予備協議を実施した。平成31年3月末現在、発効済の投資関連協定(注)43本と署名済・未発効の5本を合わせると76の国・地域をカバーし、交渉中の24本(投資協定19本、EPA5本)も発効すると94の国・地域をカバーすることとなった。また、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」(平成28年5月11日)に基づき、体制面においては、投資政策室のみならず、各地域課が主導する案件を増加させ、外務省全体として投資協定交渉体制をより充実させた。
 - (注) 投資協定及び投資章を含む EPA/FTA
- 2 4月にチェコ、6月にハンガリーで投資先としての日本の魅力を発信することなどを目的として 対日投資促進セミナーを開催し、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種 投資呼び込み施策をジェトロとも連携の上、各在外公館にて実施した。また、5月、外務省を含む 関係省庁で構成される第6回対日直接投資推進会議が開催され、政府一丸となって地域への対日直 接投資を支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定し、外務省からは、在外公 館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による平成29年度の対日直接投資に資する具体的な活 動実績が計650件以上に上る旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会に外務副大臣又は外務大臣政務官が3回(①5月、エア・リキード社、中根外務副大臣、②7月、エア・リキード社、岡本外務大臣政務官、③12月、フィリップス社、辻外務大臣政務官)同席し、相談内容へのサポートを行った。なお、平成31年3月に対日直接投資促進に向けて、特に東南アジア、米欧からの地方への直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を開催した。事後アンケートでは、提出があった参加者のうち約95%がセミナーに満足したとの回答であった。

令和元年度目標

1 戦略的な優先順位をもって、投資関連協定の交渉相手国を検討するとともに、新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の19本の投資協定(アンゴラ、アルジェリア、

カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)については産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。

2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年度は2か国(モロッコ及びコートジボワール)との間で投資協定に署名したほか、17の国・地域(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)との間で投資関連協定(注)交渉を継続した。また、署名済みであった日アルメニア投資協定が5月に発効し、投資に係る規定を含む日・ASEAN 包括的経済連携協定第一改正議定書につき、4月までに全交渉参加国による署名が完了した(日本は平成31年2月27日に署名)。令和2年3月末現在、発効済の投資関連協定44本と署名済・未発効の7本を合わせると78の国・地域をカバーし、交渉中の21本(投資協定17本、EPA4本)が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。
 - (注) 投資協定及び投資章を含む EPA/FTA
- 2 11 月に開催した英国での対日直接投資促進セミナーや、欧州各国での日 EU・EPA 発効を捉えたセミナーにおいて、投資先としての日本の魅力を発信する等、各在外公館にてジェトロとも連携の上、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施した。また、4月、外務省を含む関係省庁で構成される第7回対日直接投資推進会議が開催され、地域への投資誘致の取組を一層強化する「対日直接投資集中強化・促進プログラム」を決定した。外務省からは阿部外務副大臣が出席し、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による平成30年度の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計700件以上に上る旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会に中山外務大臣政務官が3回(①10月、ファイザー社、②11月、エア・リキード社、③12月、フィリップス社)同席し、相談内容へのサポートを行った。令和2年3月、対日直接投資促進に向けて、特にインドを始めとするアジア、米欧からの地域への対日直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を東京で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、中止とした。

令和2年度目標

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資関連協定等の新規交渉相手国を検討する。現在交渉中の17本の投資関連協定(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)については、産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。
- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

施策の進捗状況・実績

1 令和2年度は1か国(ジョージア、令和3年1月)との間で投資協定に署名したほか、16の国・地域(アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン)との間で投資関連協定(注)交渉を継続した。また、署名済みであった日・ヨルダン投資協定、日・アラブ首長国連邦投資協定及び投資に係る規定を含む AJCEP 協定第一改正議定書が8月に発効し、また、同じく署名済みであった日コートジボワール投資協定も令和3年3月に発効した。令和3年3月末現在、発効済の投資関連協定49本と署名済・未発効の5本を合わせると79の国・地域をカバーし、交渉中の19本(投資協定16本、EPA3本)が発効すると94の国・地

域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

- (注) 投資協定及び投資章を含む EPA/FTA
- 2 「対日直接投資推進担当窓口」を設置する各在外公館においては、11月の国際金融都市の確立に向けた海外金融事業者等の誘致に向けた取組に関するプロモーションを始め、ジェトロとも連携しつつ、現地企業と日本の地方自治体・企業とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施し、令和2年度の活動実績は570件以上に上った。さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会(12月、フィリップス社)に外務省も事務方が同席し、相談内容へのサポートを行った。令和3年3月、対日直接投資促進に向けて、特にインドを始めとするアジア、米欧からの地域への対日直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、オンラインで開催し、各国政府関係者やビジネス関係者等約190名の参加を得て、活発な議論が行われた。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

中期目標(令和2年度)

- 1 国際社会における知的財産保護の促進を図る。
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
- 3 日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

平成 30 年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携 強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで 以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権(TRIPS) 理事会(6、11 月及び平成31年2月)、世界知的所有権機関(WIPO) 関連会合(5、6、9、11、12 月及び平成31年3月)、APEC 知的財産専門家会合(IPEG)(8月)といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。
- 2 RCEP 協定交渉、日トルコ EPA 交渉を始めとする交渉の場において、WTO/TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組んだ。また、ネパールにおいて、日本企業の商標権保護のため、現地大使館等を通じて相手国政府への働きかけを実施し、相手国政府から前向きな対応を引き出した。
- 3 12 月にドバイ(中東アフリカ地域対象)で、平成31年1月にバンコク(東南アジア地域対象)で、在外公館知的財産担当官会議を開催し、現地日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換を行い、知的財産被害の現状分析及びその対応ぶりに関するベストプラクティスの共有等を通じ、日本企業支援体制を強化した。在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的に実施し、担当官の能力強化を図った。

令和元年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携 強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで

以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (5、10 月及び令和2年2月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 関連会合 (4、6、9、10 月及び令和2年3月)、APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) (8月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。
- 2 RCEP 協定交渉、日中韓 FTA 交渉、日トルコ EPA 交渉を始めとする交渉の場において、WTO/TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組み、9月には、WTO/TRIPS 協定を上回る知的財産保護及び権利行使を含む RCEP 知財章のテキストベースの交渉を完了した。また、アフリカにおいて、日本企業の商標権保護のため、現地大使館等を通じて相手国税関への働きかけを実施し、日本企業製品の模倣品の摘発に成功した。
- 3 在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的に実施し、担当官の能力強化を図った。

なお、令和2年3月に中国及びワルシャワ(欧州地域対象)で、現地日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を通じ、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議を企画・準備したが、実施予定地域における新型コロナウイルスの流行や入国・渡航制限等のため、開催は中止となった。

令和2年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携 強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで 以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権(TRIPS) 理事会(7、10、11、12月、令和3年1、2及び3月)、世界知的所有権機関(WIPO)関連会合(5、9及び11月)、APEC知的財産権専門家会合(IPEG)(10月及び令和3年2月)といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。
- 2 RCEP 協定交渉では、令和元年9月にテキストベースの交渉を終えた RCEP 知的財産章の法的精査を行い、11月に署名した。国会審議に向け、WTO/TRIPS 協定を上回る知的財産章の内容に係る説明の準備を行い、国内手続を進めた。TPP に新たに加盟を申請する国の動きを受け、各国の知的財産制度の調査を行った。インドネシアにおいて、日本企業の特許権保護のため、令和3年2月に駐インドネシア日本国大使とインドネシア保健相の会談等を通じて相手国への働きかけを実施し、インドネシア政府と企業間の対話の促進、その他利害関係企業間の対話の促進を図った。
- 3 12 月に中国で、令和3年3月に東南アジア地域で、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議を実施した。それぞれの会議では、現地でもビジネスを展開する日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を行った。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

参考指標1:在外公館における日本企業支援実績件数							
	実 績 値						
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
				66, 474			
	60, 268	56, 492	65, 530	(令和3年8月			
				12 日時点)			

参考指標2:知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数							
	実 績 値						
	平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度						
				180			
	236	311	342	(令和3年8月			
				12 日時点)			

評価結果(個別分野2)

施策の分析

【測定指標2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *】

在外公館を通じたビジネス環境の整備や官民共催での在外公館施設を活用した日本産品の PR は、日 本の持つ優れた技術や日本産品等の輸出促進、日本企業やインフラシステムの海外展開、日本企業の 活動を支援する上で、日本の技術力や品質の理解促進につながるとともに、日本企業の海外展開意欲 を更に高めるなど有効であった。また、日本産品への輸入規制については、各国との会談や国際会議等 様々な外交機会を活用し、各国の在外公館及び総理大臣・大臣等のハイレベルからも早期撤廃に向け た働きかけを行った。この結果、平成30年度は、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン及びバーレ ーンの4か国・地域が規制を完全撤廃し、ロシアが7県産の輸入停止を解除、UAE は放射性物質検査報 告書及び産地証明書の添付義務を福島県以外解除、シンガポールが輸入停止対象地域を縮小、香港が 4 県産の輸入停止を解除、中国においては新潟県産の米に対する輸入停止を解除する等、各国・地域で 大きな緩和につなげた。令和元年度はコンゴ(民)、ブルネイ及びフィリピンの3か国が規制を完全撤 廃し、フィリピンが輸入停止を解除、UAE が水産物・野生鳥獣肉以外の全ての福島県産品に対する規制 を撤廃、マカオが9都県産の食品に対する輸入停止を解除、EU が規制対象地域及び品目を縮小、シン ガポールが輸入停止を解除、インドネシアが水産物に対する規制を撤廃する等、各国・地域で大きな緩 和につなげた。令和2年度はモロッコ、エジプト、UAE、レバノン及びイスラエルの5か国が規制を完 全撤廃し、インドネシアが農産物・加工食品に対する規制対象を 47 都道府県から7県に縮小するとい う動きを得られ、中東地域の規制は全て撤廃されるに至った。(平成 30・令和元・2年度:海外の日 本企業支援(達成手段①))

外務省・在外公館全体として日本企業のニーズに即した支援を行っていくために開始している日本企業支援担当官会議については、平成31年3月に「ASEAN 日本企業支援担当官会議」を、令和元年12月に「中南米日本企業支援担当官会議」を開催し、それぞれの地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題としてJICA、ジェトロ、JBIC等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。在外公館の知見・能力の向上、本省における今後の日本企業支援の活動方針・内容の検討、改善に有効であった。令和2年度は、新型コロナ感染拡大により、中断を余儀なくされた海外でのインフラプロジェクトもあり、政府として支援方針を取りまとめ、在外公館にも周知したことは、日本企業の海外展開支援に係る業務の質向上にとって有効であった。(令和2年度:海外の日本企業支援(達成手段①))

英国のEU離脱に関しては、これまで政府タスクフォースを定期的に開催する等、英・EUの交渉状況や英国内政等についての情報収集を行い、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行うなど、日系企業が英国のEU離脱に備えるための支援を推進した。また、英国において、英国のEU離脱や日英EPAに関する日系企業向けセミナーを平成30年度から令和2年度までの3年間を通じて、計25回実施した。これらは、EU離脱をめぐる現状や企業活動への影響等留意すべき点について日系企業の理解を促進し、EU加盟国や英国で事業を展開する日系企業が引き続き円滑な経済活動を継続するために必要な対応を行う観点から有意義だった。(平成30年度:日EU・EPA及び英国のEU離脱に対する対応(日本企業支援)(達成手段④)、令和元年度:英国のEU離脱に対する日系企業支援(達成手段④)、令和2年度:英国のEU離脱に係る日系企業支援(達成手段④))

【測定指標2-2 対外・対内投資の戦略的な支援】

1 海外での投資環境整備を図るために、投資関連協定の交渉の加速化及び新規交渉国の検討を進めたことにより、平成28年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」で定められた、令和2年までに100の国・地域との署名・発効を目指すという中期目標策定以降、20の投資関連協定(45の国・地域)が新たに発効済み又は署名済みとなり、また、16の協定について新規交渉が開始された。その結果、現在交渉中の協定も含めると、最終的には計94の国・地域がカバーされ、我が国の対外直接投資残高に占める割合は平成28年の約35%から約93%と大きく増加することとなり、この結果を踏まえれば、大きな成果を上げることができたと考えら

れる。(平成30・令和元・2年度:対外投資の戦略的な支援(達成手段⑤))

特に、平成30年度には日・アルゼンチン投資協定が署名に至ったほか、令和元年度には、日・アルメニア投資協定及び日EU・EPA、令和2年度には日・ヨルダン投資協定、日・アラブ首長国連邦投資協定、投資に係る規定を含む AJCEP 協定第一改正議定書、日英EPA及び日コートジボワール投資協定が発効に至り、投資協定を通じた、海外における投資環境の整備及び日本市場への海外投資の呼び込みに大きく貢献した。

2 対内投資については、対日直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催の「グローバル・ビジネス・セミナー」を、平成30年度は、特に東南アジア、米欧からの地方への直接投資の一層の呼び込みを目的に開催し、約120名の参加を得た。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ中止となったが、令和2年度は、インドを始めとするアジア、米欧からの地域への対日直接投資の一層の呼び込みを目的にオンライン形式で開催し190名の参加を得ることができた。特に平成30年度は、ネットワーキングレセプションも開催し、事後アンケートにおいて提出があった参加者のうち約95%がセミナーに満足したと回答するなど、在京大使館や在京外資企業の対日直接投資の機運向上に大きく貢献した。(平成30年度:対日直接投資サミット開催経費(達成手段③)、令和2年度:対日直接投資支援経費(達成手段③))

また、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による3年間の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計1,920件に上り、投資先としての日本の魅力を現地で直接発信し、日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込みにもつながった。なお、令和2年度の活動は新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での活動が難しい点があったが、オンライン形式での活動等の実施に取り組んだ。

そして、「企業担当制」において、外務副大臣又は外務大臣政務官が日本に重要な投資を実施した 企業と3年間で計6回面談を実施したことは、当該企業による日本への新たなビジネスモデルの導 入や先端技術の研究開発活動等の実施を促進し、日本経済の活性化に寄与するものであった。

これらを含む政府一丸となった取組の結果、対日直接投資残高は令和元年度末で 33.9 兆円であり、「令和2年度末までに対日直接投資残高35兆円を達成する」という政府目標達成に向け、順調に推移した。

【測定指標2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組】

- 1 国際社会における知的財産保護の促進を図ることについては、平成 30 年度からの3年間において、WTO 貿易関連知的所有権(TRIPS)理事会、世界知的所有権機関(WIPO)関連会合、APEC 知的財産権専門家会合(IPEG)といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進し、日本の存在感が示せたことは有意義だった。令和元年末からの世界的な新型コロナウイルス感染拡大を受け、特にワクチンの世界的供給の状況も見極めつつ、議論に参画したが、一方で、令和2年10月のTRIPS理事会では、一部の途上国が知的財産保護の制限を訴える提案を提起し、知的財産保護の強化とは逆の方向に議論が誘導され、令和3年3月時点でも合意に至っていない。知的財産保護強化が重要であることに変更はなく、新型コロナウイルスによる世界的な緊急事態において、関係国の動向も注視しつつ、より多くの国々の理解促進のため、令和3年度以降において引き続き効果的な意見交換を行い、動向を注視することが課題である。(平成30・令和元・2年度:知的財産権侵害対策(達成手段②))
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じた取組については、日中韓 FTA 及び日トルコ EPA の知的財産 章交渉において、WTO/TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組んだこと、また、RCEP 協定については、令和元年9月に WTO/TRIPS 協定を上回る知的財産保護及び権利行使を 含む RCEP 知財章のテキストベースの交渉を完了し、令和2年11月に署名できたことは、知的財産 の保護強化を促進する上で有意義だった。また、個別案件として、中国、コンゴ(民)及びカメルーンにおける知的財産侵害被害に関する日本企業支援を行い、被害を最小限に抑えることができたこと等は、有意義だった。インドネシア及びベトナムにおいては、関係省庁と連携し、対応にあたって おり、今後も動向を注視することが課題である。(平成30・令和元・2年度:知的財産権侵害対策 (達成手段②))
- 3 在外公館知的財産担当官会議については、日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、コロナウイルス感染拡大以前の平成30年度は、ドバイ(中東地域対象)及びバンコク(東南アジア地域対象)において知的財産担当官会議を開催し、令和元年度はコロナウイルス感染症のため、予定されていた会議が実施できなかったが、令和2年度は、オンライン形式で開催することを初めて試み、オンラインで中国及び東南アジア地域を対象に知的財産担当官会議をほぼすべての関係者の参加を得て開催することができ、有意義な情報共有及び意見交換ができた。新しい会議形式でも問題なく、従来の方法とほぼ同水準の成果を上げることができると判ったことも有益であった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

新型コロナの世界的な感染拡大というこれまでにない危機に直面する中、ポスト・コロナも見据え、日本経済の成長を後押しするためには、日本企業の海外展開支援を強化することが重要である。また、インフラシステム及び食品輸出に関しては、令和2年、それぞれ2025(令和7)年までにインフラシステム受注目標額34兆円、2030(令和12)年までに輸出額5兆円という政府目標が掲げられた。特にインフラ輸出については、その実現のために、総理大臣、閣僚などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上に向けた取組が引き続き必要である。外務省としても、政府目標の達成に向け、あらゆる外交機会や在外公館等を活用した取組の強化が求められている。

そのためには、政府として、コロナ感染拡大の影響を受けた既存のインフラプロジェクトへの支援を含め、海外における日本企業のビジネス環境を一層整備するために相手国政府に働きかけるとともに、新規のインフラプロジェクトの受注支援や日本産品の販路拡大を始め個別企業の活動を支援していくことが必要である。

また、福島第一原発事故後の各国による輸入規制措置の緩和・撤廃のためにも、引き続き、日本産品の安全性を粘り強く発信し、科学的根拠に基づいた対応を各国に求めていく必要がある。

投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の 強化を通じた政治・外交面での意義もあり、海外進出している、若しくは進出を予定している企業の実 際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが引き続き必要である。

対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術を呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であり、令和3年春までに策定される予定の次期政府目標の達成に貢献すべく、引き続き対日直接投資促進に向けて取組を進めていくことが必要である。

加えて、日本の知的財産が海外で適切に保護され、活用されるための環境整備を強化していく必要がある。

【測定指標】

2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

日本経済の発展に貢献するためにも、日本企業の海外展開支援は重要である。それゆえ、企業支援に関する情報共有・意思疎通体制の強化、インフラシステム海外展開に関する在外公館の支援体制の強化、輸入規制・風評被害対策、海外の日本企業に対する法的支援体制の強化、といった年度目標は適切であった。また、上記の施策の分析のとおり、令和2年度は新型コロナの世界的感染拡大により、影響を受けた海外でのインフラプロジェクトもあり、政府として支援方針を取りまとめ、在外公館に周知することによって、必要な対応を進めることとしたが、コロナの感染状況は地域によっても異なり、引き続き、日本企業に対するタイムリーな情報共有、必要な対応を取ることが重要である。今後はウェブなどのツールも活用し、セミナーやマッチングイベントの開催等の日系企業支援に引き続き注力していく。

外務本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラシステム海外展開促進等の支援を引き続き行う。また、未だ15か国・地域で残る輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることについての情報発信を強化することで、引き続き日本の農林水産物・食品の輸出促進に貢献する。

英国のEU離脱に関し、令和3年1月に日英EPAが発効し、EU・英国間の貿易及び協力に関する協定が暫定適用されたが、令和2年末の英国のEU離脱の移行期間終了から間もないところ、日系企業が円滑な経済活動を継続するために必要な対応や、EU離脱をめぐる現状、日英EPA等について、情報提供を引き続き行っていく。

2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

1 投資関連協定については、発効済み又は署名済みの投資関連協定が我が国の対外直接投資残高に 占める割合が平成28年の約35%から約93%に増加したことや、交渉中の協定も含めれば、合計94の 国・地域をカバーすることとなること、TPP11及びRCEPといったマルチの協定、日EU・EPA及び日 英EPAといったハイレベルの協定の署名・締結を我が国が主導したこと等を踏まえれば、大きな成 果を上げることができたと考えられることから、今後は数値目標を設定することはしないが、今後 の投資先としての潜在力の開拓や他国の投資家と比較して劣後しないビジネス環境の整備の観点から投資関連協定の締結を進めるべきニーズ等を念頭に、引き続き戦略的観点及び質の確保の観点を 考慮した取組を進める。その際、今後の投資先として潜在性を有する国との交渉開始の可能性につき、中南米及びアフリカを中心に検討する。

2 対内投資については、上記施策の分析のとおり、在外公館における対日投資セミナー等の開催や、「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートなど、年度目標は適切であった。

今後も対内投資の推進は日本経済の成長に貢献する上で重要であるところ、令和3年度も引き続き、ジェトロ等との連携も強化しつつ、在外公館の「対日投資投資推進担当窓口」を中心に海外企業の日本進出支援に注力するとともに、国内においても必要に応じてオンラインを活用しつつ、セミナー開催を通じた情報発信を行うなど、対内投資に資する施策を国内外で戦略的に進めていく。

2-3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

知的財産保護強化は令和2年度までは国際会議における議論を通じ積極的な知的財産保護の強化の成果を上げたが、上記の施策の分析のとおり、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況を受け知的財産保護強化とは逆行する議論を唱える途上国への対応、ワクチンの世界的供給の課題があるため、令和3年度はこの状況を踏まえ、知的財産保護強化の意義を唱えつつ、ワクチンの世界供給状況や各国の動向を注視しつつ柔軟に対応する取組を目標とする。

日中韓 FTA 及び日トルコ EPA は交渉が継続中であり、締結に至っていないが、上記の施策の分析のとおり、引き続き WTO/TRIPS 協定を上回る知的財産保護及び権利行使を含む知財章のテキスト交渉の達成は我が国にとって重要であり、交渉が再開する暁には、RCEP 以上の高いレベルを取り組むことにより、引き続き中期目標の知的財産保護強化の達成に努める。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策については、今後とも関係省庁による連携に努め、個別事案の解決に向けて効果的かつ効率的な対応を促進していく。

在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化については、上記の施策の分析のとおり、平成30年度は物理的な会議が実施されたものの、令和元年度は新型コロナウイルス感染症のため実施できなかった経緯があるが、令和2年度はオンライン形式で開催し、知的財産担当官の能力強化及びジェトロ事務所との関係構築に当たって、会議を実施することが重要であると再認識するに至った。令和3年度も会議の開催を通じ、引き続き緊密な意思疎通を図ることで知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

日本企業支援

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html)

インフラ海外展開の推進

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/infrastructure/suishin.html)

東日本大震災後の日本産食品等に対する輸入規制

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/saigai/anzen.html)

知的財産保護支援

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html)

・官邸ホームページ

経協インフラ戦略会議

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/)

・農林水産省ホームページ

輸出額統計

(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/zisseki.html)

- ・「我が国の経済外交 2020」(外務省経済局編(2020 年)日本経済評論社)
- ・「我が国の経済外交 2018」(外務省経済局編(2018 年)日本経済評論社)
- 財務省ホームページ

直接投資残高地域別統計(資産)(全地域ベース)(2019年末)

(https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bparea.htm)

・令和3年版外交青書(外交青書2021)

第3章第1節 自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進

第3章第1節 4 知的財産の保護

個別分野3 資源安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月21日 閣議決定) 第2章 5.(5)① 資源・エネルギー
- ・成長戦略実行計画(令和元年6月21日 閣議決定) 第2章7(2)再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現
- ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定、閣議決定) IV 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- ・第 201 回国会外交演説(令和 2 年 1 月 20 日) 世界の主要なエネルギーの供給源である中東地域の海域における航行の安全確保
- ・鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針について(平成30年6月26日 閣 議決定)

測定指標3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標(--年度)

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

平成 30 年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
- (1) 国際エネルギー機関 (IEA) については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。
- (2) 国際エネルギー・フォーラム (IEF) は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、平成 30 年4月にニューデリー (インド) において開催される閣僚級会合において、積極的に議論に参加し、我が国の関心事項やエネルギー外交の取組について積極的に発信する。
- (3) エネルギー憲章条約(ECT) については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。
- (4) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) については、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・ 途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。
- (5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバー(注)として積極的に貢献する。
 - (注)「G20作業を運営する体制」をトロイカ体制といい、現議長国、前議長国及び次期議長国による協力体制が組まれる。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度に関しては、平成28年度から開始した特定地域を対象とした担当官会議を引き続き平成30年度も実施する。ここでの成果を、平成30年度中に日本国内にて開催予定の在外公館戦略会議に共有し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。地域担当官会議と在外公館戦略会議の双方に関して、議論内容のうち公表可能な点については引き続き積極的に対外的な発信を行う。
- 3 河野外務大臣が平成30年1月のIRENA第8回総会における政策スピーチで「再生可能エネルギー 外交」の推進に取り組むことを表明したことを踏まえ、国内外への積極的な情報発信等を通じた我

が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、平成28年4月に安倍総理大臣が立ち上げた、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出して世界に発信し、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、IEA、IEF、IRENA、ECT 等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。
- (1) IEA においては、平成 30 年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に平成 31 年 1 月からは、大江経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部特命全権大使が日本人として24 年ぶりに理事会議長を務めており、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導している。また、IEA との間では、国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており、10 月にファティ・ビロル事務局長が訪日した際には河野外務大臣への表敬を行い、エネルギー安全保障分野における日本と IEA との一層の関係強化を確認した。ビロル事務局長は、4 月には中根外務副大臣との間でも意見交換を行った。
- (2) IEF においては、4月にニューデリー(インド)で第16回閣僚級会合が開催され、中根外務副大臣が出席し、エネルギーアクセスの向上をテーマとするセッションにパネリストとして参加し、日本の先進的な技術力とイノベーションの力を活用して世界の未電化地域のエネルギーアクセス拡大に寄与していく旨発言した。同会合の機会に、中根外務副大臣はスン・シェンション IEF 事務局長との意見交換を行い、スン事務局長からは日本の IEF への積極的な貢献に謝意が表された。
- (3) ECT においては、事務局を通じてエネルギー憲章プロセスへの新規加入促進活動を支援するとともに、二国間の働きかけを継続した。日本を含む加盟各国や事務局の取組の結果、12 月にヨルダンが、平成 31 年 1 月にはイエメンが中東諸国として初めて ECT に加入し、さらには中国が ECT 加入に必要な3つの報告書の作成を全て終え、他にも複数の国が加入に向けた取組を着実に進めるなど、投資促進に係る法的枠組の基盤強化と裾野拡大に進展が見られた。
- (4) IRENA については、平成31年1月にアブダビ(アラブ首長国連邦)で行われた第9回総会に、 辻外務大臣政務官が出席して河野外務大臣スピーチを代読し、世界における再生可能エネルギーの 一層の普及拡大に向けて日本として積極的な役割を果たしていきたい旨述べた。また、同総会において、再生可能エネルギーがもたらす社会経済的メリットの議論の中で「福島新エネ社会構想」を 説明し、再生可能エネルギーの利活用に基づいたスマートコミュニティーの実践や地方自治体による再生可能エネルギー活用の事例を紹介した。なお、同総会では、日本は IRENA 設立以来5期連続で理事国に選出された。IRENA との間では、アミン事務局長と外務省政務との意見交換を計5回実施(河野外務大臣:4月及び平成31年3月、岡本外務大臣政務官:9月、辻外務大臣政務官:平成31年1月及び3月)するなど緊密に意見交換を行い、日・IRENA 関係の一層の強化に向けた議論を 行った。第2位の分担金拠出国として、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした IRENA の活動を引き続き支援した。
- (5) G 7、G20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を 首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各 国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にG20 につい ては、令和元年に日本は議長国を務めており、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつ つ、G20 プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進した。
- 2 平成31年1月の中東地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議及び平成31年2月の在外公館戦略会議では、外部講師による世界のエネルギー情勢についての現状認識の共有、外務本省からの基本政策の紹介、各大使館員からの任国政府のエネルギー戦略の共有等を行い、国内外のエネルギー情勢を分析して、日本のエネルギー外交の在り方について議論した。これらの会議については、議論の成果を外務省ホームページ上で可能な範囲で公表し、エネルギー業界紙でも取り上げられ、国内での関心喚起にもつながり、その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化した。
- 3 (1) 外務省閣僚級招へい事業により、4月にアミン IRENA 事務局長を日本に招き、「福島新エネ社会構想」に基づく取組を進める福島県の再生可能エネルギー関連施設への訪問、国際セミナーでの講演、日本企業や関係省庁等との意見交換などを実施した。同事務局長から、世界の再生可能エネルギー情勢について広く日本国内に向けて直接発信してもらうとともに、日本の先進的な技術や

取組について IRENA 関係者の理解を深めた。

- (2)日本の先進的な再生可能エネルギー・新エネルギー分野の取組を国際社会に発信するため、関係省庁・自治体・企業等の協力を得て、在京外交団を対象とした視察事業として、11月に福島県の再生可能エネルギー関連施設、平成31年3月に神奈川県の水素エネルギー関連施設をそれぞれ訪問し、延べ22か国から延べ23名の参加を得た。
- (3) 7月に都内にて「国際シンポジウム:エネルギー転換とアジアのエネルギー安全保障」を開催し、エネルギー分野における国内外の有識者、企業関係者、政府関係者、研究者、在京大使館及び報道関係者等約200名の参加を得た。同シンポジウムでは、最新の分析・研究成果や第一線で得た知見に基づき、テーマに沿って活発な議論が行われた。
- (4) 日本の技術やイノベーションについて積極的に国際社会へ発信し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた国際連携を進めていくため、日本は10月に太陽に関する国際的な同盟(ISA)(注)に新たに加盟した。
 - (注)国際社会における太陽エネルギーの利用拡大を目的に、平成27年にインド政府がフランス 政府と共に立ち上げた国際協力の枠組み。
- (5) 11 月にブカレスト (ルーマニア) で開催されたエネルギー憲章会議第 29 回会合に出席した兒 玉欧州連合日本政府代表部特命全権大使からも「福島新エネ社会構想」について紹介する発言を行 うなど、エネルギー関連の各種国際会議の機会に我が国の再生可能エネルギー・新エネルギー分野 での取組について積極的に発信した。

令和元年度目標

- 1 IEA、IEF、ECT、IRENA等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に 参加・貢献する。
- (1) IEA については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、12 月に開催される第 27 回閣僚理事会を見据え、IEA が掲げる3つの「現代化」(①アジアの新興国を始めとする非 IEA メンバー国との関係強化、②石油備蓄義務の見直しを含むエネルギー安全保障の強化、③クリーン・エネルギー技術・省エネルギーの取組を通じたクリーン・エネルギーハブとしての役割強化)を始めとする我が国が重視する議題に関する議論に積極的に貢献する。
- (2) IEF は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、国際エネルギー情勢の変化に応じた IEF の役割を踏まえつつ、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、令和2年に北京(中国)において開催される第17回閣僚級会合に向けた議題設定等の議論に積極的に貢献する。
- (3) ECT については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。
- (4) IRENA については、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。また、平成31年4月に就任予定の新事務局長との関係構築を通じ、日・IRENA関係の維持・強化を図る。
- (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、在外公館戦略会議を開催し、関係省庁・機関、民間 企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ、本省と在外公館との間で現状認識や今後の 方向性のすり合わせを行い、情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。
- 3 我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成30年度に引き続き、IEA、IEF、ECT、IRENA等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。
- (1) IEA については、令和元年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に、大江国際エネルギー担当大使が理事会議長を務めていることから、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。12 月に開催された第 27 回閣僚理事会には、我が国から

若宮外務副大臣及び松本経済産業副大臣が出席し、成果として、10年ぶりにコミュニケが発出されるとともに、日本が主導して進めてきた、非メンバー国であるインドとの間での「戦略的パートナーシップ」の立ち上げに向けた協議開始が合意された。また、IEAとの間では、国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており、ファティ・ビロル事務局長とは、9月の同事務局長の訪日時及び12月の第27回閣僚理事会時に若宮外務副大臣が会談を行い、エネルギー安全保障分野における日本とIEAとの一層の関係強化を確認した。加えて、令和2年3月にIEAによるメールでの緊急時対応合同訓練が実施され、日本も参加した。

- (2) IEF については、令和2年にアル・コバール(サウジアラビア)(注:開催地が中国から変更)において開催される第17回閣僚級会合に向け、執行理事会における議論に積極的に参加。昨今の国際エネルギー情勢を踏まえ、重要性が高まるエネルギー安全保障やイノベーションに焦点を当てた議題案(①「新時代のエネルギー安全保障ーリスクと機会への対応」、②「秩序あるエネルギー転換:投資促進のためのエネルギー効率、技術及びイノベーションの共有」)が採用され、また我が国が6月のG20で発信したカーボンリサイクルについても取り扱われることとなった。
- (3) ECT については、12 月に開催されたエネルギー憲章会議第 30 回会合に、我が国から兒玉欧州連合日本政府代表部大使が出席した。今次会合の閣僚セッションでは、「再生可能エネルギー、エネルギー多様化及びエネルギー効率への投資の促進」というテーマの下、エネルギー転換やイノベーションの重要性などについて議論が行われ、兒玉大使が日本政府を代表してエネルギー技術及びイノベーションを促進することの重要性等を述べた。また、同会合では、エネルギー憲章条約(ECT)の規定に基づくレビューの結論文書が採択されるとともに、ECT の近代化に係る交渉の開始が決定された。
- (4) IRENA については、我が国は令和元(2019)年分担金の 10.923%を負担し、途上国におけるエネルギー計画・ロードマップの見直し、プロジェクト円滑化、再生可能エネルギーポテンシャル評価 (RRA) などの事業を支援している。平成 31 年 4 月に新たに就任したフランチェスコ・ラ・カメラ事務局長と外務省ハイレベルとの意見交換を緊密に行っており、6 月の同事務局長訪日時に辻外務大臣政務官との会談、令和 2 年 1 月の第 10 回 IRENA 総会時及び同年 3 月の同事務局長訪日時に若宮外務副大臣との会談を実施し、国際社会における持続的な再生可能エネルギーの普及に関する意見交換を行い、日・IRENA 関係の進化を図った。また、第 10 回 IRENA 総会では、若宮外務副大臣から、脱炭素化に向けた我が国の再生可能エネルギー普及促進における取組を紹介し、併せて、再生可能エネルギー関連機器の将来的な大量廃棄問題に言及したスピーチを実施した。
- (5) G20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にG20 については、令和元年に日本は議長国を務めており、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、G20プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進し、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、閣僚声明及びG20軽井沢イノベーションアクションプランを採択した。また、同会合を踏まえ、G20大阪首脳宣言においても、エネルギー安全保障の確保の重要性やエネルギー転換に向けた革新的、クリーンで効率的な技術の更なる発展の重要性等について確認した。
- 2 令和2年3月に開催予定であった令和元年度エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議について、諸般の事情により延期することとなった。他方、エネルギー・鉱物資源専門官を含む在外公館のエネルギー担当官との間で、各国のエネルギー情勢に関する意見交換を随時行い、次回開催に向けて引き続き連携している。
- 3 (1) 令和2年1月の第10回 IRENA 総会において、若宮外務副大臣から、世界最大級の再生可能エネルギー由来水素製造装置の福島における稼働開始予定及び同装置で製造した水素の東京オリンピック・パラリンピックにおける活用について発信した。
- (2) 令和2年3月には、脱炭素社会を実現するための日本の取組を紹介する、在京外交団を対象とした「CCUS/カーボンリサイクル・スタディーツアー」(注)を実施し、千葉県野田市の東京理科大学、同県柏市の日立造船柏工場、福島県いわき市の石炭ガス化複合発電施設及びとまとランドいわきを視察し、在京外交団に対して、我が国のクリーンコール技術とCCUSの取組を発信した。
 - (注) CCUS: (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage): 工場や発電所などから発生する二酸化炭素を大気放散する前に回収し、地中貯留に適した地層まで運び、長期間にわたり安定的に貯留したり、回収した二酸化炭素を農作物の育成に利用したり、更に進んで人工光合成などによって新たな商品やエネルギーに変換したりする技術。
- (3) 令和2年3月に開催予定であったアジア・エネルギー安全保障セミナーでは、「転換期の選択ーアジア域内における再生可能エネルギー導入の課題と展望」と題して、IEA 及び IRENA の有識者を

招いて、我が国やアジアにおける再生可能エネルギー導入に向けた取組及び課題について議論するべく、直前まで開催する方向で準備を進めていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う IEA の措置により、IEA の基調講演者の訪日が不可能となったこと等により、開催を延期することとなった。

令和2年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
- (1) IEA については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展等を含む昨年の閣僚理事会のフォローアップを行う。
- (2) IEF は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー・ガバナンス等 我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、9月にアル・コバール(サウジアラビア) において開催される第17回閣僚級会合の議論に積極的に参加し、我が国のエネルギー分野の取組等 について積極的に発信する。
- (3) ECT については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。特に、令和元年に、ECT の近代化に係る交渉の開始が決定されたことを受け、一連の交渉会合において、我が国として、エネルギー安全保障を確保しつつエネルギー転換を進めること、また、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に関与していく。
- (4) IRENA については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。
- (5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20については、令和元年の我が国の議長国下での成果を踏まえた議論が行われるよう、関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、在外公館戦略会議を開催し、関係省庁・機関、民間 企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ、本省と在外公館との間で現状認識や今後の 方向性のすり合わせを行い、情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。
- 3 我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 引き続き、IEA、IEF、ECT、IRENA等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。
- (1) IEA については、令和2年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化等についての議論に積極的に貢献した。特に、大江国際エネルギー担当大使が理事会議長を務めていることから、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。その中でも、日本が主導して進めてきた、非メンバー国であるインドとの間での「戦略的パートナーシップ」の立ち上げに向けた協議に積極的に関与した。また、11月に IEA とアフリカ連合委員会が共催したアフリカに関するオンラインフォーラムに鷲尾外務副大臣が出席し、アフリカのエネルギーアクセス向上に向けた我が国の取組を紹介するとともに、アフリカにおけるエネルギーアクセスの改善及びアフリカへの投資の継続の重要性を強調し、同地域におけるエネルギーへのユニバーサル・アクセス実現に向けた我が国の取組について紹介した。さらに、新型コロナで財政的困難に直面しているエネルギー生産国等支援として 6.3 億円を IEA に拠出した (第三次補正予算)。
- (2) IEF については、12 月の執行理事会に参加し、マック・モニグル新事務局長就任に対し歓迎の 意を表明するとともに、令和3年の活動方針やイランの分担金支払い問題等について、積極的に議 論を行った。なお、令和2年に予定していた閣僚級会合は新型コロナウイルスの影響で延期された。
- (3) ECT については、12 月に開催されたエネルギー憲章会議第31回会合の閣僚級セッションには、 我が国を代表して鷲尾外務副大臣がビデオメッセージにより参加し、菅総理大臣の所信表明演説に

おけるカーボンニュートラル宣言やエネルギー部門への緊急支援といった我が国の取組を紹介し、 我が国の ECT への積極的な参加姿勢について述べた。また、エネルギー憲章会議に先立ち 10 月に開催されたバクー国際エネルギーフォーラムでは、エネルギー効率のベストプラクティス及び教訓の 共有というテーマで我が国も登壇し、我が国の取組を紹介し積極的に議論に貢献した。令和 2 年から開始された ECT 近代化交渉は、4回の交渉会合が実施され、全ての会合に我が国代表団も出席し 積極的に交渉に関与した。

- (4) IRENA については、令和3年1月の第11回 IRENA 総会において、鷲尾外務副大臣から、カーボンニュートラルへの道筋と再生可能エネルギー大量導入に向けた課題と我が国の取組に関するスピーチを行った。同スピーチでは、カーボンニュートラルの実現のために、技術とイノベーションの必要性と途上国の脱炭素化のための支援の重要性を指摘した。さらに、再生可能エネルギーの大量導入を進めるに当たり、その裨益だけでなく課題にも目を向ける必要があることも指摘した。特に、調整力の確保や電力システム全体のコスト評価、蓄電池やモーター等に使われる鉱物資源の確保、そして、令和元年に我が国が問題提起した、2030(令和12)年頃から寿命を迎える太陽光パネル等の大量廃棄への対処を今後の課題として挙げた。また、同総会において、我が国は第6期(令和3年から2年間)の理事国として、6期連続で選出された。
- (5) G20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にG20 については、前議長国として、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、議長国サウジアラビアを始めとする各国と協力し、G20 各種関連文書が我が国のエネルギー政策と整合的なものとなるよう交渉に尽力した。また、9月に行われたG20 エネルギー大臣会合には、鷲尾外務副大臣が出席し、特に新型コロナウイルス感染拡大に対応する上でも重要なエネルギーアクセスの促進について強調した。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度に関しては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、例年 開催している「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」の形態を大幅に変更し、オンラ イン形式で令和3年2月に開催した。同会議には専門官設置公館から40公館以上が参加し、主要公 館(米、中、豪、インド、マレーシア)及び資源エネルギー庁と最新のエネルギー・鉱物資源に係 る動向を共有するとともに、資源安全保障に係る我が国の課題や今後の取組について議論を行った。
- 3 (1) 我が国のエネルギー・鉱物資源に関する国内外への積極的な情報発信として、令和3年2月に令和2年度アジア・エネルギー安全保障セミナー「自由で開かれたインド太平洋とエネルギー・鉱物資源の現在」をオンラインで開催した。同セミナーには、鷲尾外務副大臣が出席して挨拶を述べたほか、日本経済団体連合会の大林経団連外交委員長/大林組代表取締役会長も後援団体を代表して挨拶を行った。また、米国政府高官らがビデオメッセージを寄せたほか、エネルギー・鉱物資源分野に携わる国際機関関係者、有識者、企業関係者、報道関係者が登壇した。セミナーには国内外から約500名がオンラインで参加登録し、エネルギー転換に伴う鉱物資源の安定供給確保の重要性や、「自由で開かれたインド太平洋」構想を踏まえた同志国との連携の可能性について、活発な議論が行われた。
- (2) 令和3年3月の開催に向けて計画していた、在京外交団を対象とした福島県へのスタディーツアーは、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言発出のため、令和2年度中の開催を見送ることとした。他方、令和3年度の開催を目指し、福島県内の水素関連施設を対象としたスタディーツアー開催に向けて、福島県等の関係者と意見交換を随時行い、次回開催に向けて引き続き連携している。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標(--年度)

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重 点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の 維持・強化を図る。

平成 30 年度目標

1 国連食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。

これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第2位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の 抜本的強化を引き続き進める。具体的には、平成30年度中に開催予定の第3回日・FAO 年次戦略協 議等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組についてFAO に働きかけを行うとともに、日本 人職員の増強等を中心に取り組む。

またG20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバーとして積極的に貢献する。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

FAO については、平成31年1月に第3回日・FAO 年次戦略協議をローマで開催し、FAO 側からは グスタフソン事務局次長 (プログラム担当)、リドルフィ・プログラム支援技術局長を筆頭とする関 係者、日本からは外務省と農林水産省の両省が参加した。同協議では、我が国の重視する事項につ いて詳細に説明した。具体的には、平成30年度補正予算や無償資金協力を含めたFA0への財政貢献 が日本による支援であることを受益者に対し明確に示すこと、日本国内における FAO の活動及び成 果の認知度向上に向けた取組の進捗を確認すること、日本企業と FAO の連携促進等の進捗状況を確 認し、両者のパートナーシップを更に前進させること、日本人職員の増強に向けた進捗と今後の取 組を確認すること等を通じ、今後1年間で日・FAO 両者が取り組むべき方向性について認識の一致 をみた。さらに、飢餓の撲滅を含む SDGs の達成に向け、開発のためのビジネスモデルとしての農業 投資、食品ロスに焦点を当てた栄養及びフードシステム、人道と開発と平和の連携等の分野におい て共に取り組んでいくことを確認した。加えて、令和元年日本において開催するG20及び第7回ア フリカ開発会議(TICAD7)や、令和2年の栄養サミットに向けた協力についても認識の一致をみた。 また、日本国内における FAO の認知度を向上させるとともに、FAO における日本人職員の増強を 図るため、学生、研究者、社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催し、延べ約300 名の参加を得た。具体的には、8月(於:東京)、10月(於:京都)及び11月(於:東京)に、一 時帰国中の FAO 日本人職員及び FAO 駐日連絡事務所等の協力を得て、少人数でのキャリアセミナー を開催し、国際機関での勤務に関心を有する参加者へのアドバイスなどを行った。また、平成31年 3月には、より幅広い層を対象に、日本担当 FAO 親善大使である国谷裕子氏及び中村勝宏氏の出席 を得て、「SDGs 達成に向けた FAO の貢献と日本の役割」をテーマとする講演会を開催し、約 120 名 の参加を得た。

IGC については、理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加し、例えば、6月の理事会では、赤松在英国日本大使館公使が理事会議長に選出され(任期は7月から令和元年6月まで)、続く 12月の理事会では、一大輸入国としてのみならず議長輩出国としての立場からも、責任を持って議論の進展に貢献した。ICO についても、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

G20 において、食料安全保障は平成30年G20アルゼンチン議長国下での3つの重点テーマの一つであり、7月に開催されたG20農業大臣会合では、「農業の役割を支える健全な土壌」を中心に、世界の農業の持続可能性向上に関して議論が行われ、日本もトロイカとして議論に積極的に貢献した。令和元年に日本が議長国に就任してからは、G20プロセスにおける食料・農業関連の議論の取りまとめに当たり、外務省としても農林水産省と緊密に連携した。

G7においては、平成30年の議長国カナダ及び令和元年の議長国フランスの下で、平成27年に定められた「2030年までに5億人を飢餓・栄養不良から救出する」とのG7全体としての目標(エルマウ・コミットメント)の達成に向けたG7各国の支援実績の追跡・分析が行われた。また、カナダ議長国下では、G7食料安全保障作業部会(FSWG)会合において食料安全保障・栄養分野の政策分析が行われ、我が国も同分野との関連で強靱性の高い共同体の構築に関する発表を行い、積極的に議論に貢献した。フランス議長国下では、アフリカのサヘル地域における若者の雇用促進や栄養に焦点を当てた議論が行われており、令和元年にTICAD7、令和2年に栄養サミットを主催予定の日本としても、これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについてFSWG会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献している。

2 国際機関関係者等との意見交換や、FAO や IGC を始めとする国際機関等の報告書を元に、世界の 食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館 向けに配布した。

令和元年度目標

1 FAO、IGC、ICO等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第2位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の 抜本的強化を引き続き進める。具体的には、令和元年度中に開催予定の第4回日・FAO 年次戦略協議 等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人 職員の増強等を中心に取り組む。

またG20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ引き続き積極的に貢献する。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 FAO については、令和2年1月に、第4回日・FAO 年次戦略協議を東京において実施し、FAO を代表してグスタフソン事務局次長ほかが、日本側は外務省と農林水産省の合同チームが出席した。同協議では、平成31年1月の前回協議からの両者の取組を振り返り、日本のFAO への財政貢献、日本国内におけるFAO の活動及び成果の認知度向上、FAO における日本人職員による貢献等の進捗状況を確認し、両者のパートナーシップを更に前進させることで一致した。さらに、両者は、チューFAO事務局長が出席した令和元年8月の TICAD 7を振り返るとともに、令和2年に日本で開催される東京栄養サミット 2020 について意見交換を行い、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、更なる協力を深めることとした。

また、FAOの国内での認知度の向上と日本人職員の増強を図るため、大学生・大学院生や研究者、社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催しており、令和元年度には後述の計2回のセミナーを実施(10月(於:東京)及び12月(於:東京))したほか、FAOの活動を広く知らしめるためのFAO駐日連絡事務所や関係機関によるイベント等に協力を行った。10月の世界食料デー月間の際に都内で開催されたシンポジウムでは、世界的な食品ロス削減の取組にリーダーシップを発揮しているFAOとともに、食品ロス削減の取組への理解を促進し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた国際的な貢献の可能性について議論を行った。12月(於:東京)には、一時帰国中のFAO日本人職員及びFAO駐日連絡事務所等の協力を得て、キャリアセミナーを開催し、国際機関での勤務に関心を有する参加者へのキャリアアドバイスなどを行った。

IGC については、理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加するとともに、6月には、IGC の前身の国際小麦理事会から通算して創設 70 周年を迎えるにあたり、議長国を務める我が国が記念行事として在英国日本大使館でレセプションを開催した。主要各国の穀物、食品関係者やメディアが参集する中、東日本大震災の被災地産品を始めとする日本の「食」の普及促進のプロモーションを進めるとともに、海外での輸入規則の撤廃・緩和に向けた安全性の PR を行った。 ICO については、世界的なコーヒー産業の強化及び持続的な拡大の促進という目的の下、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

G20 については、5月にG20 新潟農業大臣会合が開催され、「農業・食品分野の持続可能性に向けて一新たな課題とグッド・プラクティス」をテーマとして、人づくりと新技術、フード・バリューチェーン (FVC)、SDGs について議論を行った。また、同会合において、越境性動植物疾病への対応についても議論が行われ、特にアフリカ豚コレラ (ASF)については、国際社会が一致団結して対処することの重要性について認識を共有した。議長国として積極的に議論をリードし、大阪首脳宣言においても、強靭な農業・食品バリューチェーンの発展の重要性を確認した。

G7については、フランス議長国下での食料安全保障作業部会(FSWG)の専門家レベル会合において、「サヘル諸国の若者の雇用促進」及び「サヘル諸国の栄養不良との戦い」がテーマとして議論が行われ、7月4日にパリにて開催された開発大臣会合の機会に、「サヘル地域の若者の雇用創出に関するG7フレームワーク」が FSWG による文書として公表され、同大臣会合で発出された「G7・G5サヘル・パリ共同コミュニケ」において歓迎された。令和元年に TICAD7を開催、令和2年に栄養サミットを主催予定の日本としても、これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについて FSWG 会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献した。

地域的な協力も進展しており、APECでは、参加国・地域の当局のみならず民間セクターとも連携した形で APEC 食料安全保障に関する政策パートナーシップ (PPFS) を通じて、関連の協力が進めら

れている。チリ議長国下では、持続可能なフードシステムの強化、イノベーションと新技術の適応、協働の促進と FVC・貿易の強化、機会をもたらす地域開発の強化をテーマとし議論が行われた。7月(於:東京)には、APEC 食品ロス削減に関するワークショップ「情報通信技術(ICT)と革新的な技術を活用した食品廃棄の削減」を日本として開催し、民間企業による ICT や革新的技術を使った先進的な取組事例等の共有がなされ、PPFS における官民連携の促進が図られた。

2 国際機関関係者等との意見交換や、FAO や IGC を始めとする国際機関等の報告書を元に、世界の 食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館 向けに配布した。

令和2年度目標

1 FAO、IGC、ICO等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第3位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の 抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うととも に、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 FAO については、理事会及び各種委員会に積極的に参加し、世界の食料安全保障の向上のための議論に貢献した。新型コロナの影響により会合の延期などの影響もあったが、7 月に開催された第 164 回理事会においては、我が国を代表して駐イタリア大使から、FAO が効率的な組織となるための改革を進めていることを評価しつつ、国際機関としてのガバナンス・透明性向上を重視する旨を指摘した。また、我が国は主要委員会である財政委員のポストを確保しており、予算・組織運営事項の審議に積極的に貢献した。なお、日・FAO 間のハイレベル対話である日・FAO 戦略協議については、令和3年9月に国連食料システムサミット、同年12月に東京栄養サミットが開催されることを踏まえ、令和3年の適切な時期に実施する方向で調整中である。

また、FAO の認知度の向上と日本人職員の増強を図るため、大学生・大学院生や研究者、社会人等を対象とした講演会やセミナーの開催や、FAO 駐日連絡事務所等によるイベント等に協力を行っており、令和2年度は、7月に関係国際機関の連携の下で実施された世界の食料安全保障と栄養の現状(SOFI)令和2年報告の発行を記念するイベントに協力し、また、10月の世界食料デー月間の際にはFAO の協力の下、外務省主催で世界と我が国の食料安全保障についてのシンポジウムを開催した。両イベントにおいては新型コロナの影響を踏まえ、世界及び我が国の食料安全保障の向上に向けた議論が行われた。また、令和3年1月にローマに本部をもつ食料・農業関係国際機関と連携し、国際機関邦人職員増強に向けたキャリアセミナーを実施した。各イベントは、新型コロナの影響により、オンラインでの実施とすることにより、全世界や日本の各地からの参加が得られ、FAO のビジビリティ向上が図られた。

IGC については、新型コロナウイルス感染症の拡大により会合の延期などの影響もあったが、理事会を始めとする予算、運営等委員会の会合及びポストコロナ時代の穀物市場等をテーマとしたオンラインセミナーに積極的に参加した。6月の理事会では、農林水産省と共に、新型コロナウイルス感染症の拡大により穀物市場が不安定に推移する中、各国が輸出規制を行わない等食料のサプライチェーンを維持するための方策を提言した。ICO については、世界的なコーヒー産業の強化及び持続的な拡大の促進という目的の下、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、理事会を始めとする会合や平成19年国際コーヒー協定改正等ワーキンググループ等に、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

G20 については、議長国サウジアラビアの下、4月にG20 農業大臣臨時テレビ会議、9月にG20 農業・水大臣会合(テレビ会議)が開催され、新型コロナウイルス感染症による食料安全保障等の諸課題への対応等について議論が行われ、それぞれの会合で、「新型コロナウイルス感染症に関するG20 農業大臣声明」及び「G20 農業・水大臣宣言」が採択された。

G7については、アメリカ議長国下では食料安全保障作業部会(FSWG)は開催されなかったが、 有志国会合において新型コロナの影響を踏まえた食料安全保障について議論が行われ、我が国とし て不要な輸出制限などを引き起こさない自由で開かれた貿易ルールに基づく食料の円滑な流通を確 保することなどを積極的に発信した。 地域的な協力も進展しており、APECでは、参加国・地域の当局のみならず民間セクターとも連携した形で APEC 食料安全保障に関する政策パートナーシップ (PPFS) を通じて、関連の協力が進められている。令和2年のマレーシア議長下では、10月に APEC 食料安全保障閣僚級政策対話(テレビ会議)が開催され、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた食料安全保障の確保について議論が行われ、「APEC 食料安全保障閣僚級政策対話声明」が採択された。

2 国際機関関係者等との意見交換や、FAO や IGC を始めとする国際機関等の報告書を基に、新型コロナの影響を含む世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに配布した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標(--年度)

我が国国益に即した漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な保存管理と我が国権益の確保を図る。 また、海洋生物資源の持続可能な利用支持国を拡大し、我が国の捕鯨政策に対する国際社会の理解を 促進する。

平成 30 年度目標

- 1 各地域漁業管理機関における議論を引き続き主導する。地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。
- 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、国際捕鯨委員会(IWC)加盟国の理解を求める。また、IWC以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行い、IWCにおける鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と、資源管理のための協力を継続するとともに、国際的な管理体制の構築を目指し、協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。
- 4 海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威となっている違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定を平成29年度に締結したところ、同協定の未締結国に締結を働きかけるなど、IUU漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。北太平洋漁業委員会(NPFC)ではサンマについて漁獲上限の設定案が議論されているところ、これらに積極的に関与し、我が国の意見が反映された効果的な措置の採択を目指す。北極海の公海部分における無規制な漁業を防止する協定の早期の署名・締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の平成30年の年次会合では、平成29年の年次会合に引き続き、大西洋クロマグロ資源の管理措置の見直し(未配分枠の配分、漁期の緩和等)が議論された。中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) の年次会合においては、我が国の提案に基づき太平洋クロマグロの保存管理措置に関する議論が行われ、漁獲枠の5%を上限として余剰枠を翌年に繰り越すことができるという規定を現行の保存管理措置に追加することで合意された。
- 2 捕鯨政策については、二国間及び多国間会合(6月に我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や7月の東カリブ漁業大臣会合等)の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対する IWC 加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで働きかけを行った結果、IWC 加盟国で我が国を支持する国との結束を強化できたほか、サントメ・プリンシペやリベリアが、新たに我が国と同じ立場で IWC に加盟した。また、長年にわたり機能不全に陥っていた IWC を改革すべく、7月、我が国は異なる立場を持つ加盟国同士が共存できるよう IWC 改革案を提出した。同改革案は9月の IWC 総会において議論されたが、最終的に投票に付され否決された。この結果、IWC では、国際捕鯨取締条約(ICRW)に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的は顧みられることなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなり、12月、我が国は ICRW から脱退することを決定し、寄託国政府である米国に脱退を通告した。脱退通告後も、ICRW 脱退の決定を含む我が国の捕鯨政策について様々な

機会に関係国に丁寧に説明し、理解を求めている。また、IWC総会の開催国であり、反捕鯨国であるブラジルにおいて捕鯨関連映画の上映及び意見交換会の実施を支援する等、日本の捕鯨文化等を伝える民間レベルの情報発信を支援し、長期的な視点から、我が国の立場に支持を得られるような国際世論の形成に努めた。

- 3 ニホンウナギについては、ニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等と協議を実施し(6月)、平成26年9月に国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として発出した共同声明の遵守状況や、それ以降、各国・地域が採った管理措置について情報共有等を行うとともに、協議結果を共同プレスリリースとして発表し、国際社会における本取組への理解を呼びかけた。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、地域漁業管理機関(RFMO)での IUU 漁船リストに関する議論に積極的に参加した。特に、7月の北太平洋漁業委員会(NPFC)第4回年次会合において、 我が国から主体的に IUU 漁船リストの追加提案を行った。

NPFCにおけるサンマの保存管理措置については、7月の年次会合において、サンマの洋上投棄の禁止や小型魚の漁獲抑制の推奨等、我が国提案の内容が保存管理措置に追加されるとともに、令和元年の科学委員会において一致した資源評価を得るべく作業を進めることで委員会において合意されるなど、令和元年の年次会合における漁獲上限の設定に向け大きく前進した。

また、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、10月に、日本、北極海沿岸5か国(米、露、加、ノルウェー及びデンマーク)、中国、アイスランド、韓国、EUとの間で署名を行い、引き続き本協定締結のための国内手続を進めた。

令和元年度目標

- 1 マグロ関連のものを含め、各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を引き続き主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会(NPFC)においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 7月に予定している商業捕鯨の再開に向け、二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、我が国の今後の捕鯨政策について、捕鯨支持国だけでなく反捕鯨国にも丁寧に説明し理解を求め、今後の商業捕鯨が円滑に行われるよう国際環境を整える。また、引き続き鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等 と資源管理のための協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働 きかけを引き続き行っていく。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、平成29年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ、地域漁業管理機関(RFMO)でのIUU漁船リスト作成など、IUU漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。また、南インド洋漁業協定(SIOFA)における公海乗船検査の保存管理措置の策定に関し、引き続き議論に積極的に貢献していく。

さらに、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、引き続き 締結のための国内手続を進め、本協定の早期発効に向け貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋クロマグロについては、令和元年の大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の年次会合において、対象魚種の拡大などに関する条約改正条文の採択とともに、メバチなどの熱帯マグロの総漁獲許容量 (TAC) を逓減させる決定に貢献した。太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 北小委員会において、日本から、資源の回復目標の達成率を一定以上維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案し、増枠は決定されなかったものの、漁獲上限の未利用分に係る翌年への繰越率を現状の5%から17%へ増加させること、また、台湾からの通報により大型魚の漁獲上限を台湾から日本へ300トン移譲することを可能とする保存管理措置の改正が採択された。サンマについては、北太平洋漁業委員会 (NPFC) 第5回委員会会合において、日本主導で、令和2 (2020) 年漁期におけるNPFC条約水域 (公海) でのTACを33万トンとする漁獲量規制や、各国が令和2年の公海での漁獲量が平成30年の実績を超過しないことが初めて決定された。
- 2 日本は、7月に捕鯨業を再開した。日本の立場に関する国際社会の理解を深めるべく、政府として、捕鯨についての正確な情報提供や主要海外メディアへの投稿(3件)等の機会を通じ、戦略的

な発信に取り組んだほか、首脳会談や外相会談、東カリブ漁業大臣会合等の様々な外交機会を捉えて働きかけを行った結果、国際世論の反応は比較的落ち着いたものとなっている。日本は、鯨類資源の持続可能な利用及び適切な管理に必要な科学的情報を集める目的で、長年にわたり鯨類科学調査を実施してきたが、国際捕鯨取締条約脱退後も、国際機関と連携しながら、国際的な海洋生物資源管理に協力するという方針の下、5月の国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会において、南極海鯨類資源調査(JASS-A)や IWC との共同目視調査(IWC-POWER)などを実施する計画を提出し、同委員会から支持を得た。

- 3 ニホンウナギについては、4月、日本主導の非公式協議において、資源管理措置に対する科学的 な助言を行うことを目的とした科学者会合を定期的に開催することや、国際取引におけるトレーサ ビリティー(追跡可能性)の改善に向け協力することが、日本、韓国及び台湾の間で確認された。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業への早急な対策が国際社会として強く求められている中、日本は IUU 漁業対策への取組を強化すべく、G20 大阪サミットの首脳宣言において、日本のイニシアティブにより、「IUU 漁業に対処する重要性を認識」することとの言及を盛り込んだ。また、日本は、寄港国が IUU 漁船に対して入港拒否などの措置を採ることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」への加入を促すべく、11 月の第 74 回国連総会における持続的な漁業決議非公式作業部会において同協定への加入を要請する旨の追記を主導した。さらに、南インド洋漁業協定(SIOFA)における公海乗船検査の保存管理措置策定に関し、議論に積極的に貢献し、7月、これを採択することができた。NPFC において、我が国の提案に基づき IUU 漁船リストに6 隻が追加された。

中央北極海では、日本は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結についての国内手続きを経て、受諾書を7月に、10か国・機関中、4番目にカナダ政府に寄託し、同協定を締結した(交渉参加全 10 か国・機関の締結により発効。令和2年3月現在、未発効。)。

令和2年度目標

- 1 各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき 議論を引き続き主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会(NPFC)においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 捕鯨業が円滑に行われる国際環境を整えるため、5月に開催される国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会及び9月に開催される IWC 総会にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、IWC 総会において議論が反捕鯨・鯨類保護に偏ったものとならないよう、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化・勢力拡大を図る。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等 と資源管理のための協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働 きかけを引き続き行っていく。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、平成29年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ、地域漁業管理機関(RFMO)でのIUU漁船リスト作成など、IUU漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。

さらに、日本が締結した中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、未締結の国に対しても早期の参加・締結を呼びかけていくとともに、発効後に備えた署名国による会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

1 大西洋クロマグロについては、近年の資源量の回復を受けて総漁獲可能量が増加してきたが、令和2年の大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)の年次会合が中止になったことを受けて行われた電子メールでの協議において、令和2年の総漁獲可能量を令和3年も維持することが決定された。

また、地中海におけるまぐろ類の漁獲に関連して日本が平成9年から参加していた地中海漁業一般委員会(GFCM)に関し、日本は、令和2年10月31日をもって脱退した。

太平洋クロマグロについては、令和2年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、親魚 資源量の回復などの科学的知見を踏まえ、日本から、令和元年に続き、資源の回復目標についての 一定以上の達成率を維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案した。一部の慎重な意見により、増枠は決 定されなかったものの、漁獲枠の未利用分に係る繰越率の上限を、漁獲枠の5%から17%へ増加す

- る措置、及び小型魚の漁獲枠の大型魚の漁獲枠への振替を可能とする措置の1年延長が採択された。 サンマについては令和2年に過去最低の漁獲量を記録したことで、更なる資源の減少及び持続可能な漁業の重要性に改めて高い関心が寄せられた。そのような中、令和3年2月、北太平洋漁業委員会第6回年次会合が開催され、令和3年及び令和4年のサンマの総漁獲枠を現状から約40%削減する措置が合意された。
- 2 捕鯨については、令和元年度に引き続き、日本の立場に関する国際社会の理解を得るべく、各国政府に対して丁寧な説明や働きかけを実施した結果、国際世論の反応は比較的落ち着いたものとなっている。日本は、国際捕鯨取締条約(ICRW)脱退後も、国際的な海洋生物資源の管理に協力するという方針の下、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献してきている。9月に開催される予定だった IWC 総会は、令和3年9月に延期となったが、5月に開催された国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会にはオブザーバーとして参加し、南極海鯨類資源調査(JASS-A)及び IWC/日本共同北太平洋鯨類目視調査(IWC-POWER)の実施計画を提出し、同委員会から支持を得たほか、調査結果や捕獲情報などを提供した。また、令和3年3月に開催された北大西洋海産哺乳動物委員会(NAMMCO)第28回協議会にオブザーバー参加し、日本における捕鯨の実態やそれを通じて得られた科学的データ等を提供した。
- 3 ニホンウナギについては、6月に開催された日本主導の非公式協議において、令和元年に引き続き、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定や、国際取引におけるトレーサビリティー(追跡可能性)の改善に向け協力することが、日本、韓国、台湾の間で確認された。
- 4 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業については、令和元年のG20 大阪サミットの首脳宣言において、IUU 漁業対策の重要性が明記されたことなどを受け、日本は、9月の第75回国連総会「持続可能な漁業決議」の採択を始めとした多国間協議などの場を通じ、寄港国が IUU 漁船に対して入港拒否などの措置を採ることについて規定する違法漁業防止寄港国措置協定 (PSMA) への加入を未締結国に対して働きかけた。

中央北極海では直ちに商業的な漁業が行われる状況ではないが、地球温暖化による一部解氷を背景に、将来的に漁業が開始される際に無規制な操業が行われることが懸念されたことから、平成30年10月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関により「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」が署名され、令和2年度においては、条約発効のための各国における締結手続きが進展し、令和3年3月末現在、10か国中、中国を除き、日本を含む9か国が同協定を締結した。日本としては、関連会合に出席しつつ、中国の締結に向けた情報収集及び各国による働きかけを継続している。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標 3-4: 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議 への出席件数

注:出席実績は施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが、各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、本指標は、令和元年度で設定を終了し、令和2年度から参考指標とした。

中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		平成 30·令和元
年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標の達成 状況
	50	60	60	58	b

測定指標3-5:地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

注:出席実績は施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが、各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、本指標は、令和元年度で設定を終了し、令和2年度から参考指標とした。

(注) 平成30年度から、	中期目標値	平成 30 年	年度	令和元年	F 度	平成 30·令和元
捕鯨に関する会議・協議 への出席件数も含む	年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標の達成 状況
	_	24	28	24	18	b

参考指標1:資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への

出席件数				
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
			58	57

参考指標 2 : 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数						
(注)捕鯨に関する会議・	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度		
協議への出席件数も含む			18	18		

評価結果(個別分野3)

施策の分析

【測定指標3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *】

我が国及び世界の資源・エネルギーの安定確保については、平成 30 年度から令和元年度においては、 世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きている中、主要な国際機関を積極的に活用することを通 じて、我が国への資源・エネルギーの安定供給につながる取組を強化できた。特に平成31年1月から は、大江経済協力開発機構(OECD) 日本政府代表部特命全権大使が日本人として 24 年ぶりに IEA 理事 会議長を務め、我が国の立場との整合性を確保しつつ世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意 の形成を主導した。また、平成 30 年 10 月に IEA のファティ・ビロル事務局長が訪日し、河野外務大 臣への表敬を行い、エネルギー安全保障分野における日本と IEA との一層の関係強化を確認すること ができたことは、我が国のエネルギー安全保障強化の観点から有益だった。令和2年度においては、新 型コロナの影響により世界のエネルギー需要の大幅減に伴い、原油の上流への投資が大幅に減少した。 この状況はコロナ禍からの経済の回復局面におけるエネルギー需要に供給が追い付かないことが危惧 されることから、我が国として新型コロナで財政的困難に直面しているエネルギー生産国等支援とし て 6.3 億円を拠出した(第三次補正予算)。また、我が国として 2050(令和 32)年までの脱炭素社会 の実現を表明し、再生可能エネルギー分野での外交的取組の一層の推進が求められるなか、令和3年 1月の第11回 IRENA 総会において、鷲尾外務副大臣から、カーボンニュートラルへの道筋と再生可能 エネルギー大量導入に向けた課題と我が国の取組に関するスピーチを行い、技術とイノベーションの 必要性と途上国の脱炭素化のための支援の重要性を指摘することに加え、蓄電池やモーター等に使わ れる鉱物資源の確保の重要性という新しいトレンドについても指摘を行い、エミレーツ通信社から取 材を受けた。カーボンニュートラル実現のため、日本が再生可能エネルギーの発展と課題を多層的に 検討していることを広報する観点で有意義であった。(平成30・令和元年度:資源問題への対応(達成 手段①))

【測定指標3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化】

我が国及び世界の食料安全保障の強化については、平成30年度及び令和元年度においては、穀物が豊作傾向であり市況も安定した状況下で、我が国が議長国を務めたG20やTICAD7などを通じた議論の進展や食品ロス削減などの取組を通じて、また、邦人職員増強に向けたキャリアセミナーでは、専門分野が異なる複数の専門家に登壇頂き、参加者に幅広い情報を提供し、国際的な協調及び国際機関を通じた食料安全保障の強化を図ることができた。令和2年度においては、新型コロナの影響によって、世界の貿易・物流に混乱が生じ、一部の国で穀物の輸出制限が実施されるなどの影響が生じた。これを踏まえ、各国際機関で食料サプライチェーンの維持を求める声明の発出や、主要な穀物等の貿易や流通上の支障についての情報共有を図ること、各国において食料・農業関係を優先分野とする政策を展開するなどにより、影響の緩和が図られたところであり、我が国としても、令和2年6月のIGC理事会において食料サプライチェーンを維持するための方策を提言したことや、G20を始めとする各種会合において食料サプライチェーンを維持するための方策を提言したことや、G20を始めとする各種会合において積極的に議論に貢献できたことは、食料安全保障の観点から有意義だった。結果的に我が国への食料の供給には大きな混乱が生じなかったところであるが、今後も感染拡大を含む様々なリスクを注視し的確に対応を図っていく必要がある。(平成30・令和元・2年度:国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化(達成手段②))

【測定指標3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保】

平成30年度から令和元年度にかけて、まぐろ類の各種保存管理措置等については、太平洋クロマグロの漁獲枠の増加について議論が難航したものの、おおむね各種保存管理措置については進展が見ら

れ、特に大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) においては、令和元年度の年次総会において、対象 魚種の拡大などに関する条約改正条文の採択が実現した。平成 24 年に同委員会によって条約改正作業 部会が設置されて以降、日本として条約改正に向けた議論に積極的に参加したことによって、条約区 域内のまぐろ類等の長期的な保存及び持続可能な利用に貢献し、より安定的かつ合理的な漁獲につな がる条約改正の実現を前進させることができた。

また、北太平洋漁業委員会(NPFC)においても、令和元年度の年次会合において、日本主導でサンマの漁獲量規制が初めて導入することができたことは、日本近海における海洋生物資源の資源管理を大きく前進させた観点からも意義が大きい。また、令和2年度の年次会合においてサンマの漁獲枠の縮減が国際的に合意されたことは、サンマ資源の回復に向けた一定の前進と考えられる。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響で、令和2年度は大半の各地域漁業管理機関 (RFMO) の年次総会がオンラインでの開催 (ICCAT は年次会合が中止)となり、死活的に重要な議題に限定された中、令和2年度末に効力の期限を迎える保存管理措置は、令和元年度と同じ内容を延長する等の措置を採るなど、コロナ禍においても国際的な資源管理が後退しないよう対処できた。(平成30・令和元・2年度:海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進(達成手段③))

また、各地域漁業管理機関の各種保存管理措置や分担金負担の現状を踏まえつつ、日本は令和2年10月31日にGFCMを脱退した。これにより地域漁業管理機関への財政面を含む我が国の関与を一層効率化することができた。

捕鯨については、平成30年12月、日本はICRWからの脱退を決定し、翌令和元年6月の脱退後、同年7月に大型鯨類を対象とした捕鯨業が再開した。この間、政府として、二国間及び多国間会合の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用に対するIWC加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで説明や働きかけを行った。これらの結果、国際世論の反応は落ち着いたものとなっており、捕鯨業が持続可能な形で円滑に行われるよう国際環境を整えるという目的はおおむね達成されている。(平成30・令和元・2年度:鯨類の持続可能な利用に関するセミナー(達成手段④)、平成30年度:シー・シェパード対策に係る委託調査(達成手段⑥)、令和元・2年度:捕鯨問題に係る委託調査(達成手段⑥)、平成30・令和元・2年度:捕鯨問題に関する理解促進のための事業(達成手段⑧))ニホンウナギについては、平成30年度から令和2年度にかけて、韓国及び台湾との非公式協議において、例年設定しているうなぎの稚魚の養殖池への池入れ量の上限設定を確保できていることに加え、令和元年度には、資源管理措置に対する科学的な助言を行うことを目的とした定期的な科学者会合の開催が決定されるなどの進展が見られた。(平成30・令和元・2年度:海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進(達成手段③)))

違法・無報告・無規制(IUU)漁業については、日本が議長を務めた令和元年G20大阪サミットの首脳宣言において、日本のイニシアティブにより、「海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識」することが明記されたことは、国際社会に向けて IUU漁業対策の必要性を明示的に発信した観点で意義深く、違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)や中央北極海無規制公海漁業防止協定等の国際的枠組みの拡大や実施に向けた後押しができたものと考える。(平成30年度:IUU漁業対策に関する協議(達成手段⑨)、令和元・2年度:アジア太平洋地域のIUU漁業対策に関する協議(達成手段⑨))

【測定指標3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数】

平成30年度及び令和元年度については、IEAについては計52回、IEFについては1回、ECTについては計41回、IREAMAについては計6回国際会議に出席し、我が国のエネルギー政策を踏まえ、国際機関における資源・エネルギーに関する議論に積極的に関与した。令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大のため会合がキャンセルされるなどしたため目標値に届かなったが、IEAやIRENAなどの会合を通じてエネルギー安全保障の強化について貢献できた。(平成30・令和元年度:資源問題への対応(達成手段①))

【測定指標3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数】

平成30年度・令和元年度も、海洋生物資源の持続可能な利用及び我が国権益の確保のため、地域漁業管理機関の年次会合等へ積極的に出席した。特に、WCPFC、ICCAT等、我が国にとって重要な水産資源であるマグロ関連の地域漁業管理機関については、多くの年次会合に参加し、我が国の立場を踏まえて議論に積極的に参加した結果としてほとんどの場合に保存管理措置が採択に至ったことは、持続可能な利用に向けた国際協調及び国益確保の両立の観点から有益だった。また、令和元年度は出席回数は年度目標に届かなかったものの、NPFCにおいて日本が提案したサンマの国際的な漁獲上限の設定を含

む保存管理が初めて採択されたことは、北太平洋公海における資源管理上、大きな進展であり、関連会合の出席を通じた日本の入念な説明及び働きかけが功を奏した。(平成30・令和元年度:海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国は、エネルギー・鉱物資源・食料という国民生活の基礎を成す資源の多くを海外に依存しており、資源安全保障の維持・強化は我が国の基本的外交目標の一つである。また、我が国は水産物輸入国であると同時に、世界有数の漁業国でもある。

こうした中、国際エネルギー情勢は近年地殻変動とも言うべき大きな変化を遂げており、我が国へのエネルギーの安定供給確保を引き続き第一命題としつつも、グローバルなエネルギー上の課題の解決に貢献することは我が国自身のエネルギー安全保障の強化にもつながる状況となっている。世界経済に甚大な影響を与えた新型コロナウイルスによりエネルギー需給を含めた持続可能な社会構築に向けて世界が一斉に舵を切ろうとしている令和2年以降の状況において、日々変化しているエネルギーを巡る情勢変化を見極めた上で、今後日本と世界の資源安全保障の強化に一層取り組む。また、世界のエネルギー情勢が大きく変化する中、各国のエネルギー需給構造をより安定化・効率化するためには、一国での取組だけでなく、多国間及び二国間のエネルギー協力を戦略的に組み合わせつつ、国際的な協力を拡大することが重要となることに留意の上、取組を進めていく。

鉱物資源については、新興国を中心とした世界的な資源需要の増大、資源国における不安定な治安・情勢や資源ナショナリズムの台頭等を引き続き注視しつつ、経済がグローバル化する中、世界全体として適切に供給が確保されるよう協力を進める必要があることに加え、レアアースを含め、さらに我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給に向け、戦略的な資源確保、供給源の多角化促進、サプライチェーン強化に向けた国際協力の推進が重要になってくると予想されるため、対話や具体的な協力を積み重ねることにより、サプライチェーンの強靱化に向けた取組を進めていく。

食料については、中長期的には世界的な人口増加により食料需要が一層増える見通しであることや、 大国間の対立といった世界情勢の変化による食料流通の不安定化、新型コロナの影響による輸出規制 や需給バランスの乱れなど、食料安全保障をめぐる予断できない状況があることを踏まえ、日本と世 界の食料安全保障の強化を図っていく必要がある。

なお、出席実績は、施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが、各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、令和2年度から指標3-4及び3-5は参考指標とした。

【測定指標】

3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

資源・エネルギーについては、シェール革命による米国等のエネルギー輸出国としての台頭、アジアの新興国のエネルギー需要増のけん引、各国の持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組の加速等、世界のエネルギー需給構造に大きな地殻変動が起きていることを踏まえ、国際機関や多国間の枠組みにおける議論への参加・貢献や、専門官制度・在外公館戦略会議等を通じた情報共有・連携体制を強化することは、我が国及び世界における資源・エネルギーの安定供給確保を実現する上で重要である。エネルギー安全保障を始め、気候変動対策、脱炭素社会実現に向けたエネルギー転換、エネルギーアクセス向上などの目的に貢献すべく、引き続き、国内外において再生可能エネルギーや省エネに係る取組を一層強化し、我が国の優れた技術・知見の普及促進に向けた対外発信を進めていく。また、重要鉱物資源の安定的な確保に向けた国際的な協力関係の構築に向けた外交活動を一層強化する。同時に、これらの取組の基礎となる情報収集・分析を引き続き強化するとともに、供給途絶のような緊急事態対応への対応能力強化も進めていく。

3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

食料については、中長期的には世界的な人口増加により食料需要が一層増える見通しであること、 飢餓人口が平成27年から増加傾向にあり、新型コロナの影響による混乱も生じていることを踏まえ、 より持続可能で強靭な食料システムを構築することを通じ、日本と世界の食料安全保障の一層の強化 を図っていく必要がある。引き続き、多国間の枠組み等での議論に積極的に参加し、重点国・地域や市 場・リスク動向に関する情報収集・分析の強化に取り組んでいく。

3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置 等が検討・決定される地域漁業管理機関(RFMO)の年次会合を始めとした、様々な国際会議等の場にお ける国際的協力に引き続き貢献する観点で、新型コロナウイルス感染拡大等による後退要因の影響は 免れないながらも、次期目標の設定に当たり、基本的には、従来の目標を大きく変更することなく一貫 した取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

食料安全保障

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/index.html)

漁業

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fishery/index.html)

捕鯨

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/fsh/page25_001544.html)

・令和2年版外交青書(外交青書2020)

第3章 第3節 経済外交

- ・「我が国の経済外交 2020」(外務省経済局編(2020 年)日本経済評論社)
- ・水産庁ホームページ

「中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)第 17 回年次会合」の結果について(令和 2 年 12 月 15 日)

(https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/201215.html)

「北太平洋漁業委員会 (NPFC) 第6回年次会合」の結果について (令和3年2月25日)

(https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/210225_1.html)

個別分野4 国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

- 1 G 7 サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20 サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力に積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECD の諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとする OECD 非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APECの首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を 進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、 我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。 2025 年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日)
 - I 10. 海外の成長市場の取り込み
- · 第 198 回国会外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)
- ·第198回国会施政方針演説(平成31年1月28日)
 - 五 戦後日本外交の総決算(世界の中の日本外交)
- ・第200回国会所信表明演説(令和元年10月4日)
 - 四 外交・安全保障(自由貿易の旗手)
- 第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標 4-1 G7・G20 サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標 (--年度)

G7及びG20 サミットに日本の考え方を反映させた形で成功裏に実施し、日本の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。

平成 30 年度目標

- 1 G 7 シャルルボワ・サミット (G 7 外相会合を含む)の成功裏の実施に貢献し、G 7 メンバー国 との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反 映させる。
- 2 G20 ブエノスアイレス・サミット (G20 外相会合を含む) においては、成長戦略の策定等の日本 の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積 極的な意見交換を行う。
- 3 日本が令和元年のG20 サミットの議長国となることを踏まえ、平成30年の議長国であるアルゼンチンを含む他の参加国との緊密な連携を通じ、議長国として世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するために、我が国が目指す具体的成果の実現に向けて、準備を進めていく。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪ならではの魅力を世界に向けて発信する機会となるよう努める。

施策の進捗状況・実績

1 6月8日及び9日、カナダにおいてG7シャルルボワ・サミットが開催された。サミットでは、ルールに基づく国際秩序の促進、保護主義との闘いの継続、ルールに基づく国際貿易体制の重要性を確認するとともに、公平な競争条件を促進するための様々な措置について一致し、これらの議論を踏まえ、G7シャルルボワ首脳コミュニケが発出された。安倍総理大臣は、国際社会に平和と安定をもたらすのは個人の自由な発想と活動を保証する自由、民主主義、人権、法の支配といったG7が共有する普遍的価値に他ならず、国際社会のけん引役としてG7がこれまで以上に役割を果たしていくべき旨力強く訴えるとともに、イノベーションと雇用、貿易、北朝鮮、ジェンダーなどに関する議論を主導した。また、4月22日及び23日、トロント(カナダ)においてG7外相会合が開催され、北朝鮮情勢、中東情勢、海洋安全保障、テロ・暴力的過激主義等の重要課題につき、胸

襟を開いた意見交換を行い、G7外相コミュニケ等を発出した。河野外務大臣は、国際情勢が目まぐるしく変化する中、ルールに基づく国際秩序のけん引役としてのG7の連帯を確認し、力強いメッセージの発出に向けて議論を主導した。

- 2 11 月 30 日及び 12 月 1 日、アルゼンチンにおいて、「公正で持続可能な開発のためのコンセンサスの構築」という主要テーマの下、G20 ブエノスアイレス・サミットが開催された。貿易関係の緊迫化や新興国経済のぜい弱性等のリスクに直面する中で、いかにG20 の結束を維持し、経済成長を強化していくか等、首脳間で率直な意見交換が行われ、成果文書としてブエノスアイレス首脳宣言が採択された。同首脳宣言の採択に当たり、日本は、リトリート(G20 メンバー及びスペインの首相のみが参加したセッション)及び世界経済のセッションでリードスピーカーとして首脳間の議論をけん引するとともに、G20 内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与した。我が国は、ブエノスアイレス・サミット終了後からG20 議長国を務めることから、閉会セッションにおいて、安倍総理大臣から令和元年6月のG20 大阪サミットを見据えた、優先課題の打ち出し、次期議長国としての意気込みを発信し、各国首脳から賛同を得た。
- 3 令和元年6月28日及び29日のG20大阪サミット開催に向け、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長のけん引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、シェルパ会合を始めとする準備会合を開催した。おもてなしの精神、開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信すべく、食事、広報展示、各種行事等について、各省庁・地方自治体を始めとする関係機関と緊密に連携・調整を進めた。

令和元年度目標

- 1 G7ビアリッツ・サミット (G7外相会合を含む)の成功裏の実施に貢献し、G7メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 G20 大阪サミットにおいては、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長のけん 引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、参加 国・国際機関と積極的な意見交換を行う。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪・ 関西ならではの魅力を世界に向けて発信する機会として活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月24日から26日にかけて、フランスにおいてG7ビアリッツ・サミットが開催された。議長のマクロン大統領が掲げた「不平等との闘い」のテーマの下、G7の中心的イシューである、世界経済・貿易や外交・安全保障に関するG7首脳間の率直な議論、そして、アフリカ、環境、デジタル化といった議題については、アウトリーチ国や国際機関、市民社会の参加も得て、多角的な視点から意見交換を行い、成果文書として、G7首脳が合意した事項を簡潔にまとめた「G7ビアリッツ首脳宣言」等を発出した。安倍総理大臣は、国際社会のけん引役として、自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値を共有するG7が結束し、日本が議長を務めたG20大阪サミットの成果の上に、下振れリスクに対する機動的対応を含む世界経済の成長、自由貿易の推進、気候変動といった地球規模課題、北朝鮮やイランといった外交・安全保障上の課題についてもG7首脳間の率直な議論をリードした。また、4月5日及び6日、ディナール(フランス)においてG7外相会合が開催され、日本からは河野外務大臣が出席した。本会合では、北朝鮮や中国を始めとする地域情勢に加え、女性、海洋安全保障、サイバー、軍縮・不拡散等の国際社会の喫緊の課題について意見交換を行い、G7外相会合共同コミュニケ等を発出した。
- 2 6月28日及び29日、大阪にて安倍総理大臣の議長の下で、G20大阪サミットを開催した。日本が初めて議長国を務めたG20サミットでは、G20メンバー国に加えて、8つの招待国、9つの国際機関の代表が参加し、国内で開催した史上最大規模の首脳会議となった。主要国のリーダーたちが一堂に会する中、今般のサミットでは、互いの共通点を見出し、主要な世界経済の課題に団結して取り組んでいく姿を打ち出すことができた。また、グローバル化による変化への不安や不満の声があがる中で、議長国としてリーダーシップを発揮し、自由、公正、無差別な貿易体制の維持・発展の重要性、データの自由な流通を含むデジタル経済におけるルール作り、海洋プラスチックごみ対策の「ビジョン」の共有、女性のエンパワーメントを始めとする諸課題について、「大阪首脳宣言」を通じて、G20として一致して力強いメッセージを発信できた。安倍総理大臣は議長として、「世界経済、貿易・投資」、「イノベーション(デジタル経済・AI)」、「格差への対処、包摂的かつ持続可能な世界」、「気候変動・環境・エネルギー」をテーマとした各セッションで、議論を積極的に主導した。

同時に、大阪サミットは、いわゆる「パブリック・ディプロマシー」の一環として、日本の魅力

を世界に発信する重要な機会にもなった。参加する首脳陣に対するおもてなしや、日本食材や文化の紹介を通じ、日本に対する国際的な理解や信頼につながった。例えば首脳夕食会やワーキング・ランチでは、多様な文化的背景の賓客に楽しんで頂ける、「世界基準の日本料理」を提供した。食材については、地元関西産をふんだんに活用しつつ、震災からの復興途上にある被災地産食材を取り入れることにより、日本産食品の魅力や安全性のPRにも努めた。さらに、各国首脳夫妻一人一人のニーズに応えた、きめ細かいおもてなしを行った。首脳夫妻の嗜好やアレルギー、宗教などを調査し、ハラール食を始めとする多様なメニューを提供したほか、卓上のメニュー表記を全首脳夫妻の母国語に翻訳し、ゆっくりと食事を楽しんで頂けるよう努めた。また、日本各地からの選りすぐりのバトラーの方々による精緻を極めたサービスも、参加者から好評を得た。夕食会に先立って開催された文化行事では、各国首脳夫妻は、「日本の伝統と多様性」をテーマとした演目を鑑賞した。このほか、大阪サミット会場内の国際メディアセンターには、政府広報展示ブースを設置し、サミットの議題と連動する展示カテゴリー毎に、日本の革新的技術を紹介した。また、ライブキッチンでは、大阪名物の試食や日本酒の試飲を提供した。こうした体感型の広報を通じて、主に大阪サミットの取材のために来日した外国メディアには、日本の魅力をよりよく理解してもらうことができた。

3 また、令和2年3月16日にG7首脳会議、同月25日にG7外相会議、同月26日にG20首脳会議が、それぞれ初めてテレビ会議方式にて開催され、新型コロナウイルス感染拡大への対応等について意見交換を行った。

令和2年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に対応すべくテレビ会議が重ねて実施されている現状を踏まえ、米 国議長国下のG7サミット(G7外相会合を含む)の成功裏の実施に貢献し、G7として新型コロ ナウイルス感染拡大に協調して効果的に対応することに加え、G7メンバー国との信頼関係の醸成 及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 新型コロナウイルス感染拡大に対応すべくテレビ会議が実施された現状を踏まえ、サウジアラビア議長国下のG20 サミットにおいては、トロイカとして、議長国のサウジアラビアとの緊密な連携を通じ、G20 として新型コロナウイルス感染拡大に協調して効果的に対応することに加え、令和元年の日本議長国下の成果を具体化し、世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するべく、参加国・国際機関と積極的な意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

1 4月16日に開催されたG7首脳テレビ会議では、ワクチン・治療薬の開発、開発途上国支援の重要性などについて一致した。安倍総理大臣は、治療薬の開発及び普及、医療体制・保健システムのぜい弱な国への支援、危機に関する支援や情報の国際的な共有、世界全体の感染症予防体制強化や危機に強い経済の構築などについて発言した。また、令和2年3月25日に開催されたG7外相テレビ会議に茂木外務大臣が出席し、新型コロナウイルスへの対応について、3月16日のG7首脳テレビ会議の議論を踏まえG7の外相間でも連携を確認した。特に、茂木外務大臣から日本の取組や教訓を紹介しつつ、教訓・知見の共有、水際対策における関係国間での連携、治療薬やワクチンの開発における官民の取組強化や国際協力、各国国民安全確保や人・モノの移動のための必要最低限の輸送手段の確保に向けた協議、感染拡大が懸念される途上国支援におけるG7のイニシアティブが重要であると発言し、G7での共通の認識を確立した。また、同会合では、北朝鮮や中国を始めとする地域情勢についても意見交換を行った。

令和3年2月19日には、英国議長国下で初となるG7首脳テレビ会議が開催され、新型コロナに対するワクチンの公平な普及、将来の感染症への備えに向けた国際協力等について活発な意見交換を行った。またG7首脳間で、ポスト・コロナの国際秩序づくりにおけるG7の連携が確認された。

2 9月3日に開催されたG20 臨時外相テレビ会議では、新型コロナ対応に係る知見・経験を共有し、 国際的な人の移動の再開に向けた国際協力の在り方につき、議論を行った。11月21日及び22日に テレビ会議形式で開催されたG20リヤド・サミットでは、「感染症との戦い及び成長と雇用の回復」 及び「包括的、持続可能で強靭な未来の構築」を議題として議論が行われ、その総括として、G20 リヤド首脳宣言が発出された。菅総理大臣は、G20として、新型コロナへの対応、世界経済の回復、 国際的な人の往来の再開、さらにはポスト・コロナの国際秩序作りを、国際社会において主導して いくとのメッセージを明確に発信すべきと述べ、首脳間の議論をリードした。保健分野については、 ワクチン・治療・診断への公平なアクセスの確保のための国際的枠組みへの貢献や、ユニバーサル・ ヘルス・カバレッジ(UHC)の重要性が確認された。貿易については、多角的貿易体制はかつてなく 重要であること、WTO 改革への政治的な支持、サプライチェーンの持続可能性及び強靱性を高める 必要性などを確認した。デジタル化については、デジタル技術が新型コロナ対応において鍵となる 役割を果たすとした上で、「信頼性のある自由なデータ流通」(DFFT) の重要性を認識した。さらに、人の移動を促進する具体的な方法を探求することで一致した。気候変動への対応や地球環境の保全、資源・エネルギーの持続可能な利用といった課題に関しては、パリ協定を含む国際的な取組に言及した。また、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の作業を前に進めることや SDGs の実施に貢献していくことも確認された。また、菅総理大臣は、人類がウイルスに打ち勝った証として 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する決意を強調し、その結果、首脳宣言には、人類の力強さとウイルスに打ち勝つ世界の結束の証として、令和3年、同競技大会を主催するという日本の決意を称賛することが明記された。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: s

測定指標4-2 OECD における我が国の貢献

中期目標(--年度)

0ECD の各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする 非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルー ル策定を主導する。

平成 30 年度目標

- 1 平成 30 年度 0ECD 閣僚理事会(「多国間主義」について議論)において、質の高いインフラの国際スタンダード化に向けた作業の推進や、公平な競争条件の確保(多角的貿易体制の維持・強化、過剰生産能力問題等)等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。
- 2 0ECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しするため、引き続き、東南アジア地域プログラム(SEARP)を推進していく。SEARP 前共同議長、また、平成30年3月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー(共同議長の補佐役)のメンバーとして、新議長国(韓国及びタイ)をサポートし、SEARP の更なる活性化を促進する。また、SEARP やタイ国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な加盟への関心を喚起する。これらの取組を通じて、東南アジアが加入する OECD 法的文書(legal instruments)の件数を平成29年末の50から55以上に増加させる。
- 3 0ECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を強化し、全職員数に占める日本人職員(専門職以上)の割合について、直近過去5年間の最高の水準(4.62%)を超える水準まで増加させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 0ECD 閣僚理事会(5月、外務省からは岡本外務大臣政務官が出席)において、日本から、保護主義との闘いや不公平な競争条件への対応の重要性、質の高いインフラの国際スタンダード化の重要性等について強調し、同理事会の成果文書として、日本の主張が反映された「議長声明」が発出された。
- 2 平成31年3月にパリで開催されたSEARP地域フォーラムにおいては、同フォーラムの重要性に鑑み、外務省から政務レベル(山田外務大臣政務官)が参加し、東南アジアの連結性に関し、OECDによる、質の高い政策提言や勧告、政策対話の場の提供といった支援の重要性や、「質の高いインフラ」の促進を含む日本のこれまでの取組を発信した。

東南アジアの国々に対しては、OECD が関与を強化する中、日本としても SEARP を通じた支援を行っているが、東南アジアが加入する OECD 法的文書は、平成 30 年末時点で 50 である。

3 日本人職員の増強については、目標値(4.62%)には至らなかった(平成30年度は4.34%、JPOを含む)ものの、日本人職員の増強の必要性について、政務レベルから累次の機会に0ECD側に協力を要請する(例:山田外務大臣政務官とグリア0ECD事務総長との会談(平成31年3月))とともに、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組の改訂について、0ECD側と調整を進めた。なお、0ECD事務局において、平成2(1990)年以降、日本人が事務総長に次ぐ事務次長職を務めており、貿易、農業、金融、企業、環境、租税分野等の担当次長として、0ECDの各種活動を牽引した。また、農業、租税、貿易、環境、対外関係(東南アジア)等の分野において、日本人職員が0ECDの分析・調査活動や報告書作成に貢献した。

令和元年度目標

1 令和元年日本が議長国を務めるG20プロセスも踏まえつつ、令和元年 OECD 閣僚理事会(「デジタ

ル化」が主たるテーマ)において、データ・ガバナンス、貿易、質の高いインフラ等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。

- 2 0ECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム(SEARP)を推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な 0ECD 加盟への関心を喚起する。
- 3 OECD における日本人職員(専門職員以上)の割合の到達目標を、4.62%(直近過去5年間の最高値)として、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組みを改訂するなどの取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 OECD 閣僚理事会(5月、外務省からは河野外務大臣が出席)において、日本から、データの自由な流通の促進、質の高いインフラ投資の国際スタンダード化、自由で公平な貿易の維持・強化、その前提となる公平な競争条件の確保・市場歪曲的措置の除去等の重要性、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化のためのWTO改革に関する問題意識・立場等を主張した。成果物として、これらの日本の主張の多くが反映された「議長声明」が発出された。これらは日本が議長国を務めるG20の優先課題であり、閣僚理事会の後に続くG20関連会合、G20大阪サミットに向けて弾みをつける上で、OECDにおいて日本の考え・立場を高いレベルで発信した。
- 2 0ECD 閣僚理事会において、河野外務大臣から、東南アジア諸国の将来的な 0ECD 加盟を見据えた 関係強化の重要性について発信した。また、9月の SEARP 運営グループ中間会合において、SEARP の ビューロー及び前共同議長として議論に積極的に貢献したほか、12月、アジア太平洋地域のインフラプロジェクトにおける反腐敗をテーマとする会議の開催を支援する等、関連会合への参加や財政 面の支援等を通じて、SEARP や 0ECD と東南アジア諸国との政策対話を強力に後押しした。東南アジア諸国の側でも 0ECD の知見の活用が進みつつあり、東南アジア諸国が加入する 0ECD 法的文書は、令和元年末時点で54と、前年比で着実に増加した。
- 3 日本人職員の増強については、令和元年度の実績は4.64% (JPO を含む)であり、目標値(4.62%)を達成した。令和元年度を通じて、日本人職員の増強の必要性について、政務レベルから累次の機会に0ECD 側に協力を要請した(例:河野外務大臣とグリア0ECD 事務総長との夕食会(4月)、阿部外務副大臣とラモス0ECD 事務総長首席補佐官兼G20シェルパとの会談(7月))。また、日本人職員の更なる増強に向け、既存の協力枠組みの改訂作業を了した。11月には、0ECD事務局から総括局長らが訪日し、日本人職員増強に関する政府関係者との意見交換、国内大学7校ほかにおけるキャリアセミナー等を、外務省との協力の下、実施した。なお、0ECD事務局において、平成2(1990)年以降、日本人が事務総長に次ぐ事務次長職を務めており、貿易、農業、金融、企業、環境、租税分野等の担当次長として、0ECDの各種活動を牽引した。また、農業、租税、貿易、環境、対外関係(東南アジア)等の分野において、日本人職員が0ECDの分析・調査活動や報告書作成に貢献した。

令和2年度目標

- 1 令和2年 OECD 閣僚理事会 (持続可能な成長のための統合政策アプローチが主たるテーマ) において、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、副議長国として議論を積極的に主導する。
- 2 0ECD の知見を活用し、我が国が強い結び付きを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム(SEARP)を引き続き推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な 0ECD 加盟への関心を喚起する。
- 3 0ECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を着実に実施し、全職員数に占める日本人職員 (専門職以上)の割合の到達目標を、直近過去5年間の最高の水準(4.64%、JPOを含む)とする。

施策の進捗状況・実績

1 当初5月に予定されていた閣僚理事会は新型コロナウイルスの影響により延期となり、6月から9月にかけて、分野別の閣僚理事会ラウンドテーブルが3回開催され、新型コロナウイルス対策や回復に向けた政策に係る各国の知見が共有された(我が国からはそれぞれ、西村経済再生担当大臣、加藤厚生労働大臣、小泉環境大臣が参加)。10月には、コロナ危機からの回復をテーマに0ECD閣僚理事会がオンラインで開催され、日本は副議長として参加し、菅総理大臣から、国際連携の重要性を強調するとともに、感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向け0ECDが政策協調の場として果たす役割に期待する旨述べた上で、デジタル化や人の往来の再開に向けた日本の取組を発信した。また、鷲尾外務副大臣から、政府全体でのデジタル化の取組、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)

を踏まえたルール作りを後押しする OECD の活動の重要性、中長期的な医療・保健システム強化を含む日本の国際協力の取組を強調した。会合最後に、持続可能で質の高いインフラ促進の重要性や、DFFTによるデジタル経済の変革の可能性を活用し課題に対応することに言及した閣僚声明が発出され、日本の主張の多くが反映された。

2 OECD 閣僚理事会において、鷲尾外務副大臣から、OECD のアジア地域へのアウトリーチをけん引していく旨発信した。また、OECD 条約署名 60 周年記念式典では、菅総理大臣から、OECD と東南アジアを含むアジア地域への関係強化を後押ししていく旨述べた。

東南アジア諸国と OECD 加盟国との間で協力の重要性が高まる中、オンライン形式による様々な政策対話(SEARP コロナ後の経済回復に関するウェビナー(10 月)、SEARP 運営グループ会合(10 月)等)が行われ、日本は SEARP のビューロー及び前共同議長として議論に積極的に貢献した。日本は同地域からの将来的な加盟も見据えつつ、引き続き、同地域の経済統合や国内改革を後押し(インドネシア、タイ、ミャンマー投資政策レビューの実施)しており、東南アジア諸国の側でも OECD の知見の活用が進みつつある。東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書は令和 2 年末時点で 57 と、前年比で着実に増加した。

3 日本人職員の増強については、令和2年度は、目標値(4.64%)には至らなかった(令和2年度は4.39%、JPO含む)ものの、その必要性について機会を捉えて様々なレベルから 0ECD 側に協力を要請したほか、0ECD 事務局への邦人職員応募者数の増加を目的として 0ECD に勤務する邦人職員をウェブ上で紹介するページ (0ECD 日本政府代表部ホームページ内)を更新し、「0ECD 邦人職員の声」として定期的に掲載した。(令和元年度は4.64%、JPOを含む)なお、0ECD 事務局において、平成2(1990)年以降、日本人が事務総長に次ぐ事務次長職を務めており、貿易、農業、金融、企業、環境、租税分野等の担当次長として、0ECD の各種活動を牽引した。また、農業、租税、貿易、環境、対外関係(東南アジア)等の分野において、日本人職員が0ECD の分析・調査活動や報告書作成に貢献した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標4-3 APECにおける諸活動への貢献

中期目標(--年度)

ボゴール目標(令和 2 (2020) 年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する)を節目に目標年後の APEC の在り方も見据えつつ、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。

平成 30 年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項 (質の高いインフラ等) や我が国にとって好ましいコミットメント (保護主義への対抗等) や提言を APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく 流れを形成する。具体的には、平成30年度はAPECの首脳に対しアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP) の将来的な実現に向けた進捗状況を報告することが予定されており、高いレベルで包括的なFTAAP を追求すべく、デジタル貿易や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての言 及を報告に反映させる。
- 3 APEC 議長であるパプアニューギニア (PNG) のイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」(資源部門における成長の活用)等の議論に参画する。
- 4 域内の経済技術協力(成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト)及び人的交流を促進する。具体的には、我が国が実施する日本プロジェクトの開催を最低10件以上、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を最低1万2千件以上とする。

施策の進捗状況・実績

1 PNG・APEC 首脳会議に当たっては、日本としては、APEC が貿易・投資の自由化を目指す枠組みであることを強調し、APEC 全体として成果文書をまとめられるように PNG の取りまとめに早い段階から協力した。意見の収れんが見られない部分についても日本が重視する点の確保に努めつつ、合意が形成されるよう、関係国・地域間の調整に努力したが、APEC エコノミー間で、多角的貿易体制への支持、保護主義との闘い等の点で意見の収れんが見られず、最終的に議長である PNG の判断において「議長声明」として取りまとめられた。この議長声明においては、多角的貿易体制が果たしてきた貢献、WTO の機能改善、自由で、公正で、開かれた方法で貿易を前進させること、質の高いイン

- フラに関する取組、構造改革の重要性、女性のエンパワーメントなど日本の主張する重要事項が盛 り込まれた。
- 2 予定されていた FTAAP の進捗状況の報告については、報告内容につき参加エコノミーによる合意 に至らず実施を見送った。他方で、日本は質が高く包括的な FTAAP の将来的な実現のための能力構 築事業として、8月、PNG において「FTA/EPA における競争章に関する能力構築ワークショップ」 を平成 29 年に引き続き実施した。同ワークショップでは、APEC エコノミーの競争政策当局や FTA/EPA 交渉の関係者間で、将来的な指針ともなり得る競争章の望ましい要素につき議論した。
- 3 PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」(資源部門における成長の活用)の一環で8月に行われた APEC エコノミー間の政策対話に日本からも参加した。本対話での議論を受け、APEC 首脳会議の議長声明にも資源の持続可能な利用の重要性などが盛り込まれた。
- 4 日本プロジェクトは、平成30年は12件採択(第1期:8件、第2期:4件)された。当省は「FTA / EPA における競争章に関する能力構築ワークショップ」を実施した。また、平成30年度のAPEC ビジネストラベルカードの発行枚数は12,149枚(平成31年3月28日時点)となった。

令和元年度目標

- 1 令和元年我が国がG20 の議長を務め、APEC におけるインプットがG20 にも良い影響を与えることも踏まえ、引き続き我が国の関心事項(自由貿易、質の高いインフラ、保護主義との闘い等)を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく 流れを形成する。具体的には、高いレベルで包括的な FTAAP を将来的に実現すべく、国有企業への 対応や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての能力構築の取組を主導す る。
- 3 APEC 議長であるチリのイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、チリ提案の「Integration 4.0」(統合 4.0) 等の議論に参画する。
- 4 域内の経済技術協力(成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト)及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低 10 件以上、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を 1 万 4 千枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月に開催された貿易担当大臣会合(MRT)では、APECのWTO支持の推進、地域経済統合の促進、デジタル時代における包摂的かつ持続可能な成長の強化等について議論が行われ、日本からは、WTOを中核とするルールに基づく多角的貿易体制は重要であり、WTO改革も必要不可欠であり、G20議長として議論を主導していく等のメッセージを発信した。議論の結果、日本が重視するWTO機能改善のための行動の必要性、FTAAPに向けた取組を通じた地域経済統合推進や質の高いインフラ開発の重要性について明記した共同声明が発出された。MRTとしては4年ぶりのコンセンサス形式での声明となり、6月のG20大阪サミットを後押しする成果物となった。
 - 11 月に予定されていた APEC は、議長チリの治安等国内情勢を理由に中止となった。これを受け、12 月、シンガポールにおいて APEC 最終高級実務者会合(CSOM)が代替開催され、外務省及び経済産業省の関係者が出席した。主な成果として、日本の重点政策とも重なる、①女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ、②海洋ごみロードマップ、③違法・無報告・無規制漁業と戦うためのロードマップが承認された。
- 2 日本は質が高く包括的な FTAAP の将来的な実践のための能力構築事業として、8月、チリにおいて「競争政策に係る FTAAP 能力構築:経済連携協定における好事例の共有」ワークショップを実施した。同ワークショップでは、平成30年に日本がPNGで開催したワークショップにおいて認識が共有された、FTAs/EPAs の競争章において「望ましい要素」と「選択的な要素」について、特に規制の側面からの好事例を紹介し、共通認識の深化を図るとともに、FTAs/EPAs の政策決定者及び交渉官の能力構築を支援した。
- 3 チリ提案の、第4次産業革命の技術を活用した連結性の強化及び地域経済統合の推進を念頭に置いた「統合4.0」の一環で、チリが主導して「APEC グローバル・バリュー・チェーン (GVC) 促進のための戦略的ブループリント 2020-2025 年」を作成する際、日本から、日本の取組である製造業関連サービスを通じて貢献していく旨を述べ、議論に貢献した。この議論を受け、5月に実施された第2回貿易・投資委員会会合で、2025 (令和7) 年まで引き続き GVC 促進のための各種取組を継続していくことが決定された。
- 4 日本プロジェクトは、令和元年は12件採択(第1期:6件、第2期:6件)された。当省は「競争政策に係るFTAAP能力構築:経済連携協定における好事例の共有」ワークショップ及び「情報通

信技術(ICT)と革新的な技術を活用した食品廃棄の削減」ワークショップを実施した。また、令和元年度のAPEC ビジネストラベルカードの発行枚数は9,913枚(令和2年3月31日時点)となった。

令和2年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項(自由貿易、WTO 改革、質の高いインフラ等)を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書や APEC ポスト 2020 ビジョン(平成6年の APEC 首脳会議で決定された令和2(2020)年のボゴール目標の年限を控え、ボゴール目標後の新たな長期的な目標として、令和2年の APEC で策定予定のもの。)に反映させる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による貿易・投資への影響及び事態収束後の経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく 流れを形成する。具体的には、質が高く包括的な FTAAP を将来的に実現すべく、国有企業への対応 や、産業補助金等を含む競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題について、特に経済 界の視点に立った議論を主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに、 我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和2年 APEC 議長であるマレーシアのイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、マレーシア優先課題のデジタル経済や、APEC ポスト 2020 ビジョン策定等の議論に参画する。APEC ポスト 2020 ビジョンの策定においては、域内の貿易・投資の自由化・円滑化を更に推進するための中長期的な目標策定を目指す。
- 4 域内の経済技術協力(成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト)及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低 10 件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、新型コロナウイルス感染症対策として各国・地域が実施する移動制限等も踏まえつつ、可能な範囲で1万枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月のAPEC 首脳会議で、「ボゴール目標」後のAPEC の中長期的な方向性を示す文書である、「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040 (以下「ビジョン」)」が採択された。多角的貿易体制の実現、地域経済統合の推進及びデータの流通等我が国が重視する事項に係る議論をけん引し、これらの要素をビジョンに盛り込むことができた。また、首脳宣言では、これらに加えユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、質の高いインフラ整備・投資、サプライチェーンの強靭化及び人間の安全保障に言及することができた。また、新型コロナの経済活動への影響を念頭に、ポスト・コロナ時代の投資政策の在り方を検討することを目指すAPEC プロジェクトを提案し、採択されたことで、コロナ後の貿易・投資の在り方に関する議論をリードすることができた。
- 2 9月には、当省主催の APEC プロジェクトとして、APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC) との協力の下、ビジネスの視点からの FTA/EPA における競争関連規定に関する FTAAP 政策対話をテレビ会議形式にて実施した。政策対話では、国有企業、市場歪曲的な産業補助金及び女性や零細・中小企業 (MSMEs) といった新たな要素を取り上げ、レベルプレイングフィールドの重要性に関する議論を深め、質の高い包括的な FTAAP 実現に向けた議論を推進することができた。また、上記1のとおり、投資政策に関する新たな当省の APEC プロジェクトが採択され、我が国が重視する次世代貿易投資課題に関する取組を進めた。このような地道な取組により、我が国の重視する、自由で開かれた、公正で、無差別的で、透明性のある、かつ予見可能な貿易・投資環境の重要性、WTO の機能の改善、多角的貿易体制の支持及び FTAAP の推進等といった論点を促進する議論の流れを作り、ひいては、首脳宣言及び閣僚声明においてこれらの論点が記載されるに至った。
- 3 デジタル経済に係る APEC プロジェクトの提案や、ビジョン策定過程における自由で開かれた貿易・投資に関する議論をけん引することで、令和2年の APEC 議長を務めたマレーシアのイニシアティブを積極的に後押しし、11月の首脳会議で、2040(令和22)年までの APEC の中長期的目標であるビジョンをコンセンサスで採択することにも積極的に貢献した。また、新型コロナの拡大で予定されていた会合が延期される等により、ビジョン策定のプロセス等も遅れがちであったが、日本から、APECとしての成果が得られるよう、会合の開催形式や成果文書の策定プロセス等の面からも積極的に議長やエコノミーに働きかけ、予定どおり11月の首脳会議での成果文書が採択された。
- 4 日本プロジェクトは、令和2年は6件採択(第1期:3件、第2期:3件)された。新型コロナの拡大を受け、案件実施の時期を予見することが困難になり、新たなプロジェクト形成も例年のようには進まず、目標値には届かなかった。しかしながら、上記2のとおり、FTAAP 政策対話を9月にテレビ会議形式にて実施し、新たに投資政策に関する案件を実施することで、FTAAP 実現に向けた質の高いプロジェクトの推進に取り組んだ。APEC ビジネストラベルカードの発行数については、新

型コロナの拡大及び長期化の影響により、申請者数自体が一時的に減少していること、各国・地域での審査期間が長期化していること、APEC ビジネストラベルカードへの対応を含め各国・地域の水際対策が強化されていることが影響し、発行枚数は 2,324 枚(令和 3 年 3 月 9 日)にとどまったものの、国内における審査については迅速に行うことができた。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標(令和7年度)

2025 年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に実施していく。

平成 30 年度目標

2025 年国際博覧会の大阪誘致を目指し、平成30年11月の開催地決定選挙に向け、国際博覧会条約 (BIE条約) 加盟国170か国のうち、過半数の支持を取り付けるべく、国際会議や二国間会議等の機会、更に招へいスキーム等を利用し、あらゆるレベルにおいて積極的な働きかけを実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月23日、パリで開催された博覧会国際事務局(BIE)総会において、日本(大阪・関西)、アゼルバイジャン(バクー)、ロシア(エカテリンブルク)が立候補する2025年国際博覧会開催国選挙が実施され、日本とロシアの決選投票の結果、日本が開催国に決定された。
- 2 2025 年国際博覧会の誘致に当たっては、立候補から約1年半の厳しい選挙戦に、政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨み、国際会議や二国間会談等の機会等を利用し、首脳レベルを含め各国要人に対して支持要請を行い、各国首都においても在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行うなど、あらゆるレベルにおいて重層的かつ積極的な働きかけを実施した。

令和元年度目標

- 1 平成30年11月の博覧会国際事務局(BIE)総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。
- 2 万博特措法の成立により、大阪・関西万博の準備及び運営を担う博覧会協会が指定されるとともに、国の補助、国の職員の派遣などの支援措置が講じられていくほか、開催成功に向けて、構想の具体化が進められるところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和2年中に予定されるBIEによる我が国の開催計画(登録申請書)の承認後、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動を開始できるよう準備を進める。その際、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素(SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等)に関連する国際会議等に参加し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際博覧会条約の規定に基づき、国際博覧会を開催する法人を公式に認めるとともに、当該法人による開催国の義務の履行を保証するため、政府は「平成37年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を制定し(4月19日成立、5月23日施行)、この法律に基づき、5月31日、2025年の国際博覧会の準備及び運営に係る業務を実施する法人として、国・地方自治体・経済界の協力のもとに設立された、(一社)2025年日本国際博覧会協会(10月21日に公益社団法人として認定)を指定した。
- 2 令和2年中に予定される BIE による我が国の開催計画(登録申請書)の承認に向けては、令和元年 12月 20日、「第2回 2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」が開催され、その後に開催された閣議において、2025年日本国際博覧会の BIE に対する登録申請について閣議決定されたことを受け、12月 27日に登録申請書を BIE に提出した。

令和2年度目標

1 平成30年11月の博覧会国際事務局(BIE)総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大

阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。

2 開催成功に向けて、構想の具体化が進められるところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和2年中に予定される BIE 総会における我が国の開催計画(登録申請書)の承認後、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動を開始し、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素(SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等)に関連する国際会議等に参加し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成30年11月の博覧会国際事務局(BIE)総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて内閣官房博覧会推進本部事務局、経済産業省を始めとする関係府省庁及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との間で万博への参加招請にかかる調整を行い、招請先国・国際機関の検討を行って正式参加招請活動を開始したほか、万博基本方針の閣議決定等、準備を進めた。
- 2 具体的には、招請に必要な各種資料を作成し、事前に在外公館への説明会等も行った上で、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、12 月に開催された BIE 総会における我が国の開催計画 (登録申請書)の承認後、BIE 加盟国のみならず、非加盟国も対象に正式な参加招請活動を速やかに 開始した。また、日セネガル外相会談(令和3年1月)や日米外相会談(令和3年3月)を始めとするハイレベルの働きかけのほか、在外公館でもあらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける招請活動を行った(令和3年3月時点でギリシャ、ブラジル等14か国・2国際機関が参加を表明)。参加招請に際しては、各国毎に作成した国別戦略に基づき、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、様々な機会や広報ツールを用いて働きかけを行い、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する要素(SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0 の社会実装、等)についても説明し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信した。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: a

参考指標:APEC における城内貿易依存度								
(出典:国際通貨基金	実 績 値(暦年)							
(IMF, Direction of	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年				
Trade Statistics))	66.1%	65.6%	65.7%	66.0%				

評価結果(個別分野4)

施策の分析

【測定指標4-1 G7・G20 サミットにおける我が国の貢献 *】

平成30年度から令和2年度にかけては、気候変動、貿易、世界経済といった国際社会が抱える課題のほか、各年の議長国がその年のトピックとして例年以上に重視する課題等、広範なテーマについて、G7及びG20の双方で日本として議論に貢献し、課題解決に向けた進捗を示すことができた。特に、令和元年度以降は、新型コロナの感染拡大により、世界の主要国が一堂に会する枠組みであるG7及びG20での議論がこれまで以上に重視され、日本としてのリーダーシップを発揮する重要な機会となった。

(1) 平成30年度は、6月に開催されたG7シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣が、国際社会のけん引役として普遍的価値を共有するG7がこれまで以上に役割を果たしていくべきと力強く訴えるとともに、貿易、イノベーションと雇用、北朝鮮などに関する議論を主導した結果、これらの点を首脳コミュニケに反映させることができ、日本の考え方を最大限発信できた。

4月に開催されたG7トロント外相会合でのG7外相コミュニケの発出に当たっては、河野外務大臣は、国際情勢が目まぐるしく変化する中、ルールに基づく国際秩序のけん引役としてのG7の連帯が重要であることを強調しつつ、力強いメッセージの発出に向けて議論を主導した。

また、G20 については、11 月に開催されたG20 ブエノスアイレス・サミットでは、日本は、トロ

イカ (次期議長国) として首脳間の議論をけん引するとともに、全てのセッションで発言を行い、G 20 内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与し、G 20 が首脳宣言を通じて結束した力強いメッセージを出すことに大きく貢献することができた。同外相会合では、「G 20 の貢献、期待及び性質」、「マルチラテラリズムとグローバルガバナンス」、及び「公正で持続可能な開発のための行動」の議題の下、議論が行われ、河野外務大臣は、G 20 の場が異なる意見を理解し相互に協力していく場として機能している点やG 20 では持続可能な未来の創出に向けた方策につき議論すべきである旨強調した。

これらの機会を通じ、トロイカの一員として議論を積極的に主導するなど、国際社会における存在感を示した。(平成30年度:G7・G20における我が国の積極的な貢献(達成手段①)、金融・世界経済に関する首脳会議等開催準備経費(達成手段⑦))

(2) 令和元年度は、6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、自由貿易の推進やイノベーショ ンを通じた世界の経済成長のけん引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献などについて議 論が行われ、日本は議長国として議論を積極的に主導し、「大阪首脳宣言」を発出し、G20 の力強い 意思を世界へ発信した。また、この大阪サミットの機会において、日本は「大阪トラック」、「質の高 いインフラ投資に関するG20 原則」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」など多くのプロセス・ 原則・ビジョンを打ち出すことができた。日本が議長を務めたG20 の1年間の締めくくりとして令 和元年11月に開催されたG20愛知・名古屋外務大臣会合では、(1)自由貿易の推進とグローバル ガバナンス、(2) SDGs、(3) アフリカの開発をテーマとした議論が行われた。同会合は、茂木外務 大臣の議長の下、G20大阪サミットや、TICAD7の成果を確認し、今後の実施に向けた具体策を議論 するための「跳躍台」とすることができた。大阪サミット及びその関連会合において、日本は上述の とおり議長国としての立場をいかし、デジタル化や環境問題等の分野において、望ましい国際秩序 形成に向けて議論を大きく前進させた。令和元年8月に開催されたG7ビアリッツ・サミットでは、 「不平等との闘い」とのテーマの下、G7の主要議題である、世界経済・貿易や外交・安全保障、特 に拉致問題を含む北朝鮮問題、「大阪トラック」に基づく WTO でのルール作りの促進、アフリカにお ける開発協力等について、G7首脳間で率直な議論を行い、日本としてG20大阪サミットでの成果 を土台として議論をリードすることができた。 G 7 ディナール外相会合では、河野外務大臣が特に 北朝鮮や中国等の議題において積極的に議論を主導した結果、これらの点に関する日本の立場を外 相コミュニケに反映させることができた。

令和2年3月に急遽開催された米議長国下でのG7首脳テレビ会議は、G7首脳間で行われた初のテレビ会議となり、新型コロナの世界経済への影響を食い止めるためにG7があらゆる政策的手段を用いることや、治療法及びワクチンの迅速な開発などで協調していくことで一致し、G7首脳宣言を発出した。安倍総理大臣は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証として、完全な形で実施したいと述べ、他の首脳の支持を得た。

また、同3月に議長国サウジアラビアが主催したG20 首脳テレビ会議においては、公衆衛生及び 財政措置の協調、貿易やサプライチェーンの混乱の最小化などを決意することを明記した首脳宣言 を採択した。日本は、トロイカとして、治療薬などの開発を加速させるとともに、G20 として強大 な経済財政政策を実施すべきと呼びかけ、各国の支持を得ることができた。首脳宣言では、人類の力 強さの証として、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を完全な形で主催するという 日本の決意を称賛することが記載された。(令和元年度:G7・G20 における我が国の積極的な貢献 (達成手段①)、金融・世界経済に関する首脳会議等開催経費(達成手段⑥))

(3) 令和2年度におけるG7及びG20の首脳会議は、新型コロナの感染拡大の影響を受け、対面で開催することはできなかったが、テレビ会議形式で活発な議論を行ったことで、政策面での協力に積極的に参画・貢献し、国際経済秩序形成の上で重要な信頼関係醸成を図ることができた。

4月のG7首脳テレビ会議では、ワクチン・治療薬の開発、開発途上国支援の重要性などについて 一致し、安倍総理大臣が、治療薬の開発及び普及、医療体制・保健システムのぜい弱な国への支援、 危機に関する支援や情報の国際的な共有、世界全体の感染症予防体制強化や危機に強い経済の構築 などについて発言を行い、G7として一致したメッセージを出す上で存在感を示した。

9月3日に開催されたG20 臨時外相テレビ会議では、「国際的な人の移動の再開に向けた国際協力の在り方」がテーマとなり、茂木外務大臣から、日本の水際措置などの感染対策や緊急経済対策の概要を紹介した上で、世界経済の回復には、感染抑止と両立した上での国際的な人の移動の再開が不可欠である旨述べつつ、ワクチンの開発・普及、途上国支援、情報共有の面での協力について発言し、議論に貢献した。

11月21日及び22日にテレビ会議形式で開催されたG20リヤド・サミットでは、「感染症との戦い及び成長と雇用の回復」及び「包括的、持続可能で強靱な未来の構築」を議題として議論が行われ

た。菅総理大臣は、G20 として、新型コロナへの対応、世界経済の回復、国際的な人の往来の再開、 更にはポスト・コロナの国際秩序作りを、国際社会において主導していくとのメッセージを明確に 発信すべきと述べ、首脳間の議論をリードした結果、議論の総括として、G20 リヤド首脳宣言が発 出された。(令和2年度: G7・G20 における我が国の積極的な貢献(達成手段①)、金融・世界経 済に関する首脳会議等開催経費(達成手段⑤))

【測定指標4-2 OECD における我が国の貢献】

令和元年度の閣僚理事会では、河野外務大臣が出席し、閣僚理事会の主要議題であり、日本が議長を務めた同年のG20の重要アジェンダでもある、デジタル化やイノベーション、さらに貿易、開発等について日本の立場・考えを高いレベルで発信することで、日本の主張の多くを成果文書である「議長声明」に盛り込むことができた。これは、G20大阪サミットに向けて、我が国が重視する点を国際的に発信する上で有意義で、G20プロセスも踏まえつつ、閣僚理事会において日本にとって有効な提言・結論が出るように議論を積極的に主導するという令和元年度目標に向けて高い効果があった。特に、データの自由な流通については、OECDの議長声明に盛り込まれたこともあり、国際的な問題意識の醸成につながり、その後の大阪トラックの立ち上げやG20大阪サミットにおける議論へとつながり、日本のOECDを利用した経済外交及び、デジタル時代のルール作りという観点からも有効であった。(令和元年度:OECDにおける、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進)(達成手段②))

また、令和2年度の閣僚理事会は、新型コロナウイルスの影響によりオンライン形式で開催されたが、日本は副議長国としてテーマ設定や成果文書の作成・交渉の過程でリードすることで、コロナ禍における加盟国間の知見と経験の共有を促進し、より良い回復というテーマの下、デジタル化やグリーンリカバリー等の課題について、成果文書である「閣僚声明」に日本にとって有効な提言を盛り込むことができ、令和2年度の目標に向けて有益であった。特に、菅総理大臣がビデオメッセージで参加し、感染拡大防止と社会経済活動の回復の両立に向け、OECD が政策協調の場として果たす役割の重要性を強調し、デジタル化や人の往来の再開に向けた日本の取組を発信できたことは、OECD における日本の更なるプレゼンス向上に貢献した。(令和2年度:OECD における、日本企業が公平な競争条件で世界で事業展開できるようなルール整備及び経済・社会情勢に関する分析・提言への積極的参画(含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・推進)(達成手段②))

【測定指標4-3 APECにおける諸活動への貢献】

- 1 平成30年度のPNG・APEC 首脳会議ではAPEC エコノミー間の意見の収れんがみられず首脳宣言採択に至らず、議長声明となり、令和元年度のチリAPEC 首脳会議はチリの国内情勢により中止となったため、令和2年度のマレーシアAPEC 首脳会議では、3年ぶりにコンセンサスによる首脳宣言の採択となった。しかし、首脳宣言が採択されなかったいずれの年度においても、我が国が重視する多角的貿易体制の実現、WTO改革、質の高いインフラに関する取組、地域経済統合の推進等に関する働きかけを積み重ねたことにより、令和2年度には、我が国が重視する事項を、ボゴール目標後のAPECの中長期的な方向性を示す文書であるAPECプトラジャヤ・ビジョン2040及びAPEC首脳宣言に盛り込むとの成果が得られたことから、相当程度の進展が得られた。(平成30・令和元・2年度:APECを通じた経済関係の発展(平成30・令和元年度達成手段④、令和2年度達成手段③))
- 2 平成30年度に「FTA/EPAにおける競争章に関する能力構築ワークショップ」、令和元年度に「競争政策に係るFTAAP能力構築:経済連携協定における好事例の共有」、令和2年度にAPECビジネス諮問委員会の協力の下、「ビジネスの視点からのFTA/EPAにおける競争関連規定に関するFTAAP政策対話」を当省主催でAPECプロジェクトとして実施し、これらのプロジェクトの実施を通じて、質が高く包括的なFTAAPの将来的な実現に向け、国有企業への対応や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題に関する能力構築に貢献した。(令和2年度:アジア太平洋経済協力拠出金(TILF基金)(任意拠出金)(達成手段⑫)、APECビジネス諮問委員会拠出金(任意拠出金)(達成手段⑬))
- 3 平成 30 年度には、PNG 提案の資源部門における成長の活用に関する APEC エコノミー間の政策対話に参加し、令和元年度はチリが主導する「APEC グローバル・バリュー・チェーン(GVC)促進のための戦略的ブループリント 2023-2025」作成過程で、日本の取組である製造業関連サービスを通じて貢献し、令和 2 年度はデジタル経済に係る APEC 案件を提出する等各年議長エコノミーのイニシアティブを積極的に後押しした。また、令和 2 年度においては、新型コロナ拡大を受けた流動的な状況においても、予定どおり 11 月の首脳会議で成果文書が採択されることに、日本としてはプロセス面等からも貢献できた。

4 日本 APEC プロジェクト採択件数及び APEC ビジネストラベルカードの発行枚数は、平成 30 年度及び令和元年度においては目標値を達成したが、令和 2 年度においては目標値の達成に至らなかった。これは、新型コロナの感染拡大を受け、令和 2 年3 月以降、APEC の各種会合がテレビ会議形式で実施されることとなったこと、流動的な情勢により、案件実施の予見が困難になったこと、APEC ビジネストラベルカードの申請件数が減少していること、各国・地域での水際対策の強化や審査期間の長期化に起因する。しかし、令和 2 年度においても、ビジネスの観点からの競争関連規定に関するFTAAP 政策対話を、予定していた対面式からテレビ会議形式に変更して開催するなど、困難な状況でも最大限の効果が得られるよう検討し、経済界と連携し、FTAAP 実現に向けた議論や我が国が重視する次世代貿易投資課題に関する議論を推進することができた。(令和 2 年度:アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金(義務的拠出金)(達成手段⑩)、令和 2 年度:アジア太平洋経済協力拠出金(TILF基金)(任意拠出金)(達成手段⑫)、平成 30・令和元・2 年度: APEC を通じた経済関係の発展(平成 30・令和元年度達成手段④、令和 2 年度達成手段③))

【測定指標4-4 2025年国際博覧会の大阪開催に向けた取組】

2025年国際博覧会の誘致に当たっては、政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨み、政府は総理大臣を先頭に、関係閣僚・政務が二国間会談や国際会議等のあらゆる機会を活用し、各国要人に対して支持要請を行い、各国首都においては在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行った。地方自治体も経済界と共に2025年日本万国博覧会誘致委員会を組織し、国会議員は超党派の誘致議員連盟を立ち上げ、それぞれの人脈等を活用した働きかけを行った。このようなオールジャパンで重層的な誘致活動を進めたことが、立候補から約1年半の厳しい選挙戦での勝利という大きな成果をもたらした。

令和元年度は、万博特措法の制定等、万博開催に向けた体制整備が着実に進められ、12月20日、「第2回2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」が開催され、その後に開催された閣議において、2025年日本国際博覧会のBIEに対する登録申請について閣議決定され、同年12月27日に登録申請書をBIEに提出した。令和2年12月に開催されたBIE総会において登録申請書が承認されたことを受け、直ちに各国・国際機関に対し正式参加招請状を送るともに、参加招請活動を開始し、外務大臣ほか各省の政務による各国要人への働きかけ、在外公館による各国政府への働きかけ、在京大使館への働きかけ等、オールジャパンで重層的な働きかけを行ったことは早期の参加表明を得る上で効果的だった。さらに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素(SDGs 達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等)についても様々な広報機会やツールを用いて積極的に説明を展開したことは、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する観点から有意義だった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

世界経済は、足下では回復基調にあるが、回復は完全ではなく、中期的には下方リスクが存在しており、景気が上向いている今こそ経済の基盤を確固たるものにしていくことが必要であり、このような経済情勢認識のもと、①日本にとって望ましい国際的経済秩序を形成していく場としてのG7・G20、②「世界最大のシンクタンク」、国際経済の「ルール形成の場」と称される OECD 及び③各エコノミーの自発的な意思によって、アジア太平洋の持続可能な発展を目指し、地域経済統合と域内協力の推進を図る枠組みである APEC への積極的参画を引き続き行うとともに、④日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となり、地域経済を活性化する「起爆剤」になることが期待される 2025 年の国際博覧会大阪誘致の実現に向け取り組んでいく必要がある。

- ① 持続的成長の実現や地球規模課題の解決のためには、国際社会の一致した協力が求められる。そのような中、価値観を共有する主要先進国の集まりであるG7サミット及び外相会合に積極的に参加することは、我が国にとって望ましい国際秩序を形成する上で、必要不可欠である。また、参加国・地域のGDP合計が8割を超え、先進主要国のみならず、新興国も多く参加する「国際経済協力の第一のフォーラム」とも呼ばれるG20 サミットにおいても国際的な議論を主導し、効果的なメッセージを発信することは、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する上で、非常に重要な機会である。ついては、両サミットを通じた国際社会の直面する様々な重要課題の政策協調に積極的に参加し貢献すると同時に新型コロナの感染拡大からのより良い回復を始めとする地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作るとの施策目標を引き続き維持する。
- ② 客観的なデータ収集と分析を行い、「世界最大のシンクタンク」、国際経済の「ルール形成の場」とも称される OECD は、加盟先進国間の議論を通じて国際ルールを形成する機能を有しており、我が国としては、引き続き、OECD の活動への貢献と積極的な活用を通じて、外交上の利益を確保して

- いく必要がある。特に、世界経済の成長センターである東南アジアが今後陥る可能性が指摘されている「中所得国の罠」等につき、OECDには知見が蓄積されており、アジアからの数少ない加盟国である我が国がOECDと東南アジアとの橋渡し役を担い、東南アジアの強固な経済成長を後押ししていくことは、我が国の対東南アジア外交を推進する上でも有効である。
- ③ APEC は、アジア太平洋地域の21のエコノミーが参加し、経済規模で世界全体のGDPの約6割、世界全体の貿易量の約5割、世界人口の約4割を占める重要な経済協力の枠組みである。我が国の貿易相手としてもAPEC 域内の諸エコノミーが約7割、APEC の域内貿易依存度が約7割と、相互依存関係は極めて強い。新興国を中心に世界経済の不透明感を増す中、「世界の成長センター」たるアジアを含む同地域が安定的な成長を遂げるためには、今後、成長の「質」を高めていくことが重要である。このため、APEC 地域の各エコノミーとの経済協力の深化、APEC における貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて、国際ルールの普及や価値観の共有を促進し、その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要がある。このような背景の下、今後とも APEC の枠組みを活用し、幅広い分野の協力に関し、年に数回開催される高級実務者会合での議論の積み重ねを通じ、年1回開催されるAPEC 閣僚会議・首脳会議での成功に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。
- ④ 国際博覧会の開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となり、開催地のみならず、我が国 各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025 年 大阪・関西万博の開催にあたっては、150 か国・25 国際機関の出展を目標に掲げているため、引き 続きオールジャパンで参加招請を行っていく必要がある。

【測定指標】

4-1 G7・G20 サミットにおける我が国の貢献 *

- 1 上記の施策の分析のとおり国際的な課題につき、G 7 サミットという、自由、民主主義、人権などの基本的価値を共有する首脳が集結する場において、世界経済・貿易、政治・外交問題、気候変動・エネルギー、開発等国際社会の重要課題に対する我が国の立場を積極的に発信し、考え方を最大限成果文書に反映させることは引き続き重要であり、令和3年度に行われるG 7 コーンウォール・サミットに向けて、我が国の立場をインプットしていく。G 7 外相会合においても、北朝鮮や中国を始めとした地域情勢を中心に我が国の立場を積極的に発信し、これらの点に関する我が国の考え方を最大限成果文書に反映させるべく、我が国の立場をインプットし、また会合における議論を主導する。
- 2 G20 サミットにおいては、 令和3年の議長国であるイタリアを含む参加国と緊密な連携を取り ながら信頼関係を構築し、世界の経済成長と繁栄及び新型コロナからのより良い回復のために効果 的なメッセージを発信するために、我が国が目指す具体的成果の実現に向けて、準備を進めていく。

4-2 OECD における我が国の貢献

上記の施策の分析のとおり、OECD 閣僚理事会において、日本にとって有益な提言・結論が出せるよう議論を積極的に主導する、国別プログラムを最大限活用し SEARP を推進するとの目標は妥当であった。

OECD 閣僚理事会は、年に一度開催される OECD の最も重要な会合であることから、令和3年度も引き続き、同閣僚理事会において日本の主張を反映させるべく積極的に議論を主導していく。

また、OECD の知見を活用し、我が国が強い結び付きを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しすることも望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、引き続き、経済協力開発機構(OECD)分担金を通じて、東南アジア地域プログラム(SEARP)を推進していく。

OECD における日本人職員の採用拡大に関しては、日本人職員の採用拡大は引き続き重要課題であるところ、OECD の全職員数に占める日本人職員(専門職以上)の割合について令和3年度も取り組んでいく。

<u>4-3 APEC における諸活動への貢献</u>

上記の施策の分析のとおり、令和2年度は新型コロナの拡大及び長期化を受け、日本プロジェクトの新規採択件数及び APEC ビジネストラベルカードの発行数の目標値を達成することはできなかったが、令和2年までのボゴール目標後の APEC の在り方も見据えつつ、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導するとの中期目標、これまでの年度目標は適切であった。令和2年11月にはボゴール目標後の APEC の中長期的な方向性を示す文書である APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040 が採択され、引き続き、成果分書や APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040 の実施計画に我が国の関心事項が反映されることを追求するとともに、FTAAP の将来的な実現に向け、自由で開かれた貿易・投資環境の整備、デジタル経済の分野等で議論をけん引していく。

4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

平成30年11月の博覧会国際事務局(BIE)総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて更に準備を進める。

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、新型コロナウイルス感染症克服後の社会の在り方を提示する場とするため、引き続き、在外公館を始めオールジャパンで参加招請活動を実施し、世界各国の参加出展の確保に取り組む。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

2020 G 7 サミット (令和 2 年 4 月 16 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page25_001953.html)

G7首脳テレビ会議(令和3年2月20日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/page1_000934.html)

G20 (金融世界経済に関する首脳会合)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index.html)

2020年 OECD 閣僚理事会(結果概要)(令和2年10月29日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008915.html)

OECD 条約署名 60 周年記念式典(結果)(令和 2 年 12 月 14 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22_003489.html)

APEC2020

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/page23_003037.html)

APEC2019

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page25_001783.html)

APEC2018

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/apec/page23_002365.html)

国際博覧会 (万博)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hakurankai/banpaku/index.html)

· 令和元年版外交青書(外交青書 2019)

第3章第3節 経済外交

・令和2年版外交青書(外交青書2020)

第3章第3節 経済外交

第3章第3節 4 (5) 2025年国際博覧会の大阪・関西誘致

・令和3年版外交青書(外交青書2021)

第3章 第1節 3 (2) 経済協力開発機構 (OECD)

・内閣官房ホームページ

国際博覧会推進本部

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo_suisin_honbu/index.html)

・経済産業省ホームページ

大阪 • 関西万博

(https://www.meti.go.jp/policy/exhibition/osaka2025.html)

・2025年日本国際博覧会協会ホームページ

(https://www.expo2025.or.jp)

・「我が国の経済外交 2020」(外務省経済局編(2020年)日本経済評論社)

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組

施策名(※)	国際法の形	成・発展に向けた	取組		(7143)	- /	
施策目標	新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。 1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。 2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。 3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。						
施策の予算 額・執行額	区分 3 当初予算(a)		平成 30 年度 199	令和元年度 121	令和2年度 143	令和3年度	
	予算 <i>の</i> 状況 (百万円)	補正予算(b)	0	0	22	242	
等(分担金・		繰越し等(c)	0	0	△22		
拠 出 金 除く)		合計(a+b+c)	199	121	143		
	執行額(百万円)		179	114	45		
同 (分担金· 拠出金)	区分		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	_	_	3, 263	3, 227	
		補正予算(b)	_	_	0		
		繰越し等(c)	_	_	0		
	合計(a+b+c) 執行額(百万円)		_		3, 263 3, 263		
	±/(1)	は(ロルロ)			0, 200		

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評	目標達成度	(各行政機関共通区分)	(判断根拠)			
一個	合いの測定	相当程度進展あり(B)	主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したこと			
結	結果		から、左記のとおり判定した。			
果						
注	測定指標	個別分野1 国際法規の	形成への寄与と外交実務への活用			
1	の平成 30・	*1-1 国際法に関]連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及	a		
	令和元・2	び発展に対す	る我が国の貢献			
	年度目標	*1-2 国際法につ	いての知見の蓄積・検討	b		
	の 達 成 状 *1-3 国際法の普及活動の推進					
	況(注2)	個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施				
		*2-1 我が国の外	交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化	b		
		*2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法				
	的枠組みの整備の推進・強化					
		個別分野3 経済・社会	分野における国際約束の締結・実施			
		*3-1 多角的貿易	体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(※国際法局の	a		
		所掌に係るも	<i>O</i>)			
		*3-2 日本国民·	日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び	b		
		国民生活に影	響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール			
		作りへの参画				

- (注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
- (注2)「測定指標の平成30·令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30・令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標

学識経験を 有する者の 知見の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- ・測定指標1-2の「こういった知見の蓄積に従来から取り組んできた結果として、新型 コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態にあっても迅速に国際法上の課 題について検討し、政策に反映することができた」との指摘は重要である。通常では成 果の説明ができない取組であると思われるが、評価の際にこうしたコメントを残してお くことは極めて重要であると思われる。
- ・「測定指標1-3 国際法の普及活動の推進」では、国内の大学等で外務省職員が講義を担当し、国際法の下で、実務的にはどのような問題に直面し、いかなる対応をしているかは、学生の問題意識の涵養や「法の支配」の実務に携わる優秀な人材を育成する上で大きな役割を果たしている。コロナ禍の下のみならず、ポストコロナの時期においても、オンラインによる国際法、国際経済に関係する国際シンポジウムやワークショップ、講演会なども大学、弁護士会、JETRO、日系企業、学会等と協力して開催し、実務家と研究者、学生が意見交換することの社会的意義は大きいと考えられる。
- ・測定指標2-1について、政策評価の土台となる目標設定に無理がある。ACSA と北方 領土問題を、外交安保の法的枠組み整備推進の大目標に包摂するのは、後者の進展の欠 如を覆い隠す作為と受け取られても仕方ない。むしろ、この辺りは率直に、前者の進展 をaとし、後者をcとするほうが自然であり、この欠如の認識から外交の次なる手の考 察や形成が生まれると考える。否定的(自己)評価を避ける(隠す)べきではない。
- ・諸外国との物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定に は大きな進捗があり、自衛隊と各国軍との円滑な安全保障協力、防衛関連企業と海外企 業との共同研究、各国とのインテリジェンス協力の拡大に寄与した。
- ・測定指標3-1について、この分野における日本外交の活躍は、この数年目覚ましい。CPTPPの主導を始め、日 EU、日英、RCEP といった経済連携協定の締結など、粘り強い外交は高い評価に値しよう。したがって a 評価も妥当といえる。他方、 自由貿易が正義だという価値観が揺らぎ、覇権競争が激しくなる中、ややもすると、以前の価値観の延長上で測定指標が組み立てられている印象を受ける。例えば、施策 II 2 「国際経済に関する取組」、測定指標1-1 「国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用」の次期目標においては、保護主義に対抗して自由貿易をどう広げるのかという問題関心が語られるが、喫緊の問題である技術覇権競争下で具体的にそれをどう維持するのかという点は語られず、旧来式の自由貿易協定路線を維持しているように映る。より矛盾が激しいのは、経済強制外交への対処(と自由貿易との間の関係)であるが、二国間、有志連合、WTO などどの場で何をするのかなどの方向性が見えないまま、ここでも自由貿易(経済連携)が語られる。自由・連携の帰結として生ずる相互依存を逆手に取られて成り立つのが経済強制外交だとすると、自由や連携(の増進)という指標だけでは不十分なのではないか。
- ・立法、司法、人材、教育など多角的な観点からの取組が着実に行われており、評価も適切である。しかし、一般国民にはあまり馴染みがない施策であるため、理解が容易ではない。諸々の取組を自由貿易、領土、安全保障、環境、人権などの分野ごとにまとめた上での記述が行われれば、国民の一層の理解促進に資するのではないだろうか。

担当部局名 国際法局 政策評価 実施時期 令和3年8月

個別分野1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法 規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

·第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する 我が国の貢献 *

中期目標(--年度)

国際社会における「法の支配」を推進する。

平成 30 年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的 貢献により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)、ハーグ国際私法会議(HCCH)、私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会(ILC)への人的貢献を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会合 (SPLOS)、国際海底機構 (ISA) 総会・理事会、国家管轄権 外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委 員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規形成及び発展に積極 的に貢献する。
- 3 国際司法裁判所(ICJ)裁判官選挙及びUNIDROIT理事選挙の我が国指名候補の当選を実現する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所(ICJ)(小和田恆裁判官(~6月まで)、 岩澤雄司裁判官(6月~))、国際刑事裁判所(ICC)(赤根智子裁判官)、国際海洋法裁判所(ITLOS) (柳井俊二裁判官)、国連国際法委員会(ILC)(村瀬信也委員(特に、大気の保護について特別報告 者を務めた))等、国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等 を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議(HCCH) や私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の各作業部会等に派遣するなど、条約等の作成に貢献した。
- (2) また、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所 (PCA) といった国際司法機関の最大分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) に対して人材育成・財政面で協力した。特に、10月には、第57回 AALCO 年次総会を東京で開催し、紛争の平和的解決、海洋法といった重要なテーマについて、開催国として国際法の専門的な見地から議論をリードしながら積極的な発信を行った。このように我が国は、国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育成及び財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) については、政府間会議第1回会合 (9月開催)、第2回会合 (平成31年3月~4月開催) 等に参加し、また、国際海底機構 (ISA) については、8月及び平成31年3月の理事会における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS) (6月) に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。
- 3 ICJ については、6月に行われた ICJ 裁判官補欠選挙において、我が国から立候補した岩澤雄司 東京大学教授が当選し、史上4人目の日本人裁判官として職務に就いた。また、国際私法分野では、

UNIDROIT において、神田秀樹学習院大学教授が 12 月の理事選挙で再選を果たしたほか、同月に行われた UNCITRAL の構成国選挙でも、我が国は委員会設立以来の構成国として再び選出された。

令和元年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所(ICC) ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)、ハーグ国際私法会議(HCCH)、私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会(ILC)への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会合 (SPLOS)、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構 (ISA) 総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けた準備委員会等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献する。
- 3 令和2年の国際司法裁判所(ICJ)裁判官選挙における岩澤雄司・ICJ裁判官の再選に向けて取り 組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所(ICJ)(小和田恆裁判官(~平成30年6月まで)、岩澤雄司裁判官(平成30年6月~))、国際刑事裁判所(ICC)(赤根智子裁判官)、国際海洋法裁判所(ITLOS)(柳井俊二裁判官)、国連国際法委員会(ILC)(村瀬信也委員(特に、大気の保護について特別報告者を務めた。))等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議(HCCH)や私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。
- (2) また、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所 (PCA) といった国際司法機関の最大の分担金拠 出国として財政上も大きく貢献した。加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間 機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) に対して人材育成・財政面で協力した。特に、12月には第1回日本・AALCO 国際法研修を開催し、国際法を担当する外交官等 12名を日本に招へいし、海洋法、国際経済法、条約締結手続や国内実施措置、国際裁判等の紛争解決手続を含め、国際 法について実践的な講義を行うなど、加盟国の国際法分野における能力構築支援を行った。このように我が国は、国際法規の形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育成及び財政面で貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) については、政府間会議第2回会合 (平成31年3月~4月開催)、第3回会合 (8月開催) 等に参加し、また、国際海底機構 (ISA) については、7月及び令和2年2月~3月の理事会における深海底開発規則策定に関する審議に出席するなど、我が国の立場を主張し、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献した。さらに、国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS) (6月) に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。
- 3 令和2年の ICJ 裁判官選挙については、岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて積極的な取組を行った。また、令和3年の ILC 委員選挙についても、浅田正彦候補(同志社大学教授)の当選に向けた取組を開始した。

令和2年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献及び各分担金・拠出金を活用した財政的貢献等により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程締約国会議、国連総会第6委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)、ハーグ国際私法会議(HCCH)、私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。また、国連国際法委員会(ILC)への人的貢献、財政的貢献等を通じて、「法の支配」を一層推進する。
- 2 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会合 (SPLOS)、深海底開発規則の審議を含む国際海底機構 (ISA) 総会・理事会、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全及び持続可能な利用に関する新

協定の作成に向けた政府間会議等に参加し、我が国の立場を主張することなどを通じて、海洋に係る新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。

3 令和2年の国際司法裁判所 (ICJ) 裁判官選挙における岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて取り組む。また、令和3年のILC 委員選挙についても、浅田正彦候補(同志社大学教授)の当選に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所(ICJ)(小和田恆裁判官(~平成30年6月まで)、岩澤雄司裁判官(平成30年6月~))、国際刑事裁判所(ICC)(赤根智子裁判官)、国際海洋法裁判所(ITLOS)(柳井俊二裁判官)、国連国際法委員会(ILC)(村瀬信也委員(特に、大気の保護について特別報告者を務めた。))等、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官や委員等を輩出し、これらの人材が各裁判所や委員会の活動に積極的に貢献することにより、人的貢献を行った。 ICC ローマ規定締約国会合で行われている改革に関する議論に積極的に参画した。国際私法の分野においては、政府代表として研究者や政府担当官をハーグ国際私法会議(HCCH)や私法統一国際協会(UNIDROIT)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)等の各作業部会等に派遣するなどし、条約等の作成に貢献した。
- (2) また、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所 (PCA) といった国際司法機関の主要な分担金拠 出国として財政上も大きく貢献した。 加えて、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一の政府間 機関であるアジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) に対して人材育成・財政面で協力した。この ように我が国は、国際法規の形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、人材育 成及び財政面でも貢献した。
- 2 国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) の保全と持続可能な利用については、政府間会議第 4回会合 (令和2年3月~4月開催を予定していた) が新型コロナウイルス感染拡大のため延期となったため、会期間作業 (オンラインによる意見交換) が開催され、我が国も積極的に参画した。また、国際海底機構 (ISA) については、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて実施されたオンライン等による審議に積極的に参画した。さらに、国連海洋法条約締約国会合 (SPLOS) に参加し、我が国として海における「法の支配」への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。
- 3 令和2年の ICJ 裁判官選挙については、岩澤雄司・ICJ 裁判官の再選に向けて積極的な取組を行った結果、最多得票数での再選を実現した。また、令和3年の ILC 委員選挙についても、浅田正彦候補(同志社大学教授)の当選に向けた取組を行った。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: a

測定指標1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 *

中期目標(--年度)

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

平成 30 年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを 通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国 際法実務能力の向上に貢献する。
- (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
- (2) 二国間国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見蓄積を進める。
- (3)海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
- (1) 国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
- (2) 英・中・ベトナム等、各国外務省との国際法局長協議を通じて、安全保障、領土、海洋法を含

む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加や、米・英・豪・国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた国際法に関する最新の知見を活用し、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。

- (3) 10月に第57回アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 年次総会を東京で開催する機会を捉え、海洋法に関する国際シンポジウムを併せて開催した。同シンポジウムでは、著名な海洋法学者及び深海底開発技術の専門家に加え、同年次総会の出席者をも交え、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づく制度の歴史的発展や、深海底開発や国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) といった海洋法をめぐる最新の情勢等が活発に議論された。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、武力の行使に関する国際法上の論点の検討、領土・海洋に関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。

令和元年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを 通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際 法に関する実務能力の向上に貢献する。
- (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
- (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
- (3)海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
- (1)国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催(計 38 回)し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
- (2) 米、英、仏、独等、各国外務省との国際法局長協議を通じて、安全保障、領土、海洋法を含む 国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加や、米・英等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた国際法に関する最新の知見を活用し、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。
- (3) 10月に海洋法に関する国際シンポジウムを東京で開催した。同シンポジウムでは、著名な海洋 法学者及び海洋関連技術の専門家を交え、国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づく制度の歴史的発展や、 深海底開発、国家管轄権外区域の海洋生物多様性 (BBNJ) といった海洋法をめぐる最新の情勢等が 活発に議論された。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、サイバー空間における国際法上の論点の検討を行うとともに、領土・海洋などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。

令和2年度目標

- 1 国際法に関する研究会等、国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを 通じ、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際 法に関する実務能力の向上に貢献する。
- (1) 国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有 識者と知見を共有する。
- (2) 二国間の国際法局長協議や各種招へいプログラムを実施し、各国の国際法実務者との意見交換を通じた知見の蓄積を進める。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積
- (1) 国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催(計8回)し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。
- (2) オンライン会議を活用して米、英、仏、独等、各国外務省との国際法局長協議を計9回開催し、新型コロナウイルス感染症対策、安全保障、領土、海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行うなど、議論を継続している。また、オンライン会議のものも含め、国連総会第6委員会や欧州国際法局長会議(CAHDI)といった国際法の諸分野に関する各種会合、協議への参加等により、我が国が抱える課題や関心事項に関する問題について検討を行った。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う国際法上の論点の検討を行うとともに、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めた。また、8月の経済紛争処理課の設置を受け、他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し、国際経済紛争処理の手続について分析・研究に取り組むなど、国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。

平成 30・令和元・ 2 年度目標の達成状況: b

測定指標1-3 国際法の普及活動の推進 *

中期目標(--年度)

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

平成 30 年度目標

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日弁連や国内外の国際法学者及び国際法実務者とも協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する
- 4 アジア・カップ及び Jessup Cup 等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、国際海洋法裁判所(ITLOS)所長、国際刑事裁判所(ICC)書記及び海外の著名な国際法学者や国際裁判の経験豊富な実務家を招へいし、国内の大学や研究機関、関連団体等において講演会や意見交換会を延べ29回実施した。さらに、これら招へいの機会に省内でもセミナーや意見交換会を延べ17回実施した。
- 2 ICC、国際司法裁判所(ICJ)及び国連海洋法条約(UNCLOS)については、概要情報又は我が国との関係等に関する情報を外務省ホームページ(HP)に更新の上、掲載した。特に、国際法模擬裁判「2018年アジア・カップ」(8月)開催や ICC 書記の訪日(平成31年1月)、岩澤雄司ICJ裁判官の選出(6月)などについて、随時外務省HPに掲載したり、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介するなど、更なる国際法の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生 等総勢約60名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」(9月)を実施 した。また、日本弁護士連合会主催、外務省及び国際法学会後援で、若手弁護士等を対象に「国際 公法の実務研修連続講座vol.2」(11月~平成31年3月)を実施した。
- 4 国際法学会と国際法模擬裁判「2018 年アジア・カップ」(8月)を共催し、日本を含むアジア 19 か国 65 校の学生の代表が、非国家主体に対する自衛権の行使及び海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に模擬裁判に参加した。また、「2018 年度 Jessup 国際法模擬裁判大会」については、後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。

令和元年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判(「2019 年アジア・カップ」)を実施する。また、Jessup Cup 等の国際法模擬裁判の開催を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、 講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、海外の著名な国際法学者や国際 裁判の経験豊富な実務家を招へいし、国内の大学や研究機関、関連団体等における講演会や関係者 との意見交換会を延べ35回実施した。さらに、これら招へいの機会に省内におけるセミナーや意見 交換会を延べ26回実施した。
- 2 国際司法裁判所 (ICJ)、国際刑事裁判所 (ICC) 及び国際海洋法裁判所 (ITLOS) については、概要情報を外務省ホームページ (HP) に更新の上、掲載した。特に、国際法模擬裁判「2019 年アジア・カップ」(8月) 開催や第1回日本・AAALCO 国際法研修の開催 (12月)、岩澤雄司 ICJ 裁判官の令和2年 ICJ 裁判官選挙への立候補や浅田正彦同志社大学教授の令和3年 ILC 委員選挙への立候補などについて、随時外務省 HP に掲載したり、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を紹介するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生 等総勢約70名を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」(9月)を実施 した。
- 4 国際法学会と国際法模擬裁判「2019 年アジア・カップ」(8月)を共催し、日本を含むアジア 17 か国 73 校の学生の代表が避難民に対する海上作戦及び国防相に対する刑事手続を題材に模擬裁判に参加した。また、「2019 年度 Jessup 国際法模擬裁判大会」については、後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判官役を務めるなど、積極的な支援を行った。

令和2年度目標

国際法に関する知識の普及及び理解の促進並びに国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日本弁護士連合会や国内外の国際法学者及び国際法実務者と協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 国際法模擬裁判(「2020年アジア・カップ」)を実施する。また、Jessup Cup等の国際法模擬裁判の開催を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東京大学、上智大学、早稲田大学、中央大学等、大学における国際法の講義を積極的に引き受け、計 109 回実施するなど、国際法に関する知識の普及に努めた。
- 2 国際司法裁判所(ICJ)、国際刑事裁判所(ICC)及び国際海洋法裁判所(ITLOS)については、概要情報を外務省ホームページ(HP)に更新の上、掲載した。特に、岩澤雄司ICJ裁判官の令和2年ICJ裁判官選挙での再選や浅田正彦同志社大学教授の令和3年ILC委員選挙への立候補などについて、随時外務省HPに掲載するなど、国際法に関する一層の情報発信を行った。
- 3 日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」(9月)をウェビナー形式で実施した。
- 4 例年国際法学会との共催で実施していた国際法模擬裁判「アジア・カップ」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で本年度は実施できなかったが、「2020年度 Jessup 国際法模擬裁判大会」はオンライン形式で実施され、外務省は後援名義を付与するとともに、省員が模擬裁判における裁判長役を務めるなど、積極的な支援を行った。

その他、令和2年度からは、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を立ち上げ、令和2年度はハーグ国際私法会議(HCCH)におけるインターンシップなど2名への支援を実施した。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する 我が国の貢献 *】

我が国は、国際公法分野において、国際司法裁判所(ICJ)、国際刑事裁判所(ICC)、国際海洋法裁判所(ITLOS)、国連国際法委員会(ILC)等、国際司法機関や国際法規形成及び発展に関する主要な国際機関に裁判官及び委員等を輩出してきている。特に、令和2年度の国際司法裁判所(ICJ)裁判官選挙において日本が擁立した岩澤雄司裁判官が再選したことは、同裁判官の優れた資質及びこれまで ICJ裁判官として積み重ねてきた実績に対する国際社会の高い評価、そして ICJを重視する日本の姿勢への支持の表れであると考えられ、国際社会における「法の支配」の推進に対する日本の貢献を印象づける効果があった。ICCでは、その活動強化のための改革が進められており、日本は主要締約国として改革に関する議論を積極的に推進している。平成30年から開始された国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関する国際約束作成のための政府間会議における新たな条約交渉については、令和元年度までに計3回の会合が開催され、日本としてBBNJの保全と持続可能な利用という二つの側面の間のバランスを重視するという日本の立場が新たな国際約束に反映されるよう積極的に議論に参加し、新たな国際法規形成に向け貢献することができた。

また、国際私法分野においても、ハーグ国際私法会議(HCCH)、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)、私法統一国際協会(UNIDROIT)において、政府代表として研究者や政府担当官を各作業部会等に派遣し、条約等の作成に貢献した。特に UNCITRAL では、令和元年に構成国の拡大を提案し、令和2年に紛争解決の実情調査を提案するとともに、非公式協議やワークショップを開催するなどしてこれらの議論を積極的に推進しており、委員会設立以来の構成国としてプレゼンスを発揮している。さらに、我が国は ICC、ITLOS、常設仲裁裁判所(PCA)といった国際司法機関の主要な分担金拠出国として財政上も大きく貢献した。

このように我が国は、国際法規形成及び発展に関する主要な国際司法機関や国際機関に対し、議論への参加などサブ面での貢献に加えて、人材面及び財政面でも貢献することで、国際社会における法の支配の推進に効果的に寄与してきた。(平成30・令和元・2年度:国際法に係る調査(達成手段①)、領土保全対策関連事業(達成手段③))

【測定指標1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 *】

国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加、英、米、仏、国際機関等から国際法学者や国際法専門家を招いて得られた関連国際法に関する最新の知見は、我が国が抱える課題や我が国の関心事項に関する問題を検討する上で有益であった。特に令和2年度には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でオンライン会議が普及したことを受け、オンラインによる二国間の国際法局長協議を計9回開催するなど、効率性の高い意見交換を実施することができた。これらの取組は、領土・海洋・歴史などに関し、我が国が抱える国際法上の課題へ対処するために必要不可欠であるほか、こういった知見の蓄積に従来から取り組んできた結果として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態にあっても迅速に国際法上の課題について検討し、政策に反映することができたという点においても、有効性が高かったと言える。

また、令和2年8月の経済紛争処理課の設置を受け、他省庁の関連部局や外部専門家との協力関係を構築及び強化し、国際経済紛争処理の手続について分析・研究に取り組むなど、国際法に基づく紛争解決のための体制強化を効果的に進めた。(平成30・令和元・2年度:国際法に係る調査(達成手段①)、領土保全対策関連事業(達成手段③))

【測定指標1-3 国際法の普及活動の推進 *】

複数の大学における講義の実施に加え、国内の大学や研究機関、関連団体等における講演会や意見交換会(3年間で延べ66回)、外務省内におけるセミナーや意見交換会(3年間で延べ51回)を実施し、日本国内における国際法の普及活動の推進に一定の効果があった。日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を実施したことは、国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的として、日本の法曹関係者の国際法に対する知識と理解を高め、国際的な支援で活躍できる人材育成・発掘を進める上で、効果的であった。また、国際法模擬裁判大会の共催・後援に加え、将来的に国際裁判で活躍する人材の育成のために

「国際裁判機関等インターンシップ支援事業」を立ち上げ、国際裁判機関等でインターンシップを行う日本人を積極的に支援することも開始した。その他、インターネット上での情報発信の重要性が高まっていることを踏まえ、外務省 HP に掲載している国際裁判機関等に関する情報が古くならないよう随時更新を行ったことは、国際法への幅広い理解促進に有効であったと考えられる。

平成30年度、令和元年度と、海外の国際法の研究者を招へいした際に実施していた各種講演会や意見交換会、国際法学会と外務省共催の国際法模擬裁判大会「アジア・カップ」については、我が国及び諸外国における国際法人材の育成にとって有益であったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により令和2年度は実施できなかった。(平成30・令和元・2年度:国際法に係る調査(達成手段①)、条約締結等事務事業(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国家間の関係を安定・深化させるとともに、紛争の平和的解決を図るためには、国際社会における「法の支配」の確立に貢献することが重要である。

我が国の国益に沿った形で国際法規の発展を図るため、国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張することなどを通じて、新たな国際法規範の形成及び発展に積極的に貢献するとともに、各種国際司法機関やフォーラム等に対し、人材面・財政面でコミットする。また、国際法についての知見を蓄積・検討し、外交実務に活用するため、国内外の専門家との連携を図る。さらに、紛争の平和的解決を始め、国内外における「法の支配」及び国際法の重要性が一層増している状況を踏まえ、国内外において「法の支配」の推進に携わる人材を育成することで体制の強化をより一層図っていく。このため、大学や日弁連等各種団体とも協力し、国内外における国際法の知見の普及に努める。

【測定指標】

1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献 *

国際法の形成及び発展を支える国際機関及び国際的フォーラムを強化する取組を人的及び財政的に 支援し、引き続き「法の支配」を推進する。

1-2 国際法についての知見の蓄積・検討 *

領土や海洋といった分野を含めた様々な重要テーマや国際裁判等(国際経済紛争処理を含む)の手続に関して、国際法学者・専門家等との意見交換を通じて今後とも継続的に知見を蓄積するとともに、最新の知見を活用し、国際的な議論に参画することを継続し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

1-3 国際法の普及活動の推進 *

国際法に関する知識を普及するとともに、国内外において国際法に携わる人材を育成する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

国際社会における法の支配

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/index.html)

国際司法裁判所裁判官補欠選挙 岩澤雄司・東京大学教授の当選について(外務大臣談話)(平成30年6月23日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1_000567.html)

国際司法裁判所(ICJ)裁判官選挙 岩澤雄司 ICJ 裁判官の再選について(外務大臣談話)(令和2年11月13日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1 000895.html)

国際経済紛争処理(令和3年2月9日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ds/page24_000710.html)

第 57 回アジア・アフリカ法律諮問委員会年次総会の開催(平成 30 年 10 月 2 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006488.html)

第1回日本・AALCO 国際法研修の開催(令和元年 12 月 2 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4 008089.html)

国際法模擬裁判「2018年アジア・カップ」の開催(結果) (平成30年8月30日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page22_003042.html)

国際法模擬裁判「2019年アジア・カップ」の開催(結果)(令和元年8月8日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007701.html)

国際裁判機関等インターンシップ支援事業(第三次募集)(令和2年12月3日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page22_003397.html)

・国際裁判機関等インターンシップ支援事業ホームページ

(https://web.apollon.nta.co.jp/kokusaihou_intern/index.html)

個別分野2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 201 回国会施政方針演説(令和 2 年 1 月 20 日) 六 外交・安全保障
- 第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標(--年度)

我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

平成 30 年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定 (ACSA)、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の 締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 物品役務相互提供協定 (ACSA) については、4月にカナダとの間で、7月にフランスとの間で協定に署名した。また、インドとの間で交渉の開始を決定した。防衛装備品・技術移転協定については、4月にマレーシアとの間で協定に署名した。情報保護協定については、ドイツとの間で、平成31年2月の日独首脳会談において、締結交渉が大筋合意に至ったことを歓迎した。
- 2 日露間の平和条約締結問題に関し、11月のシンガポールでの首脳会談において、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることで合意した。12月のブエノスアイレスでの首脳会談では、河野外務大臣及びラヴロフ外相を交渉責任者とすること等で一致した。平成31年1月に外相間で第1回の交渉が行われ、同月に行われた首脳会談では、シンガポールでの合意を踏まえた具体的な交渉が開始され、率直かつ真剣な議論が行われたことを歓迎した。また、平成31年2月には外相間で第2回の交渉が行われ、双方が受入れ可能な解決に向けて突っ込んだやり取りを行った。

令和元年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の 締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月、イタリアとの間の防衛装備品・技術移転協定が発効した。物品役務相互提供協定(ACSA)について、6月にフランスとの間で、7月にカナダとの間で、それぞれ発効した。インドとの間の ACSA について、11月に行われた第1回日印外務・防衛閣僚会合(「2+2」)において、締結に向けた交渉の大幅な進展を歓迎した。また、ドイツとの間の情報保護協定について、署名に向けた作業に引き続き取り組んだ。
- 2 日露間の平和条約締結問題に関し、9月、ウラジオストクにおいて日露首脳会談が行われ、未来 志向で作業することを再確認するとともに、両外相に対して、双方が受け入れられる解決策を見つ けるための共同作業を進めていくよう、改めて指示した。これを受け、同月、11月及び12月、茂木 外務大臣はロシアのラヴロフ外相と日露外相会談を実施し、平和条約交渉を含む今後の協議の進め 方について議論を行った。

令和2年度目標

- 1 諸外国との間で、物品役務相互提供協定(ACSA)、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の 締結に向けた交渉、円滑な運用等を推進する。
- 2 ロシアとの間で、北方領土問題における双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 物品役務相互提供協定(ACSA)については、9月にインドとの間で協定に署名した。防衛装備品・技術移転協定については、10月にベトナムとの間で実質合意に至り、令和3年3月にインドネシアとの間で協定に署名した。情報保護協定については、令和3年3月にドイツとの間で協定に署名した。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面での協議が困難となる中で、首脳電話会談を計3回、外相電話会談を計2回実施した。菅政権発足後、9月の日露首脳電話会談では、両首脳は、安倍総理大臣とプーチン大統領が平成30年11月のシンガポールでの首脳会談で「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意したことを改めて確認した。また、10月の日露外相電話会談では、両外相は、平和条約交渉を含む日露間の協議や協力について前進を図るべく、引き続き、外相レベルでも率直に議論を重ねていくことで一致した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標 2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

中期目標 (--年度)

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を推進・強化する。

平成 30 年度目標

- 1 メキシコ等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる(署名及び締結のための国内手続(国会承認の求め)等)。
- 2 中国との間で、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 EU との間で、日 EU 戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた作業を推進する(署名及び締結 のための国内手続(国会承認の求め)等)。
- 4 国際社会における諸課題(国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充等)に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

- 1 メキシコとの間の原子力協定の締結や英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉等に取り組んだ。
- 2 犯罪人引渡条約に関しては、中国との間で平成30年3月の第5回交渉に続き、11月に第6回交 渉を実施した。

受刑者移送条約に関しては、中国との間で4月に第4回交渉を、11月に第5回交渉を実施したほか、ベトナムとの間でも平成31年1月に第1回交渉を、同年3月に第2回交渉を実施した。

刑事共助条約に関しては、ベトナムとの間で平成31年3月に第2回交渉を実施した。

- 3 日 EU 戦略的パートナーシップ協定が、7月の日 EU 定期首脳協議の際に署名された。12 月に第 197 回臨時国会において承認され、日本側の締結のための手続を完了させた (EU 及び EU 構成国は締 結のための手続を進めている。)。
- 4 サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充としては、サイバー犯罪条約第2補足議定書起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。

令和元年度目標

- 1 英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉を進展させる(署名及び締結のための国内手続(国 会承認の求め)等)。
- 2 中国、ベトナム等との間で犯罪人引渡条約、受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた 交渉等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題(国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充

等)に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月、東京において、英国との間の原子力協定の改正交渉が行われた。
- 2 受刑者移送条約に関し、ベトナムとの間の条約が7月に署名された。中国との間では、12月、北京において受刑者移送条約締結交渉の第6回会合が開催された。

刑事共助条約に関し、ベトナムとの間で、7月に東京において条約締結交渉第3回会合、令和2年3月にハノイにおいて条約締結交渉の第4回会合が開催された。

そのほか、犯罪人引渡条約に関し、中国との間で、6月に神戸において条約締結交渉第7回会合が開催された。

3 サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充に関しては、サイバー犯罪条約第2補足議定書 起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器 議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。

国際機関との間での法的枠組みの整備に関しては、国際獣疫事務局との間で、パリにおいて国際 獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定が署名された。

令和2年度目標

- 1 英国との間の原子力協定の改正等に向けた交渉を進展させる(署名及び締結のための国内手続(国 会承認の求め)等)。
- 2 中国との間での犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約、ベトナムとの間での受刑者移送条約等、刑事分野の条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 国際社会における諸課題(国際的な銃器対策やサイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充 等)に係る国際的なルール作りに適切に参画する。

施策の進捗状況・実績

- 1 英国による欧州原子力共同体脱退を踏まえ、12 月に英国との間の原子力協定を改正する議定書に 署名した。
- 2 受刑者移送条約に関し、8月にベトナムとの間で条約が発効した。中国との間での犯罪人引渡条 約及び受刑者移送条約の交渉については、香港情勢や新型コロナの影響等により令和2年度におけ る交渉の進展はなかった。
- 3 サイバー犯罪捜査に対する国際協力枠組みの拡充に関しては、サイバー犯罪条約第2補足議定書 起草会合に参加した。また、国際的な銃器対策に関しては、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器 議定書の締結に向けた検討に取り組んだ。

国際機関との間での法的枠組みの整備に関しては、7月に世界観光機関に関する特権・免除を規定した専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書 XVIII が、9月に国際獣疫事務局との間で締結した国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定がそれぞれ発効した。

|平成 30・令和元・2年度目標の達成状況:b

評価結果(個別分野2)

施策の分析

【測定指標2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *】

物品役務相互提供協定 (ACSA) については、カナダ及びフランスとの間で協定が署名 (カナダは平成30年4月、フランスは同年7月)、発効 (カナダは令和元年7月、フランスは同年6月) に至り、防衛装備品・技術移転協定については、マレーシア及びインドネシアとの間で協定に署名し (マレーシアは平成30年4月、インドネシアは令和3年3月)、イタリアとの間で協定が発効した (平成31年4月) ほか、ベトナムとの間でも実質合意に至った (令和2年10月)。情報保護協定については、ドイツとの間で協定が大筋合意 (平成31年2月)及び署名 (令和3年3月)に至った。また、ロシアとの間でも有意義な交渉が行われ、北方領土問題の解決に向け進展が見られた。

これらの取組は、外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとの目標の達成に向けて効果的であった。(平成30・令和元・2年度:外交・安全保障分野に関する法的枠組みの整備(達成手段①))

【測定指標 2 - 2 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *】

二国間原子力協定については、英国との間で、原子力協定を改正する議定書に署名(令和2年12月) した。また、ベトナムとの間で受刑者移送条約に署名し(令和元年7月)、同条約が発効した(令和2年8月)ほか、刑事共助条約の条約締結交渉についても累次にわたって実施された。中国との間でも、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約の条約締結交渉が累次にわたって実施された。さらに、世界観光機関(令和2年7月)及び国際獣疫事務局(令和2年9月)との間でも、特権・免除に関する国際約束が発効した。

これらの取組は、諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する上で有益であった。 (平成30・令和元・2年度:政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き、諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進することが必要である。

【測定指標】

2-1 我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するため、日米安保体制の強化・信頼性向上に資する各種枠組みの整備に引き続き取り組む。また、諸外国との間で、ACSA、防衛装備品・技術移転協定、情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉の推進に引き続き取り組む。さらに、北方領土問題で双方にとり受入れ可能な解決策を作成すべく、交渉の加速化等に引き続き取り組む。

<u>2-2</u> 諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備の推進・強化 *

諸外国・国際機関との間での政治分野における諸課題に関する法的枠組みの整備を引き続き推進・ 強化するため、原子力協定、犯罪人引渡条約、刑事共助条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を 進める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 官邸ホームページ

第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(令和2年1月20日)

(http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2020/0120shiseihoushin.html)

外務省ホームページ

第 201 回国会における茂木外務大臣の外交演説

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_003044.html)

日・カナダ外相会談(平成30年4月22日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/ca/page1_000508.html)

日・加物品役務相互提供協定(日加 ACSA)の効力発生のための外交上の公文の交換(令和元年6月18日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007537.html)

日・仏物品役務相互提供協定(日仏 ACSA)の署名(平成 30 年 7 月 14 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_006238.html)

日・仏物品役務相互提供協定(日仏 ACSA)の効力発生のための通告(令和元年5月28日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007458.html)

第1回日印外務・防衛閣僚会合(「2+2」)(令和元年11月30日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page4_005503.html)

日・インド物品役務相互提供協定(日印 ACSA)の署名(令和2年9月10日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008742.html)

日・マレーシア防衛装備品・技術移転協定の署名(平成30年4月18日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005926.html)

日・ベトナム首脳会談(令和2年10月19日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/seal/vn/page1_000888.html)

日露首脳会談(平成30年11月14日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1_000697.html)

日露首脳電話会談(令和2年9月29日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000878.html)

日露外相電話会談(令和2年10月16日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008865.html)

日・英原子力協定改正議定書の署名(令和2年12月16日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000396.html)

日・ベトナム受刑者移送条約の署名(令和元年7月1日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007575.html)

第25回日EU定期首脳協議(平成30年7月17日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page1_000601.html)

「専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書 XVIII」の効力発生のための通告(令和2年7月21日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008604.html)

国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定の効力発生のための外交上の公文の交換(令和2年8月4日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008655.html)

個別分野3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な 経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第 201 回国会施政方針演説(令和 2 年 1 月 20 日) 六 外交・安全保障
- · 未来投資戦略 2018 (平成 30 年 6 月 15 日)
 - 第2 Ⅱ [3] (3) ii) ②ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築
- 第201回国会外交演説(令和2年1月20日)
 - 五 経済外交

測定指標3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進 * (※国際法局の所掌に係るもの。)

中期目標(--年度)

経済連携(FTA/EPA)について新規案件の検討、既存案件の交渉及び締結の促進を図るとともに、 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 WTO: 多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
 - ・第 11 回 WTO 閣僚会議 (MC11) の結果を踏まえ、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定 (EGA) 等についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 FTA/EPAにつき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・大きな戦略的意義を有する TPP11 協定につき、早期発効に向けた機運を高めるべく、我が国は同協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。
 - ・日 EU・EPA の早期署名・発効に向けて、内閣法制局審査や国会承認手続等、必要な作業を推進する。
 - ・東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) については、年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日中韓 FTA、日・トルコ EPA、日・コロンビア EPA につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定につき投資・サービス分野等に係る改正議定書の調整を進める。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

1 WTO

・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んでいる。具体的には、MC11 にて 71 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し、これまで 10 回の有志国会合を実施したほか、平成 31 年 1 月にはダボス (スイス) で有志国による閣僚会合を開催し、76 の加盟国が参加して交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出した。また、EGA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を模索している。

2 FTA/EPA

- ・TPP11 協定については、締結手続を迅速かつ円滑に取り進めたことにより、7月に日本はメキシコに次いで2番目に、国内手続を完了した旨の通報を行った。また、その後積極的に未締結国への働きかけを行った結果、同協定は、12月30日に発効した。
- ・日 EU・EPA については、内閣法制局による審査を経た上で7月17日に署名を行い、12月8日に 国会承認を得て、平成31年2月1日に発効した。
- ・RCEP については、首脳会議を1回、閣僚会合を5回、交渉会合を5回開催した。11月に開催された第2回 RCEP 首脳会議においては、「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」が発出され、平成30年におけるRCEP 交渉の実質的な進展が歓迎された。日中韓FTAについては、交渉会合を1回、日トルコEPAについては、交渉会合を5回、日コロンビアEPAについては、非公式の調整をそれぞれ実施した。また、日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定改正議定書については、内閣法制局による

審査を経た上で平成31年2月27日に署名を行った。

・発効済みの EPA については、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA 等について、実施状況に関する意見交換に際して法的助言を行った。

令和元年度目標

- 1 WTO:多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。
 - ・開催予定の第12回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向けて、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子 商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品 協定 (EGA) 及びサービス貿易に関する新たな協定 (TiSA) 等についても早期の交渉再開に向けて 積極的に貢献する。
- 2 FTA/EPA 等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) については、年内の妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。日米貿易交渉、日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定改正議定書の早期発効に向けて調整を進める。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

1 WTO

・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んだ。具体的には、我が国は、6月のG20大阪サミットの機会に、デジタル経済に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立ち上げを宣言し、共同議長国として、豪州及びシンガポールとともに交渉を主導した。また、EGA 及び TiSA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開の見通しは立たず、状況を注視している。

2 FTA/EPA

- ・RCEP については、首脳会談を1回、閣僚会合を3回、交渉会合を3回開催した。11月に開催された第3回 RCEP 首脳会議において発出された「RCEP に係る共同首脳声明」では、15か国の全20章のテキスト交渉と、基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組を終了したことに留意し、令和2年の RCEP 協定の署名に向けて法的精査を開始することとなった。
- ・日米貿易協定については、9月25日の日米首脳会談で最終合意を確認し、10月7日に署名を行い、12月4日に国会承認を得て、令和2年1月1日に発効した。
- ・日中韓 FTA については、交渉会合を2回、日トルコ EPA については、交渉会合を4回実施した。 また、日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定改正議定書については、締結手続を取り進めた。
- ・発効済みの EPA については、日シンガポール EPA、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日フィリピン EPA、 日インドネシア EPA、TPP11、日 EU・EPA 等について、実施・運用に際して法的助言を行った。

令和2年度目標

- - ・令和2年6月に開催予定の第12回WTO閣僚会議 (MC12) に向けて、WTO非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。
- 2 FTA/EPA等につき包括的かつ高いレベルでスピード感をもって推進するため、以下を実施する。
 - ・東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の早期署名・発効に向けて、署名に向けた法的精査等の作業や国会承認手続等、必要な作業を推進する。
 - ・日中韓 FTA、日トルコ EPA 等につき交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定改正議定書の早期発効に向けて調整を進める。
 - ・発効済みの EPA につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

1 WTO

・ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 改革に関する議論に積極的に取り組んだ。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い延長された第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向けて、電子商取引のルール作りを始めとする有志国の取組に積極的に参加した。

2 FTA/EPA

・地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定については、首脳会談を1回、閣僚会合を3回、交渉会合

を3回開催した。11月に開催された第4回 RCEP 首脳会議において、インドを除く15か国による「RCEP に係る共同首脳声明」及び「インドの RCEP への参加に係る閣僚宣言」を発出・公表し、RCEP 協定に署名した。

- ・日英 EPA については、10月23日に署名し、12月4日の国会承認を得て、令和3年1月1日に発 効した
- ・日中韓 FTA 及び日トルコ EPA については、交渉継続中であるが、今年度は交渉会合は実施されなかった。また、日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定改正議定書については、5月の国会承認を得て、8月1日に発効した。
- ・発効済みの EPA については、日タイ EPA、日フィリピン EPA、日インドネシア EPA、日印 EPA、TPP11 及び日 EU・EPA 等について、実施・運用に際して法的助言を行った。

平成 30・令和元・ 2 年度目標の達成状況: a

測定指標3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 *

中期目標(--年度)

日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

平成 30 年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・ 社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条 約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

1 投資協定:アラブ首長国連邦(4月)、ヨルダン(11月)及びアルゼンチン(12月)との間で署名を行い、アルメニアについては、国会承認等の国内手続を完了させた。また、アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア及びザンビアとの間で交渉を継続するとともに、新たにパラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で正式交渉を開始した。

租税関連条約:スペイン (10月)、クロアチア (10月)、コロンビア (12月)及びエクアドル (平成31年1月)との間で署名を行い、リトアニア (8月)、エストニア (9月)、ロシア (10月)、オーストリア (10月)、アイスランド (10月)、デンマーク (12月)及びベルギー (平成31年1月)との間の租税条約並びにバハマとの間の租税情報交換協定改正議定書 (12月)が発効した。また、アルゼンチンとの間で交渉を継続するとともに、新たにペルー、ジャマイカ、モロッコ及びチュニジアとの間で交渉を開始した。さらに、BEPS (税源浸食及び利益移転)防止措置実施条約については、5月18日に国会承認を得た後、9月26日に受諾書を寄託し、同条約は、平成31年1月1日に我が国について効力を生じた。

社会保障協定:5月9日に日・中社会保障協定に署名し、11月30日に国会の承認を得た。また、フィリピン(8月)及びチェコ(8月)との間の社会保障協定が発効した。

2 船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)については、4月25日に国会承認を得た後、平成31年3月27日に加入書を寄託した。視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約については、4月25日に国会承認を得た後、10月1日に加入書を寄託し、同条約は平成31年1月1日に効力を生じた。オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書2016年改正については、6月29日に国会承認を得た後、12月18日に受諾書を寄託し、同改正は平成31年1月1日に効力を生じた。また、国際捕鯨取締条約(ICRW)については、12月26日に脱退の通告を行った。

令和元年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・ 社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条 約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を

通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

1 投資協定:モロッコ(令和2年1月)及びコートジボワール(令和2年1月)との間で署名を行い、アルゼンチンについては、国会承認等の国内手続を完了させた。また、アルメニア(5月)との間の投資協定が発効した。アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、タジキスタン、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。

租税関連条約:アルゼンチン(6月)、ウルグアイ(9月)、ペルー(11月)、ジャマイカ(12月)、ウズベキスタン(12月)及びモロッコ(令和2年1月)との間で署名を行い、スペインについては、国会承認等の国内手続を完了させるとともに、クロアチア(9月)及びエクアドル(12月)との間の租税条約並びにアメリカとの間の租税条約改正議定書(8月)が発効した。また、チュニジアとの間で交渉を継続するとともに、新たにギリシャ、フィンランド、ナイジェリア及びセルビアとの間で交渉を開始した。

社会保障協定:7月1日に日・スロバキア社会保障協定が、9月1日に日・中社会保障協定が発効した。また、スウェーデン(4月)及びフィンランド(9月)との間で署名した。

2 燃料油汚染損害の民事責任条約及び難破物除去ナイロビ条約については、5月15日に国会承認を 得た。中央北極海無規制公海漁業防止協定については、5月17日に国会承認を得た後、7月23日 に受諾書を寄託した。

令和2年度目標

- 1 日本国民や日系企業等の利益及び関心を調査の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・ 社会条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条 約については、その締結手続を取り進める。
- 2 国民生活に大きな影響を与え得る経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日系企業等の利益を増進する。

施策の進捗状況・実績

1 投資協定:ジョージア(令和3年1月)との間で署名を行い、ヨルダン、アラブ首長国連邦、モロッコ及びコートジボワールとの協定については、国会承認等の国内手続を完了させた(うち、ヨルダン及びアラブ首長国連邦(8月)、コートジボワール(令和3年3月)との協定は発効した。)。アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャンとの間で交渉を継続した。

租税関連条約:セルビア (7月)及びジョージア (令和3年1月)との間で署名を行い、アルゼンチン、ウルグアイ、ペルー、ジャマイカ、ウズベキスタン及びモロッコとの条約については、国内承認等の国内手続を完了させた (うち、ペルー (令和3年1月)、ジャマイカ (9月)及びウズベキスタン (10月)との条約は発効した。)。また、ギリシャ、フィンランド、ナイジェリア及びチュニジアとの間で交渉を継続するとともに、新たにスイス及びウクライナとの間で交渉を開始した。社会保障協定:スウェーデン及びフィンランドとの協定について、6月3日に国会承認を得た。また、トルコとの間で交渉を継続した。

2 民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定に6月22日に署名し、暫定的適用が開始された。燃料油汚染損害の民事責任条約及び難破物除去ナイロビ条約については、7月1日に加入書を寄託し、10月1日、我が国について効力が生じた。また、民生用月周回有人拠点のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の了解覚書に12月28日に署名した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

評価結果(個別分野3)

施策の分析

【測定指標 3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(※国際法局の所掌に係るもの) *】

WTO 協定について、令和元年6月のG20 大阪サミットの機会に、デジタル経済に関する国際的なル

ール作りを進めていく「大阪トラック」の立ち上げを宣言し、共同議長国として、豪州及びシンガポールとともに交渉を主導した。こうした成果を得たことは、多角的貿易体制の強化に極めて有効であった。(平成30・令和元・2年度:多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(達成手段①)) TPP11 協定や日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定改正議定書、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定といった多国間の経済連携協定や、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定、日 EU・EPA、日英 EPA を始めとする二国間協定の署名・発効を順調に進められたことは、多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に極めて有効であった。(平成30・令和元・2年度:多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(達成手段①))

【測定指標3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 *】

1 各国・各地域との投資協定、租税条約及び社会保障協定は、平成30・令和元・令和2年とも着実に交渉を続け、複数の協定締結及び発効につなげた。今後協定を締結すべき国についても、検討を進めた。

以上の成果は、日本国民・日系企業の国内外における利益を保護・促進するとともに、国民生活に 影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへ積極的に参画するという中期目標の 達成に向けて極めて有効であり、今後も取り組んでいく必要がある。(平成30・令和元・2年度:日 本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進(達成手段②))

2 漁業分野においては、令和元年度に、中央北極海の公海水域における規制されていない漁獲を防止するための中央北極海無規制公海漁業防止協定を締結した。同協定は、海洋生態系の保護や魚類資源の保存及び持続可能な利用の確保に資するものであり、同協定の締結は、このような目的に積極的に協力し、我が国の漁業の安定した発展を図る上で有意義であった。

海事分野においては、平成30年度に船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)を、また、令和2年度に燃料油汚染損害の民事責任条約(バンカー条約)及び難破物除去ナイロビ条約(ナイロビ条約)を締結した。世界有数の海運国である我が国がバンカー条約及びナイロビ条約に加入することは、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害に対する適切な対応の促進や難破物の迅速かつ効果的な除去を通じて、航行の安全及び海洋環境の保全に寄与するとの観点から有意義であった。

その他、航空分野においては、令和2年度に民間航空の安全に関する日本国と欧州連合との間の協定に署名し、暫定的適用が開始された。環境分野においては、平成30年度にオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(モントリオール議定書2016年改正)を締結した。

以上のように、国民生活と密接な関連を持つ社会分野において、新たな多国間の国際的枠組みに積極的に参加した。今後も、グローバル化が進展する中で多岐にわたる社会分野における国際的なルール作りのニーズは高まっていくため、国民の要請に応えるべく、締結に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。(平成30・令和元・2年度:国民生活に直結する環境その他の分野での国際的なルール作り(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

開放的でルールに基づいた国際経済システムを拡大し、その中で我が国が主要プレーヤーであり続けることは、世界経済の発展や我が国の経済的繁栄を確保していく上で不可欠である。このため、包括的な FTA/EPA の締結を推進し、世界経済の成長に寄与するとともに、その成長を取り込むことによって我が国の成長につなげていくことが必要である。

こうした取組を通じたインド太平洋地域を中心とする貿易・投資面でのルール作りは、この地域の活力と繁栄を強化するものであり、安全保障面での安定した環境の基礎を強化する戦略的意義を有する。さらに、こうした取組の推進は、WTOを基盤とする多角的貿易体制における世界規模の貿易自由化も促進していくことが期待される。

同時に、経済分野の国際約束の下で生じる紛争の解決に戦略的かつ効果的に臨むための体制を強化することにより、WTO 紛争解決、EPA 紛争解決、投資仲裁といった国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積し、個別紛争の処理手続に適切に対処するとともに、紛争を未然に予防することにより、我が国として国際経済体制の安定性・「法の支配」の向上に貢献していくことが重要である。

投資協定、租税条約、社会保障協定等は、日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進等の 観点から重要であるところ、これまで各国・地域との交渉において蓄積された知見をいかしつつ、 新 たな交渉に適切かつ円滑に臨めるよう、一層の体制の整備が不可欠である。

その他の経済分野及び社会分野の条約についても、国際社会の多様化・グローバル化の進展に伴い

様々な地球規模の課題が発生しており、各国が協調してそれらの課題解決に取り組むためにも、各分野における国際約束の締結のニーズは極めて大きい。このような中、我が国として特に国際約束の作成・締結を追求していくべき課題につき、交渉の場を含む様々な機会において一層の情報収集、意見交換等を行い、他の交渉参加国の立場への理解を深めつつ、引き続き我が国にとって有利な国際環境の醸成に向けた取組を一層強化する必要がある。

【測定指標】

3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進(※国際法局の所掌に係るもの) *

多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進は、新たな国際ルール作りに積極的に貢献するという施策目標を実現する上で重要であり、WTO 改革に向けた取組や、各国・各地域との FTA/EPA 締結交渉の推進、発効済み EPA についての適切な法的助言の実施、進行中の紛争案件等の適切な処理等の目標の設定は適切であり、引き続き日本国民及び日系企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画することを目標とする。

また、包括的な FTA/EPA 作業に含まれる分野は多岐にわたり、協定の案文は膨大な分量となることから、交渉及び締結のための作業の分量は極めて大きい。今後想定される既存の交渉の加速、交渉妥結及び締結等に対応する体制強化のための人的資源の拡充を引き続き行う。

さらに、近年、WTO協定、経済連携協定及び投資協定に基づく紛争解決の処理の重要性が高まっていることを受け、令和2年8月に国際法局の下に「経済紛争処理課」を新設したが、経済分野の国際約束の下で生じる紛争の解決に戦略的かつ効果的に臨むため、引き続き人的・予算的体制の強化していく。

3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える 様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画 *

日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画という平成30・令和元・令和2年度の施策目標は、長期的に見て我が国にとって有利な国際的ルール作り及び多国間枠組みへの参加を促すという観点から重要であり、中期目標の達成に向け、各国との経済及び社会分野の各種条約(投資協定、租税条約、社会保障協定等)の交渉・締結の推進や、環境関連条約等の国民生活に大きな影響を与え得る国際ルール作りへの積極的な参画等を目標として設定したことは適切であった。

投資協定、租税条約、社会保障協定の交渉の進展並びに締結及び発効数の現状に鑑みれば、上記の施 策目標は達成できたと考えるが、今後も日本国民・日系企業の利益を保護・促進するための条約や、国 民生活に影響を与える条約については、国民生活や経済・社会上の重要性を考慮し、積極的に交渉に参 加し、可能な限り早期に国会の承認を得るべく努める。

また、本施策の目標の更なる進展には、国際約束の作成交渉の段階から交渉担当者に対し、十分な法的助言を行う必要があり、引き続き適切に対応すべく努めることとする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

我が国の経済連携協定 (EPA/FTA) 等の取組

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html)

第4回 RCEP 首脳会議及び RCEP 協定署名式の開催(令和2年11月15日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page6 000470.html)

投資関連協定の意義と現状

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page24_001088.html)

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定(略称:日・スウェーデン社会保障協定) (令和2年3月31日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_003278.html)

社会保障に関する日本国とフィンランド共和国との間の協定(略称:日・フィンランド社会保障協定)(令和2年3月31日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_003279.html)

日・EU 航空安全協定の署名(令和2年6月23日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008515.html)

民生用月周回有人拠点のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局(NASA)との間の了解覚書の発効(令和3年1月13日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press24_000084.html)

二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(略称:船舶再資源化香港 条約(シップ・リサイクル条約))(平成31年3月28日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001280.html)

二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(略称:燃料油汚染損害の 民事責任条約)(令和3年3月15日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002886.html)

二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約(略称:難破物除去ナイロビ条約)(令和3年3月15日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002887.html)

中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定(略称:中央北極海無規制公海漁業防止協定)(令和元年7月26日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002885.html)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正(略称:モントリオール議定書 2016 年改正) (平成 31 年 2 月 27 日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page25_001281.html)

地中海漁業一般委員会の設置に関する協定からの脱退(令和2年8月3日)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008644.html)

・世界貿易機関 (WTO) ホームページ

Eleventh WTO Ministerial Conference

(https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/mc11_e/mc11_e.htm)

財務省貿易統計

(https://www.customs.go.jp/toukei/info/)

施策 II-4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び 分析の政策決定ラインへの提供

(外務省2-Ⅱ-4)

					(7 143	8省2−Ⅱ−4)
施策名	的確な情報	収集及び分析、並	びに情報及び分	分析の政策決定	ラインへの提供	ţ
施策目標	情報収集能力の強化、情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化、政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより、外交施策の立案・実施に寄与する。					
施策の概要	1 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が、新たな情報源の開拓を含め、情報収集を強化するため、任国の内外に定期的に出張する。 2 先端技術による情報収集 先端技術を活用して、情報の収集・分析を行う。 3 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため、公開情報の中の基礎的な情報を入手する。 4 情報分析機能の推進(有識者知見の活用、関係者とのネットワーク拡大) 国際情勢を的確に見極めていくためには、様々な要因・観点から考慮することが必要であり、省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして、多角的な観点から分析を推し進め、また、外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。 5 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため、分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者の間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。 6 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。					
関連する内 閣の重要政 策	第201 回経済財章5国際協力協力機構1 (1)国家全	国会施政方針演説 国会外交演説(令 運営と改革の基本 . (6)①外交 事業安全対策会議 き) 情報収集・分析態 保障戦略(平成 25 6) 国際テロ対策の	和2年1月20 方針2019につ 最終報告(平成 勢の強化 年12月17日	日) いて(令和元年 28年8月30日 国家安全保障	日 外務省・独 会議決定、閣議	立行政法人国際
		区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施策の予算	マだの	当初予算(a)	598	607	602	601
額・執行額	予算の 状況	補正予算(b)	0	0	0	
等(分担金· 拠 出 金 除	(百万円)	繰越し等(c)	0	0	0	
(人)	(11/2/11)	合計(a+b+c)	598	607	602	
	執行	額(百万円)	574	565	523	
		区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	子(質の)	当初予算(a)	_		0	0
同(分担金・	予算の	補正予算(b)	_		0	
拠出金)	状況 (百万円)	繰越し等(c)			0	
		合計(a+b+c)	_	_	0	
	執行	額(百万円)	_		0	

評価結果	目標達成度 合いの測定 結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したこから、左記のとおり判定した。	こと
$\overline{}$	測定指標	*1 情報収集能力の	強化	b
注	の平成 30・	*2 情報分析の質の	向上	b

令和元・2	* 3	政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供	b
年度目標			
の達成状			
況(注2)			

- (注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
- (注2)「測定指標の平成30·令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30·令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を 有する者の 知見の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- ・国際情報統括官組織の政策評価はインテリジェンスを扱う業務の性質上、具体的な施策 目標、測定指標、成果の評価を記述することが困難であることは十分理解できる。その 上で、インテリジェンスサイクルの各段階において政策・戦略サイドとどのような有効 な協力ができたか、あるいはいかなる努力目標が必要かなど、評価としての指標を更に 工夫すべきである。現況の評価書の内容は質・量ともに薄く、アカウンタビリティの観 点から問題がある。
- ・以上の指摘をしながらも、「政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供」では 過去と比較して分析資料の作成、幹部へのブリーフ回数が大幅に拡充されていることは 評価できる。
- ・新型コロナウイルス感染症下でのインテリジェンスの在り方について多くの課題が記されている。重要な指摘である。10年に一度の災禍であるが、今後も同様の事態は予見されることから、これを契機として感染症下の外交の脆弱性を洗い直す良い機会としていただきたい。外務省としての総点検を実施し、積極的に検証を行っていただくことを期待する。
- ・「施策 II 4 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供」の頁数は、他の施策と比較して極端に少ないことからも、外交施策の立案・実施おいてこの分野での課題が少なくないことが推察される。デジタル庁の創設もあり、今後は内閣府やその他省庁の傘下にある独立行政法人、学会、大学等の研究機関とのネットワーク化によって、さまざまな分野の最新の関連政策情報の知見を得て、必要な時期に、必要な程度に、迅速に情報収集し、関係する人的資源とのネットワークもでき、協力を依頼することも可能となる。諸外国の外交機関、例えば、EUの対外行動庁(European External Action Service)から、毎日朝晩2回のプレスリリースが届き、さらに必要に応じて、Ph.Dを持つ欧州理事会担当部長等、数名の個人から、施策に関して専門的意見や知見を求める個人メールが届くこともあり、極めて積極的に外交政策情報の収集が行われている。我が国も内閣官房内閣情報調査室の管轄する政府全体のカウンターインテリジェンスの中核として機能するカウンターインテリジェンス・センターと外務省、デジタル庁との関係も含め、再構築を図る必要があるかもしれない。
- ・諸々の取組において、ユーザーサイドへの配慮が意識的に行われている点は高く評価したい。

担当部局名	国際情報統括官組織	政策評価	令和3年8月
担当部同名	国际情報机拍 日租瓶	実施時期	分削 3 年 8 月

測定指標1 情報収集能力の強化 *

中期目標(--年度)

的確な情報収集を実施する。

平成 30 年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- 1 政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、関係省庁間・省内政策部門と調整の上、具体的な重点事項を設定して情報関心を明確にするとともに、会議の開催等を通じ、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- 2 従来は収集できていなかった分野を含め、必要な公開情報を収集する。
- 3 先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。
- 4 研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため、特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し、本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、情報収集体制の強化を図った。
- (2) 関係省庁との定期的な意見交換を通じ、双方の専門性をいかした幅広い意見交換を実施することにより、情報収集体制を引き続き強化した。
- (3) 北朝鮮問題に関して、継続的な懸案事項である核・ミサイル開発については引き続き注視しつ つ、迂回貿易や「瀬取り」に関し、より機動的な情報収集体制を構築した。
- 2 中国の軍事的拡張や海洋活動、中東情勢、ロシアの対外政策等、従来から続く国際情勢の不安定 化を勘案しつつ、サイバー分野における各国の動向といった新たな安全保障環境の変化にも対応す べく公開情報の収集を実施した。
- 3 衛星画像分析のための機器の導入・維持管理や、分析に必要なデータの購入を通じ、専門性の高い分野での収集能力強化を行った。
- 4 情報収集・分析のための専門機関による研修及び主要課題に関する在外、本省担当官の会議等への参加を通じて、より先進的な情報収集を行った。

【定量的データ】

- ・購入した刊行物・データベース等の数:196
- ・先端技術関連データ購入枚数:24
- ・本省出張者延べ人数:101
- ・在外公館職員による出張回数:25

令和元年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- 1 政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- 2 必要な公開情報を入手するとともに、外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実させる。
- 3 先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。
- 4 研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収 集を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため、特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し、本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、情報収集体制の強化を図った。
- (2) 関係省庁との定期的な意見交換を通じ、双方の専門性をいかした幅広い意見交換を実施することにより、情報収集体制を引き続き強化した。
- (3) 北朝鮮問題に関して、継続的な懸案事項である核・ミサイル開発については引き続き注視しつ、迂回貿易や「瀬取り」に関し、より機動的な情報収集体制を構築した。
- 2 中国の軍事的拡張や海洋活動、中東情勢、ロシアの対外政策等、従来から続く国際情勢の不安定 化を勘案しつつ、サイバー分野における各国の動向や経済安全保障といった、新たな安全保障環境 の変化にも対応すべく公開情報の収集を実施した。
- 3 衛星画像分析のための機器の導入・維持管理や、分析に必要なデータの購入を通じ、専門性の高

- い分野での収集能力強化を行った。
- 4 情報収集・分析のための専門機関による研修及び主要課題に関する在外、本省担当官の会議等への参加を通じて、より先進的な情報収集を行った。

【定量的データ】

- ・購入した刊行物・データベース等の数:181
- ・先端技術関連データ購入枚数:23
- ・本省出張者延べ人数:73
- ・在外公館職員による出張回数:15

令和2年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- 1 政策形成プロセスへの効果的貢献の明確化のため、政策部門との情報共有を促進するとともに、より効果的な情報収集を行うことができるよう、会議の開催等を通じて本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- 2 必要な公開情報を入手するとともに、外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。
- 3 先端技術を活用し、専門性の高い分野での収集能力強化を図る。
- 4 研修を実施し、より先進的な情報収集の技術を取得し、より政策部門の情報関心に即した情報収集を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 政策部門との意見交換を定期的に開催し、情報関心の把握に努めた。また、政策部門への積極的な公開情報の共有も通じて日々の情報関心の把握を行った。
- (2) 例年開催してきた特定重要テーマに関する会議・研修等は、新型コロナウイルス感染症拡大により実施できなかった。その分、日頃からの情報関心の在外公館への伝達に力を入れ、本省・在外公館間のコミュニケーションを密にすることで、情報収集体制の強化を図った。
- 2 (1) 新たな安全保障環境の変化にも対応すべく、公開情報収集・調査に係る体制を拡大したほか、 委託調査も積極的に活用するなど、公開情報の収集・調査体制を強化した。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大により、外国政府機関や専門家との意見交換の開催は大きな制約を受けたが、感染対策をとりながら積極的に実施し、情報の収集に努めた。
- (3) 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、開催頻度は例年に比べ減少せざるを得なかったが、関係省庁との定期的な意見交換を通じ、双方の専門性をいかした幅広い意見交換を実施することにより、情報収集能力を引き続き強化した。
- 3 (1) サイバー分野を含む経済安全保障分野について、委託調査の活用や定員増要求により情報収集体制の強化に努めた。
- (2) 衛星画像分析のための機器の維持管理や、分析に必要なデータの購入を通じ、専門性の高い分野での収集能力強化を行った。
- 4 専門機関による研修等への参加を通じて、より先進的な情報収集の技術・手法取得に努めた。

【定量的データ】

- ・購入した刊行物・データベース等の数:146
- ・先端技術関連データ購入枚数:16
- ・本省出張者延べ人数:3
- ・在外公館職員による出張回数:5

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標2 情報分析の質の向上 *

中期目標(--年度)

質の高い情報分析を実施する。

平成 30 年度目標

以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。

- 1 国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進し、分析能力向上を図る。
- 2 外国政府機関や専門家との意見交換を一層拡充し、分析プロダクツの充実を図る。
- 3 新たな先端技術の導入に努め、先端技術を活用し、専門的な知見が必要な分野での分析能力を向

上させる。

4 情報分析に関する研修・会議等を活用し、より政策部門の情報関心に即した分析を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 国内情報コミュニティ内における情報共有を促進し、他省庁の分析手法の優れた部分を意識的に 吸収し、分析の質の向上を図った。
- 2 外国政府機関や内外の専門家との意見交換(含む訪日招へい)に当たっては、引き続き北朝鮮情勢等に関して頻繁に意見交換を行う機会を設けるとともに、サイバー分野等の新たな領域について も外部有識者との接点を拡大し、幅広い分野における分析能力の向上を図った。
- 3 職員を対象とした先端技術の導入・活用に関する研修については、新たな分析手法等研修の成果 を当組織の分析プロダクトに反映するとともに、研修実施者に対して成果をフィードバックするな どの方法を通じて、より効果的な研修体制を構築した。
- 4 各種研修・会議などへの参加を通じ、時宜にかない、政策部門の情報関心に即した分析を行う能力向上を図った。

【定量的データ】

· 専門分析員数: 22

・委託調査報告書数:10

招へい延べ人数:10

・研修/会議参加のための出張者数:19

令和元年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

- 1 国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
- 2 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。
- 3 先端技術を活用する。
- 4 情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 国内情報コミュニティ内における情報共有を促進し、他省庁の分析手法の優れた部分を意識的に吸収し、分析の質の向上を図った。
- 2 外国政府機関や内外の専門家との意見交換(含む訪日招へい)に当たっては、引き続き北朝鮮情勢等に関して頻繁に意見交換を行う機会を設けるとともに、サイバー分野等の新たな領域について も外部有識者との接点を拡大し、幅広い分野における分析能力の向上を図った。
- 3 職員を対象とした先端技術の導入・活用に関する研修については、新たな分析手法等研修の成果 を当組織の分析プロダクトに反映するとともに、研修実施者に対して成果をフィードバックするな どの方法を通じて、より効果的な研修体制を構築した。
- 4 各種研修・会議などへの参加を通じ、時宜にかない、政策部門の情報関心に即した分析を行う能力向上を図った。

【定量的データ】

·専門分析員数:22

·委託調查報告書数:6

招へい延べ人数:7

・研修/会議参加のための出張者数:21

令和2年度目標

以下の達成手段等により、優れた分析手法を吸収し、質の高い情報分析を行う。

- 1 国際情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
- 2 外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。
- 3 先端技術を活用する。
- 4 情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 国内情報コミュニティ内における情報共有や意見交換を活発化させ、他省庁の分析手法の優れた 部分を意識的に吸収し、分析の質の向上を図った。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大により、招へいや出張による外国政府機関や専門家との意見交換

- の開催は大きな制約を受けたが、感染対策をとり代替の形式もとりながら各種の意見交換を積極的 に実施し、外部有識者の知見の積極的吸収に努めた。
- 3 先端技術や専門知識を有する組織への公開情報の委託調査も積極的に活用し、分析体制の強化を 図った。また、職員を対象とした先端技術の導入・活用に関する研修については、新たな分析手法 等研修の成果を当組織の分析プロダクトに反映するとともに、研修実施者に対して成果をフィード バックするなどの方法を通じて、より効果的な研修体制を構築した。
- 4 従来実施していた職員に対する各種研修・会議等に加え、着任者を対象とした組織内統一的な分 析研修を開始するなど、時宜にかない政策部門の情報関心に即した分析を行う能力向上を図った。

【定量的データ】

· 専門分析員数:21 委託調查報告書数:13

招へい延べ人数:0

・研修/会議参加のための出張者数:0 ・着任者への統一分析研修:6回

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標3 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供

中期目標(--年度)

適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。

平成 30 年度目標

以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。

- 在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化することを含め、政府内・ 省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取り巻く 国際情勢の状況に則し、機動的に動く。
- 2 政策部門に対する時官を得た情報・分析の提供をシステミックに行い、インテリジェンス・サイ クルを円滑に回していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 在外邦人の安全対策強化の観点から、引き続き、領事局や総合外交政策局等の関係部局と密 に連携を取ったほか、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を共有 した。
- (2)総理大臣官邸、国家安全保障会議(NSC)等を含む政策決定ラインへの政策判断に資する情報提 供を確保するため、北朝鮮による制裁回避の手段としての迂回貿易や「瀬取り」防止等を含め省内 政策部局との定期的かつ頻繁な意見交換を行い、収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等 について連携強化を図った。
- 2 (1) 政策部門のニーズに合わせ、機動的にブリーフ内容の調整を行い、同ブリーフの機会に更に 先方の関心を聴取することを通じて、時宜を得た政策決定ラインへの情報提供を行った。
- (2) 平成30年度も引き続き政府・省幹部に対して頻繁にブリーフを実施した。今まであまりブリー フを実施していなかった省内政務に対しても、定期的にブリーフ項目を共有しつつ先方の関心を聴 取することにより、定期的なブリーフを実施する枠組みを整備した。

【定量的データ】

- ・分析資料の作成数 (平成22年度を100として):81
- ・幹部へのブリーフの回数 (平成22年度を100として):287

令和元年度目標

以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。

- 1 政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行い、フィードバックを得ることで政策関 心を適切に把握する。
- 2 在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局と引き続き密に連携することを含め、政 府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取 り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に動く。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 在外邦人の安全対策強化の観点から、引き続き、領事局や総合外交政策局等の関係部局と密 に連携を取ったほか、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を共有 した。
- (2)総理大臣官邸、国家安全保障会議 (NSC) 等を含む政策決定ラインへの政策判断に資する情報提供を確保するため、北朝鮮によるミサイル発射、制裁回避の手段としての迂回貿易や「瀬取り」防止、ペルシャ湾情勢等を含め省内政策部局との定期的かつ頻繁な意見交換を行い、収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等について連携強化を図った。
- 2 (1) 政策部門のニーズに合わせ、機動的にブリーフ内容の調整を行い、同ブリーフの機会に更に 先方の関心を聴取することを通じて、時宜を得た政策決定ラインへの情報提供を行った。
- (2) 令和元年度も引き続き政府・省幹部に対して頻繁にブリーフを実施した。

【定量的データ】

- ・分析資料の作成数 (平成22年度を100として):117
- ・幹部へのブリーフの回数 (平成22年度を100として):203

令和2年度目標

以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。

- 1 政策部門に対する時宜を得た情報・情報分析の提供を行い、フィードバックを得ることで政策関心を適切に把握する。
- 2 在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局と引き続き密に連携することを含め、政府内・省内政策部門との緊密なやりとりを通じて政策関心を的確に把握し、厳しさを増す日本を取り巻く国際情勢の状況に則し、機動的に動く。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 国際情報統括官組織作成の調書のアーカイブをより活用しやすいよう改善し、政策部門に共有することで、政策部門が情報関心に基づいた調書を過去に遡って探すことをより容易にするなど、ユーザーフレンドリーな観点からの資料提供に係る各種改善を行った。
- (2) 時宜を得た情報・情報分析の提供を行うため、事案発生から間を置かないタイミングで提供可能な分析プロダクトの作成を奨励した。また、政策部門からのフィードバックは組織内に共有し、以後の分析資料作成の際に参考とした。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大により、対面ブリーフの実施回数は減少したものの、政策部門のニーズに合わせ、機動的にブリーフ実施・内容の調整を行い、また、ブリーフの機会に先方の関心を聴取することを通じて、政策決定ラインへの時宜を得てニーズにかなった情報提供を行った。
- 2 (1) 在外邦人の安全対策強化の観点から、引き続き、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を共有した。
- (2) また、総理大臣官邸、国家安全保障会議 (NSC) 等を含む政策決定ラインへの政策判断に資する情報提供を確保するため、省内政策部門と定期的な意見交換を行い、収集すべき情報や情報の集約・分析・共有手段等について連携強化を図った。

【定量的データ】

- ・分析資料の作成数 (平成22年度を100として):237
- ・幹部へのブリーフの回数 (平成22年度を100として):141
- (注) 平成24年度に政策評価の評価書フォーマットが変更となって以降、毎年、平成22年度を基準年(100)としている。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標1 情報収集能力の強化 *】

情報収集能力の強化に関しては、近年の我が国を取り巻く地域情勢の変化や経済安全保障の重要性の増大など、安全保障環境に新たな変化がみられる中で、公開情報収集体制の強化を図ったこと、定期的な意見交換のほかに、積極的な公開情報の共有も通じて政策部門の日々の情報関心の把握を行ったことは、時宜を得てニーズに応じた情報収集を行う上で効果が高かった。また、関係省庁との意見交

換、外国政府機関や専門家との意見交換の一層の充実、先端技術を活用した専門性の高い分野での情報収集能力の強化、研修・各種会合の実施等は、政策部門のニーズに即した情報収集を行うための体制・能力の更なる強化に効果があった。(平成30・令和元・2年度:情報収集・分析(達成手段①))一方、特に令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在外公館・本省担当官等による研修や主要課題等に関する会議等への参加は、会議そのものが中止となったり、出張が不可能となって実施できなかったことから、特に在外公館担当官の情報分析収集能力の強化については、保秘に配慮した形での実施方法の検討が課題である。

【測定指標2 情報分析の質の向上 *】

情報分析の質の向上に関して、国内情報コミュニティ内における情報共有・意見交換の促進、外国政府機関や内外の専門家との意見交換といった取組は、分析の質の向上を図る上で効果があったほか、職員を対象とする先端技術の導入・活用に関する研修は、特に、新たな分析手法等の研修の成果を分析にいかすこと等、分析プロダクトの質の向上に高い効果があった。(平成30・令和元・2年度:情報収集・分析(達成手段①))

一方、令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、招へいや出張等含め、各種研修・会議などの機会が減少したこともあり、これらへの参加を通じての分析能力向上に対する効果には制約があった。

【測定指標3 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 *】

政策決定ラインのニーズに応え、適時に情報・情報分析を提供するため、在外邦人の安全対策強化の観点から省内外の関連会議に出席し、また、総理大臣官邸や国家安全保障会議(NSC)等を含む政策決定ラインの政策判断に資する情報提供を確保する観点から、省内の関連政策部局との意見交換・連携強化を引き続き図ったことは効果が高かった。また、政策部門が関連情報を入手しやすくするための各種改善策(分析成果物のアーカイブの改善、分析プロダクトの作成法の見直し等)を行ったことは、情報・情報分析をニーズに応じて適時に提供する上で効果が高かった。(平成30・令和元・2年度:情報収集・分析(達成手段①))

一方、令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症防止のため、対面ブリーフの実施については制 約があった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさと不確実性を増しており、国際社会におけるパワーバランスの変化は加速化・複雑化している。また、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の出来事は、様々な形で国際情勢に影響を与えている。さらに、経済安全保障やオンライン上の各国の情報戦など、安全保障における新たな分野への対応も必要になっている。このような状況の下で、我が国が取るべき外交政策の決定に資するよう、時宜を得た情報・情報分析の提供を政策決定ラインに対して行っていく必要性・重要性は論を待たない。そのためには、情報収集能力・分析プロダクトの質を更に向上させ、政策決定ラインのニーズに応え得るようインテリジェンス・サイクルの推進に取り組んでいく必要がある。

他方、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための各種制約はしばらく継続すると思われるところ、このような制約の下で、情報収集能力・分析の質の向上のための取組(研修・会議等)、外国政府機関や専門家との意見交換等については、対応可能な形で実施していくことが重要である。

なお、施策名については、国民にとってよりわかりやすい表現となるように、「的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定権者等への提供」に変更することとした。

【測定指標】

1 情報収集能力の強化 *

上記の「施策の分析」のとおり、平成30・令和元・令和2年度において中期目標の達成に向けた各種取組は着実に進展があった。今後も、安全保障環境の新たな変化に対応し、政策決定に寄与し得る情報収集を行うため、政策部門や在外公館との連携強化(ニーズの確認・関連情報の収集)、公開情報収集の強化、先端技術の活用による情報収集、研修の実施等の各種取組を一層促進していく。また、その際には新型コロナウイルス感染症拡大による制約下での研修等の在り方について併せて検討していく。

2 情報分析の質の向上 *

上記の「施策の分析」のとおり、平成30・令和元・令和2年度において中期目標の達成に向けた各種取組は着実に進展があった。引き続き、国内情報コミュニティ内の協力促進、外国政府機関や専門家との意見交換の促進、外部有識者との接点拡大、先端技術を用いた分析手法の導入・活用、各種研修・会議への参加を通じ、政策部局の政策決定に資する質の高い分析プロダクトが提供できるよう取り組んでいく。また、その際には新型コロナウイルス感染症拡大による制約下での研修等の在り方についても併せて検討していく。

3 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 *

上記「施策の分析」のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対面ブリーフの実施については制約があったが、分析プロダクトを政策部門が適時に入手しやすくするための改善を図るなど、その他の施策については中期目標の達成に向けて着実に進展した。今後も国際情勢の変化に対応し、政策部局のニーズに合った適時・適切な情報提供が可能となるよう、各種取組を継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

• 令和 2 年版外交青書(外交青書 2020)

第1章 1 情勢認識

同 2 日本外交の展開

第3章 第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

・外務省ホームページ

日本の安全保障と国際社会の平和と安定

(https://www.mofa/go/jp/mofaj/gaiko/page22_000407.html)

基本目標皿 広報、文化交流及び報道対策

施策Ⅲ-1 内外広報·文化交流·報道対策

	1				(713)	目 Z 一 III — I)
施策名(※)	内外広報・	文化交流・報道対策	:			
施策目標	諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化・人物交流事業を通じて、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。					
*******		区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施策の予算	予算の	当初予算(a)	19, 151	21, 690	24, 989	24, 825
額・執行額等(分担金・	ア鼻の 状況	補正予算(b)	3, 954	3, 138	△1, 438	
拠 出 金 除	(百万円)	繰越し等(c)	565	73	0	
()	(口/311)	合計(a+b+c)	23, 669	24, 902	23, 551	
	執行	額(百万円)	23, 306	23, 928	21, 477	
		区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の	当初予算(a)	_	_	5, 560	5, 339
同(分担金・	状況	補正予算(b)	_	_	449	
拠出金)	(百万円)	繰越し等(c)	_	_	0	
		合計(a+b+c)	_	_	6,009	
	執行	額(百万円)	_	_	6,008	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結日	目標達成度 合いの測定 結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したこから、左記のとおり判定した。	_と
果(注	測定指標	 個別分野 1 国内広報の	 実施	
注 1	の平成 30・		る直接発信、ホームページを通じた情報発信	b
$\stackrel{1}{\circ}$	令和元・2	個別分野2 海外広報の)実施	
	年度目標	*2-1 海外広報の	推進	b
	の達成状	*2-2 ジャパン・	ハウスを通じた海外広報の実施	b
	況(注2)	個別分野3 IT 広報の第	実施	
		3-1 IT 広報手段	の強化、多様化	b
		3-2 IT 広報シス	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	b
			の充実及び迅速な情報発信への取組	b
			ムページ等へのアクセス件数(ページビュー数)の合計	b
			式ツイッター・フェイスブックの閲覧回数の合計	
		個別分野4 国際文化交	<u> </u>	
			実施、日本語の普及、海外日本研究の促進	b
		4-2 大型文化事	業(周年事業関連)の実施	b

	*4 - 3	人物交流事業の実施	b
	4 - 4	在外公館文化事業についての事業評価	b
	個別分野 5	文化の分野における国際協力の実施	
	5 - 1	文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献	a
	5 - 2	文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成	b
	個別分野 6	国内報道機関対策の実施	
	6 - 1	国内報道機関等を通じた情報発信	b
	6 - 2	外務大臣、外務報道官による記者会見実施回数	b
	6 - 3	外務省報道発表の発出件数	b
	6 - 4	外務大臣記者会見の報道件数(通信社、新聞、及びテレビ)	b
	個別分野7	外国報道機関対策の実施	
	7 - 1	日本関連報道に関する情報収集・分析	b
	*7 - 2	外国メディアに対する情報発信・取材協力	b
	7 - 3	外国記者招へいの戦略的実施	b

- (注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」 「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」 欄の記載を併せて参照願いたい。
- (注2)「測定指標の平成30·令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30·令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- ・個別分野1につき、地方への視線があるのが良い。オンラインでできることが広がった のが良い。
- ・「高校講座」、「外交講座」、「学生と語る」をオンラインで実施することで開催形式 や可能性が広がったとのことであるが、今後も継続する余地はあるか。感染症蔓延下の 柔軟な対応については高い評価を与えるべきではないか。
- ・個別分野2につき、日本研究中核的拠点形成プログラムの支援など、発信の重層化に資する施策は評価に値する。世界における日本のイメージを知識層・政策コミュニティで高めるためには、支援に濃淡アクセントをつけつつ拡充するのが望ましい。
- ・オンラインで実施することで開催形式や可能性が広がったとのことであるが、今後も継続する余地はあるか。感染症蔓延下の柔軟な対応については高く評価したい。
- ・国内の外交・安全保障に関する有識者、研究者、外交実務家等の知見を海外発信していく観点から、JFIR World Review などの書籍媒体を英訳して、Website で海外発信する助成活動を行うことも有効であろう。EU/欧州諸国やインドと同様に、日本も外交・安全保障・防衛と経済・産業政策の観点からも「戦略的自律性」を高める広報等の分野でも積極的な努力が要請される。
- ・個別分野3につき、多様な手段への対応や新たなルールメイクを高く評価したい。
- ・各国が IT 広報体制や情報戦を強化する中で、外務省でも HP・Facebook・YouTube・Twitter・Instagram などを通じた広報強化、オンラインセミナー等を通じた企画などを積極的に展開したことは高く評価できる。また外交官個人(各国大使など)がユーモアに溢れる広報を展開している事例もあり、対日理解や新日感に大きく寄与した。
- ・多数のソーシャルメディア活用事例において省内におけるグッドプラクティスの共有、 先進的な広報手法・技術の積極的活用、積極的なプッシュ機能の活用、これら広報セン スに長けた専門スタッフ(本省・在外公館現地スタッフ)の雇用など、積極的に推進す べきであろう。
- ・個別分野4につき、留学生の同窓組織には意味がある。実際に育てるのは大変だが、そのあとの成果の刈り取りはわずかな費用で大きな効果がある。
- ・感染症蔓延下で強い制約がかかったことについては、やむを得ないところである。自民 党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言に対応したとのことであるが、 対日理解度については一定水準を維持し、下落傾向に向かうことがないように工夫をこ らすことが重要である。
- ・多くの積極的な取組が行われているが、並列的に様々な取組が混在しているため、全体 像が捉えにくく、一般国民にとっては理解が容易ではないと思われる。ついてはそれぞ れの取組について、対象と意図をもとに類型化を行った上で、類型毎の記述を行っては

どうだろうか。一つの例示ではあるが、類型化の基準としては、①対象(一般市民、専門家など)、②意図(情報共有、信頼関係醸成など)が考えられる。

担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)	政策評価 実施時期 令和3年8月

個別分野1 国内広報の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

・第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 *

中期目標 (--年度)

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進する。

平成 30 年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

- 1 我が国の外交政策を大臣等政務三役が直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」、「車 座ふるさとトーク」等の実施
- 2 我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会、セミナー、プレゼンテーション・コンテスト(年1回)、小中高生の外務省訪問事業等の実施
- 3 パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信
- 4 様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門 誌『外交』の発行(年6回)

施策の進捗状況・実績

- 1 地方の方々と政務三役が車座になって話し合う「車座ふるさとトーク」を4月に岡山県倉敷市で、9月に長野県飯山市で開催し、それぞれ堀井巌外務大臣政務官、岡本外務大臣政務官が出席して地方の魅力を世界に発信する事業等の外務省の取組を説明するとともに、参加者と意見交換を実施した。参加者からは「外務省の施策を直接聞ける貴重な機会で充実した時間だった」、「小さな観光地での話合いや要望も政府に届けられるという点で親近感が湧いた」などの感想が寄せられた。また、当日の模様は地方紙や地元ケーブルテレビにも取り上げられた。(なお、「外務大臣と語る」については諸般の事情により平成30年度中の開催は見送りとなった。)
- 2 現下の国際情勢について外務省の職員や 0B が講演する「国際情勢講演会」(12 回:参加者総数 1,570名)、外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(113 件:参加者総数 32,314名)や「外交講座」(50 件:参加者総数 6,235名)等各種講演事業、さらには外務省を訪問する小中高生を対象に省内見学や外務省員との懇談を行う「小中高生の外務省訪問」(141 件:参加者総数 2,705名)において、幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については 93%の参加者が国際情勢についての理解が深まったと回答し、「高校講座」については聴講した生徒の 92%が良かったと回答し、「外交講座」については参加学生の 95%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ、全体として肯定的な意見が多かった。また、外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」(1回:参加者総数 66名)を実施し、後日、河野外務大臣が5名の受賞者と懇談の機会を持った。国際問題に関心を持つ大学生を対象とした外務省セミナー「学生と語る」(2回:参加者総数198名)においては、初めての試みとして鈴木外務大臣政務官の参画を得て分科会参加者による報告会を設けた。参加者からは「他の分科会で行われた議論も知ることができ、知識の幅が広がった」、「同じ学生として、まとめる能力や堂々とした発表に刺激を受けた」などの感想が寄せられた。
- 3 外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや子供向けインターネットコンテンツである「キッズ外務省」などを通じ、海外事情や国際情勢、我が国の外交政策や外交課題について時宜をとらえた情報発信を行ったところ、「キッズ外務省」では月平均約23万件のアクセスがあった。
- 4 東アジア情勢やパブリック・ディプロマシー等様々な外交課題を特集した外交専門誌『外交』を 隔月で年6回発行し、掲載論文が読売新聞、毎日新聞、朝日新聞の書評等で紹介された。

令和元年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

- 1 我が国の外交政策を外務大臣等政務三役が直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」、「車座ふるさとトーク」等の実施
- 2 我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会、セミナー、プレゼンテーション・コン テスト (年1回)、小中高生の外務省訪問事業等の実施
- 3 パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信
- 4 様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門 誌『外交』の発行(年6回)

施策の進捗状況・実績

1 「車座ふるさとトーク」は、山田外務大臣政務官が4月に高知県で、鈴木外務大臣政務官が5月に島根県でそれぞれ開催し、地方の魅力の海外発信をテーマに、外務省の施策を説明し、参加者との意見交換を実施した(参加者:高知県9名、島根県9名)。参加者からは、「市民と行政が直接話し、お互いの声を聞くことの大切さを感じた。」、「地方にも可能性はとてもあると再確認した。」、「政務官が心のこもった対応をしてくださったとともに、自分では考えつかないようなご意見をくださり大変新鮮だった。」などの感想が寄せられ、当日の様子は新聞にも取り上げられた。

「外務大臣と語る」については、諸般の事情により令和元年度中の開催は見送りとなった。

- 国際情勢や外交政策について外務省職員や OB が講演する「国際情勢講演会」(8回:参加者総数 | 939 名)、外務省職員が全国各地で講演・講義する高校での「高校講座」(101 件:参加者総数 29, 114 名) や大学での「外交講座」(37件:参加者総数3,921名)等の講演事業、日本の外交政策や国際情 勢等に対する関心や理解を深め、同世代の仲間との切磋琢磨や交流などを通じて、国際社会で活躍 できる能力を高める機会とすることを目的として実施する「国際問題プレゼンテーション・コンテ スト」(1回:参加者総数 102 名)、外務省を訪問する小中高生を対象に省内見学や外務省員との懇 談を行う「小中高生の外務省訪問」(107件:参加者総数1,439名)を実施し、小学生から社会人に 至る幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については 90%の参加者が国際情勢についての理解が深まったと回答、「高校講座」については聴講した生徒の 96%が良かったと回答、「外交講座」については参加学生の 95%から日本の外交政策についての認 識が深まったとの回答が寄せられ、全体として肯定的な意見が多かった。また、国際問題に関心を 有する大学生等を対象とした参加・体験型の外務省セミナー「学生と語る」(2回:参加者総数177 名) を実施し、参加者からは「外交のプロから見た国際社会の現状や、そこから見える日本の課題 に対する問題意識を率直に話してくださり、自分が普段ならば決して持つことのできない視点を知 ることができた。」、「大変勉強になる1日だった。参加者のレベルの高さに今後もっと努力していこ うと思った。」などの感想が寄せられた。
- 3 新規パンフレット1種の作成のほか、12種類のパンフレット改訂・増刷を行い、各種教育機関や 講演会等での配布を通じ、我が国の外交政策や国際情勢、外務省の業務などについて、広く国民に 紹介し理解を促進するための情報発信を行った。外務省ホームページのコンテンツの一つである「キ ッズ外務省」では、子供向けに世界の国々や外務省の仕事について紹介するため、クイズやコミッ クを活用し、若い世代の興味・関心をひくように工夫。日本と世界とのつながりを様々な観点から 学べる各コンテンツを提供し、月平均約38万件のアクセスがあった。
- 4 外交専門誌『外交』(隔月で年6回発行)ではG20大阪サミットや北東アジア情勢等の外交課題を 随時特集し、掲載論文が読売新聞、毎日新聞、朝日新聞の書評等で紹介された。

令和2年度目標

我が国の外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

- 1 我が国の外交政策を外務大臣等政務三役が直接国民に紹介し、意見交換を行う「大臣と語る」、「車座ふるさとトーク」等の実施
- 2 我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会(随時)、セミナー(随時)、プレゼンテーション・コンテスト(年1回)、小中高生の外務省訪問事業等の実施(随時)
- 3 パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信

4 様々な角度から外交の実像を発信し、活発な議論の場を提供することをねらいとした、外交専門 誌『外交』の発行(年6回)

施策の進捗状況・実績

- 1 「大臣と語る」、「車座ふるさとトーク」ともに、新型コロナ感染症の影響により実施できなかった。
- 2 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、従来、対面方式で実施していた各種講演事業を全てオンライン形式での開催に切り替えて実施した。

国際情勢や日本の外交政策について外務省の職員や元職員が講演する「国際情勢講演会」(6回:参加者総数336名)、外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(61件:参加者総数17,026名)や「外交講座」(13件:参加者総数1,540名)等の各種講演事業、外交課題についてプレゼンテーションをとおして理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」(1回:参加者総数95名)、大学生・大学院生が外務省員の講演を通じて国際情勢や外交政策について理解を深める外務省セミナー「学生と語る」(1回:視聴者数192名)及び「小中高生の外務省訪問」(5件:参加者総数113名)において、幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。

「国際情勢講演会」については93%の参加者から国際情勢についての理解が深まったとの反応があった。

また、事後アンケートにおいて、「高校講座」については、聴講した生徒の98%が「良かった」と回答し、開催高校の担当教諭の90%が「非常に意味がある」と回答、同じく担当教諭の85%から「今後の実施を希望する」との回答があったほか、「外交講座」については参加学生の97%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ、全体として高い評価を得られた。

- 3 外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや外務省ホームページ「キッズ外務省」等のインターネットコンテンツを通じ、幅広い年齢層に対し、海外事情や国際情勢、我が国の外交政策や外交課題について情報発信を行った。パンフレットは3種48,000部発行し、「キッズ外務省」は月平均約57万件のアクセス数があった。
- 4 新型コロナウイルス感染症流行下での国際情勢やアメリカ大統領選挙等様々な外交課題を特集した外交専門誌『外交』を年間6回発行し、発行時には外務省ホームページ、フェイスブック、ツイッターで紹介した。掲載論文は、主要紙の書評や報道番組等で紹介された。また、外交に対する国民の理解・関心を深めるために講演会・各種行事等の機会を活用して積極的に案内した。

なお、新型コロナ感染症の流行に伴い、雑誌へのアクセスが困難になった読者を想定し、3月号以降、一定期間のHP上での全文公開を行ったところ、最大1日当たり6千件を超えるアクセスがあった。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

参考指標1:「外務	参考指標1:「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果					
①「外交政策に対			実績値			
する理解が深ま	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度		
った」との回答比						
率 ②「今後も継続実 施すべき」との回 答比率	① 83% ② 77%	(事業を実施せず) (事業を実施せず)	(事業を実施せず) (事業を実施せず)	(事業を実施せず) (事業を実施せず)		

参考指標2:広聴活動(メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見の件数)					
		実 績	責 値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	
	約 20,800 件	約 16,500 件	約 28,600 件	約 26,740 件	

評価結果(個別分野1)	
施策の分析	

【測定指標1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 *】

「外務大臣と語る」は、平成30年度、令和元年度は外務大臣の日程確保の都合、令和2年度は新型コロナ感染症の影響でいずれも実施できなかった。「車座ふるさとトーク」は新型コロナの影響で実施できなかった令和2年度を除き、平成30年度と令和元年度にそれぞれ2回ずつ実施した。外務大臣政務官が地域の方々と直に接し外交政策を説明したり議論したりすることで市井の方々の日本外交に対する理解を深める一助になったと考える。また、その様子についても外務省ホームページに動画配信し、これまでに計2,000回以上の視聴があった。

令和2年度は、新型コロナ感染症の流行を踏まえ、これまで対面形式で実施していた講座事業やセミナー、講演会等全ての国内広報イベントをオンライン形式に切り替える試みをした。

例えば、これまで日本国内勤務の外務省員を講師として全国の高校や大学に派遣して行っていた「高校講座」や「外交講座」では、オンライン形式で開催したことにより、世界各国の在外公館で働く現役の外交官を講師とすることも可能となり、任国の様子を写真やオンラインカメラで示した講義を行うなど、講義の質を高めることにもつながった。年度当初の全国的なイベント開催抑制の影響もあり、各事業の年間の実施総数自体はやや減少したが、いずれの事業においても、事後アンケートでは、海外で実際に勤務している外交官から話を聞けたことは非常に有意義であったとの高い評価が多数寄せられた。

大学生・院生を対象とした外務省セミナー「学生と語る」は、オンライン形式で開催したことにより、海外を含む遠隔地からの参加も可能となり、応募数も前年度の倍以上に上った。事後アンケート結果でも、オンライン形式での開催によりセミナーに参加しやすくなったとして好評を博した。

また、元年度から開始した、外務省パンフレットのデジタル化については、ページ内に貼付したQRコードを読み込むことにより世界各国で勤務する外交官のメッセージ動画が閲覧できる「外交という仕事」を作成し、2年度から全国の小中学校に配布したところ、総合、キャリア教育の授業で使用されるなどして動画により世界の様子を詳細に理解することができ、学習効果が高いといった評価が寄せられた。

2年度に新型コロナ感染症の流行を受けて実施した外交専門誌『外交』の記事の期間限定のオンライン全文公開については、1日当たり最大6千件を超えるアクセスがあった。閲覧者から興味深かった、考えさせられたといった意見が寄せられ、より広範な読者層に外交や国際関係の諸問題を考察する機会を提供することができた。

上記のように、変化する社会情勢に柔軟に適応した広報事業を展開することにより、より広範な層に我が国の外交政策及び外務省の諸活動について発信することができた。(平成30・令和元・2年度: 国内広報(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

外交政策を円滑かつ強力に推進していくためには国民の理解と支持が不可欠であり、外務省の諸活動や外交政策についての国民の幅広い年齢層への積極的かつ継続的な情報発信を通じた国民の理解の増進が必要である。したがって、訴求対象に応じて各種講演事業等やパンフレット、インターネットコンテンツ、外交専門誌等様々なツールや媒体を通じて幅広い年齢層の理解及び信頼醸成に努めることが重要である。以上のことから、外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

(注:前例は平成30年度政策評価書「次期目標等への反映の方向性」【施策】欄の記述を参照。ただし、その後、記入要領の変更や政策評価体系の変更があったため留意。)

【測定指標】

1-1 国民に対する直接発信、ホームページを通じた情報発信 *

我が国の外交政策の円滑な推進のために、令和3年度も引き続き外務大臣等による外交政策に関する直接発信に加え、外務省員による国民全般、大学生から小学生まで幅広いレベルを対象とした各種講演事業を通じて訴求対象に応じて外交政策や外務省に関して分かりやすい説明を行うとともに、恒常的な関心を得られるようなパンフレットやインターネットコンテンツの充実などに努めていく。

また、令和2年度は新型コロナ感染症の影響を受け、従来の広報事業のあり方を大きく見直し、オンライン形式による事業を実施したところ、一定程度の成果が認められた。この成果を踏まえ、令和3年度は更に柔軟な体制の構築(例:対面形式と、オンライン形式の2通りの選択肢の提示等)を検討する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

外務大臣と語る

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/gaikoforum/index.html)

国際情勢講演会

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/kouenkai/ichiran.html)

高校講座

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page22_100005.html)

外交講座

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page3_000190.html)

国際問題プレゼンテーション・コンテスト

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/toron/index.html)

外務省セミナー「学生と語る」

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/tmst/index.html)

小中高生の外務省訪問

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/homon/index.html)

パンフレット・リーフレット

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/index.html)

わかる!国際情勢

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/index.html)

キッズ外務省

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/index.html)

外交専門誌『外交』

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/index.html)

• 令和2年版外交青書(外交青書2021)

第4章 第3節 国民の支持を得て進める外交

個別分野2 海外広報の実施

施策の概要

海外広報事業として、(1)我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報、(2)我が国の一般事情についての理解促進、親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報を実施するとともに、(3)海外における広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の開設及び認知度向上に努める。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第201回国会外交演説(令和2年1月20日)
- ・「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)

測定指標2-1 海外広報の推進 *

中期目標(--年度)

海外における対日理解増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

平成 30 年度目標

- 1 政策広報の実施
- (1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

具体的には、各種事業の実施を通じて実現した我が国に関連する情報の第三者による発信 700 件以上の達成を目指す。また、上記第三者発信中の①セミナー・イベント等における発信数 300 件以上、②招へい事業を通じて実現した発信(各種メディアを通じた発信等) 400 件以上となることを目指す。

- (2) 各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。
- 2 一般広報の実施
- (1) 海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が 8割以上となるよう努める。
- (2) 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 280 万回以上を目指す。
- (3) Web Japan による対日理解を促進し、年間 2,000 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。
- 3 他国による積極的な広報活動の強化を踏まえ、海外における他国の対外発信をフォローしつつ、 上記1及び2による我が国の発信を、一層効果的なものとするよう努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 政策広報の実施
- (1) 各種事業実施を通じて、我が国に関連する情報の第三者による発信が 1,180 件実施された。具体的な成果は以下のとおり。また、その他印刷物・視聴覚・マルチメディア資料を用いた政策広報も行った。
- ①講演会、セミナー等合計 339 件を実施

「講師派遣事業」(注1)による講演会等125件、「海外研究機関等支援事業」(注2)におけるセミナー・講演会等33件、「人的交流等支援事業」(注3)によるイベント・セミナー等22件、日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し、シンクタンク等と連携して実施するセミナー等159件。②招へい事業を通じた発信合計841件を実現

「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」(注4)を127件実施し、382件(令和元年5月16日現在)の発信が実現、「ソーシャルメディア発信者招へい事業」(注5)を13件実施し、459件の発信が実現した。

- (2) 戦略的な対外発信強化のための環境整備として、在外公館において外部専門家を活用する(在外公館24公館でPRコンサルタントと契約、34公館に業務補助員への業務委嘱)とともに各種調査(主要国における他国の影響力調査・分析等)を実施した。
- 2 一般広報の実施

- (1)日本ブランド発信事業に関しては、庭園、建築、陶芸、狂言、飴細工、和包丁、ウイスキー、漫画、ファッション、青森ねぶた、忍者、和菓子という幅広い分野を扱い、各分野の専門家 12 名を個別に派遣(派遣先は計 13 か国・23 都市)した。現地では講演、実演及びワークショップを実施することで日本の多様な魅力を発信するとともに、プレスによる取材機会や関係者との意見交換の場等も設けることで、情報の再発信を促した。事業参加者に対して実施したアンケートの結果、高評価が8割以上(85%以上)となった。
- (2) 印刷物資料として、日本事情発信誌『にぽにか』を年2号(各号20万部)発行した。また、視聴 覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスはWeb配信再生回数253万回を超え、世界約49か国、 86を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴された。また在外公館による上映会、 教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。
- (3) ウェブサイト「Web Japan」(注6) は、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着しており、平成30年度は1,604万ページビューとなった。小中学生向けのKids Web Japanや日本紹介動画のジャパン・ビデオ・トピックス等、子どもから成年まで幅広い層に対応する6つのサブサイトを運営している。
- (4) 平成 27~平成 29 年度の 3 年間、計 18 か国で実施した主要なテレビ国際放送に関する評価調査も踏まえ、テレビ国際放送関係機関である総務省、NHK、外務省の 3 者間で協議を実施(平成 30 年6月)するなど、関係機関の連携を強化し、在外公館を活用した NHK ワールド JAPAN 番組上映会(73公館、114回)や在外公館 SNS を活用した発信等、テレビ国際放送発信力強化に向けた取組を実施した。
- 3 海外において現地の調査研究機関を通じ、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングし、 各国において日本の対外広報のあり方について分析を行うとともに、効果的な発信につなげた。
- (注1) 講師派遣事業:我が国から海外に有識者を派遣して、日本の政策や日本の政治、経済、社会情勢等に関する発信を行う事業
- (注2) 海外研究機関等支援事業:現地の大学・研究機関等が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う事業
- (注3)人的交流等支援事業:在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託することで、効果的な対外発信を実現しつつ、同団体の活動を支援する事業
- (注4) 多層的ネットワーク構築事業:領土保全等に関する内外発信を強化するために、海外において影響力のある人物(有識者、報道関係者、各国の政策スタッフ等)を招へいする事業。我が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし、帰国後は、メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム(ウェブサイト)を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し、継続的な第三者発信につなげていくことを目的として実施している。
- (注5) ソーシャルメディア発信者招へい事業: 内閣府からの支出委任を受けて、SNS (ブログ、フェイスブック、ツイッター等) で発信力・影響力のある者を招へいし、我が国の領土・領海を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り、被招へい者から SNS を用いた日本の発信を行う事業
- (注6) Web Japan:諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト

令和元年度目標

1 政策広報の実施

(1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

具体的には、各種事業の実施を通じて実現した我が国に関連する情報の第三者による発信 750 件以上の達成を目指す。また、上記第三者発信中の①セミナー・イベント等における発信数 300 件以上、②招へい事業を通じて実現した発信(各種メディアを通じた発信等) 450 件以上となることを目指す。

- (2) 各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。
- 2 一般広報の実施
- (1)海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が 8割以上となるよう努める。
- (2) 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信

再生回数 280 万回以上を目指す。

(3) Web Japan による対日理解を促進し、年間 2,000 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。

施策の進捗状況・実績

- 1 政策広報の実施
- (1)各種事業実施を通じて、我が国に関連する情報の第三者による発信が1,278件(令和元年度目標750件以上)実施された。具体的な成果は以下のとおり。また、その他印刷物・視聴覚・マルチメディア資料を用いた政策広報も行った。
- ① 講演会、セミナー等合計 280 件を実施

「講師派遣事業」(注1) による講演会等 90 件、「海外研究機関等支援事業」(注2) におけるセミナー・講演会等 28 件、「人的交流等支援事業」(注3) によるイベント・セミナー等 18 件、日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し、シンクタンク等と連携して実施するセミナー等 144 件。

② 招へい事業を通じた発信合計 998 件を実現

「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」(注4)を103件実施し、428件の発信が実現、「ソーシャルメディア発信者招へい事業」(注5)を10件実施し、570件の発信が実現した。

(2) 戦略的な対外発信強化のための環境整備として、在外公館において外部専門家を活用(在外公館 29 公館で PR コンサルタントと契約、40 公館に業務補助員への業務委嘱)するとともに各種調査(主要国における他国の影響力調査・分析等)を実施した。

なお、平成30年度補正予算により、英国のシンクタンクに日本研究部門を設置し、日英・日欧が直面する主要な外交・安全保障政策課題等の研究・成果の発信や、関係強化に資する研究・対外発信を行うため「日本研究中核的拠点形成プログラム拠出金」を拠出した。

- 2 一般広報の実施
- (1)日本ブランド発信事業に関しては、漫画、鉄道旅行、サイクルツーリズム、温泉旅館、相撲、盆栽、越前和紙、書道・茶道、小型宇宙衛星、障害者スポーツや共生社会に係る取組といった幅広いテーマを扱い、各分野の専門家 11 名を個別に派遣(派遣先は計 20 か国・32 都市)した。現地では講演、実演及びワークショップを実施することで日本の多様な魅力を発信するとともに、プレスによる取材機会や関係者との意見交換の場等も設けることで、情報の再発信を促した。事業参加者に対して実施したアンケートの結果、満足との回答が 94%以上となった。
- (2) 印刷物資料として、日本事情発信誌『にぽにか』を年2号(各号20万部)発行した。また、視聴 覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスはWeb配信再生回数627万回を超え、世界約61か国、 114を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されたほか、在外公館による上映 会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。
- (3) ウェブサイト「Web Japan」(注6) は、小中学生向けの Kids Web Japan など、子どもから成年まで幅広い層に対応する6つのサブサイトからなり、令和元年度は前記のジャパン・ビデオ・トピックス再生回数を含め1,385万ページビューとなるなど、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着している。
- (4) 天皇皇后両陛下の御即位や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020年東京大会)といった、我が国への国際的な関心が高まっている機会を捉えた一般広報を強化すべく、イベントやSNS発信に活用可能な動画等のコンテンツを作成、在外公館に共有した。特に2020年東京大会のホストタウン交流については、インフルエンサーを活用した発信も行い、在外公館のチャネルも活用して積極的に国際的な広報に努めている。
- (5) テレビ国際放送発信力強化に向けた取組として、在外公館を活用した NHK ワールド JAPAN 番組上映会 (38 公館、48 回) や在外公館 SNS を活用した発信等を行った。
- 3 海外において現地の調査研究機関を通じ、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングし、 各国における日本の対外広報のあり方について分析を行い、効果的な発信につなげた。
- (注1) 講師派遣事業:我が国から海外に有識者を派遣して、日本の政策や日本の政治、経済、社会情勢等に関する発信を行う事業
- (注2) 海外研究機関等支援事業:現地の大学・研究機関等が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う事業
- (注3)人的交流等支援事業:在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託することで、効果的な対外発信を実現しつつ、同団体の活動を支援する事業
- (注4) 多層的ネットワーク構築事業:領土保全等に関する内外発信を強化するために、海外において影響力のある人物(有識者、報道関係者、各国の政策スタッフ等)を招へいする事業。我が国有

識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし、帰国後は、メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム(ウェブサイト)を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し、継続的な第三者発信につなげていくことを目的として実施している。

- (注5) ソーシャルメディア発信者招へい事業: 内閣府からの支出委任を受けて、SNS (ブログ、フェイスブック、ツイッター等)で発信力・影響力のある者を招へいし、我が国の領土・領海を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り、被招へい者から SNS を用いた日本の発信を行う事業
- (注6) Web Japan:諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト

令和2年度目標

1 政策広報の実施

(1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。実施に当たっては世論調査等を参照しつつ、各国の状況や特性を踏まえたアプローチとなるよう工夫する。

具体的には、各種事業の実施をきっかけとした第三者による我が国に関連する情報発信 700 件以上の達成を目指す。また、上記第三者発信中の①セミナー・イベント等に関連する発信数 300 件以上、②招へい事業を通じて実現した発信(各種メディアを通じた発信等) 400 件以上となることを目指す。

(2) 各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

2 一般広報の実施

- (1) 海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が 8割以上となるよう努める。
- (2) 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックスの Web 配信再生回数 280 万回以上を目指す。
- (3) Web Japan による対日理解を促進し、年間 2,000 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。

施策の進捗状況・実績

1 政策広報の実施

- (1) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種事業実施を通じた我が国に関連する情報の第三者による発信は170件(令和2年度目標700件以上)となった。詳細は以下のとおり。また、その他印刷物・視聴覚・マルチメディア資料を用いた政策広報も行った。
- ① 講演会、セミナー等合計 134 件を実施
- 「講師派遣事業」(注1)によるオンライン形式での講演会等50件、「海外研究機関等支援事業」(注2)におけるセミナー・講演会等をオンライン形式で20件、「人的交流等支援事業」(注3)によるイベント・セミナー等12件、日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し、シンクタンク等と連携して実施するセミナー等52件。
- ② 招へい事業等を通じた発信合計 36 件を実現
- 「内外発信のための多層的ネットワーク構築事業」(注4))では、オンライン形式の招へい事業(意見交換等)を12件実施し、その他内外の有識者が参加するウェビナー・オンライン講座を5件実施し、これらを通じて計36件の発信が実現した。(令和3年6月現在)
- (2) 戦略的な対外発信強化のための環境整備として、在外公館において外部専門家を活用(在外公館21公館でPRコンサルタントと契約、43公館に業務補助員への業務委嘱)するとともに各種調査(主要国における他国の影響力調査・分析等)を実施した。

なお、平成30年度補正予算により、英国のシンクタンクに日本研究部門を設置し、日英・日欧が 直面する主要な外交・安全保障政策課題等の研究・成果の発信や、関係強化に資する研究・対外発 信を行うため「日本研究中核的拠点形成プログラム拠出金」を拠出した。

2 一般広報の実施

- (1) 日本ブランド発信事業に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本から海外への専門家の派遣や現地における集客・対面型イベントの開催が困難な状況にあったため、実施を見合わせた。
- (2) 印刷物資料として、日本事情発信誌『にぽにか』を年2号(各号20万部)発行した。また、視聴 覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスはWeb配信再生回数720万回を超え、世界約53か国、

- 98 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されたほか、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。
- (3) ウェブサイト「Web Japan」(注5)は、小中学生向けの Kids Web Japan など、子どもから成年まで幅広い層に対応する5つのサブサイトからなり、令和2年度は前記のジャパン・ビデオ・トピックス再生回数を含め1,421.8万ページビューとなるなど、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着しているほか、関連の SNS を通じた発信の強化やフォロー数の増大に努めている。
- (4) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020 年東京大会)といった、我が国への国際的な関心が高まっている機会を捉えた一般広報を強化すべく、イベントや SNS 発信に活用可能な動画等のコンテンツを作成し、本省及び在外公館での発信に活用した。特に新型コロナウイルス感染症に関する日本の状況や取組については、政府広報動画に加え、海外で訴求力の高いインフルエンサーや日本の人気アニメキャラクターも活用し制作した動画や記事を通じて発信するなど積極的な国際広報を行っている。
- (5) テレビ国際放送発信力強化に向けた在外公館における NHK ワールド JAPAN 番組上映会については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大部分をオンライン形式に切り替えて実施した(7公館、7回)。併せて、在外公館 SNS を活用した発信等を行った。
- 3 海外において現地の調査研究機関を通じ、日本に関連する報道やイベント等をモニタリングし、 各国における日本の対外広報のあり方について分析を行い、効果的な発信につなげた。
- (注1) 講師派遣事業:我が国から海外に有識者を派遣して、日本の政策や日本の政治、経済、社会情勢等に関する発信を行う事業
- (注2) 海外研究機関等支援事業:現地の大学・研究機関等が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う事業
- (注3)人的交流等支援事業:在外公館による事業実施が困難な遠隔地における事業について現地事情に精通した対日友好団体に実施委託することで、効果的な対外発信を実現しつつ、同団体の活動を支援する事業
- (注4) 多層的ネットワーク構築事業:領土保全等に関する内外発信を強化するために、海外において影響力のある人物(有識者、報道関係者、各国の政策スタッフ等)を招へいする事業。我が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし、帰国後は、メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム(ウェブサイト)を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し、継続的な第三者発信につなげていくことを目的として実施している。
- (注5) Web Japan:諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト

|平成 30·令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施 *

中期目標(令和2年度)

日本の多様な魅力や、政策・取組の発信を通し、これまで日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹きつけ、親日層の裾野を拡大する。

平成 30 年度目標

- 1 ジャパン・ハウス ロンドンの開館及びジャパン・ハウス ロサンゼルス (注:一部先行開館済み)の全館開館を実現し、ジャパン・ハウス 3 拠点に共通するブランド・イメージを確立しつつ現地におけるジャパン・ハウスの浸透を図り、事業を遂行する。
- 2 各ジャパン・ハウスにおける KPI (重要業績評価指標) 達成 (来館者数として、ロンドンにおいては 10 万人 (平成 30 年 6 月 22 日~平成 31 年 3 月 31 日)、ロサンゼルスにおいては 8 万人 (平成 29 年 12 月 20 日~平成 30 年 12 月 19 日)、サンパウロについては 41 万人 (平成 30 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日)、またメディア掲載数として、ロンドンにおいて 54 回、ロサンゼルスにおいて 150 回、サンパウロにおいては 1,260 回(いずれも平成 30 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日)を目標とする (注))を念頭に、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品展の巡回展、セミナー・シンポジウム等を通じた政策広報をバランス良く実施する。
 - (注)ジャパン・ハウス運営業務受託者との間で、来館者数については開館日からの1年ごとの目標値を設定しているため、各ジャパン・ハウスによって目標値の設定期間が異なる。他方、メデ

- ィア掲載数については、開館前から数値を測ることが可能な指標であり、事業開始以降年度ごと に目標数値を設定していたため、来館者と異なり年度に則した目標期間の設定となっている。
- 3 現地におけるジャパン・ハウスの認知度を上げ、発信を強化するため、SNS 等も活用しつつ広報を 行う。
- 4 ジャパン・ハウスが地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用されるよう、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を強化すべく広報を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月にジャパン・ハウス ロンドンが開館、8月にジャパン・ハウス ロサンゼルスが全館開館 し、3拠点全でが本格的に事業を開始した。ジャパン・ハウス サンパウロについては米系航空会 社機内誌やNY タイムズ紙等に「サンパウロで訪れるべき場所」として取り上げられ、また、ロンドンについては9月に行われた開館記念行事に英国王室からケンブリッジ公爵殿下が御臨席するなど、「日本を知る衝撃を、世界へ」をコンセプトとし、日本の魅力の本質、日本の美意識を体験できる場としてのジャパン・ハウスのブランド・イメージが確立されつつある。
- 2 企画展示、巡回展、食文化発信を含む参加型イベント、政策広報等をバランス良く実施し、サンパウロにおいては、目標 41 万人を上回る 71 万人の来館者を達成した。メディア掲載数も目標 (1,260回)を大きく上回る 2,009回と、高い発信効果を上げている。また、ロサンゼルスにおいては目標 (8万人)の2倍以上の16.8万人の来館者数を達成し、メディア掲載数も目標 (150回)の8倍以上の1,262回となった。ロンドンにおいては開館から1年未満だが、来館者数は41万人と目標 (10万人)の4倍を達成し、メディア掲載数も目標 (54回)の25倍以上の1,425回となった。さらに、来館者を対象としたアンケート結果によれば、3館平均で約86%が展示を肯定的に評価している。
- 3 ジャパン・ハウスの認知度向上、発信強化については、積極的な広報に努めた結果、上記2のとおり、サンパウロについてはブラジル国営テレビ局のプライムタイムニュース番組、ロサンゼルスについてはLAタイムズ紙の元旦特集号、ロンドンについてはBBCといった現地主要メディアを含む多くのメディアで取り上げられた。また、展示等イベントへの来館者が増加するのみならず、ジャパン・ハウスを魅力的な施設と認知して企業プロモーション・イベント用に借りる団体が広がりつつあるなど、発信強化につながるジャパン・ハウスのブランド・イメージが確立されつつある。
- 4 地域の魅力発信事業の第1弾として、9~10月、ロンドンにおいて、新潟県燕三条の金属加工技術を題材とした「燕三条 金属の進化と分化」展を開催し、大勢の来場者から高い評価を得た。また、展示を契機として製品購入希望が寄せられたり、ロンドンの国立美術大学大学院の院生が燕三条地域を訪れ、実際に各工場の生産現場を見学して職人との交流を深めたりするなど、製品の販路拡大やインバウンドにつながる波及効果をもたらした。地方公共団体側からも、ロンドンでの成功を受け、今後、他の拠点でも開催を検討したいとの前向きな意見が上がった。平成31年3月、ジャパン・ハウスの活用に関心を示す地方公共団体や中小企業、若手芸術家等を対象とした国内広報イベントを開催し、日本国内における認知度強化に向けた取組を行った。

令和元年度目標

- 1 各ジャパン・ハウスにおいて、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募作品の巡回展、セミナー・シンポジウム等を通じた政策広報をバランス良く実施し、目標達成に向けた経過を測るための KPI (KPI 指標を一層充実させ、年間来館者数(ロンドン:42万人、ロサンゼルス:13.5万人、サンパウロ:69万人)、メディア掲載回数(ロンドン:1,000件、ロサンゼルス1,400件、サンパウロ1,900件)、SNSフォロワー・「いいね」等の数、施設内共用スペース平均稼働率に加え、来館者リピーター率、ニュースレター開封率・登録者数、各展示への評価、域内に留まらない広がりのある発信を新たに設定(注))を実現する。
 - (注)年間来館者数については、令和元年度から、平成30年度と異なり、目標設定期間を年度単位で統一した
- 2 ジャパン・ハウスが地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用されるよう、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を強化すべく広報を行う。

施策の進捗状況・実績

1 3つの拠点において、企画展示、巡回展、食文化発信を含む参加型イベント、政策広報等をバランス良く実施した。各拠点とも現地での知名度が向上し、来館者のリピーターも増え、各地で日本を代表する施設の1つとなっている。他方、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年3月後半には現地当局の指示等を踏まえて全3館が休館を余儀なくされたため、一部の展示については予定していた展示期間が確保できなかった。

令和元年度の各拠点の来館者数およびメディア掲載回数については、サンパウロ:659,234 人・4,548 回、ロサンゼルス:177,411 人・1,009 回、ロンドン:486,412 人・1,398 回であった。特にサンパウロのメディア掲載回数およびロサンゼルスの来館者数は、達成率がそれぞれ 239%および131%で目標値を大きく上回った。また、SNS フォロワーや来館者リピーター率などの指標についても順調に推移している。サンパウロの来館者数(達成率95.5%)およびロサンゼルスのメディア掲載回数(達成率72.1%)のみ目標を達成できなかった。前者については、5月、6月および9月の3回にわたりジャパン・ハウスが面するパウリスタ通りで発生したデモの影響が大きい。後者については、令和元年度目標値として、同目標設定時点(平成30年8月の開館時からの6か月間)の実績(1,004回)を2倍し、0.73の係数(ジャパン・ハウス サンパウロの初年度実績から2年目実績への変化傾向)をかけた数とした。しかし、この1,004回の86%は、開館イベントにXJAPANのYoshiki が参加したことを報じる日本国内メディアによるものだった。令和元年度は、引き続き展示やワークショップを行っているが、開館イベントほどには日本メディアの関心を引かなかった。

ジャパン・ハウスでの展示やイベントを通じた成果として、様々な交流やビジネスマッチングが生まれている。たとえば、ジャパン・ハウス ロンドンで実施した『Biology of Metal (BoM)』展を鑑賞した王立美術大学の学生が訪日し、燕三条地域においてワークショップを開催する等同地域の市民と活発に交流したり、英国のナイフメーカーと燕三条の刃物メーカーのコラボ商品開発につながった。さらに、宮崎県がジャパン・ハウス サンパウロで実施した食材のプロモーション・イベントは宮崎牛の輸出契約に結実した。

3つの拠点を越えた展開も実現している。例えば、ジャパン・ハウス サンパウロで実施した『DO (道) −徳の極みへ』展は同市内の他の施設やリオデジャネイロで追加開催され、また、ジャパン・ハウス ロンドンで実施した『Biology of Metal(BoM)』展での経験はシンガポールでの新たな展示会開催につながるなどした。

2 日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を向上させるため、令和2年2月に、国内のクリエイター、潜在的なコンテンツホルダー及び地方自治体関係者を対象とした「JAPAN HOUSE フォーラム 2020」を開催した。

令和2年度目標

- 1 各ジャパン・ハウスにおいて、現地事務局主導による企画展示、東京事務局主導による国内公募 作品の巡回展、セミナーやシンポジウム等を通じた政策広報をバランスよく実施することにより、 日本の多様な魅力を発信し、これまで日本に関心がなかった層を惹きつけるとともに、親日派・知 日派の裾野を一層拡大させる。
- 2 KPI 指標として年間来館者数目標(ロンドン:55万人、ロサンゼルス:18万人、サンパウロ:60万人)および年間メディア掲載回数目標(ロンドン:1,250件、ロサンゼルス:1,100件、サンパウロ:4,200件)を設定する(注:新型コロナウイルス感染問題の影響がないと仮定した数値。年度終了時の実測値の達成度は、感染拡大が収束し各都市の都市機能が正常化したと宣言され、かつ、本件のような文化活動を再開する十分な条件が整ったと判断された日を基準に月割した数値に 0.8を掛けたものとの割合として算定する)。SNSフォロワー・「いいね」の数、施設内共用スペース平均稼働率、来館者リピーター率、ニュースレター登録者数・開封率などの他の量的指標設定に向けたモニターを開始する。また、各展示の評価を行うことにより質的な向上を目指す。
- 3 ジャパン・ハウス事業が、地域の魅力発信や若手芸術家の海外進出の足がかりのプラットフォームとして活用できることを広く周知するため、日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度を高めるための広報を行う。
- 4 ジャパン・ハウスで実施する展示やイベントを通じて、現地と日本の地方自治体、学術機関、企業などとの交流を促進する。

施策の進捗状況・実績

1 各ジャパン・ハウスの活動成果について

令和2年3月から新型コロナウイルス感染症により3拠点とも長期の休館を余儀なくされ、また、その後状況の改善を受けて一時開館できた拠点でも、現地政府のガイドラインに沿って来館制限や開館時間短縮等の制約が課された。このため、各拠点ではオンラインを活用した発信を強化し、過去及び現在の展示の3Dバーチャルツアー、食や漫画など様々なテーマのワークショップ、「和紙」「漆器」「香道」を始めとする日本文化の紹介動画等をオンラインで配信した。また、政策広報も充実させ、3拠点において有名シンクタンクと連携してウェビナーを開催した。例えば、サンパウロではジェトゥリオ・ヴァルガス財団国際関係学部と共催で日本と国際秩序に関するオンライン講演を実施(約200人参加)、ロンドンでは王立国際問題研究所(チャタムハウス)と共催で日英の安全

保障・政治協力に関するオンラインセミナーを実施(217人参加)、ロサンゼルスではランド研究所と共催で日米同盟と5G通信ネットワーク構築に関するオンラインセミナーを実施(186人参加)する等、日本の様々な政策や取組について発信した。

- 2 KPI 指標について
 - (1) 年間来館者数(目標)【成果】: サンパウロ(60万人)【5.7万人】、ロンドン(55万人)【3.5万人】、ロサンゼルス(18万人)【0人】
 - (2) 年間メディア掲載(目標)【成果】: サンパウロ(4,200件)【4,007件】、ロンドン(1,250件)【937件】、ロサンゼルス(1,100件)【635件】
 - (3) SNS での発信(3拠点合計): フェイスブック【1,522件】、ユーチューブ【320件】、ツイッター【1,545件】、インスタグラム【874件】、SNS フォロワー数 36.6 万件
- 3 日本国内におけるジャパン・ハウスの認知度向上を目的とし、国内のクリエイター、潜在的なコンテンツホルダー及び地方自治体関係者を対象とする「ジャパン・ハウス フォーラム 2021」を令和3年3月に実施した。新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、今回は初めてオンラインで開催し、398人の参加(視聴者)を得た。
- 4 令和2年度の事業は3拠点ともオンラインでの発信にも重点を置いたため、展示やイベントを通じた現地と日本の地方自治体、学術機関、企業などとの交流はそれほど進まなかったが、そうした中でも、ロンドンでは日本酒造組合と共催で日本酒・焼酎紹介イベントをシリーズ化してウェビナーを実施し、国内の酒造関係者と現地のディストリビューター等との交流を促進した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

参考指標:BBC の国際世論調査における肯定的評価が占める日本の順位					
		実績値			
	平成 29 年度	平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度			
	3位 調査の実施なし 調査の実施なし 調査の実施なし				

評価結果(個別分野2)

施策の分析

【測定指標2-1 海外広報の推進 *】

- 1 政策広報の実施
- (1) 対外発信強化事業

各種事業実施を通じて、我が国に関連する情報の第三者による発信が 2,628 件(過去3年目標 2,150件以上)実施された。特に効果が高かった事例は以下のとおり。

①講師派遣事業については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により有識者を海外に派遣することは困難であったが、延べ50都市にて50回、計26名の有識者によるオンライン形式での講演事業を行った。安全保障や東アジア情勢に関わる政策発信に加え、サイバーセキュリティや人工知能(AI)の分野における日本の取組についても発信した。また、平成30年度、令和元年度にもそれぞれ延べ71都市125回、50都市90回の講演会を各地で実施し、継続的に日本の政策に関わる発信を行っている。

海外研究機関等支援事業では、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本から有識者が渡航して直接参加することは困難であったものの、20 都市においてオンライン形式での講演会等に対する支援を行い、日本からもオンラインによる有識者の参加を得ることができた。また、平成30年度及び令和元年度には、全世界14か国で大学・シンクタンク等が主催する37件の講演会、セミナー、シンポジウム等の開催を支援し、これらの事業に、延べ約2,300人が参加した。②内外発信のための多層的ネットワーク構築事業招へいについては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により訪日を通じた意見交換や被招へい者による海外での事後報告会への有識者派遣等は実施困難であったが、オンライン形式での招へい事業(意見交換等)を12件実施し、その他にも内外の有識者が参加するウェビナー・オンライン講座等計5件を実施し、これらを通じて計36件の発信が実現した。平成30年度及び令和元年度には、227件の招へいを実施し、計963件のメディア等を通じた発信を実現した。また被招へい者が現地にて帰国後に事後報告会などを計18回開催するなど、機会を捉えて各国の世論形成に影響力のある有識者等に対して我が国の政策・取組・立場を発信し、事実に基づく正しい認識の形成に貢献した。

ソーシャルメディア招へいについては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実

施することはできなかったが、平成30年度及び令和元年度には、23件の招へいを実施し、計1029件の発信を実現した。被招へい者は現地人気歌手、TV司会者、大学教授、作家等幅広い分野で活躍する人物であり、彼らを通じて各国の多様な層に対して我が国の政策・取組・立場を発信し、事実に基づく正しい認識の形成に貢献した。

(2) 戦略的な対外発信強化のための環境整備

在外公館において外部専門家を活用(過去3年延べ数にて PR コンサルタントへの委嘱業務74件、業務補助員への業務委嘱117件を実施)した。その結果、従来接点がなかったメディアとのコネクションの形成や、在外公館のウェブサイト及びSNSによる発信拡充に伴い、在外公館の発信力強化が達成された。特に、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各種広報文化行事がオンラインでの実施を余儀なくされる中、外部専門家の活用により、遅滞なくオンラインでの実施に移行し、効果的な発信を行うことができた。(平成30年度:海外広報(達成手段①)、令和2年度:海外広報(達成手段①))

2 一般広報の実施

- (1)日本ブランド発信事業については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、専門家の海外派遣が困難になったことから実施を見合わせたが、平成30年度及び令和元年度には、計24名の専門家を派遣し、延べ43か国63都市にて事業を行った。伝統から現代まで幅広い文化関連の発信に加え、工芸、技術、デザイン、建築、さらに鉄道やサイクルツーリズム、温泉・旅館といったインバウンド促進に資する案件形成を行った。また、特に令和元年度には、来たる東京2020大会に向けた機運醸成を図るべく、パラリンピアン(射撃選手)で日本パラリンピアン協会副会長の田口亜希氏を、パラスポーツが発展途上にあるラオス及びバングラデシュに派遣し、自らの経験談を交えながらパラ障害者スポーツの意義やパラリンピックの歴史、共生社会に向けた取組等について、現地の政府閣僚やオリンピック・パラリンピック委員会幹部を含むスポーツ交流関係者等に向け発信した。
- (2) 印刷物資料としては、日本事情発信誌『にぽにか』を年2号(各号20万部)発行した。令和元年度にはオリンピック及び東京の食を紹介する特集号を制作し、東京2020大会の広報を強化した。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスを年6号制作し、日本の伝統文化、生活文化、技術、ポップカルチャー等幅広いテーマで取り扱うと共に、東日本大震災、日本農産物輸出振興等に資するテーマも取り上げ、世界各国のテレビ局による放送、Webサイトによる配信、在外公館による上映会、教育広報活動等を通じて数多くの海外一般市民に視聴された。特に、ジャパン・ビデオ・トピックスのWeb再生数は、過去3年目標値合計の840万回を超え、1,600万回再生された。
- (3) ウェブサイト「Web Japan」は、若年層を対象に日本文化を紹介するコンテンツを掲載しており、平成30年度及び令和元年度は21トピック、令和2年度は26トピックの新規記事を制作した。令和元年度以降ページビュー数が減少(過去3年目標値合計の6,000万回に対し、実績は4,411万回)しているため、令和2年度には新規記事制作の他に、人気コンテンツであるKids Web Japanの中に掲載していた CookBook 及び Virtual Cultureの更新を実施し、ウェブサイトの充実を図っている(令和3年度に公開予定)。また、Web Japan SNSの運用方法を見直し、週間投稿数を増やすなど発信を強化した結果、Web Japan Facebookのフォロワー数は、平成31年3月29日時点の32,699から142,992(令和3年3月16日時点)に増加した。
- (4) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020 年東京大会)といった、我が国への国際的な関心が高まっている機会を捉えた一般広報を強化すべく、イベントや SNS 発信に活用可能な動画等のコンテンツを作成し、本省及び在外公館での発信に活用した。特に新型コロナウイルス感染症に関する日本の状況や取組については、政府広報動画に加え、海外で訴求力の高いインフルエンサーや日本の人気アニメキャラクターも活用した動画や記事を通じて発信するなど積極的な国際広報を行っている。(平成 30 年度:海外広報(達成手段①)、令和元年度:海外広報(達成手段①)、令和2年度海外広報(達成手段①)
- (5) 平成 27~平成 29 年度の 3 年間、計 18 か国で実施した主要なテレビ国際放送に関する評価調査も踏まえ、テレビ国際放送関係機関である総務省、NHK、外務省の 3 者間で協議を実施(平成 30 年 6 月) するなど、関係機関の連携を強化し、在外公館を活用した NHK ワールド JAPAN 番組上映会(延べ 118 公館、延べ 169 回) や在外公館 SNS を活用した発信等、テレビ国際放送発信力強化に向けた取組を実施した。

【測定指標2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施 *】

1 平成30年度~令和2年度の中期目標を「日本の多様な魅力や政策・取組の発信を通じ、これまで 日本に関心がなかった人々を含む幅広い層を惹きつけ、親日層の裾野を拡大する」と設定し、右を達 成するために、①政府、民間企業、地方公共団体などが連携してオールジャパンで発信すること、②

現地のニーズを踏まえ現地の人々の共感を呼ぶよう工夫すること及び③日本に関する情報が一度に 入手できるワンストップ・サービスを提供することに取り組みつつ事業を推進した。具体的な例と して、①については、国税庁と協力して日本酒紹介イベントを開催したり、農林水産省と連携して和 食に関するワークショップを開催したり、復興庁と連携して復興セミナーを開催する等、日本への 関心・共感・親日感情を喚起した。また、中小企業を含む日本企業の製品・工芸品を紹介して現地企 業との取引につなげたり、展示を通じて日本と現地の間の学術交流につなげたりするなど、日本経 済の活性化に貢献する具体的な行動につながった。②については、日本での公募及び専門家による 選定を経て3拠点共通で開催する巡回企画展に加え、現地のニーズを汲みつつジャパン・ハウスの 各現地事務局が企画する現地企画展を開催することで、各拠点とも高い来場者数レベルを維持して きた。この結果、例えば平成30年に実施した「燕三条金属の進化と分化」(ロンドン)では約6万 人、令和元年に実施した「NIPPON の 47 人 CRAFT」(サンパウロ)では約 18 万人の来場者を得た。 ③については、各拠点では幅広い情報発信に努めており、専用のタブレットを設置して日本に関す る様々な情報にアクセスできるように工夫している。また、図書スペースを設けて、幅広い分野にわ たる書籍や日本政府の広報用パンフレットを開架している。さらに、政策広報も年々充実させてお り、令和2年度は新型コロナウイルス感染症により各拠点内でのセミナーは実施できなかったが、 有名シンクタンクと連携してウェビナーをシリーズ化し、日本の様々な政策・取組について発信し た。政策広報の積極的な実施が、知的交流、ビジネスチャンス、そしてインバウンドの促進に大きく 貢献している。(平成 30 年度:戦略的対外発信事業、講師派遣事業、日英関係強化のための共同事 業、内外の有識者派遣事業(内閣府・内閣官房事業)、令和元年度:戦略的対外発信事業、講師派遣 事業、グラスルーツからの日米関係強化事業、内外の有識者派遣事業(内閣府・内閣官房事業)、令 和2年度:戦略的対外発信事業、海外シンクタンク等との協力事業、講師派遣事業)。令和2年度は 全ての拠点が開館して2年が経過した年であるが、3拠点とも各所在都市における「主要文化施設」 として定着してきており、新型コロナウイルス感染省による休館の影響もある中での、以下の来館 者実績にかんがみると、親日層の裾野の拡大に大きく貢献できたと考えられる。

●来館者実績(令和3年3月現在)

サンパウロ(開館から 42 か月) 213 万人 ロンドン(開館から 30 か月) 92 万人 ロサンゼルス(開館から 39 か月) 41 万人

- ●政策広報実績(令和元年度~令和2年度)54件
- 2 平成30年度は、3拠点全てにおいて、設定したKPI(年間来館者数及びメディア掲載回数)の目標値を大幅に上回って達成した。これは各都市で想定以上にジャパン・ハウスが好意的に迎え入れられた証左であると考えられる。令和元年度については、サンパウロの来館者数及びロサンゼルスのメディア掲載回数がわずかに目標に届かなかったものの、その他については3拠点とも目標値を上回った。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により各拠点とも長期の休館や開館時間の短縮、来館者数の制限を余儀なくされたため、来館者数は目標を大きく下回った。また、拠点内において実地で実施するイベントが減少したことに伴い、結果としてメディア掲載回数も減少した。他方で、ジャパン・ハウスではオンライン発信を強化させ、各拠点のホームページ、フェイスブック、ユーチューブ、ツイッター、インスタグラムも活用して休館中においても活動を継続した。(平成30年度:「ジャパン・ハウス」創設・運営関連経費(達成手段④)、令和元・2年度:「ジャパン・ハウス」運営関連経費(達成手段④))
 - ●令和2年度の来館者数実績

サンパウロ 目標 60 万人 実績 5.7 万人(令和2年3月から 10 月まで休館、その後制限付きで再開)

ロンドン 目標 55 万人 実績 3.5 万人 (令和 2 年 3 月から 7 月まで休館、段階的に制限付きで開館したが、12 月から再び休館)

ロサンゼルス目標 18 万人 実績 0人(令和 2年 3 月以降休館)

●SNS 投稿件数(令和3年4月末現在)

フェイスブック 1,522件 ユーチューブ 320件 ツイッター 1,545件 インスタグラム 874件

3 平成30年度~令和2年度は、ジャパン・ハウス事業が「創生期」を終えて「巡航期」に入った期間に当たる。ジャパン・ハウス各拠点の開館以来、クオリティーの高い展示や企画を継続的に実施し、ファンを獲得するための施策をスタッフが一丸となって取り組み、この成果が KPI 達成につながった。今後は、日本の政策や取組を発信する政策広報、ビジネスマッチング、インバウンドの促

進、人的・文化交流などを強化し、副次的効果の向上も図る、また、国内(特に地域)のコンテンツホルダーに訴求効果の高い「足がかり」として認識してもらえるよう工夫していく方針。このためにも、SNS を使った企画を令和2年度以上に実施し、来館者数の増加だけではなく、SNS フォロワー・「いいね」の数、ニュースレター登録者数・開封率などの他の量的指標のモニターを継続する。(平成30年度:「ジャパン・ハウス」創設・運営関連経費(達成手段④)、令和元・2年度:「ジャパン・ハウス」運営関連経費(達成手段④))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国際世論調査等の各種世論調査等でも、国際社会における我が国に対する好意的な評価は高い水準を保っている。他方で、他国の積極的な広報活動の強化を受け、我が国の相対的なプレゼンス低下が懸念されるとともに、いわゆる慰安婦問題を始めとする歴史認識、日本の領土保全をめぐる諸問題等について、我が国とは立場を異にする発信が多く行われている状況に引き続き留意する必要がある。

このような戦略的対外発信強化の必要性の高まりを踏まえ、日本の多様な魅力や政策・取組・立場の発信を通じて、海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するとの施策目標は、引き続き、国際社会における我が国のプレゼンス向上及び我が国の政策への理解・支持の増進につながる重要な目標であり、その達成に向けた施策を実施していく必要がある。

【測定指標】

測定指標2-1 海外広報の推進 *

海外において我が国の外交政策及び文化を含む強みや魅力、日本人の価値観等について正確で時宜を得た発信を行うことは、正しい対日理解の増進及び親日感の醸成を図る上で非常に重要である。引き続き、海外における政策広報及び一般広報の各種事業における目標達成を目指すとともに、今後はさらに激しく動く国際情勢に照らし、より戦略的に情報発信を行うべく、各種調査・分析を参照しつつ、適切な発信媒体や対象を検討し、主要外交日程と連動した時宜をとらえた広報文化外交を展開していくべく努める。また、国ごとに発信効果や対日理解等の浸透が異なる点に関しては、国や地域によって、影響力のある媒体(テレビ・新聞、ネットメディア)や有力なソーシャルメディアが異なることも一因であると考えられるため、戦略的な対外発信の強化に向け、各国の状況や特性を踏まえたアプローチをとっていく必要がある。特に、政策広報に関しては、政策やターゲットに合わせた発信がなされるよう、外部専門家やコンサルタントを活用し、発信内容の質の向上に取り組むとともに、各種事業を通じた第三者発信やシンポジウム等を通じた発信機会の確保及びその成果の普及・浸透に努める。また、様々な媒体を活用した一般広報の実施に関しては、様々な事業やツールを利用した発信の直接的な成果に加えて、質的・量的な広がりを持った広報がどの程度実施できたかを評価すべく努める。

測定指標2-2 ジャパン・ハウスを通じた海外広報の実施 *

新型コロナウイルス感染症による影響が継続する見込みであるところ、オンライン発信を引き続き強化していく必要がある。したがって、令和2年度まで指標として設定していた年間来館者数及びメディア掲載回数に加え、令和3年度からは、SNSを活用した発信に関するデータもモニタリングする。また、国内(特に地域)のコンテンツホルダー(含む日本企業)と協働した企画を積極的に推進していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・Web Japan ホームページ
 - (https://web-japan.org/)
- ・外務省ホームページ 日本ブランド発信事業
 - (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ppd/pds/page22 001100.html)
- ・ジャパン・ハウス ポータルサイト
 - (https://www.japanhouse.jp/)
- ・ジャパン・ハウス サンパウロ ホームページ
 - (https://www.japanhousesp.com.br/ja/)
- ・ジャパン・ハウス ロンドン ホームページ
 - (https://www.japanhouselondon.uk/)
- ・ジャパン・ハウス ロサンゼルス ホームページ

(https://www.japanhousela.com/)

個別分野3 IT 広報の実施

施策の概要

IT 広報手段の強化・多様化、IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化、時宜を捉えた迅速な情報発信の取組を通じ、我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第201回国会外交演説(令和2年1月20日)
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019 (令和元年6月21日 閣議決定)
- ・観光ビジョン実現プログラム 2019 (令和元年6月14日策定)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日 閣議決定)

測定指標 3-1 IT 広報手段の強化、多様化

中期目標(--年度)

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報手段を強化、多様化する。

平成 30 年度目標

- 1 本省においては、情報発信手段が多様化する中、すでに運用しているフェイスブック、ツイッター等に加えて、若年層に人気の写真共有アプリ「インスタグラム」を活用し、若年層へのリーチ拡大を目指す。
- 2 在外公館においては、引き続き SNS 発信を行う在外公館の数を平成 29 年度(155 公館) より増や すとともに、専門家の助言・提言を踏まえて改善を行い、フォロワー数などを平成 29 年度(3,086,116 人) より増加させる。
- 3 外務省ホームページ (HP) ですでに掲載されている一部ページ群をリニューアルし、閲覧者がより見やすく分かりやすい構成とする特設ページの設置に取り組む。
- 4 現在、外務省 HP 掲載と外務省公式 SNS との間に自動連携システムを構築しているところ、そのスピードアップを図るとともに、自動連携で投稿文を掲載できるようにし、HP と SNS の連携を強化していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成 29 年 1 月から運用を開始した「インスタグラム」は、フォロワー数を順調に増加させ、平成 30 年 3 月末から約 800 人増え 2,000 人を突破した (平成 31 年 2 月末時点 2,031 人)。
- 2 在外公館においては、平成31年2月末時点で193公館(平成30年3月末比37公館増)が当該国・地域におけるSNSでの情報発信を実施。平成29年度に引き続き、専門家からの助言・提言を受けて発信方法の改善を実施し、SNS運用公館全体でのフォロワー総数は平成29年度実績の約37%増の4,230,469人となった。フェイスブックのフォロワー数において、30万人を超える公館は2公館(在ブラジル大使館、在メキシコ大使館)、10万人を超える公館は7公館(前記2公館に加え、在アルゼンチン大使館、在サンパウロ総領事館、在米国大使館、在イラク大使館、在カンボジア大使館)となった。
- 3 閲覧者がより見やすく分かりやすいページとするため、「トピックス」に掲載されている重要外交 政策のうち、レスポンシブ対応(注)が未対応だったページについて対応作業を完了させ、スマー トフォンでの閲覧が適切にできるようにした。
 - (注) 単一の URL の下、利用する機器によって最適なサイズに自動でレイアウト可能とする仕組みを持たせるため、ウェブデザインの修正を行うこと。
- 4 新着情報を外務省 HP に迅速に掲載するとともに、自動連携機能を活用し公式 SNS を投稿し、安定的・効率的な発信を行った。

令和元年度目標

- 1 外務省の公式 SNS アカウントの安定的運用を継続するとともに本省各課室及び在外公館が運用する SNS アカウントとの連携及び運用支援を行い、省全体としての発信力向上を目指す。
 - 在外公館においては、開設済みの SNS アカウントの安定的運用を継続し、フォロワー数を 465 万人以上に増加させる。
- 2 一層効果的な SNS 発信を行うための全省的なガイドラインを新たに規定し、同ガイドラインに沿

- った運用を行う。
- 3 令和2年3月には、次期システムが導入されることに鑑み、古く、ほとんどアクセスがない不要ページの削除を進めるとともに、浮遊ページ(検索やURLの打ち込みでアクセス可能だが、HP内にリンクがなく浮遊しているページ)のひもづけ及び削除を進めていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年度はG20 大阪サミットや第7回アフリカ開発会議(TICAD7)を始めとした外交行事等について、外務省公式 SNS アカウントにおいて発信した(令和元年度の投稿数は5,028 件)。これらの情報は在外公館 SNS アカウントで拡散する等の連携も行った。また、運用面でもアカウント運用の参考となる資料を作成し在外公館と共有するなど、在外公館におけるアカウント運用を支援した。これらの取組の結果、在外公館においては、フォロワー数が614万人(令和2年2月時点)を突破し、目標値を達成した。
- 2 5月に、SNS を用いた対外発信に関するガイドラインを策定し、全省的に同ガイドラインに沿った SNS の運用に取り組んでいる。
- 3 全省課室に対し、一定期間更新がなく一定数のアクセス数を下回るページについて削除の可否を調査し、その結果を踏まえ、浮遊ページとともに、令和2年3月のシステム刷新時に移行コンテンツの対象としないこととして整理した。また、近年急増しているスマートフォンやタブレット端末での閲覧に対応するため、外務省 HP の全ページをレスポンシブ対応とした。さらに、写真の画素を230 ピクセルから350 ピクセルに増大し、動画の掲載をインライン再生(ブラウザ上で動画を再生)可能にするなど、利用者がより閲覧しやすい環境を整えている。

令和2年度目標

- 1 SNS を用いた対外発信に関するガイドラインに沿った外務省公式 SNS アカウントの効果的な運用を図る。特に、外務省 HP と連携しつつ、各 SNS アカウントに適したタイミング及び内容での発信を行う。在外公館 SNS の運用支援を継続し、フォロワー数を安定的に増加させる。
- 2 令和元年度に実施した不要ページ及び浮遊ページの整理を、引き続き実施する。令和3 (2021) 年開催予定の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020 年東京大会)を控え、外務省 HP のウェブアクセシビリティの向上に努める。

施策の進捗状況・実績

1 外務省公式 SNS アカウントの効果的運用について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で外交行事のオンライン化が進む中、外務省公式 SNS アカウントにおいて、外務大臣の定例記者会見のライブ配信を開始した他、オンライン参加やビデオメッセージ送付等の形式で実施した様々な外交行事について情報を発信した。在外公館におけるアカウント運用支援を継続した結果、在外公館アカウントのフォロワー総数は744万人(令和3年2月時点)となった。

2 不要・浮遊ページの整理、外務省 HP のウェブアクセシビリティ向上について

令和2年度は、システム刷新に合わせて、内容が古く、かつアクセス数が極めて少ないページ、及びリンク元がなく浮遊しているページを不要・浮遊ファイルとして削除した。また、ウェブアクセシビリティ向上のため、外務省ホームページ及び関連サイトの全ページのアクセシビリティ試験を外部委託により実施し、外務省ホームページで公開した他、ウェブアクセシビリティ規格(JIS X 8341-3)レベル AA を満たすようテンプレートを修正し、ページ作成時にも規格に則った掲載に留意している。

3 その他特記事項

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、テレワークやオンライン授業による自宅学習等が増えたことを背景に、一部コンテンツへのアクセスが増え、ホームページが注目されたこともあり、より分かりやすく、利用者の利便性に配慮したトップページとなるよう改訂したほか、新型コロナウイルス感染症ポータルサイトを制作するなど、国民の関心を踏まえたホームページの刷新を行った。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標3-2 IT 広報システムの強化

中期目標(--年度)

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT 広報システムを強化する。

平成 30 年度目標

- 1 引き続き、現行外務省 HP の安全かつ安定的な稼働を実現する。
- 2 IT 広報業務における業務システムの効率化・合理化、運用保守・障害対応等を適切な形で実施することを目的とした、次期システム構築のための業者の調達を実施し、次期システムの構築作業を開始する。
- 3 平成31年度の改元(年号の変更)に備え、システムへの影響がないように準備を実施する。
- 4 外務省 HP のウェブアクセシビリティ改善に向けた取組を引き続き行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 国民等利用者に対する安心・安全な閲覧環境を提供するため、外務省の HP 閲覧時の通信内容を暗 号化し、常時 TLS 化の作業を完了した。
 - (注) TLS(Transport Layer Security): インターネットなどでデータを暗号化して送受信するプロトコル
- 2 12 月に次期システム構築業者を計画どおり調達し、システム刷新作業を開始した。
- 3 5月1日の改元に向け、システムへの影響がないよう準備を進め、予定どおりシステムの改修作業を完了し、問題なく稼働を開始した。
- 4 省員を対象とする Web アクセシビリティ研修を実施するとともに、JIS 規格への適合を進めて全ての利用者が閲覧できる HP を実現するため、JIS8341-3:2016 対応度表記ガイドラインに基づき、HP 全ページ解析を行った。また、Web アクセシビリティに基づき、弱視者が閲覧しやすくするためのコントラスト比の修正、音声読み上げソフト使用者に配慮した代替テキストの入力といった対策を進めた。

令和元年度目標

- 1 引き続き、現行外務省 HP の安全かつ安定的な稼働を実現する。改元(年号の変更)に伴う改修についても、その安定的な稼働を確保する。
- 2 令和2年3月の次期システムの稼働に向け、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(各 府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(平成30年3月30日)に基づく、工程レビューを実 施する。
- 3 外務省 HP の Web アクセシビリティに関し、JIS 規格レベル AA 準拠を目指し、HP の適合修正を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月1日に、改元に伴う改修作業を完了した。同日以降の改元表示は正常であり、安定的稼働が 確保されている。
- 2 令和2年1月22日に第三次工程レビューを実施し、次期システムの本格稼働に向けた移行作業の 開始の判定を、外務省プロジェクト・マネジメント・オフィス (PMO) から得ることができた。
- 3 外務省 HP の全ページの解析及び改正 JIS 対応状況を確認し、ウェブアクセシビリティ試験を実施するとともに、その結果を外務省 HP で公開するなどの取組を行った。コントラスト不足のページの修正、ページを作成するテンプレートの改修状況の確認及び是正を行った。

令和2年度目標

- 1 令和2年3月に稼働を開始した刷新システムについて、2020年東京大会におけるサイバー攻撃の 脅威の高まりを見据え、情報セキュリティ対策を実施しつつ、安定稼働を目指す。
- 2 2020 年東京大会の開催で、より関心が高まるウェブアクセシビリティの改善を行っていく。具体的には、総務省が要求する AA 水準(現在、外務省 HP は A 水準)の達成を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 刷新システムの安定稼働について

2020 東京大会は延期となったが、日々サイバー攻撃等の驚異からシステムを守り、安定稼働に努めることができた。また、NISC によるペネトレーションテストを実施し、情報セキュリティ対策を高い水準に維持することができた。

2 ウェブアクセシビリティの改善及び AA 水準の達成状況について

ウェブアクセシビリティ規格(JIS X 8341-3)レベル AA 準拠の達成に向けて、令和 2 年度は、既存ページの修正、ページ作成時に規格に則った掲載を行うようマニュアルの整備、省員研修等を行った。令和 2 年度の試験結果は「A 一部準拠」となっており、外務省ホームページで公開した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

中期目標(--年度)

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、コンテンツの充実及び時宜を捉えた迅速な情報発信に取り組む。

平成 30 年度目標

1 外交政策上の重要課題に関する発信として、日本の政策に対する正しい理解獲得や日本の国際社会への貢献をアピールしうる動画を外務省 HP 及び SNS に掲載し、政策広報に関する発信を強化する。

我が国が抱える領土に係る諸懸案に関する正しい理解を広め、歴史的事実と国際法に基づく解決 促進を図るため、平成26年4月に外務省HPに開設した「日本の領土をめぐる情勢」ページの更な る充実を図る。

- 2 外務省 HP においては、迅速な情報発信に取り組むとともに、特に、重要な外交政策や外交活動については、日本語・英語両言語でトップページを使ったタイムリーな情報発信を行うよう努める。加えて、外務省 SNS においても、その特性をいかして、特に外務大臣の外国訪問等に関して、引き続きタイムリーな発信を行う態勢を整え、国内外のユーザーに広く情報を伝達させる。
- 3 東京オリンピック・パラリンピックの開催を令和3年に控えていることを踏まえ、ホームページ 及びソーシャルメディアを通して、訪日観光促進のため地方の魅力を海外に発信する取組を行う。

施策の進捗状況・実績

1 合計 6 本の政策広報動画(日本語・英語に加え、テーマによって異なる多言語 8 言語版を制作)を、ユーチューブで発信するとともに、外務省 HP の特設ページ(「日本の外交政策に関する動画」ページ)にリンクを掲載した。さらに、日本語及び英語動画については、外務省公式フェイスブック及びツイッターに投稿し、拡散を図った。

「日本の領土をめぐる情勢」ページについては、引き続きトップページの「トピックス」に掲載 し、分かりやすい発信を維持した。

- 2 総理大臣及び外務大臣の外交案件については、24 時間対処可能な態勢を整えて、日本語及び英語ともに迅速な情報発信に取り組み、平成29 年度に引き続き、首脳会談及び外相会談は特にスピード感のある広報を実施した。また、新着情報については、外務省 HP 及び公式 SNS (いずれも日本語及び英語)で迅速に発信した。
- 3 公式 SNS (英語) において、日本の文化・トレンド・地方の魅力等の投稿を海外に向けて発信した。在外公館においては、公式 SNS の投稿を再配信するほか、現地事情に合わせた独自コンテンツの発信も実施した。

令和元年度目標

- 1 外交政策上の重要課題に関する発信として、日本の政策に対する正しい理解獲得や日本の国際社会への貢献をアピールしうる動画を外務省 HP 及び公式 SNS に掲載し、政策広報に関する発信を強化する。
- 2 G20 関連、TICAD 7 首脳会議、即位の礼に際しての首脳会談等を迅速に HP に掲載し、コンテンツの充実化を図る。
- 3 天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国家儀式、2020年東京大会の開催を控え、世界的にも日本に対する関心が高まる時期を捉え、SNSを活用し、日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日関心の向上を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 日本の国際社会への貢献をテーマとした政策広報動画6本(日本語・英語に加え、テーマによって異なる12言語版を制作)を、ユーチューブで発信するとともに、外務省HP内に言語別に設けられた「日本の外交政策に関する動画」ページに、一部言語版動画へのリンクを掲載した。さらに、日本語及び英語動画については、外務省公式フェイスブック及びツイッターに投稿し、拡散を図った。
- 2 G20 大阪サミットの特設サイトは、動画等を活用し、G20 サミットの臨場感のみならず、日本の

多様な文化の発信を行うことができた。また、TICAD 7 では、外務省 HP 内に特設ページを開設し、TICAD 7 の成果及び二国間会談等、タイムリーな発信をすることができた。さらに、即位礼正殿の儀の機会に訪日した各国首脳との会談についても、迅速に発信した。

3 平成31年4月30日の天皇陛下御退位を迎えるにあたって、SNSを活用して、平成の外交活動を振り返るシリーズ投稿を行い、好評だったほか、日本の地方の魅力や文化に関する動画を定期的に発信した。また、2020年東京大会に向け、外務省公式SNSにおいて、外務省スポーツSNSアカウントの投稿を拡散し、両者を連携させることで、スポーツへの関心に応えている。

令和2年度目標

- 1 日本の外交政策に対する、国の内外の正しい理解を獲得するため、スポーツを通して女性の活躍を推進する日本の国際貢献や日本の国際平和協力など、各種の政策広報動画を外務省 HP 及び公式 SNS に掲載し、政策広報に関する発信を、令和元年度とは異なる切り口で行っていく。
- 2 2020 年東京大会の開催に向け、引き続き、SNS を活用し、日本の多様な魅力を海外に紹介し、対日関心の向上を目指す。また、日本における新型コロナウイルス感染症の対応状況等に関して、在外公館 SNS を活用し正確・適時の情報発信を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 各種政策広報動画等による政策広報について

オリンピックイヤーに向けて関心が高まるスポーツやパラスポーツ等の分野を切り口として、国際社会の共通課題の解決に向けた日本の取組や日本の国際社会への貢献をテーマとした政策広報動画6本(日本語・英語に加え、テーマによって異なる12言語版を制作)を、ユーチューブで発信するとともに、外務省IP内に言語別に設けられた「日本の政策に関する動画」ページに、リンクを掲載した。さらに、日本語及び英語動画については、外務省公式フェイスブック及びツイッターに投稿したほか、在外公館の公式アカウントを通じて拡散を図った。

- 2 2020年東京大会関連、日本の新型コロナウイルス感染症対応状況等関連の情報発信について
- (1)新型コロナウイルス感染症の影響で、2020年東京大会が令和3年度に延期されたことに鑑み、新型コロナウイルス感染症に関するポータルサイトを制作し、関連の他省庁の情報を含むリンクを掲載することで、2020年東京大会に関心を有する在留・在外居住外国人への情報を提供できるようにした。また、テレワーク体制を構築し、Wifi環境のある場所であれば、ホームページ掲載ができる体制を構築した。
- (2)日本における新型コロナウイルス感染症対策の理解を深めるため、外務省公式 SNS (日本語及び 英語)において、官邸 SNS アカウントと連携し情報発信をした。在外公館においても、各公館の SNS アカウントを活用し、日本の新型コロナウイルス感染症対策についての情報発信を行った。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標3-4 外務省ホームページ等(注1)へのアクセス件数(ページビュー数)の合計及び外 務省公式ツイッター・フェイスブック(注2)の閲覧回数の合計 *

中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		平成 30・ 令和元・2
年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標の 達成状況
_	①2.8億件 ②1.6億回	①2.7億件 ②1.3億回	①2.8 億件 ②1.6 億回	① 3.0 億件 ②0.77 億回	①3.1億件 ②0.77億回	①3.9億件 ②0.6億	b

- ①外務省ホームページ等(注1:外務省ホームページ(日本語・英語、在外公館ホームページ、Web Japan))
- ②外務省公式ツイッター・フェイスブック(注2:外務省公式ツイッター(日・英)、フェイスブック (日・英))

評価結果(個別分野3)

施策の分析

【測定指標3-1 IT 広報手段の強化、多様化】

令和元年度に、「SNS を用いた対外発信ガイドライン」を策定し、全省的に同ガイドラインに沿った SNS 運用に取り組み、外務省公式アカウント及び在外公館アカウントにおいて、安定的なフォロワーの 増加を達成することができた。(令和2年度:IT を利用した広報基盤整備(達成手段①))

【測定指標3-2 IT 広報システムの強化】

我が国外交政策に対する国内外の理解を促進するため、IT 広報システムを強化し、現行外務省 HP の安全かつ安定的な稼働を実現した。NISC によるペネトレーションテストを実施し、システム刷新後も情報セキュリティ対策を高い水準に維持することができた。

ウェブアクセシビリティ規格(JIS X 8341-3)について、令和2年度の試験結果は「A 一部準拠」となっており、10年以上前に作成したページの多くが基準を満たしていないとの理由により AA 水準達成には至らなかった(外務省ホームページは20万ページを越える巨大サイトであり、令和2年度は約2万ページのアクセシビリティを改善)。(令和2年度: IT を利用した広報基盤整備(達成手段①))

【測定指標3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組】

- 1 システム刷新と合わせ、外務省ホームページのトップページの写真サイズを拡大したほか、ディバイスの多様化に対応するため、ディバイスにより自動的にページが伸縮するレスポンシブ対応を行った。さらに、令和3年2月に新着情報がファーストビューで見えるようにコンテンツを整理し、最新情報がビジュアル的にもユーザーに迅速に伝わるような改訂を行った。(令和2年度:IT を利用した広報基盤を備、(達成手段①))
- 2 外務省ホームページ及び外務省公式 SNS において、実施された様々な外交行事について、遅滞なく情報発信を行うことができた。特に天皇陛下の御即位にあたっては、SNS を活用し、これまでの外交活動を振り返るコンテンツを情報発信し好評を得た他、定期的に日本の魅力に関する動画コンテンツを発信し、日本理解促進を図った。新型コロナウイルス感染症の影響拡大後は、オンラインでの広報の重要性が再認識され、外務省ホームページ及び外務省公式 SNS において、オンライン形式等で実施された外交行事の情報発信を行った他、外務省公式 SNS において外務大臣の定例記者会見のライブ配信を開始した。(令和2年度:ITを利用した広報基盤整備(達成手段①))

【測定指標3-4 外務省ホームページ等へのアクセス件数(ページビュー数)の合計及び外務省公式ツイッター・フェイスブックの閲覧回数の合計 *】

- 1 外務省ホームページ等のアクセス件数は増加傾向にある。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での外交行事は減少したが、オンラインによる会談、会議、ビデオメッセージの発出等の新たなツールを利用しての外交活動は活発に行われたこと、また世界的な外出制限、外出自粛、テレワークの浸透、オンライン授業等により、ネットでの情報収集、発信がより活発に行われたことが影響したと考えられる。(令和2年度:ITを利用した広報基盤整備(達成手段①))
- 2 近年、SNS のアルゴリズム上、行政機関を含む組織・企業アカウントの投稿が表示されにくくなっている影響等もあり、外務省 SNS (ツイッター・フェイスブック) の閲覧回数が減少傾向にある。 (令和2年度:ITを利用した広報基盤整備(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 令和2年度に実施した不要ページ及び浮遊ページの整理を、引き続き実施する。令和3 (2021)年開催予定の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020年東京大会)を控え、外務省HPのウェブアクセシビリティの向上に努める。
- 2 2020 年東京大会におけるサイバー攻撃の脅威の高まりを見据え、情報セキュリティ対策を実施しつつ、安定的な稼働を目指す。

【測定指標】

3-1 IT 広報手段の強化、多様化

外務省ホームページ及び外務省公式 SNS を活用し、様々な形式の外交行事につき、迅速に情報発信を行っていく。在外公館 SNS 運用についての側面支援を行いつつ、外務省全体としての SNS の情報発信力を強化していく。

3-2 IT 広報システムの強化

年々激化し巧妙化するサイバー攻撃の現状を踏まえ、HP 掲載情報の改ざんや閲覧停止等を未然に防

ぐなど、引き続き、安全かつ安定的な稼働を行う必要がある。

刷新システムにおいて、特に 2020 年東京大会におけるサイバー攻撃の脅威の高まりを見据え、IT 広報業務の効率化・合理化に取り組み、運用保守・障害対応、コンテンツ・マネジメント・システムによるサイト管理業務の効率化や災害に対する業務継続を確実なものとしていく必要がある。

3-3 コンテンツの充実及び迅速な情報発信への取組

- 1 システム刷新と合わせ、IT 広報の顔といえる外務省ホームページのリニューアルを行い、トップページの写真サイズを拡大するとともに、新着情報がファーストビューで見えるようにして、最新情報がビジュアル的にもユーザーに迅速に伝わるような改訂を行ったところ、原課と調整し、魅力的なコンテンツとなるよう連携を行う。
- 2 外務省ホームページ及び外務省公式 SNS を活用し、様々な形式の外交行事につき、適切かつタイムリーに情報発信を行っていく。

<u>3-4</u> 外務省ホームページ等へのアクセス件数 (ページビュー数) の合計及び外務省公式ツイッタ -・フェイスブックの閲覧回数の合計 *

外務省ホームページ等については、引き続きアクセス件数の合計を測定指標として増加に努める。 外務省公式 SNS(ツイッター・フェイスブック)については、近年、SNS 各社が適用するアルゴリズムの影響によって、行政機関・企業等の組織の投稿が表示されにくくなっていることに加え、その閲覧回数は有料広告出稿の有無によってもその数値が大きく変動する。このように外務省公式 SNS の閲覧回数は、IT 広報室の活動実績や運用施策とは別の要素である SNS 各社の運用方針等に大きく影響されることから、SNS の閲覧回数については、今後「参考指標」とする。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ(日本語)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj)

・外務省ホームページ(英語)

(https://www.mofa.go.jp)

・外務省ホームページ(携帯版・日本語)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/m)

・外務省ホームページ(携帯版・英語)

(http://www3.mofa.go.jp/mobile)

・在外公館ホームページ一覧

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html)

- ・外務省フェイスブック(日本語・英語)
- ・外務省ツイッター(日本語・英語)

個別分野4 国際文化交流の促進

施策の概要

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るため、(1)文化事業、日本語の普及、海外日本研究の促進、(2)大型文化事業(周年事業)、(3)人物交流事業を行う。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第201回国会外交演説(令和2年1月20日)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定)

測定指標4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進 *

中期目標(--年度)

<u>文化事業等の実施により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。</u>

国際交流基金を通じて「文化のWAプロジェクト」(注)を令和2年度までに着実に実施することで、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020年東京大会)に向け、日本とアジア諸国との双方向の文化交流を強化・促進する。

また「ジャポニスム 2018」や「Japan 2019」といった大規模な日本文化行事を通じて、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮しつつ、事業を着実に実施する。

(注) 平成 25 年 12 月、日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍総理大臣から発表した、令和 2 年までの 7 年間をめどとする新しいアジア文化交流政策「文化の WA (和・環・輪) プロジェクト〜知り合うアジア〜」。

平成 30 年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、 各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

1 在外公館文化事業

特に以下の事業を優先して実施する。

- ・スポーツ関連事業
- · 日本語関連事業
- ・若年層を対象とした親日層開拓事業
- ・日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業
- ・地方の魅力発信事業
- 日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- 和食を通じた日本の魅力紹介事業
- 2 国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した、外交政策に基づき、特に以下の事業を優先して実施する。

- (1)「文化の WA プロジェクト」
- ア "日本語パートナーズ"派遣事業(注)の実施

平成30年度においても、引き続き、地方自治体等との連携及び広報の強化による本件事業への応募者拡大に努め、"日本語パートナーズ"長期派遣については340名程度の新規派遣を行うとともに、50名程度の短期派遣、260名程度の大学連携派遣により、計650名程度の新規派遣を行う。(注)平成25年12月、東京で開催された日・ASEAN特別首脳会議において安倍総理大臣が発表した新しいアジア文化交流政策「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト〜知り合うアジア〜」の中核事業として、平成26年度から、ASEAN諸国等における日本語教育支援を目的として実施している事業。令和2年までの7年間で3,000人以上のシニア・学生等の人材を、現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとして派遣するもので、日本語パートナーは、現地の高校などで、現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援するとともに、派遣先校の生徒や地域住民への日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。

イ 双方向の芸術・文化交流事業の実施

各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業については、平成30年度において、「ふれあいの場」の運営や、防災・多文化共生といった各国共通のテーマを通じた交流を行うなど、下記「文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」と合わせて計200

件以上の事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業及びネットワーク構築・強化事業については、 平成30年度において、アジア各国からの文化人招へい、文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェローシップ供与事業を行うなど、上記「各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業」と合わせて計200件以上の事業を実施・支援する。

文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業については、 平成30年度において、上記目標の達成に向けて、令和2年を見据えて取り組む大規模協働事業を 実施・支援するとともに、地方と連携した事業の推進によりアジア各国との交流のプラットフォ ーム強化を進め、計200件以上の事業を実施・支援する。

(2)「ジャポニスム 2018」

平成30年にパリを中心に開催が予定されている「ジャポニスム2018」に向け、着実に準備を行う。具体的には、事務局運営及び日仏の関係府省庁・関係機関・関係者と連携・調整しつつ、展覧会・舞台公演・映像・生活文化ほか様々な分野における諸事業を実施し、2020年東京競技大会へのつながりを意識しつつ、広報を通じて「ジャポニスム2018」について広く周知するとともに、機運の醸成に努める。

(3) 放送コンテンツ紹介事業

商業ベースでは我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、対日理解、日本理解の増進を図る。計54か国以上、延べ500番組以上の放送達成を目標とする。また、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングを意識して、国内コンテンツホルダー(注)に事業実施で得られた情報の還元を行う。

(注) 提供するテレビ番組等の著作権を保持・所有する個人及び法人等。

施策の進捗状況・実績

1 在外公館文化事業

年度目標に掲げた優先分野を踏まえ、具体的には、マラウイにおける第5回日本大使杯剣道選手権大会(10月、スポーツ関連事業)、韓国における第7回大学生日本語ディベート大会(9月、日本語関連事業)、南スーダンにおけるジュバ大学日本祭り(9月、若年層を対象とした親日層開拓事業)、英国における第10回ジャパン祭り(9月、日本のプレゼンスを示す上で効果的な事業)、ドイツにおけるエッセン日本デー(11月、地方の魅力発信事業)、エクアドルにおけるキト日本祭り(8月、日本の祭り関連事業)、日ポーランド国交樹立100周年記念として実施した和太鼓公演(平成31年1月、周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業)、フランスにおける日本食レクチャー・デモンストレーション(平成31年2月、和食を通じた日本の魅力紹介事業)等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を計約900件実施した。平成29年度から新たに測定指標(以下4-4)として設定した対日理解度は92%、初参加率は62%を達成した。

2 国際交流基金事業

(1)「文化の WA プロジェクト」

ア "日本語パートナーズ"派遣事業の実施

埼玉県、静岡県、福岡県及び国内 15 大学から候補者の推薦に関する協力を得るとともに、全国各地における 67 回の募集説明会の開催、ウェブサイト、フェイスブック及びメールマガジンによる広報を通じて、応募者の拡大に努めた。その結果、平成 30 年度には 12 の国・地域に 635 人を派遣した(平成 30 年度までの累計では延べ 1,860 人を派遣)。派遣種類別では、長期派遣では 330人、短期派遣では 64 人、大学連携派遣では 241 人をそれぞれ派遣した。

イ 双方向の芸術・文化交流事業の実施

「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」について計 217 件の事業を実施・支援した。具体的には、アジア各国からの文化人招へい、アジア最大の舞台芸術プラットフォーム TPAM(Tokyo Performing Arts Market)、メディアカルチャーをテーマとした日本初のプラットフォーム国際イベントMeCA (Media Culture in Asia) 並びに安倍総理大臣及びモディ印首相からのスピーチを得た「アジアの価値観と民主主義シンポジウム」等を実施した。また、「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については計 240 件の事業を実施した。具体的には、青少年混成サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流、アジア各国からの監督及び俳優による共同制作映画「アジア三面鏡」の制作上映、日本各地の国際芸術祭と連携した事業を実施した。

(2)「ジャポニスム 2018」

7月からパリを中心にフランスで開催された「ジャポニスム 2018」では、日本文化の紹介事業と

して、105 件の公式企画・特別企画を実施するとともに、204 件の参加企画を実施した。公式企画では、地方の祭り・文化紹介企画などインバウンド促進に資する企画や柔道交流企画など 2020 年東京大会の機運醸成に資する企画も実施した。全企画の累計参加者数は 350 万人以上であり、フランス及び日本国内における「ジャポニスム 2018」に関する報道は 10,000 件以上あった。

(3) 放送コンテンツ紹介事業

平成29年度に引き続き、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に、対日理解促進、親日感醸成を目的として日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し、延べ53か国・地域で、341番組の放送が開始された(注)。また、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングとして、現地市場環境及び現地テレビ局の番組購入意思等の情報収集を実施し、国内の番組提供者に情報提供を行った。

(注)国際交流基金第4期中期目標「54か国以上、延べ500番組以上の放映」(期間:平成29年度から令和4年度の5年間)に対しては、平成29年度からの累計で目標を達成。

令和元年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、 各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

1 在外公館文化事業

特に以下の事業を優先し、世界各国において年間900件以上の事業を実施する。

- ・スポーツ関連事業
- · 日本語関連事業
- 地方の魅力発信事業
- ・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業
- ・コンテンツ等を活用した新たな親日層開拓事業
- ・日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- ・和食を通じた日本の魅力紹介事業

2 国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した、外交政策に基づき、特に以下の事業を優先して実施する。

- (1)「文化の WA プロジェクト」
 - ア "日本語パートナーズ"派遣事業の実施

引き続き、地方自治体等との連携及び広報の強化による応募者拡大に努め、長期派遣については320名程度の新規派遣を行うとともに、85名程度の短期派遣、275名程度の大学連携派遣により、計680名程度の新規派遣を行う。

イ 双方向の芸術・文化交流事業の実施

「文化のWAプロジェクト」の令和2年の集大成に向けて、日本及びASEAN10か国にて、舞台芸術、映画、スポーツ、日本語教育関連事業等を総合的に紹介する大規模事業「響きあうアジア2019」の準備を進め、実施する。日ASEANハイレベル会合と絡んだ形での事業実施を目指す。

「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」については、計124件以上の事業を実施・支援する。「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については、引き続き、青少年サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流、東京国際映画祭との連携によるアジア映画交流事業等、計147件以上の事業を実施・支援する。

(2) | Tapan 2019

仏での「ジャポニスム 2018」に続き、平成 31 年 3 月から令和元年 12 月の間、米国における日本文化紹介・交流の取組として、日本の文化・芸術を紹介する「公式企画」を国際交流基金が主催・共催等するほか、官民が実施する日本文化紹介事業及び日米交流事業を「参加企画」として認定する。2020 年東京大会へのつながりを意識しつつ、同大会の機運醸成に努める。

(3) 放送コンテンツ紹介事業

商業ベースでは我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、対日理解、日本理解の増進を図る。国際交流基金第4期中期目標(54か国以上、延べ500番組以上の放送達成)の更なる超過達成を目標とする。また、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングを意識して、国内コンテンツホルダーに事業実施で得られた情報の還元を行う。

施策の進捗状況・実績

1 在外公館文化事業

年度目標に掲げた優先分野を踏まえ、具体的には、ミャンマーにおける第 15 回柔道ジャパンカップ (9月、スポーツ関連事業)、韓国における第 8 回大学生日本語演劇大会 (11 月、日本語関連事業)、ブラジルにおける移民祭り (6月、地方の魅力発信事業)、スイスにおける日本祭り (9月、日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業)、ニュージーランドにおける Kids Japanese Festival 2019 (10月、コンテンツ等を活用した新たな親日層開拓事業)、ポルトガルにおけるリスボン日本祭り (6月、日本の祭り関連事業)、日・パラグアイ外交関係樹立 100 周年記念として実施した着物ショー (7月、周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業)、フランスにおける和食レクチャー・デモンストレーション (10月、和食を通じた日本の魅力紹介事業)等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を計約 840 件実施した。平成 29 年度から新たに測定指標 4 - 4 として設定した対日理解度は約 93%、初参加率は約 61%を達成した。

2 国際交流基金事業

(1)「文化の WA プロジェクト」

ア "日本語パートナーズ"派遣事業の実施

埼玉県、静岡県、福岡県、大分県及び国内 15 大学から候補者の推薦に関する協力を得るとともに、全国各地における 66 回の募集説明会開催、ウェブサイト、フェイスブック及びメールマガジンによる広報を通じて、応募者の拡大に努めた。その結果、令和元年度は 12 か国・地域に 515 人を派遣した(令和元年度までの累計は延べ 2,375 人)。派遣種類別では、長期 336 人、短期 32 人、大学連携派遣 147 人となった。

イ 双方向の芸術・文化交流事業の実施

5年に及んだ「文化のWA」プロジェクト」の成果を振り返りながら、日本と東南アジアの文化交流事業を総合的に紹介する祭典「響きあうアジア 2019」を日本及び東南アジアの 3 都市(ジャカルタ、ハノイ、バンコク)を中心に実施した。主たる計 24 件だけでも、約 2 万人を動員し、報道件数は約 1,350 に上った。11 月の日 ASEAN 首脳会議(タイ)では、議長声明にこれまでの事業に対する積極的取組への感謝と事業継続への期待が明記されるとともに、個別でもベトナム、ミャンマー及びラオスの首脳から同旨の発言がある等、「文化の WA プロジェクト」に対し各国首脳より高い評価が示された。

「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」について計 143 件の事業を実施・支援した。また、「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については計 205 件の事業を実施した。具体的には、青少年混成サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流事業等を実施した。

(2) [Japan 2019]

米国において「Japan 2019」を平成31年3月から令和元年12月に開催。『源氏物語』展 in NewYork、「日本美術に見る動物の姿」展、「杉本文楽 曾根崎心中」、演劇・音楽公演等の「公式企画」を計8件実施し、総計43万5千人の来場者があった。また、官民が実施する日本文化紹介事業や日米交流事業の計138件を「参加企画」として認定し、参加者数は約70万人となり、「公式企画」と「参加企画」を合わせた内外の報道件数は、905件となった。

(3) 放送コンテンツ紹介事業

平成30年度に引き続き、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に、対日理解促進、親日感醸成を目的として日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し、延べ84か国・地域で、722番組の放送が開始された。また、将来的に日本のコンテンツの自立的な海外展開のための先行マーケティングとして、事業実施国において現地市場環境及び現地テレビ局の番組購入意思等の情報収集を実施し、国内の番組提供者に情報提供を行った。

令和2年度目標

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、 各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

1 在外公館文化事業

特に以下の事業を優先し、世界各国において年間900件以上の事業を実施する。

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成事業
- ・障害者芸術推進・パラリンピックレガシー継承事業
- ・スポーツ関連事業
- · 日本語関連事業
- ・ 地方の魅力発信事業
- ・日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業

- ・米国地方部の草の根レベルを対象とした事業
- ・中南米日系社会との連携強化事業
- ・日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- ・和食を通じた日本の魅力紹介事業
- 2 国際交流基金事業
- (1)「文化の WA プロジェクト」
 - ア "日本語パートナーズ"派遣事業の実施

引き続き、地方自治体等との連携及び広報の強化による応募者拡大に努め、長期派遣 286 名程度、 短期派遣 41 名程度、大学連携派遣 191 名程度、計 518 名程度の新規派遣を行う。

イ 双方向の芸術・文化交流事業の実施

日本及び ASEAN 諸国にて舞台芸術、音楽芸術、映画事業等で高い水準の事業を実施することで、インバウンド需要が拡大している東南アジアを中心に、観光の目的地としての日本に対する関心や親日感を醸成するために、地方を含めた日本文化・社会の魅力の紹介を行う。

「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」については、計 29 件以上の事業を実施・支援する。「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については、引き続き、日本サッカー協会と連携した ASEAN 諸国とのサッカー交流事業、東京国際映画祭との連携によるアジア映画交流事業等、計 44 件以上の事業を実施・支援する。

(2) 放送コンテンツ紹介事業

これまでは我が国に関するコンテンツへ触れることが多くなかったために、商業ベースによる我が国に関するコンテンツの放送が困難な国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)へ我が国で制作され放映された商業用テレビ番組を提供・放送し、対日理解の増進を図る。国際交流基金第4期中期目標(54か国以上、延べ500番組以上の放送達成)の更なる超過達成を目標とする。また、将来的に日本のコンテンツが自立的に海外展開するための先行マーケティングを意識して、国内コンテンツホルダーに事業実施で得られた情報の還元を行う。

施策の進捗状況・実績

1 在外公館文化事業

世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、各国・地域政府による感染予防対策による制約の下ではあったが、年度目標に掲げた優先分野を踏まえ、具体的には、ラオスにおける日本武道演武会(令和3年1月、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成事業)、中国における日本伝統武道剣道レクチャー&デモンストレーション(12月、スポーツ関連事業)、ミャンマーにおける第21回日本語スピーチコンテスト(10月、日本語関連事業)、インドネシアにおけるおんフェス! Indonesia Japan Online Festival(10月、地方の魅力発信事業)、オランダにおける Embassy Festival 2020における文化紹介(9月、日本のプレゼンスを強化する上で効果的な事業)、米国におけるお月見祭り(9~10月、米国地方部の草の根レベルを対象とした事業)、メキシコにおける日本祭りオンライン 2020(11月、中南米日系社会との連携強化事業)、オーストリアにおける「夏祭り」における日本文化紹介事業(9月、日本の祭り関連事業)、フィジーにおける和食クッキングショー(8~9月、和食を通じた日本の魅力紹介事業)等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を計約216件実施した。平成29年度から新たに測定指標として設定した対日理解度は85%、初参加率は86%を達成した。

2 国際交流基金事業

(1)「文化の WA プロジェクト」

ア "日本語パートナーズ"派遣事業について

地方自治体等との連携及び広報の強化による応募者拡大に努め、2年度の目標のとおり長期派遣286名程度、短期派遣41名程度、大学連携派遣191名程度、計518名程度の新規派遣を行う計画で募集・選考、研修等を計画していたところ、令和元年度末以降の世界的な新型コロナウイルス感染拡大を受け、2年度中の派遣は全て中止とせざるを得なかった。派遣中であった日本語パートナーズについては、全員を帰国させるとともに、帰国後にオンラインでのフォローアップを実施した。他方、スムーズな派遣再開に向けた準備を継続し、令和3年度以降の早期再開を念頭に受入や研修等の事前調整等を行った。

イ 双方向の芸術・文化交流事業について

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける中、実施方法の変更等を行い、感染予防対策を徹底 しつつ最大限の事業実施に努めた。具体的には、日本とアジア諸国の人々の間での国境を超えた人 の移動を伴わない共同事業への助成や、新型コロナウイルス感染拡大下での国際交流の可能性についての議論を配信する「オンライン・アジアセンター寺子屋」事業を実施した。また、東京国際映画祭と連携して「アジア交流ラウンジ」を実施し、日本とアジアの映画人による対談をオンライン形式で行った。

「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」については、計53件の事業を実施・支援した。また、「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業」については計121件の事業を実施した。

(2) 放送コンテンツ紹介事業

商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国・地域を中心に、対日理解促進、親日感醸成を目的として日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し、延べ83か国・地域で、583番組の放送を実施した。新型コロナウイルス感染拡大の状況下にて、現地の要請に基づき、メキシコやロシア等の視聴者に対し本事業でこれまで採用したコンテンツの一定期間無料配信を実施した。

|平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施

中期目標(--年度)

大型文化事業を効果的かつ効率的に実施することにより、各国国民の対日理解を促進し、親日感の 醸成を図る。

平成 30 年度目標

スウェーデン、スペイン、ミクロネシア、エクアドル、中国及びインドネシアにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

以下6か国において、対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。

(1) スウェーデン

日本・スウェーデン外交関係樹立 150 周年の記念イベントとして、櫻間家第 21 代当主櫻間右陣氏率いる能楽シテ方金春流櫻間會による能公演を開催 (5月)。ドロットニングホルム宮廷劇場との共催で開催した同公演には、カール 16 世グスタフ国王王妃両陛下のほか、エヴァ・スヴェドリング副大臣を始め多くの政府関係者、当地の日本関連団体の代表などが来場した。スウェーデンにおいて公演機会の非常に少ない能を上演でき、日本の伝統文化の多様性を広く発信できた。

(2) スペイン

日・スペイン外交関係樹立 150 周年のクロージングイベントとして、マドリード及びバルセロナにおいて現代舞踏公演を実施 (11月)。同公演は、ダンサーの動きに合わせてドローンや照明技術など日本の先端技術を駆使した画期的な企画であったため、現地国民の関心も高く、主要メディアでも大きく報じられ、日・スペイン間の友好関係を促進した。

(3) ミクロネシア

日・ミクロネシア外交関係樹立 30 周年記念イベントとして、ポンペイにおいてアカペラコンサートを実施 (9月)。日本から派遣したアカペラグループ「INSPi」のボイスパーカッション等を交えた日本の歌曲の演奏は、プロミュージシャンのいない同国民に大きな印象を与え、現地唯一の新聞でも賞賛された。併せて行なったワークショップで扱われた『上を向いて歩こう』を「文化祭で披露したい」との声も上がり、歌を通して日本文化を伝えることで、日本への関心を高めることができた。

(4) エクアドル

日・エクアドル外交関係樹立 100 周年の機会に、日本を代表するシンガーソングライターであり、現地日系人社会に大変人気のあるさだまさし氏のコンサートをエクアドル各地で実施し、計 1,900 名を動員した。現地の主要メディアでも大きく報じられ、日・エクアドル間の友好関係強化を促進することができた。

(5) 中国

日中平和友好条約締結 40 周年記念事業として、野村万作・野村萬斎狂言公演を北京にて開催(8月)。一般販売した約 740 席のチケットが発売開始約 30 分で完売するなど、公演前から非常に高い

注目を集めた。公演翌日、在中国大使館にて現地学生等約 200 名を招待して狂言講座を開催し、この講座のネットライブ中継を実施したところ、最大で 19 万人が同時視聴し、SNS 等により広く拡散された。

(6) インドネシア

日本・インドネシア国交樹立 60 周年を記念して、日本から、和楽器ユニット AUNJ クラシック・オーケストラを派遣し、ジャカルタ及びスラバヤにおいて邦楽公演を実施した(平成 31 年 3 月)。 ジャカルタ公演では公演当日に政治デモやスコールに遭い、満席とはならなかったものの(2 公演合わせて約 350 名)、AUNJ とインドネシア人伝統楽器演奏グループとの共演は、参加者からスタンディングオベーションを受け、両国間の友好関係をアピールする大盛況のイベントとなった。また、スラバヤ公演では予定を上回る参加者数(2 公演合わせて約 550 名)で大盛況となったほか、テレビを含む多くのメディア(約 20 件)で報道され、親日感の醸成に寄与した。

令和元年度目標

ポーランド、タイ (日メコン交流 10 周年)、フィンランド、イラン及びペルーにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

以下のとおり、直前の爆弾事件発生のため中止を余儀なくされたタイを除く4か国において、対日 理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。

(1) ポーランド

日・ポーランド国交樹立 100 周年の記念事業として、ワルシャワ及びクラクフにおいて、重要無形文化財保持者の寺井栄能楽師ほかによる能公演を実施(6月)した。ワルシャワ公演では、同地御訪問中の秋篠宮皇嗣同妃両殿下がドゥダ大統領夫妻とともにご来場になったほか、グリンスキ副首相を始め多くの政府関係者や当地の日本関連団体の代表などが来場した。一般市民を対象としたレクチャー、デモンストレーションも両都市で行われ、公演と併せてポーランドにおける更なる対日理解の促進と、新たな親日層の開拓を促進した。本事業については、日本、ポーランド両国の主要メディアでも報じられた。

(2) タイ(日メコン交流10周年)

大型文化事業として8月3日の開催を予定していた日メコン交流年2019記念コンサートは、開催前日にバンコクで発生した連続爆弾事件のため、来場者及び出演者等の安全を優先して開催を見送った。

(3) フィンランド

日・フィンランド外交関係樹立 100 周年記念事業として、テンペリアウキオ教会において、櫻間家第 21 代当主櫻間右陣氏率いる能楽シテ方金春流櫻間會による能公演を開催 (9月) した。岩盤をくり抜いて作られた同教会は、能の演目「殺生石」の雰囲気とも調和し、奥深い能の世界に観客を効果的に引き込むことができた。国会議員、政府関係者を始め多くの来場があり、一般客も含めると当初の想定を上回る約 700 名の来場者を得た。

(4) イラン

日・イラン外交関係樹立 90 周年の記念事業として、ゴレスタン宮殿において、イラン政府関係者、日イラン関連団体及び一般国民を対象に、日本及び日本文化、日・イラン両国の伝統的友好関係を紹介するプロジェクションマッピング上映を3日間にわたり実施(7月)。初日には山田外務大臣政務官及びイラン文化遺産・手工芸・観光庁副長官が出席し挨拶を行った。3日間で計4,000名以上の観覧者を集めるとともに、主要メディアでも多数報道がなされ、イラン政府関係者から一般国民まで幅広い層に発信できた。併せて、現地大学の建築、美術等を専攻する建築、美術等を専攻する学生に対し、日本のプロジェクションマッピング技術や表現力等にかかるセミナーを実施し、日本の技術力への関心を高めることができた。

(5) ペルー

日本人移住 120 周年に当たる「日・ペルー交流年」に際し、和太鼓グループ彩による和太鼓公演を国内で最も格式高い劇場であるペルー国立劇場及び日秘劇場で実施(11 月)した。公演の1週間以上前に入場券が完売するなど大きな注目を集め、大統領顧問や文化相等の政府関係者や各国大使を始めとして2公演で最終的に計2,230名の来場者を得るとともに、多数のメディアにても公演の様子が報道され(15 件)、「日・ペルー交流年」を通じたペルーにおける対日理解の促進、親日感の醸成に寄与した。

令和2年度目標

英国、チェコ、スロバキア、フィジー及びトンガにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

以下のとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、スロバキア及びトンガでの事業は中止を余儀なくされたが、英国、チェコ及びフィジーにおいては、年度当初の計画からの変更も柔軟に行いながら、オンラインも活用しコロナ対策を施した上で、対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。

(1) 英国

「英国における日本文化季間」として、新型コロナウイルス感染拡大を受けたロックダウンにより人々の活動が制限される中、安全に日本文化を体験できる機会を創出すべく、オンラインイベント「Japan Matsuri Presents」を実施した。和太鼓や武道をはじめとする日本の伝統文化から、和食及び日本酒の紹介、現地でも知られている「登美丘高校ダンス部」によるダンス等ポップカルチャーまで、日本の多様な魅力を発信した。視聴者は約3万人に上り、SNSのフォロワー数も1,000名以上増加するなど大きな反響があった。

(2) チェコ

日本・チェコ交流 100 周年を記念し、チェコ上院において、現地団体「なごみ狂言会」によるチェコ語の狂言公演を実施し、その様子を現地の主要通信社であるチェコ通信社がインターネット上でライブ中継を行った。上院議長、外務大臣、投資庁長官等のチェコ議会・政府ハイレベルが多数参加し、高評価を得た。特に、上院議長及び外務大臣が大使とともに冒頭で挨拶を行い、我が国とチェコの基本的価値の共有について共同のメッセージを発信することができ、我が国のプレゼンス強化及び対日理解の底上げに大きく寄与した。

(3) フィジー

日本・フィジー外交関係樹立 50 周年を記念し、フィジー政府要人等 150 人を招いて祝賀行事を実施。フィジー政府代表(コロイラベサウ漁業大臣)、中西哲外務大臣政務官、額賀福志郎日・フィジー友好議員連盟会長からの祝賀ビデオメッセージを上映して、両国の強固な外交関係を印象づけ、周年の雰囲気を盛り上げるとともに、新型コロナウイルス感染拡大のため、日本で撮影した和太鼓団体「DRUM TAO」による和太鼓特別公演のビデオ映像と現地でのフィジー軍楽隊の記念演奏等を組み合わせて行い、日・フィジー間の友好関係、日本文化の魅力を発信し、対日理解を促進した。また、本件イベントの様子をフィジーのメインチャンネルで生中継して 9.3 万人以上に配信、アーカイブの動画再生数は 6,100 回以上となった。

(4) スロバキア及びトンガ

それぞれ、日本・スロバキア交流 100 周年を記念する能公演(9月)、日本・トンガ外交関係樹立 50 周年を記念する着物ショー相互交流(11月)の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染 拡大を踏まえ、来場者及び出演者等の感染回避の観点から開催を見送った。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標4-3 人物交流事業の実施 *

中期目標(--年度)

人的交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、外交活動に活用する。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020年東京大会)に向けては、特にスポーツ分野での人的交流の活性化及び、日本人の国際スポーツ界でのプレゼンス向上を図る。

平成 30 年度目標

人物交流を促進し、中・長期的観点から、海外の親日層・知日層を活用して各国との関係強化を図るため、以下の事業を実施する。

1 留学生交流

外国人留学生在籍者数が 28 万人に、また、帰国留学生会の会員総数が 82,000 人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。

2 招へい事業

招へい実施後の実施主管課による事後調査における被招へい者の目的の達成度合いについて、有効回答数のうち、「達成度が特に高い」と回答する「◎」の割合を90%とする。(注) ◎:達成度が特に高い、○:相当の達成度あり、△:達成度が低い、×:達成度なし

3 JET プログラム

平成 28 年度行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ、引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けた取組を実施し、非英語圏国の増加やスポーツ交流員(SEA)の増加を目指す。

4 スポーツ交流

- (1) スポーツ選手・指導者等の派遣、招へい、器材輸送支援、レセプションを通じてスポーツ外交を推進し、親日派・知日派を育成するとともに、2020 年東京大会に向けた Sport for Tomorrow (SFT) の一層の促進を図る。特に従来からのオリンピック種目、2020 年の新種目に選ばれた種目、日本の伝統競技(武道等)、障がい者種目などをバランス良く実施することで、より 2020 年東京大会の機運醸成につなげる。
- (2)派遣及び招へい事業実施後のフォローアップにて事業の達成度を確認する。また、外交日程との関連づけや実施報告のHP掲載等の広報努力により、効果が認められるプログラムを実施する。
- (3) 平成31年度に予定されている国際サッカー連盟(FIFA)等の幹部選挙における日本人当選に向け、引き続き国際競技連盟(IF)やスポーツ庁、日本オリンピック委員会(JOC)とも連携した側面支援を実施する。

施策の進捗状況・実績

1 留学生交流

在外公館を通じた各種留学広報活動や帰国留学生会支援に努めた結果、外国人留学生在籍者数は 平成29年度実績26万7,000人から29万9,000人に、また、帰国留学生会の会員総数は平成29年 度実績81,360人から88,700人に増加した。具体的には、帰国留学生を地方大学に派遣し、日本留 学講演会を実施し、在外公館においても帰国留学生交流会を開催し、帰国留学生会組織化及び帰国 留学生会入会への働きかけを行った。

2 招へい事業

招へい実施後の実施主管課による事後調査においては、戦略的実務者招へい及び閣僚級招へいのいずれも「◎」の割合が80%となった(「◎、○」の割合は100%)。(注) ◎:達成度が特に高い、○:相当の達成度あり。

3 JET プログラム

JET プログラムでは参加者数が平成 29 年度の 5, 163 人から 5, 528 人に増加した。また、初めてエストニア、リトアニア、タンザニアといった非英語圏国からの招致が実現したこともあり、参加国は平成 29 年度の 44 か国から 54 か国に増加した。

4 スポーツ交流

- (1) SFT の一環として、スポーツ外交推進事業(招へい15件/15か国107名、派遣6件/6か国27名、スポーツ器材の輸送支援13件/13か国等)を実施することにより、親日派・知日派育成の促進に貢献した。また、2020年東京大会に向けて、スポーツクライミングなどの新種目や柔道・空手などの日本の伝統競技及び障害者スポーツを含めた幅広い分野で指導者及び選手の派遣・招へい、関連器材輸送の支援等の協力を実施することで気運醸成に努めた。
- (2) 招へい案件においては在外公館における事業実施後のフォローアップ(招へい者との交流や現場視察等)を、派遣案件については本省におけるフォローアップ(派遣者からの聞き取り)を強化し、事業の達成度や効果について直接参加者等から聴取し、今後の事業企画に活用した。また、外交上効果の高い案件を優先して実施することとし、実施後は外務省 HP のみならず SNS を通じた広報を実施することで事後アンケートにおいて効果が認められる割合を 100%に近づけるよう努めた。
- (3) 国際スポーツ界における我が国のプレゼンスを向上させるべく、国際競技連盟(IF)役員選挙支援(在外公館による働きかけ、大使公邸におけるレセプション、現地日本大使と IF 関係者との関係構築等)を積極的に行った。

令和元年度目標

1 留学生交流

外国人留学生在籍者数が 31 万人に、また、帰国留学生会の会員総数が 90,000 人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。

2 招へい事業

各在外公館及び担当課による PDCA サイクルを踏まえた PDCA テンプレートにおいて、招へい目的 (対日(政策)理解度の変化、満足度・対日好感度の変化)の達成度について、「達成した」と回答 する割合(「5、4」の割合)を100%とするよう努める。(注)5:達成度が特に高い、4:相当の達成度あり、3:達成度あり、2:達成度が低い、1:達成度なし

3 JET プログラム

平成28年度行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ、引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けた取組を実施する。また自治体からの要望数の増加(参加者数の増加)を目指す。

4 スポーツ交流事業

- (1) 外交日程等や周年事業も考慮し、引き続き外交上より効果の高い案件(スポーツ選手・指導者等の派遣、招へい、器材輸送支援、レセプションの開催)を形成・実施していく。
- (2) また、令和2年及び令和2年後も見据えて、一人でも多くの日本人が国際競技連盟等において プレゼンスを高められるよう、日本人候補者が国際競技連盟の役員ポストに立候補する際には、積 極的な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 留学生交流

在外公館職員の地方出張による日本留学説明会の実施や、在外公館主催の帰国留学生交流会開催による帰国留学生会組織化及び入会働きかけ等、在外公館を通じた各種留学広報活動や帰国留学生会支援に努めた結果、外国人留学生在籍者数は平成30年度実績29万9,000人から約31万2,000人に、また、帰国留学生会の会員総数は平成30年度実績88,700人から94,500人にそれぞれ増加した。

2 招へい事業

招へい実施後の実施主管課による PDCA テンプレートを用いた事後調査においては、戦略的実務者招へい及び閣僚級招へいのいずれも「5」の割合が80%となった(「5、4」の割合は100%)

3 IET プログラム

JET プログラムでは参加者数が平成30年度の5,528人から5,761人に増加した。また、初めてミャンマー、チリといった非英語圏国からの招致が実現したこともあり、参加国は平成30年度の54か国から57か国に増加した。

4 スポーツ交流事業

- (1) SFT の一環として、スポーツ外交推進事業(招へい8件/8か国36名、派遣10件/10か国26名、スポーツ器材の輸送支援10件/10か国等)を実施することにより、親日派・知日派育成の促進に貢献した。また、2020年東京大会に向けて、追加種目となった野球や空手、柔道といった日本の伝統競技、並びに障害者スポーツを含めた幅広い分野で指導者及び選手の派遣・招へい、関連器材輸送支援等の協力を実施し気運醸成に努めた。
- (2) 招へい案件においては在外公館における事業実施後のフォローアップ(招へい者との交流や現場視察等)を、派遣案件については本省におけるフォローアップ(派遣者からの聞き取り)を強化し、事業の達成度や効果について直接参加者等から聴取し、今後の事業企画に活用した。また、外交上効果の高い案件を優先して実施することとし、実施後は外務省 IP のみならず、新たに立ち上げたスポーツに特化した外務省ツイッターを通じた広報を実施することで事後アンケートにおいて効果が認められる割合を 100%に近づけるよう努め、結果 100%を達成することができた。
- (3) 国際スポーツ界における我が国のプレゼンスを向上させるべく、具体的には体操、バドミントン、スキー、ライフル射撃等の国際競技連盟(IF)役員選挙支援(在外公館による働きかけ、大使公邸におけるレセプション、現地日本大使と IF 関係者との関係構築、海外からの選手招へいを通じた人脈構築等)を積極的に行った。

令和2年度目標

1 留学生交流

外国人留学生在籍者数が引き続き増加するように、また、帰国留学生会の会員総数が 98,000 人に 増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。

2 招へい事業

各在外公館及び担当課による PDCA サイクルを踏まえた PDCA テンプレートにおいて、招へい目的 (対日(政策)理解度の変化、満足度・対日好感度の変化)の達成度について、「達成した」と回答する割合(「5、4」の割合)を100%とするよう努める。(注)5:達成度が特に高い、4:相当の達成度あり、3:達成度あり、2:達成度が低い、1:達成度なし

3 JET プログラム

平成28年度行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ、引き続き広報活動の強化等応募者の増加に向けた取組を実施する。また、自治体からの要望数の増加(参加者数の増加)を目指す。

4 スポーツ交流事業

(1)外交日程等や周年事業に加えて2020年東京大会を通じた二国間交流を考慮し、引き続き外交上より効果の高い案件(スポーツ選手・指導者等の派遣、招へい、器材輸送支援、レセプションの開

- 催)を形成・実施し、効果が認められる事業の割合を100%とするよう努める。
- (2) また、2020年東京大会後を見据えて、一人でも多くの日本人を国際競技連盟等に送り出し日本のプレゼンスを高められるよう、また既に役員である日本人候補者の更なる活躍を後押しするため、日本人が国際競技連盟の役員ポストに立候補する際には、スポーツ庁や日本オリンピック委員会等の関係機関と緊密に連携しつつ、積極的な支援を行う。
- 5 対日理解促進交流プログラム
- (1) 招へい・派遣事業の参加者が、本事業参加中の経験や所感、日本の魅力等をフェイスブック等の SNS やブログ等のツールを活用し、1人当たり8以上の対外発信を行う。
- (2) 国内外において、実施団体等が事業ごとにプレスリリースを発出し、本事業1事業当たり2件以上のメディア掲載・報道が行われるよう取り組む。
- (3) 招へい・派遣事業の参加者が、本事業による招へい・派遣期間中に、グループごとに各々の訪日成果を共有し、帰国後に本事業で得た学びや日本の魅力について発信するための「アクション・プラン」を策定する。参加者は、同プランを発表し、実施する。

施策の進捗状況・実績

1 留学生交流

コロナ禍の下、水際対策のため、外国人留学生が入国できず外国人留学生在籍者数は減少した。在 外公館においては対面での日本留学説明会などの広報活動や帰国留学生交流会の活動が困難とな り、オンラインでの実施に切り替えるなどの工夫を行った。各国における帰国留学生会の組織化は 進展し、会員総数は令和元年度の約94,000人から約106,000人に増加した。

2 招へい事業

新型コロナの影響により、国際的な人の往来ができず、人の移動を伴う事業を実施することはできなかったが、オンラインを用いた面会やウェビナー形式のセミナー等の実施に切り替えるなどの工夫を行った。

3 JET プログラム

新型コロナの感染拡大による水際対策強化により、新規参加予定者の入国が大きく減少せざるを得ない中、134名の参加予定者が検疫を含む感染対策を徹底した上で入国し、任用先へ赴任した。在外公館における新規参加応募者は前年度より400名以上増加し、応募者に対する面接等はオンラインを活用しつつ優秀な人材の発掘に務めた。

4 スポーツ交流事業

- (1) 新型コロナの世界的な感染拡大により、人の移動を伴う事業(スポーツ選手・指導者等の派遣、招へい)及び人が集まる事業(在外公館におけるレセプション)は実施できなかったものの、器材輸送支援を通じた協力を行った。
- (2) 国際スポーツ界においても新型コロナの影響により、国際競技連盟における役員選挙の延期やオンラインでの選挙実施により、従来の在外公館を活用した積極的な支援は困難であったものの、関係機関と連携しつつ器材輸送支援などの側面支援を行った。
- 5 対日理解促進交流プログラム

新型コロナウイルスの影響により、参加者の訪日及び派遣が延期となったため、当初設定した目標値(8件)は測定できなかったが、国際的な人の往来ができない状況下において、オンラインとオフラインを併用したプログラムを企画し、人的交流を継続した。具体的にはオンラインを通じたウェビナー、視察、意見交換等のプログラムを実施し、対日理解の促進及び日本に関する対外発信の強化を図った。また、同窓会等のオンラインのプログラムも実施し、同窓生は訪日プログラムの経験を活かした帰国後の活動(自身のプログラムでの体験を広く派遣機関内で共有する場の設定、同体験に基づいた対日理解イベントの企画等)等についての発表を行った。更に、親日派・知日派の裾野を広げるべく、参加者はウェビナーや交流会への参加経験について、SNS 等を通じて多くの人々に共有した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標4-4 在外公館文化事業についての事業評価									
中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		平成 30·令和 元・2年度目		
年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	標の達成状況		
_	① A 及び B	198%	①A及びB	199%	① A 及 び B	① 98%	b		

評価の総数		評価の総数		評価の総数		
が総事業件		が総事業件		が総事業件		
数の 95%以		数の95%以		数の 95%以		
上		上		上		
② A 及 び B	292%	②A及びB	293%	② 5 段階評	285%	
評価の総数		評価の総数		価の平均値		
がアンケー		がアンケー		が 4.5 以上		
ト実施総件		ト実施総件				
数の 80%以		数の80%以				
上		上				
③初参加率	362%	③初参加率	361%	③初参加率	386%	
の平均が		の平均が		の平均が		
30%以上		30%以上		30%以上		

①在外公館文化事業評価におけるA及びB評価の事業の割合

(注) A:効果が特に大、B:相当の効果あり、C:効果が少ない、D:効果がなく今回限りとする

②対日理解度:A及びB評価のアンケート実施総件数に対する割合

(注) A: 関心や理解が深まった、B: 関心や理解が少し深まった、C: 関心や理解はあまり深まらなか

った、D:関心や理解が無くなった、E:変化はなかった

③初参加率:初参加者の割合

評価結果(個別分野4)

施策の分析

【測定指標4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進 *】

1 在外公館文化事業

日本の祭り関連事業として、エクアドルにおける「キト日本祭 2018」(平成 30 年 8 月)やポルトガルにおける「第 9 回リスボン日本祭り」(令和元年 6 月)、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成事業として、オーストリアにおける「オンライン夏祭り」(令和 2 年 9 月)、スポーツ関連事業として、マラウイにおける「第 5 回日本大使杯剣道選手権大会」(平成 30 年 10 月)やミャンマーにおける「第 15 回柔道ジャパンカップ及び柔道デモンストレーション」(令和元年 9 月)、和食を通じた日本の魅力紹介事業として、ストラスブール(フランス)における「和牛を用いた日本食レクチャー&デモンストレーション」(令和元年 2 月)、リヨン(フランス)における「和食レクチャー&デモンストレーション」(令和元年 10 月)、フィジーにおける「和食クッキングショー」(令和 2 年 9 月)等を実施した。なお、令和 2 年度は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、従来の集客型事業の実施が困難になったことから、各公館は積極的にオンラインや SNS を活用した事業を企画・実施し、フィジーでは、同国で最も多く視聴されている地上波テレビ・チャンネル「フィジー・ワン」で在外公館文化事業を放送する等の工夫もみられた。これら各国の事業において高い広報効果を得るなどし、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に寄与した。(平成 30・令和元・2 年度:海外における文化事業等(達成手段①))

2 国際交流基金事業

(1) 「文化の WA」 プロジェクト

ア "日本語パートナーズ"派遣事業

ASEAN 諸国をはじめとするアジア地域における日本語教育支援のため、日本語パートナーズを過去3か年で1,150人、12の国・地域の機関へ派遣した(令和2年度末までに延べ2,375人を派遣)。特に、地方自治体及び国内大学との候補者募集に関する連携や、地方都市における募集説明会の開催、ウェブサイト等を通じた広報に努めた。また、過去3か年の派遣から帰国した1,150人の受入校を対象に実施した調査によれば、日本語パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数は合計781,967人に達しており、日本語教育支援、対日理解の促進及び親日感の醸成に貢献した。他方、令和2年度については、世界的な新型コロナウイルス感染拡大に伴い全ての派遣を断念せざるを得なかったが、各地のIT環境等に応じ、帰国者によるオンライン等による日本語教育支援を行った。(平成30・令和元・2年度:アジア文化交流強化事業(達成手段③))

イ 双方向の芸術・文化交流事業について

平成30年度は、過去5か年にわたって事業を集中的かつ継続的に実施した結果として、成果が目に見える形で現れた年であった。映画分野では、平成28年より実施している「JFF(日本映画祭)ア

ジア・パシフィック・ゲートウェイ構想」の一環で実施したタイでの事業が、オープニングイベントにテレビ局 14 媒体が取材に来るなど注目を集め、延べ 60 分の報道が為されたことも後押しとなり、平成 30 年度に商業上映された日本映画作品数は前年比 125%となり、日本映画の海外展開にも貢献した。また、スポーツ分野では、青少年混成サッカーチーム「ASIAN ELEVEN」の交流を行い、ASEAN 各国から関係者招へい研修を行うと同時に、現地で 294 名の選手育成に貢献した。

令和元年度には、日本と東南アジアの文化交流事業を総合的に紹介する祭典「響きあうアジア 2019」を日本及び東南アジアの3都市(ジャカルタ、ハノイ、バンコク)を中心に実施した。24 件の主要事業に2万人を動員したプロジェクトであり、報道件数は約1,350 に上った。

さらに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、オンラインを活用した事業 形態で国際文化交流に貢献した。結果として、「各国文化紹介、情報提供事業及び市民交流事業」及 び「文化芸術・知的交流分野の交流事業及びネットワーク構築・強化事業」について計53件の事業 を実施・支援した。また、「文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成 果発信事業」については計121件の事業を実施し、アジア諸国との双方向の交流を促進・強化した。

なお、令和2年10月、ベトナムの日越大学における菅総理大臣の政策スピーチにおいて、「文化のWA」プロジェクトの後継となる魅力ある文化交流事業を打ち出していきたい旨表明した。また、同11月には、オンラインで実施された日ASEAN首脳会議(議長国ベトナム)の議長声明に、日ASEANのスポーツ・文化交流及び人的交流を促進するアジアセンターの平成26年以降の積極的な努力に対する評価とともに将来にわたる本プログラムの延長に対する期待が、令和元年度に引き続き、明記された。このように、これまでの事業における積極的取組への評価と事業継続への期待が示されている。(平成30・令和元・2年度:アジア文化交流強化事業(達成手段③))

(2) 放送コンテンツ紹介事業

対日理解促進、親日感醸成を目的とし、放送コンテンツという媒体を用いて継続的に日本のテレビ番組の無償提供事業を実施し続けることで放送枠を維持することにより、延べ104か国・地域で、1,646番組の放送を実施し、例えばロシアにおいて手塚プロダクションと国際交流基金が共同制作したアニメ『鉄腕アトム』及び『ブラック・ジャック』ロシア語版の配信権を現地VOD配信サイトが購入する等、これまで商業ベースで日本のコンテンツが放送されにくかった国・地域での販売を促進した。

加えて、海外での放送反響、番組購入への関心や、番組放送に関わる商習慣、各放送局の特徴等、 今後の日本の放送コンテンツ市場の開拓に有益な情報を日本のコンテンツホルダーに還元すること で、将来的な商業展開への基盤整備の一助となった。対日理解の促進、親日感醸成を目的として来年 度も引き続き着実に事業を実施すると共に、これまでの実績を生かし先行マーケティングとしての 貢献をすることが重要である。(平成 30・令和元・2年度:独立行政法人国際交流基金運営費交付 金(達成手段②))

【測定指標4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施】

平成30年度は、スウェーデン、スペイン、ミクロネシア、エクアドル、中国及びインドネシア、令和元年度は、ポーランド、フィンランド、イラン及びペルーにおいて大型文化事業を実施した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、本邦からのアーティストの渡航制限や現地の感染予防対策の厳格化等による集客型事業の実施制限等の影響を受けスロバキア及びトンガでは事業の中止を余儀なくされたものの、英国、チェコ及びフィジーでは、来場者数を制限したり、オンラインを活用する等の工夫により安全を確保したりしながら事業を実施して、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進及び親日感の醸成を図ることができた。(平成30・令和元・2年度:海外における文化事業等(達成手段①))

【測定指標4-3 人物交流事業の実施 *】

1 留学生交流

外国人留学生在籍者数が令和元年5月には目標の30万人を超え、31万人に達したが、令和2年度はコロナ禍の下、水際措置により外国人留学生の入国が困難となった。また令和2年には在外公館における対面での留学説明会開催や帰国留学生交流会の開催が困難となり一部オンライン形式の実施に切り替えた。平成30~令和2年度の3年間で帰国留学生会が新たにアゼルバイジャン、トルクメニスタン、モーリシャス、モザンビーク、シエラレオネ、アラブ首長国連邦、ロシア、アルメニアで発足し、会員総数は目標の9万8千人から令和3年1月には10万人を超えたことにより、帰国留学生会の組織化は進展し、親日派・知日派の育成の観点から有益であった。(平成30・令和元・2年度:留学生交流事業(達成手段⑥))

2 招へい事業

平成30年度及び令和元年度においては、戦略的実務者招へいの枠組みで260人、閣僚級招へいの枠組みで22人を招へいし、ハイレベルとの有意義な意見交換や視察を行い、対日理解促進につながったほか、国際機関の選挙協力や邦人職員増強、我が国国民の現地における経済活動への支援等につながった。また、招へい目的の達成度についても、実施後の主管課等による事後調査において概ね目標とした高い評価を得ることができた。(平成30・令和元年度:戦略的実務者招へい(達成手段④)、平成30・令和元年度:閣僚級招へい(達成手段⑦)、令和2年度:閣僚級及び戦略的実務者招へい(達成手段⑩))

令和2年度においては、新型コロナの影響により、国際的な人の往来ができず、人の移動を伴う事業を実施することはできなかったが、オンラインを用いた面会やウェビナー形式のセミナー等の実施に切り替えるなどの工夫を行い、オンラインによる戦略的実務者招へい事業として7件(42名参加)実施したことは、コロナ禍における新たな人物交流の様式として有益であった。代替手段であるオンラインを用いた面会やウェビナー形式のセミナーであっても、対日理解促進につながる事業として、今後、実施件数や参加者数を増やすことが求められる。

3 IET プログラム

平成 30 年度から令和元年度においては、自治体の要望に応え約 5,500~5,800 名のプログラム参加を実現した。また、非英語圏からの招致国の増加等もあり参加国が 57 か国にまで増えたことは、国内での JET プログラム参加者への需要が年々増していることの証左と言え、また、在外公館における新たな候補者の発掘に向けての精力的な広報活動の成果と考えられる。令和 2 年度においては、新型コロナの感染拡大による水際対策強化により、新規参加予定者の入国が大きく減少せざるを得ない中、一部 134 名の入国が実現し、また、コロナ禍のさなか応募者数が 400 名以上増加したことは、自治体の JET プログラム参加者への需要が依然潜在的に高いこと、また、従来からの在外公館における新たな候補者の発掘に向けての精力的な広報活動及び帰国後 JET 参加者(元 JET)による自国内における日本文化の対外発信の成果と考えられる。(平成 30・令和元・2 年度: 語学指導を行う外国青年招致 (JET プログラム) (達成手段⑤))

4 スポーツ交流事業

平成30年度及び令和元年度においては、スポーツ外交推進事業にて、外国人選手、指導者、スポ ーツ関係者等の招へい(23件・21 か国)と、日本人指導者の派遣(16件・15 か国)を実施した。 日本で指導を受けた海外の指導者が、その経験を自国に戻ってさらに多くの選手に伝えるなどの二 次的な効果もあり、スポーツを通じた国際貢献(SFT)の促進に貢献している。派遣・招へいの各事業 においては参加者に対するフォローアップを実施して満足度を測っており、多くの参加者から「最 先端のトレーニング技術や日本での経験を自国の選手や指導者に還元した」とのコメントを得るな ど、意義のあるものとなった。在外公館においても、日本から選手団が派遣された機会を捉えて、現 地のスポーツ当局や関係者との交流を図るためのレセプションを実施することで、東京大会に向け た機運の醸成、日本のスポーツ施策の広報に貢献することができた。また、日本人が立候補している 国際競技連盟の役員選挙に際しては、国際競技連盟や現地スポーツ当局関係者等との在外公館主催 レセプションを実施することで、官民連携で候補者を支援し、国際スポーツ界における日本のプレ ゼンス向上に寄与した。令和2年度に関しては、新型コロナの世界的な感染拡大により、人の移動を 伴う事業(スポーツ選手・指導者等の派遣、招へい)及び人が集まる事業(在外公館におけるレセプ ション) は実施できなかったものの、器材輸送支援を通じて、相手国の競技力向上及び国際スポーツ 界の日本人のプレゼンス拡大に資する支援を行った。(平成30・令和元・2年度:スポーツ外交推進 事業(達成手段⑩))

5 対日理解促進交流プログラム

令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響により実際の人の往来は困難であったため、オンラインにより交流を継続し、日本に関する対外発信を強化した。オンライン交流に参加した3,500人以上が日本と各国・地域との関係についてのウェビナーに参加し、活発な意見交換を行ったことは、対日理解を促進し、訪日への期待と日本に対する関心を高め、結果、親日派・知日派の発掘に資する効果があった。また、日本と北米、中国、韓国、東南アジア、フランス、ドイツ、スペイン、中南米諸国においてオンライン同窓会等を実施し1,100人以上が参加したことは、過去参加者と日本とのつながりの強化、親日感の醸成による親日派・知日派の形成に有益であった。(令和2年度:親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金(対日理解促進プログラム)(達成手段③))

【測定指標4-4 在外公館文化事業についての事業評価】

在外公館文化事業評価におけるA及びB評価の割合(平成30年度98%、令和元年度99%、令和2年度98%)、対日理解度(平成30年度92%、令和元年度93%、令和2年度85%)、初参加率(平成30年度62%、令和元年度61%、令和2年度86%)は、いずれも概ね高い結果となっており、各国国民の対

日理解の促進や親日感の醸成を図ることができた。また、令和元年度の初参加率の微減を受け、参加者が固定化しているような低い初参加率の事業の見直しや、SNS 等を更に活用した広報の強化、裨益対象の拡大を図る方策を講じるよう令和2年度の事業計画の策定や査定に反映させる等、PDCA サイクルをいかして事業の改善を行った。(平成30・令和元・2年度:海外における文化事業等(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

各国における世論形成や政策決定の基盤となる国民一人一人の対日理解を促進するとともに、日本のイメージを一層肯定的なものとすることは、国際社会において日本の外交政策を円滑に実施していく上で重要である。その際、我が国文化の総合的かつ戦略的な発信及び人物交流を進めることは、対日関心の醸成、対日理解の増進等の観点からも不可欠な施策である。

上記理由により、各国・地域の対日理解を促進し、また、親日感の醸成を図るとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進 *

在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図るとの令和2年度目標は適切であった。

各国における世論形成や政策決定の基盤となる国民一人一人の対日理解を促進するとともに、日本のイメージを一層肯定的なものとすることは、国際社会において日本の外交政策を円滑に実施していく上で益々重要になっている。引き続き在外公館や国際交流基金を通じて諸外国において良好な対日イメージを形成し、日本全体のブランド価値を高めるとともに、対日理解を促し、親日派・知日派を育成するため、様々な交流事業の展開・促進・支援を行う。国際交流基金事業は、5年ごとに中期目標を設定しているところ、同目標に基づき定めた各種基準によって適切に事業評価を行い、その後の事業の計画や実施に活かしていく。

4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施

平成30~令和元年度の本件施策の分析のとおり、我が国との外交上大きな節目(周年)の機会を捉えた大型文化事業の実施により、各国における対日理解の促進と親日感の醸成を図るとの目標は適切だった。周年を迎える主要な国において、日本文化を大々的にプレイアップする大型文化事業を実施することは、当該国における我が国のプレゼンスを高めるとともに、相手国との相互信頼や友好関係の強化において極めて重要であり、今後も引き続き周年の機会を捉えて、現地のニーズを十分に踏まえ、効果的かつ効率的な事業の実施に努める。

4-3 人物交流事業の実施 *

人物交流事業の実施 留学生交流、各種招へい事業、JET プログラム、スポーツ交流事業を通じて人物交流を促進し、各国の親日層・知日層の形成・発展を図り、相手国との二国間関係強化の基盤を作るとの 30 年度目標は適切であった。新型コロナウイルスの世界的な感染状況での経験・成果も踏まえ、オンライン等も取り入れて、引き続き人物交流事業を実施していく。

ア 留学生交流事業

中・長期的に親日派外国人を育成していく観点から、優秀な国費留学生を確保し、帰国後も良好な関係維持に引き続き取り組む。

イ 招へい事業

海外で、多様な国の指導的立場にある人物に対し、効率的に対日理解の促進が可能であるため、 引き続き取り組む。

ウ JET プログラム

日本国内における外国語(英語)教育の強化に伴い、在外公館における募集・広報強化を通じて、より多くの優秀な候補者の発掘を行うことが必要である。帰国後の JET 参加者(元 JET) が日本文化関連行事等で対外発信を行うことは、プログラム応募者の増加並びに親日派及び知日派の育成を図るという観点で相乗効果があり、引き続き全般的な拡充を図りつつ事業を実施する。

エ スポーツ交流事業

2020 年東京大会ホスト国として、スポーツを通じた国際貢献が親日派・知日派の育成につながるという観点から、スポーツ外交推進事業のスキームを活用した派遣・招へい、器材輸送支援及び在外公館レセプションを着実に実施し、国際スポーツ界における日本のプレゼンス向上に取り組む。

オ 対日理解促交流プログラム

将来を担う人材の招へい・派遣を通じた、対日理解促進、対外発信の強化、親日派・知日派の発掘を行う観点から、オンライン・オフライン併用プログラムの実施による事業継続、本事業趣旨に沿ったプログラム内容の実施、適切な参加者の選定に努め、より効率的、効果的で有意義な事業となるよう取組む。

4-4 在外公館文化事業についての事業評価

自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言(平成28年12月14日)において、定量的目標を厳格に定めるべきとされたこともあり、平成29年度から在外公館文化事業についての事業評価に新たに対日理解度(80%以上)及び初参加率の平均(30%以上)の2指標を含めることとした。これにより、事業を通じた対日理解度の変化、潜在的な対日関心層の拡大の把握が可能となったため、今後も対日理解の促進及び親日感の醸成を測る適切な定量的指標として、同水準の目標を維持する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・令和2年版外交青書(外交青書2021)

第3章 第4節 各論1「戦略的な対外発信」、各論2「文化・スポーツ・観光外交」

・国際交流基金ホームページ

日本語教育[言語]

(https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/)

留学生交流

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/ryu/index.html)

(https://www.studyinjapan.go.jp)

JET プログラム

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sei/jet/index.html)

スポーツ・フォー・トゥモロー

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page24_000800.html)

対日理解促進交流プログラム

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page23_001476.html)

個別分野 5 文化の分野における国際協力の実施

施策の概要

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無償資金協力を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第201回国会外交演説(令和2年1月20日)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定)

測定指標5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

中期目標 (--年度)

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献を通じて、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成 事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我 が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

「世界の記憶」事業が、加盟国の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に合うものとなるよう、引き続き、制度改善に取り組んでいく。

平成 30 年度目標

- 1 (1) ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には、総会及び執行委員会において、持続可能な開発目標(SDGs)の4(教育)の各国における実施を促進すること、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において、有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。
 - (2)上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、アズレー新事務局長との協力関係を強化するとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。
- 2 ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、平成29年10月の執行委員会で全会一致で採択された決議の内容をもとに、同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うものとなり、また、事業の透明性が確保されるよう、責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。
- 3 ユネスコに設置されていた3つの日本信託基金(文化遺産保存日本信託基金、無形文化遺産保護日本信託基金、人的資源開発日本信託基金)が平成30年度予算から国連教育科学文化機関拠出金に統合されることを踏まえ、既存の日本信託基金の事業で行われてきた途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や保護の推進、人材育成事業の実施に貢献することに加え、情報コミュニケーションや自然科学、人文・社会科学といったより幅広い分野でユネスコの掲げる理念の実現に貢献する。
- 4 国連大学については、年1回の我が国政府とのハイレベル協議を通じて緊密な意思疎通を図ると ともに、持続可能な開発等地球規模課題の分野における国際会議やシンポジウム等の行事・事業で の協力により政策発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 (1) ユネスコについては、執行委員国として第 204 回及び第 205 回執行委員会といった意思決定の場や、第 42 回世界遺産委員会、第 13 回無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、予算策定や、「世界の記憶」事業の制度改善、有形・無形の文化遺産の保存・修復等の各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。アディスアベバ(エチオピア)に所在するユネスコ・アフリカ能力開発国際研究所(IICBA)に対して、SDGs の 4 (教育)、5 (平等)、16 (平和と公正)の促進のため、教員の教育を通じたアフリカ(アルジェリア、エチオピア、カメルーン、スーダン、セネガル、チャド、中央アフリカ共和国、ブルキナファソ、ナイジェリア、ニジェール、マリ及びモーリタニア)若年層の過激主義への傾倒の抑制及び平和構築支援を 4 月から 1 年間にわたって支援している。これまでの我が国からの IICBA 支援により裨益した国からの経験の共有と協議を踏まえ、対象国 12 か国からアフリカ連合高官、教育行政官など 28 名が 7 月末から 2 週間にわたり東京と広島を訪問し、我が国の国会議員、文部科学省、外務省、JICA、上智大学などを訪問、広島においては広島平和記念資

料館訪問のほか、平和記念式典へ公式に参列した。

- (2)10月に安倍総理大臣がパリを訪問した際、アズレー事務局長の表敬を受け、制度改善の必要性及び今後の一層の協力関係の強化を確認した。また、日本人職員送り込みにつき、幹部ポストの候補者洗い出しを行ったほか、政務レベル及び事務レベルの双方で累次働きかけた。
- 2 「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう、ユネスコ事務局や他の加盟国に対し、「世界の記憶」事業の制度改善に向けた働きかけを行った。その結果、4月の第204回執行委員会においては、加盟国の関与が少ない事務局作成の行動計画案は採択されずに、10月の第205回執行委員会において、より一層の加盟国の関与を確保することとした内容の行動計画が全会一致で採択された。その後、この行動計画に基づく加盟国ワーキンググループが立ち上げられ、制度改善に係る議論が行われている。我が国としては関係国や事務局に対する働きかけを引き続き行っている。
- 3 日本信託基金を通じ、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し、裨益国への技術移転を図りつつ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献しており、また、平成30年度から開始した国連教育科学文化機関拠出金の下でも、ユネスコのAI分野の取組を支援する経費を拠出する等ユネスコの新たなイニシアティブ推進に貢献した。なお、信託基金事業の状況のモニタリングとして、日本政府とユネスコが信託基金の運用等につき協議するレビュー会合(11月に開催)の機会に実施事業の有効性及び進捗状況、ドナーのビジビリティ確保等を確認し、申入れを行ったほか、実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度我が国の承認を得るようにした。また、レビュー会合を開催したり、定期的に実施状況や財務報告書を提出させるなどしてモニタリングを強化した。
- 4 国連大学については、我が国政府との間で4月にハイレベル協議を実施した。国連大学からは学長を始めとする幹部、関係省庁からは局長レベルが参加し、様々な協議を行い、共同行事・事業等について緊密な意見交換を行った。国連大学は、政府や民間企業とも連携し、SDGsに関連する行事の開催や広報への協力を通じて、日本の地球規模課題の分野への取組について広く国内外に情報発信を行った。12月に第70回国連大学理事会が東京で行われた際には、ホスト国である我が国関係者との協力促進を目的として、外務省主催レセプションを開催した。また、日本のサステイナビリティ高等研究所(UNU-IAS)の大学院プログラムは、東京大学と上智大学とのジョイント・ディプロマ及び同大学を含む日本の大学との単位互換を進めるなど質的な向上にも取り組んでおり、平成30年の修士、博士課程への出願は合計541名、うち修士12名、博士3名が入学した。卒業生は自国の政府機関や国際機関に就職するケースが多い。
- 5 モーリシャスのポートルイスにて行われた第 13 回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、 我が国が推薦していた「来訪神:仮面・仮装の神々」が無形文化遺産に登録された。

令和元年度目標

- 1 (1) ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には、総会及び執行委員会において、 SDGs 4 (教育) の各国における実施を促進すること、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において、有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。
 - (2)上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、アズレー事務局長との協力関係を強化するとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。
- 2 ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、平成30年10月の執行委員会で全会一致で採択された行動計画に基づき、令和元年10月の執行委員会に最終統合報告書が提出されることとなっているところ、同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿うよう、責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。
- 3 国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や 保護促進、人材育成、防災、教育等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調整の下に実施することで、ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で 我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。
- 4 (1) 国連大学については、日頃から緊密な意思疎通を図るとともに、年1回の我が国政府とのハイレベル協議を通じて SDGs を始めとする我が国の推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム等の行事・事業での協力により政策発信を行う。
 - (2) 我が国で開催される国際行事での協力をきっかけとして、国連大学と我が国の連携の幅を更に広げる。

- (3) 国連の枠組みの一部である国連大学の活動を、日本にある本部を拠点に世界各国の国連大学研究所のネットワークを通じて、世界全体に発信していく。ホスト国として本部と国連大学サステイナビリティ高等研究所(UNU-IAS)大学院の国内外での活動協力や本部施設が適切に維持・管理できるよう支援する。
- (4) 国連大学サステイナビリティ高等研究所 (UNU-IAS) 大学院に対して日本人学生の関心を高めるための広報及び同大学院での研究を通じて、将来的に国際機関や政府機関で地球規模課題解決に貢献する国際的な人材の育成を促す。
- 5 令和元年アゼルバイジャンで開催予定の第43回世界遺産委員会において、我が国が推薦している 「百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群」の世界遺産登録を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ユネスコについては、執行委員国として第 206 回及び第 207 回執行委員会といった意思決定の場や、第 43 回世界遺産委員会、第 13 回無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、予算策定や、「世界の記憶」事業の制度改善、有形・無形の文化遺産の保存・修復等の各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。アディスアベバ(エチオピア)に所在するユネスコ・アフリカ能力開発国際研究所 (IICBA) が実施している教員の教育を通じたアフリカの若年層の過激主義への傾倒の抑制及び平和構築支援や、サブサハラ・アフリカ諸国の中等教員教育を通じたジェンダーに配慮したSTEAM 教育の促進を支援した。
 - (2) 8月にアズレー事務局長が TICAD 7の機会に訪日した際、安倍総理大臣及び河野外務大臣と会談し、制度改善の必要性及び今後の一層の協力関係の強化を確認した。人事については、9月、人事部長に日本人が着任した。
- 2 「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう、ユネスコ事務局や他の加盟国に対し、「世界の記憶」事業の制度改善に向けた働きかけを行った。平成30年10月の第205回執行委員会において全会一致で採択された、より一層の加盟国の関与を確保することを内容とした行動計画に基づく加盟国ワーキンググループが立ち上げられ、制度改善に係る議論が行われたが、加盟国間の意見がまとまらず10月の第207回執行委員会において、更に1年間の議論継続が決定された。
- 3 日本信託基金を通じ、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し、裨益国への技術移転を図りつつ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献しており、また、平成30年度から開始した国連教育科学文化機関拠出金の下でも、ユネスコのAI分野の取組に対して人的・資金的援助を通じてユネスコのイニシアティブ推進に貢献した。なお、信託基金事業の状況のモニタリングとして、日本政府とユネスコが信託基金の運用等につき協議するレビュー会合(令和2年2月)の機会に、日本からの拠出金が事業に効果的に使用されていること及び事業の進歩状況の確認を行った。その際に、無駄のない予算配分及び実効性ある事業計画とするよう決めたほか、日本からの支援であることが裨益国で共有されるように、我が国のプレゼンス確保の申入れを行った。

また、治安や天候悪化の影響でやむを得ず事業実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度説明を求め、承認プロセスの篩にかけるようにした。

- 4 (1) 国連大学については、我が国政府との間で令和元年3月にハイレベル協議を実施した。国連大学からは学長を始めとする幹部、関係省庁からは局長レベルが参加し、国連大学のビジビリティ強化や、大型行事における我が国との協力等幅広い分野で意見交換を行った。日頃から SDGs に関連するシンポジウムやセミナーを通じて、政府や民間企業とも連携し、日本の地球規模課題の分野への取組について広く国内外に情報発信を行った。ハイレベル協議だけでなく、日頃から話し合いの場を設け、意見交換や活動が円滑に運ぶよう支援をした。
 - (2)5月に東京都主催で開催したU20の機会には、マローン学長が基調講演を行い、8月のTICAD 7の機会には公式サイドイベントを開催し、アフリカにおけるSDGs達成とTICAD推進に向けた多様な研究を若手研究者より紹介した。また、12月に第72回国連大学理事会が東京で行われた際には、ホスト国である我が国関係者との協力促進を目的として、外務省主催レセプションを開催した。
 - (3) また、日本のサステイナビリティ高等研究所(UNU-IAS)は、サステイナビリティに関わる広範囲な研究だけでなく、大学院プログラムでは、日本の大学とも連携し、グローバルな人材育成を目指している。卒業生は自国の政府機関や国際機関に就職するケースが多い。
- 5 7月、アゼルバイジャンのバクーにて行われた第43回世界遺産委員会において、我が国が推薦していた「百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群」が世界遺産に登録された。
- 6 12 月、コロンビアのボゴタにて行われた第 14 回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、 我が国は、同委員国メンバーとして、無形文化遺産保護にかかる制度改善について主導的な議論を

牽引した。

令和2年度目標

- 1 (1) ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。具体的には、総会及び執行委員会において、SDGs 4 (教育)の各国における実施を促進すること、世界遺産委員会及び無形文化遺産保護条約政府間委員会において、有形・無形の文化遺産の保護を促進すること等が挙げられる。
- (2) 上記分野における日本の知見をより一層いかすべく、アズレー事務局長との協力関係を強化するとともに、幹部ポストを含め、ユネスコへの日本人職員送り込みを積極的に行っていく。
- 2 ユネスコの「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組については、平成30年10月の執行委員会で、全会一致で採択された行動計画及び令和元年10月の第207回執行委員会決議により令和2年10月の第210回執行委員会にて提出される予定の最終報告書において、同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的に沿う内容のものとされるよう、責任ある加盟国として引き続き積極的に取り組んでいく。
- 3 国連教育科学文化機関拠出金を一層戦略的に活用し、途上国の有形・無形文化遺産の保存修復や 保護促進、人材育成、防災、教育等に協力していくとともに、これをユネスコ事務局との綿密な調 整の下に実施することで、ユネスコのマンデートの実現に貢献する。同時に、日本信託基金への拠 出に見合った我が国のプレゼンスが確保されるよう、ユネスコの組織改革や様々な意思決定の場で 我が国の立場を積極的に発信し、議論を主導していく。
- 4 (1) 国連大学については、日頃からの緊密な意思疎通に加え、年1回の我が国政府とのハイレベル協議を通じ、SDGs を始めとする我が国の推進する地球規模課題の分野における研究やシンポジウム等の行事・事業での協力を促進するための体制強化を図る。人事については、国連大学本部幹部ポストへの日本人送り込みを積極的に行う。
 - (2) 我が国で開催される国際行事での協力をきっかけとして、国連大学と我が国の連携の幅を更に広げる。
 - (3) 国連機関の一部である国連大学の本部が日本にあることの強みをいかして同本部を拠点とした世界各国の国連大学研究所のネットワークを通じて、日本国内はもちろんのこと世界全体に国連大学の活動を発信していけるようホスト国として本部と国連大学サステイナビリティ高等研究所(UNU-IAS)大学院の国内外での活動を支援する。また、青山の国連大学本部施設が適切に維持・管理できるよう、国連大学及び関係省庁と連携していく。
 - (4)国連大学サステイナビリティ高等研究所(UNU-IAS)大学院に対する日本人学生の関心を高めるための日本国内外での広報活動に協力して優秀な日本人学生の同大学院での学びを促し、これらの日本人修了生が将来的に国際機関や政府機関で活躍する国際人材として育成されることに貢献する。
- 5 令和2年中国で開催予定の第44回世界遺産委員会において、我が国が推薦している「奄美大島、 徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録を目指す。
- 6 11 月に開催予定の第 15 回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、我が国が推薦している「伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の代表一覧表への登録を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 ユネスコについて
 - (1) ユネスコについては、執行委員国として第209回及び第210回執行委員会といった意思決定の場や、第15回無形文化遺産保護条約政府間委員会等に参加し、予算策定や、「世界の記憶」事業の制度改善、有形・無形の文化遺産の保存・修復等の各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。また、日本信託基金を通じたユネスコ活動への支援のほか、アフリカの暴力紛争への新型コロナウイルスの影響に関する調査研究及び暴力的過激主義防止(PVE)を目的とした人材育成研修、また新型コロナウイルスにより影響を受けた途上国への支援等を実施した。
- (2) アズレー事務局長との協力関係、日本人職員送り込みについて

10月に茂木外務大臣が訪仏した際、アズレー事務局長と会談し、茂木大臣から、アズレー事務局長のリーダーシップを高く評価しており、日本はこれを支えていく、ユネスコが教育や文化面で果たす役割を評価している旨述べたほか、組織改革を含むユネスコ強化へ向けた同事務局長の取組への支持を表明した。これに対し、アズレー事務局長からは、日本のユネスコ場裏における貢献を高く評価するとともに、今後も日本との協力関係を一層強化したいと述べ、両者は引き続き様々な分野で強化していくことで一致し、緊密な連携を示すことができた。人事については、6月、教育局

の課長級に邦人職員1名が採用された。

2 「世界の記憶」事業に係る制度改善の取組について

「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう、ユネスコ事務局や他の加盟国に対し、「世界の記憶」事業の制度改善に向けた働きかけを行った。令和元年10月の第207回執行委員会における決定に基づき設置された参加制限型ワーキンググループには、我が国もメンバー国に加わった。新型コロナウイルスの感染拡大を受け同ワーキンググループ開催が困難だったため、7月の第209回執行委員会において、議論が3月まで延長された。その後、ワーキンググループにおいて議論を重ねた結果、3月、加盟国政府が「世界の記憶」事業に責任をもって関与することを主な内容とする合意が成立した。

3 国連教育科学文化機関拠出金について

我が国は、従来から日本信託基金を通じ、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し、裨益国への技術移転を図りつつ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献してきていたが、平成30年度から開始した国連教育科学文化機関拠出金の下では、これまでの協力分野に加え、ユネスコが新たに推進するAI分野の取組に対する支援を行う等、分野横断的な重要課題及びユネスコのイニシアティブ推進に対して積極的に貢献した。なお、信託基金事業の状況のモニタリングとして、日本政府とユネスコが信託基金の運用等につき協議するレビュー会合(令和3年2月)を実施し、アズレー事務局長に直接、日本側の拠出金運用に当たっての優先分野や重要方針を伝達し、先方からも日本のユネスコ場裏における支援に謝意が表明された。また、この機会に、日本からの拠出金が事業に効果的に使用されていること及び事業の進歩状況の確認を行い、無駄のない予算配分及び実効性ある事業計画とするよう決めた。さらに日本からの支援であることが裨益国で共有されるように、我が国のプレゼンス確保の申入れを行い、先方の理解を得た。

また、新型コロナウイルス、治安や天候悪化の影響でやむを得ず事業実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度ユネスコ側に説明を求め、承認プロセスの篩にかけるようにした。

4 (1) 国連大学について

国連大学については、我が国政府との間で5月にハイレベル協議を実施した。通常は対面での協議を行っているが、新型コロナウイルスの影響により、今回は初めてのオンライン開催となった。国連大学からは学長を始めとする幹部、関係省庁からは局長レベルが参加し、国連大学のビジビリティ強化や、大型行事における我が国との協力等幅広い分野で意見交換を行った。ゲストスピーカーを招いて実施される対談シリーズやSDGsに関連するシンポジウム・セミナーは、新型コロナウイルスの影響により一時中断していたが、オンライン形式に切り替え、引き続き開催している。これらのシンポジウムやセミナーを通じて、政府や民間企業とも連携し、日本の地球規模課題の分野への取組について広く国内外に情報発信を行った。ハイレベル協議だけでなく、日頃から話し合いの場を設け、意見交換や活動が円滑に運ぶよう支援をした。

(2) 国連大学との連携について

新型コロナウイルスの影響により、国際行事の開催は極めて困難な状況であった。また、例年 12 月に東京で行う国連大学理事会の機会にあわせて開催している外務省主催レセプションも新型コロナウイルスの影響により開催することができなかったが、そうした状況下でも、電話やオンラインでのミーティングを通じて円滑な情報共有及び連絡を行った。

(3) 国連大学の本部が日本にあることの強みをいかした活動支援等について

石川県金沢市にある国連大学サステイナビリティ研究所のいしかわ・かなざわオペレーティングユニット (UNU-IAS OUIK) では、金沢市と連携して持続可能なまちづくりの実現を目指している。7月には、国連大学と SDGs に関する研究活動で連携してきた金沢市が「2020 年度未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定された。SDGs17の目標と紐付けられた評価軸で選定されており、目標達成に向けた積極的な事業展開が期待されている。

(4) 国連大学サステイナビリティ高等研究所 (UNU-IAS) 大学院について

日本のサステイナビリティ高等研究所 (UNU-IAS) は、サステイナビリティに関わる広範囲な研究だけでなく、大学院プログラムでは、日本の大学とも連携し、グローバルな人材育成を目指している。卒業生は自国の政府機関や国際機関に就職するケースが多い (令和2年度の実績 (卒業生14名中):政府機関2名、国際機関1名)。ソーシャルネットワークを通じて国内外で学生募集の広報活動を行うことにより、日本人学生の応募も増えてきている。

5 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録の状況について。

本資産の登録審議については、本来令和2年に中国で行われる予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた世界遺産委員会の延期に伴い、令和3年7月16日から31日にオンラインで開催される第44回世界遺産委員会拡大会合で審議されることになったところ、本資産の登録実

現に向けて関係省庁と引き続き連携を進めている。

6 「伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の代表一覧表への登録の状況について

12月、オンライン形式で行われた第15回無形文化遺産保護条約政府間委員会において、「伝統建築工匠の技:木造建築物を受け継ぐための伝統技術」が同条約の代表一覧表に登録された。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: a

測定指標5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

中期目標 (--年度)

被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に寄与する。

平成 30 年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020年東京大会)を見据え、引き続きスポーツ案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

引き続き 0DA の方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感の醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は2件、草の根文化無償資金協力は18件に署名した。対日理解促進や日本との文化交流に資する案件として、高等教育機関等の日本語教育機材の整備計画などを積極的に支援した。また、特に2020年東京大会を見据え、コンゴ民主主義共和国における柔道等の武道での利用を中心とした国立屋内スポーツ施設の建設を始め、ブータン初となる柔道場の建設やキルギスの市営サッカー場の整備を積極的に支援した。これら案件の交換公文や贈与契約の署名式の様子が写真や映像により現地主要メディアに幅広く報じられるとともに、被供与国政府や関係団体関係者から謝意が寄せられた。

令和元年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に、海外における日本語普及、中南米等の日系社会との連携強化及び2020 年東京大会を見据えたスポーツ立国の実現に資する案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

引き続き 0DA の方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感の醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は3件、草の根文化無償資金協力は18件に署名した。対日理解促進や日本との文化交流に資する案件として、高等教育機関等の日本語教育機材の整備計画などを積極的に支援したほか、南米の日系社会支援に資する案件も複数実施した。また、特に2020年東京大会を見据え、スポーツ振興案件、特に柔道や空手といった日本の武道に関連する案件を多数支援したほか、障がい者スポーツ分野の案件も支援を行った。これら案件の交換公文や贈与契約の署名式の様子が写真や映像により現地主要メディアに幅広く報じられるとともに、被供与国政府や関係団体関係者から謝意が寄せられた。

令和2年度目標

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件、開発途上国の文化遺産保全に資する案件を実施する。特に、海外における日本語普及、中南米等の日系社会との連携強化に資する案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

引き続き ODA の方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感の醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により現地調査のための渡航ができない状況が続いたため、2年度の実施を予定していた一般文化無償資金協力候補案件はすべて令和3年度以降への持ち越を余儀なくされた。草の根文化無償資金協力については、在外公館の準備・調査活動が制約される中で11件の署名を行うことができた。対日理解促進や日本との

文化交流に資する案件として、日本語教育機材の整備計画や柔道をはじめとするスポーツ機材や施設の整備などを積極的に支援したほか、南米の日系社会の文化・スポーツ・高等教育分野での支援として、パラグアイやブラジルの日系社会の日本語教育、文化活動施設の整備を実施した。これら案件の贈与契約の署名式は、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底して実施され、在外公館がホームページや SNS 等を通じて写真や映像とともに発信し、現地主要メディアでも報じられるとともに、被供与団体や関係者から謝意が寄せられた。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

評価結果(個別分野5)

施策の分析

【測定指標5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献】

ユネスコについては、「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の 本来の趣旨と目的に沿うものとなるよう、我が国として積極的に取り組んできた。この結果、平成 30 年 10 月には加盟国の参画を中心とする制度改善の行動計画が採択された。また、平成 31 年初頭に立 ち上げられた加盟国ワーキンググループにおいて、我が国が強く主張してきた結果、審査登録プロセ スにおける加盟国の関与を強める内容で議論が進み、令和元年10月の第207回執行委員会で加盟国の 関与を強める統合報告書が採択された。さらに、同執行委員会の決定に基づき、メンバー国を制限した 参加制限型ワーキンググループが設置され、我が国もメンバーとして加わり議論を主導した結果、加 盟国間で政治的に対立する案件の扱いについても加盟国の意見を尊重する考えがメンバー国の間に広 がり、加盟国政府が「世界の記憶」事業に責任をもって関与することを主な内容とする合意が成立し た。特に右合意においては、案件の申請や登録決定に加盟国が関与できるようになっただけでなく、加 盟国間で対立する案件については期限なく当事国間で対話を行うことができるようになり、我が国が 主張してきた主要な改善点が新たな制度に盛り込まれたほか、今後政治的な対立案件が当事国の意思 に反して一方的に登録される可能性が完全に払拭されたことは特筆に値する。このほか、ユネスコに おいては、人事部長及び教育局課長級ポストなどの邦人職員増強でも成果を挙げることができた。(平 成30年度・令和元年度:ユネスコや国連大学を通じた協力(達成手段①)、令和2年度:国際連合教育 科学文化機関(UNESCO)分担金(達成手段②))

ユネスコを通じた日本信託基金事業(累計件数:有形文化遺産46件、無形文化遺産108件、人的資 源開発 244 件、その他、文化・防災・文書遺産分野等での支援・事業 10 件)は、これに裨益する国の 国民にとってアイデンティティや誇りと直結する文化遺産に対する支援として関心を集めやすく、各 国で高い評価を受けた。例えば、30か国・7つの国際機関の間でアンコール遺跡救済に関する国際協 力についての「東京宣言」を採択した国際会議(平成5年)で日仏が共同議長を務め、その中で、アン コール遺跡保存開発国際調整委員会 (ICC) 設置が決定され、その後、毎年 ICC にて日仏が共同議長を 務めており、令和2年も各国・機関の支援を調整する重要な役割を果たした。 信託基金の事業実施にあ たっては、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用して、こうし た技術を我が国専門家から裨益国の文化遺産保護関係者に移転することに重点を置いており、事業の 効果は、事業終了後も長期間継続している。この結果、国際会議等において裨益国の閣僚級から我が国 への謝意が示されるとともに、これを支える日本人専門家の存在も、我が国プレゼンスの向上に大き く貢献していることから極めて有益だった。 (平成30年度・令和元年度:ユネスコや国連大学を通じ た協力(達成手段①)、令和2年度:ユネスコ拠出金(達成手段⑥))以上のほか、国連大学との緊密 な意思疎通や学生募集の広報、百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群の世界遺産登録及び「来訪神: 仮面・仮装の神々」、「伝統建築工匠の技 : 木造建造物を受け継ぐための伝統技術」 の無形文化遺産登録 等においても成果を挙げており、本指標については所定の目標を達成したと認めることができる。

【測定指標5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成】

平成30年度及び令和元年度は文化無償案件の交換公文署名式、贈与契約署名式や器材等の引き渡し式の模様がいずれも現地メディアに報道され、これらの協力が広く当該国の国民に周知され、対日理解の向上及び親日感の醸成に寄与した。特に、全体の3割近くを占める日本語教育分野での協力は、若い世代の親日家育成に直結するものである。また、スポーツ分野での協力は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて我が国のスポーツ分野での国際協力を印象付ける効果を持ち、特に柔道、空手の協力案件については、日本武道普及にもがることから、親日感を醸成する上で効果が

あった。

他方、令和2年度は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一般文化無償資金協力については現地調査のための渡航ができなかったため、年度内の実施予定案件全てが3年度以降に先送りされる結果となった。これに対し、草の根文化無償資金協力は、現地在外公館と被供与団体の間でオンラインを活用したコミュニケーションを図る等可能な限りの対応を取りつつ、11件の贈与計画に署名することができた。(平成30・令和元・2年度:海外における文化事業等(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

グローバル化の進展とともに、インターネットやマスメディアの発達が急速に進み、世界各国は、相互依存を深めると同時に、各国の外交政策に国民が及ぼす影響力が高まっている。このような中、開発途上国の文化の保全及び文化・教育振興を支援する二国間協力(文化無償資金協力)や多国間協力(ユネスコや国連大学を通じた協力)を通じ、文化の分野での国際貢献を行うことは、国際社会において対日理解を促進し、親日感を醸成することに効果がある。これらの分野の事業に適切に我が国の意見を反映していくためにも、引き続きユネスコにおける積極的な意思決定への参画が必要である。 中でも、人類共通の貴重な財産である世界遺産等は、一度失われれば回復することが難しいものであるところ、危機にさらされている各国の文化遺産を次世代へ引き継ぐために我が国の高い技術力をもって協力を行うことが引き続き強く求められている。また、東京に本部のある唯一の国連機関である国連大学については、世界12 か国14 の研究所に及ぶネットワークを有する特性をいかし、様々な分野における我が国の取組を発信する上でこれを活用していく。

上記のとおり文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力及び、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、我が国の積極的な議論参画等による親日感の醸成を図るとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

ユネスコにおいては、引き続き委員国として執行委員会をリードするほか、各種議論や交渉において、責任ある加盟国として、ユネスコの脱政治化に向けて積極的な役割を果たすことに努める。また、アズレー事務局長との協力関係の強化に努めるべく、アズレー事務局長の訪日や要人との会談の実現を図る。同時に、現在日本人4名を擁するユネスコの幹部ポストについてさらなる日本人職員の送り込みを目指し、積極的な候補者の発掘及び推薦に努める。

「世界の記憶」事業に関しては、上記の施策の分析のとおり、加盟国ワーキンググループにおける議論を通じて制度改善に向けた大きな進展があった。我が国としては、制度改善の結果を踏まえ、再開される新規登録プロセスにおいて、事業が政治化されずに文書の保存や啓蒙等の事業の本来の目的が達成されていくよう、引き続き同事業の運用に関与していく。

拠出金事業に関しては、30年度予算から既存の3つの信託基金が国連教育科学文化機関拠出金に統合されたことを受け、より幅広い分野での活動及びユネスコの重要課題に則した支援に努める。

国連大学に関しては、引き続きホスト国として同大学の運営及び事業を支援するほか、国内外における同大学の認知度向上に努める。

5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

ODA の方針等を踏まえた対日理解・親日感の醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化 に資する案件を引き続き実施する。特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においてもオンラ イン教育等による裨益効果の見込める日本語教育分野での協力案件を引き続き積極的に実施する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ユネスコホームページ

(https://en.unesco.org/)

世界遺産委員会

(http://whc.unesco.org/en/committee)

「世界の記憶」事業

(https://en.unesco.org/programme/mow)

・国連大学ホームページ

(https://unu.edu/)

- ・令和2年版外交青書(外交青書2020)
- 第3章 第4節 各論2 文化・スポーツ・観光外交 ・2020年版開発協力白書 第2部 3章 (5)文化・スポーツ

個別分野6 国内報道機関対策の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることに鑑み、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

·第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標6-1 国内報道機関等を通じた情報発信

中期目標(--年度)

国内報道機関を通じ、我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する。

平成 30 年度目標

- 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する ため、報道関係者に対する記者会見、ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。
- 2 有識者や地方メディアに対し、定期的に情報を提供する。

施策の進捗状況・実績

1 外務大臣定例記者会見を 60 回 (うち英語同時通訳が実施されたのは 39 回)、外務報道官会見を 20 回実施した。また、定例会見以外に、日韓関係、日米関係等、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や、報道機関からの要請がある場合、また外務大臣の外国訪問に際して、タイムリーな情報発信を行うべく、外務大臣による臨時記者会見を 77 回実施した。また、これらの会見の実施後は、国民に対する迅速な情報提供に資するべく、直ちに外務省ホームページ(HP)への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを 114 回、外務報道官によるオープンルームを 3 回実施した。

文書による情報発信として、「外務大臣談話」を 27 回、「外務報道官談話」を 49 回、「外務省報道 発表」を 1,511 回発出した。

外務大臣を始めとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 61 回(うち、地方テレビ 3 回)、新聞・通信社インタビューを 6 回(うち、地方紙 1 回)、雑誌インタビューを 2 回、ウェブインタビューを 9 回実施した。

2 各社論説委員・解説委員(有識者)に対して、総理大臣及び外務大臣の外国出張や国民の関心が 高いと考えられる案件に際し、局幹部による懇談会を 43 回実施した。また、地方メディアに対して は、地方に関わる報道発表を発出する度に、当該地方の新聞社・テレビに対して連絡を行ったほか、 在外公館長等の出身地の地方メディアや赴任地と関わりの深い地方のメディアによるインタビュー を 21 件実施した。

令和元年度目標

- 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する記者会見、ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。
- 2 有識者や地方メディアに対し、適時・適切な情報提供を行う。

施策の進捗状況・実績

1 外務大臣定例記者会見を70回(うち英語同時通訳が実施されたのは70回)、外務報道官会見を36回実施した。また、定例会見以外に、日韓関係、日米関係等、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や、報道機関からの要請がある場合、また外務大臣の外国訪問に際して、タイムリーな情報発信を行うべく、外務大臣による臨時記者会見を51回実施した。また、これらの会見の実施後は、国民に対する迅速な情報提供に資するべく、直ちに外務省ホームページ(HP)への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを65回、外務報道官によるオープンルームを2回実施した。

文書による情報発信として、「外務大臣談話」を 22 回、「外務報道官談話」を 55 回、「外務省報道 発表」を 1276 回発出した。

外務大臣を始めとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 50 回 (うち、地方テレビ 1回)、新聞・通信社インタビューを 21 回 (うち、地方紙 4回)、ウェブインタビューを 3 回実施した (雑誌インタビューは実績無し)。

2 各社論説委員・解説委員(有識者)に対して、総理大臣及び外務大臣の外国出張や国民の関心が 高いと考えられる案件に際し、局幹部による懇談会を33回実施した。また、地方メディアに対して は、地方に関わる報道発表を発出する度に、当該地方の新聞社・テレビに対して連絡を行ったほか、 在外公館長等の出身地の地方メディアや赴任地と関わりの深い地方のメディアによるインタビュー を30件実施した。

令和2年度目標

- 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する ため、報道関係者に対する記者会見、ブリーフや報道発表の適時・適切な発出に努める。
- 2 有識者や地方メディアに対し、適時・適切な情報提供を行う。

施策の進捗状況・実績

1 定例の外務大臣記者会見を83回(全て英語同時通訳付き)、外務報道官会見を39回実施した。また、定例会見以外にも、日韓関係、日米関係等、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や、報道機関からの要請がある場合、また外務大臣の外国訪問に際して、タイムリーな情報発信を行うべく、外務大臣による臨時記者会見を24回実施した。更に新型コロナウイルス感染症対策のための会見参加人数抑制を補完すべく、4月17日から外務省の公式Twitterアカウントにおいて、外務大臣定例記者会見のライブ配信(日・英)を開始した。また、これらの会見の実施後は、国民に対して迅速に情報提供を行う観点から、速やかに外務省ホームページ(HP)への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを53回、外務報道官によるオープンルームを1回実施した。

文書による情報発信として、「外務大臣談話」を17回、「外務報道官談話」を52回、「外務省報道発表」を1,062回発出した。

外務大臣を始めとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 24 回(うち、地方テレビ 2 回)、新聞・通信社インタビューを 11 回(うち地方紙 3 回)実施した(雑誌インタビュー及びウェブインタビューは実績無し)。

- 2 新聞・テレビ各社論説委員・解説委員(有識者)に対して、総理大臣及び外務大臣の外国出張や国民の関心が高いと考えられる案件に際し、外務省局長級幹部による懇談会を9回実施した。
- 3 また、地方メディア対策として、大使、総領事の赴任の機会等に出身地あるいは赴任地と関わり の深い地方のメディアによるインタビューを 16 回実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策 のため、同インタビューの多くはオンライン会議システムを活用して行った。

|平成 30・令和元・2年度目標の達成状況:b

測定指標6-2 外務大臣、外務報道官による記者会見実施回数									
中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		平成 30·令和 元・2年度目		
年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	標の達成状況		
_	150 回	156 回	150 回	157 回	150 回	146 回	b		

測定指標 6 - 3 外務省報道発表の発出件数									
中期目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		平成 30·令和 元·2年度目		
年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	標の達成状況		
_	1,300 回	1,511 回	1,500 回	1,353 回	1,500 回	1,184 回	b		

測定指標6-4 外務大臣記者会見の報道件数(通信社、新聞、及びテレビ) (注)									
中期目 標値	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		平成 30·令和 元・2年度目		
年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	標の達成状況		
_	2,500件	1,864件	2,000件	2,030件	2,000件	917 件	b		

⁽注) 当該会見に言及している報道の件数。

評価結果(個別分野6)

施策の分析

【測定指標6-1 国内報道機関等を通じた情報発信】

外務大臣及び外務報道官による定期的な記者会見、国民の関心が高いと考えられる外交事案・緊急事態が発生した場合等の臨時記者会見を実施した。これらの実施後は、国民に対して迅速に情報提供を行う観点から、速やかに外務省 IIP に会見記録を掲載した。また、より正確かつ中身の濃い報道につなげることを狙いとして、重要な外交事案について事務レベルによるブリーフやオープンルームを実施するなど、効果的な情報発信のための取組を行った。

また、外務大臣談話、外務報道官談話、外務省報道発表の発出等、文書による情報発信を的確かつタイムリーに実施した。

特に、令和元年度は、日本においてG20 大阪サミットや TICAD 7 等の大型国際会議、即位礼正殿の 儀が行われたところ、記者会見やブリーフの実施、報道発表の発出を行い、国民に対する分かりやす い政策の発信に努めた。

さらに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のための会見参加人数抑制を補完すべく、 外務省の公式ツイッター・アカウントにおける外務大臣定例記者会見のライブ配信(日・英)を実施した。

以上を通じて、効率的かつ効果的な情報発信を行うことができ、我が国外交政策に対する国民の理解と信頼の増進が図られたと考える。(平成30・令和元・2年度:国内報道対応(達成手段①))

【測定指標6-2 外務大臣、外務報道官による記者会見実施回数】

外務大臣、外務報道官による記者会見実施回数は、平成30年度は157回、令和元年度は157回、令和2年度は146回と、概ね年度目標値に近い結果となった。記者会見実施回数は、政務日程や緊急事態発生によって左右されるため、回数の多寡を単純比較することは必ずしも適当ではないが、定例の記者会見に加え、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合、また、報道機関からの要請がある場合等に、タイムリーな情報発信を行うべく臨時記者会見を実施し、我が国の外交政策について国民の理解を増進するための取組ができたものと考える。(平成30・令和元・2年度:国内報道対応(達成手段①)

【測定指標6-3 外務省報道発表の発出件数】

外務省報道発表の発出件数は、平成30年度は1,511回、令和元年度は1,353回と概ね年度目標値に近い結果となったが、令和2年度は1,184回と目標値を400回ほど下回った。これは新型コロナウイルス感染拡大を受け、国際的な人の往来の制限等、世界的に様々な面で活動が抑制されたためと評価される。しかし、要人往来、協議や対話、文書の署名等が行われた際は、国民や国内報道機関の関心に応えるために、的確かつタイミングの良い報道発表の発出に努め、我が国の外交政策についての正しい理解に資する取組ができたものと考える。(平成30・令和元・2年度:国内報道対応(達成手段①))

【測定指標6-4 外務大臣記者会見の報道件数(通信社、新聞、及びテレビ)】

外務大臣記者会見の報道件数は、平成30年度は1,864回、令和元年度は2,030回と概ね年度目標値に近い結果となったが、令和2年度は917回と目標値の半分以下にとどまった。全体として、定例及び臨時記者会見、的確かつタイムリーな談話や報道発表の発出、事務レベルによるブリーフ等を通じて、我が国の外交政策について国民の理解を増進するための取組や我が国の外交政策についての正しい理解に資する取組が奏功したものと考えられる。他方、令和2年度については、記者会見の報道件数が他の年度に比べて減少したが、これは、新型コロナウイルス感染拡大を受け国内報道機関の関心が新型コロナウイルス関連に集中したこと、及び国際的な人の往来の制限等、世界的に様々な面で活動が抑制されたことにより、外交日程件数が減少したことに影響されたと考えられる。(平成30・令和元・2年度:国内報道対応(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

外交政策を効果的に遂行するためには外交政策に対する国民の理解と信頼を得ることが不可欠であり、政策の具体的内容や外務省の役割等についてタイミング良く、包括的かつ分かりやすい説明を行うことが重要である。そのため、直接広報、間接広報の手段を適切に活用して幅広い国民層に届く積極的な情報発信に努める必要がある。

上記のとおり、国内報道機関等による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。なお、測定指標については、当省から情報発信した回数の実績のみならず、様々な形で行われる発信がどの程度、直接的あるいは間接的に報道に結びついたかについても分析する必要がある。そのため、これまで「外務大臣記者会見の報道件数(通信社、新聞及びテレビ)」を指標としてきたが、右に代わり、記者会見のみならず談話・報道発表、ブリーフ等を通じた発信をより広範に反映する測定指標として、「外務省関係報道件数(通信社、新聞及びテレビ)」を新たに設定する。

【測定指標】

6-1 国内報道機関等を通じた情報発信

上記の施策の分析のとおり、概ね目標は達成された。記者会見や談話・報道発表等による情報発信は、外交政策を効果的に遂行する上で重要であり、引き続き、国内報道機関対策の実施を通じて外務省の施策の具体的内容や役割について、地方を含む様々なレベルの国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を推進していく。

情報発信の実施件数は、国内外の情勢、政務日程、関係者の外国出張件数、緊急事態の発生等により左右される部分もあるが、今後とも積極的な情報発信に努める。具体的には以下のとおり。

- (1)外交政策に関する報道を質・量ともに向上させるためには、外務省の政策に対し報道機関の関心と正しい理解を得るための努力が必要である。上記「施策の分析」でも述べたとおり、重要な外交案件につき、外務大臣が適時適切に臨時会見を実施したり、外務大臣を始めとする政務三役が国内報道機関による個別のインタビューを受けたりしたことは、国民の関心の高い分野について、直接的に国民に訴えかけるものであり、国民の理解を確保する上で効果があった。今後もハイレベルを含む情報発信の適切な形式・タイミングでの実施に努める。
- (2) 正確な報道の確保は重要な課題であり、重要外交案件やメディアの関心の高い事項について、報道関係者に対し、事務レベルによるブリーフや外務報道官によるオープンルームの実施、文書による情報発信を迅速かつ積極的に行ったことは、外交政策に関する正確な報道を確保する上で効果があったことから、これらの取組を引き続き強化していく。

6-2 外務大臣及び外務報道官による記者会見実施回数

記者会見実施回数は、政務日程や緊急事態発生によっても左右されるため、回数の多寡を単純比較 することは適当ではないが、過去の実施回数と同水準の 150 回を維持していく。

6-3 外務省報道発表等の発出件数

文書による情報発信(外務大臣談話、外務報道官談話、外務省報道発表等)の発出件数は、国内外の情勢等にも左右されるため、回数の多寡を単純比較することは適当ではないが、過去の発出件数と同水準である 1,500 回を維持していく。内容についても、国民や国内報道機関の関心に応え、我が国の外交政策が正しく理解されるよう、より的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい発表となるよう、引き続き努めていく。

6-4 外務省関連報道件数 (通信社、新聞、及びテレビ)

当省から情報発信した回数の実績のみならず、様々な形で行われる発信がどの程度、直接的あるいは間接的に報道が結びついたかについても分析する必要がある。これまで「外務大臣記者会見の報道件数(通信社、新聞及びテレビ)」を測定目標としていたが、記者会見のみならず談話・報道発表、ブリーフ等を通じた発信をより広範に反映する測定目標として、「外務省関係報道件数(通信社、新聞及びテレビ)」を新たに設定する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

会見・発表・広報

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html)

個別分野7 外国報道機関対策の実施

施策の概要

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 日本関連報道に関する情報収集・分析
- 2 外国報道機関に対する情報発信・取材協力
- 3 報道関係者招へい

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- 第201回国会外交演説(令和2年1月20日)
- ・第 201 回国会衆議院外務委員会(令和 2 年 3 月 4 日)及び参議院外交防衛委員会(令和 2 年 3 月 5 日)における茂木外務大臣挨拶

測定指標7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析

中期目標 (--年度)

外国報道機関の外交関連・日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、我が国外交政策の形成に 役立てるとともに、外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信を強化する。

平成 30 年度目標

以下により、外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を 迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約の作成及び配信(月~金、毎日)

施策の進捗状況・実績

総理大臣や外務大臣によるG7/G20サミットや国連総会などの国際会議出席、総理大臣や外務大臣の外国訪問(米国、中国、韓国、ロシア、欧州、東南アジア、大洋州、中東等)、李克強中国国務院総理などの海外要人の訪日等、安倍政権の積極的な外交政策を受けた日本関連報道や、日本の国際捕鯨委員会(IWC)脱退などの日本関連報道、米朝首脳会談などの外交関連報道等につき、迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供した。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信した(月~金、毎日)。

令和元年度目標

外国報道機関による報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信する(月~金、毎日)。

施策の進捗状況・実績

議長国としての日本でのG20及びTICADの開催や国連総会といった国際会議への総理大臣や外務大臣による出席、総理大臣や外務大臣の外国訪問(米国、中国、ロシア、欧州、東南アジア、大洋州、中東、アフリカ等)、トランプ米大統領やローハニ・イラン大統領といった海外要人の訪日等、安倍政権の積極的な外交政策を受けた日本関連報道や、即位の礼、ゴーン元日産自動車会長の国外逃亡により注目を浴びた日本の司法制度、及び新型コロナウイルスへの対応に関する日本関連報道、英国のEU離脱といった外交関連報道につき、迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供した。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信した(月~金、毎日)。

令和2年度目標

- 2 主要英字紙の外交関連・日本関連報道の要約を作成し配信するとともに、記者及び記事のトピック・分野等の情報収集及び傾向分析を行う(月~金、毎日)。

施策の進捗状況・実績

- 1 総理大臣や外務大臣の外国訪問(東南アジア、中東、中南米、アフリカ)、ポンペオ米国務長官や 王毅中国外相等といった海外要人の訪日、また、バイデン米大統領やジョンソン英首相等との電話 会談等、安倍政権及び菅政権の積極的な外交政策を受けた日本関連報道や、新型コロナウイルス感 染症対策、カルロス・ゴーン被告人の国外逃亡問題、東京オリンピック・パラリンピックなどにつ いての日本関連報道、その他外交関連報道等につき、迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析 結果を適時適切に省内はもとより、総理大臣官邸、関係省庁等に提供した。
- 2 主要英字紙の外交関連・日本関連報道の論調と要約を作成し配信した(月~金の毎日)。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力 *

中期目標 (--年度)

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への 理解を増進する。

平成 30 年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等
- 4 外国メディア向け英文資料の発信
- 5 日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
- 6 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力
- 7 海外及び国内における外国メディアとの接触

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対して正確な対日理解を促進するため、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して、以下の各事業を実施することにより、迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

- 1 総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において、計4回の内外記者会見を、また、外 務大臣のAPEC 閣僚会議の際に訪問先において外国記者向け記者会見を実施した。
- 2 外務大臣による定例記者会見を外務本省において実施する際に、外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。
- 3 国内外において総理大臣、外務大臣への外国メディアによるインタビューを実施し、総理大臣 10 回、外務大臣 27 回の計 37 回行った。外務省関係者による記者ブリーフィングは 108 回実施した。また、総理大臣による外国メディアへの寄稿を 1 本、外務大臣による寄稿を 5 本実施した。
- 4 当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外相会談や国際会議等の結果やテロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について、その英語版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版への掲載を行った。

外務省報道発表の英語版を 336 件、外務大臣及び外務報道官談話の英語版を 70 件、その他英文の 文書 178 件を発出した。

- 5 海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について、掲載メディアの編集部に対して、反論投稿の掲載や訂正の申入れ等を迅速に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。平成30年度は、計51件の反論投稿や申入れによる対応を行った。
- 6 フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力として、記者ブリーフィングを44件実施し、1,208名が参加した。また、在京外国メディア関係者向けのプレスツアーを7件実施し、75名が参加した。
- 7 総理大臣及び外務大臣スポークスパーソンが外遊時に訪問先で外国プレス向けにブリーフィング を 108 回実施。また、国際報道官による在京外国メディア関係者向けのブリーフィングを年5回実 施したほか、日頃から在京外国メディア関係者との関係構築に努めた。

令和元年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確

かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
- 4 総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等
- 5 在京外国メディアに対するブリーフィング等
- 6 日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
- 7 外国メディア向け英文資料の発信
- 8 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対して正確な対日理解を促進するため、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して、以下の各事業を実施することにより、迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

- 1 総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に、計4回の内外記者会見を実施した。なお、我が国が 議長国として開催したG20 サミット・外相会合においてそれぞれ議長国記者会見を実施した。
- 2 外務大臣による定例記者会見を外務本省において実施する際に、外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。
- 3 国内外において総理大臣、外務大臣、外務副大臣への外国メディアによるインタビューを実施し、 総理大臣7回、外務大臣21回、外務副大臣1回と計29回行ったほか、外務大臣による寄稿を12本 実施した。
- 4 総理大臣、官房長官及び外務大臣スポークスパーソンが外遊時に訪問先で外国プレス向けにブリーフィングを64回実施した。
- 5 外務報道官による在京外国メディアに対する記者ブリーフィングを2回、外務省関係者による総理大臣・官房長官・外務大臣の外遊に先立つ在京外国メディアに対する記者ブリーフィングを13回、即位の礼に際して宮内庁関係者及び外務報道官によるブリーフィングを2回、新型コロナウイルス関連で外務省を含む関係省庁による在京外国メディアに対する記者ブリーフィング及び記者会見を計9回実施した。また、日頃から在京外国メディア関係者との関係構築に努めた。
- 6 海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について、掲載メディアの編集部に対して、反論投稿の掲載や訂正の申入れ等を迅速に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。令和元年度は、計40件の反論投稿や申入れによる対応を行った。
- 7 当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外相会談、国際会議等の結果、テロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について、その英語版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版への掲載を行った。

外務省報道発表の英語版を 329 件、外務大臣及び外務報道官談話の英語版を 73 件、その他英文の 文書 182 件を発出した。

8 フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力として、記者ブリーフィングを 47 件実施し、1,166 名(うち外国メディア:延べ586 名)が参加した。また、在京外国メディア関係者向けのプレスツアーを 24 件実施し、206 名が参加した。

令和2年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官に対するインタビュー
- 4 総理大臣及び外務大臣の外国訪問先での外国メディアに対するブリーフィング等
- 5 在京外国メディアに対するブリーフィング等
- 6 日本関連報道への対応(反論投稿・申入れ)
- 7 外国メディア向け英文資料の発信
- 8 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

施策の進捗状況・実績

外国メディアの正確な対日理解を促進するため、外部専門家の知見も活用しながら、以下の各事業を実施し、迅速かつ効果的な対外発信に努めた。

1 菅内閣総理大臣のインドネシア訪問の際に内外記者会見を実施した。

- 2 外務大臣による定例記者会見の際に、外国報道関係者向けに英語同時通訳を毎回提供した。また、 新型コロナウイルス感染症対策のため、会見場の外からも参加できるよう、会見の様子を全てオン ライン中継した。
- 3 国内外において総理大臣、外務大臣、外務副大臣への外国メディアによるインタビューを総理大臣1回、外務大臣5回、外務副大臣1回の計7回実施し、総理大臣、外務大臣による寄稿を9本実施した。
- 4 総理大臣外遊時には、総理大臣スポークスパーソンが外遊先で外国プレス向けのブリーフィングを3回実施した。
- 5 外務省関係者による総理大臣・外務大臣の外遊に先立つ在京外国メディアに対する記者ブリーフィングを3回、新型コロナウイルス関連で外務省を含む関係省庁による在京外国メディアに対する記者会見を計12回実施した。また、日頃から在京外国メディア関係者との関係構築に努めた。
- 6 海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について、掲載メディアの編集部に対して、訂正の申入れ等を適時適切に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。令和2年度は、計11件の申入れによる対応を行った。
- 7 当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外相会談(電話会談含む)、国際会議等の結果、テロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について、その英語版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版に掲載した。外務省報道発表の英語版を259件、外務大臣及び外務報道官談話の英語版を71件、その他英文の文書136件を発出した。
- 8 フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力として、記者ブリーフィングを37件実施した。本件ブリーフィングは新型コロナウイルス感染症対策のためウェビナー(もしくはハイブリッド)形式で実施し、1,370名(うち外国メディア:延べ623名)が参加した。また、在京外国メディア関係者向けのプレスツアーを6件実施し、42名が参加したほか、20カ国・地域(86機関)に対して個別取材対応をした。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標7-3 外国記者招へいの戦略的実施

中期目標(--年度)

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への 理解を増進する。

平成 30 年度目標

発信力の高いメディアや記者を選定し、より充実した日程の作成等、より効果的な計画に基づいて外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、福島県いわき市で開催予定の第8回太平洋・島サミット等の主要国際会議等に関する取材機会を提供することで、正確な取材と対日理解に基づいた発信を増進する。

施策の進捗状況・実績

5月に福島県いわき市で開催された第8回太平洋・島サミットに合わせ太平洋島嶼国記者8名を招へいし、また、10月に東京で開催されたTICAD閣僚会合に合わせアフリカ等から記者11名を招へいした。その結果、太平洋島嶼国やアフリカに対する日本の取組や支援、当該地域と日本の連携について、多くの記事掲載・発信につながった。また、風評被害対策として、計8か国9名の記者グループを2回に分けて招へいし、科学的根拠に基づく福島県産食品の安全性への正確な理解を促すとともに、福島県の桃農家や酒蔵視察も実施し、日本産農産物・食品の魅力そのものを発信する記事が多く掲載された。

9月には日中平和友好条約締結 40周年の機会を捉え、中国から記者 5名をグループで招へいし、日中両国間の相互理解増進に資する取材機会を提供し、日中友好関係強化につながる記事が多数発出された。12月には、安倍総理大臣の東欧諸国訪問(平成 30年1月)に際し打ち出された我が国の「西バルカン協力イニシアティブ」の一貫として都内で開催された投資セミナーに合わせ、西バルカン諸国グループ招へいを実施し、多数の記事掲載につながった。また、仏独伊を始めとする各国の主要メディア関係者を招へいした上で日本の外交・安全保障政策・領土保全に関する政府関係者ブリーフ等を実施し、日本を取り巻く安全保障環境と日本の対応について理解を示す記事の発信につなげた。

その他にも、各国メディアの関心に応じ、スペインから招へいした記者等に介護現場でのロボット

活用を含む先端技術、ドイツから招へいした記者、及びメキシコやエジプトから招へいしたテレビチームに 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、2020 年東京大会)の準備状況等の取材をアレンジし、それぞれ対日関心を高める発信につなげた。

平成30年度の招へい記者数は65か国92名、同招へい記者による掲載記事は321件、招へいテレビチームは3か国・3チーム、現地での延べ放映時間は計298分であった。

令和元年度目標

発信力の高いメディアや記者を選定し、より充実した日程の作成等、より効果的な計画に基づいて外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、年度内の主要外交行事(G20、TICAD7、ラグビーW杯等)や2020年東京大会の広報に役立てるほか、「自由で開かれたインド太平洋」、自由貿易の推進、領土保全、風評被害対策等に関する取材機会を提供することで、正確な対日理解に基づく報道を増進する。

施策の進捗状況・実績

日本が初めて議長国を務めたG20 サミット及び関連会合の広報のため、5月のT20 会合 (Think20)、6月のG20 環境・エネルギー大臣会合及びG20 大阪サミット、11月のG20 外相会合に合わせて記者グループ4件 (G20 メンバー国及び招待国等から計25 か国29名)及びテレビチーム2件 (南アフリカとシンガポール)を招へいし、G20担当大使インタビュー等を滞在日程に盛り込みつつ、我が国の自由貿易推進の取組、海洋プラスチック問題における貢献、環境技術、SDGs にも資するイノベーション、サミット開催地大阪ならびに外相会合開催地名古屋の産業・文化等について、外国メディアの報道を通じて海外に広く発信した。

また、7月にはアフリカ6か国6名をグループで招へいし、TICAD7事前広報に資する記事が多数掲載されたほか、風評被害対策として福島復興グループ招へい(5か国5名)を実施し、復興副大臣インタビュー、科学的根拠に基づく福島県産食品の安全性、福島の復興への歩みに関する記事掲載につなげた。また、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の文脈における我が国の取組への理解を促すため、大洋州(4か国4名)、南西アジア(5か国5名)及び南東アジア(9か国9名)からのグループ招へい3件を実施した。このうち大洋州グループについては、ラグビーW杯開催組織委員会事務局長インタビューやフィジーのキャンプ地である大津市を訪問して市長インタビュー機会を設けるなどし、ラグビーW杯事前広報に資する報道につながった。また、日EU・EPAグループ招へいを実施し、自由貿易の重要性や日EU間の互恵関係、日本産食品の魅力について報じられた。その他、個別および各種グループ招へいの両方で、2020年東京大会の準備状況や各国ホストタウンの取組や人的交流、我が国の安全保障環境や領土保全に関する正確な理解を促すためのブリーフや視察プログラムを設けた。

令和元年度の招へい記者数は 64 か国 98 名、同招へい記者による掲載記事は 323 件、招へいテレビ チームは 4 か国・4 チーム、現地での延べ放映時間は計 375 分であった。(掲載記事数と延べ放映時間は令和 2 年 5 月 26 日現在。)

令和2年度目標

自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の文脈における我が国の取組への理解促進、2020年東京大会関連広報、我が国の安全保障環境と領土保全、風評被害対策等の課題を意識しつつ、我が国の政策発信に資するよう、本件事業の有効活用を目指す。そのため、招へい記者には訪日取材に基づき3本以上の記事執筆を求め、引き続き取材日程に工夫を重ねつつ肯定的な発信につなげることで対日イメージ向上と親日感情の醸成を図っていく。

施策の進捗状況・実績

コロナ禍により、実際の招へいができない状況下にあっても、海外における日本関連報道の継続的な発出を期するため、オンラインによる取材を実施した。令和3年3月末までに、11 か国 18 メディアに対し、外交・安全保障、オリパラホストタウンとの交流、日本の新型コロナウイルス感染症対策、東日本大震災10年などをテーマに、オンライン形式での取材を調整し、日本関連報道の発出につなげた。なお、令和元年度招へい記者や招へいテレビチームによる日本関連報道もあった。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

参考指標:日本関連報道件数(単位:万件)

(記事データベースに基づくもの)	実 績 値					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度		
	97	142	156	161		

評価結果(個別分野7)

施策の分析

【測定指標7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析】

外交関連の報道について毎日網羅的に情報収集し、主な論調及び主要記事の要約を官邸及び省内に迅速に共有した。また、総理大臣や外務大臣による外国訪問の機会には関連報道を迅速に取りまとめ、総理大臣、外務大臣一行に遅滞なく共有した。さらに、令和元年度及び令和2年度についてはカルロス・ゴーン被告の逃走事案や新型コロナウイルス感染症対策(含む、ダイアモンド・プリンセス号の事案)等、外国訪問のみならず海外メディアの関心が非常に高い日本関連報道についても、主要国メディアの関連報道を日々モニタリングし、これら報道ぶりを迅速かつ適時適切に省内、官邸、関係省庁等に提供できたことは、我が国外交政策の形成に資するとの観点から有益であった。

主要英字紙の外交関連・日本関連報道については毎日モニタリングを行い、営業日には論調と要約を 作成し全省員に配信し、適切な情報共有の観点から有益であった。

(平成30・令和元・2年度:外国報道機関対策(達成手段①))

【測定指標7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力 *】

総理大臣及び外務大臣等の外国訪問や要人往来の機会に総理大臣及び外務大臣等のインタビューや 寄稿を通じて日本政府の考え方や取組を紹介できたことは、外国メディアに対する正確な対日理解を 促進するために、迅速かつ効果的な対外発信に寄与する観点から有益であった。また、新型コロナウイ ルス感染症に係わる日本の対応に外国メディアの関心が集まった際、記者会見等を通じて日本の対応 を正確に発信することで情報発信の透明性を確保し、外国メディアの理解を一定程度得られた観点か ら有益であった。(平成30・令和元・2年度:外国報道機関対策(達成手段①)、啓発宣伝事業等委 託費(各国報道関係者啓発宣伝事業等委託)(達成手段②))

【測定指標7-3 外国記者招へいの戦略的実施

発信力の高いメディアや記者を選定し、案件毎に狙いを定めてより充実した滞在日程になるよう改善しつつ、外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、日本主催の国際会議や主要外交行事(島サミット、G20、TICAD 7、ラグビーW杯等)、オリパラホストタウン交流を含む 2020 年東京大会の広報、「自由で開かれたインド太平洋」、自由貿易の推進、領土保全、風評被害対策、日本産食品輸出促進等の政策発信に関する取材機会を提供し、世界各地で多くの報道につなげ、正確な対日理解に基づく報道を増進した。また、令和元年度招へい記者・テレビチームによる2年度の記事掲載・番組放送があったことは、招へいの効果が当該年度に留まるものではなく、継続的なものであることが見て取れる。(平成30・令和元・2年度:外国報道機関対策(達成手段①)、啓発宣伝事業等委託費(各国報道関係者啓発宣伝事業等委託)(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国の立場や取組について国際社会から理解と支持を得るためには、諸外国における我が国の政策や社会、文化などに関する正しい報道を通じて、世論形成や関心、親近感が醸成されることが極めて重要である。

そのためには、海外メディアに対して迅速かつ積極的に情報提供や取材協力を行っていくことが必要不可欠であり、外務省としては、時宜を得たテーマや内容に応じ、様々な方法を活用して、戦略的かつ効果的な発信を行うことに努めている。

具体的な施策として、海外メディアの論調を的確に分析し、その上で、海外メディアのニーズを踏まえて総理大臣や外務大臣等による記者会見やインタビューなどの取材機会を創出して我が国の政策を戦略的に発信すること、対外発信文書を適切なタイミングで広く提供すること等に引き続き努めていく必要がある。さらに、事実誤認に基づく報道により諸外国の読者に誤解が生じないように、迅速に申入れや反論投稿を行い、事実に基づいた適切な理解を促すことも重要である。

また、情報発信だけでなく、報道関係者招へい事業を通じて、外国の発信力のある報道関係者に、直接日本を取材する機会を提供することで、正確な日本理解に基づいた記事を執筆することを促し、帰国後も日本に関連する記事を継続して執筆させることが必要となる。

上記のとおり外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するとの施策目標は適切であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析

外国報道機関の日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供するとの平成30年度・令和元年度・令和2年度目標は、外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進し、さらに我が国外交政策の形成に資するとの施策目標を実現するために重要であり適切な目標であった。また、主要英字紙の外交関連・日本関連報道については毎日モニタリングを行い全省員に配信するという目標も、適切な情報共有を行うことにより各国の関心・論調を適切に把握できる環境を構築した観点から有益であった。正確な情報を適時適切に発信できるよう引き続き取り組んでいく。

7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力 *

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進するため、会見や寄稿・インタビューによる情報発信や、取材協力等を通じて、外部専門家の知見も活用しながら、日本の政策・立場について、迅速かつ効果的に対外発信するとの平成30年度・令和元年度・令和2年度目標は適切であった。今後もこれらの手段を通じ、引き続き取り組んでいく。

7-3 外国記者招へいの戦略的実施

世界各国の発信力の高いメディアや記者を選定し、案件毎に狙いを定めてより充実した滞在日程になるよう改善しつつ、外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、日本主催の国際会議や主要外交行事、オリパラホストタウン交流を含む 2020 年東京大会の広報、「自由で開かれたインド太平洋」、自由貿易の推進、領土保全、風評被害対策、日本産食品輸出促進等の政策発信に関する取材機会を提供し、世界各地で多くの報道につなげ、正確な対日理解に基づく報道を増進する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

会見、報道、広報

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html) (日本語)

(https://www.mofa.go.jp/policy/culture/index.html) (英語)

世界が報じた日本

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/sekai/index.html)

・(公財)フォーリン・プレスセンター ホームページ

(http://fpcj.jp/) (日本語) (http://fpcj.jp/en/) (英語)

基本目標Ⅵ 経済協力

施策VI-1 経済協力

施策名	経済協力				(713)7 E	3 2 − VI− 1)		
施策目標	開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献するとともに、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。また、開発協力実施の大前提である国際協力事業関係者の安全確保に関し、平成28年8月に公表した国際協力事業安全対策会議の「最終報告」に記載された新たな安全対策を着実に実施する。							
施策の概要	上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、広報を通じて国民の理解及び支持を促進しつつ、国際協力事業関係者の安全対策についても、万全を期すべく対策を講じていく。なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構(JICA)は、外務省の政策目標の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。							
関連する内閣の重要政策	 ・開発協力大綱(平成27年2月10日 閣議決定) ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日 閣議決定) ・第201回国会施政方針演説(令和元年1月20日) 六 外交・安全保障(積極的平和主義)(国際社会の課題解決) ・第201回国会外交演説(令和元年1月20日) ・成長戦略(令和元年6月21日 閣議決定) ・ニッポンー億総活躍プラン(平成28年6月2日 閣議決定) ・インフラシステム輸出戦略(令和元年6月3日 改訂) 							
施策の予算 額・執行額 等(分担金・ 拠 出 金 除 く)	予算の 状況 (百万円) 執行?	区分 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c) 類(百万円)	平成 30 年度 313, 426 17, 540 6, 911 337, 877 337, 583	令和元年度 316,696 3,016 10,677 330,388 329,793	令和2年度 317,255 59,444 △20,349 356,350 355,656	令和3年度317,196		
同(分担金・ 拠出金)	予算の 状況 (百万円)	区分 当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c) 預(百万円)	平成 30 年度 - - - -	令和元年度 - - - - - -	令和 2 年度 6,038 35,834 0 41,872 41,872	令和3年度 5,803		

評価結果	目標達成 度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠) 相当程度進展あり(B) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したから、左記のとおり判定した。	こと
	測定指標	*1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅	b
	の平成	*2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	b
	29・30・令	*3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築	b
	和元年度	* 4 連携の強化	b
	目標の達	5 国民の理解促進、開発教育の推進	b
	成状況	6 国際協力事業関係者の安全対策の強化	a
	(注2)	7 主要個別事業の事後評価結果	b

- (注1) 評価結果については、以下の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の 記載を併せて参照願いたい。
- (注2) 「測定指標の平成30·令和元・2年度目標の達成状況」欄には、測定指標の名称及び平成30·令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用

(外務省政策評価アドバイザリー・グループ・メンバーの所見)

- ・「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」と中国の主導する一帯一路構想など、広域経済 構想の下で、ともすれば競合的なインフラ投資等の開発が展開される中、「質の高いイ ンフラ投資」という原則が G20 等の成果文書としてまとめられたことは、日本の経済 協力の理念を国際展開する上で重要な成果だったといえる。
- ・(特に東南アジアにおける)海上執行能力向上の支援が明記され、進展がみられること につき、積極的な評価に値する。
- ・測定指標3以降の諸施策につき、特にSociety5.0、地方創生、次世代・女性エンパワーなどは、それぞれ首肯しうる大事な価値と考えうる一方、それらを諸外国にむけて統合的な上位価値として受容させるコンセプト――それは、英語になるかどうか別として質高社会とか、欧州流のハーモナイズアップ原則など、時代精神を一つ先に進める包括的概念にまとめ切る能力――に昇華しきれていない点が、欧州などとの相違として、もう少し深刻に意識されてもよいかと思う。普遍的に納得しうる打ち出しをして初めて、日本が主導しているという外交イメージ、ひいてはヘゲモニーにつながることから、このあたりもう一工夫するのが望ましい。
- ・非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、人間の安全保障、民間アクターを含む戦略的かつ自律的な国際開発協力を実施していく上で、コロナ・パンデミックの状況下における日本のワクチン共同調達の枠組み「COVAX」への財政的貢献(計10億ドル供与)努力のファクトを明確化することは、「開かれたインド太平洋」を目指し、米中対立の狭間で日本の「戦略的自律性」高める観点からも、その意義は大きい。
- ・測定指標5について、オンラインで実施することで開催形式や可能性が広がったとの ことであるが、今後も継続する余地はあるか。感染症蔓延下の柔軟な対応については 高い評価を与えてもよい。
- ・測定指標によって、「施策の進捗状況・実績」の書きぶりに精粗がある。たとえば測定 指標 6 「国際協力事業関係者の安全対策の強化」においては、施策の進捗や実績につ いて、定量指標を用いながら具体的に記述されているのに対し、その他の測定指標に おいては、定量指標を用いた記述が徹底されておらず、一部に記述が概括的なものが 見受けられる。

担当部局名 国際協力局 政策評価 実施時期 令和3年8月

測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

中期目標(--年度)

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

平成 30 年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途 上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

- 1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開
- (1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなり得るような施設・機材の供与を推進する。
- (2) また、「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を推進する。具体的には①ライフサイクルコストから見た経済性及び安全性、②雇用創出、能力構築、③社会・環境考慮、④被援助国の財政健全性を含む経済開発戦略との整合性、⑤民間部門を含む効果的資金動員に加え、開放性や透明性を確保した形での質の高いインフラの整備の重要性について国際社会で認識を共有する。
- (3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。
- (4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。
- 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ(上下水道、廃棄物処理等)や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育(高専型教育を含む)を始めとする日本の強み(「日本ブランド」)を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開
- (1)「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内での研修や招へい機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば平成30年には、東京で防災・気象関連や電力安定供給の技術を学ぶ研修を行った。防災・気象関連では、日本の災害経験も踏まえ、災害発生前の予防段階における防災への支援を重視した研修を行い、災害に強靱なインフラ投資を推進している。また、インドに対して、鉄道省を対象に定時運行に定評のある我が国の鉄道システムの理解のための研修や高速鉄道の運営能力強化に取り組んだ。
- (2)「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進については、平成30年9月に質の高いインフラの推進に関する国連総会サイドイベント(日本・EU・国連共催)を開催した。日本からはFOIPを説明しつつ、米国を含むパートナーと協力してこの構想を推進していることを紹介した上で、G20議長国就任を見据え、「質の高いインフラ」を国際社会が共有する国際スタンダードとして確立させ、同構想の柱の一つである質の高いインフラを通じた連結性の強化について取り組む旨表明した。同イベントには、経済協力開発機構(OECD)、国際通貨基金(IMF)、国連プロジェクトサービス機関(UNOPS)といった国際機関だけでなく、インドネシア、フィリピンを含む途上国やEU、米国といった先進国から政府関係者や実務関係者約70名が参加し、「質の高いインフラ」の重要性が再確認された。

さらに、11月のAPEC 貿易・投資委員会において、「APEC インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」が改定され、インフラ開発・投資において満たすことが推奨される「透明性」、「開放性」、「経済性」、「対象国の財政健全性」等の要素を、APEC において初めて取りまとめた。また、12月のG20ブエノスアイレス・サミットにおいても質の高いインフラに関する令和元年の進捗を期待する旨を首脳宣言で確認した。

(3) パリ協定の目標達成の観点からは、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ展開推進の一環として、ケニアのオルカリア地熱発電所の整備等に関する有償資金協力を実施し

た。

- (4)官民連携案件の推進については、事業・運営権対応型無償資金協力「ヤンゴン南部水供給計画」の実施を決定し、10月にミャンマー政府との間で交換公文への署名を行った。今後、日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され、日本の優れた技術やノウハウが、ミャンマーにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。
- (5) 令和元年6月のG20大阪サミットを見据え、上記(2)の国連サイドイベントでの貢献に加え、G20開発作業部会を平成31年1月及び3月、日本において主催し、質の高いインフラに係る原則を策定すべく、質の高いインフラのスタンダード化に係る議論を牽引した。
- 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力(地方活性化特別枠)」において、平成30年度は11.06億円(22案件)が採択された。また、タイ・マレーシアを対象に開始した帯広商工会議所等の草の根技術協力事業「フードバレーとかちを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化および中小企業振興プロジェクト」参画企業の(株)とかち製菓は、マレーシアへの技術協力及びネットワークづくりを行うとともに、ハラル対応和菓子輸出を拡大させるなど、中小企業の海外展開支援にもつながった。なお、同社のこれらの取組が高く評価され、「平成30年度輸出に取り組む優良事業者表彰」において農林水産大臣賞を受賞した。

中小企業の海外展開支援事業では、平成30年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証(・ビジネス化)事業あわせ118件を採択した。そのうち、地域活性化を目的に新設された「地域産業集積海外展開推進枠」についても3件採択した。

また、被災地を含む地方の経済復興への貢献として、途上国政府の支援ニーズ等を確認した上で、コンゴ共和国、ギニアビサウ、レソト、ブルンジに対して、被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助が実施された。

3 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、これを介した日本企業進出及び各国における「質の高い成長」を推進した。アジアにおいては、11 月、日 ASEAN 首脳会議において、平成 30 年度からの 5 年間でアジア地域において8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ 2.0」の立ち上げを発表し、同イニシアティブに基づくアジア各国の産業人材育成の取組を開始した。

2年目を迎えた高度外国人材の育成・環流事業であるイノベーティブ・アジア事業では、対象国であるアジアの途上国 12 か国(インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)全てから、74 名を受け入れたほか、短期研修も実施し、42 名を受け入れた。

日本的経営の普及では、日本人材開発センターを通じて企業経営者を対象とした日本的経営に関する集中講義を実施した。特にベトナム日本センターでは10か月間の経営塾コースの需要が高く、平成21年開始時の年間1コース16名から年間4コース120名にまで規模が拡大した。平成30年度には、同コースの修了者で構成されるベトナム企業経営層が研修で来日した際に、東京、大阪、宮城、静岡、福岡等を訪問、日本企業関係者と活発な意見交換を実施した。特に東京では、JICAが初めて(独)中小企業基盤整備機構と共催でCEO商談会を実施し、日本企業105社・ベトナム企業32社(うち、28社が経営塾生)が参加し、224件の商談を設定した。カンボジアでの日本センターの起業家育成として10社を対象にアクセレレータープログラムを実施し、うち3社が日本でのクラウドファンディングに成功し目標の資金調達を実現した。

日本型工学教育の普及については、日越大学第三期生入学・一期生 57 名卒業(日系企業への就職、日本国内での進学者多数)、拠点大学間の連携強化(SEED-Net 共同教育プログラム、分野別学術ネットワーク強化)、日本式工学教育導入(マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト、カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等)、共同研究・産学連携の促進(インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか)等、着実に進展した。

アフリカでは、平成 25 (2013) 年に安倍総理大臣から、5年間で1,000人の若者を受け入れる旨表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)」を通じ、同イニシアティブを開始した平成 26 年から平成 30 年までに、JICA を通じて1,200人を超える研修生を日本に受け入れた。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (JKUAT) に設置された汎アフリカ大学 (PAU: Pan African University) の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院 (PAUSTI) の教育・研究能力の強化支援を通じ、平成 30 年度に 25 か国 97人の修士・博士課程 (うち博士課程は8か国 19人) 卒業生を輩出した。現在は 36 か国 210人 (修士及び博士課程)が就学中であり、アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの留学生の工学系大学院受入れでは、平成 30 年度は8名の留学生が新たに入学した (計8か国 28名)。

中東では、エジプト・日本科学技術大学(E-JUST)において、平成30年度は計34名の修了生を輩出し、これまでに計94名の工学修士、132名の工学博士を輩出した。

中南米においては、アルゼンチンにて、品質管理・生産性の向上のための総合的な手法として有用な「カイゼン」を活用し、国立工業技術院(INTI)の能力向上や同国企業の競争力向上に向けた支援を実施した。

令和元年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途 上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

- 1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開
- (1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。
- (2)「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的にはG7伊勢志摩原則やG20杭州サミット首脳宣言等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性について、国際社会で認識を共有する。
- (3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成及び「1.5℃目標」への世界の一員としての貢献に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。
- (4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。
- 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウ(上下水道、廃棄物処理等)や我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育(高専型教育を含む)を始めとする日本の強み(「日本ブランド」)を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開
- (1)「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外での研修や招へい機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和元年には、我が国の港湾開発及び運営管理の取組を学ぶ港湾戦略運営研修の一環として、第三国での「在外補完研修」がタイで実施され、アジア、大洋州、アフリカの国々から港湾局職員が参加した。
- (2)「質の高いインフラ」の国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。
 - ・6月のG20大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を承認。これに 先立ち、G20開発作業部会において開発当局間でも「質の高いインフラ投資」の開発側面の主要 要素をまとめ、原則策定プロセスにインプットした。
 - ・8月のG7ビアリッツ・サミットにおいて、G20原則に留意した公共調達における透明性向上の 重要性を含む成果文書を採択した。
 - ・8月のTICAD7において、質の高いインフラの重要性を含む「横浜宣言 2019」を採択。官民インフラセミナー(国交省ほか主催、外務省協賛)において質の高いインフラ整備の重要性についてアフリカ閣僚級を含む参加者で議論した。
 - ・11 月の ASEAN 首脳会議において、議長声明では日本の質の高いインフラパートナーシップ・輸出 拡大イニシアティブの取組を歓迎し、併せて、質の高いインフラを柱とする対 ASEAN 海外投融資 イニシアティブを発表した。
- (3) パリ協定の目標達成の観点からは、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ展開推進の一環として、ケニアで国連工業開発機関(UNIDO)と連携し、IoT技術を活用して地熱

発電所の運営維持管理能力を向上させるための技術協力案件を形成するとともに、円借款事業として地熱発電所を建設するなどしている。コスタリカでは、円借款事業として地熱発電所を8月に完工し、さらに新規の地熱発電所も建設している。

(4) 官民連携案件の推進については、事業・運営権対応型無償資金協力「タクマウ上水道拡張計画」の実施を決定し、令和2年3月にカンボジア政府との間で交換公文への署名を行った。今後、日本企業を代表とする特別目的会社が事業者として選定され、日本の優れた技術やノウハウが、カンボジアにおける衛生的な飲料水供給のための施設建設及び運営に活用されることが期待される。

2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力事業(地域活性化特別枠)」において、令和元年度は8.8億円(16案件)が採択された。また、福井県若狭町と同町の地場企業である西野工務店は「チャンパサック県職業訓練校と福井県若狭町による相互の地域発展を目指した木材加工・建築産業の人材育成プロジェクト」を実施した。その結果、JICA有償資金協力「ナムグムダム第一水力発電所拡張事業」に必要な本邦企業の現地工場及び事務所建設を同職業訓練校が受注し、育成した人材の活躍により納期内の完工につながった。また、これらの成果を受けて同工務店は現地法人を立ち上げる予定で、育成した人材の一層の活躍が期待されている。さらに、現地の人材育成のため、若狭町の空き家改修事業を通じて技術を習得する 0JT 型の研修を実施した。これら空き家は今後古民家福祉施設として活用される予定であり、同町の空き家対策推進につなげることも検討中である。

中小企業の海外展開支援事業では、令和元年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業あわせ 143 件を採択した。そのうち、TICAD 7 の貢献策の一環として実施したアフリカの開発課題の貢献に資するビジネス案の応募勧奨に対しては、「アフリカ課題提示型」の案件 25 件を採択した。

また、被災地を含む地方の経済復興への貢献として、途上国政府の支援ニーズ等を確認した上で、カンボジア、ギニアビサウ、レソトに対して、被災地で生産された水産加工品を活用した食糧援助を実施した。

3 産業人材育成

日本型工学教育や日本型経営といった日本の強みを開発途上国に普及させるとともに、国内外にて産業人材育成を行い、日本企業進出及び各国における「質の高い成長」の推進につなげた。

アジアにおいては、平成30年11月の日ASEAN 首脳会議で発表した、平成30年度からの5年間でアジア地域における8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」に基づき、アジア各国の産業人材育成の取組を開始した。タイでは、日本独自の教育システムである高専(高等専門学校)を設立して、日本と同水準の高専教育を実施すべく協力を進めている。ベトナムでは、日越大学一期生57名が卒業し、日系企業に就職する者、日本国内で進学する者等多数を輩出した。第三期生も80名が入学し、今後が期待される。また、中央アジア諸国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン)の高等専門学校及び工学系大学の関係者に対し、日本型の実践的な工学教育や産官学の連携に関する日本国内での研修を行った。このほか、拠点大学間の連携強化(SEED-Net 共同教育プログラム、分野別学術ネットワーク強化)、日本式工学教育導入(マレーシア日本国際工科院強化プロジェクト、カンボジア産業開発のための工学教育研究能力強化プロジェクト立上げ等)、共同研究・産学連携の促進(インド工科大学ハイデラバード校日印産学研究ネットワーク構築支援ほか)等も着実に進展した。

アフリカでは、TICADVで安倍総理大臣が表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)」を通じ、令和元 (2019) 年までに、JICA を通じて 1,285 人の研修生を日本に受け入れた。8月の TICAD 7では、ABE イニシアティブを継続して産業人材を6年間で3,000人育成することを発表した。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (JKUAT) に設置された汎アフリカ大学 (PAU: Pan African University) の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院 (PAUSTI) の教育・研究能力の強化支援を通じ、令和元年度に27 か国114人の修士・博士課程(うち博士課程は44人) 修了生を輩出した。現在は35 か国246人(修士及び博士課程)が就学中であり、アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの工学系大学院留学生として令和元年度は115人が新たに入学した(計34 か国、博士課程は38人)。中東では、エジプト・日本科学技術大学 (E-JUST) において、令和元年度は計29名の修了生を輩出し、これまでに計108名の工学修士、174名の工学博士を輩出した。また、アフリカ計4か国10名の留学生(修士6人、博士4人、令和2年2月時点)を受け入れている。

令和2年度目標

高度な日本の技術の海外展開を通じた環境整備や、被援助国と連携しての人材育成を通じ、開発途

上国における貧困問題の根本的解決につながる自立的発展を促進する。具体的には、以下に取り組む。

- 1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開
- (1) 我が国の技術・知見をいかした「質の高いインフラ」の更なる展開を推進すべく、インフラプロジェクトへの資金供与や制度・基準等のソフト面での技術協力、あるいはモデルとなる施設・機材の供与を推進する。
- (2)「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を引き続き推進する。具体的には「質の高いインフラ投資推進のためのG 7伊勢志摩原則」や「質の高いインフラ投資に関するG20 原則」等これまでの取組を基礎としつつ、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性等を確保した形での質の高いインフラ投資の重要性を普及・定着、個別プロジェクトに反映・実践していく。さらに、途上国でG20 原則が着実に定着するように、技術協力を通じた能力構築支援を実施する。
- (3) エネルギー分野においては、パリ協定に掲げられた「2℃目標」達成及び「1.5℃目標」への貢献に向け、日本が高い技術力を有する再生可能エネルギーや水素技術の導入にも力点を置きつつ、世界のエネルギー転換や脱炭素化にも資する質の高いインフラの展開を推進する。
- (4) 開発分野への民間資金の動員を念頭に、途上国の公共事業に係る事業・運営権を民間企業が取得する官民連携案件を推進する。
- 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

我が国の地方自治体が有する技術・ノウハウや我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を活用することで開発途上国の経済社会開発に貢献するとともに、これを通じ、我が国地方の活性化を図る。また、開発途上国の要望に応じて被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

3 産業人材育成

日本型工学教育(高専型教育を含む)を始めとする日本の強み(「日本ブランド」)を開発途上国に普及させるとともに、これを活用し、国内外において開発途上国の人材育成とそれを介した日本企業進出、ひいては各国における「質の高い成長」を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「質の高いインフラ」、日本先端技術の更なる展開
- (1)「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化や技術協力を通じた法の支配、自由貿易等に係る能力構築支援は大きな柱の一つであり、資金協力事業の構想、計画策定、実施のそれぞれの局面に応じて日本国内外・オンラインでの研修機会を提供し、能力構築や人材育成に協力した。例えば令和2年度には、フィリピンにて実施している「鉄道訓練センター設立・運営能力強化支援プロジェクト」において、鉄道事業の運営等に係る遠隔研修を行い、同国の鉄道分野の人材育成に貢献している。
- (2) 質の高いインフラの国際スタンダード化の推進として以下のとおりの成果を達成した。
 - ・サウジアラビア議長国下の G20 開発作業部会で、「地域連結性のための質の高いインフラに関する G20 ガイドライン」に合意し、首脳宣言で承認した。
 - ・各国が政策を立案し、実施する際に考慮すべき事項等を纏めた「質の高いインフラ投資に関する グッド・プラクティス集」を OECD が作成。11 月、我が国と OECD の共催で、グッド・プラクティ ス集の完成を記念するイベントを開催し、我が国からコロナ禍における質の高いインフラの重要 性について発信した。
 - ・11 月の ASEAN 首脳会議の議長声明において質の高いインフラ投資の重要性を改めて表明し、インフラ整備を通じた連結性強化のため、日・ASEAN 連結性イニシアティブの立上げを発表した。
- (3) パリ協定の目標達成の観点から、世界のエネルギー転換や脱炭素化に資する質の高いインフラ 投資を推進した。その一環として、例えば令和3年3月、海外投融資にて、インドの気候変動対策 事業(再生可能エネルギー事業、省エネ事業、電気自動車推進事業)に対して融資契約を締結した。
- (4) 官民連携案件の推進については、バングラデシュ経済特区庁 (BEZA) が実施する「外国直接投資促進事業」に対して EBF (Equity Back Finance) 円借款の事業を実施している。EBF 円借款とは、日本企業と途上国政府が共同出資により特別目的会社 (SPC) を設立し、同 SPC を通じてインフラ整備を行う場合に、途上国政府が支払う出資金の原資を JICA が融資 (バックファイナンス) する制度であり、本件を通じて、日本企業の海外展開が促進され、バングラデシュ経済特区にて日本の優れた技術やノウハウが共有されることが期待される。
- 2 地方自治体・中小企業等の海外展開支援

地方自治体の海外展開支援事業については、地方自治体のみ応募可能な「草の根技術協力事業(地域活性化特別枠)」において、令和2年度は8.8億円(16案件)が採択された。今回採択された「宮

崎ーバングラデシュ ICT 人材育成事業」は、これまで宮崎市はじめ産学公の協力の下で実施されてきたバングラデシュ向け技術協力「日本市場をターゲットとした ICT 人材育成プロジェクト」の流れを汲むもので、同プロジェクトは宮崎市内企業による多くのバングラデシュ人 ICT 技術者の採用や、ICT 企業の宮崎市内への誘致に貢献しているため、今後新たな事業の下でさらなる展開が期待される。

中小企業の海外展開を支援する JICA「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」では、令和 2 年度、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業を合わせ、第 1 回公示では 62 件を採択し、第 2 回公示でも 54 件を採択している。なお、第 2 回公示では、新型コロナウイルスの感染拡大により現地渡航が困難となったことを踏まえ、従来の海外渡航による調査を前提とした「一般型」に加え、日本国内での調査活動及び現地人材の活用を主とする遠隔実施型のどちらかを企業が選択できる募集形式とした。また、新型コロナウイルス関連では、7 月、JICA は途上国おける感染拡大の影響による社会構造の変化と新たなビジネス機会の把握を目的として、「ポスト COVID-19 社会」の実現に資する民間企業の製品・技術・サービスを募集し、保健医療、経済インフラ等の 4 分野で計約 40 件を採択した。採択案件については、各国での販路拡大に向けた現地ニーズと課題調査を JICA が行い企業にフィードバックしていく。

3 産業人材育成

アジアでは、平成30年11月の日ASEAN首脳会議で発表した平成30年度からの5年間でアジア地域における8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」に基づき、アジア各国の産業人材を育成した。また、バングラデシュに対し、日本市場を念頭においたICT人材育成プログラムのモデル形成を支援したほか、インドに対し、日本流の経営手法による同国の製造業の基盤強化を目的とした経営幹部育成を支援した。

アフリカでは、TICADVで安倍総理大臣が表明した「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABE イニシアティブ)」を通じ、令和3年2月末までに、JICA を通じて約1,371人(令和2年度は86名)の研修生を日本に受け入れた。このほか、ジョモ・ケニヤッタ農工大学(JKUAT)に設置された汎アフリカ大学(PAU: Pan African University)の東部拠点である汎アフリカ大学科学技術院(PAUSTI)の教育・研究能力の強化支援を通じ、令和2年度に約30か国45人の修士・博士課程(うち博士課程は13人)修了生を輩出した。令和3年2月末時点では40か国249人(修士及び博士課程)が就学中であり、アフリカの持続的な発展に貢献する高度人材育成に貢献している。また、アフリカ諸国からの工学系大学院留学生として令和2年度は96人が新たに入学した(計33か国、博士課程は34人)。

中東では、エジプト・日本科学技術大学 (E-JUST) において、令和2年度は計51名(修士7名、博士44名、令和3年2月末時点)の修了生を輩出し、これまでに計115名の工学修士、218名の工学博士を輩出した。また、同大学ではアフリカ計9か国40名の留学生(修士37名、博士3名、令和3年2月末時点)を受け入れている。

4 その他特記事項

新型コロナ感染拡大を受けた対応として、アジア太平洋地域を中心とする途上国の感染拡大防止や経済活動の維持・活性化を支えるため、2年間で最大5,000億円の新型コロナ危機対応緊急支援円借款を創設(その後、枠を7,000億円に拡充)した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標 2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *

中期目標(--年度)

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や、平和で安定した安全な社会の実現のための支援を行う。

平成 30 年度目標

- 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化
- (1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成 は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。その ために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。
- (2)海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である 我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交 通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する

機材供与や能力構築支援を強化する。

- 2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策
- (1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国(地域)支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
- (2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州のムスリム避難民の帰還に向けた支援等を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。
- 3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策
- (1) 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地で様々なテロが繰り返されている今日、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。
- (2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化
- (1) 我が国は、より安定的な国際環境の形成及び我が国と基本的価値を共有する国々との関係強化のため、それら諸国における法の起草・改正や、司法関係者の育成等の法制度整備支援、税制度の整備や公的部門の監査機能強化、金融制度改善等の経済制度整備支援を実施してきた。

東南アジアにおいては、JICAを通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、ミャンマー、ラオスにおいては、平成30年度に後継案件を新たに開始したほか、ラオスにおいては、長年の協力の成果として、初の民法典が成立した。ネパールでは、民主化支援の一環として、法整備支援アドバイザーの派遣を通じて、同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。また、法執行能力強化支援については、JICAを通じ、インドネシア、ミャンマーに対する地域警察活動に係る技術協力、ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち、インドネシアにおいては、地域警察活動の全国展開に向けて、現場レベルでのモデル構築・普及にとどまらず、国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに、公務員の能力強化については、JICAを通じ、ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか、カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し、当該国の政策課題に対応し得る人材や体制強化に貢献した。

欧州では、アルメニアにおいて、国連開発計画 (UNDP) と連携し、選挙制度の改革を行うため、 有権者認証装置の整備や中央選挙管理委員会の能力強化に向けた支援を実施した。

アフリカにおいては、仏語圏アフリカ諸国対象7か国(セネガル、チャド、ニジェール、マリ、コートジボワール、モーリタニア、ブルキナファソ)の警察官、検察官、予審判事及び公判判事に対し、刑事司法研修を行うことにより、捜査機関及び司法機関の能力の強化並びに連携促進を通じて、越境犯罪を始めとする同地域共通課題への対応を図り、もって同地域における平和と安定の実現に貢献した。ギニアビサウに対しては、透明性・信頼性の高い選挙実施を図るため、UNDPと連携し、選挙実施に必要な機材供与等を行った。

(2)海上法執行能力の強化等の平和と安定の確保はFOIPの大きな柱の一つであり、我が国にとって 重要な海上交通の安全確保からの観点も含め、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保 安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化した。

東南アジアにおいては、技術協力プロジェクトを通じ、フィリピンの沿岸警備隊、マレーシアの海上法執行機関であるマレーシア海上法令執行庁(MMEA)に派遣されている長期専門家が引き続き能力構築支援を実施した。また、フィリピンでは、複数回にわたり、ODAにより供与された巡視船を活用して我が方海上保安庁が沿岸警備隊に対して技術支援を実施した。

太平洋地域においては、JICA を通じ、太平洋島嶼国 12 か国の担当職員向けに、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業の抑止のための研修を米国とも連携し実施した。また、フィジーにおいては、災害発生時の人命救助・捜索等の初動業務及び、沿岸海域の海洋保全と同域内での救命・捜索業務等を担っているフィジー警察に対して、海上保安関連機材を供与する無償資金協力の交換公文 (E/N) を締結した。

アフリカでは、ジブチに対して、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。また、海上保安庁の協力の下、捜

査資機材取扱実習などの日本の海上保安の知識・ノウハウ等を学ぶ海上保安政府機関担当者向けの 研修を実施した。

- 2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策
- (1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国(地域)支援など、社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。

南西アジアでは、パキスタン北部のハイバル・パフトゥンハー州において、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) と連携し、アフガン難民への法的支援、保健支援、及び同難民とホストコミュニティーの若年層に対する職業支援を、また、世界食糧計画 (WFP) と連携し、アフガン難民及びホストコミュニティーに対する栄養補助食品の配布や栄養・保健研修等の栄養支援をそれぞれ実施した。また、UNDPと連携し、同州の旧連邦直轄部族地域 (FATA) において、平成26年のパキスタン軍テロ掃討作戦で生じた国内避難民の帰還開始を受けて、同地域のインフラ修復、帰還者生計改善、及びコミュニティーの社会的結束力強化等の支援を実施した。

日本は、平成28年の「難民及び移民に関する国連サミット」において表明した平成28年から平成30年の3年間で総額28億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援及び受入国(地域)支援を行うとの方針に基づき、シリア難民流入による人口増加に伴う環境汚染や衛生面での問題を抱えるヨルダンに対する廃棄物処理中継基地及び最終処分場機材整備の支援を始め、中東・アフリカ地域等で関連支援実施し、表明した金額の支援を実施している。

アフガニスタンから同国の国づくりのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官、大学教員の25人を、シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者29人を留学生として受け入れた。シリア人留学生に対しては、安心して留学生活を送れるよう生活面での支援も併せて行うとともに、現下のシリア情勢を背景に、卒業後に直ちに帰国することが困難である状況に鑑み、日本での就職を希望する留学生のために親日派・知日派として育成する観点から日本語能力の向上支援及び就業支援にも取り組んだ。

南スーダン等の周辺国から約 120 万人の難民を受け入れているウガンダの西ナイル地域において、地方行政能力の向上を図る技術協力を実施したほか、同地域の 2 か所の難民居住区をつなぐ橋の建設による両居住区間の移動円滑化及び保健センターや学校といった社会サービス・市場へのアクセス改善といった支援を決定した。

ベネズエラの経済社会情勢悪化による国外避難民等の発生を受け、草の根・人間の安全保障無償 資金協力を通じて、周辺国の難民・移民受入れ地域に対して医療機材や生活資材供与、難民・移民 及び受入地域住民の生活安定化支援を実施した。

(2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援として、フィリピンのミンダナオ地域の新自治政府設立に向けた能力向上支援の継続に加え、これまでの支援の知見をいかし、バンサモロ基本法成立を受け、自治を一歩進めた暫定移行政府設立のための移行準備支援(政府組織設計のための技術支援等)を実施した。また、平成29年5月の治安衝突で被災したミンダナオ島マラウィ市の再建を支援については、「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画(無償資金協力)」に基づく道路の復旧・復興に着手したほか、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業(有償資金協力)」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画(無償資金協力)」のE/Nも締結した。

平成29年8月からのミャンマー・ラカイン州北部における治安情勢悪化に対処するため、日本政府は、複数の国際機関(UNDP、UNHCR、国連人間居住計画(UNHabitat)、UNICEF、WFP、国連人口基金(UNFPA)等)を通じ、食料支援、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援のほか、避難民帰還後の環境整備を含む人道・開発支援やクイック・インパクト・プロジェクト(QIP)の実施に向けた支援などを行い、同地域の一層の人道状況改善、生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に滞在するミャンマー・ラカイン州からの避難民に対し、WFPと連携してEバウチャー(注)を活用した食料支援を実施したほか、避難民流入により負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

(注) 生体情報を含む個人情報を登録したカードを裨益者に配布し、同カード内に月毎に定められた金額を WFP が入金し、カード所持者が WFP と連携した地域小売店から特定の食材購入を可能にするシステム。

中東(アフガニスタン、イラク、シリア及びョルダン)・アフリカ(ソマリア、スーダン及び南スーダン)地域においては、国連機関等(国連 PKO 局地雷対策サービス部 (UNMAS)、赤十字国際委員会 (ICRC)) を通じ、地雷除去、地雷被害者支援や武器管理等の取組を実施し、社会安定化や紛争の再発防止に貢献している。

地雷・不発弾対策支援については、カンボジア地雷対策センター(CMAC)の知見を活用した地雷・

不発弾処理能力向上に係る南南協力(イラクやコロンビアにおける第三国研修)を実施した。また、ラオスの不発弾対策機関(UXO Lao)の能力向上(透明性が確保されたプロセスに基づく除去計画策定のための手法の普及等)を目的とした「貧困削減に資する UXO Lao の実施能力強化プロジェクト(技術協力)」を開始した。ジョージアでは、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、爆発性戦争残存物(ERW)を除去するための支援を実施した。スリランカ北部では、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、4件の地雷除去に関する支援を実施した。

- 3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策
- (1)海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは、海上保安機関の能力強化として、「海上保安政策プログラム」で4名(フィリピン1名、マレーシア3名)に新たに学位記が授与されたほか、フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため、「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト(技術協力)」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。フィリピンに関しては、さらに、我が国が供与した巡視船を活用する形で、海上保安庁とフィリピンの海上法執行機関との間で海賊対策の合同演習を実施した。タジキスタン南部のアフガニスタンとの国境を接する地域において、UNDPと連携し、国境管理施設の建設、国境管理整備機材の供与及び国境管理能力強化に係る研修等の支援を実施した。

ガーナに対しては、西アフリカにおける最多の日本企業進出国であることを踏まえ、同国の警察 当局の機動性及び能力の向上を図るため、治安対策機材(警察車両、無線システム等)の供与を実 施した。

マリ、ブルキナファソに対しては、テロが多数発生している現状を踏まえ、治安維持対策の強化を図るため、同国空港に設置するX線検査装置や、同国治安省が使用する車両等の供与を実施した。(2)暴力的過激主義への対処を目的とした、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については、中央アフリカに対して、帰還難民、元武装勢力戦闘員、若者及び女性を含む社会的弱者、地方行政者等を対象に、社会経済統合や武装勢力への回帰防止を図るため、職業訓練、生計向上支援及びガバナンス研修等を行った。

令和元年度目標

- 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化
- (1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成 は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。その ために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。
- (2) 海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である 我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交 通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する 機材供与や能力構築支援を強化する。
- 2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策
- (1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国(地域)支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
- (2) 紛争終結後の平和の定着や平時からの国づくりのための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施する。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やラカイン州から流出した避難民の帰還に向けた支援等を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。
- 3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策
- (1) 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地で様々なテロが繰り返されている今日、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。
- (2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化
- (1) 東南アジアにおいては、JICA を通じ、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラ

オスにおける法・司法制度の改善に向けた技術協力を継続した。特に、インドネシア、ベトナムにおいては、平成31年度/令和元年度、現行案件に続く新規案件の形成を行った。また、法執行能力強化支援については、JICAを通じ、警察庁及び都道府県警の協力の下、インドネシア、東ティモールに対する地域警察活動に係る技術協力、ベトナムに対するサイバー犯罪対処能力強化に係る技術協力、ミャンマーに対する警察幹部能力強化に係る技術協力をそれぞれ継続した。うち、インドネシアにおいては、地域警察活動の全国展開に向けて、現場レベルでのモデル構築・普及にとどまらず、国家警察等におけるマネジメント能力の強化に向けた取組が進展した。さらに、公務員の能力強化支援については、JICAを通じ、ベトナムでは幹部公務員に対する人材育成を開始したほか、カンボジアでは公務員制度改革に資する研修を実施し、当該国の政策課題に対応しうる人材や体制強化に貢献した。

中央アジアでは、キルギスにおいて、UNDPと連携し、女性や社会的弱者の参画を含む公正な選挙制度の確立に向けて、選挙管理委員会職員の能力向上や選挙関連機材の整備に関する支援を行った。ネパールにおいて、民主化支援の一環として、法整備支援アドバイザーの派遣を通じて、同国のガバナンスの強化及び民主主義の基盤制度づくりに貢献した。

アフリカでは、仏語圏アフリカ諸国 7 か国(セネガル、チャド、ニジェール、マリ、コートジボワール、モーリタニア、ブルキナファソ)の警察官、検察官、予審判事及び公判判事に対し、刑事司法研修を平成 30 年度に引き続き行った。これにより、捜査機関及び司法機関の能力強化が図られ、連携促進につながり、越境犯罪を始めとする同地域の共通課題への対応が強化されたことにより、同地域における平和と安定の実現に貢献した。マリにおいては、司法刑事能力強化のための機材整備支援を決定した。またギニアビサウやエチオピアに対しては、UNDPと連携し選挙機材の供与等を行い、平和定着の礎となる公正な選挙の実施に貢献した。そのほか、公務員の能力強化支援として、ガーナに対して、若手行政官育成支援を行った。

欧州では、ウクライナにおいて、民主主義の回復に不可欠な報道の自由を確保するため、ソフト面から正確、中立かつ公正な番組コンテンツの改善、スタッフの能力向上に資する支援を実施するとともに、ハード面でも放送用資機材の供与を決定した。

(2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のためには諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要であり、こうした目的に資する機材供与、能力構築支援の一環として、アフリカでは、セーシェル、コモロ、モーリシャスに対して巡視艇の供与を決定した。また、ケニア、コモロ、セーシェル、マダガスカル及びモーリシャスのインド洋アフリカ諸国5か国に対し、FAOと連携し、船舶機材等の供与のほか、漁業管理や海上保安に関する研修等、違法・無報告・無規制(IUU)漁業対策を通じた海上保安の向上に資する支援を決定した。さらに、セーシェルに対し、海上保安施設の建設を支援することにより、麻薬取引・違法漁業・海賊の取締りの強化を図ったほか、ジブチに対して、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。そのほか、海上保安庁の協力のもと、アフリカ諸国等における海上犯罪対処能力の向上を図るため、研修を実施した。

東南アジアにおいては、インドネシアで、漁業取締当局の能力向上のため、水産庁所属の漁業取締船の贈与に係る交換公文等を締結し、また海上保安機構に対し、海上犯罪取締に係る能力向上のための技術協力を令和2年から開始することとなった。

太平洋地域においては、パラオにおいて、同国の海上安全等のため、航路標識を整備する無償資金協力の交換公文を締結した。

- 2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策
- (1) 難民・国内避難民を始めとする中東・アフリカ地域の諸課題の根本原因に対処するため、WFP、IOM、UNHCR、ICRC等の国際機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援に加え、若者等への啓発・研修活動を通した紛争予防や、日本の強みをいかした「人づくり」、難民受入国(地域)支援など、社会安定化と包摂的成長のための協力を実施した。また、新型コロナ感染症拡大防止の観点から、イラン及び周辺の途上国に対して、WFP、IOM、UNHCR、国際赤十字赤新月社連盟(IFRC)を通じて、感染症拡大防止・予防のための医療従事者等への技術支援や医療施設への物資支援等の緊急支援を実施した。

また、アフガニスタンから同国の国づくりのため農業・農村開発やインフラ開発分野等への貢献を期待される行政官等30人を、シリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、シリア危機によって就学機会を奪われた若者22人を留学生として受け入れた。またパレスチナに対しては、教育及び生活環境の改善のための支援を行った。

(2) ミンダナオ島マラウィ市の再建支援については、「マラウィ市及び周辺地域における復旧・復興支援計画(無償資金協力)」に基づく道路の復旧・復興に着手に続き、「ミンダナオ紛争影響地域道路ネットワーク整備事業(有償資金協力)」及び「バンサモロ地域社会経済インフラ緊急整備計画(無

償資金協力)」の交換公文を締結した。さらに、フィリピン・バンサモロ暫定自治政府の能力開発支援等のため、国際機関と連携し、上水分野、農業分野、保健・電力分野、元女性兵士の社会復帰分野の支援のための交換公文も締結した。

また、平成29年8月から始まったミャンマー・ラカイン州北部の治安情勢悪化に伴い発生した避難民・国内避難民問題に対処するため、複数の国際機関(UNHCR、WFP、IOM、ICRC等)を通じ、ミャンマー、バングラデシュ及び両国の国境地帯等で食料支援、保健・衛生、住環境の改善に向けた支援のほか、避難民帰還後の環境整備を含む開発支援を行い、同地域の一層の人道状況改善、国内避難民の生活環境整備のための協力を行った。バングラデシュ南東部に逃れてきたこれら避難民に対しては、WFPと連携してEバウチャー(注)を活用した食料支援を継続実施したほか、避難民流入により農業用水の慢性的な枯渇等の負担が増加している現地の小規模農家に対する支援も実施した。

(注) 平成30年度「施策の進捗状況・実績」の注のとおり。

パキスタンでは、北部のハイバル・パフトゥンハー州新併合地域において、UNDPと連携し、モデル警察署の建設、地域別年次警察計画の策定、現地部族警察への研修等、平和構築のための法の支配強化に関する支援を行った。さらに、同国におけるアフガン難民及びホストコミュニティーに対して、UNHCRと連携し、保健、教育、水及び衛生環境改善のための支援を行った。

また、ベネズエラの経済社会情勢の悪化による国外避難民等の発生を受け、国際機関(UNHCR、IOM、WFP)との連携及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、周辺国の難民・移民受入れ地域に対して民生環境の改善支援や食料支援を行った。

シリアに対しては、国内での人道危機の改善を図るべく、WHO と連携し医療資機材を供与し、また UNHCR と連携し脆弱な人々の保護活動強化のための支援を行ったほか、UNDP と連携して緊急的な基本インフラの修復支援を決定した。

このほか、社会安定化・平和構築支援として、ハイチ及びネパールに対して、食糧援助や、WFPと連携し、学校給食提供のための施設整備や学校給食普及に向けた能力構築等の支援を行った。

地雷・不発弾対策支援については、ベトナムで草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた地雷及び不発弾除去支援を実施した。同国ではさらにベトナム戦争後の大きな課題である枯葉剤による汚染土壌除染のために、ダイオキシン汚染土壌を分析・評価する関連機材を無償資金協力にて供与した。また、スリランカ北部において、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、4件の地雷除去支援を実施した。欧州ではコソボ、中東では、アフガニスタン、レバノンに対して、またアフリカでは、アンゴラ、ジンバブエ、スーダンに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、地雷除去のための支援を実施した。そのほかにも、国連機関等(UNMAS、ICRC)を通じた地雷除去支援も実施しており、中東(アフガニスタン、イラク、シリア、パレスチナ、レバノン、イエメン及びヨルダン)・アフリカ(ソマリア、スーダン、南スーダン、ニジェール、マリ及びナイジェリア)地域において、地雷の被害を予防するための啓発活動、地雷除去、リハビリ支援を含む地雷被害者支援や武器管理等の取組を継続し、社会安定化や紛争の再発防止に貢献している。

- 3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策
- (1)海外で活躍する日本人の安全確保の観点からも、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

東南アジアでは、海上保安機関の能力強化として、「海上保安政策プログラム」で4名(フィリピン1名、マレーシア3名)に新たに学位記が授与されたほか、フィリピンでは治安・テロ対策を含む海上の安全性を高めるため、「海上法執行に係る包括的実務能力強化プロジェクト(技術協力)」を通じてフィリピン沿岸警備隊の人材育成・能力向上を支援した。また、マレーシアに対して、治安機関のテロ対処能力強化に係る技術協力を新たに開始した。

中央アジア諸国(ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタン)においては、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)と連携し、国境連絡事務所の機能強化や、関係機関職員の能力強化に向けた支援を行った。また、ウズベキスタンにおいて、国境管理・薬物対策能力の強化に向けた支援を行った。

南西アジアでは、4月に同時爆破テロ事案が発生するなどテロ・治安対策の強化が喫緊の課題となっているスリランカに加え、パキスタン、モルディブに対しても、貨物検査設備の整備や、テロ・治安対策機材(警察車両、液体検査装置等)の供与を行った。

中南米では、ジャマイカに対して、違法漁業や麻薬・銃器等の密輸取締りのため、パトロール艇 の供与を行った。

アフリカにおいては、ウガンダ、ケニア、タンザニア、ブルンジ、ルワンダ、マリ、チャド、モーリタニアなどに対する治安対策機材の供与を決定した。

中東においては、ヨルダンに対しアカバ税関の検査機能強化に関する支援を行い、麻薬、銃器、

爆発物等の流入防止、更には国内及び地域周辺の治安安定化に寄与している。また、治安維持対策 が課題となっているチュニジアに対し、国境管理機能を向上し同国及び地域の安定化を図るべく、 治安対策機材の供与を決定した。

また、国境管理機材などの治安関連の機材整備や人材育成等を通じアフリカにおける制度構築とガバナンス強化を後押しするべく、東部アフリカにおける貿易円滑化や国境管理能力向上を目的として、国連プロジェクトサービス機関(UNOPS)と連携した支援を行うことを決定した。

このほか、IOMを通じた中東及びアフリカへの支援として、レバノン、ヨルダン、ウガンダ、ガンビア、ギニア、ケニア、ジブチ、マダガスカル、マリにおいて国境管理支援も実施した。ケニアでは日本のイノベーション技術を活用した顔認証システムを導入し、関係者の研修も行っている。

(2) 暴力的過激主義への対処を目的とした若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援については、モロッコに対して受刑者の出所後の就労意欲を促すべく刑務所内で職業訓練を行うための資機材の供与を決定した。

令和2年度目標

- 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化
- (1) 自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有する国々の安定的成長や健全な社会形成 は、より安定的な国際環境の形成及び我が国とそれら諸国との関係強化にとって重要である。その ために、司法制度や法制度整備支援、法執行能力強化支援、公務員の能力強化支援等を行う。
- (2)海洋における法の支配を徹底し、航行の自由及び海上安全を確保することは、海洋国家である我が国のみならず、国際社会全体の平和、安定及び繁栄の礎である。我が国にとって重要な海上交通の安全確保のためにも、シーレーン沿岸国等に対し、海上法執行機関等の保安能力強化に資する機材供与や能力構築支援を強化する。
- 2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策
- (1) 難民・避難民を始めとする中東・アフリカ・アジア・中南米地域の諸課題の根本原因に対処するため、人道支援に加え、紛争予防や、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」、難民受け入れ国(地域)支援など、社会安定化と包摂的成長のための開発協力を行う。
- (2) グローバルな安全保障、平和構築、平和と安定に向けた取組のための支援を国際機関等とも協力・連携しつつ実施し、世界各地での国境管理支援、地雷対策支援等を継続する。
- 3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策
- (1) 国際社会の取組にもかかわらず、世界各地でテロが未だ発生する中、海外で活躍する日本人の安全を確保するためにも、安全対策・テロ対策強化を着実に進めるとともに、特に、途上国の保安能力強化・治安状況改善に資する機材供与や研修・訓練等による能力強化を通じ、これら途上国の治安状況改善を促す。
- (2) 穏健派・親日派育成のための教育支援や職業訓練等を通じ、テロの根源にある暴力的過激主義に対処するため、若者の過激化防止や戦闘員等の脱過激化・社会復帰支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の強化
- (1) 我が国は平成10年以降、技術協力等を通じたラオスの法制度整備支援に一貫して取り組んでおり、ラオス初の民法典が平成24年から6年以上にわたる起草支援を経て平成30年12月にラオス国民議会で承認され、令和2年5月に施行された。この他、ベトナム、カンボジア、インドネシア、モンゴル等の国々において相手国政府の主体性を尊重しながら法整備支援を進めている。

また、スリランカに対し、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、自由かつ公正な総選挙実施のための研修や啓発活動に関する支援を実施したほか、アフリカでは、コートジボワールや中央アフリカに対して、UNDPと連携し選挙機材の供与等を行い、平和定着の礎となる公正な選挙の実施に貢献した。

(2) 我が国の重要な海上交通の安全確保のためには、諸外国の海上法執行機関等の保安能力強化が図られることが重要である。こうした目的に資する機材供与、能力構築支援の一環として、アジアでは、海上法執行能力強化に係る取組として、フィリピン沿岸警備隊に対して多目的船10隻を供与し、現在、新たに多目的船2隻を供与すべく調整を進めている。ベトナムに対しては、巡視船6隻を供与すべく調整を進めているほか、9月よりベトナム海上警察(VCG)に対し、海上法執行や捜索共助分野での能力向上支援を行っている。マレーシアでは、マレーシア海上法令執行庁に対して組織立上げから海上法執行能力向上まで一貫した支援を行っている。さらに、インドネシア海上保安機構(「バカムラ」)に、海上保安庁が法執行能力向上のための研修を実施している。モルディブに対しては、海上での救難・救助事案への対応や治安対策のため、海洋救助コーディネーションセン

ターの建設や海上保安機材の供与に関する支援を行った。

アフリカでは、モザンビークへの海難救助関連機材の供与を決定したほか、マダガスカルへの海上保安機材の供与を決定した。ジブチに対しては、ジブチ沿岸警備隊の人材育成・訓練体制構築のため、研修体制構築、法執行能力向上、巡視艇維持管理能力向上支援を行った。また、モーリシャスに対して、海難防止及び流出油防除体制の強化に係る情報収集確認調査を実施した。そのほか、海上保安庁の協力のもと、アフリカ諸国等における海上犯罪対処能力の向上を図るため、研修を実施した。

- 2 難民支援を含む人道支援、社会安定化、平和構築、地雷対策
- (1) 難民・国内避難民を始めとする最も脆弱な立場にある人々の生命、尊厳および安全を確保し、 一人ひとりが再び自らの足で立ち上がれるような自立支援のため、WFP、IOM、UNHCR、ICRC 等の国際 機関等を通じて、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援を行ったほか、労働の対価と して食料を配給する Food-for-Work を利用した農業インフラ整備、学校給食を通じた人的資源開発 や、難民受入れにより負担が増しているコミュニティーに対する生計支援を行った。中東・アフリ カ・アジアにおいて、治安状況の悪化、武力衝突等を受けて発生した難民や避難民、更にはそれら の人々を受け入れるホストコミュニティーに対して、社会安定化の観点も踏まえつつ、緊急無償資 金協力を通じて、食料配布、シェルター(共同避難所)及び援助物資の提供、メンタルヘルスサー ビスの提供、保健施設の改修、安全な水や医療サービスへのアクセスの確保等の支援を実施した。 また、シリアやイエメンにおける長期化する人道危機に対しても、越冬支援や食料支援を行うとと もに、干ばつやサバクトビバッタといった自然災害に起因する食料危機に対しても、主に国連世界 食糧計画(WFP)を通じた緊急無償資金協力を実施した。バングラデシュのコックスバザール県にお いて、ミャンマーからの避難民への食糧支援及びホストコミュニティーの小規模農家に対する生計 向上支援を実施したほか、アフガン難民が多く居住するパキスタンのバロチスタン州、ハイバル・ パフトゥンハー州及びパンジャブ州において、UNHCR と連携の下、アフガン難民及びホストコミュ ニティーの児童が通う学校の増築・改築や女子教育促進、並びに両コミュニティーのための職業訓 練施設改修等の支援を実施した。また、ベネズエラにおいては、経済社会情勢の悪化による国外避 難民等の発生を受け、国際機関(IOM, UNICEF)と連携し、ベネズエラ国内及び周辺国の難民・移民 受入れ地域に対して民生環境の改善支援や食糧支援を行った。さらに、中米北部トライアングル(グ アテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス)からメキシコを経由し米国を目指す不法移民の問題に 関し、国際機関 (IOM, WFP) と連携し、グアテマラに対して帰還移民受入れ体制強化のための若年 層に対する職業訓練・起業教育、ホンジュラスに対して貧困世帯への水源確保・食糧援助等の支援 を行った。アフガニスタンからは、同国の国づくりのため農業・農村開発やインフラ開発分野等へ の貢献を期待される行政官34人を、またシリアからは将来の同国復興を担う人材を育成するため、 シリア危機によって就学機会を奪われた若者16人を留学生として受け入れた。シリア人留学生に対 しては、安心して留学生活を送れるよう生活面での支援も併せて行うとともに、現下のシリア情勢 を背景に、卒業後に直ちに帰国することが困難である状況に鑑み、日本での就職を希望する留学生 のために親日派・知日派として育成する観点から日本語能力の向上支援及び就業支援にも取り組ん
- (2) 社会安定化の取組として、IOMを通じ、国境管理強化のための出入国管理システムの整備等を継続的に支援しているが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、国境での検疫能力強化を目的とした物資の調達や、国境管理職員に対する感染症の予防に関する研修等も実施した。地雷対策支援に関し、アフガニスタン、イラク、シリア、ナイジェリア等において、国連地雷対策サービス部 (UNMAS) 及び ICRC を通じた地雷・不発弾対策支援 (除去・危険回避教育等)を行うとともに、スリランカ北部において、平和構築及び生活支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、4件の地雷除去支援を行った。また、フィリピンではミンダナオ平和の進展を後押しすべく、元兵士の社会復帰や保健医療サービスの強化等を支援した。更にアルメニアにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、地雷除去及び地雷回避教育支援を行った。中東では、アフガニスタン、レバノンに対して、またアフリカでは、アンゴラ、ジンバブエに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、地雷除去のための支援を実施した。
- 3 テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策
- (1) 海外で活躍する日本人の安全確保の観点も踏まえ、途上国の治安能力構築支援・暴力的過激主義対策を着実に進めるとともに、途上国の治安状況改善の促進に資する取組を実施した。

アジアでは、令和4年に ASEAN 議長国を務めるカンボジアに対し、要人警護時のテロ対策能力強化のための支援を、令和3年に同議長国であったベトナムに対してテロ対策・治安維持の強化のための支援を決定した。モルディブに対しテロ・治安対策機材の供与、スリランカに対し、違法薬物対策機材の供与を行った。アフリカにおいては、ソマリアに対しソマリア警察の爆発物処理能力強

化に関する支援を行うことで、テロ攻撃及び市民の犠牲の予防を図り、ソマリアの長期的な平和と 安定の確保に寄与している。

(2) 若者の過激化防止等に係る支援としては、TICAD 7 において表明した「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ (NAPSA)」を具体化する協力として、コンゴ民主共和国に対する無償資金協力「国立職業訓練機構地方拠点拡充計画 (UNOPS 連携)」を実施した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 *

中期目標 (--年度)

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

平成 30 年度目標

我が国の持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針(平成28年12月)や「SDGsアクションプラン2018」を踏まえた国際協力を更に推進する。

- 1 SDGs 達成に向けた協力
- (1) 開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。
- (2)人材育成奨学計画(JDS)や JICAによる長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGsの推進に必要となる人材を育成する。その際、「JICA開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。
- 2 保健(感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

「国際保健のためのG 7 伊勢志摩ビジョン」、「TICADVIナイロビ宣言」及び「UHC 東京宣言」(平成 29 年 12 月)を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

- 3 食料(農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)) アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、 緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支 援を行う。
- 4 女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成 28 年 5 月策定)を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM (理数系)分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育(「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、初等教育における地域コミュニティーの関与など、 我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

6 防災・津波対策(「仙台防災協力イニシアティブ」の推進、「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発)

「仙台防災協力イニシアティブ」を踏まえ、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。

- 7 水・衛生(「持続可能な開発のための水の10年(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応)
 - 水・衛生分野に関する世界のトップドナーである日本の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年(2018-2028)」の推進や途上国等における人材育成に協力する。
- 8 気候変動・地球環境問題(パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力) 我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和 策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、環境管理(リサイクル、 廃棄物処理等)への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン」に基づき、①官民を挙げた SDGs と連動する Society5.0 の推進、②SDGs を原動力とした地方創生、③SDGs の担い手としての次世代と女性のエンパワーメント

を3本柱とした日本の「SDGsモデル」を国内外に展開するとともに、以下の取組を実施した。

- 1 SDGs 達成に向けた協力
- (1) 途上国の SDGs 達成に向けた取組への協力としては、10 月に行われた日メコン首脳会談で、日メコン両地域での SDGs 推進に向けた協力を強化すべく、「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」を採択した。また、インドネシア政府の SDGs 達成のための実施体制の強化への協力として、平成 31 (2019) 年 3 月から「SDGs 実施体制強化プロジェクト」を開始。同プロジェクトを通じて、インドネシアの SDGs に係る国家指標の設定、指標達成のための行動計画策定、モニタリング・評価体制の構築を行う予定である。
- (2)途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国(ドナー)としての知見の両面を学ぶ機会を提供する JICA 開発大学院連携を平成 30 年度から本格的に始動し、「SDGs グローバルリーダー・コース」等のプログラムを実施した。また、人材育成奨学計画(JDS)では平成 30 年度に 321 名の若手行政官を受け入れ、同プログラムと連携した日本理解プログラムを実施した。
- 2 保健(感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

引き続き、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」、「TICADVIナイロビ宣言」及び「UHC東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を実施した。

特に、国際機関を通じ、受入国の感染症対策(予防及び対処)、そのための人材育成(能力開発)や制度整備支援を通じて保健システムの強化を実施し、各国における自立した感染症対策、母子保健対策の確立に貢献した。具体的には、三大感染症(HIV/エイズ、結核及びマラリア)対策、保健システム強化を実施するグローバルファンドへの支援、開発途上国におけるワクチンの導入及び接種率向上のための取組を実施する Gavi への支援、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金(UNFPA)への支援等を実施した。

また、9月の国連総会において、結核と非感染性疾患(NCD)に関するハイレベル会合が開催され、 結核ハイレベル会合において国連日本代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導し、合意 に導いた。

3 食料(農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA))

IFNA については、栄養改善の国別取組方針の策定支援や IFNA 運営体制の強化を行うとともに、 IFNA に貢献する新規技術協力プロジェクトの形成(ナイジェリア、マダガスカル等)や日本国内で の研修の実施、栄養改善に貢献する日本人関係者(青年海外協力隊や JICA 専門家等)のネットワーク強化を行った。

世界人口が増加傾向にある中、食料安全保障を、開発協力の重要な考え方の一つとする日本は、食糧増産等の支援の一環として、例えば、農業分野においてサブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目的に、「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」等のイニシアティブに協力する形で、同地域各国の実情に合った戦略に基づくコメ増産支援を実施した。

4 女性 (ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成 28 年 5 月策定)を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備や STEM (理数系)分野を含む女性教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また、安倍総理大臣が第 3 回国際女性会議 WAW! (平成 28 年 12 月)で表明した途上国の女性たちの活躍推進支援(平成 28 年から平成 30 年までの 3 年間で総額約 30 億米ドル以上)を計画どおり完了した。

5 教育(「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略」(平成27年9月)に基づき、包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。また、6月のG7シャルルボワ・サミットでは、安倍総理大臣から途上国の女児・思春期の少女・女性のための質の高い教育、人材育成支援のため、2億ドル規模の支援を行う旨表明した。

6 防災・津波対策(「仙台防災協力イニシアティブ」の推進、「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発)

「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、日本が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施を進め、「2015 年~2018 年の 4 年間で、防災関連分野で計 40 億ドルの協力、4 万人の人材育成を実施」するという目標に対して、約 50 億ドルの協力と7 万人の人材育成を達成した。

また、平成 31 年 3 月にG20 開発作業部会の開催と合わせサイドイベントとして「防災アジェンダの達成に向けた展望」と題するセミナーを開催した。また、国際機関等と連携し、世界各地で防災訓練や「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

9月のインドネシア・中部スラウェシ州地震による被害に対しては、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画(マスタープラン)の策定を支援した。

7 水・衛生(「持続可能な開発のための水の10年(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生 問題への対応)

DAC 諸国の水・衛生分野での拠出の 28.7%に上る 6,079 百万ドル (平成 25~平成 29 年拠出ベース)を支援するなど、トップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年 (2018-2028)」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

9月、東京で国際水協会 (IWA) 世界水会議が開催され、下水・衛生施設へのアクセス改善や水質 改善のための取組の主流化に向けてアジアの知見の共有を行うとともに、日本の開発経験も踏まえ た大都市での水管理のあり方について発信するなど、SDGs 達成に向けた議論に貢献した。第73回 国連総会第二委員会においては、関係国と連携を図りながら交渉を進めた結果、「国連水と災害に関 する特別会議」の成果を尊重する旨の規定が盛り込まれた。

8 気候変動・地球環境問題 (パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力)

気候変動への適応案・緩和策への支援については、二国間クレジット制度(JCM)を推進し、これまでに二国間文書に署名している17か国のうち、平成30年度は、タイ、インドネシア、ベトナム、モンゴル及びラオスのJCMからクレジットが発行された。具体的には、タイでは太陽光発電システム導入により300トン、インドネシアでは工場の空調やコンビニエンスストアの省エネ等4件のプロジェクトから705トン、ベトナムでは国営病院の省エネと環境改善によるグリーンホスピタル事業とホテルの省エネプロジェクトから1,139トン、モンゴルでは学校等への高効率熱供給ボイラや太陽光発電を導入する3件のプロジェクトから9,206トン、ラオスでは省エネ型データセンターの導入プロジェクトから207トンのクレジットが発行された。これまでに43件(うち平成30年度は17件)のJCMプロジェクトが登録され、省エネ・再エネに関するMRV(測定、報告及び検証)方法論が67件(うち平成30年度は19件)承認され、これにより温室効果ガス削減プロジェクトの実施と削減量の定量化を進めている。そのほか、緑の気候基金(GCF)については、事実上最大の拠出国として、また理事を輩出する国としてGCF内での発言権を確保し、緩和・適応策の新規支援案件19件の採択、GCFの基金管理機関(トラスティ)の正式決定、第一次増資プロセスの立ち上げ等、基金の運営に積極的に貢献した。

加えて、二国間の気候変動関連途上国支援については、平成27年に発表した「美しい星への行動2.0 (ACE2.0)」(令和2年に官民合わせて1兆3,000億円の気候変動対策支援実施を表明)の達成に向け、例えば、ガイアナ共和国の「再生可能エネルギー導入及び電力システム改善計画」を対象として18.48億円の無償資金協力を実施した。

環境管理においては、海洋プラスチックごみに関し、11月、ASEAN+3 (日中韓) 首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で日本は、中国や韓国とも連携し、「3R (リデュース (削減)、リユース (再利用)、リサイクル (再生))」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備等を通じて、ASEAN 諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことを表明した。また、11月の日・ASEAN 首脳会議において安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援の拡大を表明した。

生物多様性保全への取組に関しては、10月、ロンドンで開催された「第4回野生動植物の違法取引に関する国際会議」において、我が国から、国際的な組織犯罪である野生動植物の違法取引への対処の一環として、ゾウ生息国における密猟対策支援を推進していくこと等を表明した。

令和元年度目標

我が国の「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(平成 28 年 12 月)や「SDGs アクションプラン 2019」を踏まえた国際協力を更に推進する。

- 1 SDGs 達成に向けた協力
- (1) 開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs達成に向けた取組に協力する。
- (2)人材育成奨学計画(JDS)や JICAによる長期研修の枠組みを活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGsの推進に必要となる人材を育成する。その際、「JICA開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発

経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを導入する。

2 保健(感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)

「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」、「TICADVIナイロビ宣言」及び「UHC東京宣言」を踏まえ、各国や国際保健関係機関による公衆衛生危機への対応を含む感染症の予防・対策や人材育成・制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

3 食料 (農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA)) アフリカにおける食料需要の増大に対応し、食料安全保障の強化と栄養状況の改善を図るべく、 緊急食料支援から品種改良等の農業技術研究、農業・水産業等の現地産業の推進に至る包括的な支援を行う。

4 女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成28年5月策定)を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM(理数系)分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

- 5 教育(「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現)
 - 「平和と成長のための学びの戦略」を踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。
- 6 防災・津波対策(新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発) 新たなイニシアティブを検討し、そのイニシアティブの達成に向け、我が国が有する知見・教訓・ 技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」 の普及啓発を通じた防災の主流化を支援する。
- 7 水・衛生(「持続可能な開発のための水の10年(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生 問題への対応)
 - 水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年(2018-2028)」の推進や途上国等における人材育成に協力する。
- 8 気候変動・地球環境問題 (パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海 洋プラスチックごみ対策の推進)

我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等による気候変動への適応策・緩和 策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチックごみ 対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等 への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 SDGs 達成に向けた協力
- (1) 途上国の SDGs 達成に向けた取組への協力として、6月のG20大阪サミットにおいて、防災、海洋プラスチックごみ、保健、教育の SDGs 主要分野についての支援策を発表。また、8月の TICAD 7においては、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 拡大とアフリカ健康構想、災害に強い社会づくり、「質の高い教育」の提供、持続可能な都市づくり、令和2 (2020) 年に向けたスポーツの普及について議論を行い、生活の向上や経済成長の基盤となる人間の安全保障と SDGs の実現に向けて、強靭かつ持続可能な社会の構築に貢献することを発表した。
- (2)途上国の発展への貢献及び親日派・知日派人材の育成強化を目的として、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」構想を推進し、「SDGs グローバルリーダー」(令和元年度は 51 名が訪日)を始めとする各種研修事業を実施した。また、無償資金協力による人材育成奨学計画(JDS)では、令和元年度に新たに 360 名の若手行政官が訪日し、同構想に基づく日本理解プログラムを受講した。
- 2 保健(感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)
- (1) 我が国は、UHC の推進に向け、6月のG20大阪サミット及び8月のTICAD7で、保健分野を主要議題として取り上げ、ホスト国として議論を国際的に主導した。特にG20大阪サミットでは、UHC達成における財務当局と保健当局との連携が不可欠との観点から、財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、健全で持続可能な保健財政システムの確立の重要性を再確認した。また、9月には、国連で初めてUHCをテーマとしたハイレベル会合が開催され、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア(PHC)の推進、感染症・非感染性疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成等を含む政治宣言が全回一致で採択され、UHC達成に向けた政治レベルの強いコミットメントが示された。日本は、政治宣言の交渉にあたり、UHCフレンズグループを立ちあげ、共同

議長(タイ、ジョージア)とともに宣言交渉を主導した。

- (2) 感染症対策、保健システムの強化等につき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。具体的には、二国間支援として医療機器整備支援(タジキスタン)などを実施した。国際機関を通じた支援としては、グローバルファンドに対し約 453 億円、Gavi に対し約 21 億円等の支援を実施し、三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)の予防と対応、保健システムの強化、ワクチンの普及と使用の促進等に貢献した。
- (3) また、新型コロナウイルス対策として、我が国は、急速に感染者数が拡大しつつあるイラン及び周辺の途上国において、医療従事者等への技術協力や医療施設への物資支援等の緊急支援を行っている世界保健機関(WHO)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連児童基金(UNICEF)等の国際機関を経由した支援を実施した。
- 3 食料(農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA))

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、サブサハラ・アフリカのコメの生産量増大を目標とする「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」や、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ (SHEP)」のイニシアティブに沿う形でニジェール等において支援を実施した。また、IFNA では栄養改善の国別取組方針の策定支援や IFNA 運営体制の強化を行い、ルワンダ等において支援を実施した。

8月に発表した「TICAD 7 における日本の取組」では、これら 3 つのイニシアティブの更なる推進を表明し、例えば CARD については、平成 30 (2018) 年までの 10 年間の目標であるコメ生産量倍増 (1,400 万トン→2,800 万トン) の達成を受けた 2030 年までの次期目標として更なる倍増(2,800 万トン→5,600 万トン) を打ち出した。

4 女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成28年5月策定)を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM(科学、技術、工学及び数学)分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行った。また、第5回国際女性会議WAW!でのコミットメントに沿い、9月には、スリランカにおいて、女性の地位に係る理解を改善するとともに、モデル地域での職業訓練の実施による女性の起業・就業支援等を実施する無償資金協力「スリランカにおける女性・平和・安全保障アジェンダ実施計画(G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブ)(UN連携/UN Women 実施)」に関する書簡の交換を行った。さらに、G20大阪サミット(6月)の際には、女性のエンパワーメントに関する首脳特別イベントが開催され、首脳宣言の中に、STEM教育へのアクセス改善及びジェンダーに関する固定観念の排除に向けた意識向上を含め、女児・女性教育及び訓練への支援継続が盛り込まれた。

5 教育(「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略」(平成27年9月)に基づき、包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。文部科学省と連携の下、我が国の知見・経験を活用し、日本型教育の海外展開を支援した。

また、TICAD 7 では、理数科教育の拡充や学習環境の改善等を含めた「質の高い教育」の提供を日本の取組として発表した。具体例として、12 月に、モザンビークにおける中学校新設や教育機材の整備を行うための無償資金協力に関する書簡の署名・交換が行われた。

日本が議長を務めたG20 開発作業部会 (DWG) において、教育協力に焦点を当てた議論を行い「G20 持続可能な開発のための人的資本投資イニシアティブ」に合意し、G20 大阪サミットの際に付属文書として発表された。また、6月に行われた SDGs 推進本部において、日本独自のイニシアティブとして、2019~2021 年の3年間で、少なくとも約900万人の子ども・若者にイノベーションのための教育とイノベーションによる教育を提供するという「教育×イノベーション」イニシアティブを発表した。

6 防災・津波対策(新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発) G20 大阪サミットの機会に、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表し、2019 年から 2022 年の間に少なくとも 500 万人が裨益すると想定される洪水対策支援等の実施を表明した。当 イニシアティブに基づき、日本が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施を進めた。また、国際機関等と連携し、世界各地で防災訓練や「『世界津波の日』 2019 高校生サミット in 北海道」などの津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

メキシコの地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)案件「メキシコ沿岸部の巨大地震・津波災害の軽減に向けた総合的研究」では、11月にメキシコで開催された「世界津波の日」イベントに参加し、メキシコ国立防災センター(CENAPRED)やコリマ州防災局や警察等とともに、

一般市民向けに分かりやすく防災の取組や地震・津波避難のポイントを説明する移動式防災教室を開催した。また、津波絵画コンクールの表彰式や、国際セミナーにおいて、メキシコ側研究者や防災担当機関関係者とともに日本の海底ケーブルシステムによる津波観測手法や、日本の自治体による津波防災の取組等についても発表を行った。

7 水・衛生(「持続可能な開発のための水の10年(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応)

OECD 開発援助委員会 (DAC) 諸国の水・衛生分野での拠出の 27.2%に上る 5,855 百万ドル (平成 26~平成 30 年拠出ベース) を支援するなど、二か国間援助におけるトップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年 (2018-2028)」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

サモアへの支援として、沖縄県内の水道事業体による協力の下、首都の約1.8万人が裨益すると 見積もられる無収水対策、水質管理体制の整備支援、浄水場の維持管理強化による水質改善、及び 標準作業手順書(SOP)の作成等による組織全体への技術浸透を実施した。

8 気候変動・地球環境問題 (パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海 洋プラスチックごみ対策の推進)

気候変動への適応案・緩和策への支援については、二国間クレジット制度(JCM)を推進し、これ までに二国間文書に署名している 17 か国のうち、令和元年度は、ベトナム (「南部・中部地域の配 電網におけるアモルファス高効率変圧器の導入 | 等4件計2,837 トン)、モルディブ(「校舎屋根を 利用した太陽光発電システム導入プロジェクト」155トン)、タイ(「半導体工場における省エネ型空 調システム及び冷凍機の導入」等2件計 2,519 トン)、インドネシア(「動力プラントの運用最適化 技術」等6件計55,509トン)、カンボジア(「インターナショナルスクールへの超軽量太陽光発電シ ステムの導入」181 トン)、サウジアラビア(「塩素製造プラントにおける高効率型電解槽の導入」 5,300 トン) 等7か国の JCM プロジェクトから計 66,502 トンのクレジット発行が決定された。累計 で 61 件 (うち令和元年度 18 件) の JCM プロジェクトが登録され、省エネ・再エネに関する MRV (測 定、報告及び検証) 方法論が80件(うち令和元年度14件) 承認され、温室効果ガス削減プロジェ クトの実施と削減量の定量化を進めている。GCF については、案件採択や認証機関の承認、事業に関 する指針策定等に加え、第1次増資プロセスへの貢献を通じて GCF の運営に積極的に関与してきた。 日本は初期拠出(2015-2018年)における 15 億米ドルの拠出に続き、10 月の GCF 第1次増資ハイレ ベル・プレッジング会合では、GCF の活動状況に応じて最大 15 億米ドルを拠出する意向である旨表 明した(日本の累積拠出順位は、英国に次いで第2位)。第1次増資については、これまでに我が国 を含む 29 か国が総額約 98 億米ドルの拠出を表明している(令和2年3月末時点)。GCF はこれまで に 129 件の事業を承認し (令和元年度では 29 件 (令和 2 年 3 月末時点))、これにより、約 16 億ト ンの CO2 排出量削減と約3.5 億人の裨益が見込まれている。

加えて、二国間の気候変動関連途上国支援については、平成27年に発表した「美しい星への行動2.0 (ACE2.0)」(令和2年に官民合わせて1兆3,000億円の気候変動対策支援実施を表明)の達成に向け、再生可能エネルギー導入支援、防災支援など、ODA及びODA以外の公的資金(OOF)を用いて積極的に支援を進めている。

環境分野においては、海洋プラスチックごみに関し、6月G20大阪サミットの機会に、安倍総理大臣は、令和32 (2050) 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現のために途上国の廃棄物管理に関する能力構築及びインフラ整備等を支援していく旨を表明し、①廃棄物管理(Management of Wastes)②海洋ごみの回収(Recovery)③イノベーション(Innovation)及び④能力強化(Empowerment)を推進するため、令和7 (2025) 年までに世界中の廃棄物管理人材1万人育成等を柱とする「マリーン(MARINE)・イニシアティブ」を立ち上げた。

生物多様性保全分野においては、4月、モザンビークに、ゾウの密猟監視対策のための法執行センター及び象牙保管庫を建設した。

令和2年度目標

我が国の「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改訂版」(令和元年 12 月)や「SDGs アクションプラン 2020」を踏まえた国際協力を更に推進する。

- 1 SDGs 達成に向けた協力
- (1) 開発途上国が自ら開発課題に取り組めるように、途上国のSDGs 達成に向けた取組に協力する。
- (2) JICA による長期研修の枠組みや人材育成奨学計画(JDS)を活用し、将来の開発政策を指導する親日派・知日派人材の育成を支援することで、SDGsの推進に必要となる人材を育成する。その際、

「JICA 開発大学院連携」も通じ、我が国大学との連携を抜本的に強化し、我が国の近代化及び開発経験等の共有を目的とした理解促進プログラムを推進する。

- 2 保健(感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)
- (1) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 達成のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。G20 大阪サミット、TICAD 7 で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向け開発途上国に対する支援を行う。我が国が開催する「栄養サミット」においては、UHC 達成に不可欠な要素である「栄養」の観点から、UHC 達成に向けた取組を主導していく。
- (2) 新型コロナウイルス、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。
- 3 食料(農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ(IFNA))

「TICAD 7 における日本の取組」(令和元年8月)を踏まえ、アフリカの農業生産及び食料安全保障の強化、栄養改善に向けて、CARD、SHEP、IFNA のイニシアティブを通じた支援や、グローバル・フードバリューチェーン構築に向けた支援、品種改良等の農業技術の開発・展開支援など、農林水産業の活性化にむけた包括的な支援を行う。

4 女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成28年5月策定)を踏まえ、女性に配慮したインフラ整備やSTEM(理数系)分野を含む女子教育支援、平和構築、防災分野等の意思決定過程への女性の参画推進支援等を行う。

5 教育(「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略」(平成27年9月)やG7、G20、TICAD7等における教育関連のコミットメントを踏まえ、学びの改善に向けた支援、女子教育支援、理数科教育支援など、我が国が有する知見・経験をいかしつつ、途上国の人材育成に協力する。

- 6 防災・津波対策(新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発) 仙台防災協力枠組及び仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2の達成に向け、我が国が有する 知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、 「世界津波の日」の普及啓発を行い、国際社会における防災の主流化を促進する。
- 7 水・衛生(「持続可能な開発のための水の10年(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生 問題への対応)

水・衛生分野に関する世界のトップドナーである我が国の技術・知見を活用し、平成30年3月から開始された「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の10年(2018-2028)」の推進や途上国等における人材育成に協力する。

8 気候変動・地球環境問題 (パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海 洋プラスチックごみ対策の推進)

我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・ 適応策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化、海洋プラスチック ごみ対策として、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整 備等への協力を行うとともに、生物多様性保全等の地球環境問題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 SDGs 達成に向けた協力
- (1) 令和2年11月に開催された第12回日本・メコン地域諸国首脳会議において、民間セクターにおける出融資の促進によるSDGsへの貢献のため、メコン・SDGs出融資パートナーシップを発表し、メコン諸国のSDGs達成に向けた努力を後押ししていくこととした。

また、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」として第1回公示では62件、第2回公示では54件の事業を採択し、SDGs 達成に貢献するビジネス(SDGs ビジネス)及び開発途上国の抱える課題の解決を図ることとした。こうした取組の他にも、様々な支援を通し、途上国におけるSDGs 達成に貢献するための取組を継続している。

- (2) 開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供する「JICA 開発大学院連携」を引き続き推進したことを始め、様々な支援を通じて SDGs 達成に貢献する人材を育成した。
- 2 保健(感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進)
- (1) 令和2年9月の国連総会一般討論演説における菅総理大臣スピーチをはじめ、各種の国際会議等の機会を活用し、UHC達成の重要性について国際社会に向けて発信した。その上で、UHC推進に係

る具体的な取組として、例えばガーナ、セネガル、バングラデシュ、カンボジア、ラオスなどをはじめとする多くの国で母子保健に係る支援を実施したほか、ケニアにおいて、UHC 達成のための保健セクター政策借款を実施するなど、包括的かつ中長期的な視点から UHC の推進に取り組んだ。

(2) 新型コロナ感染症対策に関しては、二国間及び国際機関を通じた医療機材の供与や能力構築支援を、かつてないスピードで実施した。そのうち二国間の支援としては、保健・医療体制が脆弱な開発途上国に対する総額 480 億円の無償資金協力による保健医療機材の供与を決定したほか、総額15 億円の新たな技術協力により、中長期的な保健・医療体制強化のための人材育成等の能力構築支援を実施した。2020 年 4 月には、新型コロナ感染者が発生している諸国に対するアビガン錠供与のための緊急無償資金協力を決定し、12 月 31 日までに 45 か国に供与した。

また、世界全体でのワクチンへの公平なアクセスを確保すべく COVAX ファシリティの形成を主導したほか、東南アジア、南西アジア、太平洋島嶼国の 25 か国に対し、ワクチンを最後の一人ひとりに届ける「ラスト・ワン・マイル支援」として、保冷設備や運搬用車両等の機材供与等を通じてコールド・チェーンを整備するべく緊急無償資金協力を実施した。

- (3) 顧みられない熱帯病 (NTDs) や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進する グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT)、母子保健の推進や性感染症対策等を実施する国連人口基金 (UNFPA) 及び国際家族計画連盟 (IPPF) への支援を実施した。
- 3 食料 (農業分野への支援、食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA))

農業生産及び食料安全保障の強化に対する我が国の取組として、TICAD 7 で打ち出した「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」における 2030 年までのサブサハラ・アフリカのコメの生産量の更なる倍増 (2,800 万 t \rightarrow 5,600 万 t)、小規模農民の収入増加のための「市場志向型農業振興アプローチ (SHEP)」による 100 万人への裨益、IFNA におけるアフリカの 2 億人の子どもたちへの栄養改善といった目標に沿う形でエチオピア・ルワンダ・ウガンダ等において支援を実施した。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う移動制限等をうけて、国内外の農産品の流通が停滞することに伴う食料不足・栄養不足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、マダガスカル及びジンバブエにおける食料危機やレバノン・ベイルートにおける大規模爆発被害に対する緊急食糧支援を実施した。さらに、ナイジェリアでは日本の技術を活用したコールドチェーンの確立、コートジボワールでは日本伝統のスリミ加工技術の導入、ガーナでは離乳期の子供の栄養サプリメントの供給や栄養教育指導といった支援を実施した。

4 女性(ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進)

「女性の活躍推進のための開発戦略」(平成28年5月策定)に基づき、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業実施を推進した。具体的には、「G72Xチャレンジ:女性のためのファイナンス」イニシアティブに資する取組として、海外投融資を通じてメキシコ「女性事業者等向けマイクロファイナンス事業」に融資し、女性事業者等の金融アクセス改善への貢献を図るなど、女性の経済的なエンパワーメントを促進するための取組等を進めた。

5 教育(「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現)

「平和と成長のための学びの戦略」(平成27年9月)に基づき、包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。我が国の知見・経験を活用し、文部科学省と連携の下、日本型教育の海外展開支援を実施した。具体例として、民間連携事業の一環として「ウズベキスタン国地方学校教員の能力向上及び教育格差是正向け学習管理システム(LMS)に係る普及・実証・ビジネス化事業」を実施し、公立学校の教員数の不足や教員の能力の問題、教材や民間教育サービスの不足といった課題を抱えるウズベキスタンに日本企業のeラーニング教育システムを導入するといった取組を行った。

6 防災・津波対策(新たなイニシアティブの検討・推進、「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発)「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダー及び次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を実施し、途上国における災害に対する強靱化に貢献した。また、UNDRRを通じた実施した「第三回世界津波博物館会議」のバーチャル開催や、UNDPを通じて実施した新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた学校向けの津波対策の指針策定、学校生徒・教員向けの津波避難訓練実施など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

令和2年の「世界津波の日」には在ペルー日本国大使、JICA事務所長、帰国研修員同窓会会長や 多くの帰国研修員の参加を得て「JICAペルー帰国研修員同窓会(APEBEJA)及びラテンアメリカ地域 帰国研修員同窓会(FELACBEJA)主催の「世界津波の日」国際ウェビナー及び第1回「世界津波の日」国際絵画コンクールの授賞式も実施され、各国の津波専門家による活発な質疑応答や、ペルー等複数諸国の子供達の絵画作品の表彰を通じて、専門家の知見共有、子供・青少年やその家族等への防災意識啓発に貢献した。

7 水・衛生(「持続可能な開発のための水の10年(2018-2028)」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応)

OECD 開発援助委員会 (DAC) 諸国の水・衛生分野での拠出の 26%に上る 5,640 百万ドル (2015~2019 年拠出ベース) を支援するなど、二か国間援助におけるトップドナーとして「国連『持続可能な開発のための水』国際行動の 10 年 (2018-2028)」の推進に向け、給水人口増加への対応やサービス水準改善のため資金協力による施設整備を実施するとともに、無収水対策や統合水資源管理等に関する技術協力を実施した。

JICA を通じ、資金協力による給水施設整備を実施するとともに、アクセス、給水時間、水質等の改善や水道事業体の経営改善に係る支援として、23 件以上の技術協力を実施した。また、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、水道サービスの継続に必要な薬品等の調達、事業継続計画の策定、手洗い設備の設置や市民への啓発活動などの支援を、JICA を通じて 19 か国以上で迅速に展開した。その他、インドで汚水・排水管理の技術協力を開始し、ベトナムのハロン市では下水道施設整備に係る円借款に関する交換公文を締結した。また、ホーチミン市、フエ市では、円借款による下水・排水事業で水環境の改善を推進した。マーシャル諸島の首都マジュロ環礁を対象として水道水源の貯水池を拡張する無償資金協力の交換公文及び贈与契約を締結し、干ばつに対する水道システムの強靭性及び適応力を強化した。

8 気候変動・地球環境問題

二国間の気候変動関連途上国支援については、平成 27 年に発表した「美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)」(令和2年に官民合わせて1兆3,000億円の気候変動対策支援実施を表明)の達成に向け、再生可能エネルギー導入支援、防災支援など、緩和・適応の両面において ODA 及び ODA 以外の公的資金 (OOF) を用いて積極的に支援を進めた。具体例としては、サモアにおいて太平洋気候変動センターの設立を支援し、気候変動対策に関する専門家を派遣したほか、トンガでは災害に強い電力供給を支援するため、可倒式風力発電設備等の整備を支援した。

環境分野においては、海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援を拡大する一環として、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの調査手法と分析手法を学ぶための研修を日本で実施したほか、「アフリカのきれいな街プラットフォーム (ACCP)」を通じ、アフリカにおける廃棄物管理支援のモデルプロジェクトとして、モザンビークのウレネ廃棄物最終処分場への支援を行った。

生物多様性分野においては、ルワンダにおけるゾウの密猟監視対策のための施設建設支援を決定するなど野生動物違法取引対策に貢献した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標4 連携の強化 *

中期目標(--年度)

ODAが、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

平成 30 年度目標

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業は必要な見直しを行った上で、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和7(2025)年までに1,000人を目標とす

る国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の 小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野にお ける支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっ ていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

NGO との連携・協働の強化に対する取組としては、日本 NGO 連携無償資金協力事業 50.46 億円 (106件)、ジャパン・プラットフォーム事業(緊急人道支援事業)52.48 億円 (70件) への資金協力を実施した。また、JICA の草の根技術協力事業では、パートナー型・支援型合計で 15.81 億円 (38件)が採択された。NGO が実施している事業の申請書、完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等、国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGO との既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、平成 30 年度中、NGO・外務省定期協議会を 7 回開催し、NGO との間で開発協力政策や NGO 支援、連携の具体策について意見交換した。NGO – JICA 協議会も 3 回開催された。

ボランティア事業の見直しについては、平成29年度「秋のレビュー」(秋の年次公開検証)の指摘に基づいて、JICAボランティア事業の制度見直しに取り組んだ。具体的には、総称を「JICA海外協力隊」とするとともに、年齢に基づく区分から、求められる技能・経験に応じた区分による派遣制度への見直しを行い、平成30年度秋募集から導入した。また、人件費補てんを廃止し、現職参加者の雇用を継続するための必要経費(労災や社会保険料など)を所属先に対し支出することとした。さらに、家族手当を廃止するとともに、海外一斉調査を踏まえ、現地生活費及び住居費の改定を行った。

また、応募者拡大に向けた取組として、応募関心者層の母数が大きいと考えられる都市部を中心に募集説明会の回数を大幅に増やすとともに、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポット CM、全国版の雑誌 (President、日経 Woman、アエラ、Number) への記事広告展開と WEB 転載等により、関心の惹起を図っている。

2 国際機関・地域機関等との連携

国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、11月のWFP副事務局長訪日時に国際機関等との政策対話を実施したほか、同副事務局長訪日時や12月の国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)事務局長訪日時等の国際機関幹部の訪日機会を利用して日本のNGOとの意見交換を実施した。

さらに、日本の「顔の見える協力」とするための取組については、国連関係機関の幹部職員や人事担当者等との意見交換の機会を捉え、日本人職員の参画について継続的な働きかけを行うとともに、日本人職員が関与するプロジェクトの積極的な採用を行った。その結果、平成 29 年末時点の国連関係機関の日本人職員数は 850 名となり、平成 28 年末時点の 820 人から 30 名増加した。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

平成26年7月に安倍総理大臣が日カリコム首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の1つとして表明した、小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき、「卒業国」であるバハマ、バルバドス、トリニダード・トバゴ及びセントクリストファー・ネービスの4か国に対し、研修員受入れの支援を実施した。

中南米地域における日系社会との絆を意識した取組については、中南米の日系人に対する支援として、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて高齢者長期居住施設の整備を行ったほか、日本語教育や社会福祉の分野において日系社会ボランティアを派遣するなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

令和元年度目標

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続

き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和7 (2025) 年までに 1,000 人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本の NGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する太平洋島嶼国、カリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野等における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体強化に対する取組としては、JICAの中小企業・SDGs ビジネス支援事業で、中小企業支援型、SDGs ビジネス支援型合計で173 件が採択された。

NGO との連携・協働の強化に対する取組としては、日本 NGO 連携無償資金協力事業 55.96 億円 (113件)、ジャパン・プラットフォーム事業 (緊急人道支援事業) 55.40 億円 (106件) への資金協力を実施した。また、日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業では、パートナー型・支援型合計で 18.1 億円 (44件) が採択された。 NGO が実施している事業の申請書、完了報告書及び写真を外務省のホームページでも紹介する等、国民向けの取組として日本の援助の一層の「見える化」を推進した。NGO の組織基盤強化に向けた取組としては、NGO インターン・プログラムで 9件、NGO スタディ・プログラムで 9名、NGO 相談員 15団体、NGO 研究会 3 件の能力向上支援を実施した。NGO との既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、令和元年度中、NGO・外務省定期協議会を 5 回開催し、NGO との間で開発協力政策や NGO 支援、連携の具体策について意見交換した。NGO JICA 協議会も 1 回開催された。

JICAボランティア事業については、昨年に引き続き応募者拡大に向けた取組として、応募関心者層に直接働きかける募集説明会に加え、事業理解促進イベント(グローバルフェスタ、アースデイ、職種に特化したイベント等)、交通広告(駅構内及び車両内への広告、トレインチャンネル)、駅のデジタルサイネージ等により、関心の惹起を図った。また、WEBでの応募受付の利便性の向上や、説明会等の会場へのアクセスが難しい関心者にWEB上での説明会を提供するなど、IT技術等を活用して応募の利便性を向上させた。

2 国際機関・地域機関等との連携

国際機関との連携に関しては、NGO・外務省定期協議会等の機会を捉え、国際機関と日本のNGOの連携強化に関する意見交換を実施した。また、令和元年のG20をホスト国として成功させるためには、アジェンダや機能ごとに形成された政府とは独立した8つのエンゲージメント・グループによる各提言に耳を傾けることが重要であるとの認識の下、その1つであり、各国市民社会組織の代表により構成されるCivi120(C20)により4月に東京でC20サミットが開催され、安倍総理大臣がC20代表から①市民社会や「取り残されている」人々とともに約束を行動に移すこと、②地球規模課題に地球規模で取り組む必要があること、③多国間主義、民主主義、市民的権利、透明性や公開性の様な共通の価値観の必要性に関する提言書を直接受け取った。外務省は同サミット開催に資金面で協力し、外務省幹部も出席した。また、外務省とNGO間の対話の機会として開催されているNGO・外務省定期協議会の場でNGO側から要請があり、協議・調整が行われたことにより、11月に名古屋で開催されたG20外務大臣会合の際に外務省は東海地域の市民社会代表からG20外相会合へ向けた地元市民社会の政策提言書を受け取り、対話を行った。

国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、10 月に UNICEF と、11 月に、2 名の UNDP 総裁補が出席する形で UNDP と、それぞれ戦略対話を開催した。我が国と UNICEF 及び UNDP との優先課題について意見交換することを通じて、連携と政策の調整を図った。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

平成26年7月に安倍総理大臣が日・カリブ共同体(カリコム)首脳会談にて「日本の対カリコム政策」の三本柱の1つとして表明した小島嶼国特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協力を推進するとの方針に基づき、「卒業国」であるセントクリストファー・ネービス、バルバドス、トリ

ニダード・トバゴの3か国に対し、防災・環境等分野における研修員受け入れ支援及びセントクリストファー・ネービスに対して水産機材の供与に関する無償資金協力を実施した。

また、同じく「卒業国」ではあるものの、自然災害や気候変動に対する脆弱性、国内格差等の開発課題を有し、引き続き我が国支援を必要とするチリ及びウルグアイに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、救急車、消防車、障害者移動用車両の供与や高齢者・障害者リハビリ施設の建設を行ったほか、防災分野の人材育成とネットワーク構築に関する技術協力プロジェクトを継続実施した。

太平洋島嶼国ではクック諸島が高所得国に達した。また同国は、令和2 (2020) 年1月から「卒業国」になったが、小島嶼国特有の脆弱性を有しており、引き続き我が国支援を必要とする経済的・社会的状況が認められることから、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、消防車、小学校の給水設備等の整備やヘルスセンター改修を行った。

中南米の日系人に対する支援として、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、多目的施設や児童養護施設の整備を行ったほか、海外投融資を通じて、ペルーの日系人が創設した信用組合を介してペルーの農業中小零細事業者への支援を行うなど、日系社会との関係強化に資する協力を行った。

令和2年度目標

1 国民参加機会の拡大

我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化する。また、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を更に強化する。既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用するとともに、活動に対する資金協力、組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行うことで、NGO による ODA への積極的な参画と情報共有を引き続き推進する。さらに、JICA 海外協力隊等のボランティア事業については、これまでに実施した見直しの定着を確保しつつ、引き続き推進する。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国がグローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワーク又は開発資金を有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現することが重要である。そのために、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する際には、令和7 (2025) 年までに1,000 人を目標とする国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、「顔の見える開発協力」となる可能性を高めるよう努める。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する小島嶼開発途上国等及びその他の「卒業国」に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策・格差是正分野等における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、ビジネス関係強化等、より個別の分野も視野に置いた連携の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

NGO との連携・協働の強化として、日本 NGO 連携無償資金協力事業(社会経済開発事業)を 58.15 億円(112件)、ジャパン・プラットフォーム事業(緊急人道支援事業)を 39.89 億円(93件)の資金協力を実施した。日本の NGO/CSO、地方自治体、大学、民間企業等の団体と JICA の共同事業である JICA の草の根技術協力事業としては、パートナー型・支援型合計で 19.18 億円(49件)を採択した。NGO の組織基盤強化に向けた取組として、NGO インターン・プログラムで 8 団体、NGO スタディ・プログラムで 5 名、NGO 相談員 15 団体、NGO 研究会 2 件の能力向上支援を実施した。NGO との対話の場である NGO・外務省定期協議会に関しては、新型コロナの影響で対面での連携推進委員会は1回しか開催できなかったが、オンラインにて ODA 政策協議会臨時会合及び計8回の意見交換会を実施し対話の継続を図った。

JICA 海外協力隊については、前年度に引き続き応募者拡大に向けた取組として、若者層の関心を捉えるためのインターネットによるターゲティング広告や、WEB 上での説明会実施等、ICT 技術を活用した応募促進策を強化した。他方で、新型コロナ感染拡大の影響を受け、派遣中の隊員の一時帰国、新規派遣の延期等の措置を実施し、令和2年度春募集の選考および、秋募集は募集をいずれも中止した。その間日本国内での待機を余儀なくされた隊員は、日本国内での社会貢献活動、遠隔での隊員活動の継続、再赴任に備えての自己研鑽等に従事した。11 月以降には、渡航再開の条件を満

たしていると判断した国について、順次渡航を再開させた。令和3年度春募集の実施も決定し、ウェブサイトを中心にボランティア事業の情報提供を実施している。

2 国際機関・地域機関等との連携

我が国からの拠出金を含む国際機関の予算を我が国の二国間開発協力の文脈で効率的・効果的に活用する観点から、マルチ・バイ連携の必要性が高まっている。こうした認識を踏まえ、新型コロナの世界的な拡大を受けて、令和2年度第一次補正予算に盛り込まれた国際機関への拠出を通じた支援と二国間の枠組みで実施する支援との間で政策上の一貫性及び相互補完性を確保する観点から、保健・公衆衛生分野を中心に、同補正予算を通じた支援を活用してマルチ・バイ連携を推進することが可能と見込まれる国におけるパイロット案件について、現地でステアリング・コミッティを立ち上げて会合を開催するなど具体的なマルチ・バイ連携に向けた取組につき協議を開始した。

0ECD 開発援助委員会 (DAC) では、令和2年11月にハイレベル会合が開催されたほか、開発協力相互レビュー対日審査において、日本政府は前回の対日審査で受けた提言の95%を一部又は全部実施しているとして、全体的に高く評価された。また0ECD 開発センター (DEV) では、10月のハイレベル会合において、日本からコロナ禍における質の高いインフラ投資の重要性を発信した。

3 卒業国支援、日系人・社会との絆

「卒業国」ではあるが、自然災害や気候変動に対する脆弱性、国内格差等の開発課題を有し、引き続き我が国からの支援を必要とする国への協力を行った。たとえば、チリに対しては、消防車、起震車、給水車、医療施設へのマンモグラフィーの供与や防災分野の人材育成に関する支援等を行い、ウルグアイに対しては、障害者移動用車両の供与や地域住民への職業訓練施設の整備等の支援を行った。また、新型コロナの世界規模での拡大に鑑み、観光業に大きく依存した小島嶼国であるセーシェルに対して保健・医療関連機材を供与し、同国の感染症対策及び保健・医療体制の強化に寄与した。

中南米の日系人に対する支援としては、ブラジルの日系人経営の病院に対して医療機材の整備を 行ったほか、ブラジルにおいて日本語学校教室の増築や日伯文化協会の多目的施設の建設、パラグ アイにおいてアスンシオン日本人会の文化活動施設の整備を行った。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標 5 国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標(--年度)

開発協力への国民の理解と支持を得る。

平成 30 年度目標

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し、日本の協力が「顔の見える援助」、「目に見える援助」 となるよう、以下のとおり、引き続き開発協力の対外発信を訴求対象に応じた媒体を活用し、積極的 に行う。

- 1 スーパー・グローバル・ハイスクール等を対象に出前講座そのものの広報を行う等、より多くの 出前講座を開催し、若い世代の理解を促進するよう努める。
- 2 より多くの若者に開発協力への理解を促進するよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作、 媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報を引き続き発信していく。
- 3 メディアの多様な変化を捉え、時代に即したツールを活用し、より効果的な広報を追求する。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

開発協力に関する講座等を以下のとおり計46回実施した。

(1) ODA 出前講座

全国のスーパー・グローバル・ハイスクール2校を含む高校、大学等において30回実施し、約2,660人の参加を得た。

(2) 外務省国際協力局職員による講演

大学・大学院、経済団体、企業、国際協力イベントなどにおいて 16 回(内、局長・参事官級 2 回) 実施した。

- 2 コンテンツを使った情報発信
- (1) アニメ「鷹の爪団の 行け!ODAマン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」に任命

し、2分間の ODA 紹介動画を全5本制作した(「プロローグ編」、「ASEAN の海上保安編」、「ケニアの理数科教育編」、「トルコのボスポラス海峡横断地下鉄編」及び「ペルーの中古消防車・救急車の供与編」)。9月21日の一斉公開から平成31年3月末までの再生回数は累計38万回を超え、動画の視聴者からは「ODA マンの説明がわかりやすい。ODA について考えるきっかけになった。」「興味が湧くように作ってあり、好感を持てた。」といった好意的なリアクションが多く寄せられた。

(2) 草の根・人間の安全保障無償30周年に関する広報

草の根・人間の安全保障無償資金協力(以下「草の根無償」)の実施開始30周年を機に、お笑いコンビのペナルティに「草の根大使」を委嘱し、8月のタイ訪問(草の根無償案件視察、現地の人々と交流)の模様を記録した広報動画(約10分)を作成した。同動画を、国内での国際協力イベント、外務省員によるセミナー、在外公館が開催するイベントで放映等したほか、10月からのユーチューブ外務省公式動画チャンネルでも公開し、草の根無償に対する国内外で約3,000人が視聴した。また草の根大使に関連するSNS広報は延べ25万回表示された。

(3)「開発協力白書」の出版及び外務省ホームページを通じた発信

日本の1年間の開発協力の実績についてまとめた「開発協力白書」を日本語及び英語で作成・出版し、外務省ホームページに掲載するとともに、SNSで発信している。2018年版白書については、読者の方々が日本の ODA の全体像を把握しやすいよう簡単な記載に努めるとともに、「スリム化」を行いつつ、写真の活用を増やしたり、現場で活躍する「人」にフォーカスを当てたコラムを充実させたり等の工夫を行った。

(4) その他

「国際機関で働く日本人」、「中東における日本の難民女性支援」、「自由で開かれたインド太平洋に向けた日本の連結性支援」、「気候変動問題に取り組む島しょ国への日本の協力」及び「海の未来のための日本の国際的取組」をテーマに5本の政策広報動画を制作し、外務省 HP やユーチューブにて配信した。平成31年3月末現在、上記5本の動画の再生回数は日・英版合わせて累計290万回を超えている。

3 多様なメディア媒体の活用

上記2(1)のアニメ動画「鷹の爪団の行け!ODAマン」については、ODA広報としては外務省初の試みであるトレインチャンネルも活用した。プロローグ編を除く動画4本をそれぞれ15秒版に編集し、東京メトロ全線で9月から10月にかけて2週間放映し、通勤・通学層を中心に推定で延べ2,300万人以上にリーチした。さらに、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を2か月間出稿し、延べ2,700万人にリーチした。そのほか、BS番組でスポットCMを約50回放映し、延べ1,300万人にリーチするなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

また、JICA ボランティア事業の応募者拡大に向けた取組として、交通広告、駅のデジタルサイネージ、テレビ・ラジオのスポット CM、全国版の雑誌(President、日経 Woman、アエラ、Number)への記事広告展開と WEB 掲載等を実施した。

4 イベントを通じた情報発信

目標に掲げたものに加えて、開発協力に関する広報イベントを、以下のとおり計3回実施した。

(1) グローバルフェスタ JAPAN2018

レジャー感覚で開発協力に触れてもらう機会を提供するため、外務省、JICA、(特活) 国際協力 NGO センター(JANIC)の共催により 9 月 29 日に東京お台場で開催した。 $4 \, \mathrm{D} \, \mathrm{$

(2) ワン・ワールド・フェスティバル

NGO が主催し、外務省が協力する関西地域最大の国際協力イベントとして、平成31年2月2、3日の両日、大阪市立北区民センター等で開催され、延べ2万5,000人が来場した。外務省は、ブース出展のほか、写真展示や外務省員によるセミナー、上記2(2)の「草の根大使」を委嘱されたお笑いコンビのペナルティと外務省職員によるトークステージを行い、「日刊スポーツ」、「デイリースポーツ」(Web版)等で報道された。

(3)「鷹の爪団の 行け!ODAマン」出張授業 in 島根

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」として、 平成 31 年 3 月 2 日、外務省の主催により国立島根大学にて実施し、高校生から 70 代まで約 50 名の来場者を得た。 外務省員を始め、上記 2 (1)のアニメ動画「鷹の爪団の 行け! ODA マン」の原作者や、島根県で ODA に携わる人々がパネリストとして登壇した。島根県では、アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」が県の広報キャラクターとして起用されているため、地元メディアにも注目され、TSK 山陰中央テレビ、「山陰中央新報」等で報道され、山陰地方の 25 万世帯が視聴・閲読した。

令和元年度目標

- 1 ODA 出前講座そのものの広報を継続し、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解を促進するよう努める。
- 2 より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、 媒体力の強いメディアと組み合わせることで、開発協力の情報発信をより一層強化していく。
- 3 SNS を活用した情報発信を開始し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層に対して開発協力への理解促進を目指す。
- 4 グローバルフェスタ JAPAN2019 を開催し、2018 年を上回る来場者の獲得を目指す。ワン・ワールド・フェスティバル、開発協力シンポジウムについても、予算上の制約はあるが、平成30年度の実施において大きな効果が確認されたため、継続開催の可能性を探っていく。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

全国の高校(スーパー・グローバル・ハイスクール 1 校を含む)、大学等において ODA 出前講座を 30 回実施し、計 2,811 人の参加を得た。また、6 月、慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科 10 周年の公開記念講座において、河野外務大臣による開発協力をテーマにした講演を行った

- 2 開発協力コンテンツを使った情報発信
- (1) アニメ「鷹の爪団の 行け!ODAマン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として平成 30 年度に引き続き採用し、ODA 紹介動画を全4本(「アフリカ編(再生回数: 6,549回)」、「ODA で世界を救う編(再生回数:55 万回)」、「ODA で感謝の輪編(再生回数:15 万回)」、「産業をおこす編(再生回数:11 万回)」)を制作した。また、楽しみながら ODA について学べるシミュレーションゲーム「あなたも ODA」を 1 本制作し公開したところ、高いアクション率・視聴完了率を記録した。

平成 30 年度制作の動画 5本(「ODA ってなんじゃ?(再生回数:8万6千回)」「アジア沿岸諸国で海上保安の巻(再生回数:8万2千回)」「ケニアで教育の巻(再生回数:7万9千回)」「潜ってイスタンブールの巻 (8万45回)」「ペルーの消防車・救急車の巻 (7万7千回)」)を合わせたアニメ動画の累計再生回数は 120 万回を超え、動画の視聴者からは「回りまわって日本の地位を高めることであったり、国益に資するのであれば良いのだと思うようになった。」「日本が世界の国を援助することでそれが自分たちのためにもつながるという点がとても良いと思った。」といった好意的な感想が多く寄せられた。

(2) トレインチャンネルにおける放映

上記アニメ動画「鷹の爪団の行け!ODAマン」による広報については、平成30年度に引き続きトレインチャンネルも活用した。「ODAで世界を救う編」、「ODAで感謝の輪編」、「産業をおこす編」の3本をそれぞれ15秒版に編集し、東京メトロ全線・JR東日本主要路線にて9月から10月にかけて2週間放映した。放映期間中の想定接触人数は延べ6,000万人以上と算出されている。

- 3 SNS を使った情報発信
- (1) ツイッター

ODA に対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODA に対する理解と支持を促進することを目的とし、ODA 広報ツイッターを開設し5月に運用を開始した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は8,000名を超えた。

(2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の 行け!ODA マン」について、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を2か月間出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

- 4 イベントを通じた情報発信
- (1) グローバルフェスタ JAPAN2019

外務省、JICA、(特活) 国際協力 NGO センター(JANIC)の共催により 9月 28日、29日に東京お台場で開催した。 2日間で過去最高の延べ 18万人超が来場し、我が国 ODA の一端に触れるとともに、「鷹の爪団の 行け! ODA マン」等のステージプログラムを楽しんだ。

(2) ワン・ワールド・フェスティバル

NGO が主催し、令和2年2月1日、2日の両日、大阪市で開催され、26,000 人が来場した関西地域最大の国際協力イベントに参加した。外務省としてはグローバルフェスタ 2019 で好評を集めた写真展「エールよとどけ!」の展示及び、広報パンフレットの提供を行った。

(3)「鷹の爪団の 行け!ODAマン」出張授業 in 富山

国際協力に関する地方での情報発信を目指す「開発協力シンポジウム」を、令和2年2月15日、外務省主催、富山市・チューリップテレビ共催により実施し、約120名の来場者を得た。外務省を始め、富山で国際協力に携わるJICA、地方自治体、大学、企業関係者ほか、アニメ動画「鷹の爪団の行け!ODAマン」の原作者がパネリストとして登壇した。地元メディアにも注目され、チューリップテレビ、北日本新聞等で広く報道された。

令和2年度目標

1 開発協力に関する講座

全国の高校、大学等に対し ODA 出前講座の一層の周知を図り、より多くの出前講座を開催し、ODA に対する若年層の理解促進に努める。開発協力等に関するイベントの機会を捉え、積極的に広報活動を行う。

2 開発協力コンテンツを使った情報発信

より多くの国民に開発協力への理解が広がるよう、わかりやすい開発協力コンテンツを制作し、 継続的に情報発信をしていくことで、開発協力に対する支持・関心度を伸ばしていく。

3 SNS を使った情報発信

SNS を活用した情報発信を継続し、省内既存のアカウントとも連携しながら、柔らかく丁寧な説明、魅力的な画像等を活用し、若者の無関心層等、ターゲット層を意識しつつ開発協力への理解促進を目指す。

4 ホームページを通じた情報発信

既存の ODA ホームページを改修し、我が国 ODA に関する情報発信を伝わりやすく、アクセスしやすいものとすることにより、より一層の国民理解促進を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座

全国の中学、高校、大学等に対し ODA 出前講座を 19 回実施し、計 2,384 人の参加を得た。 2.年度 については新型コロナ対策としてオンラインによる開催を実施した。

- 2 開発協力コンテンツを使った情報発信
- (1) アニメ「鷹の爪団の 行け!ODAマン」

アニメ「秘密結社 鷹の爪」の主人公「吉田くん」を ODA 広報キャラクター「ODA マン」として令和元年度に引き続き採用し、ODA 紹介動画を全3本(「アフリカの感染症対策拠点!の巻」、「ODA で学びの場!の巻」、「ODA で安全な水!の巻」)制作・発信し、合計再生数は延べ6万4千回を超えた。平成30年度制作の動画5本(「ODA ってなんじゃ?(再生回数:10万回)」「アジア沿岸諸国で海上保安の巻(再生回数:9万5千回)」「ケニアで教育の巻(再生回数:9万回)」「潜ってイスタンブールの巻(9万5千回)」「ペルーの消防車・救急車の巻(8万7千回)」)と、令和元年度作成の動画4本(「アフリカビジネスでWin-Winの巻(再生回数:1万8千回)」「ODAで世界を救う!の巻(再生回数:57万8千回)」「ODAで感謝の輪!の巻(再生回数:16万7千回)」「ODAで産業をおこす!の巻(再生回数:13万回)」)を合わせたアニメ動画の累計再生回数は136万回を超え、好評を博した。

(2) ドキュメンタリー動画「ODA の挑戦者たち」

上記アニメ動画とは別に、ODA の現場で活躍する「人」にスポットを当てたドキュメンタリー動画「ODA の挑戦者たち」を全7本制作・発信した(個別案件動画4本(「インドの鉄道編」「ケニアの地熱発電編」「ラオスの木材建築編」「ボリビアの井戸カメラ編」)、個別案件をテーマ別にまとめた動画2本(「質の高いインフラ編」「地域企業による人作り編」)、個別案件動画をまとめた1本(「総集編」))。再生回数は延べ1万4千回となっている。

- 3 SNS を使った情報発信
- (1) ツイッター

令和元年度に引き続きツイッターを活用した情報発信を継続し、省内の既存アカウントとも連携しながら、ODAに対する認知度を向上させ、親しみを醸成し、ODAに対する理解と支持を促進した。シンプルかつ関心の引く書きぶりを心がけることにより、フォロワー数は1万1千名を超えた。

(2) ウェブ広告

上記アニメ動画「鷹の爪団の行け!ODAマン」及びドキュメンタリー動画「ODAの挑戦者たち」について、グーグル、ユーチューブ、フェイスブックといったウェブ媒体に動画広告を出稿するなど、時代の変化に合わせた様々な媒体を組み合わせることで、幅広い世代に届くよう工夫を凝らした。

4 ホームページを通じた情報発信

0DA ホームページの改修を行った。具体的には、トップページのリニューアルを始め、全体のデザイン・レイアウト面の刷新・統一、サイト構造の整理を行うとともに、コンテンツ面の充実を図った。また、英語版ホームページも同様に改修した。格段に見やすくなった等の反応が寄せられるなど、これにより、0DA ホームページを通じた国内外向けの情報発信の基盤を強化した。

5 その他特記事項

令和2年度については新型コロナの影響で外務省、JICA、(特活) 国際協力 NGO センター(JANIC)が共催する日本国内最大級の国際協力イベントであるグローバルフェスタ JAPAN を中止したが、同共催者による国際協力キャンペーン「EARTH CAMP 輪になって語ろう。地球の未来。」を 10 月 6 日から令和 3 年 3 月 31 日にかけてオンラインにて実施した。令和 3 年 1 月 30 日及び 1 月 31 日に開催されたメインイベントを含む、延べ 67 以上のイベントが開催され、多くの人々に国際協力の意義・必要性がメッセージとして共有された。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標 6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

中期目標(--年度)

平成28年8月の「国際協力事業安全対策会議」において取りまとめられた「最終報告」に記載された安全対策の実施の継続を含め、国際協力事業関係者の安全対策に係る取組をJICAと協力して着実に実施する。

平成 30 年度目標

開発協力の推進は、事業関係者の安全確保が大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及びNGOの行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施に加え、最新の国際情勢、現地情勢を踏まえた不断の見直しを行っていく。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①~⑤いずれの項目についても、JICA と協力し、①~③については平成 29 年度に実施した取組から以下のとおり拡充した。④及び⑤については平成 29 年度の取組を継続した。

脅威情報の収集・分析・共有の強化については、12月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後第5回会合を開催し、関係省庁、業界団体、NGO等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、在外公館においては、現地政府関係者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事業関係者との情報共有を随時実施した。また、技術協力協定等への安全対策条項の追加に取り組んだ。

事業関係者及び NGO の行動規範については、危険地域への国際協力事業関係者の業務渡航に際する 注意喚起を随時実施した。また、JICA ウェブサイト内の「安全対策ページ」において、JICA の安全対 策情報(安全対策措置、安全対策マニュアル等)を掲載する国を 140 か国まで拡充した。

ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化について、特に研修・訓練の分野では、JICAによる安全対策研修・実技訓練を日本国内及び関係国で延べ208回実施し、安全対策研修参加者は、4月現在では約13,800名(内訳:座学・実技研修約4,250名、ウェブ研修約6,450名、現地研修約3,100名)であったのに対し、平成31年3月末現在で約21,200名(内訳:座学・実技研修約7,600名、ウェブ研修約10,000名、現地研修約3,600名)に増加した。また、4月から、企業・団体の安全対策担当者(管理者)向けの研修を新たに開始し、同月以降、企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航者本人に限らず企業・団体の安全管理者にも拡充し、平成31年3月末現在14回実施した。加えて、平成30年3月から開始された地方での安全対策研修も、平成31年3月末時点で6都市計7回開催した。

令和元年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢

の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①~⑤いずれの項目についても、JICA と協力し、平成 30 年度の取組を継続し た。脅威情報の収集・分析・共有の強化については、12月に「国際協力事業安全対策会議」常設化後 第6回会合を開催し、関係省庁、業界団体、NGO等との間で安全対策の重要性を再確認した。また、 ODA 事業に係る交換公文等の二国間文書への追加に取り組んだ。在外公館においては、現地政府関係 者との安全対策会議の開催、経済協力政策協議の場の活用等を通じた国際協力事業関係者の安全対策 に係る相手国政府への働きかけや、ODA タスクフォース、安全対策連絡協議会等を通じた国際協力事 業関係者との情報共有を徹底した。事業関係者及び NGO の行動規範については、危険地域への国際協 力事業関係者の業務渡航に際する注意喚起を随時実施した。また、JICA ウェブサイト内の「安全対策 ページ」において、JICA の安全対策情報 (安全対策措置、安全対策マニュアル等) を掲載している 147 か国分全てについて現地治安情勢等の変化に対応して随時内容更新を行った。ハード・ソフト両面の 防護措置、研修・訓練の強化について、特に研修・訓練の分野では、JICA による安全対策研修・実技 訓練を日本国内及び関係国で延べ 51 回実施し、安全対策研修には約 2,050 名(平成 30 年度比 100 名 の減) が参加した。これで、平成28年10月開始からの累計は令和2年3月末現在で約30,600名(内 訳:座学・実技研修約6,300名、ウェブ研修約19,800名、現地研修約4,500名)となった。また、企 業・団体の安全対策担当者(管理者)向けの研修では、企業・団体向け安全対策研修の対象者を渡航 者本人に限らず企業・団体の安全管理者に拡充し、令和元年度は9回実施した。加えて、地方での安 全対策研修も、令和元年度は3都市計5回開催した。これら対面式研修を受講できない関係者向けに は、10 月から理解度テストやビデオ閲覧機能を付加した新たなウェブ教材(安全対策研修(Web 版)) の提供を開始し、JICA ホームページや関係団体への案内を通じて関係方面に周知を図り、利用を呼び 掛けた。その結果、登録者数は1,300名となった。

令和2年度目標

国際協力事業関係者の安全確保は ODA 実施の大前提であることを改めて政府部内で認識し、「最終報告」の①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方の各項目の着実な実施と安全対策強化の取組を継続していく。

特に、安全対策研修については事業関係者による受講が一巡した点を踏まえ、新たに研修有効期限 (前回受講時より2年間を目安に再受講)を導入することで、安全対策に係る意識啓発を促進することとする。

施策の進捗状況・実績

「最終報告」の上記①~⑤の各項目について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響も踏まえ JICA と連携し、以下の施策を実施した。

①脅威情報の収集・分析・発信の強化

新型コロナウイルス対策に係る行動規範の策定と周知徹底、コロナ感染予防に係る事業関係者への情報提供等を行い、12月の「国際協力事業安全対策会議」常設化後第7回会合の場で、コロナ禍で停滞した経済や社会的な不安を背景としたデモの暴徒化や一般犯罪増加についての注意喚起を行った。また、事業関係者向けに配布している「JICA海外安全ハンドブック」の項目に感染症対策を追加し、JICAホームページ上の安全対策専用Webページ内にも掲載した。

②事業関係者及び NGO の行動規範

JICA業務で派遣される事業関係者に対し、新型コロナウイルス感染予防の観点から世界共通の行動規範を策定し、新規渡航者/再渡航者の派遣/再派遣には同規範への遵守同意書の提出を条件とした。

③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

JICA 安全対策研修(渡航者向け・管理者向け)、テロ実技訓練を延べ18回実施し、合計557名が参加した。また、コロナ禍の影響により、安全対策研修(講義型、ワークショップ型、実技型)の実施を一部中止したが、オンライン形式への変更や人数を制限し必要な対策を講じた上で実施するなどの工夫をして再開した。また、補完的な研修教材として、理解度テストや動画閲覧機能を追加したウェブ版の安全対策研修の提供を開始し合計629名が登録・参加した。

④危機発生後の対応

新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、令和2年3月末から4月末にかけて、約6,000名の事業関係者を本邦に帰国させるオペレーションを実施した。その後、JICAの各在外拠点において、

関係者の新型コロナ感染事例発生時の緊急対応シナリオ(渡航先国の医療事情等を踏まえた新型コロナウイルス罹患時の対応方針)を検討し、日本政府及び渡航先国による水際対策措置の順守を周知徹底した上で、7月より各国事情に応じた渡航再開を開始した。

⑤外務省・JICA の危機管理意識の向上・態勢の在り方

外務省として8月に国際協力事業関係者の緊急事態発生時における初動対応マニュアルを整備した。JICAでも、本部内に緊急事態対応オペレーションルームを開設し、緊急事態発生時に組織とし迅速に対応できる体制を強化した。

(意識啓発について)

国際協力事業関係者の安全対策にかかる継続的な注意喚起/意識啓発を目的とした JICA 安全対策研修については「前回の研修受講時より2年間を目安に再受講」に努めるよう受講者自身の自主的な意識啓発促進の維持を図るため JICA ホームページ上で周知している。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: a

測定指標7 主要個別事業の事後評価結果(注)								
評価がA: 非常に高 い、B: 高い、C:	中期 目標値	平成 3	80 年度	令和え	元年度	令和 2	年度	平成 30·令 和元·2年
一部課題がある、 D:低いのうち、A	年度	年度目 標値	実績値	年度目 標値	実績値	年度目 標値	実績値	度目標の達 成状況
~ B の評価が占め る割合	_	80%	76%	75%	78%	80%	89%	b

(注)10億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第 三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載され た事後評価結果。

但し、本内容はあくまで 平成30年度、令和元年度及び令和2年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考	参考指標:主要分野・課題別実績(注:暦年データを記載)						
(約	束額ベース、単位:百万ドル) (注) ODA	実 績 値					
卒美	美国を含む	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年		
Ι	社会インフラ及びサービス	3, 258. 40	3, 042. 61	2, 025. 25	(集計中)		
Π	経済インフラ及びサービス	9, 878. 13	11, 060. 37	7, 658. 18	11		
Ш	生産セクター	2, 710. 65	1, 452. 26	2, 025. 92	IJ		
IV	マルチセクター援助	1, 632. 66	974. 69	1, 439. 09	11		
V	商品援助/一般プログラム援助	1, 154. 15	428. 66	324. 46	"		
VI	債務救済	19. 10	23. 72	-	"		
VII	人道支援(緊急食料援助、復興、防災等)	846. 04	571. 33	444. 24	"		
VIII	行政経費等	754. 28	1, 741. 19	783. 18	<i>II</i>		

評価結果

施策の分析

【測定指標1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *】

我が国の重要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の具体化を推進する上で「質の高いインフラ」の整備を通じた連結性の強化等の支援は大きな柱の一つであり、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認されたことを始めとして、G7ビアリッツ・サミットやTICAD7、サウジ議長国G20リヤドサミットなどにおける成果文書への反映、OECDによる「質の高いインフラ投資に関するグッド・プラクティス集」や「質の高いインフラ投資に関するハンドブック」の作成、対 ASEAN 海外投融資イニシアティブや日・ASEAN 連結性イニシアティブの立ち上げなど、国際スタンダード化の推進に大きな進展があった。また、これを実現する取組として、インフラプロジェクトへの資金供与や人材育成など、ハード・ソフトの両面において多くの協力を実施した。その際、事業・運営権対応型無償資金協力や EBF 円借款などのツールも活用

しつつ官民連携案件を実施することで、開発分野への民間資金の動員を進めた。

また、地方自治体・中小企業等の海外展開支援として、「草の根技術協力(地方活性化特別枠)」や「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を採択・実施し、我が国の技術・ノウハウの途上国開発への活用を進めるとともに、我が国の地方活性化にも貢献した。この際、令和2年度には「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」について一般型に加え遠隔実施型を設定するなど、新型コロナ感染拡大の中でも民間企業との連携を継続的に実施すべく、適切に対応した。

さらに、産業人材育成に関し、平成30年11月、日ASEAN 首脳会議において、平成30年度からの5年間でアジア地域において8万人規模の産業人材育成を行う「産業人材育成協力イニシアティブ2.0」の立ち上げを発表した。これを踏まえ、平成30年度から令和2年度の間にこれに基づくアジア各国での取組を着実に実施し、高専型教育を含む日本型工学教育など日本の強みを活用しながら、67,201人の産業人材を育成した。また、イノベーティブ・アジア事業では、平成30年度から令和2年度までにアジア各国のトップレベルの大学より428人を受け入れ、日本企業での就労も視野に将来の自国の産業発展を担う高度産業人材の育成に貢献した。アジア以外においても、令和元年8月のTICAD7においてアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ(ABEイニシアティブ)」の継続を発表したように、産業人材育成の取組を強く推進した。

なお、新型コロナの感染拡大を受け、令和2年度には、2年間で最大5,000億円の新型コロナ危機 対応緊急支援円借款を創設し、3,275億円を供与することで、アジア太平洋地域を中心とする途上国の 経済活動の維持・活性化を支えた。

(平成30・令和元・2年度:無償資金協力(達成手段①)、(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)(達成手段②)、有償資金協力(達成手段③)、無償資金協力事務費(達成手段⑤)、経済協力評価調査(達成手段⑦)、現地 ODA タスクフォース業務(達成手段⑩)、政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費(達成手段⑪)、経済協力情報管理関係経費(達成手段⑬)、国際機関との連携等(達成手段⑯)、国別開発協力援助方針策定調査(達成手段⑰)、経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費(達成手段⑱)、国際緊急援助事務費(達成手段⑲)、平成30・令和元年度:開発援助人材育成・振興(達成手段⑱)、G20開発作業部会開催経費(達成手段⑳)、平成30・令和元年度:開発援助人材育成・振興(達成手段⑧)、G20開発作業部会開催経費(達成手段㉑)、令和元・2年度:外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費(達成手段㉑)、令和2年度:コロンボ計画分担金(達成手段㉑)、経済協力開発機構(OECD)開発関連拠出金(達成手段⑳)、国際開発教育・研究機関拠出金(任意拠出金)(達成手段㉑)、経済協力開発機構・開発センター分担金(達成手段⑭)、経済協力開発機構・開発センター拠出金(達成手段⑭))

【測定指標2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *】

法制度整備支援や公務員の能力強化を始めとして、途上国のガバナンス強化の取組を継続的に実施した。この結果、例えばラオスにおいて、6年以上にわたる起草支援を経て民法典が平成30年に国民議会で承認されるなど、長年の協力による具体的な成果が見られた。また、FOIPの実現にあたって重要な法執行能力強化支援として地域警察活動、サイバー犯罪対処、刑事司法といった各分野において人材育成を行った。特に、海上法執行能力の強化に関しては、アジアやアフリカ東岸を中心とする各国の沿岸警備隊等に対し、船舶等の機材供与及び専門家や研修等を通じた能力構築を行い、航行の自由及び海上安全の確保を促進した。この際、フィリピン沿岸警備隊に対し、ODAで供与した巡視船を活用した技術支援を行うなど、ソフト・ハードの相乗効果にも留意したことは、効果的・効率的な協力という観点から有益であった。

難民支援を含む人道支援として、引き続き国際機関等とも連携し、食料、医療、シェルター等を提供する緊急人道支援や、難民受入れによる負担が増しているホストコミュニティー支援等を行った。長期化する人道危機に加え、新型コロナ感染拡大や、自然災害に起因する食料危機といった突発的な課題も発生したものの、緊急支援等を通じて迅速に対応した。また、若年層に対する職業訓練・起業教育、行政官や復興を担う人材の育成など、中長期的な視点からの日本の強みをいかした「人づくり」を推進するとともに、フィリピン・ミンダナオに代表される平和構築の取組や、地雷・不発弾対策支援への支援を継続した。

テロ対策・治安能力構築支援、暴力的過激主義対策に関しては、国境管理、薬物対策、テロ・治安対 策等の分野で機材供与や能力構築を進めたほか、若者の過激化防止等に向けた職業訓練や生計向上支 援等を実施した。

(平成30・令和元・2年度:無償資金協力(達成手段①)、(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力) (達成手段②)、有償資金協力(達成手段③)、無償資金協力事務費(達成手段⑤)、経済協力評価調査 (達成手段⑦)、現地 ODA タスクフォース業務(達成手段⑩)、政府開発援助政策の調査及び企画立案 等事務費(達成手段⑪)、経済協力情報管理関係経費(達成手段⑬)、国際機関との連携等(達成手段 ⑯)、国別開発協力援助方針策定調査(達成手段⑰)、国際緊急援助事務費(達成手段⑲)、平成30・令 和元年度:開発援助人材育成・振興(達成手段®)、令和元・2年度:外務省実施分無償資金協力事前調査に必要な経費(達成手段@)、令和2年度:国際移住機関(IOM)分担金(達成手段@)、国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金(任意拠出金)(達成手段®)、国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金(任意拠出金)(達成手段®)、赤十字国際委員会(ICRC)拠出金(任意拠出金)(達成手段®)、国際連合地雷対策支援信託基金(UNMAS)拠出金(任意拠出金)(達成手段®)、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)拠出金(任意拠出金)(達成手段®)、国際連合人道問題調整事務所(OCHA)拠出金(任意拠出金)(達成手段®)、中央緊急対応基金(CERF)拠出金(任意拠出金)(達成手段®)、経済協力開発機構(OECD)開発関連拠出金(達成手段®)、経済協力開発機構・開発センター分担金(達成手段④)、経済協力開発機構・開発センター力担金(達成手段④)、経済協力開発機構・開発センター力担金(達成手段④)、経済協力開発機構・開発センター加出金(達成手段④))

【測定指標3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 *】

「SDGs 実施指針」や「SDGs アクションプラン」に基づき、それぞれの分野において二国間の支援を継続的に実施し、地球規模課題の解決に向けた取組に貢献した(国際機関等、多国間の枠組みに係る取組については「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」を参照)。全体的な取組として、「SDGs を推進するための日メコン協力プロジェクト」、「メコン・SDGs 出融資パートナーシップ」など、途上国の SDGs 達成に向けた努力を後押しするための枠組みが新たに発表されたほか、「SDGs グローバルリーダー・コース」を通じた日本の留学生受入れや、JICA 開発大学院連携を通じた日本の開発経験等の共有など、途上国の SDGs 推進に必要となる人材の育成に貢献した。

分野別の取組の具体例として、例えば保健分野では、新型コロナ感染拡大を受け、長年にわたりユニバーサル・ヘルス・カバレッジを推進してきた日本の経験と知見をいかし、保健・医療体制が脆弱なアジア、アフリカ、太平洋島嶼国等に対する機材供与や人材育成等の支援をかつてないスピードで進めた。こうした我が国の支援について、菅総理大臣や茂木外務大臣の外国訪問の際にも、各国要人から感謝の意が直接表明された等、各国から高く評価されている。 また、気候変動分野では、「美しい星への行動 2.0(ACE2.0)」達成に向け、再生可能エネルギー導入支援や防災支援を積極的に行った。このほか、食料、女性、教育、防災・津波対策、水・衛生、地球環境問題といった様々な分野において、SDGsの達成に向けた協力を推進した。

(平成30・令和元・2年度:無償資金協力(達成手段①)、(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力) (達成手段②)、有償資金協力(達成手段③)、無償資金協力事務費(達成手段⑤)、経済協力評価調査 (達成手段⑦)、現地 ODA タスクフォース業務 (達成手段⑩)、政府開発援助政策の調査及び企画立案 等事務費(達成手段⑪)、経済協力情報管理関係経費(達成手段⑬)、国際機関との連携等(達成手段 ⑯)、国別開発協力援助方針策定調査(達成手段⑰)、国際緊急援助事務費(達成手段⑲)、平成 30・令 和元年度:開発援助人材育成・振興(達成手段⑧)、令和元・2年度:外務省実施分無償資金協力事前 調査に必要な経費(達成手段⑳)、令和2年度:国際移住機関(IOM)分担金(達成手段㉑)、アジア生 産性機構(APO)分担金(達成手段®)、国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)拠出金(任意拠出金)(達 成手段30)、国際連合世界食糧計画(WFP)拠出金(任意拠出金)(達成手段30)、赤十字国際委員会(ICRC) 拠出金(任意拠出金) (達成手段図)、国際連合地雷対策支援信託基金(UNMAS)拠出金(任意拠出金) (達成 手段፡፡③)、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA) 拠出金(任意拠出金)(達成手段፡፡④)、国際連合人道 問題調整事務所(OCHA)拠出金(任意拠出金)(達成手段圖)、中央緊急対応基金(CERF)拠出金(任意拠出 金)(達成手段®)、アジア生産性機構(APO)拠出金(達成手段®)、経済協力開発機構(OECD) 開発関連 拠出金(達成手段⑱)、国際開発教育・研究機関拠出金(任意拠出金)(達成手段⑲)、アジアパシフィ ックアライアンス拠出金 (達成手段④)、経済協力開発機構・開発センター分担金 (達成手段④)、経済 協力開発機構・開発センター拠出金(達成手段級))

【測定指標4 連携の強化 *】

NGOとの連携・協働の強化に対する取組として日本NGO連携無償資金協力事業、ジャパン・プラットフォーム事業(緊急人道支援事業)、JICA草の根技術協力事業等を実施した。ボランティア事業については、広報や帰国後支援等を通じ継続的に応募拡大に向けた取組を行っているものの、引き続き応募者の拡大は課題となっている。なお、令和2年度には、新型コロナ感染拡大により、隊員の一時帰国、新規派遣の延期、募集や選考の中止といった大きな影響が生じたが、その間、日本国内での待機を余儀なくされた隊員が日本国内での社会貢献活動、遠隔での隊員活動の継続、再赴任に備えた自己研鑽等、待機期間を有効に活用できるよう側面支援した。

国際機関との連携については、各機関幹部の訪日機会を利用するなどして、継続的に意見交換を行った。また、マルチ・バイ連携の必要性が高まっていることを受け、新型コロナの感染拡大の中、保健・公衆衛生分野を中心に具体的なマルチ・バイ連携に向けた取組につき協議を開始しており、今後の成果が期待される。

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有する途上国への協力として、クック諸島、バハマ、バルバドス、トリニダード・トバゴ、セントクリストファー・ネービス、チリ、ウルグアイ、セーシェル等に対し、必要な支援を継続した。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意し、草の根・人間の安全保障無償資金協力や日系社会ボランティアの派遣、海外投融資を通じた日系人が創設した信用組合を介する支援など、日系社会との関係強化に資する協力を行った。また、令和2年度においては、新型コロナ感染拡大の中、ブラジルの日系人経営の病院に対して医療機材の整備を行うなどした。

(平成30・令和元・2年度:無償資金協力事務費(達成手段⑤)、経済協力評価調査(達成手段⑦)、NGO活動環境整備(達成手段⑨)、現地 ODA タスクフォース業務(達成手段⑩)、政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費(達成手段⑪)、民間援助連携事務費(達成手段⑫)、経済協力情報管理関係経費(達成手段⑬)、海外技術協力推進団体補助金(達成手段⑭)、開発協力白書編集等(達成手段⑮)、国際機関との連携等(達成手段⑯)、経済協力案件の選定・実施・完了後の諸調整等経費(達成手段⑱)、令和2年度:経済協力開発機構(OECD)開発関連拠出金(達成手段⑱)、経済協力開発機構・開発センター拠出金(達成手段⑭)、経済協力開発機構・開発センター拠出金(達成手段⑭))

【測定指標 5 国民の理解促進、開発教育の推進】

国際協力に関する講座に関しては、ODA 出前講座を中心に平成30年度からの3年間で95回実施した。令和2年度については新型コロナの拡大もあり年度前半は実施回数が伸び悩んだが、オンライン開催に切替え後、要望が相次いだ結果、年度後半については昨年度同様の実施回数を維持することができた。参加者アンケートでは、ODAの意義や取組に対する理解が深まったといった回答が多く寄せられ、教育機関を中心に開発協力への理解促進に一定の成果を挙げた。また、グローバルフェスタJAPANやEARTH CAMP等の親しみやすい国際協力イベントを継続的に開催し、気軽に国際協力に触れる機会を提供した。

開発協力コンテンツとしては、平成30年より「鷹の爪団の行け!ODAマン」シリーズを起用し、国際協力の主要分野における取組を分かりやすく解説する動画を用いて情報発信を行った。動画は首都圏のトレインチャンネルにて放映されたほか、Youtube上の延べ再生回数は136万回を超え、若い世代を中心に開発協力への理解促進に貢献した。

SNS、メルマガ及び ODA ホームページを用いた広報活動についても不断に行い、令和2年10月に行われた「外交に関する世論調査(内閣府実施)」では、今後の開発協力のあり方に関する調査結果において「積極的に進めるべき」及び「現在程度でよい」という肯定的な回答の合計が平成30年度の80.2%から令和2年度の85.7%へ5.5ポイント増加し、国際協力の広報活動に携わる一組織として、日本の開発協力に関する取組を広く伝達し、支持や理解の促進に貢献した。

(平成30・令和元・2年度:開発協力の理解促進(達成手段⑥)、経済協力評価調査(達成手段⑦)、 政府開発援助政策の調査及び企画立案等事務費(達成手段⑪)、経済協力情報管理関係経費(達成手段 ⑬)、開発協力白書編集等(達成手段⑮)、在外公館広報活動基盤整備費(達成手段⑩)、平成30年度:草の根無償の理解促進に必要な経費(達成手段⑩))

【測定指標 6 国際協力事業関係者の安全対策の強化】

外務省においては、初動対応マニュアルの整備、JICA においては緊急事態対応のオペレーションルームの開設など態勢整備を図るとともに、事業関係者に対する安全対策研修及び情報発信を継続的に実施し事業関係者の危機管理意識向上に寄与した。JICA 安全対策研修については、平成 28 年 10 月の研修開始以降、延べ 27,296 人(内訳:渡航者向け 4,197 人、管理者向け 591 人、テロ対策実技訓練2,035 人、ウェブ版 20,473 人)が参加しており、平成 30 年からは企業・団体の安全管理責任者/担当者向けに新たに「管理者向け」研修を導入するなど、研修メニューの拡充を図ってきた。また、令和 2 年度はコロナ禍の影響により、対面式での各種安全対策研修の実施が困難となったが、令和元年 10 月より新たに導入した安全対策研修(ウェブ版)やオンライン形式での研修に感染症防止対策のコンテンツを追加するなど内容の充実化を図るなどして実施した。

こうした不断の努力を通じ、緊急事態に対応する上での体制の整備や国際協力事業関係者の危機管理意識向上を進めたことは、新型コロナへの対応においても効果を発揮した。新型コロナの感染拡大を受け、JICA 海外協力隊や専門家等を含め多数の国際協力事業関係者の退避及び渡航等の複雑なオペレーションが発生しており、例えば令和2年3月末から4月末にかけて、約6,000名の事業関係者を本邦に帰国した。このような短期間での多数の関係者の移動を可能とするに当たっては、平時より整備されてきた情報収集や意思疎通の体制、マニュアル等の存在が重要な役割を果たしたと考えられる。また、コロナ禍においても国際協力事業を継続する上で、新型コロナ感染事例発生時の緊急対応シナリオの検討や、感染情報の収集・分析のほか、引き続き感染症以外の通常の危機対応が疎かにならない

ための体制整備など、国際協力事業者の安全確保のための取組を進めた。

【測定指標7 主要個別事業の事後評価結果】

個別事業の評価において総合評価がAまたはBとなった割合は平成30年度には76%、令和元年度には78%、令和2年度には89%であり、引き続き更なる成果が期待される。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

我が国は、昭和29(1954)年以降一貫して政府開発援助(ODA)を中心とする開発協力を通じ、開発 途上国の自立的発展に向けた自助努力を後押しするとともに、感染症、環境・気候変動、大規模自然災 害、エネルギー等の地球規模課題の解決にも取り組んできた。各種の課題を克服しつつアジアで最初 の先進国となった我が国が、日本の開発協力の理念及び経験・技術を活かした特色ある協力を通じ、ア ジア諸国等の成長を支えてきた長年にわたる歩みは、国際社会において高い評価と信頼を得てきた。 我が国が有する経験、知見及び教訓は、世界が現在直面する開発課題の解決に資するものであり、国際 社会が我が国に寄せる期待もますます高まっている。このような国際社会の期待に応え、責任ある主 要国として、国際社会の抱える課題にこれまで以上に積極的に寄与し、国際社会を力強く主導してい くことは、我が国に課せられた重大な責務であるとともに、我が国に対する国際社会の信頼を確固た るものとするためにも必要かつ重要な役割である。我が国がこれらの責務、役割を果たす上で、開発協 力は最も重要かつ効果的な手段であり、「未来への投資」としての意義もある。 以上を踏まえれば、開 発協力の推進を通じ、国際社会の平和、安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献しこうした協力を通 じることにより、直接的、間接的に我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性 が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益 の確保に貢献するという施策目標は妥当であり、引き続きこの目標を維持し、その達成に向け ODA の 戦略的活用を行うことが重要である。

【測定指標】

1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅 *

令和元 (2019) 年6月のG20 大阪サミットにおいて、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性といった要素が含まれる「質の高いインフラ投資に関するG20 原則」が承認されたことも踏まえ、「質の高いインフラ」の普及・実施を一層推進する。併せて産業人材育成やビジネス環境整備、財政分野の能力構築といった協力を実施し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、ハード・ソフト両面での開発途上地域の連結性強化に貢献する。

2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 *

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、法の支配や航行の自由等を確保するための、海上法執行能力の強化や法制度整備等の分野で協力を行うことで、地域全体の安定と繁栄を促進する。人道支援と開発協力の連携を強化しつつ、平和構築、難民・避難民支援等の協力を通じ、国際社会の平和と安定の実現に貢献する。また、開発途上国によるテロ対策・治安状況の改善への協力等を通じて、海外で活躍する日本人の安全を確保する。

3 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築 *

SDGs の達成に向けた「行動の 10 年」が令和 2 (2020) 年 1 月に開始するなど、地球規模課題への取組の加速が必要とされており、引き続き、本測定指標の重要性は高いと考えられる。特に、新型コロナ感染拡大を踏まえた保健・医療分野での取組や、気候変動対策、防災等の取組を推進する。なお、本指標においては有償資金協力、無償資金協力、技術協力を中心とした二国間の開発協力について記載し、多国間の枠組みにおける地球規模の諸問題への取組については施策VI – 2 において記載する。

4 連携の強化 *

グローバルな課題の解決に積極的に貢献していくためには、二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用するとともに、ドナー間の連携も強化し、支援の相乗効果を実現することが重要である。また、我が国の中小企業を含む民間企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化するとともに、開発協力の重要なパートナーである NGO との連携・協働を強化する。さらに、開発協力の担い手の裾野の拡大に向け、JICA 海外協力隊等のボランティア事業を引き続き推進する。

5 国民の理解促進、開発教育の推進

日本の開発協力の取組を国民に広く伝達し、開発協力を実施することの意義や必要性に対する国民理解を促進するため、開発協力の対外発信を、訴求対象に応じた媒体を活用し、引き続き積極的に行う。

6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

安全対策についてはこれまで着実に取り組んできたが、大規模災害・感染症、政情不安、一般治安情勢、テロ及び事故などリスクは引き続き存在している。これらリスクに係る情報提供や事業関係者の危機管理意識の啓発を一層図っていく。

7 主要個別事業の事後評価結果

国民の税金を原資としている開発協力の実施に当たっては、その効果的・効率的活用に努めなければならない。主要個別事業の事後評価結果を踏まえ評価対象プロジェクトの改善に役立てるとともに、類似のプロジェクトの計画策定や実施の際に活用していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ODAホームページ

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html)

・独立行政法人国際協力機構(JICA)ホームページ

(https://www.jica.go.jp/index.html)

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

施策名(※)	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGs に係る以下の取組を推進する。 1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。 2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。					
****		区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施策の予算	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	58	76	115	108
額・執行額等(分担金・		補正予算(b)	0	0	58	
拠 出 金 除		繰越し等(c)	0	△11	11	
()		合計(a+b+c)	58	65	184	
\ /	執行額(百万円)		38	36	81	
		区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	_		26, 977	26, 787
同(分担金· 拠出金)		補正予算(b)	_	_	87, 707	
		繰越し等(c)	_	_	0	
		合計(a+b+c)	_	_	114, 685	
執行額(百万円) - 113,836						

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果	目標達成度 合いの測定 結果	(各行政機関 相当程度進		(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したこから、左記のとおり判定した。	<u>-</u> と	
注	測定指標	個別分野1	人間の安全	保障の推進と我が国の貢献		
1	の平成 30・	* 1 - 1	持続可能な関	開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体	b	
	令和元・2	化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献				
	年度目標	1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進 l				
	の達成状	*1 - 3	ユニバーサル	レ・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進	a	
	況(注2)	個別分野2	環境問題を	含む地球規模問題への取組		
		* 2 - 1	地球環境問題	夏の解決に向けた取組の推進	b	
		* 2 - 2	気候変動問題	夏の解決に向けた取組の推進	b	
		* 2 – 3	国連等関係機	幾関と連携した国際防災協力の推進	b	

- (注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
- (注2)「測定指標の平成30·令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30·令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を 有する者の 知定指標1-2につき、人事が動き、世代が変わり、人間の安全保障など旧式の使い古 されたコンセプトと打ち捨てる傾きがあるなか、これを掲げて 10-20 年というスパン で推進してきた持続的な努力にエールを送りたい。たとえハードな国家安全保障が前面 にせり出てきても、人間の安全保障の問題群が消えるわけではない。現場の広報活動以上に、こうした持続的努力が、日本への肯定的イメージの形成に寄与している。ゆえに、 頑固に日本ブランドとして育てていってほしい。 ・測定指標1-3につき、UHC も同様、人間の安全保障の枠に位置付けるとともに、コロ

ナ危機以前からこれに取り組んできた日本の先見性を、きちんと見ている人がいること を忘れずに取り組み続けてくれればと考える。

- ・UHCにかかる高い評価は妥当である。
- ・日本が提唱する「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上での地政学的配慮から、「COVAX」の枠外でも、残余ワクチンをアジア諸国へ供与する「ワクチン外交」が進められていると否定的に捉える海外メディアもある。しかし、これは、人間の安全保障や難民支援など、SDGsへの積極的な課題への取組として正当化できるので、地球規模課題に貢献する取組の一つとして、気候変動への対策となる日本の科学技術イノベーションを通じた取組とともに対外発信する意義もあるのではないだろうか。

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価 実施時期	令和3年8月
-------	------------------	-----------	--------

個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

- 1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」 (2030 アジェンダ) の推進を通じて、日本独自の「SDGs モデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数 国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
- 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全 保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全 保障の更なる実践に努める。
- 3 人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)(注)の実現に努める。感染症対策については、グローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。
- (注)全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- 第193回国会施政方針演説(平成29年1月20日)
 - 二 世界の真ん中で輝く国創り
- 第193回国会外交演説(平成29年1月20日)

グローバルな課題への一層の貢献

- ・第3回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成29年6月9日)
- ・第72回国連総会サイドイベント「UHC: 万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍総理大臣冒頭スピーチ (平成29年9月18日)
- ・第72回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説(平成29年9月20日)
- ・「UHC フォーラム 2017」における安倍総理大臣スピーチ(平成 29 年 12 月 14 日)
- ・第4回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成29年12月26日)
- 第196回国会外交演説(平成30年1月22日)
- ・第5回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(平成30年6月15日)
- ・第73回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(平成30年9月25日)
- ・第6回持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部会合における安倍総理大臣発言 (平成30年12月21日)
- ・第 198 回国会施政方針演説 (平成 31 年 1 月 28 日) 五 戦後日本外交の総決算 (世界の中の日本外交)
- · 第 198 回国会外交演説(平成 31 年 1 月 28 日)
- ・第7回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(令和元年6月21日)
- ・「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) ハイレベル会合」における安倍総理大臣スピーチ (令和元年9月23日)
- ・「SDG サミット 2019」における安倍総理大臣スピーチ(令和元年 9 月 24 日)
- ・第74回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説(令和元年9月24日)
- ・第8回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理大臣発言(令和元年12月20日)
- ・第201回国会施政方針演説(令和2年1月20日)
 - 六 外交・安全保障

(国際社会の課題解決)

第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標 1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

中期目標(--年度)

持続可能な開発目標(SDGs)は国際社会共通の目標であり、日本として人間の安全保障の重要性を継続的に訴えつつ、SDGsの推進を継続的に実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。

平成 30 年度目標

年央の第5回 SDGs 推進本部会合、年末の同第6回会合及び平成30年7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)等のハイレベルの会議において、日本のSDGsの取組について効果的に発信することで、官民連携、地方創生、次世代・女性のエンパワーメントを3本の柱とする「SDGsアクションプラ

ン2018 に示される日本のモデルを更に強化・拡充することを目指す。

人間の安全保障については、国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

6月の第5回 SDGs 推進本部会合における「拡大版 SDGs アクションプラン 2018」(「SDGs アクションプラン 2018(平成 29 年 12 月策定)」の取組を倍増させたもの)策定に続き、平成 30 年 12 月の第6回 SDGs 推進本部会合ではこれを更に倍増させた「SDGs アクションプラン 2019」を決定し、日本の SDGs モデルの 3 本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また、7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)や平成 30 年 10 月の P4G(Pertnaring for Green Growth and the Global Goals 2030、注)サミットを始めとした国際会議の機会を活用して、人間の安全保障の理念に基づく日本の SDGs に関する取組を発信した。(注:環境に優しい経済成長と SDGs 実現のため、官民連携強化を目的 として平成 30 年に設立されたネットワーク)

人間の安全保障への貢献という観点からは、平成30年度は、第7回日中韓サミット、日ウガンダ外相会談、日ベナン外相会談、第10回日本メコン地域諸国首脳会議等の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられ、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。

また、平成31年2月28日にニューヨークの国連本部において、国連開発計画(UNDP)、国連人間の安全保障ユニット、ノルウェー、タイ及び南アフリカとの共催により、人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障25周年:SDGsの達成への貢献を基に」を開催し、人間の安全保障の概念普及に貢献した。シンポジウムの成果文書は国連ホームページで公表済みである。

令和元年度目標

- 1 令和元年は日本がG20、TICAD 7 を主催し、また9月には国連で初のSDG サミットが開催されるなど、SDGs 達成に向けた重要な一年となる。この重要な年に、「SDGs の力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで、引き続きリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーと協働し、英知を最大限に結集させながら、SDGs の達成に向けた取組を加速化させる。
- 2 人間の安全保障については、平成31年2月の人間の安全保障シンポジウムの成果文書を踏まえ、 人間の安全保障の概念の一層の普及を行っていく。
- 3 また、令和元年が国際労働機関 (ILO) 創設 100 周年である機会を捉え、シンポジウムを開催し、 労働分野における日本の取組の優位性をアピールするとともに、ILO と日本政府の協力関係の強化 を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月の第7回 SDGs 推進本部会合における「拡大版 SDGs アクションプラン 2019」策定に続き、12月の第8回 SDGs 推進本部会合では「SDGs 実施指針改訂版」及び「SDGs アクションプラン 2020」を策定し、日本の SDGs モデルの 3本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また、6月のG20、7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)、8月の TICAD 7、9月の SDG サミット、11月のG20 外相会合を始めとした国際会議の機会を活用して、人間の安全保障の理念に基づく日本のSDGs に関する取組を議論・発信した。
- 2 人間の安全保障への貢献という観点からは、令和元年度は、TICAD 7 及び UHC ハイレベル会合政治 宣言等の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられたほか、G20 大阪サミットや SDG サミット における総理大臣スピーチにおいて人間の安全保障について言及し、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。

また、10月には人間の安全保障基金を活用してガンビアで「地方における 2030 アジェンダの推進に関するフォーラム」が開催され、人間の安全保障に基づき、各国の国内において誰一人取り残さないための、地方における SDGs の推進について議論され、人間の安全保障の概念の普及に貢献した

3 6月、ジュネーブで開催された IL0100 周年記念関連シンポジウム「Seize the Future~Social Dialogue in the workplace for a Brighter Future~」に各加盟国からの IL0 総会参加者を中心に、約 130 名の聴衆を集め、適切なグローバル・サプライチェーンのあり方について内外の関心の高さをうかがわせた。 IL0 創設 100 周年という節目に、労働者の権利に配慮したグローバル・サプライチェーンの構築に関して、日本が政労使そろって取り組んでいる未来に向けた社会対話への真剣な姿勢には IL0 事務局からも高い評価を得た。

令和2年度目標

- 1 令和2年度はSDGs 達成に向けた「行動の10年」のスタートの年であり、SDGs 実施指針改定直後の年というSDGs 達成に向けた重要な1年となる。この重要な年に、「SDGs の力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで、引き続きリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーと協働して英知を最大限に結集させながら、SDGs の達成に向けた取組を加速化させる。
- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 例年6月に開催している SDGs 推進本部会合は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催を中止したが、12月に第9回会合を開催し、「SDGs アクションプラン 2021」を策定した。また、新型コロナウイルスの影響で大規模イベントの中止や延期がある中、5月の日経 SDGs フォーラム及び新型コロナウイルス時代とその後における開発資金ハイレベルイベント、7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)及び9月の新型コロナウイルス時代とその後における持続可能な開発のための 2030 アジェンダのファイナンスに関するハイレベル会合に安倍総理大臣や茂木外務大臣等が出席し、新型コロナウイルス感染症対策を含む SDGs の達成向けた我が国の取組を発信した。
- 2 9月、第75回国連総会における一般討論演説において、菅総理大臣は、人間の安全保障について「世界の英知を集め、議論を深めていくこと」を提案するなど、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、より一層、人間の安全保障の考え方の重要性を国際社会に訴えた。また、第12回日本・メコン地域諸国首脳会議(日メコン首脳会議)の共同声明やAPECの2020年クアラルンプール宣言(首脳宣言)において人間の安全保障について言及された。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

中期目標(--年度)

- 1 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。
- 2 人間の安全保障基金へのドナー拡充を図る。

平成 30 年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに 国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成30年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比9件減の47件であった。この課程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 平成30年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは4件であり、以下のとおりその全てについて国連機関を含む3つ以上の機関による共同実施とすることができた。
- (1)「太平洋地域における気候変動・災害の影響を受けている移民とコミュニティに対する保護とエンパワーメントの推進」

国際移住機関 (IOM)、国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)、国際労働機関 (ILO) 及び国連 人権高等弁務官事務所 (OHCHR) との共同実施。

- (2)「ナイジェリアの遊牧民・農民抗争への対応における人道支援から長期的開発への移行」 国連開発計画(UNDP)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び国連食糧農業機関(FAO)との共同実施。
- (3)「モロッコにおける児童・若年層の難民及び移民に対する保護とエンパワーメント」 UNHCR、国連児童基金(UNICEF)及びIOMによる共同実施。
- (4)「アルメニアの脆弱なコミュニティにおける人間の安全保障の向上と強靱な社会の構築」 UNDP、UNICEF、国連世界食糧計画(WFP)、IOM、FAO及び国連工業開発機関(UNIDO)による共同実施

3 平成31年2月、我が国がUNDP等と共催した人間の安全保障シンポジウム(ハイレベルイベント) において、人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組み、同基金 へ拠出することの重要性について確認された。

令和元年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに 国際機関に働き掛けを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比 49 件増の 96 件であった。この過程で我 が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 令和元年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは4件であり、そのうち2件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。
- (1)「和平合意後のコロンビアにおける人間の安全保障ビジネス・パートナーシップを通じた恒久的解決の改善と平和構築」

国連開発計画(UNDP)及び国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)との共同実施。

- (2)「ザンビアにおける持続可能な再定住を通じた人間の安全保障の促進」 国連開発計画(UNDP)及び国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)による共同実施。
- (3)「カリブ諸国における人間の安全保障のための効果的な強靱性構築:強化された農業(農業・漁業関連小規模ビジネスを含む)におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメント」 国連女性機関(UN-Women)、国際労働機関(ILO)及び国連開発計画(UNDP)による共同実施。
- (4)「東ジャワ州における暴力的な過激主義の脅威とその人間の安全保障への影響への対処」 国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、国連開発計画 (UNDP) 及び国連女性機関 (UN-Women) による共同 実施。
- 3 令和元年度には、日本政府はノルウェー、ドイツ及びスイスとそれぞれ人間の安全保障基金への ドナー拡充について意見交換を行った。

令和2年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60 件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに 国際機関に働き掛けを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比2件増の98件であった。この過程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 令和2年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは4件であり、そのうち3件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。
- (1)「ローカル及び地域レベルにおける 2030 アジェンダ実施促進のための人間の安全保障アプローチ適用のための国連システム及び主要パートナーの能力強化」

国連システム・スタッフ・カレッジ (UNSSC) 及び西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) との共同 実施。

(2)「万人のためのシアヌークビル:スマートで持続可能な包摂的都市」

国連常駐調整官事務所 (UNRCO)、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) 及び国連人間居住計画 (UN-Habitat) による共同実施。

(3)「カメルーン最北地域における回復と強靱性:人間の安全保障アプローチを通じた人道・開発・ 平和ネクサスの事業化」

国連開発計画 (UNDP)、国連児童基金 (UNICEF)、国連食糧農業機関 (FAO) 及び国連人間居住計画 (UNHabitat) による共同実施。

- (4)「シエラレオネのコノ地区 Gbense、Soa 及び Kamara 辺境地域における人間の安全保障の強化」 国連開発計画 (UNDP)、国連食糧農業機関 (FAO)、アフリカ開発銀行、国際農業開発基金 (IFAD)、 世界銀行による共同実施。
- 3 9月には、人間の安全保障諮問委員会会合を開催し、人間の安全保障基金へのドナー拡充に向け た方策について意見交換を行った。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *

中期目標 (--年度)

人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。

- 1 強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の 達成を促進する。
- 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 「2017-2022 の 5 か年で更に 2,900 万人の命を救う」とするグローバルファンドの 5 か年戦略目標の達成等、同ファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行い、G7伊勢志摩サミット、TICAD VI、UHC フォーラム 2017 で合意した内容及びSDGs 実施指針を履行する。このためUHC 推進を議論する国際会議への積極的な参加等を通じ、UHC に対する国際的理解の促進を図るとともに、途上国がUHC を達成する上で必要な取組の特定・着手に必要な協力を行う。また国連における決議等において、各国がUHC を推進する上での基盤・方針が適切な形で盛り込まれるよう、価値を共有する国々との協力のもと、外交活動を行う。
- 2 結核、エイズ、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の 感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化 等につき、国際機関等と連携しつつ支援を行い、G7伊勢志摩サミット、TICADVI、UHCフォーラム 2017で合意した内容及びSDGs 実施指針を履行する。
- 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保し、SDGs 目標 3.3 (エイズ、結核、マラリア等の 2030 年までの根絶)の達成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 UHC に関連した取組状況

保健システム強化等につき、G7伊勢志摩サミット、TICADVI、UHCフォーラム2017で合意した内容及びSDGs実施指針に基づき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。

具体的には、二国間支援として、保健サービス強化計画(バングラデシュ)、母子手帳の配布や医療従事者の研修(ブルンジ)などを実施し、開発途上国の保健システム強化に貢献している。特にバングラデシュの事例では、非感染性疾患(NCDs)検査機材供与や累計約5,600人の医師及び看護師へのNCDs対策研修、及び保健医療施設の増床や改築を通じ、検査能力が強化され、保健医療従事者のNCDsへの理解が高まることで予防に係る生活指導が促進された。同時に、バングラデシュ国民の生活習慣の変化や、都市貧困者の保健医療サービスへのアクセス改善に貢献した。

国際機関を通じた支援としては、グローバルファンド、WHO 等の国際機関と連携し、保健従事者の育成・研修、国や地方の保健行政の強化等、保健システムの強化に貢献している。

2 感染症対策

三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)の予防と対応、保健システム強化を実施するグローバルファンドに対し、3.48 億ドルの支援、開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して、1,900

万ドルの支援を実施した。これらの結果、グローバルファンドが掲げている目標(2017-2022 年に 2,900 万人の命の救済及び3億例の新規感染症防止)及び、Gavi の掲げている目標(2016-2020 年に3億人への予防接種実施、500-600 万人の子供の命の救済)の実現に貢献した。9月の国連総会において、結核ハイレベル会合が開催され、国連日本政府代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導した。政治宣言には、結核対策の強化、対策資金の確保(2022 年までに予防・検査・治療等に年間 130 億ドルの動員を目指す)、研究開発の強化(2022 年までに新薬などの研究開発に年間 20 億ドルを投じる)等が明記された。

3 SDGs 目標 3.3 達成への貢献状況

三大感染症対策を実施するグローバルファンドへの支援については効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等につき理事会で再確認したほか、顧みられない熱帯病(NTDs)や結核、マラリア対策のための医薬品等研究開発及び医薬品の普及を促進するグローバルヘルス技術振興基金(GHIT)、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金(UNFPA)及び国際家族計画連盟(IPPF)への支援等を実施した。これら取組により、例えば、年間 9.2 万人のマラリアによる死亡者の減少等に貢献した。

令和元年度目標

- 1 UHC 実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行う。令和元年度に我が国が開催するG20 や TICAD 7 の会議において国際保健を主要テーマの一つとして掲げ、UHC の達成に向けた取組を主導していく。また、9 月の国連UHC ハイレベル会合に向け、日本が立ち上げた「UHC フレンズグループ」において、UHC への理解及び機運を高めるための意見交換会を主催するなどリーダーシップを発揮する。
- 2 エイズ、結核、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の 感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化 等につき国際機関と連携しつつ支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、UHC の推進に向け、6月のG20 大阪サミット及び8月の TICAD 7で、保健分野を主要議題として取り上げ、ホスト国として議論を国際的に主導した。特にG20 大阪サミットでは、UHC 達成における財務当局と保健当局との連携が不可欠との観点から、財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、健全で持続可能な保健財政システムの確立の重要性を再確認した。また、9月には、国連で初めて UHC をテーマとしたハイレベル会合が開催され、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア (PHC) の推進、感染症・非感染症疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成等を含む政治宣言が全会一致で採択された。日本は、政治宣言の交渉にあたり、UHC フレンズグループを立ち上げ、共同議長(タイ及びジョージア)とともに宣言交渉を主導した。
- 2 感染症対策、保健システムの強化等につき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。 具体的には、二国間支援として、医療機器整備支援(タジキスタン)などを実施した。また、国際 機関を通じた支援としては、グローバルファンドに対し約 453 億円、Gavi に対し約 21 億円等の支 援を実施し、三大感染症(HIV/エイズ、結核、マラリア)の予防と対応、保健システムの強化、ワ クチンの普及と使用の促進等に貢献した。
- 3 また、新型コロナウイルス対策として、我が国は、急速に感染者数が拡大しつつあるイラン及び 周辺の途上国において、医療従事者等への技術協力や医療施設への物資支援等の緊急支援を行って いる国際保健機関(WHO)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連児童基金(UNICEF)等の国際機関 を経由した支援を実施した。

令和2年度目標

- 1 UHC 達成のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。G20 大阪サミット、TICAD 7 で合意した内容及び国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向け開発途上国に対する支援を行う。令和2年度に我が国が開催する「栄養サミット2020」においては、UHC 達成に不可欠な要素である「栄養」の観点から、UHC 達成に向けた取組を主導していく。
- 2 新型コロナウイルス及び、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・ 対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普 及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 我が国は、G20大阪サミットやTICAD 7で合意した内容及び2019年国連UHCハイレベル会合で採択された政治宣言の具現化及び国際社会におけるUHCの達成に向けて、9月の国連総会一般討論演説における菅総理大臣スピーチ、10月のUHCフレンズ閣僚級会合における茂木外務大臣スピーチ、12月の国連新型コロナ特別総会における菅総理大臣スピーチ及び令和3年2月のACTアクセラレータ・ファシリテーション・カウンシル第4回会合における茂木外務大臣スピーチで、UHC達成の重要性について国際社会に向けて発信した。特に、UHCフレンズ閣僚級会合は、令和元(2019)年の国連総会UHCハイレベル会合において、「史上最も包括的な保健合意」と称される政治宣言が採択されてから一周年を迎えた機を捉えて、国際社会におけるUHCの啓発を一層促進することを目的にUHCフレンズの共同議長であるタイとジョージアの外相とともに茂木外務大臣が主催した。茂木大臣から、ワクチンへの公平なアクセスを含む新型コロナウイルス感染症への対応能力の強化、将来の健康危機への対応に資する保健医療システムの強化、感染症に強い環境整備といった分野で我が国が主導している取組を説明し、国際社会と手を携えながら、UHCの実現に向けて尽力していく旨述べた。このような我が国の大きな貢献が背景となり、国連総会議長から、石兼国連日本政府代表部大使が、ビルケット・ガイアナ政府代表部大使と共に、2023年国連総会UHCハイレベル会合に向けたモダリティ決議案のファシリテーターに任命された。

「栄養サミット 2020」については、12 月に予定であったが、世界的な新型コロナ感染症の拡大が継続している状況に鑑み、7月、令和3年12月の開催を目処として延期することを決定した。

2 新型コロナ感染症対策に関しては、4月にWHO他の提案により、同感染症対策で重要な3つの分野(ワクチン・治療薬・診断)の開発、生産、そして公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組みとしてACTアクセラレータ(Access to COVID-19 Tools Accelerator)が発足した。我が国は設立初期から共同提案国として積極的に関与してきている。6月のグローバル・ワクチン・サミット 2020では、安倍総理大臣がビデオメッセージで参加し、当面3億ドル規模の支援を表明した。また、10月のUHCフレンズ閣僚級会合では上記3億ドルのうち、1.3億ドル以上を途上国によるワクチンへの公平なアクセスの強化のため、新型コロナ感染症ワクチンへの公平なアクセスを確保するための国際的枠組みであるCOVAXファシリティのワクチン事前買取制度(AMC)に拠出することを表明した。さらに、令和3年2月のACTアクセラレータ・ファシリテーション・カウンシル第4回会合において、AMCへの拠出を増額し、合計で2億ドルとすることを表明した。

三大感染症については、その予防と対応、保健システムの強化等に向けて、グローバルファンドに対し約200億円、Gavi ワクチンアライアンスに対し約1,350万円の支援を実施した。これらの結果、グローバルファンドが掲げている目標(2017年~2022年に2900万人の命の救済及び3億例の新規感染症防止)及びGavi が掲げている目標(2016~2020年に3億人への予防接種実施、500~600万人の子供の命の救済)の実現に貢献した。さらに、質の高い医薬品が安価かつ迅速に開発途上国に供給されるように支援しているユニットエイド(Unitaid)への支援も実施した。

3 その他特記事項

顧みられない熱帯病(NTDs)や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進するグローバルヘルス技術振興基金(GHIT)及びユニットエイド(Unitaid)、母子保健の推進や性感染症対策等を実施する国連人口基金(UNFPA)及び国際家族計画連盟(IPPF)への支援を実施した。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況:a

参考指標:人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数(万人)							
(出典:国連作成文書)	実 績 値						
	平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度						
	38 267 21 27						

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び 人間の安全保障への具体的貢献 *】

総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部は平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間で 5 回開催し、累次 SDGs アクションプランを策定(平成 30 年度第 6 回、令和元年度第 8 回、令和 2 年度第 9 回)したほか、令和元年度の第 8 回 SDGs 推進本部では「SDGs 実施指針改定版」を作成し、日本の SDGs モデルの 3 本柱に基づく具体的取組を大きく強化、拡充するなど、国内における SDGs の地位を向上させ、各施

策における浸透をはかることができた。また、G20 大阪サミット、TICAD 7、SDG サミット、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)のような多国間フォーラムにおいて継続的に SDGs 及び人間の安全保障の重要性について発信を行ったことで、国際社会における機運を高めることに貢献した。(平成 30・令和元・2 年度:人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務(達成手段①)、人間の安全保障の実施と理念の普及(達成手段②) 令和元年度・令和 2 年度:「大阪アップデート:持続可能な開発のためのアジェンダ 2030」の策定(令和元年度達成手段⑦、令和 2 年度達成手段⑤)等)

上記のような SDGs 及び人間の安全保障の理念を国際社会で発信するアプローチに加えて、評価対象期間にわたって、UNDP、UNICEF、人間の安全保障基金などの国際機関・基金を活用しつつ、SDGs 及び人間の安全保障の実現に資する具体的なプロジェクトを推進し、相当程度、国際社会が直面する地球規模課題の改善に貢献した。(令和2年度:国際連合児童基金(UNICEF)拠出金(達成手段⑪)、国際連合開発計画(UNDP)拠出金(コア・ファンド)(達成手段⑬)、人間の安全保障基金拠出金(達成手段⑰)、国連連合開発計画(UNDP)拠出金(パートナーシップ基金)(達成手段⑭)等)

【測定指標1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進】

人間の安全保障の概念の主流化に向けて、人間の安全保障ユニットと緊密に連携を取りつつ、人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの立案・申請を、国際機関に対して積極的な働き掛け、合計12件のプロジェクトを実施し、脆弱な立場に置かれた人々の生活基盤の改善及び能力開発を通じた人間の安全保障の実現に貢献できた。

また、ここ数年来、人間の安全保障基金に対する他ドナーからの拠出が得られていない状況が続いていることに加え、我が国の予算の制約もあることに鑑み、限られた予算をより有効に活用することによってドナー拡充につながることを目指すため、人間の安全保障アプローチを現場で実践するための様々な国際機関による案件から、人間の安全保障の概念を推進するためのアドボカシー案件へと基金の活動内容をシフトさせるといった改革の必要性についても、人間の安全保障諮問委員会で議論を行うなど、基金の継続性を図るための様々な方策について検討を行ったことは有益であった。(平成30・令和元・2年度:人間の安全保障の実施と理念の普及(達成手段②)、令和2年度:人間の安全保障基金拠出金(達成手段①))

【測定指標1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *】

令和元 (2019) 年のG20 大阪サミットでは、日本はホスト国として、国際保健を持続的な成長の基盤の柱の一つとして取り上げ、①UHC の達成、②高齢化への対応、③健康危機への対応に焦点を当てた他、持続可能な保健財政の重要性の観点から、初めて財務・保健大臣合同会合を開催した。同年9月、日本の主導によって、国連総会 UHC ハイレベル会合を開催し、2030 年までに全ての人々に基礎的医療を提供、医療費支払いによる貧困の根絶等を謳う政治宣言の合意に中心的存在として大きく貢献した。グテーレス国連事務総長は、同宣言を「史上最も包括的な保健合意」と述べ、我が国のリーダーシップを高く評価した。さらに、同年の TICAD 7 (於:横浜)の際には、プライマリー・ヘルス・ケアの拡充、持続可能な保健財政を含む強靭な保健システムの促進、感染症対策、早期警戒及び迅速な対応のための国及び地域の能力強化や官民連携を含む UHC の達成拡大に向けた取組を一層推進していくことを表明し、国際保健分野における日本のプレゼンスを大きく印象付けた。

新型コロナ感染症の世界的な拡大以降、UHCの重要性が再認識されている中で、国連一般討論演説を始めとした国際的なイベントにおいて、我が国のハイレベルから、UHCの重要性について発信したことで、各国や関係機関への啓発につながった。特に、閣僚を含む UHC フレンズグループ有志国代表(ケニア、セネガル、ガーナ、ウルグアイ、印、仏、英及び EU)、グテーレス国連事務総長、テドロス WHO事務局長、フォア UNICEF 事務局長、バークレーGavi 事務局長、ハチェット CEPI 事務局長等の出席を得て、茂木外務大臣が UHC フレンズ閣僚級会合を主催したことで、新型コロナ感染症対策を推進する上での UHC の重要性の確認や国際社会に対する啓発の上で大変効果的であったほか、国際社会における UHC の達成に向けた我が国のリーダーシップを強く印象付ける大変有意義な機会となった。このような我が国の大きな貢献が背景となり、国連総会議長から、石兼国連日本政府代表部大使が、令和5(2023)年国連総会 UHC ハイレベル会合に向けたモダリティ決議案のファシリテーターの一人に任命されたのは、新型コロナ感染症が顕現する以前からの保健分野における我が国の一連の取組が国際社会で高い評価を受けていることの何よりの証左であり、今後の更なる貢献への期待の表れでもある。

UHC の推進については、保健・医療体制が脆弱な途上国に対する無償資金協力(保健医療機材供与)や JICA による技術協力等を通した二国間支援、グローバルファンド、Gavi、GHIT、ユニットエイド (Unitaid) 、UNFPA、IPPF 等の国際機関を通じた支援を実施した。新型コロナ感染症の世界的な拡大で、各国において、UHC の達成に向けた取組が悪影響を受ける中で、基礎的保健システムの強化を含め

たG20大阪サミットやTICAD 7の合意内容及び2019 国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言に掲げられている各目標の達成に寄与した。特に、直近の3年間で、グローバルファンドに対して合計約104,302 百万円、Gavi に対して合計約19,618 百万円を拠出し、当該機関が掲げる目標の実現に寄与し、関係国・機関から高く評価された。

「栄養サミット 2020」については、12 月に開催予定であったが、世界的な新型コロナ感染症の拡大が継続している状況に鑑み、1 年延期を決定した。(平成 30・令和元・2 年度: ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進・感染症対策 (達成手段③) 令和 2 年度: 世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (達成手段⑫)、Gavi ワクチンアライアンス拠出金 (達成手段⑱)、国際医薬品購入ファシリティ (UNITAID) 拠出金 (達成手段⑮)等)

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

グローバル化の進展に伴い、国際社会は格差・貧困・テロ・難民・気候変動等の地球規模課題に引き続き直面している。これら地球規模課題への対処において、我が国が指導力を発揮し、国際社会に深く貢献していくためには、SDGs への理解を促進し、求心力のある取組を継続的に実施していく必要がある。また、特に新型コロナウイルス感染症が途上国の経済・社会状況に深刻な影響を与えている現実を踏まえると、人間の安全保障及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジに係る取組との連携を含め、SDGs の達成に向けた取組の実践を引き続き目標として設定することが必要である。

【測定指標】

1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

SDGs は行動の 10 年が始まり、令和 12 (2030) 年に向けて総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を中心として政府としての取組の強化が見込まれる。また、国際社会においてもその重要性がより一層高まることが予想されている。人間の安全保障に関しても、新型コロナウイルス感染症による社会経済へのダメージを考慮すると、我が国が中心となって国連などの国際場裡において議論を先導してきた概念として、その重要性は高まっている。これらの理由により、測定指標は維持した。

1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

第75回国連総会一般討論演説において、菅総理大臣が述べたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界の人々の命・生活・尊厳、すなわち人間の安全保障の危機であり、これを乗り越えるため、人間の安全保障の理念に立脚した取組が、より一層求められている。こうした状況を踏まえ、人間の安全保障の概念についての議論を再活性化させるとともに、人間の安全保障基金を活用して質の高いプロジェクトの実施を引き続き推進することは極めて重要であることから、測定指標を維持した。

1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *

新型コロナ感染症の世界的な拡大により、UHCの達成に向けた取組が悪影響を受ける中、これまで目標に掲げている人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発及びアクセスの改善等に向けた二国間支援及び国際機関を通じた支援、G20 サミットやTICAD 7 での合意及び令和元年の国連総会 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向けた開発途上国に対する支援、「栄養」の観点からの UHC 達成に向けた取組の主導といった点の重要性・緊急性は一層高まっていることから、これを維持することは合理的である。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

持続可能な開発目標 (SDGs)

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html)

人間の安全保障

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html)

保健

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hoken.html)

個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015-2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、 二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・美しい星への行動(ACE)2.0(平成27年12月:第21回国連気候変動枠組条約締約国会議で発表)
- ・世界津波の日(平成27年12月:第70回国連総会)
- ·仙台防災枠組 2015-2030 (平成 27 年 3 月:第3回国連防災世界会議)
- ・仙台防災協力イニシアティブ (平成27年3月:第3回国連防災世界会議で発表)
- ・仙台防災協力イニシアティブ(フェーズ 2)(令和元年 6 月:第7回持続可能な開発目標(SDGs) 推進本部で発表)
- 第201回国会施政方針演説(令和2年1月20日)
 - 六 外交・安全保障

(国際社会の課題解決)

第201回国会外交演説(令和2年1月20日)

測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標(--年度)

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

平成 30 年度目標

1 国連環境計画(UNEP)

引き続き、各国と協力して、UNEP の運営をフォローするとともに、日 UNEP 政策対話の場を活用するなどして、UNEP と連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

2 生物多様性条約

生物多様性条約 COP14 等での議論に積極的に貢献する。

3 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画 (UNEP)

9月、ソールハイム事務局長が訪日した際、日UNEP政策対話を開催し、我が国との関係強化のための方策について議論したほか、平成31年3月にナイロビ(ケニア)において、第4回国連環境総会(UNEA4)が開催され、地球環境問題における重要課題について議論が行われた。UNEA4にて、特に注目度が高かった海洋プラスチックごみ問題について、我が国は、ノルウェー、スリランカとともに、「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議」案を提案し、議論をリードした結果、同決議は全会一致で採択された。また、化学物質・廃棄物、生態系、UNEPの管理運営等に関する決議案や閣僚宣言の検討にも積極的に参加し、合意形成に貢献した。

また、海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため、平成31年3月に、東南アジア及びインドにおいて最適なプラスチックごみの排出防止策を実現するためのUNEPの取組(流出源・経路の特定やモニタリング手法の確立等)を支援するため、我が国から、1億2,300万円の拠出を行った。

2 生物多様性条約

10月、ロンドン(英国)で「第4回野生動植物の違法取引に関する国際会議」が開催された。我が国からは、阿部外務副大臣が出席し、国際的に特に関心の高い象牙の違法取引対策について、国内の取組の推進及び途上国支援をコミットメントとして表明し、この問題への取組に対する国際的機運を高めることに貢献した。

同月、ドバイ(アラブ首長国連邦)でラムサール条約第 13 回締約国会議 (COP13) が開催され、潮間帯湿地の保全、気候変動に関する決議等が議論され、我が国もこれらの議論に貢献した。また、COP13 の開催に合わせて、宮城県志津川湾と東京都葛西海浜公園の二つの湿地が新たにラムサール条約湿地として登録された。

11 月、シャルムエルシェイク(エジプト)で生物多様性条約 COP14、カルタへナ議定書第9回締約国会合(MOP9)及び名古屋議定書 MOP3が開催され、2020年以降の生物多様性に関する世界目標の策定プロセス等の生物多様性に関する重要課題について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に参加し、73 本におよぶ決定が採択された。

3 化学物質及び廃棄物管理

11 月、ジュネーブ (スイス) で水俣条約 COP2 が開催され、条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか、水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。我が国は、アジア太平洋地域のビューロー(理事国に相当)として条約の円滑な運営に貢献したほか、技術的事項に係る決議案 3 本を提出するなど、締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

また、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

4 その他

海洋プラスチックごみ問題について、6月のG 7シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣は、この問題に開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があり、G20大阪サミットでこの問題に取り組むことを表明した。また、11月の ASEAN+3 (日中韓) 首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で我が国は、中国や韓国とも連携し、「3R」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定支援等を通じて、ASEAN 諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことになった。同月の日 ASEAN 首脳会議においても安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関する ASEAN 支援の拡大を表明した。

令和元年度目標

1 国連環境計画(UNEP)

引き続き、各国と協力して、UNEPの運営をフォローするとともに、日 UNEP 政策対話の場を活用するなどして、UNEP と連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

2 生物多様性

関係省庁と連携し、ワシントン条約 COP18 等での議論に積極的に貢献する。

3 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

4 海洋プラスチックごみ問題

G20 大阪サミット等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画(UNEP)

アンダーセン事務局長が国連総会(ニューヨーク)や第3回水俣条約締約国会議(ジュネーブ) に出席した機会を捉え、我が国出席者と UNEP の運営の改善や我が国との関係強化のための方策等に ついて意見交換を行った。

また、世界的な課題として認識されている海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため、令和2年3月に、アジア地域におけるプラスチックごみの排出防止策を実現するためのUNEPの取組(流出源・経路の特定や対策の効果の査定等)に我が国から6億2,700万円、またUNEP国際環境技術センター(IETC)による環境上適正な廃棄物管理・処理技術支援に1億円を支出して支援した。

2 生物多様性

8月、ジュネーブで第 18 回ワシントン条約締約国会議(COP18)が開催され、ワシントン条約の附属書が改正されたほか、我が国にとっても関心の高い象牙の国内市場について議論が行われ、我が国代表団も積極的に議論に参加した。

8月及び令和2年2月、ナイロビ (ケニア) 及びローマ (イタリア) で生物多様性条約ポスト 2020 生物多様性枠組公開作業部会が開催され、令和2 (2020) 年以降の生物多様性に関する世界目標に ついて議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に参加し、効果的かつ効率的な枠組及びその実施の設計に貢献した。

国際熱帯木材機関(ITTO)については、日本はホスト国として事務局と加盟国間の調整役を担ったり、組織に資する提案を行ったりするなど活動推進に積極的に貢献した。

3 化学物質及び廃棄物管理

4月から5月にかけてバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約三条約の合同締約 国会議が開催され、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用や、 条約事務局の活動計画・予算、条約遵守メカニズム等の検討に参画した。また、化学物質の輸出入 に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑な運用を実践した。

また、11月、ジュネーブ(スイス)で水俣条約 COP 3 が開催され、条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか、水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。 我が国は、条約の円滑な運営に貢献したほか、水銀の規制にかかる技術的内容について欧州連合と 共同で決議案を提出するなど、締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

4 海洋プラスチックごみ問題

6月、我が国は、G20 大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみ問題を主要議題の一つとして取り上げ、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和 32(2050)年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び同ビジョンの実現に向けて各国で協調して実効的な対策を進めるための「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をまとめる等、リーダーシップを発揮した。また、我が国は、同サミットの機会に、独自の取組として、途上国における廃棄物管理の向上を目的とし、ODA などを活用して、①廃棄物管理(Management of Wastes)、②海洋ごみの回収(Recovery)、③イノベーション(Innovation)、④能力強化(Empowerment)を支援する「マリーン(MARINE)イニシアティブ」の立ち上げを表明した。

令和2年度目標

1 国連環境計画(UNEP)

引き続き、各国と協力して、UNEPの運営をフォローするとともに、国連環境総会の場を活用するなどして、UNEPと連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

2 生物多様性

令和 2 (2020) 年以降の生物多様性に関する世界目標(ポスト 2020 生物多様性枠組)及びその実施が、効果的かつ効率的なものになるよう、関係省庁とともに、関連する議論に積極的に貢献する。

3 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

4 海洋プラスチックごみ問題

国連海洋会議等の機会を通じて、国際社会に対して「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共 有を呼びかけ、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画(UNEP)

アンダーセン事務局長とオンラインで対話をし、UNEPとの我が国との協力について意見交換を行った。令和3年2月、第5回国連環境総会オンライン会合において、我が国の海洋プラスチック及び生物多様性に関する取組を進めていく姿勢を国際社会にアピールした。

2 生物多様性

令和2年2月に生物多様性条約の愛知目標に続くポスト 2020 生物多様性枠組に関する公開作業部会2回目 0EWG2) がローマ(イタリア)で開催され、同枠組みの要素などについて議論が行われた。また、生物多様性に係る行動を進める緊急性を最高レベルで強調し、当該枠組みの決定及び実施を後押しする目的で、9月に国連生物多様性サミットがニューヨーク(米国)及びバーチャルのハイブリッド形式で開催された。我が国はこれらの議論に積極的に貢献した。

持続可能な農業及び食料安全保障のための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に係る世界的な議論にも貢献しており、7月及び11月に開催された食料・農業植物遺伝資源条約の第1回及び第2回資金戦略常設委員会において、遺伝資源へのアクセスと金銭的・非金銭的利益配分の支援やモニタリングなどを始めとする資金戦略全般を扱う資金戦略・資源動員に関し、地域を代表し助言した。

11月には、国際熱帯木材機関(ITTO)第 56回理事会がオンラインで開催され、持続可能な森林経

営や合法的に伐採された木材の貿易促進に資するプロジェクトを効率的に実行するための新しい枠組み等について、議論が行われた。我が国は、これらの議論にワーキンググループメンバーとして積極的に参加し、貢献した。

3 化学物質及び廃棄物管理

「有害廃棄物の国境を越える移動等を規制するバーゼル条約」において、日本は水銀廃棄物、有害な廃棄物等の陸上焼却・エネルギー回収及び廃プラスチックに関して、締約国が参考とするガイドラインの作成を主導した。

「水銀に関する水俣条約」では、令和3 (2021) 年第4回締約国会議に向け、附属書Aに掲げられた水銀添加物製品及び附属書Bに掲げられた水銀または水銀化合物を使用する製造工程の見直しに関する専門家会合、水銀の放出及び水銀廃棄物の閾値に関する専門家会合において、日本は取組先進国として議論に積極的に参加している。

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」では、条約の義務を履行するために締約国が国内実施計画を策定し更新することとなっている。12月、第8回及び第9回締約国会議において新たに規制対象となった化学物質に関する日本の措置を国内実施計画に反映し、条約事務局に提出した。

4 海洋プラスチックごみ問題

令和元 (2019) 年のG20 大阪サミットにおいて打ち出した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画 (UNEP) 等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等を行った。

海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」(海洋国家の首脳で構成)においては、12月2日、菅総理大臣を含む14か国の首脳の連名で「持続可能な海洋経済のための変革」と題する首脳文書を公表した。この中でメンバー国は、令和7(2025)年までに持続可能な海洋計画に沿って、国家管轄権内の海洋区域の100%を持続可能な形で管理することにコミットし、また、2030年までに国家管轄権内にある全ての海洋区域が持続可能な形で管理されるよう、全ての沿岸及び海洋国家に対しこのコミットメントに参加することを呼び掛けた。首脳文書を広報する目的で12月3日に外務省と海洋政策研究所が共催したウェビナーにおいて、菅総理大臣はビデオメッセージの中で、洋上風力発電などの海洋の力を活用することによる気候変動対策の重要性を強調し、海洋プラスチックごみ問題における日本の取組を紹介した。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標(令和2年度)

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

平成 30 年度目標

- 1 平成30年は、パリ協定の実施指針を策定することが決定されており、これに関する議論を一層進展させるために交渉に貢献する。
- 2 我が国が議長国を務める令和元年G20 サミットを見据えて、気候変動分野において主導力を発揮していく。
- 3 緑の気候基金 (GCF) や二国間クレジット (JCM) 制度を着実に実施し、二国間の開発協力などを 通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動 問題への解決に貢献する。
- 4 平成 29 年 12 月の気候変動サミットで河野外務大臣が平成 30 年中の開催を発表した気候変動と 脆弱性の国際会議を成功させる。

施策の進捗状況・実績

1 12 月に開催された COP24 では、パリ協定の実施指針が採択された。令和2年以降のパリ協定の本格運用に向けた実施指針採択は、パリ協定のモメンタムを維持し、世界全体で気候変動対策を進めていく上で非常に重要な成果であった。内容面でも、パリ協定の精神を貫徹し全ての国に共通のルールに合意し、透明性・実効性の高いものと評価できる。我が国は、各議題で具体的なテキスト案を提案する等、積極的に交渉を行い、実施指針採択に貢献した。

- 2 G20 議長国として、G20 気候持続可能性作業部会 (CSWG) 第1回会合を平成31年2月に東京で開催。国際機関等の知見・経験を参加国と共有しつつ、G20として気候変動に関連する幅広い議題について議論した。また、一般公開セッションでは、一般参加者も参加した活発な議論を行った。同会合では、政策的な方策についての提示のみならず、気候変動への適応策として必要な対応穀物の開発等について我が国が行っている伝統的な知恵の活用や、気候変動対策の進展に有効な日常の取組、様々な主体が連携して取り組むことの大事さといった、今後政策に取り込んでいくべき重要な考え方が示された。
- 3 GCF については、日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与してきた。GCF においては、これまでに 102 件の案件を承認した (平成 31 年 2 月末時点)。また日本が約束した 15 億ドルについては、4回に分けて拠出国債を発行することとしており、12 月末までに計 4回の発行を終了した。さらに、平成 30 年度には、長らく未解決となっていた GCF の正式な資金管理機関 (トラスティ)の選定について、我が国理事が選定委員として関与し、国際復興開発銀行への決定に貢献した。また、GCF の増資プロセスの開始が決定される等の進展がみられた。今後とも GCF の効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。

JCM については、我が国企業や自治体と連携して 130 件以上 (うち平成 30 年度に 30 件を新規開始) の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。平成 30 年も、モンゴル、ベトナム、パラオ、インドネシア及びタイの JCM プロジェクトからクレジットが発行されるなど、成果を着実に上げている。

途上国支援については、平成27年から平成28年の2年間において、約233億ドルの気候変動に係る支援を実施し、平成25年から平成26年の2年間における実績(約200億ドル)と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。平成29年及び平成30年実績については、令和2年1月1日までの国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局への提出に向けて集計中である。

その他、気候変動対策に関する国内外の機運を高めるため、8月、気候変動対策に取り組む企業のネットワークである日本気候リーダーズパートナーシップ(Japan-CLP)、自治体によるネットワークであるイクレイ日本、NGOの Can-Japan 等との連携による国際シンポジウムの開催等を行った。

4 7月に東京において「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催し、130名以上の参加を得た。同会議では、国内外の政府関係者・国連機関職員のほか、気候変動や安全保障に関する専門家や企業・投資関係者、研究者、市民団体のメンバーなど幅広い参加者が、気候変動が国家の脆弱性に与える影響や今後生じうるリスクに対する有効なアプローチ等について活発な議論を行い、アジア・大洋州における気候変動と脆弱性について様々な視点から検討・討議する良い機会となった。

令和元年度目標

- 1 パリ協定の実施指針について、COP25 で継続して検討されることになった市場メカニズムを含めた全内容の令和元年中の採択を目指し、交渉に貢献する。
- 2 G20 議長国として、G20 気候持続可能性作業部会や同適応ワークプログラムの開催を通じ、気候変動分野において主導力を発揮していく。
- 3 緑の気候基金(GCF) 理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度(JCM)の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)と連携した JCM 特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、国際協力機構(JICA)、アジア開発銀行(ADB)などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 12 月に開催された COP25 では、COP24 で合意に至らなかった市場メカニズムの実施指針等に関する交渉が行われた。我が国は、首席交渉官・専門家レベルの技術的な交渉に加え、小泉環境大臣が精力的に二国間会談及び閣僚級の交渉に参加して議論をリードし交渉に貢献した。市場メカニズムについて、議論は一定程度進捗したものの、技術的論点に加え、各国の利害が絡み合う政治的な側面もあり、すべての論点について完全に合意するには至らなかった。今会合の成果も踏まえ、COP26での採択に向けて、引き続き議論に貢献していく。また、各国との二国間会談、政府代表ステートメント、サイドイベントなどあらゆる場面において、温室効果ガス排出量を5年連続で削減している実績や、非政府主体の積極的な取組等の我が国の実績や取組を積極的に発信した。

- 2 G20 議長国として、G20 気候持続可能性作業部会 (CSWG) 第2回会合を4月に長野で、第3回会合を6月に横浜で開催した。また、同適応ワークプログラム関連会合第1回を10月に横浜で、第2回を11月にタイで開催した。CSWGでは、政策的な方策についての提示のみならず、気候変動等の地球規模課題に対応するためには、非連続的なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」を形成することが重要であることを各国と共有した。これを踏まえ、適応ワークプログラム関連会合では、民間企業等の知見・経験の共有を得ながら、気候変動への適応分野におけるビジネスの貢献について焦点を当てた活発な議論を行った。
- 3 GCF については、日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与した。GCF はこれまでに 129 件の事業を承認し(令和 2 年 3 月末時点、うち令和元年度は 29 件)、これにより、約 16 億トンの CO2 排出量削減と約 3.5 億人の裨益が見込まれている。また、日本は初期拠出(2015-2018 年)における 15 億米ドルの拠出に続き、10 月の GCF 第 1 次増資ハイレベル・プレッジング会合では、GCF の 活動状況に応じて最大 15 億米ドルを拠出する意向である旨表明した(日本の累積拠出規模は、英国に次いで第 2 位)。第 1 次増資については、これまでに我が国を含む 29 か国が総額約 98 億米ドルの 拠出を表明している(令和 2 年 3 月末時点)。今後とも GCF の効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。

JCM については、我が国企業や自治体と連携して 160 件以上(うち令和元年度に 27 件を新規開始)の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。令和元年も、ベトナム、モンゴル、モルディブ、タイ、インドネシア、カンボジア及びサウジアラビアの JCM プロジェクトからクレジット発行が決定されるなど、成果を着実に上げている。

途上国支援については、平成29年から平成30年の2年間において、約250億ドルの気候変動に係る支援を実施し、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局にその実績を報告した。平成27年から平成28年の2年間における実績(約233億ドル)と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。

企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施したほか、「日本気候リーダーズパートナーシップ」(JCLP)にパブリックパートナーとして参加するなどしており、気候変動対策には、政府のみでなく、非国家主体の取組が重要であるとの観点から、引き続き積極的に連携を行っていく。

令和2年度目標

- 1 COP26 における気候変動交渉(透明性枠組み、気候資金、市場メカニズム等)に積極的に貢献し、本格的に運用が開始するパリ協定の実施に向けた環境整備を進める。
- 2 緑の気候基金(GCF) 理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度(JCM)の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)と連携した JCM 特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、国際協力機構(JICA)、アジア開発銀行(ADB)などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 令和2年3月には、我が国のNDC(国が決定する貢献)を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。NDCでは、平成27 (2015)年に提出した約束草案 (INDC)で示した令和12 (2030)年度26%削減目標の確実な達成を目指すことを確認するとともに、この水準にとどまることなく更なる削減努力を追求していく方針を新たに表明した。令和2年10月には、菅総理大臣が所信表明演説にて2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)を目指すと宣言し、政府全体での気候変動対策への取組が進んでいる。
- (2)新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、COP26 が令和3年11月に延期となったため、COP25 で合意に至らなかった論点(透明性枠組み、気候資金、市場メカニズム等)が積み残しとなっている。令和2年に対面形式で開催が予定されていた会合は、延期もしくはオンライン形式での開催に変更された。各国の首席交渉官が参加する非公式会合や専門家レベルの技術的な議論を行うオンライン会合に我が国は積極的に参加した。具体的には、世界的な気候変動対策の機運の維持を目的として開催された「ジューン・モメンタム」(6月)や「気候対話」(11月)等の国連気候変動枠組条約事務局主催のイベントに参加した。また、英仏及び国連が共催したパリ協定採択5周年イベント「気候野心サミット2020」(12月)には、菅総理大臣が参加し、我が国の2050年カーボンニュートラルに向けた取組について発信を行った。引き続き、COP26での積み残し議題の採決に向け、各種会合における議論に積極的に貢献していく。
- 2 GCF については、日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し、案件採択や認証機関の承

認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与した。GCF はこれまでに 173 件の事業を承認し(令和 3 年 3 月末時点の累計、うち令和 2 年度は 46 件)、これにより、約 18 億トンの CO2 排出量削減と約 5 億人の裨益が見込まれている。また、日本は初期拠出(2015-2018 年)における 15 億米ドルの拠出に続き、2019 年 10 月の GCF 第 1 次増資ハイレベル・プレッジング会合では、2020 年から 2023 年の 4 年間で、GCF の活動状況に応じて最大 15 億米ドルを拠出する意向を表明した(日本の累積拠出規模は、英国に次いで第 2 位)。第 1 次増資については、これまでに我が国を含む 31 か国及び 2 地方政府が総額約 100 億米ドルの拠出を表明している(令和 3 年 3 月末時点)。今後とも GCF の効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。

JCM については、我が国企業や自治体と連携して約190件(うち令和2年度に28件を新規開始)の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。令和2年度はタイ及びケニアのJCMプロジェクトからクレジット発行が決定され、成果を着実に上げている。

途上国支援については、令和元年において、約 1.37 兆円の気候変動に係る支援を実施。平成 27 年に発表した「美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)」(令和 2 年に官民合わせて 1 兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明)の目標について、着実に達成している。

企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施したほか、「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を企業・自治体の協力を得て開催するなどしており、気候変動対策には、政府のみでなく、非国家主体の取組が重要であるとの観点から、引き続き積極的に連携を行っていく。

平成 30·令和元・2年度目標の達成状況: b

測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標(令和2年度)

第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組(2015-2030)を達成するため、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を活用し、各国における「防災の主流化」を推進する。

平成 30 年度目標

第3回国連防災世界会議で発表した「仙台防災協力イニシアティブ」の基本方針を踏まえつつ、引き続き我が国主導による各国の「防災の主流化」を推進する

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、防災協力の実施を進め、「2015年から2018年までの4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施」するという目標を達成した。(実績値:2015年から2018年までの4年間で計50億ドルの協力、7.8万人の人材育成を実施)

また、G20 大阪サミットの開発作業部会の開催と合わせ平成 31 年 3 月に防災サイドイベントを実施するとともに、世界各地での防災訓練や、「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。さらに、9 月にインドネシア・中部スラウェシ州地震の発生後、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画(マスタープラン)の策定を支援した。

令和元年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ」の後継となる新たなイニシアティブを策定し、我が国が有する知見・ 教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行う。

「世界津波の日」の普及啓発を通じ、防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

6月のG20大阪サミットの際に、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表。同イニシアティブに基づき、防災先進国として、誰もが安心して暮らせる災害に強い世界の強靱化に貢献すべく、洪水対策等により、2019~2022年の4年間で、少なくとも500万人に対する支援等の実施に着手した。また、防災研修及び世界各地での防災訓練の実施や、「『世界津波の日』2019高校生サミットin北海道」など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

令和2年度目標

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発活動を通じ、防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」に基づき、途上国の防災計画の策定支援並びに行政 官や地方リーダー(2020年実績:約1万6千人)及び次世代を担う子供たち(同:約8千人)の人材 育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、「第三回津波博物館会議」のバーチャル開催や、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた学校向けの津波対策の指針策定、学校生徒・教員向けの津波避難訓練など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

平成 30・令和元・2年度目標の達成状況: b

参考指標:仙台防災枠組の推進(国内災害損失データを有する国数)						
	実 績 値					
	平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度					
	109	111	120			

評価結果(個別分野2)

施策の分析

【測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *】

生物多様性分野においては、生物多様性条約第14回締約国会議(COP14)、カルタへナ議定書第9回締約国会合(MOP9)及び名古屋議定書第3回締約国会合(MOP3)において、令和2(2020)年以降の生物多様性に関する世界目標の策定プロセス等の重要課題への議論に積極的に参加し、73本に及ぶ決定が採択に主要な役割を果たした。続いて2回にわたり開催されたポスト2020生物多様性枠組公開作業部会及び国連生物多様性サミットにおいても効果的かつ効率的な枠組及びその実施の設計に貢献するなど、この3年間で生物多様性関連の様々な機会、議論に大きく貢献した。(令和2年度:生物多様性条約拠出金(義務的拠出金)(達成手段⑩)、生物多様性条約カルタへナ議定書拠出金(義務的拠出金)(達成手段⑩))

ワシントン条約締約国会議(COP18)では我が国の関心も高い象牙の国内市場について議論が行われ、国内市場の閉鎖を求める決議案の提案などが行われたが、我が国代表団も積極的に議論に参加した結果、国内市場の存在が象牙の密猟や違法取引の要因となることを防ぐための取組について報告する内容に修正することができた等具体的成果が得られた。(令和2年度:野生動植物取引規制条約信託基金拠出金(義務的拠出金(達成手段⑮))

横浜が本部の国際熱帯木材機関(ITT0)については、我が国は、第56回理事会において、持続可能な森林経営や合法的に伐採された木材の貿易促進に資するプロジェクトを効率的に実行するための新しい枠組み等についての議論に貢献し、組織改革が一層推進されるなどの成果をあげた(令和2年度:国際熱帯木材機関(ITT0)拠出金(任意拠出金)(達成手段29))。

化学物質、廃棄物については評価対象期間を通して円滑な運用等所期の目標を達成した。海洋プラスチックごみ問題については、平成31 (2019) 年3月の第4回国連環境総会において30本近い決議案の主要な交渉に参加し、関連決議案をノルウェーと共同提案したほか、決議内容の調整を含め常に主導権を発揮し大きな存在感を示した。その後、G20大阪サミットでは海洋プラスチックごみ問題が主要議題となり、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32 (2050) 年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び同ビジョンの実現に向けて各国で協調して実効的な対策を進めるための「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をまとめる等の成果をあげた。これに加えて、この機会に日本独自の取組として、途上国における廃棄物管理の向上を目的に、ODAなどを活用して、①廃棄物管理(Management of Wastes)、②海洋ごみの回収(Recovery)、③イノベーション(Innovation)、④能力強化(Empowerment)を支援する「マリーン(MARINE)イニシアティブ」の立ち上げを表明し、海洋プラスチックごみ問題における日本の取組姿勢を広く知らしめることができた。マリーンイニシアティブについてはアジア地域におけるプラスチックごみの排出防止策を実現するためのUNEPの取組(流出源・経路の特定や対策の効果の査定等)に我が国から6億2,700万円、またUNEP

国際環境技術センター (IETC) による環境上適正な廃棄物管理・処理技術支援に1億円を支出して支援するなどの実績を積んだ。更にバーゼル条約において、我が国がノルウェーと共同提案した汚れたプラスチックごみのバーゼル条約の規制対象への追加が採択され、有害廃棄物の適正管理の前進に貢献した。廃棄物管理の中心として大阪所在の UNEP 国際環境技術センター (IETC) においては、地球環境行動会議 (GEA) 国際会議 2020、持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル関連イベントにおいて IETC による海洋プラスチックごみ対策に関するプレゼンの機会を設け、廃棄物管理も含めた海洋プラスチックごみ対策の重要性を訴える等の実績をあげた。 (平成 30・令和元・2 年度:地球環境問題への取組(達成手段②)、海洋プラスチックごみ対策促進支援国際会議開催に係る経費(達成手段③)、令和2 年度:国際連合環境計画(UNEP)拠出金(任意拠出金)(達成手段③)、国連環境計画(UNEP) 国際環境技術センター拠出金(達成手段②))

【測定指標2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *】

平成27年に発表した「美しい星への行動2.0 (ACE2.0)」(令和2.年に官民合わせて1兆3,000億円の気候変動対策支援実施を表明)は、令和元年において、約1.37兆円の気候変動に係る支援を実施しており、着実に達成している。COP24、COP25で合意に至らなかった論点は、COP26が延期となり未だ積み残しとなっているが、我が国は、主催したG20適応及び気候強靭性ワークプログラムや気候持続可能性作業部会、オンラインで開催された「ジューン・モメンタム」等マルチのフォーラムにおいて、精力的に議論に参加し、国際社会における気候変動対策に対する機運を高めることに貢献した。(平成30・令和元・2年度:気候変動問題への取組(達成手段③)、G20適応及び気候強靭性ワークプログラム関連会合経費(達成手段⑥)、G20気候持続可能性作業部会開催経費(達成手段⑦))上記取組に加えて、評価対象期間中、国連気候変動枠組条約や気候技術センター・ネットワーク(CTCN)などの国際機関を活用しつつ、パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に貢献した。(平成30・令和元・2年度:気候変動問題への取組(達成手段③)、令和2年度:気候変動枠組条約(UNFCCC)拠出金(達成手段④)、気候変動枠組条約(京都議定書)拠出金(義務的拠出金)(達成手段⑩)、気候技術センター・ネットワーク(CTCN)拠出金(任意拠出金)(達成手段⑭)等)

【測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *】

我が国は、様々な災害を経験し、防災・減災対策、復旧・復興の取組を重ねてきた防災先進国であり、世界の強靭化に大いに貢献できる立場にある。平成30年度には「仙台防災協力イニシアティブ」の目標である「2015年から2018年までの4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施」の目標値を上回る支援を実施した(実績値:2015年から2018年までの4年間で計50億ドルの協力、7.8万人の人材育成を実施)。令和元年度には「仙台防災協力イニシアティブ」の後継である「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表し、その後も評価対象期間にわたって途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダー及び次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を実施するなど、災害に強い世界の強靱化に貢献した。今後も、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」の期限である令和4(2022)年及び「仙台防災枠組」の期限である令和12(2030)年に向けて、防災分野での国際貢献を進める。(平成30・令和元・2年度:地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進(達成手段①)、令和2年度:国連防災機関(UNDRR)拠出金等(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

新型コロナウイルス感染症からの復興の文脈において、国際社会では、改めて環境問題、気候変動や防災など諸課題に対する取組への機運が高まっている。SDGs は、引き続き、これらの地球規模課題への取組の中で羅針盤として位置付けられ、我が国が指導力を発揮し、国際社会に貢献してくためにも、SDGs に対する日本の指導理念を明確にし、求心力のある取組を行う必要があり、今後もこれら取組を力強く推進することを目標とする。

【測定指標】

測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

生物多様性条約については令和3年度内に締約国会議(COP15)が予定されており、愛知目標に続くポスト2020生物多様性枠組の議論に積極的に関与していく。

海洋プラスチックごみ問題については、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けて、各種国際会議の機会において、日本政府及び企業などの取組を紹介しつつ、同問題の解決に向けた国際的な取組に貢献していく。

測定指標2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

国際社会においても、気候変動対策への気運は益々高まりを見せている。そのような中、令和2年10月、菅総理大臣は2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すと宣言し、政府全体での取組の強化が進んでいる。パリ協定が目指す脱炭素社会の実現に向け、気候変動問題の解決に向けた取組の推進を進めていく重要性は益々高まっている。これらの理由により、測定指標は維持した。

測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

上記の施策の分析のとおり、令和元年に発表した「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を踏まえ、途上国の防災計画の策定支援や人材育成に着実に取り組んでいるところである。令和3年度以降も引き続き、世界の強靱化に貢献する「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」及び「世界津波の日」の啓発活動等の推進を目標とすることが適切である。

作成にあたって使用した資料その他の情報

外務省ホームページ

地球環境

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/index.html)

気候変動

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/index.html)

防災

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bousai.html)

第3回国連防災世界会議

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001128.html)

世界津波の日

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page25_000294.html)